

日野市議会会議録

昭和61年第1回定例会

第1号～第17号

3月10日開会

4月10日閉会

日野市議会

日野市立図書館 81-7354



1544986

昭和61年 第1回定例会日程

- 3月10日 (月曜日) 仮議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、日野市議会議長選挙
- 3月11日 (火曜日) 日野市議会議長選挙
- 3月12日 (水曜日) 日野市議会議長選挙
- 3月13日 (木曜日) 日野市議会議長選挙
議席の指定、会議録署名議員の指名、日野市議会副議長選挙
- 3月14日 (金曜日) 日野市議会常任委員会委員の選任
- 3月17日 (月曜日) 日野市議会常任委員会委員の選任
- 3月18日 (火曜日) 日野市議会常任委員会委員の選任、日野市議会昭和61年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任、日野市議会特別委員会設置及び委員の選任
- 3月19日 (水曜日) 会期の決定、所信表明、行政報告、諸般の報告
- 3月20日 (木曜日) 議案上程、請願上程
- 3月31日 (月曜日) 審査報告、議案上程
- 4月1日 (火曜日) 議案上程
- 4月2日 (水曜日) 一般質問
- 4月4日 (金曜日) 一般質問
- 4月7日 (月曜日) 一般質問
- 4月8日 (火曜日) 一般質問
- 4月9日 (水曜日) 一般質問
- 4月10日 (木曜日) 一般質問、請願上程

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録目次

○ 3月10日 月曜日(第1日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開	3
仮議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
日野市議会議長選挙	4
延	5

○ 3月11日 火曜日(第2日)

出席議員	7
欠席議員	7
出席説明員	8
議事日程	8
開	9
日野市議会議長選挙	9
会期の延長	9
延	10

○ 3月12日 水曜日(第3日)

出席議員	11
欠席議員	11

出席説明員	12
議事日程	12
開議	13
日野市議会議長選挙	13
延会	13

○ 3月13日 木曜日(第4日)

出席議員	15
欠席議員	15
出席説明員	16
議事日程	16
開議	19
日野市議会議長選挙	19
会期の延長	22
議席の指定	23
会議録署名議員の指名	24
日野市議会副議長選挙	24
散会	26

○ 3月14日 金曜日(第5日)

出席議員	27
欠席議員	27
出席説明員	28
議事日程	28
開議	29

(選任)

日野市議会常任委員会委員の選任について	29
会期の延長	29

延 会	30
-----	----

○ 3月17日 月曜日(第6日)

出席議員	31
欠席議員	32
出席説明員	32
議事日程	32
開 議	33
(選 任)	
日野市議会常任委員会委員の選任について	33
会 期 の 延 長	33
延 会	34

○ 3月18日 火曜日(第7日)

出席議員	35
欠席議員	35
出席説明員	36
議事日程	36
開 議	39
会 期 の 延 長	39
(選任・設置)	
日野市議会常任委員会委員の選任について	39
日野市議会昭和61年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について	40
日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について	40
散 会	41

○ 3月19日 水曜日(第8日)

出席議員	43
欠席議員	43
出席説明員	44
議事日程	44
開議	47
会期の決定	47
所信表明	47
行政報告	65
諸般の報告	123
散会	123

○ 3月20日 木曜日(第9日)

出席議員	125
欠席議員	125
出席説明員	126
議事日程	126
開議	131

(議案上程)

議案第1号	昭和60年度日野市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告承認について	131
議案第2号	昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告承認について	131
議案第3号	昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告承認について	131
議案第4号	昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第4号)の専決処分の報告承認について	131
議案第5号	昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算	

	(第3号)の専決処分の報告承認について	131
議案第6号	昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算 (第2号)の専決処分の報告承認について	131
議案第7号	日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	134
議案第8号	日野市立幼児教育センター設置条例の制定について	136
議案第9号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	156
議案第10号	日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例 の制定について	156
議案第11号	日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	156
議案第12号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について	163
議案第13号	日野市勤労・青年会館条例の制定について	163
議案第14号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制 定について	163
議案第15号	日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定につ いて	169
議案第16号	日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定につい て	169
議案第17号	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時 特例条例の制定について	174
議案第18号	日野市奨学金条例の制定について	177
議案第19号	昭和60年度日野市一般会計補正予算について (第5号)	186
議案第20号	昭和60年度日野市国民健康保険特別会計補正予算に ついて(第3号)	192

議案第	21号	昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について(第4号)	194
議案第	22号	昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算について(第4号)	196
議案第	23号	昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第5号)	198
議案第	24号	昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について(第4号)	200
議案第	25号	昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第3号)	202
議案第	26号	昭和60年度日野市老人保健特別会計補正予算について(第3号)	203
議案第	27号	昭和61年度日野市一般会計予算について	205
議案第	28号	昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算について	217
議案第	29号	昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について	220
議案第	30号	昭和61年度日野市下水道事業特別会計予算について	223
議案第	31号	昭和61年度日野市立総合病院事業会計予算について	226
議案第	32号	昭和61年度日野市受託水道事業特別会計予算について	229
議案第	33号	昭和61年度日野市農業共済事業特別会計予算について	232
議案第	34号	昭和61年度日野市老人保健特別会計予算について	234
議案第	35号	昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について	235
議案第	36号	市道路線の廃止について	236
議案第	37号	市道路線の認定について	236

議案第 38号	日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について	236
議案第 39号	日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について	237
議案第 40号	日野市小規模事業者育成条例の制定について	239
議案第 41号	日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	240
議案第 42号	人権擁護委員の推薦について	241
(報告事項)		
報告第 1号	交通事故(日野市日野本町四丁目1番地の8先路上の市の義務に属する事故)の専決処分報告について	243
(請願上程)		
請願第61-1号	「40人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願	244
散 会		244

○ 3月31日 月曜日(第10日)

出席議員		245
欠席議員		245
出席説明員		246
議事日程		246
開 議		248
議案第27号、昭和61年度日野市一般会計予算の訂正について		248
(議案審査報告)	(一般会計予算特別委員会)	
議案第 27号	昭和61年度日野市一般会計予算について	250
	(特別会計予算特別委員会)	
議案第 28号	昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算について	251
議案第 29号	昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計予算に	

		ついて	251
議案第	30号	昭和61年度日野市下水道事業特別会計予算について	251
議案第	31号	昭和61年度日野市立総合病院事業会計予算について	251
議案第	32号	昭和61年度日野市受託水道事業特別会計予算について	251
議案第	33号	昭和61年度日野市農業共済事業特別会計予算について	251
議案第	34号	昭和61年度日野市老人保健特別会計予算について	251
議案第	35号	昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について	251
		(総務委員会)	
議案第	7号	日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	255
議案第	9号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	255
議案第	10号	日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	257
議案第	11号	日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	258
		(文教委員会)	
議案第	8号	日野市立幼児教育センター設置条例の制定について	259
議案第	18号	日野市奨学金条例の制定について	265
		(厚生委員会)	
議案第	12号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	266
議案第	13号	日野市勤労・青年会館条例の制定について	267
議案第	14号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について	267

議案第 17号	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時 特例条例の制定について	267
	(建設委員会)	
議案第 15号	日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定につ いて	269
議案第 16号	日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定につ いて	269
議案第 36号	市道路線の廃止について	269
議案第 37号	市道路線の認定について	269
議案第 38号	日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関す る協定の一部を変更する協定の締結について	269
議案第 39号	日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価に ついて	269
議案第 40号	日野市小規模事業者育成条例の制定について	269
	(請願審査報告)	
	(文教委員会)	
請願第61-1号	「40人学級即時完全実施」のための日野市議会の意 見書を求める請願	274
	(議案上程)	
議案第 43号	日野市農業共済事業運営協議会委員の選任について	275
延 会		277
○ 4月1日 火曜日(第11日)		
出席議員		279
欠席議員		280
出席説明員		280
議事日程		280
開 議		283
	(議案上程)	

議案第 44号 日野市監査委員の選任について	283
------------------------	-----

(選挙・選任)

東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について	284
東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙について	284
南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について	285
東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について	286
東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について	286
南多摩斎場組合議会議員の選挙について	286
日野市農業委員会委員の推薦について	288
日野市消防委員(議会選出)の選任について	289

散 会	291
-----	-----

○ 4月2日 水曜日(第12日)

出席議員	293
欠席議員	293
出席説明員	294
議事日程	294
開 議	295

(一般質問)

中谷好幸議員

1. 老人医療費無料化制度の復活のために 295
2. 専用水道地域の給水移管について 305
3. 通学路の整備、安全の確保について 310

小山良悟議員

1. 5,666万までも税金のむだ遣い? 森田行政! 315
2. 断じて許せない共産党の不当な選挙活動 334
3. 早期着工せよ、明星住宅の避難路 338

夏井明男議員

1. 日野市財政計画を早期に策定せよ	340
2. 地方自治発展の為に1提案	342
3. 日野市において減税はできないか	350
4. ボランティア活動等の現状と将来について	358

川嶋 博 議員

1. 市民生活を優先する日野市政の新年度計画について考え方を問う	362
2. 昭和61年度市議会議員選挙について	368

散 会	370
-----	-----

○ 4月4日 金曜日(第13日)

出席議員	371
欠席議員	372
出席説明員	372
議事日程	372
開 議	373

(一般質問)

板垣正男 議員

1. 住民の意見を反映させた桑園跡地(留保地)の利用計画を促進せよ	373
2. 日野駅舎改築、ガード拡幅等の協議の進捗について	379
3. 都営住宅建設と汚水処理場の周辺地域住民の利用の可能性について	381
4. 地元業者への工事、物品発注割合を大幅にふやすために	384

簗野行雄 議員

1. 地域の諸問題について	394
---------------	-----

名古屋史郎 議員

1. パート条例の制定にむけて	418
2. さらに学校給食の充実を	425
3. 健康都市実現にむけて	
生活保健センターの事業内容について	431

竹ノ上 武俊 議員

1. 原子爆弾被爆者に市独自の援護策をいそげ 441
2. 「バス不便区域」へさしあたっての解決策を 452
3. 高幡踏切の立体化促進とバス直進道路の新設について 456
4. グラウンド増設の促進をと問う 459

散 会 462

○ 4月7日 月曜日(第14日)

出席議員	463
欠席議員	463
出席説明員	464
議事日程	464
開議	465

(一般質問)

米沢 照男 議員

1. 行財政調査会の中間答申について 465
2. 南平地域のまちづくりについて 469
3. 河川グラウンド・ゲートボール場へのトイレの設置 477
4. 平山苑、南平台への地区センター設置について 480

古賀 俊昭 議員

1. かけ声だけの、革新・森田市長の行政改革について 482
2. 地区センター(神明、日野台二丁目)の建設について 500

谷 長一 議員

1. 円高不況と法人税について問う 504

鈴木 美奈子 議員

1. 市立老人ホームの建設について 516
2. 老人介護センターの建設について 520
3. 40人学級の早期実施をはかれ 522

4. いじめ対策について	526
5. 学校給食の民間委託に反対し、自校方式を守れ	531
散 会	533

○ 4月8日 火曜日(第15日)

出席議員	535
欠席議員	536
出席説明員	536
議事日程	536
開 議	537

(一般質問)

奥住 日出男 議員

1. 青少年の健全育成について	537
-----------------	-----

馬場 弘融 議員

1. 憲法について市長の考え方を問う	548
2. 行政コストと市民サービスのあり方について	561

石坂 勝雄 議員

1. 公共施設の建設に当たり基準の策定について問う<道路(市道)、 小公園、地区センター、図書館等>	572
2. 児童、生徒の校外での生活指導について問う	586

小俣 昭光 議員

1. 下水道年次事業計画について	590
2. 西平山・東平山地域の町づくりについて	596
3. 保育園・学童クラブの充実について	602

散 会	610
-----	-----

○ 4月9日 水曜日(第16日)

出席議員	611
------	-----

欠席議員	611
出席説明員	612
議事日程	612
開議	613

(一般質問)

市川資信議員

1. 日野市の長期基本ビジョンを立てよ 613
2. 専用水道都一元化に伴う市の対応を質す 636

馬場繁夫議員

1. 学校教育(教育行政)の充実と課題 636
2. 国際平和年と地方行政の役割 657

高橋徹議員

1. 行政改革について 661

散会 661

○ 4月10日 水曜日(第17日)

出席議員	663
欠席議員	663
出席説明員	664
議事日程	664
開議	667

(一般質問)

一ノ瀬隆議員

1. ゴミ問題の解決を目指して 667

福島敏雄議員

1. 10年先を目標とした町づくりを考えよう 687

(請願上程)

請願第61-2号 程久保662番地地域山林緑地保存に関する請願 711

(継続審査議決)

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件	711
スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件	712
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件	712
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件	712
午後 3 時 20 分休憩後、再開に至らず閉会	713

3 月 10 日 月曜日 (第 1 日)

昭和 6 1 年
第 1 回定例会

日野市議会会議録 (第 1 号)

3 月 10 日 月曜日 (第 1 日)

出席議員(30名)

1 番	福 島 敏 雄 君	2 番	中 谷 好 幸 君
3 番	小 俣 昭 光 君	4 番	小 山 良 悟 君
5 番	谷 長 一 君	6 番	福 島 盛之助 君
7 番	高 橋 徹 君	8 番	土 方 尚 功 君
9 番	山 口 達 夫 君	10 番	天 野 輝 男 君
11 番	一ノ瀬 隆 君	12 番	板 垣 正 男 君
13 番	鈴 木 美 奈 子 君	14 番	川 嶋 博 君
15 番	奥 住 日 出 男 君	16 番	馬 場 繁 夫 君
17 番	夏 井 明 男 君	18 番	馬 場 弘 融 君
19 番	高 橋 徳 次 君	20 番	旗 野 行 雄 君
21 番	古 賀 俊 昭 君	22 番	竹ノ上 武 俊 君
23 番	米 沢 照 男 君	24 番	中 山 基 昭 君
25 番	秦 正 一 君	26 番	名 古 屋 史 郎 君
27 番	宮 沢 清 子 君	28 番	黒 川 重 憲 君
29 番	市 川 資 信 君	30 番	石 坂 勝 雄 君

欠 席 議 員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 川久保友子君

議事日程

昭和61年3月10日(月)

午前10時開会

日程第1	仮議席の指定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	日野市議会議長選挙

本日の会議に付した事件

日程第1から第4まで

午前10時25分 開会

○議会議務局長（岩沢代吉君） おはようございます。議会議務局長の岩沢でございます。

本日は、改選後初の議会でございますので、前例に従いまして、私から参集の御案内を申し上げた次第でございます。何とぞ御了承を願います。したがいまして、選挙後の最初の議会がありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。したがいまして、出席議員中、旗野行雄議員が年長議員でありますので、御紹介を申し上げます。

それでは旗野行雄議員、議長席にお着き願います。

〔旗野行雄議員議長席に着席〕

○臨時議長（旗野行雄君） おはようございます。ただいま御紹介にあずかりました旗野行雄でございます。何分にもふなれでございますが、地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行うことになりました。何とぞよろしく御協力お願いいたします。

ただいまの出席議員29名であります。定足数に達しておりますので、ここに昭和61年第1回日野市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、市長より発言を求められておりますので、許可いたします。市長。

○市長（森田喜美男君） 異例の発言をお許しをいただきました。

本来、議会の理事者席に当然座っていきなかりません助役並びに教育長、この兩名の席が欠けておるわけでありまして、このことにつきましては、先日の顔合わせをできた会合で一応のお話は申し上げさせていただいたわけでございますが、兩名とも今入院加療中でございますが、したがいまして、大変議会として礼に欠けることになっておりますが、その点、御容赦をお願い申し上げます。

しかし、責任者として不在でありますことは、少なくとも議事の審議に関しましては御迷惑をかけない、こういう決意で臨みますので、何分ともよろしくお願いを申し上げます。

貴重なお時間、おわびをさせていただきました。

○臨時議長（旗野行雄君） これより日程第1、仮議席の指定の件を議題といたします。仮議席の指定の件については、議事進行上、臨時議長において指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

これより日程第2、臨時議長における会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、臨時議長において

一ノ瀬 隆 君

高橋 徳次君

を指名いたします。

これより日程第3、日野市議会議長選挙における会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。日野市議会議長選挙における会期については、本日より11日まで2日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箕野行雄君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会議長選挙における会期は、本日より11日まで2日間と決定いたしました。

これより日程第4、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箕野行雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午後 4時46分 再開

○臨時議長（箕野行雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箕野行雄君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。

時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後 4時48分 延会

3月11日 火曜日 (第2日)

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録 (第2号)

3月11日 火曜日 (第2日)

出席議員(30名)

1番	福島敏雄君	2番	中谷好幸君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷長一君	6番	福島盛之助君
7番	高橋徹君	8番	土方尚功君
9番	山口達夫君	10番	天野輝男君
11番	一ノ瀬隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋博君
15番	奥住日出男君	16番	馬場繁夫君
17番	夏井明男君	18番	馬場弘融君
19番	高橋徳次君	20番	旗野行雄君
21番	古賀俊昭君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	秦正一君	26番	名古屋史郎君
27番	宮沢清子君	28番	黒川重憲君
29番	市川資信君	30番	石坂勝雄君

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次君

速記者 保木シゲル君

議事日程

昭和61年3月11日(火)

午前10時開議

日程第1 日野市議会議長選挙

追加日程第1 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1まで

午前 10 時 19 分 開議

○臨時議長（ 旗野行雄君 ） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 25 名であります。

これより日程第 1、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（ 旗野行雄君 ） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前 10 時 20 分 休憩

午後 4 時 43 分 再開

○臨時議長（ 旗野行雄君 ） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（ 旗野行雄君 ） 御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を 3 月 13 日まで 2 日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（ 旗野行雄君 ） 御異議ないものと認めます。よって会期は 3 月 13 日まで 2 日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（ 旗野行雄君 ） 御御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。

時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時44分 延会

3月12日 水曜日 (第3日)

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録 (第3号)

3月12日 水曜日 (第3日)

出席議員(30名)

1番	福島敏雄君	2番	中谷好幸君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷長一君	6番	福島盛之助君
7番	高橋徹君	8番	土方尚功君
9番	山口達夫君	10番	天野輝男君
11番	一ノ瀬隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋博君
15番	奥住日出男君	16番	馬場繁夫君
17番	夏井明男君	18番	馬場弘融君
19番	高橋徳次君	20番	旗野行雄君
21番	古賀俊昭君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	秦正一君	26番	名古屋史郎君
27番	宮沢清子君	28番	黒川重憲君
29番	市川資信君	30番	石坂勝雄君

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松夫君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 浜田文子君

議事日程

昭和61年3月12日(水)

午前10時開議

日程第 1 日野市議会議長選挙

本日の会議に付した事件

日程第 1

午前 10 時 14 分 開議

○臨時議長（ 旗野行雄君 ） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 26 名であります。

これより日程第 1、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（ 旗野行雄君 ） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前 10 時 15 分 休憩

午後 4 時 47 分 再開

○臨時議長（ 旗野行雄君 ） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（ 旗野行雄君 ） 御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

明日の本会議は午前 10 時より開議いたします。

時間厳守でご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 48 分 延会

3月13日 木曜日 (第4日)

昭和61年

第1回定例会

日野市議会会議録 (第4号)

3月13日 木曜日 (第4日)

出席議員(30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者療成所 所長 関根福次

速記者 田辺雅子君

議事日程

昭和61年3月13日(木)

午前10時開議

日程第 1	日野市議会議長選挙
追加日程第1	会期の延長
追加日程第2	議席の指定
追加日程第3	会議録署名議員の指名
追加日程第4	日野市議会副議長選挙

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1から第4まで

午前 10 時 9 分 開議

○臨時議長（ 簗野行雄君 ） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 29 名であります。

これより日程第 1、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（ 簗野行雄君 ） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前 10 時 10 分 休憩

午後 4 時 47 分 再開

○臨時議長（ 簗野行雄君 ） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（ 簗野行雄君 ） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（ 簗野行雄君 ） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 4 時 48 分 休憩

午後 8 時 18 分 再開

○臨時議長（ 簗野行雄君 ） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（ 簗野行雄君 ） 御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（笹野行雄君） ただいまの出席議員は30名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に馬場弘融君と中谷好幸君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（笹野行雄君） 御異議ないものと認めます。よって立会人に馬場弘融君と中谷好幸君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（笹野行雄君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（笹野行雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（笹野行雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（馬場 守君） それではただいまより点呼をいたします。

福島 敏雄 議員〔投票〕

中谷 好幸 議員〔投票〕

小俣 昭光 議員〔投票〕

小山 良悟 議員〔投票〕

谷 長一 議員〔投票〕

福島盛之助 議員〔投票〕

高橋 徹 議員〔投票〕

土方 尚功 議員〔投票〕

山口 達夫 議員〔投票〕

天野 輝男 議員〔投票〕

一ノ瀬 隆 議員〔投票〕

板垣 正男 議員〔投票〕

鈴木美奈子 議員〔投票〕

川嶋 博 議員〔投票〕

奥住日出男 議員〔投票〕

馬場 繁夫 議員〔投票〕

夏井 明男 議員〔投票〕

馬場 弘融 議員〔投票〕

高橋 徳次 議員〔投票〕

古賀 俊昭 議員〔投票〕

竹ノ上武俊 議員〔投票〕

米沢 照男 議員〔投票〕

中山 基昭 議員〔投票〕

秦 正一 議員〔投票〕

名古屋史郎 議員〔投票〕

宮沢 清子 議員〔投票〕

黒川 重憲 議員〔投票〕

市川 資信 議員〔投票〕

石坂 勝雄 議員〔投票〕

簗野 行雄 議員〔投票〕

以上でございます。

○臨時議長（簗野行雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簗野行雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（簗野行雄君） これより開票を行います。

馬場弘融君、中谷好幸君、立ち会いを願います。

〔開票〕

○臨時議長（簗野行雄君） 選挙の結果を事務局長をして報告いただきます。

○議会事務局長（岩沢代吉君） 選挙の結果を御報告申し上げます。

投票総数 30票

有効投票 30票

有効投票中

黒川 重憲 議員 24票

米沢 照男 議員 6票

以上でございます。（拍手）

○臨時議長（簗野行雄君） 以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって黒川重憲君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました黒川重憲君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

黒川重憲君、議長席にお着き願います。

これをもって議長を交代いたします。大変未熟でございましたが、御協力ありがとうございました。（拍手）

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（黒川重憲君） ただいま日野第13代市議会議長の大任を拜しました黒川重憲でございます。もとより微力な私でございますので、どうか皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら、15万市民の生活安定のため、日野市議会のますますの発展のために全力でがんばってまいり決意でございます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を3月14日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会期は3月14日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 8時31分 休憩

午後 11時12分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます

お諮りいたします。この際、議席の指定の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御御異議ないものと認めます。よって本件の日程に追加し議題とすることに決しました。

議席の指定の件を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。

○議会議務局次長（馬場 守君） 朗読いたします。

1番 奥住 日出男 議員	2番 官 沢 清 子 議員
3番 高 橋 徹 議員	4番 土 方 尚 功 議員
5番 山 口 達 夫 議員	6番 天 野 輝 男 議員
7番 福 島 盛之助 議員	8番 福 島 敏 雄 議員
9番 中 谷 好 幸 議員	10番 小 俣 昭 光 議員
11番 川 嶋 博 議員	12番 馬 場 繁 夫 議員
13番 夏 井 明 男 議員	14番 小 山 良 悟 議員
15番 馬 場 弘 融 議員	16番 高 橋 徳 次 議員
17番 旗 野 行 雄 議員	18番 一ノ瀬 隆 議員
19番 板 垣 正 男 議員	20番 鈴 木 美 奈 子 議員
21番 中 山 基 昭 議員	22番 秦 正 一 議員
23番 黒 川 重 憲 議員	24番 古 賀 俊 昭 議員
25番 谷 長 一 議員	26番 市 川 資 信 議員
27番 石 坂 勝 雄 議員	28番 名 古 屋 史 郎 議員
29番 竹ノ上 武 俊 議員	30番 米 沢 照 男 議員

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 議席の移動をお願いします。

〔議席移動〕

○議長（黒川重憲君） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたしました。

お諮りいたします。この際、会議録署名議員の指名の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

1番 奥 住 日出男 君

2番 宮 沢 清子 君

を指名いたします。

お語りいたします。この際、日野市議会副議長選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日野市議会副議長選挙の件を議題といたします。

お語りいたします。選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（黒川重憲君） ただいまの出席議員は30名であります。

お語りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に福島敏雄君と夏井明男君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって立会人に福島敏雄君と夏井明男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（黒川重憲君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（黒川重憲君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（馬場 守君） 点呼をいたします。

奥住日出男 議員〔投票〕

宮沢 清子 議員〔投票〕

高橋 徹 議員〔投票〕

土方 尚功 議員〔投票〕

山口 達夫 議員〔投票〕

天野 輝男 議員〔投票〕

福島盛之助 議員〔投票〕

福島 敏雄 議員〔投票〕

中谷 好幸 議員〔投票〕

小俣 昭光 議員〔投票〕

川嶋 博 議員〔投票〕

馬場 繁夫 議員〔投票〕

夏井 明男 議員〔投票〕

小山 良悟 議員〔投票〕

馬場 弘融 議員〔投票〕

高橋 徳次 議員〔投票〕

簗野 行雄 議員〔投票〕

一ノ瀬 隆 議員〔投票〕

板垣 正男 議員〔投票〕

鈴木美奈子 議員〔投票〕

中山 基昭 議員〔投票〕

秦 正一 議員〔投票〕

古賀 俊昭 議員〔投票〕

谷 長一 議員〔投票〕

市川 資信 議員〔投票〕

石坂 勝雄 議員〔投票〕

名古屋史郎 議員〔投票〕

竹ノ上武俊 議員〔投票〕

米沢 照男 議員〔投票〕

黒川 重憲 議員〔投票〕

以上です。

○議長（黒川重憲君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（黒川重憲君） これより開票を行います。

福島敏雄君、夏井明男君立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（黒川重憲君） 選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（岩沢代吉君） 選挙の結果を御報告申し上げます。

投票総数 30票

有効投票 30票

有効投票中

中山基昭 議員 30票であります。

以上御報告申し上げました。（拍手）

○議長（黒川重憲君） 以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって、中山基昭君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中山基昭君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

新しく当選されました副議長のあいさつを求めます。（拍手）

〔副議長登壇〕

○副議長（中山基昭君） ただいま副議長に信任をいただきました中山基昭でございます。何分にも不慣れな大任でございます。議員各位の御指導と御鞭撻をいただきながら、この任務を務めてまいりたいと思います。どうか議長ともどもよろしく願いをいたします。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（黒川重憲君） 本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。

時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後11時26分 散会

3月14日 金曜日 (第5日)

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録 (第5号)

3月14日 金曜日 (第5日)

出席議員(30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 保木 シゲル 君

議事日程

昭和61年3月14日(金)

午前10時開議

(選任)

日程第 1 日野市議会常任委員会委員の選任について

追加日程第1 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1まで

午前10時23分 開議

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、日野市議会常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午後 4時28分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を3月17日まで、3日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会期は3月17日まで3日間延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 4時30分 休憩

午後 5時52分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

本日の未了日程は17日の日程といたします。

17日の本会議は午前10時より開議いたします。

時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午後 5時53分 延会

3月17日 月曜日 (第6日)

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録 (第6号)

3月17日 月曜日 (第6日)

出席議員(30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簀野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 川久保友子君

議事日程

昭和61年3月17日(月)

午前10時開議

(選任)

日程第1 日野市議会常任委員会委員の選任について

追加日程第1 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1まで

午前 10時 8分 開議

○議長（黒川重憲君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 28名であります。

これより日程第 1、日野市議会常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前 10時 9分 休憩

午後 4時 47分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を 3月 18日まで 1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会期は 3月 18日まで 1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 4時49分 休憩

午後11時30分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。

時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時31分 延会

3月18日 火曜日 (第7日)

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録 (第7号)

3月18日 火曜日 (第7日)

出席議員 (30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 小野口純子君

議事日程

昭和61年3月18日(火)

午前10時開議

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 日野市議会常任委員会委員の選任について |
| 日程第 2 | 日野市議会昭和61年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について |
| 日程第 3 | 日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について |
| 追加日程第 1 | 会期の延長 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 3 及び追加日程第 1 まで

午後 4時42分 開議

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を3月19日まで、1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会期は3月19日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 4時44分 休憩

午後 8時55分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第1、日野市議会常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

議員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、ただちに本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任委員会委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第2、日野市議会昭和61年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、ただちに本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会昭和61年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第3、日野市議会特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、ただちに本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。市川資信君。

○26番（市川資信君） ただいま議長から、特別委員会委員の名簿の承認の件があるんですが、この中に、議会運営委員会の名簿が載っていないんですが、これでよろしいんでしょうか。確認させていただきます。

○議長（黒川重憲君） 議会事務局長に答弁を求めます。

○議会事務局長（岩沢代吉君） ただいまの件につきまして、お答えいたします。

今までの慣例といたしまして、議会運営委員会につきましては、御提出をしていなかったということから、今回も御提出をいたしませんでしたので、ひとつ御了解いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 了解いたしました。

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会特別委員会設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 9時 0分 散会

3月19日 水曜日 (第8日)

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録 (第8号)

3月19日 水曜日 (第8日)

出席議員(29名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	旗野行雄君
18番	一ノ瀬隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員(1名)

14番 小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10-3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 浜田文子

議事日程

昭和61年3月18日(水)

午前10時開議

日程第1 会期の決定

日程第2 所信表明

日程第3 行政報告

日程第4 諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第1から第4まで

○議長（黒川重憲君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第1、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（市川資信君） おはようございます。先般の議会運営委員会におきまして、委員長に任命されました。もとより浅学非才、若輩ではございますけれども、皆さんの御指導を賜りながら務めさせていただきたい、とかように存じます。よろしくお願いいたします。

昭和61年度日野市議会第1回定例会の議会運営委員会の報告をさせていただきます。

昨日、議会散会后、議会運営委員会を開きまして、既に御周知のとおり、3月10日より第1回定例議会は開かれておるわけでございますが、新議長誕生のもとに、新たに日程表を作成いたしました。

会期につきましては、4月の10日までとさせていただきます。

議案につきましては、第1号から42号まで合計42件でございます。さらに、請願が1件上程されております。

通告質問につきましては、合計21名の方から51件の一般質問が提出されております。

なお会期中4月の3日は、市長公務のために欠席ということでございますので、休会とさせていただきます。

以上で終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期を4月10日まで22日間延長することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会期は4月10日まで22日間延長することに決しました。

これより日程第2、所信表明を行います。理事者から所信表明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　まず本日ここに参集されました議員各位に対し、さきの日野市議會議員選挙におけるの栄えある御当選をお祝い申し上げますとともに、日野市政発展のために今後の御活躍を御期待申し上げる次第であります。

さて、昭和61年第1回市議会定例会の開会に当たり所信を申し述べて、市議会及び市民の皆さんに一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は昨年4月、市民の御支持をいただき、重ねて市政担当の任を与えられておりますが、その重責に対し、市政の進むべき大局を見定め、展望に誤りのないよう深慮しているところであります。

昭和48年市長に就任して以来、人間尊重の基本理念に立脚して「憲法を市政に生かし、市民の命と暮らしを守る」ことと「緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくる」ことを市政推進の中心テーマと考え、そのまちづくりのために専念してまいりました。この間には、石油ショックに続く財政危機など幾多の試練を経験しましたが、市議会の御指導と市民の御理解によって、おおむね適切なかじ取りを進めることができたことを感慨をもって感謝しております。また、経済の高度成長期には乱開発や人口急増による予測しないひずみもありましたが、市民自治の努力と適応した対処によって、市勢は今日の発展状況を迎えるに至っております。

今日、市民の多くは、定住志向の中から日常生活に文化とスポーツ活動への意欲が高まり、活発な参加とともに地域連帯の輪とコミュニティ活動への関心がいよいよ広がっております。そのために、道路、公共下水道を初めとする生活基盤の整備に加えて、コミュニティ施設、健康施策の充実など市政に求められる趨勢が変わりつつあります。

このことは、本市まちづくりの目標であります「緑と文化の市民都市」現実への努力が一定の成果を上げつつあることを確信するとともに、高齢化社会の到来、高度情報化社会への移行に合わせて、新しいニーズが生れつつあることも予測されるところであります。

私は、これまで築いてきた市民の御理解と英知をおかりして、人間尊重の基本理念を揺るがすことなく、時代の変化に対応できる市政の推進に情熱を持って邁進する所存であります。

私が約束した市政ビジョンの六つの柱は、

1. 市民の権利を大切にし、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり
2. 子供たちが健やかに成長し、文化性と人間性豊かなまちづくり

3. 緑と清流の都市基盤を整え、市民参加のまちづくり
4. 中小企業、商店の振興と消費者に魅力あるまちづくり
5. 憲法を市政に生かし、住民自治の花咲くまちづくり
6. 核兵器廃絶・平和都市宣言の草の根運動を広げるまちづくり

であります。このことを市政運営の基本とし、公約の着実な実行を前提としながら、創意と工夫の施策をきめ細かく実施し、市民の負託にこたえてまいる所存であります。

憲法に基づく地方自治制度が定められて、間もなく40年を迎えようとしております。民主主義の根幹である自治制度は、今日、市民の自治意識の高まりと相まって、市民生活の中に深く根づきつつある一方、国の財政危機に伴う地方への責任転嫁、自治体の機関委任事務における国の代執行権の強化などにも見られるように、地方自治の存立基盤が大きく揺り動かされようとしていることを私は憂慮いたします。

申すまでもなく、自治体運営は地域住民と行政の責任において運営されるべきものであり、行財政の改善につきましても、自治体の主体性によって取り組むべきものであります。国と地方の間で適切な役割分担の見直しが必要なことは言うまでもありませんが、それは地方自治拡大の方向で進められるべきものであると考えます。

今日、要請されている自治体の改革は、高齢化、高度情報化、意識の多様化など社会の変化に即応できる機能的・効率的な行政システムをつくり上げることであります。このためには、国・地方を通ずる行政事務と財源の再配分、地方への権限の委譲が求められるとともに、自主的かつ積極的に都市経営体としての自己革新に努めなければならないと考えております。

私は市民生活を守り、地方自治を確立するため、今後とも全国市長会を初め関係諸団体と共同行動を行って、地方自治を確立する努力にあわせて、職員の能力開発、事務処理の機械化などを一層推し進め、新たな行政課題に対処し、健全財政の堅持とスクラップ・アンド・ビルドの自主的な行政改革を進める考えであります。

平和で心豊かな明るい生活を送ることは、人間だれしも共通の願いであります。私は、平和のないところに市民の福祉も自治の発展もあり得ないとの認識に立って、揺るぎない恒久平和を追求する我が国憲法の精神を市政の各分野にきめ細かく生かすよう努めたいと考えます。

去る昭和57年10月に議決された「日野市核兵器廃絶・平和都市宣言」は、核兵器の廃絶と恒久平和確立の願いを込めた15万市民の総意であります。

ここ数年来、世界各地で核兵器廃絶を求める運動が盛り上がり、我が国においても非核平和の世論が高まりを見せております。既に市民運動を背景に「非核平和都市宣言」を行った自治体は約850を数え、自治体間の交流も活発に繰り広げられてまいりました。

今年は国連が定めた「国際平和年」であります。私はこの意義深い年に当たり、平和に対する市民意識の高揚を図り、他の宣言自治体とも連携して、核兵器の廃絶・平和運動の輪をさらに大きく広げていきたいと考えております。

次に昭和61年度予算編成について申し上げます。

引き続き国の財政逼迫は、昭和60年度限りとされていた、いわゆる国庫補助金負担率の引き下げが、今後3年間継続されるとのことで、地方へのマイナス影響は今年度1兆1,700億円と言われております。

本市においても、昭和61年度事業費ベースで前年度分の約2億円に加えてさらに約1億5,000万円となり、削減前と比べて約3億5,000万円の収入減が見込まれます。

このように厳しくなる一方の財政状況の中で、昭和61年度の予算編成に当たっては、一般経費の見直しを行い、財源の重点的、効率的配分に努め、市民生活の充実発展のために意を注いだところであります。

予算の主な内容を申し上げますと、一般会計の総額は316億3,000万円で、前年度に比べて1.9%の低い伸びになりましたが、これは大型継続事業のごみ焼却炉新設費が半減したことによるものであります。

また、特別会計の総額は162億5,000万円で、23.3%と大幅に伸びております。土地区画整理事業費が2倍強となり、次いで下水道事業費も48.6%の伸びで、都市基盤整備事業が大きく前進することになります。

以下、本年度の主要な施策について申し上げます。

1. 福祉施策の充実

まず、精神薄弱者の生きがいの場として、つばさ学園に続く（仮称）はくちょう学園を建設いたします。

また、高齢化社会が進む中で、老人ホームの入所枠を拡大するとともに、お年寄りに安定した食事を提供し、健康保持に配慮してまいります。

旧庁舎跡地には、市民の健康づくりに寄与する生活・保健センターを建設いたします。

これからの社会福祉の増進のために、地域福祉の重要性が増しておりますが、福祉を支えるボランティア活動への市民参加とその活性化を図るため、都のボランティア施策を日野市社会福祉協議会で受け入れることといたします。

2. 教育、文化・スポーツの振興

教育の前途については、いろいろと課題がありますが、幼児教育センターを充足し、小、中学校教師の自主研修のために資料室を設けて、その振興を図ります。

学校施設の整備では、第六小学校の建具改修、第三中学校校庭整備、第四中学校給食施設建設を予定し、第五小学校の建てかえ調査に取り組みます。

また、青少年の海外交流を促進し、国際性の育成に寄与する施策を考えております。

市民みずからスポーツを楽しむ場の提供として、第二中学校にナイター施設を設置するとともに、東光寺グラウンド建設の準備にとりかかります。

3. 都市整備事業の推進

万願寺土地区画整理事業が一段と進捗する年となりますが、さらに高幡地区、豊田南地区の事業認可の年でもあり、土地区画整理事業の施行が大きく前進いたします。

下水道事業については、昨年12月に南多摩処理区の一部を供用開始することができましたが、さらにその普及を進めます。また、浅川処理場の建設に関する周辺整備事業として（仮称）東部会館建設にとりかかります。神明上都市下水路については、布設する道路の築造に先行して事業の進捗を図ります。

次に、公園緑地事業では、仲田緑地の運動公園の完成に当たり、モニュメントを設立し、平和公園として位置づけたいと願っております。

4. 産業経済施策の充実

近郊農業の継続のために遊休農地の活用を図るとともに、畜産農業の環境改善に助成を行います。

一方、小規模事業者に対し、資金調達の援助と経営指導などを行い、その育成を図ってまいります。そのほかに、市内連絡バスの運行、地区広場の新設、リサイクル業務の発足のほか、百草園駅・日野駅の自転車置場設置、向川原市営住宅の建てかえ、市立病院の眼科に高度医療器設置などを予算化しております。

各般の施策遂行には多くの問題が伴うものでありますが、これまで幾多の試練を市民の英

知と能力を結集し、乗り切ってきた経験を生かすことによって、明るい未来を展望することが可能であると確信しております。

私は、なお一層みずから厳しく律し、市民の健やかな幸せを守り育てるため、市政運営の先頭に立って負託にこたえてまいる覚悟でありますので、市議会と市民の皆さんの御理解と御協力を賜りますよう心からお願いして、私の所信表明といたします。以上です。

○議長（黒川重憲君） 　　ただいまの所信表明について御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 　　質問ではありませんが、所信表明が本日私どもの手元にこの議場で配られたわけでありまして。本来、所信表明に当たる施政方針ないしは予算の編成方針等については、あらかじめ私どもの手元に配られたことが過去あったと思いますが、今いきなり所信表明を見せられて、質問はありませんかと言われても、今一通り市長が読み上げるのを目で追うのがやっとであったわけでありまして。これを熟読する時間をお与えをいただきたいと思っておりますと同時に、今回、何ゆえにあらかじめ私どもの手元にこれが届けられなかったのか、その点についての釈明と申しますか、理由がありましたらお聞きをしておきたいと思っております。

市長に対する質問と議長に対するお願いであります。

○議長（黒川重憲君） 　　市長。

○市長（森田喜美男君） 　　所信表明は、日ごろ折に触れて御理解をいただいておりますところでありますし、予算編成に当たりましての考え方、これも実は選挙の際、あるいはその後の議会等で表明してまいっておりますので、とりたてて表明を必要とするかどうか、そのことを一つは考えました。特に今議会では、日程のこともございまして、議会にお願いして所信表明は省かしていただければいいか、というふうには思ったところでございました。今後も、できるだけいろいろな機会に考え方を申し上げ、御指導をお願いをしながら市政運営を担当してまいりたい、と思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 　　議案は私どもの手元に確かにあらかじめ規定どおり届けられておりました。所信表明を行う以上、議案にこれは類するものでありますので、所信表明に対する質疑も当然あるということであれば、事前に私どもの手元に配付されるのが至当かと思っております。今、最初に申し上げましたように、私ども初めてこれを目にしたわけでありまして、十

分内容を検討する、また、質疑の箇所をここで、とりたてて質問したいということが今幾つかあるわけではありますが、そのことの整理も必要でありますので、少しだけお時間を、私議長にお願いしていただければありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（黒川重憲君） 今の古賀俊昭君の質問は、改めて質問時間をとる、とこういうことではございましょうか。できればこの場で御質疑をお願いしたいと思いますが……。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 今初めて私これを見まして、市長が朗読されるのを聞いたわけですが。もう一度、市長、この所信表明をお書きになったのはいつなのか、その点を確認をして、きのうの朝方書き上げたとか、印刷がやっとけさ間に合ったとかいうことであれば、仕方ないと思いますが、3月定例議会ないしは予算の編成等は、もう既にかなり前に招集が行われ、また、予算の原案というのはつくられていたと思いますので、ちょっと釈然としないわけがありますので、もう一度回答をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） この印刷に仕上げますまでの推敲、いろいろな形でやってまいりました。国の総理大臣の施政方針でありますとか、自治体の長の行う所信表明等、どういう形式で行われるか私もよく存じませんが、例えば行政報告も資料をもって提出する、要するに予算原案を御審議いただくことがとりもおさず所信表明の内容である、このように考えておるわけでございます。これからも研究をして御要望になるべく沿うように努力をしてみたい、こう思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 納得できませんが、議長のたつての要望でありますので、今後所信表明を行われる以上は、過去においても差しかえ等はありませんでしたが、一定期間開会の前に手元に届いていたと思いますので、そうした配慮をぜひ議会としても、市長に重ねてお願いをしておかれるよう、議長においてそうした配慮をしていただくようお願いをしておきたいと思えます。

少しだけ質問させていただきます。所信表明の最初に、過般の市議選のことが書かれておりました。今後の活躍を期待申し上げるということで、市長から期待をされているわけですが、選挙の最中に、市長はいろいろな市議候補者の応援、支援をされておりました。私ども

は、自由民主党の立場で選挙を闘い、そして、市民にいろいろな公約や施策を訴えたわけでありませんが、森田市長は革新市長さんということで、共産党、社会党、また、革新無所属の応援を大変熱心しておられたようであります。例えば共産党の日野市の委員会が発行しております「明るいひの」というのには、よく市長も登場しております。市民の味方共産党の躍進を期待します。市民の暮らしとまちづくりに一貫して頑張っておられた一層の御奮闘を期待します、というようなことも出ておりますし、別のものには、頼りになる共産党の躍進を期待します、このように共産党の応援も大変熱心になさっておりました。また、社会党につきましても、同じ革新与党の立場にある政党所属の議員に対して、激励や支援をしておられたようであります。社会新報の号外で、社会党の躍進を期待する、市民の皆様の御支援をぜひお寄せください、ということが出ておりました。ところが選挙結果を見てみますと、同じように支援をされた一方の共産党は、予定どおりといえますか、1名の議席増を12年ぶりに勝ち取ったわけでありませぬ。森田市長の力があつたかどうかはわかりませんが、結果的にはそういうことになっております。ところが、もう一方力を入れておやりになつたはずの社会党の方は、公認候補の方が1名は涙をのまれた。会派を組むのにも大変現在苦労をしておられるようであります。同じように、革新与党の立場のそれぞれの政党に対して、躍進を期待されたわけでありませぬが、結果はまさに明暗を分けているわけでありませぬ。私は、市長の支援に偏りがあつたのではないかとはいませぬが、市長はこの結果について、同じ与党の皆さんのことでありませぬから、胸中にいろいろ去来するものもあつたらうかと思ひます。同じように支援をされたかどうか、まず所信表明の最初にこういうことが書いてありますので、この点をお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問ですからお答えをいたしますが、私は、日ごろ側近にも、例えば今回の市議選の際に、何らかの支援要請があれば、どなたにでも出かけていく、というふうに伝えておいたところでございませぬ。したがいまして、この選挙の結果、きょう本会議場で、いよいよ新しい議会で、私の提案を御審議いただくという大変光栄に存じておるところでございませぬ。選挙のことについて、これ以上触れることはないんではないか、とこう思っておりますので、御了承をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 市長がそうおっしゃるんですから、それでもいいと思ひます

が、「明るいひの」という共産党日野市委員会の2月の号外には、平和と国民の人権を守るために闘い続けた日本共産党に敬服しています。敬服しておられるという言葉で、政党をたたえておられるということで、私は選挙結果が物語っているように、どうも支援の形が一方に偏ったのではないかと、思っております。最初に所信表明の冒頭に書かれておりましたので、ちょっと触れさせていただいたわけでありませう。

予算編成についてにかかわる質問をいたします。

ことしもまたいろいろ地方自治が厳しい局面に立たされているということで、最初からそういう文言が並んでいるわけでありませうが、1兆1,700億の地方へのマイナスがあるということが書かれております。確かに補助率カットの影響額というのはいろいろな資料や新聞等にも出ておりますように、1兆1,700億円、これは事実であります。しかしながら、財源が不足するこれらのマイナス影響については、地方自治体の財政運営が支障を来さないように、いろいろな財源の対策が講じられているわけだ。つまり補てんがいろいろ考慮されているということだ。ただ、ストレートに1兆1,700億円という額をあげて、地方自治体にストレートにこれが影響してくるような表現になっておりますが、補助率カットの影響について、補てん措置があるということをお市長は御存じかどうか。その点もやはり触れておくべきではなからうかと思ひますが、この点についてお尋ねをいたします。まずそれをお答えいただきたいと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 補助率カットといひますか、要するに高額補助事業に対して、厳しい見直しがある、政府の財政当局としては、その裏づけになる、起債を可能ならしめるそういう裏づけがされている、というふうには承知してあります。しかし、何といひましても、長年積み上げられてきた地方自治に対する、あるいは国民弱者に対する補助制度、これはふえこそすれ、減らないことを願うのは、また当然でございませう、予算編成には相当打撃として受けとめられるということをお表明しておるつもりでございませう。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊明君。

○24番（古賀俊昭君） よくおわかりになっているのかどうかわかりませうが、例えば、今弱者という言葉が市長の口から出ました。つまり、そのことは、例えば生活保護等の補助率のこと、そういう対象者のことを今言われたのだと思ひますが、国の予算編成方針の段階

で、大変、これは大蔵省や厚生省の間で大変議論が沸騰しまして、この、それぞれどういうふう
に決着をつけるかということは、お互いに平行して譲らなかったわけです。政府間の調整と
いうことで、最終的にはそれらの補てんを行うということになっているわけですが、例えば影
響額、生活保護等の場合には、たばこの消費税の引き上げ等について、それらの対策を講じる
ことによって補てんを行っていく、ということも決まっております。また、建設省債の増額等
も行う、ということも同時に決められているわけです。私は、このマイナス影響があるという
ことは、確かに事実であります、これがストレートに地方にかぶってくるということではな
く、そうした影響を緩和するための措置も同時に講じられている、という点もこれをお書きに
なるならば、国の財政状況、地方の財政状況の大変厳しいときに、お互いが我慢をする、また、
財源捻出の調整を行っていくということで、これらの措置はとられているわけですので、きち
っとその辺を最後までやはり書くならば記載をしてもらいたい。これがそのまま次の日野市広
報に全文載ると思います。市民の皆様は賢明ですから、ある程度そうしたことについては、十
分御承知かも知れませんが、やはり市長の文章として、これが市民の前に提示されるわけ
ありますので、毎回、予算編成ごとにこれは私取り上げていることですが、何か一方的に地方
がいじめられている、国が加害者である、というふうな形でのこうしたものの配付というのは、
余り好ましいことではない、ということをお願いしておきたいと思っております。

それから、ちょっとさかのぼって、所信表明の前段に、例によって平和の問題がまた書かれ
ております。平和のないところに市民の福祉も自治の発展もあり得ない、との認識に立ってと
いうことであります。これはもちろん私も賛成であります。市長の平和に対する認識につい
ては、時折お聞きをいたしておりますが、ここで具体的な事例をとって市長の平和に対する認識
について、もう一度考え方を聞きしておきたいと思っております。

市役所の組合の掲示板に、今、ソ連邦バルト海の香りを運ぶエストニア・アンサンブルとい
う今度日野市民会館で4月19日に行われる日野市市民会館文化事業協会の行事のPRビラが
張られております。市長は、この文化事業協会の責任者でもあるわけですが、この行事が行わ
れるに当たって、市長も文書を寄せて、この公演について歓迎の意をあらわしておられるわけ
であります。市長も議員の皆様も御承知だと思いますが、このエストニアという国は、ソビエ
トの共和国の一つなんです。ところが、この国は第2次世界大戦前は、独立国でありました。
ソ連と国境を接しておりますが、ソ連とは友好関係を保ちながら、独立を保ってきた、ソ連と

は全く別の国家であったわけです。れっきとしたソ連邦とは全く別の国でありましたが、この国が第2次世界大戦の前夜に、突然ソ連に吸収をされてしまって、このバルト三国の一つでありますエストニアという国は、今独立国ではなく、つまり独立国家が消えてしまっているわけです。言語も別、民族も別、いわゆるソ連邦の人たちとは全く違う文化、歴史を持ってきた国が、ソ連によって併合されてしまった。こういう国の人たちを、市長はお迎えになるわけですが、独立を失い、また国家としての存立を許されなくなったこうした国の人々に対して、平和のことを議会ごとに、また日野市政の中でも、そういった施策を推進していきたいというお考えを、よく表明しておられますが、このエストニアのアンサンブル、この公演を迎えるに当たって、国を奪われた人たちの苦しみや悲しみいろいろあるかと思いますが、市長に何かお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） エストニア・アンサンブルの日野市民会館における公演は4月19日を予定していると思っております。赤城宗徳さんが会長であります日ソ親善協会というのがございまして、その提供で全国何力所かいわゆる文化交流事業として公演が予定されておるようであります。私どもも国際交流、あるいは国際文化の交流、このことについては積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、その提供に関する紹介をいただき、お受けをすることにいたしました。午後から夕刻にかけてだと思っておりますけれど、昼間の時間はお休みの日でもありますので、小、中学校の生徒に無料で、午後の部は市民、大人を対象に2,000円という観覧料をちょうだいして、こういう計画でございまして、今、古賀議員が御質問になりますような、深い意味の民族の歴史というふうなことは一応抜きにいたしまして、北欧のいわゆる民族的歌舞、いわゆるアンサンブルでございまして、これをお迎えしよう、こういうことではございまして、特別な推測されるようなことも、また別段の配慮も持っているわけではございません。文化事業を交流しよう、市民に紹介しよう、こういうことに尽きる気持ちでございまして。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） もう少しこの平和の問題と絡めて、せっかくこういう公演が行われるわけありますので、私の質問したことについて積極的なお答えがあるかなと思いましたが、通り一遍といいますか、御回答でありました。

第2次世界大戦後に、世界でさまざまな植民地で、多年辛苦をなめた民族が、次々に独立をして新しい国家がたくさん誕生したわけです。ところが、その時期に前後して、国が消えたというのは、非常に特異な例んです。御承知のように、バルト三国という国は、非常に歴史もあり、また風光も明媚でそれぞれ伝統文化を独自に持った国として我々社会科の時間にもバルト三国という言葉を知りましたし、こうした地域があるというのは知っていましたが、私もあるときに、ソ連の武力によって国家を吸収してしまったということで、これらのバルト三国は、現在独立国家ではなくなってしまっている、ということを知りました。たまたま掲示板を見ておりましたら、このバルト三国の一つでありますエストニアのアンサンブルが行われる、市長が事業協会の責任者であります、招いて公演をおやりになるということですので、何かもう少しきちんとした、積極的な平和に対する日ごろのお考えと絡めて、御回答があらうかと思っただんですが、もう一度お聞きをいたしますが、これらの国の人たちは、今、例えばソ連からロシア人をたくさんバルト三国に入れる、というようなことで、できるだけバルト三国の国語とか、文化を消そうとしているわけです。しかしながら、文化や生活の面では、これらの国は、他のロシアの共和国よりも非常にそうした水準が上回っているということで、自国民をソ連は移住をさせて、それを薄めようとしているわけです。つまり、亡命ができないように、または場合によっては、弾圧も行われていると思います。人の心の中には、共産主義というものが、幾らソ連によって強制をされても、支配できないものが、最後にはやはり民族意識として、これらの国の人たちの中には、私は残っているのではなかろうかと思いますが、こうした民族に対する市長の同情とか、または共鳴とか、そういったものがこの国の歴史を見て、今回お招きになるわけですが、全く何もお感じにならないのかどうか、もう一度お願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日ソ親善協会という権威のある国際親善団体が紹介をされる、いわゆる民族芸能の交流という目的のための行事でございますから、私は十分意義があり、またかつ権威あるものだ、とこのように理解しております。

また、御質問の中心になります民族の平和問題、これは、非常に大切なことでございますので、私どもも十分勉強をして、国際交流の一役に役立てば、とこのようにこれからも努力をしてまいり、そのような考えでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 力の強い国には割と速慮がちなのですが、こうしたバルト三国のように、比較的ソ連に従順であった国は、一度に飲み込まれてしまうということが、一つのこのバルト三国の歴史から、我々が学び取ることができる教訓だと思うんです。隣国のフィンランドという国は、ソ連に抵抗して、今フィンランド化という言葉もありますが、抵抗して、今日独立を保っているわけですが、これらのエストニアを初めとするラトビア、リトアニアという国がバルト三国ですが、これらの国が、地球上から消えてしまったということでもあります。こうした歴史の教訓と申しますか、我々も今、ソ連という国に北方領土という固有の領土を軍事占領され続けているわけではありますが、歴史のこうした、そう速くない事実から、教訓を学び取ることも必要ではなかろうかと思いましたが、市長も平和のことはよく口にしておられますので、もう少し積極的な認識とお考えがあらうかと思いましたが、特段そういうことはなかったようであります。ひとつ歴史をよくひもといていただきまして、そういう大変悲しい、また同情をすべき歴史と背景を持った国から、今回日野に公演にお見えになるということですので、そうした視点もひとつお忘れにならずにお迎えをいただきたい、と思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 大きく2点お伺いをいたします。

初めは4ページ中ほど及び下段になりますか、都市経営体としての自己革新に努めるという言葉と、下の方の健全財政の堅持とスクラップ・アンド・ビルドの自主的な行政改革を進める、こういうふうな言葉があります。この都市経営というふうな言葉を市長がお使いになったのは、恐らく初めてではないかな、あるいはまた余り例がなかったなと私は感じているわけですが、この点について、行政運営において、市長は、新しい考え方を持つようになられたのかどうか、これをまずお伺いをしたい。

それから、スクラップ・アンド・ビルドということにつきましては、何かを壊す、なくしていったって、また新たに必要なものをつけ加えていく、というふうなことだと思うんですが、それでは、現在の行政の中で、どういうものをスクラップするといいますか、なくしていこうというふうなお考えを持っているのか、もう少し教えていただきたいと思います。これが大きな1点目であります。

それから、2点目は全般を見まして、教育問題に関する認識が甘いといいますか、もっと積極的に教育問題にぶつかるんだ、という意欲が文章の中にあらわれてもいいようにも思うんですが、教育長が御病気であったり、教育委員長さんが御病気であったり、というようないろいろな事情があるにしても、少し教育関連の言及されるところが少ない、ような気がするわけでございます。現況は、例えばいじめの問題とか、学校教育だけをとりましても、いろいろ市政の運営の中で、対処すべき問題がたくさん出ているわけでありまして、この教育関連の取り組み姿勢が弱いのではないかと、という気が私はいたします。学校教育については、もちろん内容の充実の問題もありますけれども、さらに、社会教育、具体的に申しますと公民館等の充実といいますか、その辺のものが全く触れられていない。この辺のことが、すごく寂しいなという感じがするわけでありまして、文化都市というものを目指すならば、やはり社会教育分野の充実というものが、かなり表に出てこなければいけないと思うわけでありまして、その辺について、市長は、これでよいとお考えになっているのか、あるいはここには書けなかったけれども、こういう思いがあるぞ、ということがあるかどうかをお伺いをしたい。

それから、もう一つ、これは具体的な問題であります。予算編成のその施策の中に、教育に関連をしますが、青少年の海外交流を促進し、というふうな文言があるわけでありまして、これについて、まだ余り具体的ではないかもしれないけれども、どのような政策を考えておられるのか、教えていただきたいと思っております。以上、大きく分けて二つですけれども、細かくすると四つ、五つぐらいになりますか、以上よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　所信表明の中に、都市経営体としての自己改革という言葉を用いているが、これは新しい発想かという御趣旨と思えますけれど、これまでも自治体経営という言葉をししばしば私は用語としても用いるわけでありまして、そういう認識に立って、自治体を経営的な立場から考える、これもまた非常に大切なことだということは、従来も持っておりましたし、また、今後もそういう考え方を持ち続けていきたい。このことには特別変わった転換を持つ、とこういうことではない、と私は思っております。

それから、例えばスクラップ・アンド・ビルドの内容は、とこういうことでございますが、これは、予算審議をいただきましたり、だんだんと具体的に考え方、あるいは施策を表明する機会がある、というふうに思っておりますが、例えばこのごく最初の部分から申しますと、ス

クラップするものでは、マイクロバスを使って運行しておるようなことを、これを委託にしようとか、それから、例えば多摩平支所などには、交通手段の代替をきちんと裏づけをして、だんだんと地域施設に置きかえていく、このようなことも今後取り組む課題だと思っております。また、市民に発表したり、あるいは組合との交渉なども経なければならない手続がありますので、それらの手続はきちんとやりながら、スクラップ・アンド・ビルドをやっていく、これがとりもなおさず自治体経営の必要な姿であり、特に今日言われておる行政改革の内容の部分である、とこのように言えると思っております。

それから、教育が薄いという御指摘でございますが、短い文章ですから、言いつくしておるわけではもちろんないわけでありまして、7ページの2、教育の前途については、いろいろな課題がありますがとこういうふうにとまとめてありまして、これは極めて森厳な内容を持つつもりでございます、決して教育こそ大きいえば自治体の福祉に並んでの大事業である、とこのように認識をいたしております。そこで公民館活動も同様でございます、公民館活動は、一見公民館事業が少ないと言われておるかもしれませんが、市民会館活動と合わせてだんだんいろいろな形でこれからも進めてまいりたい、充実させてまいりたい、とこのように考えておることは、改めてということではなくて、従来の延長ということになると思っております。そのまた一手段としての青少年の海外交流、これは、レッドランズ市との青少年交流ということも含めて、もうちょっとことしは拡大する方法を考えておる、こういう内容がございます。また、予算審議の際にひとつ十分説明もし、また御指導もいただきたい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 都市経営ということは、従来からも言ってきたんだ、というふうなお答えでございました。それでは、それを踏まえまして、今後は市長も、都市経営というふうな視点で行政運営を進めていくんだ、という前提に立って、今後の私の質問等はしていきたいというふうに考えます。これはこれで結構です。

それから、スクラップの件ですが、いろいろ、何となく言いにくそうに二つほどおっしゃいましたが、私は、職員体制のあり方の中にも、スクラップすべきものがあるのではないかと申すんです。具体的に言いますと、パート化でありますとか、委託とか、その辺の問題は、全くこの中に触れられていないのか、あるいはお考えの中にはないのか、ということです。これ

をもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今後考えておることの中には、数々ございます。私はこういう経営的観点、もちろん重要だと思いますし、そのまた市民要求から考えましても、その局面、局面に応じる市民のニーズに、的確にこたえらといましようか、あるいは直面していくということが、当然でありますので、そのことが、とりもなおさずスクラップ・アンド・ビルドに当たるものが数々ある、このように思っております。職員に対しましても、いつも言うことでございますが、資質の向上という言い方もありますし、また、私は能力開発という言葉で、職員を指導しておるわけでございますけれど、そういうことは多々ある、このように思っておりますので、今後とも充実をさせていきたい、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 今の点は、また後ほど触れる機会があろうかと思えます。

最後の教育の問題ですが、市長も気持ちとしては、教育問題一生懸命考えているんだ、というところでございますけれども、やはり年に1回の所信表明なんですから、ぜひ、もう少し教育の問題というものについても、真剣な取り組みをするんだという意欲が出るような文章をぜひお書きをいただきたい、というふうに思います。以上で結構です。

○議長（黒川重憲君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） 古賀議員並びに馬場議員の質問とも関連をするんですけども、

1点目は古賀議員の答弁に対しまして、市長の方にまず要望させていただきたいと思えます。私も、実は所信表明というのが、きのうの議運の中でも載せられておまして、どこにあるのかな、ということで一生懸命実は探して、不勉強でちょうどここでありましたのでほっとしたんですけども、やはりこの議会の場で、いろいろ充実した議論を展開するという意味でいきますと、事前に、できているものは配付をしていただく、ということが私はいいいのではないかと、いうふうに考えております。先ほどの答弁の中で、考えようによってはこの種のもの、出さなくてもいいのではないかと、あるいは行政報告にしても、文書化も必要がないような意味にとれます発言があったわけですけども、一番初めに申し上げましたように、議会で充実した質疑、あるいはいろいろ議員サイドも市民要望を抱えているわけでございますので、できればこうした活字で理事者側の考え方なり、行政報告をいただくというのは、非常にいいことだ、

というふうに判断しておりますので、ぜひ続けてやっていただくようにまずお願いをしたい
と思います。

それから、質問ですけれども、特に予算編成絡みのことでございますので、予算委員会で詳細なところは質疑をしていただきたい、という市長の発言は十分理解いたします。そういう観点に立ちまして、一つ、二つ質問をさせていただきたいと思います。質問の内容は、馬場弘融議員が質問したところに関連をするわけですけれども、私もこの4ページのこの二場所見まして、確かに市長から口ではいろいろ聞いたことはありますけれども、経営体としての自己革新、あるいはスクラップ・アンド・ビルド、こういったようなことについて、ほかの資料では目を通したことはありますけれども、市長のお書きになった文章の中で、こうしたものが出てきたのは、不勉強のせいかわかりませんが、余り記憶になかったものですから、この辺のところは、やはり馬場議員と同じような私も受けとめ方をいたしました。それで、問題はこれがどういうものであるかというようなことについては、後ほど予算委員会で質疑すればいいことかもしれませんけれども、この所信表明というのは、ここに経営体としての自己革新という言葉もありますから、お聞きするわけですけれども、よく民間企業でいきますと、社長が年頭の所信あいさつをする、あるいは会社の方針をそこで発表する、こういうことがあるわけです。それを受けてそれぞれの事業部なり、あるいは、それぞれの担当課、係ではそれを受けた形で、その社長の方針を具体的な実践するという意味で、いろいろ合った形で内部討議をして、それぞれの課なり、部なりの年間の目標計画を立てていく。トップの方針に基づくそうした展開がなされるわけですけれども、今まで特にこの経営体としての自己革新、あるいはスクラップ・アンド・ビルド、こういったようなものについては、やっぱりトップの方針を下部の人がよく理解をする。ここからやっぱり行政としての実態面が伴ってくるのではないかと、という感じがするわけです。そこに、さらに、先ほど市長の方からも答弁の中でありましたように、職員の能力開発も進めていきますよ、というのがその真ん中にあるわけですし、私は、こういった経営体としての自己革新をいかに進めるべきなのか、あるいはスクラップ・アンド・ビルドをどう進めていくべきなのか、というようなことをそれぞれ市長の方針に基づいて、部なり、課なり、係なりがそれぞれ自分の範疇で考えていく、このことがとりもおさず真ん中の職員の能力開発につながる、というふうに考えるわけでございますけれども、質問といたしましては、この所信表明をどのような形で、例えば職員の中で展開をさそうとしているのか、この辺

について市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 行政改革ということが、特に中央政府からの地方指導という形に強調されたところに多少順序として、本来はもっとみずから地方がそういう観点に立つべきだ、というふうに考えております。したがって、高度成長期のこの建設という時期、このときにはどちらかという仕事の住民要求に対するこたえ方が急がれたために、また、割合財政の背景というものを生産性の向上が吸収したものですから、意識からちょっと薄められたんだ、こういうことはゆがめないと思っております。しかし、今日経済成長が沈静化をし、また、住民のこの移動ということも安定化しておるわけでありまして、とりわけ自治体経営ないしは財政の前後の見通し、こういうことに注目がようになってきた、こういう時代性にもあると思っております。その考え方に立ちまして、日野市もそういう時期にちょうど遭遇いたしておりますし、まだまだ多くの事業も都市基盤整備の上においても、あるいはソフトな市民施策においても、今後ますます財政需要が高まってまいりますので、したがって、財政の健全化はもとよりでございますけれども、生きたいいわゆる活力のある地方自治を遂行するために、そういう観点がとりわけ必要になった、このことがいえるというふうに思っております。また、そういう考え方で今後も処していきたい、こういうことを表明しておるということでございます。

職員の能力開発、このことは、極めて重要なこととございまして、健全な組合運動の育成もまた大切でございますが、その中で、よく理解を求めていく、そして、積極的な自治体公務員としての認識を一層高めていく、こういうことの中から、自己研修をあわせて私は意識改革は可能であるし、また、しなきゃならない、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） 大方その答弁でいいと思うんですけども、細かい話は、私も一般会計の予算の委員のものでありますから、そこで市長の方にお願いといたしまして、先ほど質問の中で要望絡みの話をしておりましたけれども、特に能力開発ということ考えた場合に、市長の方針であります経営体としての自己革新、これはいかにすべきか、あるいはスクラップ・アンド・ビルドというものが提起されたとすれば、どういうものができるのか、というようなものを一つのテーマにして、能力開発というような自己研修といいますか、あるいは職場ごとの研修とか、そういったような中で、トップ方針を部、課の方針につなげていくという考

え方で、ぜひ、それを実効あるものにしていく努力をしていただきたいということを申し上げて終わります。

- 議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか、なければこれをもって所信表明を終わります。なお、所信表明の配付につきましては、今後二度とこのようなことのなきよう議長より市長に要請をしておきたいと思えます。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前 1 時 5 3 分休憩

午後 1 時 9 分再開

- 議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第 3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 前市議会以降の行政事項につきまして、資料をもって御報告をいたしておりますが、私より数点の点につきまして、項目別に御報告をさせていただきます。

まず第 1、農水省跡地の活用方策ということであります。本市内に所在する国有地で、大蔵省当局より早期買収を求められているものに、第一桑園跡地の留保地 3 万 4,000 平米と淡水区水産研究所跡地 3 万 1,000 平米があります。第一桑園跡地には総合体育館を、また淡水区跡地は、中学校用地として、一応想定してまいっておりますが、これらの事業には、用地費で約 100 億円に近い資金を必要といたしますことで、このことが本市の中、長期にわたる事業計画と財政計画の壁となって、その見通しを困難にいたしておる事業があります。この状況を突破するために、第一桑園跡地につきましては、住宅との立体利用によって財政負担の軽減とあわせて体育館の確保を図る方策で、ただいま発想の転換を検討しております。

また、淡水区跡地は、将来の中学校用地として買収し、当面は運動広場として開放したいと考えております。

第 2 は、国鉄に対する要請事項についてであります。日本国有鉄道は、現在多事多端の状況

下にありますが、日野駅、豊田駅を擁して本市内を走っております中央線は、交通の大動脈として本市の発展及び市民生活とのかかわりは極めて大きいものがあります。本市の将来を展望いたしまして、国鉄に係る問題として次の3点の要請事項を取り上げまして、文書、または直接の協議によって申し入れを行っているところであります。その申し入れを要約いたしますと、一つには、日野駅を線下構造に立体改造をされたきこと。

2番目といたしましては、仮称西豊田駅を新設されたいこと。それから、3番目は市内に所在する国鉄社有地を処分されるようなことがあれば、本市に優先譲渡をお願いをしたい、この三つの事項を要請をいたしております。

なお、社有地の譲渡要請は、西豊田の地域にあります社宅のことを指すわけではありますが、これは第二小学校から将来分ける必要のあります小学校の用地のことを想定しておるものであります。

以上国鉄に対します3点の要請事項を報告をし、今後の御理解をお願いをしておきたいと思っております。

報告事項の第3といたしまして、専用水道地域、すなわち三恵関係のことではありますが、専用水道地域の給水管についての御報告であります。

専用水道を使用している5団地、三井、鹿島、電建第一、第二武蔵野台、この5団地の地域要望にこたえまして、給水サービスの安定を図るために、公共水道への切りかえを、かねてより都水道局と協議を重ねてまいりました。昨年末、その方向が一応調整できましたので、議会に御報告をいたしたいと思っております。

計画といたしましては、61年度の1年間を必要な要件の処理を行う準備期間とし、62年4月1日を期して、つまり年度変わりを期して切りかえたいという内容であります。切りかえにつきましては、給水施設の確保、配水管の調査、取りかえ、私道の公道化等の処理を必要とするものであり、また、専用水道使用者全員の合意を必要とするものであります。

限られた日程の中で切りかえを行うよう、今後とも地域に出向き説明会等を開いて、その実施の推進に万全を期する方針であります。

第4といたしまして、多摩都市モノレール株式会社の設立について御報告いたします。

本市から見て広域の南北交通に期待のできる多摩都市モノレール計画は、いよいよその経営主体となる第三セクター、つまり多摩都市モノレール株式会社、仮称であります、この株式

会社が4月に発足する運びとなりました。多摩都市モノレール会社に出資参加するのは、東京都とモノレール沿線の5市及び西武、京王、小田急の私鉄3社、東京電力、東京ガス、大手都市銀行などの金融機関で、その資本金は、設立時33億円、増資後132億円を見込んでおります。

この資本金のうち、都と沿線各市の出資額は35%で、当市の出資見込み額は3億8000万円で、それぞれ7,700万円を60年、62年、65年、66年度に分割出資する予定となっております。また、新会社には、都知事及び沿線市長も取締役にと就任することとなっております。

なお、多摩都市モノレールの総工費は1,430億円と見込まれ、第1期工事として立川駅北口以北5.7キロメートルを62年度に着工し、67年度に部分開業をし、全面開業は72年になると予定されております。

第5番目の御報告を申し上げます。当市域へのCATV計画の申し入れについてであります。先般、甲府市を中心にケーブルテレビ事業、すなわち有線テレビを行っております株式会社日本ネットワークサービスから、当市域、つまり日野市域にケーブルテレビ業務を開始したいので協力をしてほしいとの申し入れがありました。ケーブルテレビ事業は、ニューメディアの一つとして映像、音声、データを含めた情報サービスを行う有線テレビシステムであります。

日本ネットワークサービスの事業計画によりますと、本市のほか平塚、秦野の3市を新たな事業展開の地域として、63年度4月開局を目的にニュース、音楽、映画、生活、あるいは医療情報など、幅広い情報サービスを行うということになっております。

本市といたしましては、このたびの協力申し入れに対し、市民生活と地域の利益に役立つかどうかという観点から、十分検討して、態度を決し、決定したい所存でございますことを御報告申し上げます。

もう1件でございます。これは助役の報告にする予定でございましたが、私より報告を申し上げます。

市道松山2号線所有権確認等請求訴訟の事件についてであります。

市道松山2号線土地所有権確認等請求訴訟事件につきましては、昭和57年12月21日付提訴に対して本市が応訴したという報告を議会に行っております。このたびその判決が出されました。

本事件につきましては、これまで口答弁論が12回、あと裁判所の勧告による和解交渉が11回開かれております。特に和解交渉では、登記簿上の所有者、浅賀という方ではありますが、本件土地が道路敷で、経済的に無価値のものであるにもかかわらず、登記名義移転の対価として、7,000万円から8,000万円という過大な要求を行ってございましたために、交渉は不成立となりました。

本年2月12日の判決は、原告の請求棄却、すなわち所有権は日野市にあることの明確な判断が出されたものであります、つまり勝訴であります。なお、原告側は、これを不服として現在控訴を提起しており、本件土地を他に転売等する恐れもありますので、新たな第三者との間で対抗問題が生じないように、本年2月28日、東京地裁八王子支部に本件土地に関する譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定その他一切の処分をしてはならない旨の仮処分の申請をしております。かなり時間のたつておる問題でございますが、今回、一応勝訴となりました。引き続き市道であることをより明確にするために対応してまいりたい、とこのように考えております。

以上6件を私より御報告申し上げ、また御理解と今後の御指導をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） 収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。中山基昭君。

○21番（中山基昭君） ただいまの市長からの報告に基づく1点、2点目について、お聞きをしてみたいというふうに思います。最初の農林水産省の跡地の活用についてでございます。私は、今まで大変市内に残された貴重なこの用地ではないかというふうなことから、この跡地の活用は、特にこの都市生活施設等の充実に充当していく必要があるんじゃないか、こんなふうな大変強い期待と希望を持ってきたわけでございます。そういう面からも、ぜひこれからの余暇、あるいはスポーツ、あるいは交流、こういうような点を考えると、どうしてもそうした市民施設、生活施設、こういうものにひとつ充当するような努力が必要だろうと思います。ただいまの報告ですと、住宅等を含めた利用だということでございますけれども、ぜひ、その辺について、そうした方向が作り出せないのかどうか、という点をあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

さらに、もう1点の国鉄等に対する3点の要請事項でございます。これも大変それぞれ市民

生活等の中から強い関心と要望が寄せられておる内容でございます。現在の国鉄の財政状況、あるいは諸般の状況等を考えると、かなり難しい課題にもなってくるのではないかと、いうふうにも思っております。そういう点から、この要請を受けた国鉄当局の、きょうまでの現在までの対応状況等はどのようになっておるか、ということです。さらにはこうした財政問題も含めて、特に自治体として積極的な財政の負担、支出、こういうものがないと、なかなかこの話も進みにくい面もあるのではないかと思います。こういう点について、どのように考えられているかということ、ひとつお聞きをしておきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 国有地、すなわち日野市の場合、農林省跡地、とこう申しておりますが、この跡地は、既に第一桑園の約半ば4.2ヘクタールにつきましては、ただいま緑地公園として、造成が進んでおります。大蔵当局から、期待される都市形成の状況が定まるまで、という条件で留保地ということになっておる分が、3.4ヘクタールございます。これの利用につきましては、議会でも跡地利用対策委員会を設けていただきまして、いろいろと御検討をいただいておりますのでございまして、今日まで、この平面利用ということで、体育館の建設、その他、緑地の設定、これらを考えておるところでございますが、その取得のためには、どうしても莫大なお金が必要でございまして、淡水区跡地とあわせまして、約6.5ヘクタール、平米仮に15万円程度と見ましても、100億近い用地代が要するという課題があるわけでありまして。このことを、私は寝ても覚めてもどう突破するか、考えてまいっておるわけでございますけれども、用地を取得いたしますと、今までの例によって、2年後には目的の施設をつくれ、こういう要件も伴ってまいります。したがって、催促を受けますけれど、なかなか回答ができない、ということもございまして、今御指摘のとおり、この市民施設になるべく使う、特に第一桑園の場合は、体育館ということが大眼目になっておりますから、体育館をつくるということは、これは省くわけには絶対ありません。そこで、体育館をつくるとともに、立体利用という言葉を使ったわけでありまして、上部には高層住宅を建てるということとあわせまして、つまり用地費は他に払わせる。体育館は本市が確保するというところで、突破したらいかげなものだろうか、ということを検討しておる、という大きな政策転換のことを申し上げたわけでございます。場所がらでもございまして、前に広い運動公園が既に半ば以上進んでおります。他力本願といえ、そういうことになるわけでありまして、目的は体育館確保の目的、ある

いはプールの建設の目的、これらを達成しながら、それはもちろん、また市の管理の中に置くことで考えるわけでありますが、そういう負担軽減をする形で目的を達成したい、このようなことを検討をしておるといってございまして、御趣旨にははずれないような考え方でおります。特に今日スポーツグラウンドの要請は極めて住民要求の高いものがありますから、東光寺の今日まで取り組んでおります河川敷、これもようやく見通しを全部ではございませんけれど、国有地の範囲で使わせていただこう、こういうことを実現性が生れてまいりました。何面かの子供野球ができる、こういうことであります。

それから、もう一つの淡水区跡、万願寺区画整理の範囲にあるわけでございますけれど、これまた中学校を想定するわけでありまして、この需要が生れるのは相当先になる、中学校のつまり資格ができるのは随分先だ、こう言わなければなりません。そこで、将来は中学校用地としていくべきだと思っておりますけれど、つまり一方の財源を省くことによって早期獲得の決断ができる、こういうことでございまして、早目に取得をして、そしてグラウンドとして当分の間使ったらいかがだろうか、こういう考えでございまして。そうしますと、今造成しています仲田と合わせまして三つの相当規模のグラウンドができることとなりますので、一つの目先が開けた、こういう感じがいたしております。また、この財政問題を現実的に突破することができますと、他の中長期計画がずっと見通せる、そういう感じがいたします。そういうことにおきまして、大変重要な政策転換でもございまして、何かそういうことで日野市自身、あるいは日野市民は、目的を達成しながら日野市の発展にもまた役立たせていく、こういうことを考えておる、こういうことでございまして。

それから、国鉄関係の三つの要請でございまして、これまた大きな問題でございまして、そう簡単に進むわけにはいかないと思っております。しかしながら、今日の国鉄の状況を考えますと、少なくともどうなるにせよ、次の経営体が責任を持って事務の引き継ぎ、あるいは事業の継続ということをはっきりと認識しておいていただかなければならない、こういうことを特に感じております。日野駅の立体構造、これは多少計画性がいろいろ検討したこともございまして、国鉄もかなり認識はあるわけでありまして、ただ財政負担をどのような形でするかということに問題点がやっぱり集中するわけでありまして。

自治体財政の立場から、国の所有する施設、あるいは財産に投資するということは、これは地財法で規制されておりますし、その点はどういうことになるかということは、今後の課題で

ありますけれど、ある程度地元の負担を持たなければ国鉄の腰も上がらないということもまた事実であります。何かそのあたりの調整を図りまして、積極的に申し入れる、そういう内容とか、動機とかそういうものを今私どもも考えておりますので、話に乗ってもらえる。特に今度日野駅長になられた方は、西局の企画担当の方が来られたということもありますので、多少そういうことも意識しておられるかもしれない、こう思っております。西平山のことは、これは全く新しい課題でございますが、西豊田駅ですね。これは西平山地域の10年来に及びます懸案の区画整理事業、これもどうしても行わなければなりません。その際に、地域に新しい活力、あるいは魅力をつける、こういう大きな観点から、西豊田駅と必要な駅広場、これらは区画整理の換地の中で定めていきたい、このようなこともございます。これも他の新設開設のいろいろな情報も勉強しつつありますが、先般、御報告しておりますとおり、部長、参与を責任者として文書を差し上げ、足を運び要請をお願いをしている、こういうことでございます。財政的にも今後の課題になってまいります、これらを大きく突破することが、日野市の発展のために非常に重要な要素である、このような認識でおります。よろしいでしょうか、以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） それでは何点かお聞きをいたしたいと思うんです。今の1点目の農林省跡地の問題ですけれども、今、中山議員さんの質問に対する答弁の中で答えられたので、私はあえて質問することはないかもしれませんが、発想の転換ということで今後取り組んでいきたい、という発想の転換ということについては、特に資金計画という面を考慮されている、というふうに私は感じました。その中で、総合体育館は、もうつくることは決まっているんだ、という第一桑園の方ですね。その中で、それだけ力説されて、中山議員さんの中の答弁の中では、プールもちょっと一言加わったような気がいたしますけれど、さっきの一般質問で、私もあの地域にプールということも必要ではないか、ということをお願いをしている経過もありますものですから、今の市長の答弁の中で、プールという話が出ましたものですから、それで意を強くはしているんですけれども、もう一度その辺のところ、プールも考えるということであれば、特に答弁は要らないと思います。

それから、モノレールの方ですけれども、細かい話になるかもしれませんが、62年から67年にかけて立川駅から北側の5.7キロメートルの事業の工事の着手に入る。67年に

は一部開通、72年には全面開通というこういう方針で進む、とこういうふうにあるんですけども、私の理解が間違っているかどうかなんですけれども、こちらを含めた多摩センターまでの16キロについて、前にはそれも含めた形で72年開通というような形で説明を受けているような気がいたしますものですから、その辺の絡みについて、もし間違っているのであれば教えていただきたいと思います。

それから、CATVのことについてですけども、その日本ネットワーク社というところが、甲府でやっているというお話なんですけれども、日野と平塚ということで、その協力要請をしてきた、ということをお聞きをしたんですけども、その協力要請をする中で、特に日野が選ばれたというのは、その選ばれたというか、向こうから見れば選んだというか、その辺は何か説明の中にあっただけかどうかということなんです。それから、検討して今後態度を決めていきます、ということなんですけれども、こういうふうに行行政報告の中で、中間報告的なことがあるということは、かなり前向きに受けとめる、というふうには私は、理解するわけですけども、不勉強であれなんですけれども、いろいろこれから新しく情報を提供していく、特に日野市の中で、支所なり、本庁なりから遠いところに住民サービスを届けるといようなことで、こういったようなものが、勉強していませんのでよくわかりませんが、対面的なことで、本庁とその速くのところとのそういった市民サービス、例えば役所に行かなくてもいろいろな住民票とかなんか取れるかどうか、そういうのはわかりませんが、そういったようなことも展開がこれからの技術の進歩によっては考えられるというような感じもいたしますので、このCATVについて、もう一度検討して態度を決めるというお話ですけども、前向きに受けとめるというふうには私は理解するんですけども、そういう理解でいいのかどうなのか、ということについて質問をさせていただきたいと思います。

それから、次には、市長の方からは行政報告がなかったわけですけども、行財政調査会の中間答申というのを先日配られまして、私、目を通させていただいたんですけども、2月27日までに19回会合が開かれて中間答申がされたということで、その中間答申の内容も出ているわけですけども、これの最終答申というのが3月いっぱいというふうにお聞きをしているんですけども、この辺の進捗の状況につきまして、御説明をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君） 要点のみちょっとお答えいたしまして、あと企画財政部長に補足をさせていただきたいと思います。

農林省跡地の計画は、まだ検討段階でございまして、具体的なことは、今後の課題になるわけでございますけれども、体育館の確保ということは、大前提でございまして、今御指摘のプールも発想としては込められてある、こういう状況でございまして、これももしか、もう少し凝ったプールだ、こんなように見られております。

それから、CATVのことでございまして、日野が特に選ばれた理由、つまり日野とそれから平塚と秦野とこういっておりますけれども、日野は、その中でも一番人口の大きい都市でございます。地形が非常にいいといいますか、形がいいといいますか、起伏はないわけじゃないんですけれども、ほとんど特別な装置なしに可能だ、というようなことが、日野には有利な面に働いておるようであります。前向きに受けとめるつもりでございまして、我々余り確かな勉強ができておりませんので、要するに市民生活に役立つこと、それから地域として有利であること、それらがはっきりすることを基準において取り組んでいきたい、こう思います。ただ電波の認可でございまして、既に郵政省に素案の申し入れをしている、というようなことも聞きました。十分、日野市に役立たせる、ということでないといけないと思います。とりわけ加入料というんでしょうか、加入時に6万円、それから月々2,500円、このような有料が伴いますから、市民のそれだけのサービスに役立つという見定めがつかないといけないと思っております。

それから、行財政調査会の長い検討回数を経ていただきました。いろいろ論議もございましたけれども、我々が考えておりますことにはほぼ同調できる、そういう中間答申をいただいております。こういうことでございまして、年度内には、つまり3月いっぱいではありますが、最終答申もいただける、このような見込みで進みつつある。以上です。なお、詳しいことはひとつ担当からお答えいたします。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

まず第1点目の農水省、いわゆる桑園跡地の件でございまして、これは総合体育館ということで、現在、構想といたしましては、立川市が持っております体育館ぐらいはつくりたい、というふうに考えております。約床面積にいたしまして、9,000平方メートル前後で

ざいます。アリーナが二つ、それからプールというような内容を構想しているというものでございます。

2番目のモノレールでございますけれども、これは62年着工これは立川駅以北でございます。それから、67年にはこの立川駅北の部分の一部開業を行うという予定でございます。この67年以降、この立川駅以南を着手するわけでございますけれども、この辺につきましては、東京都の考え方は、ダブる形で着工したい、というふうに考えているようでございます。16キロの開始が72年、昭和71年度に完成しますので、実質昭和72年の4月から16キロの全線の運行をしたい、という計画でございます。

それから、CATVの関係でございますけれども、これは全国的にはテレビ、それからラジオ等の難視聴対策という形で実施されてきたわけでございます。放送衛星とか、あるいは通信衛星が打ち上げられまして、昭和63年には一部供用開始もできる、というようなことでございます。こういったものの電波を受けるには、やはり、各個人がそれぞれの設備を設けて受けるということは、実質不可能でございます。こういうCATVというシステムをつくりまして、一カ所で受信をし、それをこのメタリックケーブルを引きまして、そのケーブルで各家庭に電波を送るというシステムでございます。

将来の構想といたしましては、これは一方の現在考えられております、実施されておりますのは、一方の通信でございますけれども、将来的には、双方向と称しまして、いわゆる家庭の方からいわゆるセンターの方へ信号を送るといいますか、そういう装置ができるわけでございます。そういうことで、画像と音声を送るというのが当面の事業でございます。その後には双方向という逆に返ってくる事業に入る。この双方向ができますと、各家庭からホームショッピングとか、あるいはバンキングとか、そういうことまで発展ができるというものでございます。ちょっと詳しくなりますけれども、今八王子等では、テレトピア構想ということで今準備を進めております。このテレトピアといいますのは、CATVと、それから、NTTが持っておりますいわゆる回線、いわゆる通信を使いまして、画面と通信のやりとりをしよう、ということでございます。私どもこのCATVを考えた場合に、将来日野市民にとって、将来のこのシステムがプラスになるのか、足を引っ張る形になるのか、その辺がひとつきわめのところでございます。過去におきまして、内部でチームまではつくっておりませんでしたけれども、細々と勉強会等はしておりましたけれども、これを契機に勉強会、いわゆるプロジェクトチームを

つくりまして、今調査、検討をしている段階でございます。この施設につきましては、有線テレビジョン法というのがございまして、その法律の中で運用されるものでございますので、先般も関東電波監理局の方にも出向きまして、いろいろ調査をしている段階ということでございます。

それから、行財政調査会の問題でございますけれども、これは、今市長が申し上げましたが、2月27日に中間答申をいただいた。それで、予定といたしましては、この中間答申の不足する部分、それから、新たにふえる部分、こういったものをもう日にちはございませぬけれども、3月いっぱいにとまとめようということで、今努力をしている最中でございます。あす、また第20回が開催される予定でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君） それでは、2点ばかりお伺いします。

まず1点目は、先ほど中山議員からも質問がございました仮称西豊田駅ですか、この件に関してでございますけれども、御存じのとおり、あの地域は、非常にへんぴなところで、交通が非常に不便だということで、駅の要望は、ほかの議員の方からも再々出ておおります。先ほど、たまたま市長は、部長並びに参与に折衝に当たらせている、ということでございますけれども、どの部長か、その点まずお伺いしたいと思います。それと同時に、当たった今までの経過をお願いしたいと思います。それがまず第1点目でございます。

それともう一つは、これは61年度も予算化されております飼い犬のまたはその猫の避妊並びに去勢の手術の助成でございますけれども、この件に関してお伺いしたいのは、これは、過日6月の議会でも橋本議員が、一般質問の中で取り上げてまいりました。現在、市の方としては、南多摩獣医師会ですか、と契約を結んでいる。しかし、住民要望で、獣医師会以外の獣医にも見させるというような要望がございまして。また、先般12月の議会にも、そのような請願が出されてまいりました。これに対して担当の方ではまた話し合うということになっておりますけれども、現在その飼犬の去勢並びに避妊の委託業務に関する契約書ですか、これによりますと、獣医師会と契約を結んでいる。それで6月の議会の中では、なるべく、獣医師会へ入っていない獣医にも幅を広げていく意味で、獣医師会へ入っていただくようにする、というふうな答弁ございましたけれども、この辺がどうなっていますか、経過をちょっとお話しいただきたいと思っております。

それと、もう一つは2月の15日の広報でございますけれど、犬・猫が里親を探しています。動物たちの会ということで、広報に掲載されておりますけれど、この動物たちの会というのは、どういう会なのか、この点ちょっとお知らせさせていただきたいと思います。それと、この一番下の方に犬猫不妊の去勢手術をしましょうということで、この動物たちの会の電話番号が載っております。これはどういう会なのか、また、どういう意図のもとにこれがここに掲載されたのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 第1点の西豊田駅仮称ということで、国鉄に日野市としては、大きな問題ということで投げかけた、こういう御報告をしたわけであります。具体的に話が進んでいるというような状況ではございません。西平山の区画整理をやります際に、どうしても広場の位置は決めておかなきゃならない、こういうこともありますので、これから国鉄にも強くお願いをしていく必要がある、ということは感じておるところであります。担当をしておりますのは、村山参与に特命をして国鉄との交渉に当たらせておる、こういうことでございます。ひとつ担当の方でお答えさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 2点目のお尋ねにお答えを申し上げます。

飼い犬の去勢あるいは避妊の手術につきましては、動物愛護の精神にのっとりまして、ここ数年続いております政策的な事業でございますけれども、今までは、日野市の獣医師会と委託契約を結びまして、その事業の実施に当たってまいりました。したがって獣医師会に入っていないお医者さんにも委託の範囲を広げるべきではないか、こういう御提言をいただきました。私どもはその御提言に沿って、複数の委託契約ができないかどうかを検討してまいりました。その結果、獣医師会1本で契約を結ぶのが一番望ましいのであるけれども、必ずしも複数の獣医師さんと委託契約を結ぶことが不都合な点はない、そういう結論に達しましたので、61年度につきましては、獣医師会とそれから獣医師会に入っていないお医者さんと、複数の委託契約を結ぶように現在準備を進めております。そのためには、獣医師会に入っていないお医者さん4人の獣医師さんと入っていないお医者さん2人の獣医師さん都合6人市

内にいらっしゃいますけれども、その方たちの共通のベースがなければいけない。そういうことで、市が仲立ちをいたしまして、6人の先生方に集まっていただきまして、手術の方法、それから保険の加入、そういったものにつきまして、ある一線をそろえていただく、そういう話し合いが先だって了解点に達しましたので、61年度につきましては、複数の委託契約を結びたい、と考えておるところであります。

それから、里親探し、動物たちの会という会の性格でございますが、動物たちをかわいがる人たちの団体、このように私どもはとらえております。それ以上の詳しいことはよくわかりません。会則があるのか、代表者がどういう方なのか、今後調査をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君） 1点目におきましては、まず問題が確かに非常に大きな問題でございます。ただこの地域は、都市計画道路にしても、区画整理にしても、計画だけで何十年という年月がたっただけに十年一日ということでございますので、市長におかれましても、今後総力を挙げてこの地域の発展に努めていただきたい、ということを要望しておきます。

それから、2点目でございますけれど、ただいま部長の方から答弁ございましたけれど、この動物たちの会が何であるか、その内容がよくわからないというまま、ここに要するに広報の中に歴然と載せているということは、少し無責任であり、軽率ではないかと思うんです。と申しますのは、この電話番号をたどっていきますと、これは日野の駅のそばにある喫茶店でございます。これが取り次ぎ所になっているわけですね。多分この電話は福生へ行くんじゃないかということで、電話で確認とりましたら案の定、福生動物病院へ行きました。それでこの福生動物病院のその評判、これはもちろんこの獣医師会にも所属しておりません。それで、たまたま周囲の動物病院並びに開業医の方に聞きましたところ、非常に評判が悪い。要するに獣医師会にはもちろん入っていないから、料金の協定なんかはめちゃくちゃだし、また、福生のその周辺の地域の人たちは、ジステンパーとか、アカルスとかいった人間の要するにいわばはしかのようなものですね。こういったその病気に関しては非常に安い、これは、普遍的なものでございますから安い、またその一方そのほかの病気に対しては非常に高い。獣医師会でも手をやいている獣医だ。あるいはこれは獣医師会へ入っている獣医の偏見かと思って今度はほかの方面から聞いてみたんですけど、やはり非常に評判が悪いというような状態の中であ

て、それをよく調査しないで、こういう形で載せたということは、ちょっと軽率じゃないかと思うんですけど、その点もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 広報記事に関することですから、主管部長はちょっとそのあたりにうといと思いますので、私の方からお答えをしておきます。

つまり、この多分、会の関係の方、私の土曜日の市長相談で行っておる機会に2回来ておられます。外国人の婦人であります。それから、もう一人喫茶店経営の方らしい方が御一緒なんです。対応をいたしました。気持ちはわかるんですが、我々の行政では、ちょっと扱いかねる内容もございますので、その今言われておるよその地域の獣医さんに拡大をしてお願いをする、という気持ちはございません。つまり日野市内で開業しておられる方、というふうに限っております。それから、猫も行えと言われますけれど、猫はちょっと扱いかねますので、まだ猫までは拡大できない。ことし61年度では若干予算をふやしておる、こういうことでございます。広報に掲載をしている意味は、つまり動物愛護ということで、投書記事として扱ったものだと思っております。責任を持って市民に御迷惑のないようにやっていく、こういうことでございますので、御理解をお願いしておきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） それでは、何点が御質問いたします。

最近のこの資源ごみの回収の状況といたしましては、大変に価格が下がっておる、というそういう状況におきまして、本来であれば、回収団体の皆様に、いろいろな各PTA等を踏まえて、皆さんが個人的におきまして回収をしていただく、というケースが多いんでありますが、最近、その金額の低落という状況におきまして、大変にこの清掃工場の方にそういうようなごみとして取り扱う量が非常に多くなっている、というようなお話も聞き及んでおるところでございますので、現状としては、清掃において、どの程度の量が通常より多く来ているのか、その辺についてちょっと1点は教えていただきたいと思えます。

それから、ちょっと観点が大変変わるんですけども、こういう宇宙時代という、そういう新しい各国際的に争うような時代背景の中で、この人類初めての宇宙時代に到来した中で、ハレーすい星というのが最近大変に着目を浴び、日本におきまして、さきがけ等を打ち上げまして、それで観測を積極的に行っている段階であります。また、いろんな民間業者におきま

しても、ハレーの観測ツアーをオーストラリア等を含めながら、今いろんな宣伝をやっておりますし、また、テレフォンサービス等も非常に現在やっておりまして、多くの宇宙に対して関心の深い方は、本当に興味津々で、その問題について大変にいろいろな角度から注目をされている昨今でございます。また、その状況におきまして、我が日本におきましても、肉眼もしくは簡単な双眼鏡、もしくは望遠鏡等でも観測ができるということで、3月の初旬から4月の中旬あたりまでは観測できるという中で、非常に雑誌等、新聞等にもその辺のいろいろな観測の仕方等も連載等もされております。特にハレーすい星は、御存知のように、76年に1回というここにいらっしゃる方も二度と見るができないというような部分もありますし、また、多くの市民の方も、二度見られる方は非常に少ない、というのが現状ではなかろうかと思っております。次回見れるのが、2061年だとされていますので、なかなか非常に難しいわけでございます。その中で、何かこう昨年の12月の予算の中でも、小、中学校の中に天体望遠鏡を1台設置された、という状況もありますし、何か小、中学校の中で、このようなハレーすい星を積極的に見ていこう、というそのような宇宙に対しての小、中学生の希望にかなえたような部分があるのか、なかなか時間帯も深夜から朝方にかけてということで、非常にこう難しい時間帯でありますので、なかなかその辺は難しいかと思っておりますけれども、その辺の状況としては、どのようになっているのか、また、行政におきましても、例えば例は少ないんですけど、ある特定の日にちを決めまして、その町の街灯とか、ネオンを消して、多くの市民の方がハレーすい星を見るんだ、また、見ていこうという運動もあるという話も聞いていますし、また、そのような興味あるいろんな各種の団体の皆様も、何とかそういうような方向性も行政の中でも積極的に与えていただきたい、という部分も話をお伺いしておるところでございます。当日野市におきましても、何か少しいろんな殺伐たる社会状況の中で、何か宇宙のロマンが生れるような、何かその辺の対策なり、またその辺がもしありましたらお聞きかせ願いたいし、また、今後このような部分は何らかの形で起きた場合、行政としてもいろんな形の中で、市民サービスの一環になろうかと思っておりますので、また、いろいろな小、中学生に対しては、非行等の部分も含まれて、いろいろな部分でやはり行政としても対応することも重要な部分の施策ではないかと思っておりますので、その辺につきましても、市長のお考えないし、もしくは担当の方にお聞きいたします。

それから、行政報告の中で、地域の教育力ということで、第1回の懇談会が2月1日に午後

2時から4時30分に行われたというような形が、総務部の庶務課の行政報告の中で報告されておりますけれども、確かに今は教育の中でも非常にいじめの問題も踏まえ、大変な問題が全国に駆けめぐっております。特に当日野市におきましても、昨日の新聞の中でも、モデルガンを持ったいじめ、ということも新聞にも報道されているところでございます。確かにその非常に難しい問題もありますし、地域の方々とPTA、また、学校、家庭等も踏まえながら、この問題も対応していかなくちゃいけない、という部分もあろうかと思っておりますので、この地域の教育力の第1回の懇談会が行われた状況を教えていただきたいと思っておりますので、この以上3点につきましてよろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 第1点目の御質問についてお答えを申し上げます。確かに御指摘のとおり、ごみの量が最近ふえております。昨年の4月からのトータルで申し上げますと、この1月末で2万6,287トン入っております。前年の同期60年の1月末でございますけれども、このときは2万4,648トンございました。したがって、1,638トンの増でございます。率にいたしまして、6.6%の増ということでございます。58年度から59年度にかけましては、1.2%の伸びでございますので、今年度は特に大きな伸びとなっております。月平均では163トンふえている勘定になります。原因といたしましては、先ほど議員さんの方からもございましたけれども、古紙の値下がり、古紙の需要が頭打ちになりまして、古紙がダウンしたということで、廃品回収業者が商売にならないということで、回収に回っていない。その結果が、ごみとして出されるというものが多分にあるんじゃないか、とこのように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、教育次長の方から、第2点のいわゆるハレーすい星をめぐっての小、中学校における、いわゆる天体観測はどういうふうな状況か、という御質問がございましたので、お答えをいたします。

御承知のとおり、小、中学校の教育課程の中には、自然科学の科目がございます。そういった意味におきまして、太陽とか星等のいわゆる天体の動き等の学科もあるわけでございます。中学校におきましては、天体望遠鏡が、平均しますと、各学校に2台ずつ平均配置してございます。小学校におきましても、一部今まで天体望遠鏡がありましたけれども、ない学校がござ

いましたので、先ほど御質問がございましたとおり、昨年の補正予算におきまして、小学校において、ない学校はすべて調査いたしまして、すべて確か13台だったろうと記憶しておりますが、各学校に配置をいたしております。そういうことで、小、中学校にはすべて天体観測望遠鏡がそろった、というふうに私どもは理解しております。したがって、3月ですか、ハレーすい星の出現には、これらの天体望遠鏡は十分に活用できる、というふうに期待をいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは、3点目の地域の教育力につきましての、事実関係を御報告いたします。

これは御報告にありますように、2月1日に行いました。そして参加者は24名、ということでございますが、その前のときに、広報で昨年10月の1日、それから11月1日、二度にわたりまして、広報で地域の教育力を高めるためにということで、市長が呼びかけをいたしまして、これは、そこにも書いてありますように、社会の健全性というもの、それから教育の今問題になっておりますいじめ、そうしたもの、これはどういうふうに社会的に受けとめ、そしてまたやっていくべきものであるか、というようなことで、ここに投げかけたわけでございます。それに基づきまして、参加者、それから、ほかの団体の方々もおいであそばされまして、24名という方々で、2月1日に会議を持ったわけでございます。これにはやはり自由参加でございますので、いろいろの意見が出ました。その中が集約されたのが3月1日の広報で一応出してあります。そこに3月1日の広報におきまして、懇談会の内容につきまして、各いろいろの项目的なものを取り上げ、そして話し合いをした、というような報告をさせてもらっております。

それで、さらに3月15日、この間でございます。第2回の懇談会を開いて、これらのお話をしてあります。その中で、コーディネーターといたしまして、これは、予算のときにも御了解いただいたわけでございますが、助言者といたしまして、教育関係の先生方、大学の先生方の御意見を、その都度その場でお聞きになりながら、ひとつの皆さんの考えを出し合っていくということで、今後につきましては、さらに来年度まだ6回ばかりの予算化をお願いして、さらにこうした懇談会を進めていきたい、というのが今までの報告でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 馬場議員さんの、ハレーすい星に伴いましての夢のある御質問に、まだお答えをいたしておりませんので、十分なお答えにはならないかもしれませんが、一言触れておきたいと思います。

今、教育次長の方から、少なくとも日野市内の小、中学校に、学校用天体望遠鏡がないようではいけないということで、まだ設置されていない小学校には、補正予算の御承認をいただいて早速配置をした、このように承知をいたしております。その望遠鏡がどのように活用されているかということ、私も学校の先生方に聞いてみたい感じがいたしておりますので、早速子供たちの関心、それにこたえる学校側、あるいはそのまた指導いたします教育委員会の行政当局、これらの取り組みをよく聞いておきたい、とこのように思います。

子供に夢を持たせるということは、これは何といたしましても教育の眼目だと思いますし、また夢豊かでなければ、未来を託する子供の教育としては、大いに欠ける、というふうに考えたいわけであります。しかしながら、現実のマスコミ等で論題にあげられる状況は、極めて遺憾なものがある。日野市内にはそうひどいことはない、というふうには思っておりますけれども、時々やはり話題にあげられるわけでありまして、これは地域社会として、極めて遺憾なことでございますから、何とかそれこそ地域の教育力という形で補っていかねばならない、こんなふうに考えておるところでございます。夢を持たせる、そういう大人の指導も極めて重要だと思います。それは、資材を要するもの、あるいは資材ではなくておとぎ話でも結構だと思いますし、また、いろいろ方法があるのではないかと、こう思いますので、これからもそのような子供に夢を持たせる、そういう教育環境をぜひつくり上げていきたい、このように教育行政の外側から願っておるところでございます。

教育力懇談会のこともあわせまして、そのような考え方で取り組んでおる、というふうに御理解をお願いをしておきたいと思っております。また、機会を見て御高説も拝聴させていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 1点再質させていただきます。

先ほどのごみの問題でございますけれど、58年から59年におきましては、1.2%の増である、そして、60年は6.6%の増であるというようなことを先ほど御答弁ありました。現在、58年度の資料でございますけれど、58年におきまして、市内の資源ごみ回収協力団体が

185団体となっております。子供会が96団体、そして、自治会が54団体、PTAが13団体でございます。それらの子供会にしろ、自治会にしろ大変活動する場合には、大変なお金も現実にはかかってまいります。そのことから、現在では、そのごみの回収事業団体の設立された段階におきまして、1万円の奨励金が現在は支給されております。しかし、なかなか発足されても、そのごみの協力団体が、ますます資源ごみを有効利用していくという観点、また、市内のそのごみの減量という観点から考えましても、やはり今後はごみの量に応じた中での、何かその奨励金的な部分に還元をしていく、というような方向にしていくことが、よりそのごみの減量化等にもつながってこようかと思えます。やはり、実際は確かに6.6%のごみの量を処分するために、かなりの三千七、八百万というお金もかかるようなこととなります。その一部でもよろしいですから、その回収団体に還元をしていく。そして、日常の生活の中で、ごみについて深く市民の皆さんに理解をし、また、協力をしていただく。ますますごみの内容も多種多様にわたりまして、大変そのごみの処理につきましても、多くの市民の皆さんの予算を伴う部分がますます今後はふえてまいります。その観点から考えましても、やはりその回収の量に応じた部分を還元していく制度を早急に確立していくことが、問われている、という部分が多くあります。また、他市におきましても、そのような方式を用いて、ごみの減量化にそれなりの結果を出している市もあると聞き及んでおります。早急にこのごみの回収事業団体に対しての奨励金制度を、ごみの量に応じての制度を取り入れるよう、また市長並びに関係の部長さんに強く要望をしておきたい。また、その点につきまして、お考えを一言ずつまたよろしくお願いたします。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 清掃部といたしましては、今までも馬場議員さんから御質問、御提言もございました。円高という状況もございますけれども、これらの現状を踏まえて、さらに検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。夏井明男君。

○13番（夏井明男君） それでは何点かお尋ねいたします。

一つは、やはり最近なんです、婦人行動計画についての審議会の答申が出ておりますけれども、市長はこれを見られて、どういうふうにお考えになっているのか、御感想をお伺いしたいと思います。第1点であります。

第2点は、同じく市内循環バスの答申ですか、市内バス交通対策検討委員会の答申についてということで、本年の1月の21日に市長あてに出されておりますけれども、この答申を見られて、どういうふうにお考えになっているのか。また、どのように進められようとしているのか。今回の所信表明の中にも1行ですか、出ておりましたけれども、この辺どういうふうにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。特にこの検討委員会の一番最後のところで、バス交通問題検討をするためには、今後十分な時間的な余裕を持って恒常的な検討を続けていくことが望まれるというふうにあるんですが、この点を踏まえてお尋ねをしたいと思います。

それから、第3点としましては、モノレールのお話が市長の行政報告の中で出ていたわけですが、1点お尋ねしたいのは、多摩センターの方向についての資料をいただいているわけですが、多摩センターへ抜ける交通のコースが決まっておりますけれども、もう一つ、やはり日野の中を八王子方向に向かっていわゆる循環をするコースがもう一つあるわけですが、これは、構想ということであるわけですが、具体的にはこれからのことなんでしょうが、この計画の概要を見ましても、駅の間隔が平均約1キロ間隔で駅もつくられるということになっております。このコースによっては非常に地元の方も関心の高いところですし、日野市におきましても、都市の発展性ということも踏まえて地元のさまざまな要求を東京都のこのような計画の概要の中で、どういうふうに盛り込むことができるのか、御参考までに、今回の多摩センターまで抜けるコースについて、日野市に東京都からもさまざまな要望といいますか、そういう点のお話もあったかと思っておりますけれども、将来に向けてこの構想のコースについてもどのように進められていくのか、一応図式がありますけれども、具体的な地元の要望が取り入れられる余地があるのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、第4点目ですが、やはり行政報告の中で、市長のお話で農水省跡地の利用計画に

ついて、先ほど議員の何人かの方のお話で御答弁があったわけですが、その中でまだ煮詰まった話ではないというお話ですけれども、蚕糸試験場の跡地のあと上の北の部分の残っている部分については、下に総合体育館を、屋内の体育館をつくって、その上に住宅をつくるという構想が少し示されましたけれども、私も体育館の上に住宅ができていくという話は余り聞いたことがない話ですし、端的に申し上げて運動する方が集まってきて、上に大きな住宅がいっぱいずらっとあるところでは、どうも体操した気にはならないのではないか、というふうな非常にセンスの問題ですけれども、非常に奇異な感じもしますので、その点のお話を承りたいと思います。特に日野市は、人口20万都市ということで、目指しているわけですけれども、千代田自動車の跡地にも住宅公団の建物が建つということですし、20万人口を踏まえてそういうふうな構想も考慮されてきているのかどうか、その点からもお話を承りたいと思います。

それから、もう1点ですが、これも先ほど議員の方から御質問があった点ですけれども、日野市行財政の中間答申ということで、市長の御答弁ですと、ほぼ同調できる内容であるというお話であったわけです。最終的な答申は、今月末に出るということですので、その時点でお聞きしてもよいのかもしれませんが、公式の場で市長の基本的な考え方をお尋ねする機会が余らないと思いますので、ここで中間答申の中身について、お尋ねしたいと思います。例えば市長は、ほぼこの内容については同調できる内容である。またこれを目指していきたい、というお話であったかと思うんですが、内容によっては、かなり突っ込んだ、これからの相当大きな問題になるだろう、というふうな内容も、少ないページの中に盛り込まれているわけで、もう少し詳しく市長のお考えが聞ければありがたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） それでは、御質問にお答えをいたします。

第1番の婦人行動計画が、婦人問題懇談会の方々の討議を煩わして、行動計画に対する提言ということで、答申をいただいております。内容といたしましては、かなり格調の高いといましようか、広範な婦人の地位、権利、生活、福祉、かなり具体的に記述されておるわけでありまして、今日、いただくことのできる十分内容を網羅した答申である。ありがたく感謝もっていただいておりますというのが私の感想でございます。今日、狭い意味での婦人問題と申しますと、労働問題がかなり当面の課題となっておりまして、広い範囲では、やはり特にその婦人問題というよりも、共通な問題がたくさん出るわけでありまして、私は、今、庁内に検討委員会

をつくりまして、つまり横断的プロジェクトチームをつくりまして、各組織にわたる課題でございますので、この提言に対する行政対応ということで、取り組みを指示しておるところでございます。今後、高齢化社会の問題も同様でございますが、婦人問題にもお答えをすべきものが多面的にある、というふうに認識をしておるところでございます。

それから、第2の質問の循環バス検討委員会の答申もいただいております。比較的短い時間と回数の中で、御苦勞をおかけしたわけでございまして、この表現はいろいろな具体的なこともありますし、また、総論的なことも述べられておるわけでございます。ことしの予算に若干新しい事業として、バス運行の部分の計上をいたしております。いずれ御説明をする機会があると思っておりますし、それから、何といたしまして、バス問題の解決は、これは道路構造のこともございますけれど、免許を持っている日野市の場合は、京王バスでございますが、これの同意をいただかなければならない、またこれに依存しなければならぬ、という非常に窮屈な面がございまして、その点が全く陰路だ、というふうに申さざるを得ません。この点等につきましても、今後十分陸運局、あるいはこの当事者でありますバス会社とも協議を詰めて、市民の利用に耐えるそういうバス運行を確立していかなければならない、このように考えております。

モノレールの第1期計画は、16キロ計画でございますが、その南部コースの多摩ニュータウンセンター、これは公団のつまり北ができてから着手をするということではなくて、北の着手とともに、南部もその少なくともコースをあけてといいますか、道路を整備してまいらなければなりません。これは我が市内では、万願寺第2期区画整理でありますとか、高幡踏切の大きい改造でありますとか、いろいろの問題を伴っておりますので、東京都も極めて熱心に御指導もいたしますし、また、都自身で積極的にお願いをする部分もある、このように予期をしておるところでございます。

第一桑園跡地のこの利用方策ということで、政策の転換、あるいは発想の転換というべきものを検討をしておる、ということで御報告をさせていただいたわけでございます。立体化によって確かに人口もふえるわけでございます。20万人計画、都の整合ということは、十分考慮の中に入れて、このようにお答えをしてよろしいと思っております。特にこういうことの可能になりましたゆえんは、小学校、中学校が、今、設立校数としても、設立の数といたしまして、一応行き届いたということもあります。空き教室も生じてくる、こういう状況であります。

とりわけ仲田小学校をつくったことが、こういう問題の見通しのために、大きい端緒をつくった、とこのようにもいえるわけであります。つまり、学校の受け入れは大丈夫、それから、人口も日野市の状況を将来に向かって活性化させるために……（「意味が違いますよ」と呼ぶ者あり）そうですか、じゃあ、また後で質問をお願いをいたします。人口の20万人規模には、つまり整合できる、とこのようにお答えできると思っております。

行財政調査会の中間答申に対しまして、我々の今後の対応として、同調できる内容である、このように申し上げておりますが、総論的な指摘もございまして、具体的な指摘もあるわけでございますので、その順序を十分配慮いたしまして、取り組んでいく考えでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） それでは、もう一度再度お尋ねしますが、婦人問題の答申については、鋭意進めていただきたいと思っております。

循環バスの件なんです、答申が出まして、今最初のところしか読み上げなかったんですけども、7番目の市内バス交通対策の推進ということで、結論が出たということですが、総合的な角度から検討した結果、3系統の市内循環バス路線の設置が望ましいとの結論を得た、ということでもありますので、具体的なこれ結論だと思っておりますが、その点踏まえてもう少し御説明を願いたいと思っております。京王バスとの関係で、隘路があるということですが、それを踏まえた上で、この三系統の市内循環バスの設置がどうなのか、ということについて、もう少し御説明願いたいと思っております。

それから、モノレールの件なんです、一つ御答弁がなかったんですが、万願寺から高幡へ抜けて多摩センターという1点だけでなく、いわゆる循環をする北八王子の方に抜けるコースについて、特に1キロ間隔で駅もつくられているということですが、その路線の方向についても日野市の意見を十分に取り入れ、さらに日野の地元の住民の意向ということが十分入れるような余地があるのかどうか。この計画図を見ましても、大きな広い都市計画道路ですか、の上にもたがるものであるとか、というふうにはモノレールの定義としても既に入っていますから、そういうことがもう余り余りのない話なのかどうか、という点をお尋ねしたかったわけですが、その点どうかということでもあります。

それから、先ほどの農水省跡地のところに総合体育館をつくって上に住宅ということですが、

一つ、今、1点の用途としては、人口的な問題についてはどうですか、というお尋ねをしたんですが、その面での比重よりも、むしろ総合体育館をつくったその上に住居をつくるということが、発想としてどうなのか、ということなんです。その100億ぐらいのお金がかかるので、一つの案として浮上しているんだと思いますが、余り聞いた例もありませんし、体育館を総合運動場の中に、そういうような大きなものになると思いますが、大きな住宅街をその上につくるということが、あの辺の地域の総合体育館、総合運動グラウンド、運動公園としての全体的から見て、都市機能として見てどうなのか、ということなんです。日野市独自で進めることがかなり難しいということであれば、少々乱暴な議論かもしれませんが、東京都からも力をいただいて、東京都の施設としてつくる方向性も考えられるのではないかというふうに思うんですが、その辺どうかということなんです……。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

まず第1点目のバスの問題でございますけれども、この答申書にページがなくて、大変恐縮ではございますが、この検討の中で、やはり一番問題になりましたのは、この検討委員会でどういう問題を検討するかということでございます。いまして突っ込んで言いますと、財政問題まで触れて検討するかどうか、ということが一つ大きな議題になったわけでございます。この財政の問題に触れて考慮して結論を出すということは、かなり時間を要するであろう。この財政問題については、一応保留をして、それ以外の問題について検討しよう、ということで審議が進められたわけでございます。その中で、問題点として、現在の路線バスがどういう実態で、今後どういう形で改善されるべきか、そういう問題が一つ。それから、この路線バスが市民の期待に沿うような運行がなされていないという場合に、市がどこまで援助して、いわゆる循環バスのようなものができるかどうか、というのが第2点目でございます。第3点目としては、その他の方法を模索するというので、検討に入ったわけでございます。それで時間的なこともございますので、問題点は、いわゆる市が援助をする形での循環バスがどうあるべきか、ということになりまして、この報告書のように結論が出たわけでございます。しかしながら、この最後の7番の市内バス交通対策の推進ということで、最後にうたってございます。こういう結論、三系統の路線の設置が望ましいという結論を得た。それで、あとに、しかしながら、この路線案を実現するに当たっては、バス交通事業者の積極的な協力、バスを利用しやすくす

るための諸方策の促進が何よりも重要であり、利用者負担、公共的補助等もあわせて検討していくことが望ましい、というふうにならわれております。さらに終わりに、市内バス交通対策の検討は、市の行財政計画問題に密接にかかわる極めて重要な問題である、というふうにあと続いておりますが、結んであるわけでございます。答申の内容はそういうことでございまして、私どもも、この答申を鋭意実現すべく現在努力をしている、ということでございます。

ただ今申し上げましたような利用者負担の問題、それから、公共的な補助のあり方の問題、それから、あと一つは、さっき市長が申し上げましたように、日野市はほとんど西東京が一部入っておりますけれども、バス交通の権益は、京王帝都を持っているわけでございますから、この権益を侵すということではございませんけれども、以前と違いまして、非常にこのバス事業というのが、経営的に厳しくなっている。以前は権益を守る立場にあったものが、今は権益を放棄するという、東京都でいえば、立73は、完全に権益を放棄したわけでございます。そういう情勢の変化もございまして、十分そういう今後の路線のあり方を含めて、市内の循環バスのあり方も考えていかなきゃいけないだろう、という立場に立ちまして、現在、検討を進めている段階でございます。さっき申し上げましたように、61年度予算に1,000万円の予算を計上してございます。今京王帝都と細かい詰めをしている段階でございます。

それから、モノレールの関係でございまして、モノレールにつきましては、パンフレットも差し上げてございますが、この点線と実線をあわせると延長が93キロになります。この93キロにつきましては、一番最後のページに書いてございますけれども、昭和54年から55年にかけて、多摩地域における都市モノレール等の導入可能性についての調査を実施した。これが、この93キロの点線及び実線を含めた構想でございます。この構想を踏まえて多摩・立モノレールの整備計画、いわゆる東京都として長期計画に16キロを事業化しようということで位置づけをしたという経過でございます。

ただいま御質問ございました仲田の公園を今築造してございますけれども、その部分から甲州街道を経て、日野駅を經由して小宮の方へ行く路線がございまして、これはあくまでもまだ構想段階でございまして、実施の何と申しますか、話等についてはまだ全く出ておりません。導入可能かどうかということでございますけれども、モノレールは道路財源で、いわゆるインフラ部分をつくりまして、それで軌道の付属施設、あるいは車両、駅、基地、こういったものを第三セクターでやる、というものでございます。このインフラをつくる場合、通常の

道路幅で22メートル必要でございます。それから駅部分につきましては、最低37メートル必要です。したがって、このモノレールの導入する部分の道路につきましては、標準の断面が22メートル、それから駅については37メートル最低確保しないとできない、ということでございます。現状に合っていない部分については、都市計画の変更を行い、道路を整備しながら、このモノレールを導入していくということでございます。現在16キロは、多摩センターから日野、立川を經由いたしまして、新青梅街道でまずとまっているわけでございますけれども、それ以外の関連市からも、早急にこの16キロ以外の延長を東京都が事業化するようにということで、促進協議会等も中心になりまして、促進の運動をしているという段階でございます。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） それでは私から農水省跡地の今後の利用計画について補足説明を行います。

農水省跡地につきましては、現在留保地になっておる土地について、先ほど来市長が申し上げておりますように、総合体育館を設置をするということで、構想を練ったわけでございます。今後は、この留保地につきましては、土地の高度利用、有効利用という観点からも、やっぱり総合体育館だけではなくて、そういった観点からの利用を図る必要もあろうかということで、都あるいは国の指導もある中で、検討を進めてきたところでございます。

それで、総合体育館の上にそっくり住宅を乗せるということではなくて、総合体育館の上、一部住宅がかかるわけでございますが、住宅部分につきましては、総合体育館の事務所、あるいはトレーニング室、その他会議室だとか、更衣室、そういう機能を持つ部屋をつくっていく、大きな体育室、あるいは中規模程度の体育室の上は、これは住宅が乗らないような設計にしていきたい、というふうに考えているわけでございます。このような考え方は、従前、例はないわけでございますが、一つ、名古屋にこれは民間のスケートセンターでございますが、その上に住宅が乗っておる例がございます。これは、私もその現状を視察してまいりましたけれども、全く圧迫を感じるようなものではございません。公共施設としての体育館、今後こういった利用を行うということも一つのケースになっていくのではなかろうか、というふうに考えておるわけでございます。その中で、現在、体育館、住宅との併用ということで、検討は現在私どもで行っているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 市長の方から御答弁がなかったんですが、もう1点だけ最後にお尋ねをしておきたいと思います。

先ほどの同じ質問であります。日野市行財政の中間答申のほぼ同調できる内容だ、ということでしたけれども、実際にこの小冊子の中を見ましても、これはというふうなものもあるわけです。例えば9ページのまちづくり事業に新しい視点を、ということで、従来の長期計画というものは、これからのものは、職員参加によってつくられる長期計画は、伝統的な行政縦割りの部、課別計画ではなくて、市民サイドから都市空間の見直しが行われることによって、課題別に云々というふうにごうあるわけですが、そういう点ですとか、それから11ページのこれはちょっと新聞にも出た問題かと思いますが、職員給与の見直しを、というところで、これのほぼ真ん中あたりに、「現行の準通し号体制、退職金、特殊勤務手当等を職務と責任に応じたものとし、市民の理解が得られるよう、抜本的に改めるべきであるという意見があった」とここでは分かれたと思うんですが、「なお過去の特別昇級措置等による給与のアンバランスは、さらに適正化すべきである」。ちょっと目についたものを今2点ばかり拾い上げさせていただいたんですが、かなり、これは興味深い答申が得られるということで、長くずっと注目をしてきた内容でもありますし、ほぼ同調できるというだけではなくて、もう少しお話がいただければということで、再度御質問をしたいわけです。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 中間答申をいただきまして、私も熟読しているところでございます。例として御指摘の、9ページのまちづくりの事業に新しい視点をということで、職員参加によって総合的な長期計画が必要である。これは新しいことではないと思うわけでありまして、特に市民参加のことが私は強調されてある。できるだけ市民参加の、つまり情報を市民に提供することによって、それから戻ってくる市民参加、これこそが本当の市民参加である、こういう意図だと思っておりますので、極力そのようにしていくことがまた新しいまちづくりの要諦である。こういう御指摘だというふうに解釈をいたしております。

それから、職員給与の見直しという題目につきましては、既に給与改定計画というのを我々持っておるわけでありまして、その給与改定計画は、ちょうどここに指摘してあるとおりのことを内容としておるわけでありまして、その実施のための努力を今までやってまいりましたし、今後もやっていこう、こういうことでございますので、特に意図するところはない、このよう

に思っております。他の点も多々あると思っておりますけれど、拳々服膺するにたる答申である、このように私は考えております。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） それでは、意見だけ申し上げて終わります。

今、9ページのところでは市民参加、職員の参加というのは従来どおりだというお話なんです。私がちょっとお聞きしたかったのは、伝統的な行政縦割りの部課別計画ではなくて、ということが載っているわけです。これは8ページの方でも組織機構の柔軟な再編と効率化を、ということで、例えばこれの2番目に縦割り行政の弊害を克服するために、組織横断的なプロジェクトチームを多用し、ライン相互間の協力を図るというふうな内容にもなっているわけです。私も従来の職員の組織体制については、一般質問でやらさせていただいたわけですが、これについても、今までの従来の手法を基本とせざるを得ないじゃないか、というふうな内容の御答弁であったかと思うんです。そういうふうな点から踏まえますと、私には、かなり大きな提言ではないか、というふうに映ったわけですが、そういう点で、私は質問したわけです。この点については、御答弁結構でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 先ほど午前中の所信表明に対する質疑の中で我が会派の馬場弘融議員から、市長の教育軽視の姿勢に対して、強い御指摘があったわけですが、それを象徴するかのような幾つかの事例がありますので、それについて質問をさせていただきます。

これは新聞でも報道されましたが、現在、日野市の教育委員5人、市長が任命しておられるわけですが、現在1名は欠員になっているわけでありまして。また、教育委員長については、御病気で入院加療中、同じく教育長についても、同様であるということで、今後、教育委員会のまず欠員の補充については、どのようなお考えをお持ちになっているか。議会の同意を得て市長が任命をするわけでありまして、市長が議会に提出をしないことには、教育委員は欠員のままということになるわけでありまして、この点についてのお考えをお聞きいたします。

次に、いわゆる公立学校の公式業事における国旗掲揚及び国歌の斉唱について、昨年も私、教育委員会にその実現について実行をできるだけ各学校でするように適切な強力な指導を行うように求めたわけでありまして、ことしもこの公式行事であります卒業式、また入学式の季節、シーズンが到来をしたわけでありまして。文部省の指導によりまして、かなり全国的によい傾向

が出てきているとは思いますが、日野市におきましては、教育委員会において、学習指導要領の告示に基づいた、きちんとした指導の徹底を図っていただきたい、と思うわけではありますが、今期の入学式、卒業式を目前にして、どのような対応をなさるかお聞きをいたします。

それから、これも同じく教育委員会並びに市長にかかわる大変重大な問題であります。森田市長が会長を務めました遺跡調査会の事件も、民事訴訟が、今回行政報告を見ますと、取り下げられたということが出ております。昭和60年、去年の12月18日に東京地方裁判所の八王子支部に対して訴訟の全部を取り下げたということで、報告が出ております。

刑事事件については、検察審査会に不起訴の後、持ち込んだわけではありますが、これも被告人が死亡し、不在になったということで、刑事訴訟の方については、もう既に不起訴処分が決定をしていたわけではありますが、今回民事訴訟の損害賠償請求訴訟が取り下げられたということで、市長は、当時の最高責任者という立場で、この問題について、どのような最終的な責任をとるお考えなのか、この点についてお尋ねをいたします。まず、教育委員会関係について、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは第2点目の学校の卒業式、あるいはまた入学式における国歌、あるいは国旗の掲揚についての御質問が出ました。先ほど古賀議員の方からの御質問の中にもございましたとおり、いわゆる、文部省の学習指導要領というのがございます。その中におきまして、各小、中学校におきますいわゆる公式行事、あるいは祝日等の場合には、それらの意義というものを十二分に児童生徒によく説明すると同時に、公式の行事等があった場合には、国旗を掲揚し国歌を斉唱することが望ましい、という文部省の方の規定がございます。したがって、私ども教育委員会といたしましては、各小、中学校の校長、あるいは教頭に対しまして、毎月定例教頭会、校長会がございますけれども、その際にもこれらの趣旨を十二分に徹底するように、というふうに指導を行っております。

現在、日野市の小、中学校におきましては、大概、卒業式の場合におきましては、国旗は掲揚しておるところが大部分でございます。国歌につきましても、斉唱している学校もございます。そういうことでございますので、我々としたしましては、今後とも各小、中学校におきますところの卒業式、あるいは入学式におきましても、学習指導要領にのっとった指導をしてまいりたい、というふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　先ほど、古賀議員の質問発言の冒頭に、市長の教育軽視という表現がございましたが、これは、私にとってはとんでもない表現である、このように感じました。教育こそ極めて重要である、こういうことは折に触れて考え、また、議会にも表現をし、予算計上等でも明らかにしておるところでございますので、その点は、まず当たっていない、というふうにお答えをしておかなければなりません。

それから、現在、教育委員会の委員が偶発的な出来事として、病気の方が2名おられる、何かそのことが教育軽視のつまり委員の補充を考えていない、とこういうふうには指摘をされるとすれば、これまた当たっていないと言わざるを得ません。御病気は委員長、それから教育長、全く偶発的なことでございますから、もちろん真剣に考えておりますし、できるだけ本復されて、就任されることは望ましい、このように期待をして待っておるわけでありまして、1名の方の欠員につきましては、今後十分考えまして、時期を見て御提案申し上げ、御同意いただく、このように考えております。たまたま先日の某新聞に、あたかも委員会が、病院で聞かれる、そういう表現で取材されていたことにつきましては、確かにそういうことにならざるを得なかったという事実は認めなきやありませんが、意図的になったわけでもございませぬし、間もなく教育長も元気になって回復をし、教育委員会の教育行政について責任を持って執行できる、そういうふうにお考え、また期待をしておりますので、そのようにお答えをしておきたいと思っております。

それから、遺跡調査会の使途不明金の事件に伴いますてんまつは、誠に遺憾でございます。いろいろの解明の経過があったわけでありまして、最終的には刑事事件、あるいは民事事件として、できるだけのことを解明の努力をやったつもりでございますが、被告と言っただけではいけないのかもしれませんが、当事者がお亡くなりになられた、このことによって解明の手段が失われた、このように言わざるを得ないと思っております。該当者の死亡によって刑事事件は起訴、不起訴という結果にならざるを得ませんでしたし、それから、民事の方も裁判長の強い勧告があつて、これ以上の追及は困難である、このような判断から、告訴を取り下げた、こういう事実がございまして。私の、もちろん終始責任を感じておるところでございますが、なお、在任中、当然いろいろな形で責任を感じていかなきゃならない、こんなふうにお考えをしておるわけございまして、責任が解除されたというふうにはまだ考えておりませぬ。以上のとおりです。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 小、中学校の卒業式、入学式における国旗日の丸及び国歌君が代の斉唱については、今後とも学習指導要領にのっとって、指導を行っていくという教育次長の今お話がありましたが、具体的にそうした学習指導要領できちんと昭和33年以来定められているにもかかわらず、思うように実施されていない。特に日本教職員組合、日教組は、従来からこの日の丸、君が代について、いわゆる各学校において阻止を行うということで、そうした運動を学校現場の先生たちが繰り広げているわけであります。さらに、教育委員会としては、こうした状況があるわけですので、学校管理者である学校長、また教頭とこうした日教組の不当な教育干渉によって、トラブルがいろいろ発生をしているというのも事実ですので、具体的にこうした公式行事の行われるシーズンを前にして、さらに具体的な取り組みがもしあれば、私はそう行おうべきだと思いますが、その点について、一般論としてではなく、具体的にやるのかやらないのか、例えば校長会、教頭会、また、教育委員会等で、こうした問題を取り上げて何かやるお考えがないかどうか、その点をもう一度確認をいたします。

それから、教育委員会の現在1名欠員の方が出て、しかも御病気の方がお2人いらっしゃるということで、非常に今病院で実際教育委員会を開いているわけでありますので、このことが正常だとは市長もお考えになっていないと思うんですが、いつまで欠員のままこの教育委員会委員の補充を行わずに——4名ないしは現在は2名で開くようなことにもなると思うんです。こうした状態を続けるおつもりなのか。つまりいつごろになれば補充を行うお考えをお持ちなのか、その点をお聞きをいたします。なお、教育委員会に法的なことをお尋ねをいたしますが、5人の定員をもって運営をされております教育委員会が3人まで出れないというような状態になりますと、実際には2人で開くということもあり得ると思うんです。果たして2名で、教育委員会というのは合法的に開くことが可能なかどうか、その見解も同時にお答えをお願いをいたします。

それから、遺跡調査会、これは大変多くのお金がかかっております。市長は、終始責任を感じているということをお答えになったわけでありますが、去年の12月、もう三月以上時間が経過しようとしているわけです。取り下げたなら取り下げたで、この問題に対する責任をきちんと私は示すべきではなかろうか、と思います。責任を感じておりますということでは、全くそれが言葉だけで実態は何も伴っておりませんので、果たして本当に責任を感じておられる

かどうか、私にはつかみようがないわけであります。ちなみに、昭和59年の第3回定例会でこの4,000万以上に上る遺跡調査会森田喜美男会長のもとで発生をいたしました使途不明金事件に関する不起訴処分の決定が決まったということで、9月議会で小山良悟議員が緊急質問を行っております。そのときに責任のとり方は、どういうことを市長はお考えになっているかということを知っているわけですが、市長は、当時御自分のことですから、市長選挙の前ですが、市長選挙の間でお忘れになっているかも知れませんので、それをちょっと読んでみますが、9月議会、いわゆる第3回定例会でこういうふうにおっしゃっているんです。今後の責任につきましては、減俸程度のもので処理はできないだろう、もっと大きい責任を受けとめるべきだろう、とこのようにも思っているところでありまして、それらの決定には多少時間を要して取るべき自己譴責、自己責任は果たしていきたい、こう思っております、このようにお答えになっております。また、さらに質問に対して、森田会長の責任について再度問われたことに、答弁をしております。政治責任をとらなきゃならないというふうには考えておりません、道義的な責任を考える、こういうことだと思っております。時間も多少かけなければこれからの推移もあわせていかなければなりませんので十分考慮しながら、対処するというふうに申し上げております、こういうふうにお答えになっているんです。59年9月議会。

さらに、私が去年の12月、第4回定例議会で同じく遺跡調査会の訴訟の現状について、お聞きをいたしました。そのときに取り下げもやむを得ないだろう、という回答があったわけがあります。さらに、私もその折市長の責任について回答を求めました。そのとき市長は、やはり59年の9月議会と同じように責任者としてのいわゆる今までも申してまいっております道義的責任、これはまた私自身のことでもありますので、金額でどうこういうことじゃもちろんありませんが、一定の市民に対する表現はしなきゃならない、このように思っております。こういうふうには市長は答弁をしております。これは12月議会のことですので、まさかお忘れにはなっておられないだろうと思います。今回、正式に遺跡調査会の民事訴訟が結審をしたわけでありまして。責任をとります、道義的責任をとりたいということが二度の議会で市長は、はっきりこういうふうにお答えをしておられるわけですが、もうそのことはやめたのか、責任をきちんとここでとりたい、何らかの形で表明をしたいということをお考えになっているかどうか。本来であれば、この民事訴訟の取り下げが、広報に3月1日号に出ましたので、このときには、やはり市長の責任についてみずから何か私は表明をされてもよかったのではないかと思います。

っております。58年3月には、給与のこれ3月分ですが、減額1回やっておられる。しかし、これじゃ済まないということも自分ではおっしゃっているわけでありますので、いかなる責任をいつおとりになるつもりなのか。もう柳下さんに求めておりました民事訴訟のこの損害賠償金2,122万3,224円は、もう返ってこない。市へ戻されないわけでありますので、柳下さんが供託をした169万1,333円、これは損害金の一部に充当されておりますが、基本的には2,000万のお金が市には入ってこない、返ってこないということでありますので、これらについては市長はどのようにお考えになっているか、責任の問題とともにはっきりとお答えをいただきたいと思うわけであります。

さらに、この遺跡調査会の件に関しましては、事件が発生をして10年間は、つまり2,000万以上の損害を受けた人が、現に存在をしているわけです。つまり原因者で精算をごまかされた人があるわけです。これらの人に対しては、森田喜美男会長は、遺跡調査会の会長として、どういふことをお考えになっているか、つまり適当に向こうは何も言っていないのだから、このままで構わないとお考えなのか、一定の謝罪ないしは責任をきちんととりたいということで、原因者については、市民に対しても謝らなくてはいけないと思いますが、原因者に対しては、どのような責任をおとりになるお考えか、この点について御回答をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） 追加の質問が2点、教育委員会にわたしまして御質問がございましたので、私の方からお答えをしたいと思います。

第1点目の御質問につきましては、本年度のいわゆる小、中学校の卒業式につきまして、国旗の掲揚、国歌の斉唱についての指導を、これからする意思があるかどうかという、こういう御質問だと思います。実は、小、中学校の卒業式でございますけれども、中学校の卒業式につきましては、20日、明日でございます。それから、小学校につきましては、25日を予定しております。したがって、小、中学校ともに卒業式を間近に控えておりますので、これを控えて、校長、教頭会を開くということがいとまがございませぬので、我々といたしましては、今のところ改めてその卒業式に臨みましての校長会、教頭会を開いての指導をする、ということとは考えておりませぬ。

それから、第2点目の教育委員会の開催についての法的根拠はどうか、というご質問であろうかと思っております。教育委員会のいわゆる開催につきましての法的根拠につきましては、

昭和31年6月30日に定めました地方教育行政の組織及び運営に関する法律がございます。その中の第13条に、教育委員会の開催につきましての条項がうたっております。これにつきましての条文の解釈につきましては、時間の関係もございます。大変難しい解釈でもございますので、それにつきましての説明は省略させていただきますけれども、結論を端的に申し上げますと、要するに現在いる教育委員、つまり現任の教育委員、現在任命している教育委員の半数以上が出席すれば、教育委員会は成立する、という解釈でございます。したがって、現在1名欠員で4名おるわけでございますので、2名の教育委員が出席すれば、教育委員会は法的に開催は可能、というふうに御理解をして結構だと思います。しかしながら、この議決に関しましては、5人の場合では、いわゆるその議決に際しましての賛否の問題でございますけれども、過半数の委員の意見をもって決定をする、可否同数の場合には、委員長が決する、こういうふうに法律はうたっております。2人の場合ですと2人の教育委員の同意がなければ議案は議決されない、という解釈でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 再質問のお答えをいたします。

現在、教育委員1名欠員であります。他の病気の方はもちろん任期中でございます。このことについて云々することは全くあり得ない、このように思います。

それから、教育のことは今日いろいろと問題でもございますので、市民の方々の教育に対する関心をどのように集約するかということが、地域の教育力の懇談会にける一面でもありますので、それらの状況と十分判断をいたしまして、妥当、適切な対応をしていきたい、とこのように考えております。

それから、遺跡調査関係の責任問題でございますが、発覚当時、御指摘のとおり、表現の一端に過ぎませんけれども、減俸処分をみずから科した、ということがございます。今度、その程度ではおさまらないというのは、金額で、あるいは金銭で云々ではございません。政治生命の問題も伴うと言わざるを得ません。それは選挙に信任されるかどうか、ということも一つの内容だ、とこのように考えたところでございます。これからの任期中、どういう事態があり得るかわかりませんが、少なくとも、そういうことは、任務の上で、あるいは実務に担当する組織の上で、正しくやっていくということと、これからの責任も解除されない、そのように申し上げますので、期間の中で十分考えていこう、このように申し上げたつもりでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 最初の国旗の掲揚並びに国歌の斉唱については、日野も、大変、議会にもよく深夜でも学校の先生たちが、たくさん傍聴に時折参りますが、都教組の中でも、特に日本共産党系の統一労組懇にも加盟している先生たちが大変多いということで、学校現場でも、いろいろ卒業式や入学シーズンになりますと、学校管理の立場に立っておられる責任者の校長、教頭、または主任クラスの方も入るかもわかりませんが、大変いつも頭を悩ましておられると思います。教育委員会としても、さらに十分意を配していただいて、学校の管理運営に、こうした学校運営の基本にかかわるような問題について、きちんと学校長や教頭が筋を通してやっていけるような、そうした配慮というものを十分に今後とっていただきたい、こういうふうに思うわけでありませう。

私も再三議会でも申し上げておりますが、私の子供も小学校に今、日野市内でお世話になっているわけでありませうが、6年間一度も国歌は学校で習っていない、こういう現実もあるわけでありませう。むしろ、社会教育の関係であるさまざまな体育団体や社会教育団体等で、こうした面の補完をやっている。本来義務教育でやらなければならないことが、日野市内においては行われていない、という現実もあります。大変ゆゆしい事態も現に存在するわけでありませうので、きちんとした取り組みをやっていただきたい、このように思うわけでありませう。森田革新市政のもと、非常にこういう点では、何回指摘をしても前進というのは、微々たるものしかないと思ひませうが、こうした遅々として進まないことでも、やはり言わなければ前進が図られないということもありますので、世界じゅうどこの国でも自国の国歌や国旗に対しては、それを軽視していい、などということをお教えている国はないわけだ。日本だけは、そうした世界の常識から大きくはずれているということで、ぜひ、教育委員会においては、この問題、重要な問題だということをお考えを十分お考えをいただいて対応していただきたい、このように思うわけでありませう。

それから、教育委員の欠員の問題でありませうが、妥当、適切という言葉、今市長は、任命者の立場でやっていくということで、別に余り問題意識はお持ちになっていないようでありませうが、現に、5人の皆さんで本来開かなければならない教育委員会が、2人で開かれる可能性もある、現実の問題として、2人でも法的には問題がないというお考えが今答弁の中にありませう。

たが、やはり物事は議決もしなければなりませんし、せいぜい3人か4人ということならわかりますが、2人で教育委員会を開くというのも、随分、妥当、適切という市長の表現もありますが、私は、妥当を欠き、適切さも同時に欠く、こういう現状に今あると思うんです。ことしの5月には、さらに教育委員長も任期が終えられるわけです。今、具体的に私は再質問で補充、つまり欠員の方の次にどういう方が、私出てこられるかわかりませんが、いつごろそれが行われるんですか、ということをお聞きしましたが、具体的に回答がございませんでした。やはりこうした不正常的な状態が今続いているわけでありますので、もし、いつごろまでに、5人の教育委員の方で会議が開けるようにしていきたい、というお考えがあれば、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

それから、今、ちょっと私気になったんですが、市長が今答弁をなさるときに、地域の教育力を考える懇談会、先ほどほかの議員の方からもこの内容について質問がありましたが、こういうところ、つまり地域の教育力を考える懇談会という名称だと思いますが、こういう場で何か教育委員の選任について、何か市長の方から協議をなさるつもりがあるのかどうか。ちょっと、こういう本来、市長が議会に同意を求めて提案される案件でありますので、どうして地域の教育力を考える懇談会が出てきたのか、私にはちょっと結びつかないのですが、その点について、欠員の補充の時期とこの懇談会とのまた教育委員会との関係をもう一度お尋ねをいたします。

それから、遺跡調査会の使途不明金事件、市長は言葉巧みに格好のいいことは今おっしゃっているんです。終始責任を感じている、十分考えていきたい、というようなことですが、3月ほど前に市長は、きちんとこの本会議のこの場所で、金額ももちろん大切なんです、金額でどうこう言うことじゃありませんが、一定の市民に対する表現はしなきゃならない、こうおっしゃっているんです。考えるだけでは表現にならないと私は思うんですが、ここで訴訟を取り下げ、現に裁判で争う案件は、すべて事件はなくなったわけでありますので、ぼちぼちみずからの進退も含めて、責任のあり方について、市民に対して表明をされてもいいのではないかと思います。

それから、先ほど私が再質問したことに対して、お答えがなかったんですが。要するに2,000万以上の——わかっているだけでですよ。要するに伝票も金銭の支出にかかわる書類等が一切なくて、監査委員の調べようがなかった、という非常に異常な状態であったわけです。そうし

た中で、2,000万円以上の損害を遺跡調査会がこうむったということで、裁判を起こされたわけですから、これは原因者が精算を正しく受けていないということです。ですから、森田喜美男会長は、原因者であるいろいろな方、日野市も原因者にある場合はなると思いますが、森田会長は、原因者をごまかしたわけですから、精算において。その金額は、わかっているだけでも2,000万以上あるということになりますので、責任を感じておりますというだけでは、私は済まされないと申すんです。森田会長にごまかされた原因者に対しては、どのような責任をおとりになるお考えがあるのか。この点については回答がありませんでした。もう一度お聞きをいたします。

それから、この金額は、本来、これも再三私ども百条調査委員会やその後の本会議でも指摘をしておりますが、この損害金プラス訴訟費用もかなりの額が現在までかかっていると思えます。これは遺跡調査会は、共産党のビラにも書いてありましたが、日野市の機関ではない任意団体だ。任意団体の訴訟費用を税金で賄っているわけです。ですから、本来は森田会長と副会長、役員が、訴訟費用は、本来、負担すべきであります。市民の税金から遺跡調査会の訴訟費用を出すというのは、私は補助金の違法な支出だということで、補正予算等には反対したと思えますが、要するにこれだけのお金も、これだけといいますが、訴訟費用も、さらに日野市に迷惑をかけているという状況もあります。市長は2,000万以上プラス訴訟費用も含めて、この金銭については、何か具体的に原因者に対して精算のやり直しを行うとか、また、訴訟費用については、減給等をもって充てるとか、そういう具体的な表明がなされてしかるべきだと思いますが、全く訴訟は終わった、柳下さんが幸いにして死んでしまったからおれは関係がないんだ、というお立場で、あくまでこの事件について負担をしないおつもりなのか、もう少しはっきりした御回答をお願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 教育委員会の委員の選任のことにつきましては、十分考えておるとのこと以上に、お答えをすることは今ないと思えます。

それから、遺跡調査会関係のことも、私ができるべく言葉は慎みたいとは思っておりますが、犯罪は別の箇所にあるわけでありますので、そのことについて責任者として、責務を感じるとのことでありまして、この当事者と、それから総括的な責任者との責任のとり方というのは、おのずからそれぞれのとり方がある、このように思っておるわけでありまして、これからも十

分考える、責任は解かれていない、ということをお願いしておるのは、そういう意味でございます。これ以上は、今お答えをする事情を持っていない、このように申し上げる以外ございません。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 私は具体的に質問しておりますので、具体的にお答えをしていただきたいんですが、教育委員の欠員については、はっきりいつ補充を考えるということは、何もおっしゃらなかったんですね。おれに任せろ、というようなお考えだろうと思いますが、教育力を考える懇談会の話を先ほどされました。それと教育委員とどう関係があるんですか、ということをお私最初お聞きしたんですが、その関係については回答がありませんので、もう一度お聞きをいたします。

それから、ちょっと私今思ったんですが、現在、任期切れになって教育委員をおやめになりました肥後委員は、行財政調査会の座長もお務めであったわけです。これまでも、日野市の行政運営にはいろいろ知恵をおかしになった方じゃなからうか、と思うんですが、この肥後委員に対して、市長は、私おやめになるときに、これは別に答える必要がないと言われればそれまでなんですが、大変お世話になったとか、まだおやりになりますかとか、おやめいただきたいと思いませんか、何かお話しになったのか、全くほっぽらかして任期が切れるのを待っておられたのか、もしおやめいただくならば何らかの形で市長のお立場で謝意を表されてもいいのではなからうかと思いますが、どうして再任をなさらなかったのか、ちょっと今思いましたので、御回答が可能ならば、お願いをしたいと思います。

この教育委員会の委員の件は、今二つ私はお聞きしたんです。一つは、地域の教育力を考える懇談会の名前が先ほど出ましたから、それと教育委員の任命と何かかわりがあるのかどうか私にはのみだめませんでしたから、もう一度説明をお願いします、ということが1点。それから、もう一つは、今最後に申し上げた任期が切れた委員の方とは、何かそういうお話があったのかどうか、という点をもう一度お尋ねをいたします。

それから、遺跡調査会のことは、非常に市長の答弁は後退をしていると思います。12月議会でおっしゃった内容はもちろんですが、柳下さんに損害請求をした事件は、今回一応決着を見た。もう仕方ないわけですね、裁判所の勧告等もあったということで。しかし、この刑事事件の不起訴処分が決定した段階で、市長は、先ほど読みましたとおり、責任のあり方について、

ちゃんと議会で、ここでおっしゃったんです。政治的な責任は知らんけれども、しかし、道義的な責任は考える、こういうことをちゃんとおっしゃっているんです。それから、減俸程度のことでは処理できない、もっと大きい責任を受けとめるべきだろう、こうおっしゃっているんですが、この事件が不満足、また大変日野市にとっても不名誉なことなんですが、こういう形で終結をせざるを得ない段階に立ち至ったということでもありますので、この時点で、やはり責任を感じておられるならば、具体的にどういう責任をとるということをおっしゃれないにしても、議会で聞かれているわけですから、責任を感じておられるならば、そういうことは変わらない、前言は別に翻すものではない、ということぐらいはお答えになっていいと思いますが、非常に今抽象的なお考えであります。

それから、原因者に対しては、日野市のお金を使って裁判をやったわけです。訴訟費用は日野市が出したわけです。本来、出すべきお金じゃない、ということも今申し上げましたが、しかし、原因者に対しては正しい精算をすることは、もう不可能に近いのではないかと思います。しかし、考えられる原因者は、この事件は昭和52年から54年までの間に起こったたしか事件だったと思いますので、その間、遺跡発掘調査をやった原因者を見れば、大体どういう人たちに迷惑をかけたかということは、はっきりするわけです。そういう人たちに対して、2,000万円、人件費等にごまかしがあったということで、裁判まで日野市のお金を使って発展をさせ、やったわけですから、原因者と思われる方に対して、何かの態度、意思表示があってもいいのではないかと思います。もう調査も困難であるから、おれは知らないということを通されるつもりかどうか、もう一度回答をお願いいたします。教育委員会の件と遺跡調査会の件、答弁漏れのないように御回答をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 任期を終えられた肥後先生は、1月の月だった、とこのように思っております。もちろん立派な方でございますし、いろいろな面で御指導もいただいております。私どもの気持ちの関係にも、もちろん礼を尽くすことに欠けてはいない、こんなふうにも思っておりますので、礼は今後も御指導をお願いするとともに、尽していきたい、とこのように思っております。

それから、遺跡調査会のことをいろいろ責任追及されるわけでございますけれど、どのような責任のとり方をすればいいのかということで、これまでも考えておるといふふうにお答えを

しております。解除されてはいない、というふうにも申し上げておりますので、少なくとも公職にある間、いろいろ悩む問題だ、とこのように思っております。なお、具体的にどのような措置がいい、ということが思い至りましたならば、そのような態度もとっていきたい、というふうにお答えをしたいと思っております。

たまたまこういうときに、昨年11月1日号の広報で、地域の教育力を皆さんとともに考えよう、ということ提言、呼びかけをいたしましたところ、十数名の方から文書もございまして、それから電話等の反応をいただきまして、懇談会を行いたい、ということ公表いたしておりますので、その懇談会に今入りつつある、という状況でございます。その懇談会の中で、教育の行政のこともありますし、地域社会のいろいろな環境のこともあるわけでございまして、私は、地域の教育力というのは、要するに地域社会の健全性をどのようにみんなが関心を持ち形成をしていくか、ということ問うておるわけでありまして、これに對しましては、皆さんも異論はない、そのために力をあわせて努力をしよう、という議論をしていただいております。その中に特に教育行政の部分につきましては、これは教育委員会の範疇でありますから、なるべく立ち入らないということを原則にしたい、ということも申し上げておりますけれども、今のつまり教育委員会制度をもっと活性化する必要がある、ということも当然出てくるわけでございますので、したがって、かかわりがあるとすれば、そういう論議もあるということでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） その教育委員の件については、非常に釈然としないんですが、任期が切れた委員の先生に対しては、礼を尽すことに欠いてはいないという今言い方をされたと思いますが、当然のことなんですが、それならばいいと思いますが、やはり現在のやっぱりそう普通の風邪を引いてちょっと熱が出たということではなくて御回復されるとはもちろん思いますけれども、今後引き続き教育委員の職務を担っていけるというような形で回復をしまして復帰されれば一番それはいいわけですが、少なくとも現在こういう新聞にも出ておりましたが、人事異動の時期、こういう時点で3名欠けるというようなことは、やっぱり早く解消された方が、私はいいと思うんです。今の状態で正常な運営ができるというふうに、教育委員会の正常な運営が可能だというふうにお考えになっているかどうか、もう一度確認をさせていただきます。

この教育委員会のことには、口を差し挟まないというようなこともおっしゃったんですが、

地域の教育を考える懇談会の件については、総務部長がお答えになった。教育委員会の方からは、答弁はなかったわけで、市長のおっしゃることとは、ちょっとつじつまが合わないと思うんですが、そうした懇談会の場で、いろいろ教育委員会の制度についても、それは話が出るのは当然出ることはあると思います。それは別に問題ないわけですが、どういう意味でおっしゃったのかはちょっと私には理解できませんでしたが、まあ察しはつくわけですので、これは結構であります、とにかく今のままの姿でいつまでいくのか、はっきりした正常な状態に戻るのはいつになれば戻るのか、ということもはっきりしないと思うんです。私は、いつまでも不正常な状態が続くことは好ましくないと思いますが、もう一度確認をしておきますが、市長は、現在、正常な運営が行われているというふうにお考えになっているかどうか、これは確認であります。お答えをいただきたいと思います。

それから、遺跡調査会の件については、なかなか具体的にお答えにならないわけです。任期の間云々というようなこともおっしゃったようで、そのうち忘れてくれるんじゃないだろうかというような期待もあるのかもわかりませんが、一つ事件が終結を見た段階で、私は、当然みずからの責任のとり方については、市長みずから議会でこうやって指摘を受ける前に、本来であれば、きちんとなさるのが、責任者のあるべき姿ではなからうかと思えます。幾ら不機嫌な顔をされても、これはやっぱり市民に対してまず謝罪をしていただかなくては困りますし、原因者に対しても具体的に何らかの弁明がされてしかるべきではないかと思えます。私は、大変不思議なんですけれど、2,000万円以上損害をこうむったということで、日野市の遺跡調査会の内部に発生した事件ですが、要するに、一般の市民やいろいろな機関に迷惑をかけているわけです。その迷惑をかけた機関の最高責任者は、森田喜美男遺跡調査会会長ですから、一応、こういうところには迷惑をかけたんではなからうかというところには、私は何らかの形でやはり釈明をなさった方がいいのではないかと思うんです。百条調査委員会のときは、この期間中、原因者として遺跡発掘調査をおやりになった方は、たくさんいろいろありました。日野市民の方も個人でいらっしゃいましたし、日野市も原因者になっていたわけです。それから、東京都の関係も原因者でございました。傍聴に見えていたと思いますが、住宅供給公社関係の発掘調査もあったと思うんです。一体この2,000万円以上の損害は、日野市がこうむっているのか、要するに森田会長が、損害を与えたわけですよ。精算をきちんとやっていないで精算をごまかしたことになるわけです。日野市なのか、森田会長が、森田市長をごまかしたことになるわけ

るのか、森田会長が日野市民をごまかしたことになっているのか、あるいは森田会長が、東京都の関係機関、遺跡発掘調査をやったそうした組織に対して、精算の不正を行ったのか、どれかに該当するはずなんです。賃金で大体操作をやったというのは、警視庁の日野警察署の調べでもわかっていますし、市議会の百条調査委員会でも、これは明らかになりました。また、しかるべき根拠をもって損害請求もされたわけでありますから、大体被害を与えたところに対しては、ここで裁判が終わりました、御迷惑をおかけしましたぐらいは、4年かかって何かうやむやに責任は感じておりますけれども、何かはっきりしないような態度に終始されずに、しっかりここで態度を表明された方が市政に対する信頼の回復に私はつながるのではなからうかと思うんですが、そうした考えは全く市長にはおありにならないのかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 教育委員会の委員の方々の偶発的な病気による現状というのは、決して正常だということはありませんが、状況として、遂行が不可能でない、というようなことでもない、ということでございますので、十分に大事をとっていきたい、ということを含んでもお答えをしておるとおりでございます。

それから、遺跡調査会のてんまつのことにつきましては、私もなかなか因果関係ということになりますと、わかりにくいわけでありますけれども、しかし、とにかくこれまでも申し上げておりますが、お金を取り扱う地方公務員が、横領でありますとか、あるいは仮になくしたといっても、その会計責任を免れるというわけにはまいりません。それで今まで追及をしていたわけでございます。その当事者が解明できないまま亡くなられた、しからばその総括責任者が、道義責任以上のことを負われるか、ということが、果たしてどうなんだろうかということもあわせて考えているわけございまして、私は、そこまで追及されることはあり得ない、今のところそういう判断でございます。したがって、責任は特に公職を持っている期間解かれるということはない、ということは申し上げたとおりでございますが、市民の不審に何らかの表明をしなきゃならない、これも当然だというふうに思いますので、十分考えたい、とこのように今のところ申し上げるわけであります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 教育委員会の委員の欠員については、正常な状態ではない、

正常な運営について自信があるような御回答はなかったわけですから、そうお感じになるならば、早くきちんとした平素の状態に早く回復が図られるよう、市長のお立場でとり得る手だてについては迅速にとっていただきたい。そうすることが、先ほど馬場議員もおっしゃっていましたが、やはり教育軽視だなあ、と言われて弁明されるよりも、こうした事実をもって示していただきたい、このように思うわけであります。

遺跡調査会の責任問題については、これは市長のモラルの問題でもありますし、原因者等については、わかっているだけでも2,000万円以上、また訴訟費用については、何百万円になるのかわかりませんが、お金が現に費やされているということで、経済的な損失も現に与えているわけです。12月議会では、もし原因者から請求があれば、不納欠損で補うという市長のお考えが示されましたが、また、税金を使って市長の在任期間中に会長として責任をやっぱりとらなければならない立場というのは、私はゆるがえないと思うんです。もし、請求があれば、不納欠損で税金から補いますということは、ちょっといただけないと思いますので、その点は市長がそういう考えであれば仕方ありませんが、それは至当ではない、ということをご申し上げておきます。市民に対して、また原因者に対しても、きちんとした責任というものを早く表明をしていただくように期待をしておきたいと思えます。

教育委員会関係のことちょっとまとめてお聞きをしましたが、最後にもう1点だけ別の事項についてお聞きをいたします。

これも所信表明とかかわってくるわけでありますが、所信表明の1ページに、市長の言葉で「昭和48年市長に就任して以来、人間尊重の基本理念に立脚して」云々とありまして、緑と清流を取り戻し、ということをかき括弧で囲み、これを市政推進の中心テーマと考えてきた、ということをおっしゃっておりますので、そのことに関連をした事件について、市長のお考えをお聞きをしておきたいと思えます。ある中央紙に、東芝日野工場から汚水が流されたということが出ておりました。そして、東京都の公害防止条例に反する、つまり抵触する疑いがあるということで、始末書もこの企業は出したようではありますが、清流行政を市政の中心に据えて行政を行っておられる市長とすれば、重大な関心をお持ちになったらうと思えます。この昨年発生をし、昨年の末だと思えます、発生をし、そして、ことしになって明らかになったこの事件の、まず私も新聞に出ている程度しかわかりませんが、現在、市の方で掌握しておられる事件の概要について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えいたします。

ただいまの御質問の事項につきましては、私ども一番初めに把握しましたのが、昨年12月28日、仕事納めの日でございました。その日に一市民と言われる方から、御指摘のようなことが電話で通報されまして、そのときに、私ども初めて知ったわけでございます。年が明けまして、1月の早々からこの問題に公害防災課中心に取り組みまして、この事故は1日の能力200トンから250トン処理能力のある浄化槽の増設工事中に起きた事故でありまして、その起きた事故が通報のありました12月の2カ月ほど前でございます。10月中旬にその事故があったわけでございます。私どもは、その当時の工事日誌を見せていただいたり、会社側の責任者の方からいろいろ事情を聞きました。会社側もこの事故によりまして、完全に処理ができなかった不十分な処理の生活排水を、一部流した、そういうことを認めたわけでございます。

御指摘の工場につきましては、東京都公害防止条例で委任をされまして、市が監督権を持つておる工場でございます。しかしながら、都との関係も出てまいりますので、東京都公害局の出先でございます立川でございます多摩環境保全事務所、こういうところとも連携を取りまして、この処置について協議を重ねました。その結果、今後こういうことが二度とあってはいけなから、会社側からその二度とないような今後の対策を載せた文書をとっておくべきだろう、こういう結論に達しまして、1月18日の日付で工場長から私どもの市長あてに文書が出ております。その文書は、今後の対策といたしまして3点ございます。日常の負荷及び気温の変化変動に対する維持管理の徹底を今後図る。異常事態発生時における適切な処置方法の徹底を図る。三つ目に管理計測器の整備強化とデータに基づく適切な管理の徹底、こういうことについて今後十分意を用いる。私ども公害防災課におきましても、同じように公害防災課サイドでもって、こういう事故の再発を防ぐには、どういう手だてが必要か係会を開きまして、同じように今後の対策としまして、事故防止としまして、三つの点につきまして考えをまとめてございます。

その一つは、工場の監視の強化でございます。これは立ち入り検査を行います監視の強化、2番目に、工場側からデータの報告を求める。それから、3番目に現在23工場の排水につきまして、市が水質検査を行っておりますけれども、抜き打ち的な検査をやりたい。そして、工場の浄化槽などの変更に関しましては、その都度変更届けを出していただきますので、

そういう変更届けの出た直後につきましては、より一層の監視体制を強めてまいりたい、こういう内容の対応策をまとめまして、今後こういった事故のないようにいたしたい、こういう決意であります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 市長にお聞きをいたしますが、この事故と申しますか、お知りになったときに、清流行政については、特段力を入れておられる市長として、どういう感想をお持ちになったか、所見をお聞かせをいただきたいと思ひます。

なお、この今の御説明ですと、浄化槽の増設工事中に、何か事故が起きたということになっておりますが、その事故の後、工場内の水で薄めて流したということだと思ひますが、そういうことも出ております。これは故意にやったのか、偶然そうやったのか、それはわかりませんが、いろいろ環境行政をより確実なものにするために、いろいろ関係の法律もあるわけですが、水質汚濁防止法、それから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こういったものもありますが、こういうものにも場合によっては触れることではないかと思ひます。市長のお考えをお聞きをして、また、今後の対応について何か市として、教訓として、これを生かしていきたい、こうした事故を契機に清流行政をさらに前進をさせるために何かをやりたい、というようなお考えがあれば、感想と同時に聞かせをいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私もその情報を耳にしましたときに、信じられないぐらいに疑問を持ったところでございます。早速、担当に指示をして、状況の調査を行いました。要するに、工事現場の配慮の欠けた事件であったと思うわけでありませんが、少なくとも、公害に対する基本知識のある取り組みではない。また、くみ取って市の施設にお持ちになれば容易に有料で処理ができる。そういう一面もございまして、担当にもこの厳しい指示をいたしまして、始末書等を受け取ってある、このように承知しております。とかくその処理に判断を誤って、そして、起こり得る違法性ということは、言うなれば知識の欠除であり、それから、まだ、この日野市のスローガンがよく正確に理解をされていない、もっと十分いざことということではなくて、個人でも法人でも、立派に理解をしてもらわなきゃならない、こういうことを強調したい。また、そのつもりで取り組んでまいりたい、こういうことが私の感想でございます。

要するに公害は、我々の自治体としては、他市と申しますか、市外になるべく迷惑をわけな

い形で処理しなきゃならない、ということを経準にいたしまして、何事にいたしまして、清掃部の放流水がすべてを物語ることとなりますので、それを上流にまで追及をして、そうして施設内の完全に近い処理を期するとともに、市民にもよく御理解をいただき、お互いの公共の水でもございますし、また、空間でもございますので、市民の御理解を一層得ていきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） こうした事件が起きた場合に、市としては、市の行政レベルで、どういった対応ができるかというのは、私、大変、興味深く新聞を読みました。それで、いろいろな法律があるということも先ほどちょっともうよく御承知だと思いますが、承知しておりましたので、読んでみましたが、担当の部の方で、例えばこうした行為は、故意であるか、単なる事故であるかは、論争のあるところだろうと思いますが、例えば、先ほど申しました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、産業廃棄物の規定にかかわるところに、汚泥というのが出ております。廃油、酸、アルカリ、燃え殻とかいろいろ出ておりますが、汚泥というのは、こういう場内の施設から出るものは多分含まれると思いますが、この産業廃棄物に該当するというふうに考えられるのか。だとすれば、この法律の3条では、廃棄物はみずからの責任において、適正に処理しなければならない、というふうに事業者が責務が課されているわけです。個人的な感想でも結構でございますが、これに抵触をするというふうに考えられるかどうか、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、水質汚濁防止法という法律があります。これも排水基準がこれに定められていて、東京都の場合、さらに条例で厳しくしているわけです。この工場から出る汚水、公害防止条例で汚水ではBODやSSの基準を定めてあります。この水質汚濁防止法にも抵触をするというふうに解釈できるのかどうか。

それから、こういう法律があっても、やはりその場で市の担当者なり、東京都の担当者が見れば、それは当然そこで注意を促すということは、当然監督管理責任者として行うと思うんですが、それができなかった、要するに後の祭りだということになった場合、市としては、何か具体的に措置をとることが可能かどうか。そこで、市の方には、日野市環境保全に関する条例というのがあります。この条例に言う公害、これにこの事件は、排出された水質が、基準をオーバーした汚水は、この条例で言うところの水質汚濁ということで、この条例の対象と考えら

れるのかどうか。そうした関係法令や条例等をどういうふうに駆使をしながら、市では対応されたか、ということを知りたいと思いますので、それらの解釈をお聞きをしたいと思
います。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延
長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに
決しました。

生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） それでは、初めに水質のことからお答えをさせてい
たきます。

水質につきましては、御質問のとおり、江戸川水系、多摩川水系、それぞれの水系別にその
基準値が決められておりましてこの事業所が該当する水系のBODは25ppmでございます。
それからSSが50と定められております。こういう数値をオーバーしたものにしましては、
これは明らかに違反となるわけでございますけれども、この事故が10月中に起きたもので、
工場の敷地の境から取った水の数値、これが全くわからないわけでございます。どのくらいの
BOD・SSがあったかということが全くわからない。そういった数値的なものがわからない
ために、違反であるとか、違反でなかったとか、そういう判定は非常に難しい、微妙な問題だ
と思います。なお、この増設工事の後、この増設工事は、昨年11月に工事を完成してござ
います。その後は順調に稼働をしております。何回も申し上げるようでございますけれども、
その事故当時の数値がございませんので、非常に判断をすることが微妙である、こういうお答
えをさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律というこの中での御
質問でございます。いわゆる事業所の廃棄物でございますので、議員さんがおっしゃいました
この産業廃棄物ではございません。いわゆるごみとして一般廃棄物、それから産業廃棄物とい
うものがございまして、この事件につきましては、一般廃棄物の中の事業系のごみとい
うことで理解しております。これらにつきましても、企業の責任においてみずから処理する、

ということになっておりますので、この件については、やはり都知事の方の指導監督の中にあると思いますので、この判断によって私どもも処理していきたい、こんなふうを考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） どの所管になるか私わかりませんが、日野市環境保全に関する条例とのかかわりは何か考えられるかどうか、ということをお聞きしたんですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 先ほどのお答えの中でも触れましたけれども、はっきりした数値がとらえられませんので、環境保全条例に違反する疑いは残りますけれども、はっきり違反だとか、違反でないとか、そういうことは申しかねる、こういう答弁をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 最後の質問にいたしますが、この法律に触れるかどうかというのは、これはもうわからないと思います。しかし市でやはりこうした事件を契機に、さらに確実な清流行政を進める上から条例の中見てみますと、例えば市長の責任として明らかになった公害の状況を市民に公表しなければならないということで、公開を義務づけているんです。後の祭りだということもありますが、今後、いろいろな対応を十分再発防止に向けてやっていただくということで、何点が挙げられましたが、ただ、こういう事件を、解説ふうにとらえるのではなくて、より日野市独自の条例も十分に活用して、企業、個人含めてこうした清流行政に対する理解、企業であれば企業モラルのアップというものを考えていくべきだと思いますが、この条例の適用については、市長のこれはもう考えにかかっていると思いますが、今回の事故を契機に、こうした条例の活用ということ、また、改正までは別にいかないとは思いますが、市長のお考えを、この条例で十分市独自の対応としては、対応が可能だというふうにお考えになっているかどうか、市長がとるべき対応というもの、義務もきちんと書かれておりますので、もう一度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 放流水等につきましては、法、あるいは東京都条例、あるいは

は日野市の条例、こういう形で数値も基準点を決めて扱うことにされております。市の条例は、法律を超えるものではありませんが、考え方といたしましては、法律以上の精神的な気構え、これがまた地域の基準でなければならない、このように思っておりますので、一層、緑、あるいは清流、こういうことにつきましては、市民の合意の中で厳しい態度をとっていきたい、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） これは、本件とは直接関係ありませんが、ちょっと念のためにお聞きしておきますが、市長は、昨年の市長選挙のときに、東芝日野工場から、陣中見舞とか寄付行為というのはお受けになったことがございますか。もし、御記憶でしたらお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の知る限りでは、そういう記憶はございません。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありますか。天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 先ほど市長さんが、この水産省の跡地と、それから、国鉄のもし所有地の払い下げがあった場合には、二小学区が確かに多いわけですね。そこへ学校をつくるようなことを申されましたけれども、これは、今実際問題として、もう10年もたちますと、当然、子供が減ってまいります。それを市にまず確かめたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 二小を母体校として、より西の方、西平山といいたいまいしょうか、西豊田というべきでありまいしょうか、つまり一番橋通りより西に小学校をもう1校欲しい。この状況は、これは現在も将来もいずれ解決を要する問題であります。とりわけ豊田南の区画整理を行いますので、したがって、当然、住宅化され人口がふえるということも予測できるわけであります。現在の二小は、小学校の中で一番過密の小学校でありまして、なお、豊田南区画整理の中には、小学校用地も特に用意をするということをやっておりますので、すべて少し西の方にかかっておる、こういう状況であります。したがって、もう何年来、何かあちらの方に用地を用意しなきゃならない、という必然性を感じておりますので、特に今回、国鉄にもそのことをお願いをしておく、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○6番(天野輝男君) 先ほど申し上げましたように、実際、子供の数は減ってまいります。この中学生の昨年度の高校入試の生徒は大体57万5,000人ぐらいです、東京都です。これが10年たちますと、10万減ります。当然、小学校も今もう南平、潤徳その他の学校では、当然生徒数が減ってきております。そういう中で、先ほども桑園、また水産省の跡地の土地を買うだけで100億かかるということで、学校を一つつくるには、やはり30億ぐらいのお金がかかる、と都でも言います。そういう面で、そういう土地を確保しなければ、特に日野市の、この間市長さんが出しました基本構想の中にありますように、この遅かれ早かれまちづくりをしなきゃならない、そういう中にあって、むだなお金がかかり過ぎると思うわけです。そういう面で、学区の変更等をしながらか、やはり予算を確保しなければならないのではないか、ということをお感じしておりますが、いかがでしょう。

○議長(黒川重憲君) 市長。

○市長(森田喜美男君) この市政は、いろいろな目配りを絶えずやっていくわけでございまして、日野市の将来人口は、20万程度にとどめたい。それが過密にならない一定の限度だ、こういう基本構想がございまして。それで、確かに学校を1校つくるといことは、大変なことではございますから、むだなことはしてはならない。これは御指摘のとおりでございますが、あの地域には、やはり小学校が将来とも必要である、この事情は変わらない、とこのように思っております。今日なかなか土地は得がたいものですから、また、特に国鉄では、今所有地の処分等が、いろいろと新聞紙上等でも言われておりますので、処分対象になる際には、ひとつ地元へ、ということをお申し入れておかないと、後で失敗したということではいけない、こういう配慮でございます。なお、申し上げますと、万願寺地域に小学校1校、中学校1校が、将来計画として予定されておるわけでありまして、なるべく中学校の数の倍数が小学校の数である、ということが望ましいわけではございますから、そういうこともあわせ考えまして、中学校が9校、小学校が20ないし21、そのあたりが何かこの日野市の学校としては安定できる配置ではなからうか、このように考えておるところでございます。

○議長(黒川重憲君) 天野輝男君。

○6番(天野輝男君) 当然、先ほど申し上げましたように、この教室は各学校で余ってくるわけですね。そういう教室の使い道を、市長は考えていらっしゃるわけでしょうか。

○議長(黒川重憲君) 市長。

○市長（森田喜美男君） 近ごろ小学校は、空き教室が生じてくる、こういう傾向にございます。それから、中学校は、来年あたりをピークとして今は一番過大化しておりますけれど、生徒の数は減少してくる傾向が生れる。これは一般的な統計からも見られるところであります。その空き教室をどのように活用していくか、幸いに学校の設立は一応普及した。そこで、過去のこの人口抑制の考え方、つまり急増期には非常に苦勞したものですから、学校に収容できる能力以上に開発が先進しては困る、という考え方でもございました。今日は空き教室が多少生れる状況でございますので、人口が区画整理を行いましたり、あるいは多少の中高層化することによって、当然人口はふえますので、しかし、それらは学校としては受け入れ可能である。逆に言えば、せっかくつくった学校でございますから、もう少し子供の数があることが望ましい、とこういうこともいえるわけでございますので、そういう政策転換を時間を計りながら、ある程度のことはやっていきたい。また、今の区画整理等の遂行は、必ずそういう状況もまたあわせて生じてまいると思いますから、いい具合ではなからうか、こんなふうに思っております。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 質問しようとしていたことを古賀議員がかわって質問いたしましたので、その補てんといいいますか、さらにまだ私の理解できない点を、一、二お聞きしてみたいと思います。

地域の教育力を考える懇談会、私は、まず11月の1日に市の広報に市長のいわゆる呼びかける掲載文を読ませていただきました。一通りこの30名いる議員の中で、恐らく全員読んだことであろうと思うんですけども、2回にわたって、たしか掲載されたと思うんですが、あの掲載文で、果たして地域の教育力を高めるための懇談会に応募している、というふうにとらえてお読みになった市民が、一体何%いるだろうか。そして、私は、まずそのことをあの1回目読んだとき、私気がつかなかった、応募しているということ。2回目読んだとき、あれと思ってもう一度読み直してみた。これは応募していることを意味しているんだなあ、とこう気がついたわけです。私はだまっちゃいました。それから、昨年いっぱいだったですか、1月だったですか、応募を締め切るというのはないんですが、それから、私はある方に電話をして、何人ぐらいお集まりになったでしょうか、こう聞いたら、11名の市民の方から応募がございました、というお返事を聞きました。やはり、私は市民の方はもっと応募されるであろう、と

こう思ったんですから、少なくとも、ああいう地域の教育力を高めるための懇談会を設立しようとしているんですから、その中には、重要な問題が含まれていたわけです。教育委員の準公選制ということが、ちゃんとうたわれているわけです。私は、地域の教育力を高めるということは、決して教育委員の準公選制を意味してない。もっと地域の教育力を高める次元というものは、私どもは違った意味では持っております。持っておりますけれども、事、重大なこういった問題を含んで懇談会を開くというならば、もっとなぜ堂々と市の広報で、あれだけ大きな文章の中でなく、下の方でも結構ですから、公募として、こういう問題で市民から懇談会の参加者を募りたい、と堂々と掲載してほしかった。果たせるかな、当時第1回の私が電話した時点では、11名だった、というふうに考えております。

それから、さらにもう一つ、当然そういう問題ですから、私は教育委員会、教育委員とコンタクトをとって進めているものだと思っていた。ところが、今、古賀議員の質問に対して、市長はこう言っているんですね。地域の教育力ということですから、市民の健全性を尊重して、教育委員会は、立ち入らないようにいたしました。だから、教育次長が答弁でなくて、総務部長が答弁するという、これまた不思議な答弁だったと思うんです。まず、そして、それはそれとして、教育委員が今、古賀議員が質問しているように、今本当に重大な危機的状態です。何か応募するのでもこそそ応募しているような形ならば、教育委員が、教育長が不在、教育委員長が不在、おまけに肥後教育委員が任期切れという形の中で、こういったことを進める、それも相談なしに進めていく、ということに私は大きなこれは問題がある。さらに、この今この助言者というのは、3名となっておりますが、私がいただいた資料には、5名になっているんです。その5名が、全部準公選制に賛成の助言者じゃないですか。私は、名前を見てびっくりしましたね。そういう形で、片方で進めていて、片方では教育委員にも相談なしに進めるという、この偏向きわまりない持っていくき方に対して、非常に不信感を覚える。その点について、市長はどうお思いになられるか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　少し誤解があるようであります。10月1日号、あるいは11月1日号、2回広報に私の拙論を掲載いたしまして、この市民の方々の、いわゆる地域の教育力というものが、あるだろうか、どうだろうか、そういうことを呼びかけてみたわけでありませう。

たまたまその農業の場合の地力のことに比較いたしまして、農業では、地力という言葉がある。教育には、恐らく教育力という、地力に似たそういう環境があるのではなからうか、私の推測であります。

そこで、今日のその教育に、いろいろの子供の育成に、いろいろ問題があるとすれば、やっぱり地域の教育力という形でみんなが関心を持って対応すべきではなからうか、という気持ちをおの中に問いかけております。そして、懇談会でもやって、意見交換をやりたい、こういう締めくくりをしておるわけでございますので、この公募とかいう形ではなくて、参加をお願いをしておる。関心のある方は、ぜひ我々によき知恵を与えていただきたい。こういう趣旨を持っての問いかけでございます。そして、中野区で行っております準公選制というそのことが、仮に教育的に地域の教育力ということにかかわった場合に、いわゆる耕すということにそれが当たるのではなからうか、地力を耕すということに当たるのではなからうか、こういうふうに私が考えます、とこういうふうに書いておるつもりでございます。そういうことに立ちまして、この地域の教育力をみんなで耕していこう、こういうことが趣旨でございます、教育委員会には教育長を通じて話してございますし、また、教育長も懇談会の場に出席をいたしております。PTAの方、あるいは小、中学校の校長先生、そういう方もおいででございますし、地区委員の方もまた参加をいただいております。そういうことでございまして、委員という形で懇談会を開くのではなくて、とにかく、どの会にも開催日の時刻を日時を明らかにして、そして、市民にどなたでも参加できるようにお願いをしよう、こういう取り組みで今進めつつあります。

したがって、教育委員会を無視してとか、そういうことでもございませぬし、また、私たまたま教育行政こそまさに教育委員会の仕事でありますから、地域の教育力というのは、その外回りのことである、こういう認識に立ちまして、したがって、自然環境の健全であること、社会環境の健全であること、これこそ本当に子供の育成のために必要な環境ではなからうか、こういうことを日野市において、市民のみんなの自覚と、それから関心を高めていこう、こういう考え方でございますので、どうか、そのようにひとつ御理解をお願いをしていきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　今、市長大分控え目な答弁だと思いますけれども、例えば、

市長、私はこの問題ではなくて、いわゆる日野市で行財政改革の委員会が中間答申をこの間の議会でも出されましたけれども、中間答申をみんなお読みになったと思うんですけど、非常に新聞にも指摘されておりました。あいまいな行財政改革の中間答申というような、それは、今質問の趣旨と違いますから、私は、それはまた改めて一般質問かなんかでやらせていただきますけれども、少なくとも、その地域の教育力を高めるため、という次元は私どもも、それぞれが、みんな持っているでしょう。いわゆる、日野市の本来の持っている伝統的な民話、民芸、あるいはお年寄りの人格、そういったまた教育の指導的立場にあった方々が、現在、大勢日野地域内にはいらっしやる。そういった人たちの生きたいいわゆる助言、あるいは知識というものを今の現代教育に欠けたものの中に取り入れていくとか、いろいろなことはある。それは大いに結構だと思うんですが、こういういわゆる地域の教育力を高めるための懇談会という中に、あたかも私どもが考えれば地域の教育力とは、そういう次元でとらえていったら、準公選制、それも助言者が5人いる中が全部それに準ずる方々だということ中に教育長は給料をもらってやっている人ですから、市長が出席してくれと言えば当然行きますよ。問題は教育委員が行くか行かないかの問題だと思うんです。それでなかったら、私は教育の中立性とか、何か云々ははかれないと思うんですね。この問題については、私も非常に関心が高いんです。したがって、まず一つは、これを今24名だということで、大分集まってきましたけれども、広く市民にもう1回広報等を通じて、今度は地域の教育力を高めるため、要するに準公選制というものはっきり打ち出して、きちとした形で広く市民から応募していただきたい。そういった本当にPTAのお母さん方か何人かが集まったくらいだったら、学者先生5人そろっていたら一ころでまいますよ。だったら、こちらもこちらのやっぱり委員を出して行って対等に話し合う、というものでなかったら、本来の地域の教育力を高める問題にならない、私はそう思います。また、今回私は文教委員でもございますので、この問題には関心が深いですから、さらに委員会等を通じて、質問をさせていただきます。今、私が申し上げた点について、答弁があればお答えいただきます。なければ結構です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問には極力正確にお答えをしたいわけですが、閉鎖しているわけでは全くございませんし、それからコーディネーターの先生が、何か準公選制の推進者だというふうには、私も理解をいたしておりません。また、私もその場で質問に答え

て、準公選制ということは、言うべくして日野市の現状は不可能であります、このようにもはっきりと申し上げております。そして、公にみな掲げてありますから、ひとつ広報をよくごらんになっていただきたいんですが、一応の報告もやっております。

これからも報告をするつもりでございますし、もっと広く呼びかけて進めていこう、これには全く異論がございません。議員の方もおいでいただければその状況の雰囲気はおわかりになっていただけるものだろう、こう思っております。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 議長のお許しが出たので、私も実を言うと、市長のこの行政報告のときに、ほかの用事があって欠席しておったんですが、この行政報告の文章の中で、同僚の古賀議員、市川議員が申し上げているので、重複しないように数点私は確認をしたいと思っております。

1点は、遺跡調査会のこの報告が、私は記憶ではこの文章とは違うかもしれないが、広報に掲載、いわゆる何というか、民事のことを取り下げましたというのが載ったやに記憶をしているんだが、その点の確認が1点。

それから、今一つ、この遺跡調査会にまつわる不正事件で、議会でも百条委員会をやって、究明に乗り出したんだが、実際には、刑事事件は不起訴処分になった。こういう中で、百条委員会を持っただけでも、委員の人には精力的にやったんだが、かなりいろんな等の費用がかかっている。私がここで聞きたいのは、議会でその費用がかかったのが、何ほかかっているのか。それから、この遺跡調査会の責任者、小山教育次長が今会長なので、小山次長の責任において、民事も刑事もおやりになったと思うんですが、この費用が、市の顧問弁護士を頼んでいるから、費用が安いではなからうかと思うが、これにもやはり費用がかかっているのではなからうか。そういうことで、こういう何というか、不正の金でなくて、そういうまつわる費用が何ほかかったか、これを即刻出ればいいんですが、即刻出ないとすれば、後で記して私のもとに知らせてもらいたい。

それと、いま1点は、この先ほども古賀議員の中で、質疑をされておったんですが、会計責任者の何というんですか、公務員としての自覚がなくて、全く出た事件なのか、いわゆる監督責任者です。そのときの遺跡調査会の会長は、森田市長だった。教育長にしても副会長の職にいた。こういう上司の監督責任というのが、全く必要を感じないのかどうなのか。責任のとり

方に関しては、古賀議員が指摘していた。このことに対しては、私は別に古賀議員の質疑の中に出ているし、過去にも何回も私が議長の時ですから、その後いろいろな何回も出ているので、これもあえて聞きません。そういう点だけ、監督責任者というのは、例えば、係長が何かをしたときには課長が責任をとる、平職員がやったときには係長がとる、というようなことと同じような中で、どこにいわゆるだれが一番何というか、あるとお考えなのか。それで、もしここでお答えにならないければ、これまた適当なときに、私、余り本会議場で自分は特定に深く追及する気もないので、その辺のところの、もし市長の考え方が、市長自身はあられるのだというけれど、市長以外に、私責任をとるべき人がいるんなら、現在、その職にいるのであれば別問題です。そういうことを2点目お聞きしたい。

それから、いま一つ、教育委員の何というか、市長は不測の事態でこういうことになった。私も確かに森久保教育委員長の発病、再度の入院、長沢教育長のやっぱり今市立病院に入って入院加療中、こういう問題、確かに不測の事態だということは、これも了解します。それから、肥後教育委員ですか、1月か何かに任期になって再任をしなかった。これは市長が、いわゆる何というか、その再任するしないということは、これは市長の権能の中でやる問題で、これに対しては、私言及する気はありません。ただし、助役とか、収入役とか、議会の同意案件のもの、これからはひとつ市長にちょっと聞きたいんですが、議会の同意案件のもの、議会の本会議場ですから、私根回しというようなことは、申し上げません。議会の議員の同意案件に対して、今まで私12年間の議員生活の中で、どちらかといえば、私らは野党という立場で来たので、ただ、教育委員に限らず、同意案件の、特に人事案件に対して、余り何というか、反対をするというのは本意でないんです。

そういう点でいけば、少なくとも出す前に、ただ全協で出てくるときには、はっきりもう名前が出てきているんですから、そうでない機会に、いわゆる周到に議員の同意案件ですから、全部の議員の意見を聞くというのもなかなか難しい問題かもしらんけれど、何かの形で、市長は今後の何か議会の人事案件の同意案件に対しては、そういう議会のいわゆる議長に聞くのか、副議長に聞くのか、どういうところに聞くのか、私その点は市長の良心に任せるとしても、そういう考え方がおありかどうか、以上3点をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） だれが答えるか、過去の私答弁の中で、行政責任はこれは最

最終的には無論市長であります、組織のまた責任、それぞれの組織がございますので、組織の責任という面も大きい、というふうに思っております。したがって、中間の人たちが何ら責任がないということでもこれもおかしいことでございますから、やっぱり組織的な責任の度合いを感じていく、これで秩序が成り立つ、このように思っております。

それから、人事のことにつきまして、特にこの論議を呼ぶことは望ましいことではございませんので、できるだけ事前のこの取り扱い方もあると思っておりますが、名前をあげる際に、失礼のないように扱わなければならないということ、それから、公平無私が制度の原則である、ということでございますので、そのように扱わせていただくべき問題である、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） 遺跡調査会の民事訴訟に要した費用が、一体幾らかかったか、という御質問だったと思います。これにつきましては、御承知のとおり、昭和58年3月7日から刑事訴訟を起し、58年7月27日に民事訴訟を起したということで、昭和60年の12月18日の日に取り消したということで、4年間にわたりましたの事件でございます。その間におきますところの費用でございますけれども、主として、これは顧問弁護士が2人おります。それに対するいわゆる費用弁償が主体でございます。それに対しましての大体費用が9割相当かかっていると思っております。それに対する報酬につきましては、これは市の顧問弁護士でございますので、いろいろと御無理をお願いしてございますけれども、昭和57年、58年、59年、3カ年間にしましては、1回の報酬が1万円という形で払ってございます。そして、60年度につきましては、最終でございますけれども、1回の出廷の費用、あるいは事務連絡等の費用につきましては、日額2万円の費用ということで、お払いをしてございます。そして、その総額でございますけれども4年間の費用の支払いにつきましては、241万3,246円の総体費用を払っておる、というふうにお答えをしておきます。

○議長（黒川重憲君） 議会事務局長。

○議会事務局長（岩沢代吉君） それでは百条関係につきましてお答えいたします。

私どもの方での百条関係の経費につきましては、御承知のとおり、証人を呼びまして、それらの日当並びに実費、こういったものを支払ってございます。それで期日としては57年の9月から59年の末までという形でございまして、4月には告発してございますので、それらの

経費総額約86万でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 広報の、つまり市民に対する御報告であります、一応のてんまつを御報告した、というふうに承知しております。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 私は、今度はひとつ意見のような形なので、お答えは結構だと思うんですが、ちょっと市長の私のいわゆる議会の人事案件の、同意案件に対するお考えが、私とちょっと違っている。私が申し上げるのは、少なくとも、議会の人事案件の同意案件というのは、もちろん名前出し方とか、打診をしてみた段階というのは、その市長が意とするところの議会なんです。だから内々にするんですから、例えば、教育委員でないほかの選管の委員だとか、こっちから、例えば議会側のこういうふうな人を出すからこうだ、というようなことが、多少慣例的なものがありますよ。ところが、そういうものと同じように、ただ、私は少なくとも助役とか、収入役とか、教育委員の人は、全く何か違う角度から出すということでは、普通でいけば、議会が同意されなきゃならないわけですね。そういう点の人を出すための手段は、名前をあげる以前の問題です、私が言うのは、そういうことをきちっとした中で、こういう選考基準の中で、例えば助役なり、収入役なり、教育委員は選任していきたいんだ、こういうことがされれば、議会で人事案件で反対が出るというようなことは、よほどの人でなければいけないではなからうか。これは、ないということは断言しませんが、そういうことが、お考えになられるかどうか、こういうことなんです。

なかなか名前が出ちゃってどうだ、これは難しいことなんですけれど、そういういわゆる選任の基準です。私が言うのは、私が今、もっと言えば、今の教育委員の人はいいとか悪いとかということになると、問題になるから言いませんけれども、私から見ると、ああいう出し方ではない出し方をして、しかもその人が全く公平無私なんていう人は、その尺度のあり方にはないんだけれども、だれが見ても、日野でいえば、30人の議員が納得せざるを得ない、いろいろな意見はあったとしても、反対の意見は出ない、こういうことの人を推薦すべきではなからうか、こういうことを申し上げておるんです、私は。いいですよ、市長と食い違うなら私構いませんけれどね。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お説のとおりだ、というふうにも考えております。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。

なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時35分散会

3月20日 木曜日 (第9日)

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録 (第9号)

3月20日 木曜日 (第9日)

出席議員 (30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 小野口純子君

議事日程

昭和61年3月20日(木)

午前10時開議

(議案上程)

日程第1 議案第1号 昭和60年度日野市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告承認について

日程第2 議案第2号 昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告承認について

- 日程第 3 議案第 3 号 昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告承認について
- 日程第 4 議案第 4 号 昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第4号)の専決処分の報告承認について
- 日程第 5 議案第 5 号 昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告承認について
- 日程第 6 議案第 6 号 昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告承認について
- 日程第 7 議案第 7 号 日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 号 日野市立幼児教育センター設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 号 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 日野市勤労・青年会館条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 日野市奨学金条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 昭和60年度日野市一般会計補正予算について(第5号)
- 日程第20 議案第20号 昭和60年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について

(第3号)

- 日程第21 議案第21号 昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について(第4号)
- 日程第22 議案第22号 昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算について(第4号)
- 日程第23 議案第23号 昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第5号)
- 日程第24 議案第24号 昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について(第4号)
- 日程第25 議案第25号 昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第3号)
- 日程第26 議案第26号 昭和60年度日野市老人保健特別会計補正予算について(第3号)
- 日程第27 議案第27号 昭和61年度日野市一般会計予算について
- 日程第28 議案第28号 昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第29号 昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第30号 昭和61年度日野市下水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第31号 昭和61年度日野市立総合病院事業会計予算について
- 日程第32 議案第32号 昭和61年度日野市受託水道事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第33号 昭和61年度日野市農業共済事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第34号 昭和61年度日野市老人保健特別会計予算について
- 日程第35 議案第35号 昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について
- 日程第36 議案第36号 市道路線の廃止について
- 日程第37 議案第37号 市道路線の認定について
- 日程第38 議案第38号 日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第39 議案第39号 日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
- 日程第40 議案第40号 日野市小規模事業者育成条例の制定について

日程第 4 1 議案第 4 1 号 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 2 議案第 4 2 号 人権擁護委員の推薦について

(報告事項)

日程第 4 3 報告第 1 号 交通事故 (日野市日野本町四丁目 1 番地の 8 先路上の市の義務に属する事故) の専決処分の報告について

(請願上程)

日程第 4 4 請願第 6 1 - 1 号

「 4 0 人学級即時完全実施 」 のための日野市議会の意見書を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 4 4 まで

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより議案第1号、昭和60年度日野市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認、議案第2号、昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認、議案第3号、昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認、議案第4号、昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認、議案第5号、昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認、議案第6号、昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告承認の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 上程されました議案第1号より第6号まで、それぞれ提案理由を申し上げます。

議案第1号、昭和60年度日野市一般会計補正予算第4号の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和60年度日野市一般会計補正予算第4号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和61年1月8日付で専決処分をしたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ13万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を332億5,435万1,000円とするものであります。

議案第2号、昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第3号の専決処分の報告承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第3号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和61年1月8日付で専決処分したものであります。本補正は、歳入歳出とも増減がありませんが、職員給与の改定に伴い項の組みかえをするもので、

歳入歳出予算の総額は20億1,248万5,000円と、変わりありません。

議案第3号、本議案は、昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算第3号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和61年1月8日付で専決処分したものであります。本補正は、歳入歳出とも増減しませんが、職員給与の改定に伴い款の組みかえをするもので、歳入歳出予算の総額は、21億56万9,000円と、変わりありません。

議案第4号は、昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算第4号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和61年1月8日付で専決処分したものであります。補正予算額は、収益的収入及び支出それぞれ3,535万5,000円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を23億6,299万7,000円とするものであります。

議案第5号は、昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第3号で、同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和61年1月8日付で専決処分をしたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ892万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億4,567万6,000円とするものであります。

議案第6号は、昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第2号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和61年1月8日付で専決処分したものであります。補正予算額は、収益的収入及び支出それぞれ65万円を追加し、収益的収入及び支出の総額を2,549万5,000円とするものであります。

以上の6議案の詳細につきましては、それぞれの担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 詳細説明につきましては、ただいま市長が、それぞれの部長からということでございますが、人件費関係にかかるものでございますので、私から一括御説明を申し上げます。

一般会計並びに特別会計の予算の専決処分の内容でございますけれども、昨年の第4回定例市議会におきまして、給与等の改正の件、それからあと一つは、管理職手当の一部を期末勤勉手当に算入するという議案を、御承認をいただいたわけでございます。これらにかかわりますところの予算措置として、この予算の中で、専決処分をしたというものでございます。

一般会計につきましては、13万7,000円を特に加えてございます理由は、これは都の教

職員の給与の計算の都の支出金をプラスしたものでございます。

それから特別会計では、トップに申し上げるところは、総合病院の事業会計の補正でございますが、これは29ページにも書いてございますけれども、外来収益を増額補正をいたしまして、歳出の補正に充てております。

次が、水道でございますが、35ページでございます。水道事業につきましては、御承知のように、都の委託金をもって事業をやっているわけでございますので、給与の改正につきましては、都の委託金の増額補正をいたしまして、対処したというものでございます。

それから、農業共済事業特別会計でございますが、これは53ページでございます。65万円でございますが、業務引当金を戻入いたしまして、人件費に充てたというものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本6件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本6件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本6件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本6件について採決いたします。本6件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第1号、昭和60年度日野市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認、議案第2号、昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認、議案第3号、昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認、議案第4号、昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認、議案第5号、昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認、議案第6号、昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告承認の

件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第7号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第7号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員災害補償法の改正に伴い、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 御説明申し上げます。

議案第7号でございます。提案いたしました日野市の議員、それから非常勤の公務災害に関する条例の一部の改正でございます。これは、理由といたしまして、地方公務員災害補償法が、60年10月に改正になりましたので、それに基づく市条例の改正を行ったわけでございます。

項目的に5項目ございまして、補償年金額の改正、遺族補償年金の年齢改正、3番目に福祉施設の改正、障害補償年金差額一時金の新設と、それから障害補償年金前払い一時金の新設、この5項目でございます。

それでは、ページの新旧対照表で御説明させていただきます。12ページでございますが、休業関係ございまして、休業補償等の制限ということで、これは補償年金額が、途中で棒線が引っ張ってありますように、今までは365分の1でございましたのを、365分の10に改正するものでございます。

その次が、条例11条、遺族補償年金でございます。これは、遺族の高齢化に伴いまして、55歳を60歳以上にするというような条文の改正でございます。それが14ページまでございます。

それから、14ページの3でございますが、これは支給率の改正ございまして、旧の方を見ますと、1人におきましては100分の35で、今まで支給率がなっておりましたのが、今

度は153を乗ずるというようなことで、率がよくなっております。そういうような率の改正でございます。

続きまして、16ページの下欄の方でございますが、第16条、これは福祉施設の関係でございます。現在の福祉施設のほか、特別支給金、特別援護金等の給付を追加し、条文の改正を行ったものでございます。

続きまして、18ページ付則の中段から下でございますが、2条の2が、これは新設されたものでございます。障害補償年金差額一時金で、今までありませんでしたが、これが年金及び前払い一時金の差額支給をする。そして、死亡した場合、今まではそれは消滅しておりましたんですが、これが、今度は一時金として支給されるものである、ということでございます。

飛びまして、22ページでございますが、2条の3でございます。障害補償年金前払い一時金ということで、これも新設になった項目でございます。

第3条が、一番下でございますが、遺族補償年金前払い一時金で、これは今まで左の欄で見ますと、暫定措置ということでこの3条がありましたのを、暫定としておりましたのを、条文を整備したということでございます。

次のページの24ページで、一番下の欄のところでございますが、第4条の2でございます。遺族補償年金の受給資格年齢の特例許可ということで、これは新設でございます。新設が前にさかのぼりまして、年齢等、そういうものがありまして出ましたので、それらに基づく55歳から60歳までの経過措置を、ここで行っておるわけでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第7号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第8号、日野市立幼児教育センター設置条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 議案第8号、日野市立幼児教育センター設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、幼児の保育に関する調査を行い、育成の充実を図るため、日野市立幼児教育センターを設置するものであります。

詳細につきましては教育次長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。教育次長。

- 教育次長（小山哲夫君） それでは、日野市立幼児教育センターの設置条例の制定につきましての詳細理由につきまして、私の方から御説明をさせていただきます。

日野市立幼児教育センターにつきましては、昭和58年10月に、日野市立第一幼稚園を研究協力園ということで、開所いたしました、本年は第3年目を迎えるわけでございます。

発足当初は、いわゆる幼児の研究内容が、幼稚園、あるいはまた保育園に関連するため、その連携を密にするということとあわせて、幼稚園並びに保育園の調整を図る、こういう意味におきまして、企画財政部に幼児対策室を設置いたしました、幼児教育を専門とする専門のスタッフの方々に、研究委託をお願いしてまいりましたけれども、ここで調整機能も一応果たしました。研究成果も、着実に進行し、軌道に乗ってまいりました。

そこで、今後とも日野市の未来を担う乳幼児の個性と発達にふさわしい保育が、家庭において、保育園において、あるいは幼稚園において、生活実情に即した幼児の研究機能が十二分に発揮できますように、教育委員会が直接に、組織的に、効率的に運営していくために、日野市立幼児教育センターの設置につきましての条例制定をお願いするものでございます。

それでは、条例につきましての骨子を御説明したいと思います。2ページでございますけれども、第1条の目的につきましては、ただいま御説明を申し上げたとおりでございます。

第2条の、名称及び位置につきましては、現行どおりでございます、説明書につきましては、当面、多摩平四丁目3番地でございます、日野市の第一幼稚園の研究室を、とりあえずセンターの場所として運営していきたいということでございます。

第3条につきましては、幼児教育センターで行います事業が掲げてございます。

第1項目の、保育の方法に関することでございますけれども、これにつきましては、日野市のすべての乳幼児、つまり家庭における乳幼児、保育園に通う乳幼児、幼稚園に通う幼児、各種施設に預けられております幼児に対しまして、その生活実情に即したそれぞれの子供の個性、発達に最もふさわしい保育ができるような保育の方法についての研究をし、市民に還元をするということでございます。

第2項目の、保育の相談に関することでございますけれども、これにつきましては、幼児を持つ保護者に対しまして、家庭での育児上の問題点、不安、悩み、こういったものにつきまして、随時相談に応じまして、また幼稚園、保育園等の、保護者等からの相談につきましても、専門のスタッフが相談に応ずるということでございます。

3番目の、保育者の研修についてでございますけれども、これにつきましては、幼児教育センターで構成しております幼児教育専門スタッフによります保育者の研修を、無料で実施いたしまして、保育者の資質の向上を図り、あわせて保育者の研究の成果を、幼児の教育に還元していくということでございます。

第4項目につきましては、以上の3号に定めるもののほか、未就学児童を持つ家庭に、家庭教育に関します教材等を郵送したり、幼児を抱える家庭の保護者等を対象にいたしまして、研修会、講演会、講座等の開催をし、その目的達成のための事業を行っていききたい、ということでございます。

次の、第4条でございますけれども、職員でございます。幼児教育センターに従事する職員についてでございますけれども、先ほどもちょっと御説明申し上げましたとおり、従来は幼児教育センターの運営につきましては、企画財政部の幼児対策室が運営をまわってまいりましたけれども、幼児教育の今後の一層の充実、発展を図る必要上、条例制定後は教育委員会に所管を移しまして、必要な職員を配置し、管理運営の充実を図っていききたい、という所存でございます。

その詳細につきましては、日野市幼児教育センター運営規則の中で、説明をしたいと思っております。

第5条につきましては、幼児教育センターの円滑な運営を図るための、日野市立幼児教育センターの運営審議会に関する規定でございますけれども、これにつきましても、別途日野市立幼児教育センター運営審議会の規則の中で、説明をしたいと思っております。

第6条につきましては、委任条項でございますけれども、この条例の施行につきましては、

別途規則で定めるという規定でございます。

なお、この条例の施行につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、条例につきましての概略の説明を終わらせていただきます。

次に、これにつきましての付則の関係でございます。お手元に配布してございます参考資料の第1ページをお開き願いたいと思います。これにつきましては、幼児教育センターの運営規則の案でございます。目的につきましては、前段に申し上げたとおりでございます。

次の、職員についてでございます。これにつきましては、一応教育委員会の方に所管を移して、運営をしていきたいというふうに考えているところでございますけれども、ここに掲げてございますように、所長1名を置く。

次長1名につきましては、市の職員の管理職を充てたい、というふうに考えておるところでございます。

研究員につきましては、若干名とございますけれども、当面1名で運営をしたい、というふうに考えております。

研究助手につきましても、現在行っております研究助手にお願いをしたい、という考え方でございます。

(5)の嘱託研究員につきましても、若干名とございますけれども、これにつきましても、現在、教育研究センターの研究スタッフの方々を予定しているところでございます。

事務職員につきましても、現在、センターにおきましての臨時職員を、当面充ててまいりたい。当面、7名ないし8名で運営をしていきたい、というふうな考え方を持っておるところでございます。

次に、第3条につきましては、系の設置及び事務分掌についての規定でございます。これにつきましては、庶務係、次の2ページにまたがります研究・相談係ということで、二つの係をもって運営してまいりたいという考え方でございます。それぞれの係の内容につきましては、記載のとおりでございますので、個々の内容につきましての説明は省略をさせていただきたいと思います。

次の所長の任務、第5条の次長の任務、係長の任務、職員の任務等につきましても、この条文に記載のとおりでございます。

嘱託研究員の任務につきましては、ここに書いてございますとおりでございます。

第9条の、運営審議会への諮問につきましては、これまた運営審議会の規定の中で、御説明をさせていただきたいと思います。

事業報告につきましては、当然教育委員会の方で所管をしておりますので、各年度におきますところの実務状況につきましては、一応審議会に図った上で、市長並びに教育委員会の方に報告することを義務づけている規定でございます。

会計及び経費につきましては第11条につきましても、記載のとおりでございます。

第12条の、この規則に定められるもののほかは、必要な事項は、所長がこれを定める、という規定でございます。

なお、規則の公布につきましては、公布の日から施行したいという規定でございます。

次に、5ページの日野市立幼児教育センターの運営審議会の規則の案につきましては御説明でございます。

これにつきましてはの目的は、第1条に掲げたとおりでございます。

それから、委員の定数につきましては、一応10名以内というふうになっております。

なお、現行の状況でございますけれども、現行の、いわゆるセンターの運営につきましては、日野市幼児教育センター業務推進委員会ということで、これにつきましてはの審議を行ってまいりました。これにつきましてはの現行の推進審議会につきましては、企画財政部の幼児対策室がセンターの運営を担当してまいりました関係上、会長に企画財政部長、委員に幼児対策室長、幼児対策係長が担当してまいりましたけれども、今後、所管が教育委員会の方に移管されます関係上、これらの3名の方を一応委員から外しまして、新たに日野市立幼児教育センター所長、並びに学識経験者2名を入れかえ、運営していきたいというふうに考えているところでございます。

第3条の関係の、委員の任期につきましては、ここに記載のとおりでございます。

委員の報酬及び費用弁償に対する規定でございますけれども、現行の規則には規定がございませんので、これを明確に委員の費用弁償という形の中で、特別ここに従事する方につきましては、費用弁償という形の中で、支払いをしていきたいという考え方でございます。

次のページの第6ページでございますけれども、これにつきましてはの委員長、副委員長の任期につきましては1年とする。ただし、再選されることができると、いうことでございます。

第7条の議決関係につきましては、審議会は委員の半数以上が出席して成立するということ

でございます、出席委員の過半数をもって議決をする、という規定でございます。

なお、幼児教育センターの庶務につきましては、日野市立幼児教育センターにおいて処理をする、こういうことでございます。

なお、この規則に定めるもののほか、審議会につきましてはの必要な事項につきましては、教育委員会が別に定めるということでございます。

付則につきましては、この規則は公布の日から施行するという規定でございます。

以上、条例並びにその規定につきましての概略説明にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 幼児教育センターの設置条例は、市長の恐らく日野の幼児教育を充実するというような、数年前からの願望では、私 ないかと思うんですが、ただし、この条例を見ると、保育者が、事業の点で、どうせ文教委員会に付託されるんですが、私、質疑というより、そういう中で、いわゆる担当委員会で十分審議をしてもらいたいということの中で、事業で、保育者の研修があるわけですね。こういう保育者の研修ということは、公立も民間の私立も含んでの保育者の研修というふうに、理解をしているんですが、その場合に、今までは企画が調整しておった。

しかし、今度は、所管がきちっと教育委員会へ移されて、しかも所長は、管理職1名が運営規則の中であるという形になってくると、きのうも教育委員会の問題、地域の教育の活性化という問題の中で、なかなか今の日本の公立、それから私立、こういう中で、助成はするけれど口は出すな、こういうのが私学の本来の姿ではなかろうかと思うんです。

そういう中で、いわゆる保育者の研修という場合には、当然講師とか、これに指導に当たるというか、助言者というのが、人の問題になってくる。こういう中で、かなりの相当な配慮が払われないと、なかなか所期の問題が達せられないんじゃないか。この辺のことを、十分担当委員会でしないと、私立なら私立のちゃんとその機関で、特に東京都が私学振興教育協会というのは、これは恐らく、実際、都の部長級が出ておって、いわゆる金を貸す面から、資金を貸す面から、しかもこういう保育者の助言、指導、講演、いろんな問題を全部取り組んでいるんです。

そういう中で、日野だけの小さいスケールの中で、そういうことで幼児教育センターという

ものの是非に対して、私学でも、いわゆる幼稚園協会でもかなり意見が市長の耳に入って、いろんなことをしてきたわけなんです。そういう中で、ここに条例化するようになってくると、しかも予算も、次に61年度予算の中で、1,500万円に相当する額が出る。

こういう中で、それから後の運営規則の中で、運営審議会、こういう中で10名の委員が出る。もちろんこの委員の、保育園なり、幼稚園から出るものは、これは公立から出るか、私立から出るか、その点はどういう処分の仕方がされるか、わかりませんが、10人の構成に対しても、かなりの配慮なり何かがないと、実際にはお店を開いたけれど、何というか、この目的に言う官を、公立をやられるなら、何ら私は意見をはさむことはないと思うんですが、私立まで包含するということが、日野の幼児教育を充実発展させるという、恐らく大義ではなかろうか。

こういう点を考えると、私、かなりの慎重な配慮の中で進まなければならないんじゃないか、こう思うんですが、その辺の、特段何かプランなり、そういう点は今後十分、条例を認めた形の運用の仕方、それから運営審議会等のあり方というのは、今後のことに課せられるのではなかろうかと思うんですが、その辺の何か、条例化して出てくるんでは、かなりの識見と抱負がなければならないんじゃないか、こう思います、その辺のところを承れば幸いです。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、私の方から御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

第1点目は、いわゆる保育者に対する研修に対するあり方の問題だと思います。

ただいま、石坂議員さんの方からも、御質問の中にございましたとおり、考え方といたしましては、公立の幼稚園、保育園、あるいは公立の幼稚園、あるいはまた私立の保育園、そういった官民一体となった保育に従事する方々に対する研修をやっていこうということでございます。

したがって、御質問にございましたけれども、確かに私立は私立なりの目的がございまして、公立幼稚園は公立幼稚園の一つの法律等がございまして、それらの絡みを十分に踏まえまして、それらの御意見を踏まえながら、円滑な運営ができるような研修を進めていくように考えてまいります、というふうに考えております。

第2点目の、運営審議会のメンバーの構成につきましての御意見が出ました。その中で、いわゆる公立、私立の関係についての構成メンバーの問題の御提言があったわけでございますけれども、先ほども触れましたとおり、日野市内におきます公立、私立を含めた全体の研究ということを考えておるわけでございますので、そのメンバーの中にも、公立の幼稚園関係の代表者、あるいは私立幼稚園の代表者、公立の保育園の代表者、私立幼稚園の代表者も、そのメンバーの、当然、中に入れていって、公私立の中で分け隔てがないような運営審議会の構成を考えてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 教育次長が言われることは、私から見れば当然だと思うんですが、実際に教育委員会に所管になると、過日も東京都の教育委員の委嘱が、私学人から出た。

そういう中で、私はだから昨日も申し上げたんですが、こういう官も民も、いわゆる公立も私学も、私立も包含した日野の幼児教育構想というものが出てくるとなると、教育所管が教育ですから、教育委員の人選ということが、非常に私は重要になってくるのではなかろうか、こういうことで、私も、きのう言った意味は、この問題も一部含んでいるんです。

そういうことが、市長に、今後の教育委員の人選の中で、私は今までの人がいいとか悪いとかということ、決して申し上げているんじゃないんです。そういう実務型をとるのか、あくまでも学者というか、そういう人をとるのか、行政主体的なものを考えるのか、こういうことが、私は偏らないで、だれが見ても中立性を帯びて、識見の広い人を、やはり教育委員というような形の選考の中ではしていかないと、こういう面期的な、いわゆる幼児教育センター構想というものを、教育委員会が所管するということになると、やはり教育行政の一環になると思うんです。

そういうことで、市長が特段の何かお考えなりあるなら、述べてもらう、お答え願いたいし、そうでなければ、今後の課題としたら、日野にもいろんな私立の機関もあるようなんですが、そういう機関と、多少、意見交換の中で、何かお考えがないか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今まで、教育委員会が教育のために果たしてこられた役目は、正しく、また大きく努めてこられた。こういうふうな認識ではございます。時代の趨勢もござ

いますので、もう少し幅を広げた、今お説のと通りの識見や、抱負の反映できる、そういう委員会運営が望ましいのではないか、こういう期待も持っておるところでございますので、人選等につきましては、十分考えて、また、きのうのお話にもございましたような配慮を経ながら、決めさせていただきたい、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 恐らく文教委員会に付託になると思うんですが、私が質疑をした中を踏まえていただいて、十分御審議していただきたいということを、意見で申し上げて終わります。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 3点、お伺いをします。

1点目は、第1条の設置といえますか、目的といえますか、そこのところ、この幼児教育センターが当初つくられたといえますか、つくろうとされたときに書かれていた、幼保一元化といえますか、そういうものが全然なくなっているんです。

そして、先ほど教育次長の御説明の中では、その辺は何かある程度調整が完了したとかいうふうな、私の聞き方が悪いかもしれませんが、幼保の調整については、ある程度完了したのだというふうなお話があったわけですが、これはちょっと、全然話が違ってくると思うんです。

当初、この幼児教育センターなるものが設けられた一番の眼目というのは、本来、私どもがこういった教育の根本にかかわる研究、あるいは調査をするのは、日野市単独でやるのは、余りにも仕事が大き過ぎる。本来ならば、東京都、あるいは国、こういった段階のものが、こういったものは研究をすべきものであろう。そういう、都や国が機関を設置をする。そのための用地は、日野で提供しましょう。こういう形から、話が始まっているというふうに判断をしているわけです。

そういう中で、市長は大変無理をされて、日野市単独で、そういった幼保一元化の研究も踏まえて、今後の日本の教育全体の根本のあり方を研究するんだと。そういうことを踏まえて、日野市単独でやるんだというふうな、大変大上段に振りかぶった意気込みで始められた、教育センターであると思うわけです。

ところが、3年たちまして、いよいよ条例がつくられるという段になりますと、その一番の目的であった幼保一元化云々のことが全然ない。これで、果たしていいのか、という気がする

んです。当初の意気込みを考えますと、これで一体市長が一番初めに考えられた幼保一元化に対する思いが、どこに行ってしまったのか、というふうな感じをするわけでございます。

ですから、第1点目として、その辺の、これまでのいきさつを踏まえまして、一体市長は、この条例をお出しになった今のお考え、これまでの考えと全然違ってしまったのか、どうなのかということ、第1点として伺いをしたいと思います。

第2点目は、職員なんです。第4条に、必要な職員を置く。あるいは、規則等でも説明がございましたけれども、職員は、おおむね今お願いをしている方々にしていくんだ、というようなことの中で、市の管理職も、次長に入れていくとか、いろんなお話があったわけですが、一体これは、常勤の正規の職員を増加する、つまり職員増というふうな形で考えていいのか、あるいは、現在の職員体制、及び嘱託とか、アルバイトという、ちょっと言い方が悪いか、そういう方々だけで運営をしていくものなのか、その辺を、職員の定数の問題とも絡めて、お伺いをしたいと思います。

3点目は、今、石坂議員の方からも、少しお話がございました運営審議会ですが、何か10名の委員だということですが、この10名の委員のそれぞれの選出の母体と申しますか、どういうふうな母体から出てくるのか。

先ほどのお話ですと、公立、私立、それぞれの幼稚園の代表者、保育園の代表者と申しますか、そういう方々も入るんだ、というようなお話がありましたけれども、それだけなのか。あるいは、そのほかの選出母体と申しますか、そういうものがあるのかどうか。

以上、3点お伺いをします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 第1点について、私よりお答えをさせていただきます。

幼児教育センターに至る経過は、既に経験の議員さんは御承知のとおりでございます。そして、今回、条例をもって制定化する。その趣旨の内容には、当初目指しております幼保一元化構想、それは一番過大な一つの精神である、このようにお願いをいたしております。

現行制度というのは、保育という建前と、幼稚園、いわゆる幼児教育という建前がありますが、これは、本来は子供のために統一されるべきものでありますし、したがいまして、制度は制度として尊重しながら、実質上には子供に対して、処遇をなるべく近づけていく、こういう教育の面につきましては、近づけていくということでございますので、そういう精神は、所長

以下貫かれるということで、御理解をお願いしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、第2点目と第3点目の御質問に対しまして、私の方からはお答えをさせていただきます。

第2点目の御質問につきましては、いわゆる職員の配置についての御質問でございます。確かに、この条例にうたっておりますとおり、また、規則にうたっておりますとおり、一応今回、教育委員会の方に、幼児教育センターの所管を移します関係上、組織的に充実して運営をしてまいりたい、というふうな考え方がございます。

そういう意味におきましては、当然のことながら、直接教育委員会の中で所管をする事業でございますので、一応次長を1名予定をして、これは市の常勤職員ということで、考えております。

あとの職員につきましては、今後、教育委員会の定数の関連もございますので、これらの市長部局との関連もございます。定数条例等の改正の問題も絡んでまいりますけれども、できることならば、当面はさらに1名の事務職員など、当然のことながら、必要でなからうかということで、当面は、ぜひ2名の職員は配置をしてまいりたい、というふうに考えているところでございます。

それから、第2点目の、いわゆる運営審議会の委員の構成メンバーはどうかという、こういう御質問だと思います。これにつきましては構想はいかに、という御質問でございますが、一応これは現在の腹案の関係でございますので、決定的なことはちょっと申しかねますが、一応構想といたしましては、10名の委員につきましては、現在の研究センターの所長をいたします方を1名入れたい。

それから、学識経験者も2名、一応現在幼児教育研究センターに携わっております方を、2名ほど委嘱をしていきたい。

さらには、直接、幼稚園、保育園に関係いたします関係上、役所の中の職員といたしまして、教育長を充てたいと考えています。さらには、幼稚園を担当しております学務課長、そして保育園を担当しておりますところの児童課長、そして、先ほどちょっと石坂議員さんの御質問にお答えしておきましたけれども、公立幼稚園の園を代表する方を1名、私立幼稚園の園を代表する方を1名、それから公立幼稚園の保育を担当しております担当代表を1名、それから私立

保育園を形成しておりますところの代表者を1名、合計10名を、今のところ腹案として考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 3点目はわかりました。

1点目ですが、気持ちとしては、当初の意気込みは変わっていないということなんですね。とすれば、第1条、この中にもう少し明確に、幼保一元化に対する思いといいますか、そういう考えを持っているんだ、そのもとにこのセンターが設置をされるのだということが、入ってもいいと思うんです。

幼児の保育に関する調査を行い育成の充実を図るため、これでは余りにも下がり過ぎといいますか、そういった市長の本来お持ちになっておられる気持ちが、全然条例にあらわれていないと思うんですが、どうでしょう、これでいいんですか。もう一度、市長、お願いします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私は、表現はこれでよろしいと思います。貫かれる精神というものは、どこでも建学の理念でありますとか、そういうことがあり得るわけでございますので、趣意書等の形で、それらを明らかにしておくということは可能である、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） これは、いずれ文教委員会でじっくり審議をしてもらいたいと思うんですが、繰り返しになりますけれども、ともかく一番初め、幼児教育センターなるものが日野市において持ち上がったいきさつを考えれば、当初の目的である幼保一元化に対する研究といいますか、それがもとで始まっているわけですから、ぜひ文教委員会におかれましては、この辺の経緯を踏まえて、この第1条の問題は、じっくり審議をしていただきたいというふうに思います。

それから、2番目の問題です。職員の問題ですが、これは次長の御説明ですと、どうしても2名の職員はとりたい。正規の職員だということだと思っております、そうなりますと、今の教育委員会の職員体制の中では、私は、職員数の不足が生じてくるのではなからうか、というふうに判断をするわけですが、その場合、市長は職員増、定員増をお考えになっておられるかど

うか、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 第一段階といたしましては、現員の中で充足をする。どうしても支障があるとするならば、その時点で考える、こういうことでよろしいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 職員定数増もあり得るというふうに判断をいたします。第1点と同じでございますが、この点も今後の行政の運営の中で、職員をこういった形で、施設がつくられるたびに増加をしていくということは、今後の日野市の運営について、かなりの影響が出てくるかと思えます。どうか文教委員会におかれまして、この辺も十分御審議をいただきたいと考えます。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今、馬場弘融議員の方から、核になる部分についての疑問点が出されたわけですが、私も全く同じ考えを持ってしまして、現在の所長さんが、教育センターの中で活動された報告書もいただいております。小冊子ですが、いただいて、私も読ませてもらっております。

その中で、核になっている部分は、三つ子の魂百までもということで、幼児における人の接し方が、将来の人間形成に非常に影響を与えるんだという、そういう視点から、さまざまな思考が必要なんだということで、述べられているわけですが、3年前にもこのお話を、本会議等でまた承った話で、私は当初疑問に思いましたのは、現在の小学校、中学校の先生の中でも、さまざまな研修が行われまして、より教育の内容を充実させようということで、いろいろな勉強会が持たれ、研修会が持たれ、発表会が持たれて、相互の勉強が、研修がなされているわけです。

幼稚園等においても、先生の中で交流も持たれている。そういう中で、あえて幼児教育センターというものを設立をして、将来の研究が必要なのは、ある意味で、機が熟さないところの屋上屋を重ねるものがあるんじゃないか、というふうな危惧も持ったわけです。そういう意味で、この問題については、一市の問題ではなくて、まさに東京都で研究機関を設けてやるべき問題であろう、さらには、国の問題であろうというふうにも思ったわけでありまして。

今回出されました、設置条例を見ますと、ますますこの辺がわからなくなってきております。一つの制度がつくられて、そこで運用され、健全な発展をするには、市民の方が納得いくことが必要でありますけれども、その辺の、先ほどの市長の御答弁では、私自身、非常に納得できない面がありますので、率直に、重複するかもしれませんが、お尋ねしたいと思います。再度お尋ねしますが、いわゆる目的の中で、センターがつくられる目的というのは、幼保一元化を目指すといえますか、それを中心課題の一つにするということが、明確にあったはずですし、また、センターの所長さんのお話の中にも、そのような方向性の話も、たしか書かれていたはずだと思いますが、その目的になっている目玉がなくなってしまって、この条例の精神は、まさにそのとおりだけれども、目的としてはこれで十分であるというのが、全くわからないんです。

要するに、制度の目的が、まさにそれであれば、条例の目的にかかわるのは、当然だと思うんです。その職員の中に、脈々とそういうふうな精神が流れておりますというのが、これは、制度をつくって、制度を裏づける条例をつくっていく中で、そういうものが抜けているというのは、まさに目玉がないことになると思いますが、現在の職員体制では、その精神が流れていたとしても、制度の目的を明確に考えていかなければ、長期的に見れば、何が何だかわからなくなるというのが現状だと思うんです。

ですから、今の市長の御答弁ですと、これは詭弁に聞こえてしょうがないんです。何かはぐらかされたような感じがするんですが、率直に、もう少し説得力のある話をしていただきたいと思うんです。どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 説明不足で、御理解が十分得られない点、大変申しわけなく思うわけですが、私は、言葉として入れることも、形式のために必要だと思いますが、精神というものは、十分貫き得るものだというふうにも言えると思います。

そこで、事業という第3条におきまして、保育の方向に関する事、こういう中に、私は、明確に位置づけられる。保育一元化、幼保一元化、あるいは、運営審議会の中でも、保育一元化ということも、十分また課題にしていったということで、私は、可能であるというふうに考えておるわけでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今、教育次長の方からも御答弁いただいているわけなんです
が、場所については、現在の場所を使いますということですね。さらに、職員体制についても、
現行の職員体制をそのまま踏まえてやっていきます、という話なわけです。

ですから、今の御答弁だけでは、今、なぜこういうふうな条例をつくって、審議会までつく
って、やる必要性に迫られているのか、ということがわからないんです。

現在の職員の方も、体制的には充実させなければいけないということですが、そこら辺の目
的も不鮮明に、さらに不鮮明になってきておると思うんです。これは、ちょっと説教じみた話
をするわけじゃないんですが、一つの制度の目的が不鮮明になってきますと、それを取り巻く
さまざまな条例にしても、運用にしても、わからなくなってくるのが実情だろうと思うんです。

例えば、ちょっと話が飛躍しますが、凶器準備集合罪という条文がありましたけれども、
実際の運用の仕方は、非常に現在、拡大されてきております。当初の目的と違った運用の仕方
もなされてきているということは、市長も御存じだろうと思うんです。あれは刑罰ですから、
その辺、非常に論議を呼ぶわけですが、そうじゃなくても、一つの制度ができた
その目的、精神が入っていませんと、要するに何が何だかわからないと思うんです。

現在の職員の方は、幼保一元化的な思考も必要であるということで、精神が流れている。今
の所長さんは、そういうふうな考え方ですから、いいかもしれませんが、では、2代、3代に
なっていったときに、この精神によってつくられた制度が、そのまま制度として運用されてい
くのかとなってくれば、目的にないんですから、それは人間相互の間の精神として流れていま
すということで、それで私どもを納得させよう、説得させようと思うと、これは無理だと思
いますよ。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の御趣旨としては、私もごもっともだと思っております
が、当初の流れておる思想を変えるものではない、ということが中心でございますので、それ
の、では表現をどうするかということもあり得ると思いますけれど、こうして審議をいただ
いおく中でも、はっきりさせておけば、一つの方法ではないか、このようにも言えます。

また、文言の改正ということが、なお一層必要であるというならば、それもまた御審議の中
で御意見を伺いたい。こういうことも、考えてよろしいんじゃないかと思っております。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） それでは、その辺については、ちょっとこれ、私の危惧の点の一端なんです、これは余りにも推測し過ぎるのかもしれませんが、幼保一元化については、国の政策的なこと、厚生省、文部省関係の体制が長く続いておりましたから、そういう点で、実際的には市町村のレベルの中で、幼保一元的なことの取り組みというのは、力の限界になる。そういうことで、実際にそういうふうな研究をすることがあったとしても、制度的にそれを採用して、市の中で展開をしていくことについては、一定の限界があるんじゃないかということで、目的を少し後退させたといいますか、そういうふうにも理解したわけですが、その辺については、委員会で審議していただきたいと思います。

先ほど、石坂議員の方から、この教育センターについての運用の財政的な予算枠として、1千数百万というふうなお話もありましたけれども、再度、これは次長の方にお尋ねしたいんですが、教育センターを制度的に整備をして、運用していく職員の経費も含めまして、1年間どのぐらいの財政的な規模で運用していくのか、その辺のお話を、最後に承りたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、私の方から、御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

幼児教育センターの61年度の運営費がどのくらいかかるか、という御質問だと思いますが、これにつきましては、今回の61年度予算の当初予算の中で、御審議をお願いしてございますけれども、従来は、この費用につきましては、いわゆる研究委託という形で、教育委員会の幼稚園費の中に、委託料という形で、約570万程度だと思いますけれども、計上してまいりました。今回の予算の編成に当たりましては、教育委員会の方で、組織的に、これをさらに充実させていくという考え方がございます。

そういった意味で、社会教育の一環という形の中で、位置づけをしていきたいということで、社会教育費の中に、新たに幼児教育センター費の目を設けました。そこに計上してございますけれども、ちょっと額は正確に申しかねますが、おおよそ1,500万円の予算が計上されてございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 済みません。一つ忘れましてので、これは市長に要望しておきたいと思うんです。

三つ子の魂百までもということで、この研究については、これから必要なんだということは、そうだなというふうに、私も思っているんですが、現在、小学校、中学校で、いわゆる相当大きないじめの問題が出ております。マスコミの報道でも、一面的な報道の仕方もあるなというふうに思うわけですが、それにしても、いじめの問題が陰湿的に、さまざまに起きております。日野市内におきましても、昨年の暮れに、あわやという話もあったようにも承っております。

それで、むしろといいますか、こういうふうな制度を市長はお考えになって、提案されて運用に努力されているわけですが、学校のいじめの問題について、今、市民の方の関心、深刻度というものは、いわゆる幼稚園、保育園の保育の仕方以上に、火急な問題として重大な関心と呼んでいることは、事実だろうと思うんです。それについての対策を、市の対策として、どうということが考えられるのかということで、さまざまな議員の方からも、いろいろな提案も出ております。

しかし、今までのお話の中では、制度的な方法といいますか、取り組みということ、こういうことをやっていきたいというふうな、明確な御答弁はなかったかと思うんです。個人の先生の自覚の問題ですとか、また、御両親の自覚の問題、地域の方の自覚の問題的なところからとらえられている答弁も、私には多く聞こえたわけですが、むしろいじめの問題についての方の取り組みを、これから積極的にやっていただきたいということを、要望しておきます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。小山良悟君。

○14番（小山良悟君） ただいまの夏井議員の質問に関連しまして、極めて大事なことでございまして、質問をさせていただきます。

と申しますのは、幼児教育の事業でありますけれども、この条例に目的がないということも一つであります。今の市長のいろいろな答弁を聞いておきまして、夏井議員が、幼保一元化という問題は、国の所管の違いといいますか、行政の、文部省、厚生省の所管の違いという大きな壁があるわけでありまして、その現実の壁を認識しての、一歩後退というふうなとらえ方でいいか、というふうな話がありましたけれども、その点については、私も危惧しますので、そういう認識でいいのか、そういうとらえ方でいいのか、あるいは、そうじゃないと言うならば、この事業の、いわゆる幼保一元化への具体的な事業スケジュールというものを示し

ていただきたい。この場で、それを示していただきたいということが、1点であります。

それから、事業の予算規模が、61年度は1,500万ということでありますけれども、この事業の今後における予算規模も、大体このような割合でいくのか、あるいは、今後、さらに予算規模をふやしていく計画なのか、このことも示していただきたいと思います。

それから、もう1点は、もともと幼保一元化の問題は、今申し上げましたように、国の制度の違い、所管の違いという、大きな壁があるわけでありまして、なかなか容易なことじゃないというふうに、考えたわけでありまして、私も一般質問でこのことを取り上げたことがありましたが、その際に、今の日野市民の、いわゆる幼稚園児、あるいは保育園児を抱えている保護者は、幼保一元化というよりも、現実的には、幼保一体化の道を望んでいるんじゃないかということ、話したことがあります。

幼稚園児を持つ親御さんにしてみれば、保育園児と同じような保育時間の延長、また、保育園児を持つ親御さんは、幼稚園的な教育内容、そういったものを求めているんじゃないか。それが、現実的な市民の要望ではないか、という話をしたことがあるんですが、その幼保一体化についての取り組みは、どのように考えているか、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 当初の、精神的な発想の核となっておりまして幼保一元化、御質問は、後退ではないかというふうに、御指摘をいただいておりますが、私は、後退ではない、ますます精神を込めて取り組んでいく、こういうふうに考えておるものであります。

それから、もう一つの、幼保一元化という、そういう表現方法で、今まで流れてきておるわけでございますけれども、実質的に、また、現実的に考えますと、今御指摘の幼保一体化という言い方が、より現実的ではなかろうかというふうに、私も感じております。

もちろん、これは、地方自治体の中でやることでありますから、住民の、幼児の育成に資するものでなければなりませんので、そのあたりの実践的發展を期していくべきものである、このように願っており、かつまた、そのように成長していくべきものである、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、第2点目の、いわゆる幼児教育センターにかか

わる、予算の計上についての御質問が出ました。

61年度の当初予算におきましては、およそ1,500万円の予算を計上したけれども、今後、62年度以降はどういうふうな予算の組み方をするかという、こういう御質問だと思いますが、一応、今年度は、条例が制定された後は、教育委員会が運営していくわけでございますので、当面、1,500万円の予算の範囲内におきまして、ここに掲げてございます目的の事業を行ってまいりたい。

そして、その中におきましての、いろいろと将来の問題等、出てまいりと思いますが、その研究を踏まえて、当然のことながら、幼児教育センターの所長の方から、いろいろな事業計画等が、教育委員会、並びに市長の方に出てまいりますので、それらの所長等の研究の成果、報告等を踏まえて、今後の62年度以降の予算を編成してまいりたい、というふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） いわゆる幼保一元化についての考えは、一步も後退していないという、市長の答弁でありましたけれども、これは精神論だけ言ってもしょうがないことでありまして、今、市長の答弁の中に、現実的に幼保一体化の道の方が、より現実的な道というふうに考える、というふうな話がありましたけれども、そういうふうな取り組みであれば、ある程度私も理解できるわけであります。

そういう現実的な、実際に実となる事業というふうにしていただきたい。高邁な精神も結構でありますけれども、私どもの立場からすれば、現実的な成果のある事業にしてもらいたいわけですから、それは、この目的も、幼保一体化への道を、現実的に、他市でも、幼保一体化の取り組みをやっているところもあるわけでありますから、より現実的な、効果のある事業にしていきたい、というふうに思いますので、その目的についても、もう少しはっきりした、我々が納得いくような線を示していただきたいと思いますが、市長、もう一度いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私が専門的知識を擁して、そして皆さんに納得のいただける説明ができることがなければ、いけないわけでございますが、気持ちの中には、特に今日の人間形成、ないしは現実にあらわれていましていじめでありますとか、非行問題でありますとか、やはりこれは幼児期の人間形成に向けての、自然に身に着けていく、そういう環境、あるいは

条件こそ重要ではなかろうか、こう思うわけでありまして、三つ子の魂百までという言い方は、やはり現実的によく理解できる内容を持つ、こう思っておりますし、それから、幼児教育センターのスタートを、寺子屋のような、日野方式というものをつくり出すことによって、実現化していきたい。こういうことが、現在の姿でございます。

重松先生は、よくそのあたりを理解されまして、一生懸命に御指導いただいている状況でございますし、今、スタッフになっていただいております方も、専門家でございますから、もっと御説明もいただける機会を持ちたいものだと、こう思っておりますので、今の、現実的にという課題、このことにつきましても、私からもまたお願いをいたしますし、また、そういう内面的な、あるいは経営面的な、そういう問題も説明をいただける機会をつくりたい、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） たしか昭和58年の、革新市長会のPRパンフレットだったと思いますが、森田市長は「日野市の目玉の施策として、幼保一元化に向けて日野市では取り組んでおります」ということを、御自分の手でお書きになっていたものを、私、読んだことがあります。

それほどまでに全国に向けて、声高らかにPRをなさった幼保一元という言葉、ないしはその施策を、こういう条例を制定する際にお使いにならなかったということに関して、今、いろいろ質疑を聞いていまして、非常に奇異な感じを持ちました。

幼保の一元化ということについては、もう過去10年以上議論があるところだと思いますが、日野からこうした幼稚園、保育園のそれぞれの保育内容、教育内容を一体化していくという話も今ありましたが、統合していくような調整の役割を、日野市からそののろしを上げていきたいというお気持ちが、この条例制定の基本にあるのかどうか、その点、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、日野市という自治体が、こういった問題を取り上げ、また取り組むということについては、荷が重いのではないかという考え方もあるわけです。民間にも、たくさんの教育研究機関がございます。文部省の外郭団体、厚生省の外郭団体でも、こうした研究は活発に行われているわけですが、あえて日野市でこういった施設をここで設けるといふ、その必要性について、若干、私、疑問もあるわけですが、他市において、全国の市町村レベルで、こういった

研究施設を持っている自治体が、ほかにあるのかどうか、十分御調査なされた上での、こういう施策だと思いますので、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市が、特にこういう問題に取り組んだということは、これまでもお話ししたと思っておりますけれど、たまたま幼児教育に関しまして、重松鷹泰先生との出会いである。

また、東京都研、教育研究所の所長の当時から、この分野で造詣の深い方、ぜひ実験的にでもやってみたいという御意向が強い、そういう方との出会いが発端であったというべきだと思っております。

それから、よそでどうしているかという例では、例えば、私の知る限りでは、大阪府の交野市でありますとか、須磨の、これは民間経営だそうでございますけれど、幼児教育施設があるそうであります。それから、東北で、数年来、現実的に実施をされておるところがある、このように聞いております。

私も、なかなか暇がないもんですから、それらに行ってみたいと思いつつながら、まだそこまで勉強の機会を持ち得ておりませんが、先生方は、非常によく御存じでございますので、ぜひ機会を見て、ひとつまたお話をさせていただきたい。このように、今の御質問に対しては、お答えをさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 私、昨日も申し上げましたように、日野市はちょっとむだがあり過ぎるのではないかと、という感じをしております。

特に、幼児教育というものについては、今の保育園、幼稚園で十分間に合うのではないかと、考えております。幼稚園、また保育園で、子供たちの人間形成に一番必要であるということは、自主性であり、物事を真剣に取り組むことができる子供たち、意欲がある子供たちを育てることが、この幼児教育の一番の目的であると思います。

そういう面から見て、今の幼稚園、保育園で十分できるのではないかと思うんですが、市長のお考え、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 天野君、これは意見ですので。（「了解」と呼ぶ者あり）

ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第8号、日野市立幼児教育センター設置条例の制定の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後 1時11分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第9号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第9号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市特別職の職員のうち非常勤の幼児教育センター所長等の報酬を定めるため、日野市特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、本議案は、日野市職員の定年退職等の支給率を改めるとともに、雇用保険法及び国家公務員等退職手当法の改正に伴い、日野市職員の定年退職手当支給条例の一部を改正

するものであります。

議案第11号は、日野市一般職の職員の宿泊料を改めるため、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは、議案第9号でございますが、提案理由の説明にありましたように、前の第8号議案で、幼児教育センターの設置条例ができて、それに基づきましての所長の非常勤としての報酬の、新たに挿入した項目、それから、そのほか一番最後の項目でございます、47項目ありますその最後のところの報酬額と、それから費用弁償の額を改正したものでございます。

4ページの新旧対照表をお開き願いたいと思います。これは、その別表でございます。別表の関係で、地域保健協議会委員というところの、その下に、旧の方でございますが、その他がございました。その他附属機関の構成員及び非常勤職員、その間に、今設置条例につきまして、提案しております幼児教育センターの所長の月額を、ここに入れさせてもらいました。それで、25万という金額でございます。

それから、さらに右側のところでございますが、費用弁償の項でございますが、一般職の職員の旅費の額に準じ、市長が別に定めるということでございます。今までは、この表は、そこにも書いてありますように、費用弁償については、市長の旅費の相当額ということで一括してありましたのを、ここで分けて、そういうふうにいたしました。

それから、その下に、今までの、その他附属機関の構成員及び非常勤職員ということで、これの報酬額1万4,000円の範囲、それから月額23万円の範囲内で市長が別に定めるということで、ここにその報酬額を設けました。そして、さらに費用弁償の額については、市長の旅費相当額、ただし非常勤職員については、一般職の職員の旅費の額に準じ市長が別に定めるということで、二つにしております。このような改正でございます。

そして、金額につきましては、今まで7,700円から始まりまして、ありましたんですが、この学識経験者というようなものの、非常勤の職員をお願いする場合には、やはり7,700円ということは、ちょっと無理がありますので、各市の状況を勘案いたしまして、このような報

酬額をお願いした次第でございます。

続きまして、議案第10号の、退職手当支給条例の一部改正でございますが、この条例には、理由といたしまして、退職手当の支給率の改正が1点、それから、雇用保険法の改正によるもの、それから国家公務員退職手当の改正によって変更、そして条例を改正するものであり、この3点でございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、また御説明申し上げます。

ページは、12ページでございます。12ページの第5条でございますが、定年退職等の場合の退職手当ということで、これは過日、組合との交渉で決まりました支給率の改正でございます。58年に89カ月ということで、本年まで参ってございましたんですが、ここで、今年度から、61年3月31日現在で、85.5カ月の引き下げの退職手当率でございます。それらの、これは7番までの率の計算方法でございます。

次が、第10条、これは失業者の退職手当でございます。これは、雇用保険法の改正に基づきまして行く、条文の整備でございます。

飛びまして18ページでの下段の方でございますが、4でございます。これは、10条の4でございますが、ここは新設でございます。求職活動1年以内であったものが、定年退職ですぐに求職活動したくない場合、今まで1年間という期間でございましたのを、2年間に改めたというような、これは雇用保険法の方から来てるものでございます。

その次の20ページでございますが、中間にあります5でございます。これは、新設でございます。65歳以上の退職者に、失業しているものの高年齢求職者給付金を支給するということの、新しい節でございます。

それから、次のページの22でございますが、6でございます。中段からちょっと下のところでございます。これも、やはり新しく新設したものでございまして、65歳以上の退職者で、退職手当を支給されていない場合、これは救済措置で、このような条文を設けてあります。新設でございます。

その次の24ページの11でございます。中段から下のところでございます。これは、新しく挿入されました4、5、6という項目がありましたが、それに基づきましての条文が下がってきたものでございます。

飛びまして、28ページの中段のところに、第15条、遺族からの排除ということで、退職

手当の支給できない遺族の範囲を定めております。これも新設でございます。

それから、下の項でございますが、16条でございます。起訴中に退職した場合の、これは、16条の3項が新設されたことに伴っての条文の改正でございます。

次が30ページ。中段のところの、16条の3でございます。これは新設でございまして、退職した者の起訴の場合の取り扱いを、ここで設けております。

それから、17条でございます。これは、退職手当の返納ということで、新しく設けられたものでございます。国家公務員法の改正に基づくものでございまして、既に退職した者で、在職中の行為で、禁固刑以上の刑が確定したときは、全部または一部を返納するというような条文の項目が、挿入されたわけでございます。

以上が、主な改正点でございます。

続きまして、議案第11号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、次のページで4ページをお開き願いたいと思いますが、これだけの改正でございます。宿泊料の改正でございます。現在、宿泊料は、1等級、2等級、それから3等級、4等級、5等級におきましても、1万円という数字でございましたんですが、これを1万2,000円ということで、ほかの市の関係、そうしたものを比較いたしまして、2,000円アップをお願いした次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 退職手当の条例の改正の件について、お尋ねいたします。

先般、退職手当を含む、給与を含んでですが、是正計画が提出をされて、その中に、64年度に、退職金については東京都並み68カ月を目標とするということが、定められていたわけです。書かれていたという報告を、私、一般質問でお聞きをいたしました。

ところが、今回、85.5カ月という、昭和60年度の退職勧奨長期の支給率が、ここで提案されてきたわけですが、85.5カ月で、今回、組合と合意を見たということだと思っておりますが、この支給率で、今後、68カ月にしていくという、昭和64年度の目標が、困難になるのではないかと思います。その点、支障がなければいいんですが、どうなのかという点を、一つお聞きをいたします。

なお、これには調整手当が含まれていると思いますが、今後、調整手当の退職金支給時に、

これを考慮をするという今のやり方を、今後も続けていくのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

それから、これは市長に確認をしたいと思いますが、私どもに示されました退職手当の改正計画、昭和58年の12月に市長から説明が、本会議場であったわけですが、これでは、昭和60年度は勸奨等の退職については、勤続35年で80カ月を目標とするということが、書かれておりました。

この改正計画からすれば、大幅に今回後退をしているんですが、改正計画については、昭和58年の12月議会に報告された退職手当の改正計画は、さきには是正計画が自治省の方に示されておりますので、これはもう完全に、市長はもう放棄をされたというふうに見て、いいのかどうか。その点をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 1点、2点につきまして、お答えしていきます。

退職手当が、是正計画では、64年度で都並み68カ月ということの計画は、出しております。それに基づきまして、これを推進していった場合に、支障があるのではなかろうか、というお話でございます。

確かに、今年度の計画時に85カ月ということで、0.5違っておりますが、それらを含めると、63年度で70カ月ということでございますので、そういう3カ年先のところで調整ということも、十分考えておりますが、何せ組合との問題がございます。私たちは80カ月で、最初、提案というような考えを持っていたんですが、このような、85.5カ月という妥結に至ったわけです。

なお、今後とも、これについては是正計画並みに努力していく予定でございます。

2点目の、調整手当が含まれている、これについてはどうかということでございます。これにつきましても、自治省の指導というものは非常に厳しく、それらを取れというような御指導でございますが、これらにつきましても、組合とも既にそれらについての投げかけは、行って、現在おります。今年度の85.5カ月の妥結に至っては、この点は、まだ了解が取れなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） かなり計画よりも、調整手当の算入の件、なお支給率、支給月数のコンマ5、計画よりも後退してきたということで、是正計画、もう最初からつまづいたという印象があるんですが、市長は、そうした、後退をしたという考えは、全然お持ちになっていないかどうか、もう一度市長に確認をいたします。

なお、昭和60年度の長期勤奨の退職者の、現時点で、一般質問でも私がお聞きする予定だったんですが、審査報告の後になってしまうと思いますので、ここでお聞きをいたしますが、昭和60年度、今年度の退職手当の長期及び勤奨で、市役所をおやめになる方の、現在もう計算等が出ていると思いますが、最高額を教えてくださいたいと思います。

また、対象者は何人ぐらいになるのか、その点もあわせて御回答をお願いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私どもが考えております行政改革の一環に、給与の改定という問題がございます。

指導では、是正計画というふうに言われておりますが、是正ということは、今までが間違っているから正すんだというふうに考えるよりも、現在の、現実に対処して改定をするんだ、こういう考え方で進めておりますので、そのように御理解をお願いをしたいと思います。

それから、後退をするということは考えないわけではありますが、現状、交渉事でもありますし、計画どおり極力進めたいという考えに、変わりはありません。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 最後の、今年度退職予定者の金額と、それから人数でございますが、ちょっと今、金額につきましては持ち合わせておりませんので、後日お答えしたいと思います。

人数につきましては、事務職と技術職の係長の3名、それから給食調理員ですが、5名、一応8名の予定でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 条例の改正案を、今回、議会にこうやって提案されて、当然今までの審議等の経過を踏まえれば、35年以上の方はいらっしやらないかもわかりませんが、

今回の35年で85.5カ月ということですから、これに該当する方は、まず、いらっしゃるかどうかが、もう一度確認をいたしますと同時に、具体的に、それぞれ条例が成立した場合に、改正がなされた場合に、大体どの程度の金額に、退職手当はなるのかというのは、当然資料として用意されておかれて、しかるべきじゃなかろうかと思いますが、この場で御回答をお願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　しばらく、このままの形でお待ちいただきたいと思います。
（「どうですか休憩したら。さもなきゃ、私の方が、後が控えているから言っちゃってもいいけどね。私、総務部長が答えざるを得ないと思うんだが、その辺のところは」と呼ぶ者あり）
市長どうですか、すぐ答弁できそうですか。

○市長（森田喜美男君）　ただいま課長を呼んでおりますので、すぐ参ると思います。
大変恐縮ですが。

○議長（黒川重憲君）　もうしばらくお待ち願いたいと思います。
総務部長。

○総務部長（山崎 彰君）　非常にお待たせしました。
それでは、最低と最高をお伝えいたします。最高の方が、3,072万4,000円でございます。それから最低でございますが、1,643万7,000円という数字でございます。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　これは、条例で今提案されている、幼児教育センターの所長の昨年の、いわゆる私の記憶では、委託費の中での、今度は位置づけがしっかりするわけですよ。そういう点で、昨年と違うから、条例をきちっとしてのせられると思うんですが、さきの幼児教育センター条例との、多少兼ね合いがあるので、総務委員会に付託されると思うんですが、その辺を踏まえて、十分審議をしてもらいたいということです。

それから、1点だけ聞きたいのは、予算に伴うんだけど、私一般会計でないんで、ここでちょっと聞きたいんですが、幼児教育センター条例に基づく、いわゆる所長なり職員構成の人件費等、いろんな運営費等に、国なり都なりの助成が全くないのか、多少はあるのか、さもなければ、どうも私、ないのではなかろうかと思うんですが、この辺のところだけお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 最後の、国及び都においての補助、助成、そうした措置はなされておるかということでございますが、人件費につきましては、なされておられません。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第9号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第12号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市勤労・青年会館条例の制定、議案第14号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） それぞれ提案理由を申し上げます。

議案第12号は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、被用者保険等保険者を代表する委員を、国民健康保険運営協議会に加えるため、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第13号、本議案は、勤労者、青少年の教養と福祉の向上を図る場を提供するため、日野市勤労・青年会館条例を制定するものであります。

議案第14号は、市立多摩平東地区センターの開設に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

以上の3議案につきまして、担当部長に詳細説明をいたさせますので、よろしく御審議、御決定をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君） それでは、私から、議案第12号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

この条例改正案につきましては、国民健康保険運営協議会に、被用者保険等保険者を代表する委員2名を、新たに加えようとするものでございます。

従来、国民健康保険の運営協議会につきましては、被保険者を代表する委員、保険医または薬剤師を代表する委員、及び公益を代表する委員と、それぞれ4名ずつ、三者12名の構成で運営をしておりました。今回、先ほど提案理由にもございましたように、国民健康保険法の施行令の一部改正並びに退職者医療制度の実施に伴いまして、被用者保険等、これは要するに健康保険組合、あるいは共済組合等の関係でございますけれども、保険者の代表をするものを協議会に参画させて、国民健康保険を運用するというところでございます。

内容につきましては、退職被保険者1,500人以上で、かつその保険者全体の数に占める割合が3%以上の団体、東京都下では、16市が対象となるわけでございますけれども、本改正の対象ということでございます。

新旧対照表でございますけれども、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。

第2条の、1から3までにつきましては、先ほど申しましたように、従来の三者12名の構成でございます。新たに4といたしまして、被用者保険等保険者を代表する委員の2名をお願いするというところでございます。

この条例案を御承認いただきますと、国民健康保険運営協議会につきましては、四者14人の構成で運営するというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第13号、日野市勤労・青年会館条例の制定について、御説明を申し上げます。

この条例は、日野市多摩平一丁目10番地の1に設置をいたします日野市勤労・青年会館にかかわるものでございます。

この建物は、57年の10月12日に、東京都知事と締結いたしました都営多摩平一丁目団

地建てかえに関する協定書に基づきまして、整備したものでございます。鉄筋3階建ての1階部分、床面積351.002平米でございます。

先ほどの提案理由にもございましたように、勤労者・青少年の教養と福祉の向上を図る地域社会施設として、活用いたしてまいりたい、こういうものでございます。

それでは、2ページをお開き願いたいと思います。条文に従いまして、御説明を加えさせていただきます。

第1条、目的でございますけれども、この会館は、勤労者、あるいは青少年の教養と福祉の向上を図るための、地域の集会施設でございます。

第2条、名称及び位置でございます。名称につきましては、日野市勤労・青年会館、広く勤労市民、青少年を包括的に表現したものでございます。

位置につきましては、日野市多摩平一丁目10番地の1でございます。都営団地の一角でございます。都営住宅の建設に関連する地域開発要綱に基づきまして、都営住宅の下層部分、1階部分に設置をするものでございます。

第3条、事業でございます。施設の使用公開事業と、それから勤労者・青少年の文化、教養に関する事業、いわゆる会館の主催事業との二面性を持たせるものでございます。

第4条、使用の許可でございますが、会館を使用しようとする者は市長の許可を受けなければならない。この許可につきましては、宗教あるいは慈善事業の取り決めがございます。憲法89条などを十分念頭に置きまして、そのケース、ケースによって判断をしてまいりたいと思います。

第5条、使用の制限でございますけれども、これは一般的にどこでも、公共施設に関する使用の制限を列記いたしてございます。

休館日、第6条でございますが、休館日は、毎週月曜日といたし、それから年末の29日から31日、年始の1月1日から3日まで、この間はお休み、休館日ということにいたしまして、使用時間は午前9時から午後10時までということにいたしたいと思います。

それから、使用料でございますが、会館の使用料は、別表に定める額とする。これは、6ページにございます別表第8条関係のところでございます。会議室、和室、ホール、三つの部屋がございますが、それぞれ午前、午後、夜間の時間帯によりまして、ごらんのような料金を徴収いたしたいと思います。この料金につきましては、八王子の同様の会館ですとか、市民会館

ですとか、そういった使用料を参考にいたして、決定をいたしましたものでございます。

9条、10条、11条、12条につきましては、御説明を省略させていただきます。

第13条、管理の委託でございますが、これにつきましては、地方自治法の244条の2、第3項によりまして、会館の設置目的を、効果的に達成するため、公共的な団体に委託できる。これを受けまして、日野市勤労者福祉協議会という団体に、委託を予定してございます。この団体は、21団体からなりまして、会員数8,452人を数える、市内在勤の勤労者の団体でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。昭和60年度予算で、建築を進めてまいりました地区センターの竣工を見ましたので、別表の改正をお願いするものでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。別表第1の2、小地区センターの名称の欄をごらんいただきたいと思います。

市立三沢東地区センターの下に、市立多摩平東地区センターを加えまして、設置場所の欄に、日野市東豊田三丁目30番地の18を加えるものでございます。敷地の面積は、230.29平米。建築面積49.576平米。構造は、木造モルタル平家建てでございます。周辺の自治会は、実践南自治会、泉塚自治会、多摩平七丁目自治会、神明二丁目自治会などが近接しております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。夏井明男君。

○13番（夏井明男君） ちょっとお尋ねいたします。前にも一度お尋ねしたかと思うんですが、一つは、日野市勤労・青年会館の条例の目的というところで、使用の対象の方を勤労者、それから青少年というふうに、一応限定しているように見えます。先ほどの部長の御説明によりますと、勤労関係の何団体かの方というお話もあったんですが、その辺、要するに別に御婦人でも使えないのかということなんですけれども、その辺、どうなのかということがあります。第1点であります。

第2点目は、これは前にも、いつもお尋ねしていることなんです、4条です。会館を使用しようとするときは市長の許可、という言葉になっているんですけれども、ちなみに、市民会館の条例の方を見ますと、使用の承認ということで、むしろ許可する、不許可するということ

ではなくて、市長に届けなければいい。全体の条文の流れから見ましても、許可制、いわゆる届け出みたいな形で表現された方が、いいのではないかと思うんですが、特別この辺で、意味があるのかどうか。

先ほどの対象の範囲と比較しまして、その辺、ちょっと厳格な会館の運用にもなるように見えますので、おおらかに皆さんに使っていただくという趣旨なのかどうか、その辺、ちょっと疑問が生じていますので、御説明願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えを申し上げます。第1点目でございますが、名称は勤労・青年会館でございますが、御質問の御婦人、あるいはお年寄り、そういう方の利用は、もちろん阻んでおりません。利用ができるという道を開いております。

第2点目の、許可、承認という文言の表現でございますけれども、市民会館条例は、おっしゃるとおり承認という言葉を使っております。今度の勤労・青年会館条例は、許可でございますけれども、公共建築物を使用する場合に、使用の申請があるまでは、公共建築物は閉鎖状態にあるわけでございますので、その申請によって許可をして、その閉鎖状態を解くというのが、使用の一般的な考え方だそうでありまして、承認でも、もちろん不都合な点はないんですが、許可という文言の方が、より正確であるという結論に達しましたので、許可を使ったわけでございます。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 第1点目の、対象の方は御婦人の方でも御利用いただけますということですが。

それで、規則の方では、使われる方の順序というのは、使用の許可は、規則の方ですけども、3条で、申請の順序による、ということですから、申請が早い方であれば、その方の、順序に従って御利用いただくというふうに読めるんですけども、先ほどの、要するに勤労関係との団体をつくって云々というふうな話があったんですが、その団体の位置づけといいますか、その辺と、この辺の絡みのことが、ちょっとよくわかりませんので、もう少し具体的に説明をしていただきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えいたします。

先ほどの御質問でございますと、団体をつくってというお話でございますが、日野市勤労者福祉協議会という団体は、既に現在存在している団体でございます、この団体の中に加わっている組織が21団体、8,452人の方が所属していらっしゃる、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） その団体の方が、ちょっとこれは私、聞き違えたのかしれませんけれども、21団体あって、それだけの構成員の人がいらっしゃるということなんですが、この会館の使用については、特に運動性はない。要するに、そういう方が主な対象人として使われるんだ、という御説明に取ってよろしいのかどうかということと、あともう一つは、これは御婦人も自由にどうぞというふうに、今のお話ですと、さらに規則の方で、申請の順序によるということであれば、あえて日野市勤労・青年会館というふうな名称でない方が、一般の方も自由に使われるのではないかというふうに思うんです。

特に、このような規模の会館の利用率というのは、恐らく市民会館の大きなホール等の条件から見ましても、利用率は当然高くなるのではないか、というふうにも思うわけですが、その辺、弊害的なものは考えられないのかどうか。その辺、どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えいたします。

日野市勤労者福祉協議会、この団体に管理運営を委託をする予定でございます、この団体が優先的に使用できるというような、そういう特権的なものは、全くございません。先ほど申したとおり、お年寄りでも、御婦人でも、どなたにでも規則に従って、公平に貸し出しをするということでございます。

なお、この名称が適当でないのではないか、というお話でございますが、PRなどを通して、勤労者あるいは青年層に限らず、市民ならばどなたでも活用できるんだということを、十分に徹底をしてみたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第12号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市勤労・青年会館条例の制定、議案第14号、日野市立地区

センター条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第15号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第16号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第15号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、農業災害補償法の一部改正に伴い、日野市農業共済条例の一部を改正するものがあります。

議案第16号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、市立都市公園の占用物件の許可手続及び占用料を定めるため、日野市立公園条例の一部を改正するものであります。

それぞれ詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第15号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

この議案書は、別冊になっております。議案第15号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、この別冊の議案書を御用意いただきたいと思っております。

今回、改正をお願いいたします要点を、まず先にまとめて申し上げます。改正は、二つございます。

一つは、最近の本会議、あるいは決算委員会で御指摘がございました蚕繭共済事業、蚕の共済事業でございますが、この共済事業の廃止でございます。蚕繭共済事業は、昭和50年から引き受け実績がございません。市内を見渡しましても、桑園も見られなくなったことから、今後、これが復活することはまずないだろう、そういう判断をいたしまして、廃止の改正をお願いするものでございます。

二つ目につきましては、提案理由にもございました、上程理由にもございました、農業災害補償法等、法令の改正によるものでございます。この法令の改正によるものが3点ございまして、一つは、農作物共済関係でございます。共済関係の当然成立の面積要件の一部改正でございます。

この改正につきましては、実は、昨年年第1回定例会にお願いをいたしまして、10アールを15アールに引き上げてございますけれども、これをさらに引き上げるという内容のものでございます。

二つ目は、家畜共済でございます。共済目的の肉用牛の範囲を、胎児にまで拡大する改正でございます。おなかの中の子供にまで拡大する改正でございます。

三つ目につきましては、園芸施設共済でございます。共済事項の一部除外制度を導入する改正でございます。

そのほかに、模範条例に従いまして、条文の整理、それから項、号の繰り上げ、繰り下げ、そういったものが出てまいります。

では、初めに10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。冒頭に申し上げました、蚕繭共済事業の廃止につきましては、条文の削除で処理をいたしたいと思います。

条の繰り上げはございません。条の移動はございませんが、項、号の繰り上げはございます。目次のうち、上から5行目、第3節 — 蚕繭共済に関する第3節、37条から53条につきましては、これを全部削除に改めるものでございます。

中ほどにございます第3条、これは、条文から蚕繭共済にかかわる文言を、全部削除いたすものでございます。

12、13ページをお開き願いたいと思います。ここでは、繰り上がりでございます。家畜共済の3号が2号に、園芸施設共済の4号が3号に繰り上がるわけでございます。

なお、古い方の4号の中に、条文の中に、施設よりという言葉がございしますが、この施設よ

りを、施設によりと改正しまして、さらに、栽培することをいうの次に、以下同じという言葉を加えます。これは、内容的には変わりございません。より正確な文言の使用に改めるものでございます。模範条例によるものでございます。

次のページをお開きください。14、15ページでございます。第3条2項3号は、1項の号の繰り上がりによるものでございます。6号の括弧内の削除は、共済責任の始まったときの規定を、一本化するものでございます。

次のページをお開きください。16、17ページ、第5条2項、第6条、さらに次のページをお開きください。第11条1項、7項、第18条の改正、これはすべて蚕繭共済に関する文言の削除と、第5条2項中4号の削除による5号、6号の繰り上げでございます。

第20条をごらんいただきたいと思ひます。これは、先ほどまとめのところで話をいたしました、法令改正による1点目の改正でございます。面積要件の改正でございます。共済関係の当然成立の、面積要件の改正でございます。農業災害補償法の改正並びに東京都知事の告示によりまして、水稻の面積要件を15アールから、さらに20アールに引き上げるものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。ここは共済金額、第29条2項の改正でございますが、ごらんのように、共済目的の種類ごとに表にまとめまして、見やすくしたものでございます。内容の改正ではございません。

第3節、蚕繭共済、第37条から第53条までは、削除となります。

次の22ページをお開きいただきたいと思ひます。22ページから、ずっと進んでまいります。左側の新しいページが白紙になっているところは、全部削除でございます。これが43ページまで続きます。

それでは、44ページをお開き願ひたいと思ひます。第54条、共済関係の成立でございます。この改正は、法令の改正による2点目のものでございます。家畜共済の共済目的の種類について、改正を行うものでございまして、肉用の牛を飼っている農家の経営の安定を目的として、創設されたものであります。

1項と2項の号の繰り上がりは、第3条関係の削除によるものです。

46、47ページをお開きください。第55条の改正は蚕繭共済関係の文言の削除と、第3条1項中の号の繰り上がりであります。第58条の改正につきましては、家畜共済資格者につ

きまして、模範条例に従った改正でございます。

48、49ページをお開きください。第61条2項、3項及び第63条2項1号の改正は、第3条1項中の号の繰り上がりによる読みかえでございます。

50、51ページをお願いいたします。第63条の3項は、肉用牛を肉用牛等に、文言の改正でございます。等の意味は、胎児を意味しております。

4項及び第66条の改正は、第3条1項中の号の繰り上がりによる読みかえでございます。

52、53ページをお願いいたします。第69条2項の改正は、農業災害補償法の改正による適用条項の繰り上がりの読みかえであります。

54、55ページをお開きください。第80条2項の改正は、号の繰り上がりによる読みかえであります。第88条の改正は、正当な理由がないのにという文言、又は一部、を本文中に加えます。共済掛金の納付が遅滞したときの共済金支払免責を、ここで緩和をするものであります。第88条の3の改正は、蚕繭共済の文言削除です。

56、57ページをお開きください。第88条の6の2は、法令の改正による3点目の改正点でございます。ここでは、園芸施設共済の中で、共済事故の一部除外方式の導入のための条文の追加であります。この改正は、施設園芸について、農家の栽培技術というのは、非常に差が大きいんでございます。この差が大きいために、病虫害の発生率にも差が出てまいります。したがって、病虫害事項を除外する方式を設けるものでございます。これによって、優良農家の加入の促進を図る、こういうねらいがございます。

第88条の8の改正、それから次の58、59ページに続きますが、1項の後に新たな項を加える改正でございます。この内容につきましては、更新時のトラブルを排除するねらいがございます。

2項の改正は、新たに2項が追加されたために3項に繰り下げ、条文中の前項を前2項に改めるものであります。

第88条の10の改正は、第88条の8の改正による項の繰り下がりによる読みかえです。

60ページ、61ページをお開きいただきたいと思います。第88条の13の改正は、病虫害事故除外の導入のため、文言を改めるものであります。

さらに、88条の16以降の条文改正につきましては、すべて蚕繭共済事業の廃止による読みかえ、あるいは条文の整備による改正でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） それでは、議案第16号でございますが、日野市立公園条例の一部を改正する条例の内容につきまして、御説明申し上げたいと思います。

現行の条例は、12カ条と付則からなっております。今回、市立の都市公園の占用物件の許可手続、及び占用料の制定のための条例を改正するわけでございます。そういたしますと、今度の改正条例案でございますが、3条を追加いたしまして、1カ条削った、こういうことで、14カ条と付則からなっております。

内容でございますが、公園の占用物件に関しましては、都市公園法、同法施行令で、対象物件の範囲や施設基準が、明示されております。

また、本条例の改正に当たっては、東京都の公園条例を参考といたしまして、文言を改正していきたい、とこういう内容でございます。

2ページでございますが、これにつきましては、第1条関係については文言の整理と、以下条文中にございますものを、今回の占用料の徴収に当たって、それに当たる条文の整理をしたわけでございます。

4ページをごらんいただきたいと思いますが、別表第2でございますが、公園の占用料といたしまして、18項目の占用項目でございます。いずれも、月当たりということの決め方でございます。現在、市立の公園の中で占用しているものにつきましては、概略申し上げますと、電柱関係、それから中段にございます電線、それから次の5ページでございますけれども、公衆電話、こういったところが、現在占用している物件でございます。

それから、占用料の端数計算につきましては、1メートル以下、あるいは1平方メートル以下は、1メートル、1平方メートルに切り上げる、こういうことと、占用料の算出の基礎が1カ月未満の場合は1カ月と切り上げる、こういう内容でございます。

この条例につきましては、4月1日から施行していきたい、かような内容でございます。

よろしく御審議をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第15号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例

の制定 議案第16号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御意議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これにより議案第17号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第17号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市の区域外にある八王子、立川市に所在する社会福祉法人の2施設の建設に対し、資金助成をするため、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは、議案第17号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例につき、御説明申し上げます。

まず、2ページにおきまして、目的ということで、この条例は、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の資金の助成に係る臨時特例ということで、定めております。

そして第2条におきましては、社会福祉法人アゼリヤ会に、これは現に八王子に建設している特別養護老人ホームの新設事業については、一般条例の第1条におきましては、日野の区域内において、日野市民を対象とした社会福祉法人に助成する、という定めがございますけれども、この定めにかかわらず、資金を助成をするということを規定しております。

第2項におきましては、同じように立川に建設を予定しております社会福祉法人至誠学舎に対するデイホーム建設事業に対する助成を、やはり一般条例第1号の規定にかかわらず助成をするということを定めておる次第でございます。この条例につきましては、公布の日から施行。

なお、この条例は、時限条例でございまして、63年3月31日で効力を失うということで

ございます。

なお、詳細につきましては、参考資料をもちまして御説明申し上げたいと思います。

参考資料の中に、21ページでございますが、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の臨時特例規則、括弧して案とございますけれども、この中で、第2条は、社会福祉法人アゼリヤ会が、現に八王子に建設している特別養護老人ホームに係る補助金の額は一般規則第3条の規定にかかわらず、3,500万円とするということでございまして、これも、一般規則におきましては、日野市内の施設、市民を対象とする施設に助成をするという規定でございますけれども、ここにおいては、それらの規定にかかわらず3,500万ということでございます。

なお、このアゼリヤ会でございますけれども、社会福祉法人アゼリヤ会、理事長は現在代行でございまして、中山三男氏でございます。八王子の美山町1478番地において、61年度中に、仮称でございますが、天寿苑特別養護老人ホームを建設する計画を持っております。定員110名の施設を、これからつくろうということでございます。

先般、日野市に助成の申し入れがございまして、日野市といたしましては、条件として、日野市民の寝たきり老人のために、20ベットを優先的に確保するという条件で、この補助を行うということを考えております。

なお、この天寿苑でございますが、鉄筋コンクリート2階建て、3,385平米を予定しておるところでございます。

また、第2条第2項におきましては、社会福祉法人至誠学舎が、現に立川市に建設しているデイホーム等に係る補助金の額は、一般規則第3条の規定にかかわらず、1,337万3,250円とするということでございますが、この至誠学舎のデイホーム事業でございますが、既に昭和58年度から、立川市と日野市とで至誠学舎の1室を借りまして、もう既に入園委託をしておりますが、このたび、東京都で至誠学舎のデイホーム等の建設費の補助が決定されました。日野市と立川市で、さらに補助を行い、建設するというところでございます。

現在、日野市では、25名の定員で預けておりますけれども、このたびの建設計画によりますと、その後は、日野市としては35名から37名の定員ということに広がるという予定でおります。

なお、デイホームの予定建設場所でございますが、立川の錦町六丁目28番地の15号、社

会福祉法人至誠学舎の敷地内に、鉄筋コンクリート建てで、259 平米のデイホーム棟を、61 年度中に建設するというごさいます。

規則におきましても、同様に63年3月31日をもって、この規則は効力を失うということごさいます。この2年間を定めました理由といたしましては、工事が単年度計画で終わらないかもしれない、こういうことを考えまして、大事をとりまして2年間の期間を取りました。

以上ごさいます。

- 議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。夏井明男君。
- 13番（夏井明男君） 1点、ちよつとお尋ねしたいんですが、この条例は、38年条例第20号の特例条例ということなんですが、今の部長さんのお話ですと、要するに日野の市内、市の区域内ではないのということなんですが、そうしますと、それ以外の一般条例、38年の20号の一般条例は、そのほかの条文というのは、当然それ以外についてはかぶさってくるというふうに、適用になつてくるというふうに理解してよろしいのかどうか、その辺、1点だけお尋ねします。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 御質問の御趣旨といたしましては、一般条例の第1条の全部にかぶさってくる、こういう御質問ごさいます。そういうことで考えております。

第1条の規定によりますように、この条例に、一般条例での適用対象といたしましては、日野の区域内において日野市民を対象とした福祉事業をやっている団体に対して、福祉法人に対して、資金を助成する。これが一般条例の趣旨ごさいますので、これに該当しないということで、臨時特例条例をつくつて適用するということごさいます。

- 議長（黒川重憲君） 夏井明男君。
- 13番（夏井明男君） そうしますと、例えば監督の問題ですとか、それから資金の返還命令の件ですとか、事業の検査等ですとか、決算書の提出等については、どういうふうに理解したらよろしいんでしょう。

○議長（黒川重憲君）

○福祉部長（高野 隆君） あくまでも一般条例の中で定めております手続を、その部分につきましては適用して考えるという考えでおります。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終

結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第17号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第18号、日野市奨学金条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第18号、日野市奨学金条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、現状に合わなくなった既存条例の条項の内容を整備するため、日野市奨学金条例の全部を改正し、新たに日野市奨学金条例を制定するものであります。

詳細につきましては教育次長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、日野市奨学金条例の制定につきましての、詳細の提案理由につきまして、御説明をさせていただきます。

本条例につきましては、昭和35年3月31日に制定いたしました日野市奨学金条例の全部改正を行いまして、新たに日野市奨学金条例の制定をお願いするものでございます。

日野市奨学金の給付制度につきましては、昭和35年に発足して以来、25年を経過しまして、その間、数回にわたりましたの支給改正が行われ、昭和60年度現在では、高校生月額2,500円の30名が、そして大学生につきましては、月額5,000円で30人が予算化され、給付が行われてまいりました。

発足当初と25年を経過した今日とを比較してみますと、高校生、大学生の進学状況、あるいはまた経済情勢、社会情勢等著しく変化をしておりますので、現状並びに将来の見通しを十分に考慮し、奨学金の給付が効率的に教育の機会均等を図る意味で、条例の全部改正を行

い、新たに日野市奨学金条例の制定を行うものでございます。

第1条の目的でございますけれども、現行条例におきましては支給対象者が学校教育法に基づく大学、高等専門学校、高等学校に在学し、成績優秀、心身健全で、経済的理由により就学困難な者に対し、支給をしておりましたけれども、この条例案におきましては、大学生を除外し、現行の高等学校、高等専門学校の生徒のほかに、学校教育法の第1条に基定しておりますところの盲学校、聾学校、もしくは養護学校の高等部、並びに学校教育法82条の2に規定してございます専修学校の高等課程に進学または在学し、現行条例では、成績優秀に重点を置いておりましたが、中学校卒業生の97.3%が、いずれかの学校に進学しておりますので、高等学校が現在では半ば義務教育化している今日でございます。

したがって、日野市奨学金制度につきまして、基本的には高等学校等に対する支給を重点的に改善することによって、教育の機会均等を図っていきたいというふうに考えております。

また、今回、大学生に対する支給を廃止することにつきましては、日本育英会その他の奨学金制度が利用できること、あるいはまた、最近の経済情勢の中では、学生アルバイトなど比較的就労しやすい、大学生の場合には、状態でございます。それによりまして、ある程度の学費の足しにすることは容易であるという観点から、廃止したいというふうに考えております。

第2条でございますけれども、支給の要件でございます。前段で触れておきましたとおり、大学生を排除いたしまして、高等学校等に在学していること、それから同種の奨学金を他から支給されていないこと、今までは日野市の奨学金のほかに他の奨学金等からも支給を受けられるというふうな規定がございましたけれども、今回につきましては、なるべく高等学校の生徒をたくさん支給するという意味を含めまして、奨学金を他から支給されていないということを一応前提に入れました。

かつまた、学習意欲があつて、そして生活態度がまじめである、健全であるということを骨子としておるところでございます。

第3条につきましては、支給金額でございます。高等学校等に対しての現行支給金額につきましては、月額2,500円でございますけれども、授業料と比較いたしますと、非常に低いのでございます。したがって、これを改めまして、月額5,000円に改めたいというふうに考えております。

それから、第4条の、奨学金の支給申請及び決定につきましての点検、第5条の支給の停止

及び返還につきましては、ほぼ現行どおりでございます。条文内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

第6条につきましては、この条例につきましての委任についてでございますけれども、条例の制定に関しましての必要な事項につきましては、施行規則案によって取り扱っていきたいというふうに考えております。

なお、規則の案につきましては、別の段で御説明をしたいと思っております。付則につきましては、条例の施行についてでございますけれども、本条例につきましては、公布の日から施行するという規定でございます。

以上で条例につきましての詳細説明を終わります。

次に、日野市奨学金条例施行規則案につきましての御説明をさせていただきます。

参考資料がお手元に配付してございますけれども、23ページをお開きいただきたいと思っております。

その中の第2条の定義でございますけれども、今回の条例改正案によりまして、高等学校のほか専修学校の高等課程というものを、新たに入れたわけでございます。これにつきましては、一応学校教育法の82条の第2項に専修学校の規定がございますけれども、ここにございますように、中学校を卒業し、あるいは、中学校を卒業した程度以上の方で、専修学校の高等課程に在学している者に対しまして、この際、新たに奨学金を支給するという規定でございます。

それから、第3条の、奨学金の支給期間につきましては、ここに書いてございますとおり、学校教育法に基づく高等学校、高等専門学校、あるいは盲学校、聾学校、養護学校、あるいは高等部、あるいは専修学校の高等課程の正規の期間に、修業期間中に支給をいたしたい、こういうことでございます。

それから、24ページに移らせていただきますけれども、24ページの所得制限についてでございます。

従来、奨学金の支給についての、いわゆる所得制限ということがうたってございませんでした。今回の条例改正によりまして、一応ここにうたってございますように、生活保護法による必要額の100分の120以下の者を対象として支給をいたしたい、ということでございます。

考え方といたしましては、生活保護世帯あるいはまた、いわゆる準要保護世帯、これが支給対象になるという考え方でございます。

それから、第7条の、いわゆる日野市奨学生に対しますところの、適格者に対します選考審査会についてでございます。これにつきましても、今までは教育委員あるいは学識経験者等によって、構成をしておりましたけれども、今回の改正によりましては、所得制限ということをはっきりとここにうたっております。そういう意味におきまして、構成メンバーにつきましての内容を変更してございます。ここにうたっておりますように、教育委員会の教育長、それから市立中学校の校長、教育委員会を代表いたしましての、事務局を代表いたしましての教育次長ということで、メンバー構成を変えていきたいということでございます。

なお、第8条につきましては、成績表並びに出欠表の提出でございます。従来は、成績表のみを提出をお願いしてございましたけれども、特に学習意欲があるかどうかということとを判定する、こういう意味におきまして、さらに学校の成績のほかに、今回、出欠表を市長に提出するということが義務づけられたわけでございます。

その他の条項につきましては、ほぼ現行どおりの規則でございますので、説明は省略させていただきます。

なお、この規則の公布でございますけれども、公布の日から施行したい、こういう規定でございます。

以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これにより質疑に入ります。馬場繁夫君

○12番（馬場繁夫君） それでは、何点かにわたりまして、御質問いたします。

先ほどの答弁によりますと、奨学金の条例が昭和35年に制定され、20年たちまして、非常に現状に合わなくなっているという観点の中で、見直しをして、今回、全面的に改正をするというような趣旨からの御説明がありました。

しかし、この全体的な内容を見ますと、従来の奨学金の制度よりも、大変に借りにくい、活用しにくいというような感じが、多く感じるんです。

例えば、まず第1点といたしましては、同種の奨学金が他から支給されている場合は、今回は適用されないという部分が、2条の3にありますけれども、非常に、特にこの場合は高校生というものを対象としての部分でありますけれども、非常に生活の厳しい中におきまして、月5,000円という奨学金の中では、なかなか現実の面では難しい生活をしながら、また、高校のいろんな授業料を払ったり、何か非常に大変な部分がある。そういう場合、どうしても、ほかにもいろんな制度も活用しないと、現状においては高校に行けないという場合も、多々ある

うかと思えます。そういう意味にも非常に適用が厳しくなっている。

また、先ほどの中では、所得の制限がありまして、その所得の制限は120%ですか、生活保護法による需要額の120%、100分の120以下ということの規定されております。これによりますと、生活保護世帯、もしくは準要保護の世帯の方を対象にしているということでございますけれども、この枠以外の方でも、これに準ずる方でも、大変にこういう制度を活用したいという方も、多くあると思いますけれども、こういうふうに限定いたしますと、非常に従前の枠よりもさらに制度が改正した意味がなくなり、利用の状況が従来以上に低くなる恐れがあるのではないか、という部分も感じられますので、もう少し現状に即しながら、多くの方が最大限に御利用できる方向にするような改正であれば、非常に納得もできるし、賛同もできるんですけど、なかなかその辺が、現状の改正の部分につきましては、なかなか理解しにくい部分も多く見られますので、さらにその部分につきましてのお考えをお聞きたいします。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） 教育次長からお答えをさせていただきます。

ただいまの御質問につきまして、今回の改正によりまして、非常にこの改正よっての適用がしにくくなるんじゃないだろうか、こういう御提言でございます。

今回、特に高校生を重点に置いたということは、先ほど申し上げたとおり、大体、日野市の場合、97.3%の中学校の卒業生が、高等学校、ないしはそれに準じた学校に通学しておるという現状がございます。確かに、全部の高校生が適用できれば、一番よろしいわけでございますけれども、予算上、制限もございます。一応生活保護世帯の標準額に対する100分の120という、御指摘にありましたとおり、準要保護世帯以下の方が対象になるわけでございます。

私ども、本年の3月1日現在の日野市の中学校におきます、いわゆる生活保護世帯、準要保護世帯を調べてみますと、大体550軒程度でございます。

そのうちの大体九十何%といえますと、これでも非常に、改正しましても、全部が適用できないという現状がございます。

従来ですと、一般の高校生を全部対象といたしましたけれども、割合高校生に対しての、いわゆる申し込みは、和年60年度を例としますと、60名の申し込みがあったというような現状でございます。今回の改正によりましては、できるだけそういう非常に生活的に恵まれない方、そういったものを、ぜひ高校には進学させてあげたいということで、従来の30名の定

員を、今回は倍にしまして60名というふうな形にしております。

それから、金額につきましては、今まで2,500円 でございましたものを、倍額の5,000円にするわけでございますけれども、大体高等学校の月額のいろんな月謝のほか、修学旅行費だとか、積立金等ございますけれども、その大体2分の1程度を補助してあげたいということでございます。

なお、それ以外の高等学校の生徒に対しましての奨学金の問題につきましては、今後の課題ということで検討させてもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） ちょっとデータが古いんですけど56年の母子世帯の実態等を見ますと、日野市の奨学金を御理用されている方と、それと育英資金を御利用されている、また、その他の奨学金を併用して御利用されているながら、高校に入学をして、やっているという現状もありますので、先ほどの説明の中にもありましたけれど、他の奨学金と併用していくということは、除外されているということでございます。

確かに、月5,000円 という奨学金の額についても、いろいろとありますけれども、実質的にこの金額を、奨学金とも言う中で、いろんな活用をさせていただく中でも、現実には、まだまだこの金額だけでは不十分な部分も多いのが現状なことも、見受けられますので、このような他の育英資金も併用して使えないということは、なかなか厳しすぎる部分もありますし、その辺についても、非常に納得しにくい部分もありますし、もう少し、その辺につきましても、幅を広く見ていくことも大事じゃないかと思っておりますので、その辺についての市長の基本的なお考えも、ちょっとお話を伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 30年代に、日野市で奨学金制度が制定をされて、向学心に燃える青少年に大きな貢献をしたものというふうに、考えるわけであります。

高度成長を遂げた今日になりますと、金銭感覚も随分変わってまいっておりますが、特に普通高等教育ないしは高等学校クラスへの就学が、ほとんどもう普遍的になっておるわけでありますので、高等学校に重点を置いた適用をしようというのが、条例改正の大きな骨子でございます。

そこで、使い方をなるべく使いよくということは、制度の趣旨でなければならないと思っておりますが、原資は、申すまでもなく公金でございますし、それから返還を要しない制度でもありますので、なるべく効率高い運営をすべきものだと思っております。

そこで、高校生に他の奨学金制度というのがどういふのがあるか、私もよく存じませんが、今、説明にございますとおり、比較的生活にゆとりのない家庭の子弟に、できるだけの援助をしていきたいという精神でございますので、窮屈なことは、これは望むところではございませんので、そのあたりの運用は図っていきたい、このように思います。

ただ、実際の需要が、つまり制度をつくりましても、どういふふうにこれから対象が、この制度を活用してもらえるかということもございまして、そのあたりの兼ね合いとあわせて、運用の適正化を図り、また、状況によりましては、今後の改正で拡大をするというふうなことが、今日考えるべき方途ではなかろうか、このように考えております。

一応、そんな考え方で、この制度をお願いするものでございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 今、市長の答弁の中で、この条例を現在審議している段階で、都合が悪ければまた次の段階で考えればいんだという、そのような趣旨の発言というのはなかなか納得できないというわけでございます。

本当にそういう高校生に対して、就学をできる部分で、大きく枠を広げながら援助をしていこうというお考えがあるのであれば、現状を十分踏まえながら、この制度のほかに貸し付け制度等を設けながら、本当に枠を広げていくということも、十分対応はできようかと思うんですけど、現在の条例の改正を見ますと、貸すのが非常に、余り大きく枠を広げていこうというのではないような考え方に、どうしてもならざるを得ないというのが、見た内容から感じられますので、その辺につきましても、条例化する前に、また、条例を全面改正する前に、いろんな角度から十分検討もし、いろんな状況に合う段階の中で、十分活用できるようにすることが、非常に大事じゃないかというふうに、この改正条例を見ますと、実感として考えられます。

今後、その枠を拡大という部分を、何らかの形で、貸し付け制度を設けるなりして、多くの方が利用でき、そして高校生活が十分エンジョイできるような方向にできるように、また、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今の関連なんですが、私も何点かお尋ねいたします。

率直に、奨学金の全面改正の条例を見てまして、要するに前進したのか、後退したのか、基本的にどういうふうに持っていこうとするのか、その辺が非常に不鮮明に私には映りますので、何点かお尋ねをしたいと思います。

評価したい点は、例えば所得制限については、今まで従来なかったので、明確に条文に掲げて、基準をつくったとか、それから、学業の意欲的なものを見たいということで、出欠表を出していただきたいとか、さらには、奨学生の推薦調書を提出していただきたいとか等、制度中の運用をより合理的にしようという意欲も見られるわけで、従来、この制度を運用していた欠陥的なものを補強していく、明確にしていくということも、十分この中には感じられるわけですけど、実際に、今、高校、大学生をお持ちの御父兄の教育費の負担ということは、非常に大きな問題になっていまして、父親も、買う背広を我慢をして、子供の教育に充てるというような話も出るぐらいに、現在、教育費の負担ということが、非常に重くなってきているのは、市長も御承知のとおりだと思うんです。

それで、特にこの制度は、成人して仕事をして、お返しする余裕になってから返してくださいという制度ではありませんから、そういう意味では、厳格な運用も必要なかと思うんですが、なぜ大学の、入っている方を切られたのかがわからない。現に、さまざまな所得制限ということ、今まで設けてはいませんでしたけれども、実際には内部の中で、一つの基準を設けられて、運用されてきたことは事実だと思うんです。

さまざまな、そういうふうな制限をクリアーをしてきて、大学生の方が年間二十何名か30名近い方が、実際にこの恩恵に浴してきたわけですが、それが、現在すぼつと切れている。

それで、日本の育英会ですか、資金については、成人してからそれを返還をするという制度ですし、これは返還をする制度ではないということですから、その辺、一つの奨学金を借りているから、こちらの制度についてはいいんだというふうに、一律に、なかなか家庭の一人一人の御事情によっては、一刀両断的に切れない部分が、私はあるだろうと思うんです。その切れない部分が非常に大事なんで、まさに選考委員会の選考の職に当たられる方が、そこら辺の事情を、プライベート的な部分については、差し控えるとしても、個々の方によって多用途があるわけですから、その辺の運用も十分図る必要があるんじゃないか。

特に、大学生については、切られたという趣旨がよくわからないんですが、今まで、従来恩恵に浴してきた人が、それがなくなってしまった。特に、大学の方が資金的にはかかるわけですけれども、その辺の、基本的にこの制度をどういうふうに持っていこうとされているのか、その点が、非常に私には不鮮明な部分がありますので、その辺、市長から御答弁願えればと思うんです。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一番基本に考えますのは、高校は国民の義務教育化した層であるということを感じます。

それで、大学に行くこともまた、割合としては60%を超えるぐらいな就学率にはなっておるわけでありまして、大学生と高校生の学費を、仮に自分の力で働いて求めるということになりますと、大学生は、今日は比較的アルバイト等で金銭を取得することが、社会的に容易になっている。高校生は、しかしそれは制度として禁じられてる、まずここに大きな差があるように思います。

したがって、どこに重点を置くかという、私はやはり高校生、しかもなるべく幅広く、数多く、また内容にも使いよくということが原則になる、このような考え方でございます。

御質問に対して、答えはそういうことでございますが、私のこれまで疑問に思っていたこと、金額のことがあります、大学生に1万円とか、もっと多い額が、おのずからやはり社会の限度というものがあると思いますし、したがって、日野市のいろいろなアルバイト等を必要とする、例えばプールの管理でありますとか、いろいろそういう分野があると思っておりますので、登録をしておいていただいて、その希望があれば、何か機会を提供できる、こういうこと、これは制度的には別でありますけれども、そういう考え方が、むしろ日野市民の支持を得られるんではなからうか、こんなふうにも考えたところでございます。

○議長（黒川重憲君） よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第18号、日野市奨学金条例の制定の件は文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後3時30分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第19号、昭和60年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第19号、昭和60年度日野市一般会計補正予算第5号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和60年度日野市一般会計補正予算第5号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ2億6,342万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を335億1,777万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 御説明申し上げます。

昭和60年度日野市一般会計補正予算第5号でございます。第1条でございますが、ただいま市長が朗読、御説明申し上げたとおりでございます。

第1条第2項につきましては、別表第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。第2表地方債補正のとおりでございます。

今回の補正につきましては、例年のとおり歳入歳出の予算が確定をしております。それに伴う補正を行うものでございます。

まず11ページをお開きいただきたいと思っております。歳入の市税の固定資産税でございます。

これは、次の13ページの都市計画税にも共通する問題でございますけれども、固定資産税の家屋の見込み収入、税金につきましては、昨年12月の、いわゆる補正予算で増額をしたわけでございます。この際、家屋につきましては、固定資産税及び都市計画税の積算に錯誤がございまして、大変申しわけございませんが、今回ここに、説明欄に記入してあるとおりの金額を減額するものでございます。

次は少し飛びまして、34、35ページでございます。都の補助金の土木費でございます。この中で、説明欄にございますが、仲田緑地の用地で、3,925万7,000円の増になっております。これは、東京都の補助対象の基準額がふえまして、増額されたものでございます。

次が、38、39ページでございます。財産収入の財産運用収入でございます。これは、説明欄に書いてございますように、各基金の利子の収入でございます。これは、歳出でそれぞれの基金にまた積み立てをするというものでございます。

次が、40、41ページでございます。財産売払収入でございますが、説明欄にございますが、市有地売払収入、落川13番地5ほかということでございますが、これは三沢中学校の校地拡張に伴いまして、市有地を、普通財産でございますが、代替地として売却をしたものが、主なものでございます。

次が42、43ページでございます。寄附金でございますが、これは開発行為等に伴う行政協力費でございます。これも、後ほど61ページで出てまいりますけれども、基金に積み立てるものでございます。

次が、50、51ページでございます。諸収入の競輪、競艇事業収入でございます。これは、本年度、幾らか競輪事業につきまして伸びが出てまいりまして、今回、1億1,000万円の増の補正でございます。

次が、52、53ページでございます。雑入でございますが、説明欄に、建物損害共済災害共済金ほかと書いてございます。これは、全国農業中央会が、米飯学校給食推進事業といたしまして、助成をするものでございます。この2,179万円につきましては、133ページで出てくるものでございます。

次が、54、55ページでございます。市債でございますが、工事費の確定等で、増あるいはマイナスが出てくるものでございます。それらの補正ということでございます。

歳入につきましては、以上で終わりをしまして、歳出の関連でございますが、まず、58、59

ページでございます。節で申し上げますと、3の職員の手当等ということで、2億円の減になっております。これは、当初見込んでおりました退職者数が、60年度減る予定でございます。当初5億5,000万円予定をしていたものが、3億円で賄えるというもので、今回2億の減額をするものでございます。

次が60、61ページでございます。下から3行目の19負担金、補助及び交付金の11万1,000円でございます。これは、ここに書いてございますように、仮称多摩都市モノレール(株)設立準備費でございます。これは、設立発起人になる団体が、設立時の株数に応じて費用を負担するというものでございます。

100、101ページでございます。じんかい処理費でございますが、需用費の中で、ごみ焼却炉オーバーホール、これが当初予算で5,450万円予定しておったわけでございますけれども、新炉の建設を間近に控えておりますので、できるだけ小破修繕で抑えたというものの残でございます。

次が、104、105ページでございます。これは、病院費の市立総合病院事業会計の補助金でございます。2,600万円の減でございますが、これは当初予算では3億2,429万6,000円を予定をしていたわけでございます。いわゆる事業会計の補助として、2,600万円収益が伸びたために、補助金を削るというものでございます。総額につきましては、左の方に書いてございますように、出資金も合わせますと、トータルでは5億2,733万5,000円という数字になるわけでございます。

次が、112、113ページでございます。土木費の総務費でございます。報償費でございますが、36万円、市道松山2号線にかかる弁護士謝礼36万円でございます。これは、市長が行政報告の中で申し上げましたとおり、この市道にかかわる裁判が、市が勝訴をしたわけでございます。仮処分といたしまして、当該土地の処分を、被告がされては困りますので、譲渡禁止の仮処分をしております。これは、緊急を要しましたので、3月7日付で予備費を充当いたしました。金額といたしましては200万円でございますけれども、仮処分の供託金を支出しております。36万円は、弁護士の謝礼ということでございます。

132、133ページでございます。小学校費の18備品購入費でございます。これは、先ほど申し上げました全農中央会からの、いわゆる助成金で賄うものでございます。内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

次が、146、147ページの公債費でございます。まず、元金でございますが、教育債ほか4億2,143万6,000円でございますが、繰り上げ償還に充当する予定でございます。この繰り上げ償還を、補正3号と当初予算と含めると、合計で14億4,900万円になります。

利子の減額でございますが、市債の利子で、7,500万円の減でございますが、これが新規借入額の減額、あるいは利率が下がったこと、それから繰り上げ償還をしたことに原因をするものでございます。

一時借入金利子の3,000万のマイナスでございますが、これは当初予算では5,000万円計上しておったんでございますが、2000万円の執行で賄えるというものでございます。

それから、148、149ページでございますが、諸支出金の開発公社助成費でございます。これは、年度途中で新規に購入したものの利子分の補正でございます。2,996万1,000円でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

前へ戻っていただきまして、地方債でございます。5ページでございます。地方債の補正でございますが、ここに書いてございますように、限度額が変更してまいりましたので、この表のとおり補正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 非常に小さいことなんですけれど、わからないから聞くんですけど、都の支出金の37ページです。自衛官募集の費用が、補正前では4万4,000円が、1,000円補正されて4万5,000円ね。

それから、私立学校の指導監督費というのは、補正前が58万円、補正後は58万4,000円。上程されないで、ちょっと今年度の予算とのあれで、予算を立てるときに、こういう費用というのは、前年度比のことでやっているのか。何か最終的に1,000円、今のときに1,000円というような、何か根拠があるのか根拠がなくて、最終的に都の委託金が最終には来たらこういうことになったから、1,000円ふやした。その辺のことを説明してもらいたい。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答え申し上げます。

自衛官募集の事務でございますが、これは補正前が4万5,000円ということは、前年度実

績で当初予算を組まさせてもらっております。そして、その3年間をトータルしまして、実績で自衛官の募集に対しまして均等割り、人口割り、それから応募者割りというようなことで、詳しくは4万4,562円というような数字で出てきております。それで1,000円ということでございます。

なお、ちなみに申し上げますと、自衛官の、まだ60年縮めておりませんが、58、59の受験数は20人と21人、それから入隊されたのが9人と10人というような形でございます。

それからもう一つ、私立学校指導監督事務でございますが、これも物件費と人件費ということでございます。それで、物件費につきましては、事務処理の件数、届け出数、それから調査、あるいは会議の回数、それから照会通知とかというようなもので、これらを積算されて出てきた数字が、4,000円の増ということでございます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 1点だけお伺いします。

14、15ページ、民生使用料ですが、これ、昨年来議論になっている、かしの木荘の問題ですが、補正を見ますと、当初の予定よりも全然利用者が少ないという数字が、如実にあらわれているわけですね。昨年の9月議会、あるいはその辺の議会でも、かなり何人かの議員の方から、この点の指摘がありまして、もっと利用しやすいように改めるべきではなかろうかなというふうな、提言を含めた質疑があったと思うんですけども、この数字を見ますと、結局そのまま推移をして、まだ相変わらず御老人の方々が使いにくい、あるいは使おうという気にならない施設なんだなということを、認識をするわけですけども、この辺について、市長は、この数字を見られて現在どのようにお考えか。あるいは、今後どのようにしていこう、というふうな気持ちを持っているかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 計画どおりに使用されていないということは、大変残念に思っております。

使いよくするにはどうすればいいのか。そういう点を考えますと、PRのこともさることながら、もっと砕いた使い方といいますか、そういうことも考えられるわけでございますが、憩いの家という性格上、お酒の自粛でありますとか、音曲の自粛でありますとか、そういう点に、

福祉センターとは、またおのずから違うものがあるものですから、こういう結果になったことを残念に思います。一層、むしろPRと、それから休養並びに憩いにふさわしい内容を込めまして、今後一層の努力を要する、こういうように考えなければいけないと思っております。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 老人憩いの家という、当初、名前で、かしの木荘という具体的な名前がついたんですけれども、憩いの家であるにもかかわらず、ふらっと行くような感じではないという取り決めがあるということと同時に、位置的な問題もあったと思うんです。お年寄りの方がちょっと行くには非常に不便、交通の便がないといいますが、自分の家のだけかが運転をしてくれればともかくとして、そうでなくて、御老人たちだけで集まっていこうよ、というふうな形では、行きにくい。そういうところにこういう施設がある。いろんな意味で、この施設については、建設当初からいろいろ論議がありまして、かなり市政の中のむだ遣いではないか。

先ほど来、天野議員からもいろいろ指摘がございましたけれども、とにかく、せっかく市民の皆さんからいただく税金を使って建物をつくる、施設をつくっていくわけですから、やはりつくられてよかったな、大勢の方々が使えますよ、使っていますよ、というふうな実績があらわれてこなければ、何にもならないと思うんです。そういう点で、私、かしの木荘の問題については、今後もぜひ、せっかくつくられたんですから、もっとたくさんのお年寄りの方々が自由に、気軽に利用できるような方策を、ぜひ御検討いただきたいと同時に、これ以外の、今後おつくりになる施設についても、つくる以上は、市民の方々が有効に使えるようなことを考えた上で、十分検討した上で、施策の中にやっていただきたい、というふうに思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第19号、昭和60年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

これにより議案第20号、昭和60年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 議案第20号、昭和60年度日野市国民健康保険特別補正予算第3号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和60年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第3号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ4,417万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億9,084万円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

- 市民部長（佐藤智春君） それでは、議案第20号、昭和60年度国民健康保険特別会計補正予算第3号につきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,417万9,000円補正をお願いするものでございます。特別会計予算書の説明書の6、7ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございます。国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税の2,757万7,000円の減額でございます。これは、一般保険者から退職被保険者等への該当者が、当初の見込みより多くございました関係で、この減額補正となったわけでございます。

次の2目の退職被保険者等国民健康保険税は、ただいまの説明とは逆に、一般保険者から退職者の該当が増加したということでございます。

次の8、9ページでございます。国庫支出金の関係でございますけれども、療養給付費等負担金。まず、法70条にかかわる負担金でございますけれども、これは、歳出にあります療養

給付費の補正7,100万円に見合う国庫負担金、いわゆる100分の40に相当する額でございますけれども、2,736万円の増額補正ということでございます。

さらに、老人保険医療費拠出金の1,175万2,000円の減につきましては、老人保健法の規定によりますところの、医療費の拠出金でございまして、60年度老人医療費の拠出金は、歳出にございますように、7億9,405万5,000円でございますので、歳出に相当する額を、規定によりまして計算をいたしまして、1,175万2,000円の減額ということに相なるわけでございます。したがって、差し引き1,560万8,000円の増額補正ということでございます。

次の、療養給付費交付金でございますけれども、これにつきましても、実績に基づきまして、3億9,121万9,000円が社会保険診療報酬支払基金から拠出される金額、数値となりますので、3,097万3,000円の減額補正と相なっております。

次の12、13ページの繰入金でございます。これにつきましては、財源不足分の4,626万8,000円を一般会計からの補てんでお願いをしたい、というものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、14、15ページの歳出でございます。保険給付費でございますけれども、療養給付費の実績から見ました伸びに対しまして、今後の支払に不足額が見込まれますので、7,100万円の補正をさらにお願ひする、というものでございます。

次の16、17ページの高額療養費でございますけれども、一般分と退職者分と、それぞれ余裕と不足を生じましたので、目内での100万円の組みかえをお願いしたいというものでございます。

次の18、19ページ、老人保健医療費拠出金でございますけれども、60年度の支払い額が、7億9,405万5,000円と相なりますので、当初予算より2,670万9,000円減額補正をさせていただきたい、かようなものでございます。

次の20、21ページ、共同事業拠出金でございますけれども、退職被保険者等にかかわる年金給付者一覧表のチラシの費用が、予定外に少なくて済んだということで、減額補正をお願いしたいというものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これにより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御意議ないものと認めます。よって議案第20号、昭和60年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これにより議案第21号、昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第21号、昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第4号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第4号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ2億9,709万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を23億9,58万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） それでは、昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第4号につきまして、御説明申し上げます。

27ページの事項別明細書でございますが、ただいま提案ございましたように、歳入歳出予算とも、今回の補正額は2億9,709万8,000円でございます。

次のページ、歳入に入らせていただきます。国庫負担金でございますが、万願寺区画整理事業の中に、都市計画道路1・3・1号線がございます。これについて公共施設管理者負担金を

国の方から歳入として受け入れるものでございまして、負担金の額の確定に伴いまして、増額をするものでございます。今回の補正によりまして、最終に7億5,000万円の額が確定したところでございます。これに対応する面積といたしましては、6,727平米でございます。

次のページの国庫補助金でございます。国庫補助金につきましては、同じく万願寺区画整理事業の中の事業につきまして、国庫補助を歳入として上げておるわけでございますが、額の確定に伴いまして、増額補正をいたすものでございます。

次に32ページの都補助金でございます。都の補助金につきましては、国の補助の裏負担として、都から収入いたすものでございまして、国の額の確定に伴いまして、都の補助の額が確定したものでございます。

次に36ページをお開きいただきたいと思えます。一般会計からの繰入金でございます。1の区画整理管理費繰入金でございますが、豊田南地区の用地買収を、先行的に開発公社で買収をいたしておる土地の中で、2,314平米を、今回、事業予定地として買い戻すものでございます。

3番目の万願寺区画整理費の繰入金でございますが、先ほど申し上げました国の公共施設管理者負担金、あるいは都、国の補助金の増額に伴いまして、減額をいたすものでございます。

次に42ページをお開きいただきたいと思えます。歳出でございます。区画整理管理費の中の2の用地取得費でございます。先ほど歳入で申し上げましたように、豊田南の土地区画整理事業用地として、2,314平米を買い戻すものでございます。事業用地として買い戻すものでございます。

次に46ページでございます。万願寺区画整理事業の事業費で、委託料でございますが、万願寺区画整理事業につきましては、順調に現在工事が進んでいるところでございますが、仮換地処分につきましても、指定が順調に作業が進みまして、これに伴います新都市建設公社への委託料を、増額いたすものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これにより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第21号、昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号、昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 議案第22号、昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算第4号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算第4号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ2億4,497万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億5,559万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

- 都市整備部長（結城邦夫君） それでは、議案第22号、昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、御説明を申し上げます。

55ページの事項別明細書で御説明申し上げます。補正額につきましては、ただいま提案のございましたとおり、2億4,497万6,000円の減額補正でございます。

次のページ、56ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。ここを飛ばしまして、次の58ページでございますが、国庫補助金でございます。この補助金につきまして、国の方の額の確定に伴って、減額をいたすものでございます。

次が、60ページでございますが、都の補助金でございます。都の補助金は、国庫補助がつ

かない、いわゆる市の単独事業について、都の方から補助金を受けるものでございますが、これにつきましても、都の額の確定に伴いまして、減額をいたすものでございます。

次66ページをお開きいただきたいと思います。市債で、下水道債でございます。まず、上の公共下水道の管渠埋設に伴います起債でございますが、補助事業が確定したこと、あるいは基本額の減、これらによりまして、起債を減額いたすものでございます。

また、その下の流域下水道の建設負担金でございますが、これにつきましては、東京都が流域下水道関係の事業を行っておりますが、それに見合う額として、市の方で負担するものでございます。当初、予定いたしましたような事業が、一部実施ができなかったという点で、市の方の負担金を減額いたすものでございます。

次が68ページの歳出に入らせていただきます。70ページをお開きいただきたいと思います。下水道建設費でございますが、13の委託料の中で、説明欄の3行目に、浅川処理区の公共下水道管渠埋設がございます。これは、万願寺区画整理事業と同時に管を埋設を行っているものでございまして、新都市建設公社に委託を行っているものでございます。

当初の計画では、2,810メートルを予定いたしましたが、これよりもさらに延長としては延ばしまして、2,928メートルの執行を行ったものでございます。しかし、減額になってございますが、1メートル当たりの単価の費用が安く上がったことに伴いまして、減額補正をいたすものでございます。

15の工事請負費でございますが、南多摩につきましては、川内幹線を363メートル、推進事業で行っているところでございますが、このうち約100メートルは、薬剤注入が必要なくなったことに伴いまして、減額補正をいたすものでございます。

その下の秋川処理区につきましては、当初の施工延長が2,000メートルを予定しておりましたが、731メートル延ばしまして、2,731メートルの実施を行った、これに伴います増額補正でございます。

次の19の負担金、補助及び交付金でございます。流域下水道の建設につきましては、先ほど申し上げましたように、東京都の方の事業残が出たということに伴いまして、それに見合う額を減額補正いたすものでございます。

次に76ページ、公債費のうちの利子でございます。減額補正をいたしてございますが、当初は利率として7.2%を見込んだところでございますが、最終的に、国の方で決定をしま

りました利率が確定したことに伴いまして、利子が安くなったという点で、減額補正をいたすものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御意議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御意議ないものと認めます。よって議案第22号、昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号、昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第23号、昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算第5号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算第5号であります。補正予定額は、収益的収入及び支出、それぞれ3,684万9,000円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を、23億9,984万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に誠明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君） それでは、昭和60年度日野市立総合病院事業会計補

正予算第5号について、御説明申し上げます。

補正予算書の82、83ページをお開き願います。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、1日の入院収益を6,284万9,000円増額補正をいたすものでございます。これは、脳外科の開設、また医師の充足、CTスキャナーの導入によって、入院患者の病状等が変化がありまして、高度医療による診療点数の増加によりまして、備考欄にありますように、患者1人1日当たり収入が、補正前は1万7,965円を、1,285円増額しまして1万9,250円とするものであります。

9,250円とするものであります。

なお、下段の他会計よりの補助金2,600万円の減額は、ただいま申し上げましたように、入院費用等の理由によりまして、一般会計にお返しするものであります。

次に支出であります。収入で述べましたように、高度医療を行うことにより、それらに用いますところの薬品が、必然的に違ってまいります。そういうことで、薬品費を補正するものであります。

その下の3目の経費につきましては、検査科等で使用いたします器具等の修理を行うもので、特に説明はありません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川実憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第23号、昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号、昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長(森田喜美男君) 議案第24号、昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第4号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第4号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ3,174万4,000円を減額し、12億1,393万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(黒川重憲君) 関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長(永原照雄君) 昭和60年度の日野市受託水道特別会計の補正第4号の御説明を申し上げます。

恐縮でございますけれども、89ページをお開き願いとございます。明細書でございますが、この総括にもありますように、また今市長からも説明がございましたように、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,174万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,393万2,000円としようとするものであります。

次に、91ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございます。歳入は、歳出に見合う都の支出金3,174万4,000円の減でございます。

次に、92、93ページをお開き願いとございます。歳出でございますが、目1の浄水費は677万8,000円の減で、これは主として節、需用費、それから委託料、工事請負費等の減でございます。その理由といたしましては、需用費につきましては、動力費が非常に減になったということです。これは、程久保給水場の直接給水する区域がふえましたので、それ等によるものでございます。

委託料の減は、委託入札差金でございます。

それから、工事請負費でございますが、これは多分に浄水場の予備的、弾力的に使っていく、すぐに修理したい、本来なら修理でございますけれども、工事請負費に組んでおりますが、幸

いにして故障が全くございませんので、そのままそっくり減額するものであります。

次に、同ページの配水費でございますが、430万8,000円の減でございます。その理由は、次ページ、94、95ページにありますように、工事請負費461万3,000円の減で、これは入札差金でございます。

委託料は、241万の追加で、これは赤水対策といたしまして、昭和61年度から3カ年計画で、約10キロメートルの管を、今まで洗っていたんですけども、これを全部、中のさびまで取って、内部塗装、ライニングといいますけれども、したいと考えておりました、そのためには、その管がどういう状況にあるかということが調べようございましたので、5カ所の試掘調査をいたしました。その費用でございます。

次に、給水費でございますが、1,089万4,000円の増額であります。市といたしまして、委託料の漏水等が多発いたしまして、その他修理委託費として1,102万8,000円の追加を願うものでございます。

受託事業費については、特に申し上げることはございません。

次に、業務費でございますが、186万7,000円の減額で、これは市といたしまして、給料関係の調整をしたものでございます。

次に98、99ページをお開き願いとございます。項、建設改良費に関しまして、御説明申し上げます。

まず、水道改良費は、2,959万6,000円の減でございます。主といたしまして委託料、すなわち多摩平浄水場、庁舎建設と今後言っていきたいと思っておりますが、基本設計、実施設計の委託料の入札差金の464万8,000円。工事請負費は、浄水施設関連といたしまして、200万円の入札差金がございます。

それから、区画整理事業配水施設関係では、万願寺土地区画整理事業等で、当初は3,900メートルの計上をいたしましたが、実際でき上がりましたのは、調整がつきませんで、2,700メートルよりできませんでしたので、2,299万4,000円の減額でございます。

次に、水道建設費につきまして申し上げますが、これにつきましては、特に申し上げることはございません。

以上でございます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について彩決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第24号、昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号、昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第25号、昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第3号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第3号であります。補正予定額は収益的収入及び支出それぞれ46万4,000を減額し、収益的収入及び支出の総額を2,503万1,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第25号、昭和60年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第3号について御説明をいたします。

103、104 ページをお開きいただきます。収入、支出の欄が2ページにわたっておりますが今回お願いいたします補正は、業務勘定におきます決算予定額による計数整理でございます。その総額は46万4,000円の減額補正でございます。

それでは106、107ページをお開き願います。

まず、収入でございますけれども、業務引当金積立額の残額戻し入れと、受け取り補助金
国、都支出金が当初予算額を上回って決定いたしましたので、一般会計の補助金の予定額を
832万3,000といたしまして、78万8,000円の減額補正としたものでございます。

107ページの方の、支出の方をごらんいただきたいと思います。昭和60年度事業を行う
中で、支出予定額に不用額が出たための減額補正でございます。特に、3目の損害評価費では、
本年度の農作物共済事業が、大変豊作になりまして、大きな減額補正となったものでござい
ます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結し
たします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたし
たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託
を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第25号、昭和60年
度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号、昭和60年度日野市老人保健特別会計補正予算（第3号）の件を議
題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第26号、昭和60年度日野市老人保健特別会計補正予
算第3号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和60年度日野市老人保健特別会計補正予算第3号であります。補正額は、歳

入歳出それぞれ24万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億7,484万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野隆君） それでは、議案第26号、昭和60年度日野市老人保健特別会計補正予算第3号についての御説明を申し上げます。

ただいま市長から御説明申し上げましたように、歳出歳入それぞれに24万9,000円を追加するものでございます。内容といたしましては、114ページ、115ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、ここに掲げましたのは、支払基金の交付金の増でございますけれども、3月期の基金での年間医療の見込額が確定をいたしましたので、それまでの見込額との差額2,832万1,000円を計上するものでございます。

また、2目の審査支払手数料交付金でございますけれども、審査支払手数料24万9,000円の内訳といたしましては、国保の増加分が2,171件、社保の増加分が1,071件ということで、それぞれ加えました24万9,000円を収入増ということでございます。

次に116ページ、117ページでございますが、ここに掲げましたのは、国からの医療費の負担金でございますが、先ほど申し上げました3月の医療見込額の総額の20%を、ここに計上するものでございますが、今までの計上しておりました額との増分を、1,859万円計上するものでございます。20%でございます。

また、次に118ページ、119ページでございます。東京都の支出金でございます。これにつきましては、総医療費の見込額5%—総医療費の増分の5%が、ここに補正額として計上されておるものでございます。

次に120ページ、121ページでございますが、一般会計からの繰入金、これは基金、国、都それぞれからの歳入の増分をここで減額をし、5,059万5,000円の減ということでございます。

次に、歳出でございます。歳出につきましては、医療諸費のうち審査支払手数料、この分がそれぞれ委託料が増額いたしまして、24万9,000円の増ということでございます。これは、

先ほど歳入の際に申し上げた内容でございます。

以上が3月での補正のお願いでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第26号、昭和60年度日野市老人保健特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号、昭和61年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第27号、昭和61年度日野市一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、316億3,311万7,000円で、前年度に比較して5億7,767万3,000円、1.9%の伸びとなっております。歳入は、市税が67.1%を占め、次いで市債、国庫支出金、都支出金等で構成されており、一方、歳出を見ますと、民生費が20.5%、土木費が20.2%、衛生費が16.9%、教育費が15.7%の順となっております。

内容の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 御説明申し上げます。

昭和61年度日野市一般会計予算は、次に定めるところによる、というところでございます。

まず第1条の歳入歳出予算でございますが、ただいま市長が申し上げましたように、316億3,311万7,000円でございます。

第1条の第2項でございますが、歳入歳出予算の内容でございますが、第1表のとおりでございます。

第2条の債務負担行為でございますが、これは第2表のとおりでございます。

第3条が、地方債でございます。内容につきましては、第3表のとおりでございます。

第4条、一時借入金でございますが、最高限度額50億円でございます。

第5条の歳出予算の流用でございますが、第1項1号に書いてございますように、給料、職員手当等及び共済費にかかる予算に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を、お認めいただくものでございます。

順を追って内容の説明をまいります。

9ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書、1、総括でございます。歳入歳出でございます。ごらんとおりでございます。本年度、歳入歳出ともに1.9%の伸びでございます。伸びなかった一番大きな理由が、ごみ焼却施設が前年度、約、歳出で40億円ございました。これが、61年度につきましては20億円に減額されている。いわゆる工事量として減っているというところが、大きな原因でございます。

まず、歳入でございますが、10、11ページでございます。市民税でございます。個人、法人を合わせまして、下の計でございますように、13億3,955万6,000円の増で、前年対比1.1%の増を見ております。

次が、固定資産税でございます。12、13ページでございます。固定資産税につきましては、前年対比1.4%の増でございます。

次の、国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。これは、5,725万7,000円減

額されておりますが、これは60年度には日本電信電話公社の納付金が入っていたわけでございます。これが、60年度予算では6,354万6,000円でございます。これが、今度民営化されましたので、固定資産の方に入っているというものでございます。そのための減額でございます。

次が、14、15ページでございます。軽自動車税でございますが、7.4%の伸びを見込んでおります。

次が、20、21ページでございます。都市計画税でございますが、前年対比1.1%の増でございます。

それから、26、27ページでございます。分担金及び負担金でございますが、この中の中段に、2、土木費負担金でございます。説明欄に、浅川処理場周辺環境整備負担金とございます。これは、浅川処理場建設に伴う周辺における環境整備費の負担金でございます。都及び八王子市からのものでございます。金額は、記載のとおりでございます。

次が、少し飛びまして38、39ページでございます。国庫支出金でございますが、この中で、2目の衛生費国庫補助金でございます。2節の騒音防止対策補助金ということで、生活保健センターの補助金が6,600万円でございます。

それから、その下の土木費国庫補助金の、2節の住宅費補助金でございます。これは、記載にございますとおり、向川原市営住宅の建てかえに伴う国の補助金でございます。

次が、42、43ページでございます。教育費の国庫補助金でございますが、8節の幼稚園防音施設費補助金でございます。これは、第二幼稚園及び第七幼稚園を防音工事の、いわゆる補助金をもらって建設をしたものでございます。これに対しまして、維持管理費として、新たに国から補助金が出るものでございます。暖房及び換気に要する経費の一部補助というものでございます。

それから、その下欄の10の体育費補助金でございますが、記載のように、二中におけるナイター設備の補助金でございます。

60、61ページでございます。都の支出金でございますが、総務費委託金の中で、4節、選挙費委託金がございます。これは、説明欄にございますように、61年6月に参議院選挙、及び62年の4月に都知事選挙を予定しております。それらの委託金でございます。

次が、72、73ページでございます。諸支出金の3目の土地開発公社貸付金元利収入でござ

ございます。これは、土地開発公社の運営を円滑にするために、昭和56年度から5,000万円の貸し付けをしておりました。これが5年で償還をするという契約になっておりますので、その収入でございます。利子分につきましては、普通預金の利子1.75%を見ております。

次のページ、74、75ページでございます。諸収入のうち収益事業収入でございますが、競輪、競艇事業収入でございます。これは、前年対比13.6%の増でございます。特に、競輪収入を前年度比6,000万円余分に計上をいたしました。

次が78、79ページ、市債でございます。市債につきましても、事業費にかかる起債でございますまして、ルールに従って計上いたしました。

以上で歳入を終わります。

冒頭ちょっと落としましたが、この予算書の中に、一部ミスプリントがございまして、お手元に、昭和61年度日野市一般会計予算書及び説明書の正誤表がお配りしてございます。御訂正いただきたいと思っております。大変おくれました。

それでは、歳出につきまして御説明申し上げます。まず、議会費でございますが、80、81ページでございます。特に申し上げることはございませんが、交際費を10万円アップいたしました。

次が、84、85ページでございます。総務費の一般管理費でございますが、職員手当でございますけれども、これは前年度8億1,200万円計上いたしましたけれども、今回は6億500万円計上いたしました。これは、退職者等の定年制が定着をしてきたために、かなりシビアな積算をしたために減額になっているものでございます。

次の86、87ページ、交際費でございますが、これは20万円増額でございます。

次が、100、101ページでございます。広報広聴費でございますけれども、13節の委託料でございます。この中に、86年市勢要覧の作成ということで、新たに計上をしております。

次が、106、107ページでございます。財産管理費の25節、積立金でございますが、これは歳入で申し上げましたように、基金の運用から生まれた利子の積み立てでございます。

次が、108、109ページでございます。企画調整費の委託料でございますが、東光寺河川敷占用申請図作成でございます。これは、東光寺の河川敷の東半分を占有するための図面作成の費用でございます。

それから、19節の負担金、補助及び文付金でございますけれども、新たに都市情報学会並びに多摩川流域テクノリネサンス研究会、5万円でございますが、加入する予算計上でございます。

次が、124、125ページでございます。諸費でございますが、これは、社会教育センターの維持管理に要する補助金でございます。上段の1,961万2,000円は、条例に基づく補助でございます。下段につきましては、施設もかなり老朽化してきておりますので、機器等の修繕並びに備品等の更新の補助でございます。いわゆる予算補助をいたしたいというものでございます。

144ページからでございますけれども、選挙費でございます。これは、先ほど申し上げました参議院選挙並びに都知事選挙の経費を計上してございます。

次が、民生費に入りまして、166、167ページでございます。負担金、補助及び交付金の中の中段に、ボランティア事業費333万4,000円計上してございます。これは、前に申し上げましたとおりでございます。

次が、176、177ページでございます。心身障害者福祉施設費でございますが、はくちよう学園の建設費を計上してございます。

さらに、19節の負担金、補助及び交付金の中に、かざぐるまの家、青い鳥作業所運営費とございますが、前年より補助金を増額してございます。

次が、180、181ページでございます。最下欄の至誠デイホーム棟建設費でございますが、これが1,337万4,000円、これは議案17号で出てきたものでございます。

さらに、次のページの182、183ページでございますけれども、アゼリヤ会特養老人ホーム建設費、これも同様でございます。

それから、この補助金の最下欄に、福祉事業団老人給食事業費というのが載っております。いわゆる老人に対するところの給食事業を、福祉事業団に補初をして行わせるというものでございます。

少し飛びまして、196、197ページでございます。社会福祉費のコミュニティ費でございます。15節の工事請負費でございますが、後段の方に地区広場がございます。これは、百草の観音地区広場の整備でございます。改良は、既設のもの改良という意味でございます。

次に、220、221ページでございます。児童福祉費でございますが、委託料で仮称旭が

丘児童館新築設計がございす。本年度実施設計をいたしまして、来年度建設という予定のものでございす。

それから、246、247ページでございす。健康管理費の工事請負費でございすけれども、一部委託料に監理料もつておりますが、生活・保健センターの工事費として、7億5,960万円を計上いたしました。これは、61、62年度で建設をするものでございす。

次が、262、263ページでございす。清掃費のじんかい処理費でございすますが、15節の工事請負費でございす。先ほど申し上げましたけれども、前年度は40億円ごみ焼却施設の建設費として、計上したわけでございすけれども、61年度につきましては、ここに書いてございすように、18億7,843万円でございす。

それから、282、283ページでございす。農業費の畜産費でございす。負担金、補助及び交付金で、一番最後の欄でございすけれども、家畜臭気改善事業として、2カ所分計上してございす。

次が、302、303ページでございす。土木費の7目、橋梁新設改良費でございす。委託料といたしまして、二番橋の測量、基本設計費の計上でございす。800万円でございす。

次が、316、317ページでございす。都市計画費の下水道費でございす。委託料といたしまして、仮称東部会館基本設計及び実施設計、それから17の公有財産購入費といたしまして、同じく施設の用地買収費を計上してございす。

次が、322から323ページでございす。公園整備費でございすますが、委託料といたしまして、公園モニュメント、恒久平和祈念塔設計ということで、500万円。それから、工事費といたしまして、4,500万円計上してございす。

次が、330、331ページでございす。土木費の住宅費でございす。これは、歳入の中で申し上げましたけれども、向川原市営住宅の建てかえの1期分でございす。解体と、工事費でございす。

次が、332、333ページ、消防費でございす。この常備消防費につきましては、ルールといたしましては、前年度と同様に全額基準財政需要額の費用を市が払いまして、2割相当分を調整交付金でいただく、というルールで計上してございす。

それから、341から343にかけまして、災害対策費の中に、河川情報センターファック

ス設置ということで、電話料、専用回線の役務費とか、あるいは次のページの使用料及び借借料で、河川情報センター端末機借上料というものが計上してございます。

それから、346から47ページでございます。教育総務費でございますが、最上段に報償費で高校生奨学金360万円、これは先ほど条例で提出した費用でございます。

それから、348、349ページでございます。教育指導費の中に、現在、南平高校が潤徳小学校で間借りをしておりました。その教室があきますので、その教室で、教職員研究資料室を設けまして、教員の研修、相談、父母等の相談、こういった事業を行う経費が計上されているわけでございます。

次が、374、375ページでございます。小学校の学校建設費でございますが、工事請負費に、説明欄のとおり、第三小学校の大規模改修、これは屋上防水、二小の校舍床改修、それから潤徳小学校バスケットゴールの設置、こういったものを工事費として計上してございます。

さらに、次の376、377ページでございます。学校防音施設費といたしまして、委託料で平山小学校の建具改修の設計の委託、それから六小の、今年度工事をやるところの監理料、それから下の工事諸負費につきましては、六小の建具改修の工事費でございます。

次が、400、401ページでございます。幼稚園費の幼稚園建設費でございます。工事請負費で、第六幼稚園の園庭の整備500万円を計上してございます。

次が、402、403ページでございます。幼稚園の幼児教育援助費でございますが、補助金といたしまして、3歳児、いわゆる私立幼稚園の3歳児、未認可幼稚園の3歳児でございますけれども、前年度3,000円だったものを、都が500円アップいたしまして、市も500円上乗せをして4,000円にいたしております。

次が、436、437ページでございます。社会教育費の幼児教育センター費でございます。これは、先ほどの条例にも関係するものでございます。この予算の中には、幼児教育センター費の運営経費と、それから前年度まで社会教育費のうちの中でやっておりました家庭教育関係の経費を、この中に計上してございます。一部、社会教育の方から予算が移ってきているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

次が、446、447ページでございます。体育費の、体育総務費でございます。上段の工事請負費でございますけれども、第二中学校のナイター施設の費用でございます。それから、下欄はクラブハウスを新設するというものでございます。

454、455ページでございます。これは公債費でございますけれども、前年対比3%の増を計上してございます。

次の、456、457ページでございます。諸支出金の公営企業費でございます。開発公社の助成費でございますけれども、3,177万1,000円の減額になっております。

この主な内容は、南平高校の用地を都に売却し、あるいは高幡地区の区画整理及び豊田南区画整理の用地を、特別会計で公社から引き取ったわけでございます。そういうことによる減額でございます。

予備費につきましては、これは前年度市長選がございましたので、政策的な経費として、3億円計上しておきました。本年度は、通常の3,000万に戻しましたので、こういう数字になったわけでございます。

以降、付属資料がついておりますので、内容につきましては説明を省略いたしますので、御了承いただきたいと思っております。

6ページに戻っていただきたいと思っております。第2表、債務負担行為でございます。これは、ここに記載してございますような事業につきまして、期間及び限度額を定めたものでございます。

それから、7ページの第3表、地方債でございます。これは、事業費に見合った、いわゆる国のルールに基づきました地方債を起こすものでございます。

雑駁ではございますが、以上をもちまして説明を終わります。

今、説明の中で、特別会計への繰出金につきましては、説明を省略いたしましたけれども、これは特別会計の予算の中で出てまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 2点質問いたします。

第1点は、126ページの総務管理費のところ、目のところに渉外費というのが廃目になっているわけですが、これが従来までどういう内容、目的で使われたか、そして、なぜ今回廃目したか、この点についてお伺いします。

それからもう一つは、309ページ、河川費でありますけれども、委託料のところ、南平用水改修測量設計と出ているんですが、この用水の、測量の立ち入りすら許されない、という

ふうな状況であったというふうに聞いておりますけれども、この見通しがどうなっておるのか。

また、この用水の工事の見通し、そういったものがどのように考えているか、お示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えいたします。

94、95ページでございます。これをちょっと説明を落としたわけでございますけれども、総務管理費の一般管理費でございますけれども、負担金、補助金及び交付金の中に、市内循環バスの運行1,000万とか、あるいは路線バスの運行補助、これは3年目でございますけれども1,900万、それから平和祈念行事参加者補助100万、朝鮮人学校児童生徒保護者、この補助金でございますが、66万、青年海外に協力隊員、これはせんべつに相当するようなものでございますけれども15万、これは3人分の計上でございます。

その下に、青少年海外交流ということで、200万計上してございます。この内容は、10人分でございます。日野市の姉妹都市でございますレッドランズ市、及び世界青少年交流協会というものがございまして、この協会が世界各国に青少年を派遣しているわけでございます。この制度に乗りまして、レッドランズ市及びレッドランズ市以外の国への派遣を考えているわけでございます。

渉外費を廃止した理由といたしましては、今までレッドランズ市との交際だけの費用を、ここで計上してまいりました。いわゆる目としての金額が非常に少なく、弾力に非常に欠けるわけでございますので、渉外費を廃目いたしまして、一般管理費の中に入れたわけでございます。

これ以外に、通信運搬とか、そんな必要な経費は見ているわけでございます。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 309ページの委託料についての御質問でございます。これにつきましては、非常に困難な情勢でございます。といいますのは、過去に、昭和30年代だと思っておりますけれども、いろいろの案件が、宿題として残っております。それらをやはり解決していきませんと、あれが進まないわけでございますけれども、これらにつきましても、3点ほどあるようでございますけれども、それらはやはり財産処理の問題が伴いますので、総務部

の方ともよく相談をいたしまして、いい案を持って、また交渉に臨んでいきたい、とかように考えております。

ただ、現在のところは、私の方からお願いに行っても、非常にお忙しい方でございますので、お会いできる機会もないわけでございますけれども、そういうこともやはり——いわゆる言いわけになってまいりますので、私の方も、鋭意これについては地主さんとも、総務部ともども、ひざ詰め談判いたしまして、解決に向けて努力をてまいたい、かように考えます。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 渉外費のことはわかりましたんですが、南平用水の改修でありますけれども、この問題は、大分時間も経過しているわけでありまして、また、住民の安全ということも、あわせて考えなければならぬ問題でありますので、いろんな意味で、総務部長もその対応には苦勞しているかと思っておりますけれども、状況によっては、もう少し市の取り組みを、例えば助役、あるいは市長も、頭を下げるぐらいの誠意をもって取り組まないと、前進しないのではないかというふうに、懸念するわけであります。

これは、要望になりますけれども、単なる建前の、鋭意努力するというふうなことではなくて、実際もう問題が明らかになったわけですから、それを解決するにはどうしたらいいかという、積極的な切り組みが必要だと思っておりますので、ぜひその辺のところを、市長も、ぜひその点について、心構えをきちっとつくって対応していただきたい、このように思います。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 歳入の市税の、個人の方はいいんですが、毎年のことなんです、12月補正で9億5,000万あったわけですよ。一気に9億ぐらい来たんですが、逆に今度は円高というような中で、こういうものの法人によっては、非常に見きわめが難しいと思うんですが、今度、いわゆる12月補正から見れば、7億ちょっと減っているわけなんですけれど、こういう、かなり見通しを確たるお立てになったのか、どうなのか、1点。

その次の、電気とガスです。逆に、これは円高によってこういう機関はもうかっているというか、見方によれば、電気料金も云々というような問題が出ている中で、そういうことを全然考えたか考えないか、考えないといえ、それで結構なんで、そういうことが2点目。

いま1点は、7ページの地方債の中で、利率が8%以内ということで書いてあるんですから、別に私は、以内だから6%で借りられればそれでいいんですが、現実、非常に今金利という

のは下がってきているんですよ。こういういろんなことが、かなりになってきている中です。今まで借りているものはどんどん、恐らく高い利息で借りているものは、どんどん基金の中から償還していくようなことをされていることも、自分は認めているし、そうされていると思うんですが、現実には、こういう地方債が何ぼで借りられるということ、かなり金利が下がってきているんですね。国債等でも下がってきているので、そういうことになるのか、どうなのか、こういう見通しです。

それから一番最後に、職員の数なんですが、前年度は職員の数が1,119ですか、予算書にはのっていたと思うんですが。ことしが1,121人とか、2名、これはもう既に、何というか、現在の中で2名がいられるのか、これから、4月から予算ですから、ふやすという意味なのか、その辺のところ。

以上、4点ですか。あとは、特別委員会で十分審議をしてもらいたいと思います。

- 議長（黒川重憲君） 市民部長。
- 市民部長（佐藤智春君） それでは、最初の市税の関係につきまして御説明申し上げます。

議員さんのおっしゃるように、法人の、均等割りの方は別にいたしまして、法人税割り、大変、おっしゃるように円高の問題が、最近出てまいりまして、私どもといたしましても非常に苦勞しているわけでございますけれども、実は、おっしゃるように前年度の対比では、当初7.2%の伸びということでございますけれども、昨年12月に9億6,000万円ばかりの補正をしております。そんな関係で、それから逆算してまいりますと、当年、新年度は15.6%の減という形で、予算を計上しております。

その理由といたしましては、まず、市内の大手企業の、前々からお話し申し上げております他県への移動、それに伴いますところの従業員の数の減というものもござります。これらも一応算定の基礎の中には、入っております。

それから、さらにおっしゃいますように、円高の関係でございますけれども、昨年12月の予算の見積もり時におきましては、大体私どもは200円ぐらいの円高だろうということで、実は算定したわけでございます。したがって、各企業の経常利益の伸びを、前年度に対しまして、恐らく伸びがないのではなかろうかというようなことで、ゼロ査定で持っていったわけでございます。

ところが、最近の二、三日前からの円高の、非常に低い175円前後でございますが、この辺になりまして、さらにこれがどういう形で出てくるかということが、非常に予測しにくうございます。そんなことで、今はまた頭を悩ませているわけでございますけれども、この予算作成時におきましては、そういうような考え方で、一応東京都なり国等では、前年度に対して5%程度の伸びを見たようでございますけれども、当市といたしましては、一応伸びを見ずに、固く見積もったということでございますけれども、今後の推移によりましては、なお減額補正をお願いするようになろうかとも考えておりますので、非常に苦しいところでございます。

それから、電気・ガス税につきましては、電気が6%、ガスが2.5%、若干の増収は見て、見積もりをとってございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 第3点目の地方債の金利につきまして、お答えいたします。

この表につきましては、前年度と同様な利率を記載をしたわけでございますけれども、確かに現在金利が下がっておりますけれども、実質この地方債を起こすには、申請をいたしまして来年の3月になるわけでございます。ですから、できるだけ私ども政府債に依存をし、どうしても政府債がだめな場合には縁故債というような順序をたどるわけでございますので、利率といたしまして8%と記載してございますけれども、できるだけ安い金利で借りられるよう努力をしたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 第4点目の職員数でございますが、確かにここでは2名増になっておりますが、これは定数1,442の中での組織、それから異動の数によりましての調整でございますので、ふえてはおりません。

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝油君） 市民部長の、法人の税の予算の歳入の仕方というのは、全く難しいと思うんですけど、特にこれだけ国ですらも慌てているというか、対応が難しいというようなことの中で、特に有力産業が忍野村へ行ったということの中だけでは、今度は逆にかないんじゃないか、というような気もするし、それから逆に言って、去年の12月には9億

ぐらい歳入がふえるということは、非常に喜ばしいことだけれど、歳入欠陥より喜ばしいことだけれど、日野の現状を見ると、12月にあれだけふえても繰り越すというようなことにしたんじゃない、その年度にいわゆるかなりの見通しをつけて、事業計画を立てなければ、特に基盤整備なんかの場合、日野というのは決して、これはだれのどうだということではなく、かなりやらなきゃならぬことが山積しているわけですね、下水道を初め、いろんな道路にしても何にしても。

そういう中で、かなり、いわゆる税収の見込み方というのは、難しいかもしれないけれど、かなり立てることが、やはり事業計画を立てるときの根本じゃなからうか、ところ思うんで、私は、12月へ来てあれだけどかっつと、去年の12月補正みたいに出てくると、現実には、なるだけ早い機会に何か立つような、9月ごろならまだどうかしらないけれど、非常にいろんなことをつかむというのは難しいのかもしれないけれど、そういうふうな御努力をされて、また予算特別委員会で、十分審議していただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第27号、昭和61年度日野市一般会計予算の件は一般会計予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一般会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第28号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第28号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額

を、前年度の30億60万6,000円より1億5,363万円多い31億5,423万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君） それでは、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

提案理由にございましたように、61年度予算につきましては、歳入歳出それぞれ31億5,423万6,000円で、前年度と比較いたしますと1億5,363万円の増となっております。伸び率は5.1%ということでございます。

それでは、予算書の6、7ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入の国民健康保険税でございます。目といたしまして、一般保険者、退職被保険者とも、税につきましては、それぞれ説明欄にありますように、調停見込額に収入歩合を掛けたもので算定いたしておりまして、一般、退職合わせまして9億7,963万2,000円でございます。前年度より4.8%の伸びでございます。

次の8、9ページの国庫支出金でございます。1の事務費負担金につきましては、被保険者数に対します国の負担金でございます。前年より約300万の増ということでございます。

2の療養給付費等負担金は、法70条にかかわるものでございまして、いわゆる40%の国庫負担分、老人保健医療費拠出金ともで、本年度は10億1,127万9,000円でございます。

次の10、11ページの国庫補助金でございます。助産費補助金につきましては、3分の1の補助で前年どおりの計上でございます。

2目国庫の、財政調整のための交付金につきましては、説明欄にあります内容によりまして、本年度は1億5,328万7,000円計上でございます。

12、13ページに移ります。療養給付費交付金でございますけれども、これは、退職被保険者の療養給付費でございます。基本額から退職被保険者等の保険税を差し引いた額4億2,846万4,000円が、社会保険診療報酬支払基金から拠出される交付金の計上でございます。

14、15ページの都補助金につきましては、前年度の実績を計上させていただいたという

こととでございます。

次の18、19ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございまして、本年度は3億8,859万9,000円をお願いするもので、前年度に比べますと9,031万6,000円の増額ということになっております。

あとの歳入の項目につきましては、前年度と同様でございますので、特に説明はございません。

次に、24、25ページの歳出でございます。総務費でございますが、61年度につきましては、保険証の更新の時期でございます。ちょうど保険証の更新の時期でございますので、更新に必要な費用が、前年度より増額ということになっておりまして、そのほかでは、ほとんど変わりはありません。

続きまして、32、33ページの国保会計の中心でございます。国保の被保険者に要する医療費並びに給付の費用でございます。保険給付でございますが、これは国保会計歳出総額の67.2%を占めておりまして、療養諸費では、一般、退職合わせまして19億2,584万8,000円でございます。前年度比3.5%の伸びということでございます。

次のページの高額療養費でございます。それぞれ実績をもとに計上いたしましたわけでございます。

38、39ページの老人保健拠出金でございますが、老人保健法の規定に定める医療費の拠出金でございます。これも前年度の実績の上に伸び率を勘案いたしまして、予算計上を行いました。

以降につきましては、特に前年度と変わりはありませんので、説明を省略させていただきたいと存じます。

それから、おしまいになりますけれども、御承知のとおり、国保会計につきましては、各自治体とも共通のことではございますけれども、日野市といたしましても例外ではございません。本年は非常に厳しい財政状況のもとでの予算編成になりましたことを、ひとつ御理解いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第28号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御意議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第29号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第29号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の10億5,772万9,000円より12億3,535万6,000円多い22億9,308万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） それでは、私から議案第29号の、昭和61年度土地区画整理事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

59ページの事項別明細書でございますが、ただいま提案のごさいましたように61年度予算といたしましては、22億9,308万5,000円でございます。前年と対比いたしますと、116.8%の増と相なっております。大幅に伸びました要因といたしましては、万願寺区画整理事業が、非常に事業が進捗してきた、それに伴いますと予算の増でございます。

また、高幡、豊田の南の区画整理事業につきましても、今年度認可をとりまして、事業に入っていくと認められます項の新設を行った、ということに伴います増でございます。

歳入に入らせていただきたいと思っております。62ページでございますが、国庫負担金でございます。前年対比で150%の増でございます。これは、万願寺区画整理事業のうちの1・3・1号線の公共施設管理者負担金を、国から受けるものでございます。

また、国庫補助金でございますが、これも同じく150%の大幅な増でございます。基本事業といたしましては10分の6の補助率、また、臨時交付金、これも一種の補助金でございますが、10分の4の補助金を受けるものでございます。

また、その下の豊田南区画整理事業につきましても、基本額の10分の6の補助を受けるものでございます。

次に、64ページでございますが、都の補助金でございます。前年比で318.6%の増でございます。これは、国庫補助の増に伴います都の裏負担でございます。補助率は、基本額に対して10分の4、臨時交付金につきましては10分の6、また、豊田の南につきましても10分の4の補助を受けるものでございます。

次は66ページの、一般会計から繰入金でございますが、前年対比で65.9%の増となっております。

次は、70ページでございますが、諸収入のうちの1の保留地処分金でございます。前年対比で210.7%の増でございます。区画整理事業の中の保留地を、1,223平米処分をすることによる収入でございます。

72ページの歳出に入らせていただきたいと思っております。一般管理費、前年対比で118.6%の増となっております。節の13の委託料でございますが、上段の西平山地区の区画整理事業、その下の万願寺第二地区区画整理事業の調査、この事業につきましては、新都市建設公社へ委託して、業務を遂行するものでございます。

また、埋蔵文化財の発掘調査につきましては、教育委員会の方に委託するものでございます。

次は、74ページでございますが、用地取得費、前年対比で287%の増でございます。既に開発公社におきまして、先行取得をしております高幡、豊田南の地域の用地を、事業用地として買い戻すものでございます。面積は、ここに記載してあるとおりでございます。

次は、76ページでございます。万願寺の区画整理事業費でございます。総務費につきましては、13.7%の増でございます。

次の78ページの、3の事業費でございますが、前年対比で91.9%の増となっております。このうちの13の委託料でございますが、区画整理業務を新都市建設公社へ委託する経費でございます。

また、15の工事請負費でございますが、61年度につきましては、区画街路を4,237メートル施工をする予定で、その経費を計上いたしましたものでございます。

次に、82ページをお開きいただきたいと思っております。高幡区画整理事業でございまして、16ヘクタールの区画整理事業を、新たに本年、61年5月ごろ認可をとる予定で、現在作業を進

めているところでございます。このことに伴いまして、新しく項を設定いたしましたものでございます。

そのうちの2の審議会費でございますが、1の報酬の中で、審議会の委員10人とございます。認可をとり次第選挙を行いまして、8月を予定してございますが、選挙を行う中で、10人の委員を選定するということと、評価員3人を選任する経費、報酬費でございます。

次は84ページでございますが、事業費、そして13の委託料については、業務委託といたしましては、新都市建設公社へ委託するものでございます。

また、14の使用料及び賃借料でございますが、土地の借り上げといたしまして、仮道を約300メートル実施をするものでございます。これのかかります農地の借り上げを計上したものでございます。

次は、86ページでございます。豊田南地区につきましての88ヘクタール、61年の8月に認可をとる予定でございます。それに伴います審議会の経費につきましては、報酬を15人、審議会委員の選任を行うことによりまして、それらの経費が必要になってまいりますので、報酬を計上したものでございます。

次は、88ページの事業費でございます。13の委託料につきましても、同様、新都市建設公社の方に業務委託を行うものでございます。

また、15の工事請負費につきましては、現場事務所といたしまして、豊田駅の南口、田中病院の西側に、地区事務所を設置いたしまして、広く権利者の方々の御意向をお伺いするというために、設置をいたすものでございます。

次の、90ページの神明上区画整理事業につきましては、事業終了によりまして、廃目といたしましたものでございます。まだ残務事業がございますが、それについては管理費の中に統合をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第29号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第30号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第30号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計予算について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の21億569万2,000円より10億2,321万6,000円多い、31億2,890万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） それでは、議案30号、昭和61年度下水道事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

109ページでございますが、事項別明細書で歳入歳出予算、ただいま提案がございましたように、総額で31億2,890万8,000円、前年対比といたしまして、48.6%の増と相なっております。

歳入に入らせていただきます。110ページでございます。使用料でございますが、前年に比較しますと53.1%の増となっております。これは、昨年12月1日に下水道条例の改正を行いました。その中で、使用料の改定を行ったことに伴います増でございます。

手数料につきましては、条例の改正によりまして、手数料を廃止したことに伴う廃目でございます。

次の112ページでございますが、国庫補助金でございます。上段の公共下水道国庫補助金、前年対比で137.8%の増となっております。これは、南多摩処理区の川内幹線と大門幹線、

または秋川処理区の日野台幹線と枝線につきまして、国庫補助金を受けるものでございます。

次の、その下の都市下水道国庫補助金でございますが、2・2・10号線の工事に先駆けまして、都市下水道を延長として90メートル先行埋設を行うための国庫補助金でございます。

次が114ページ、都補助金でございます。都の補助金につきましては、前年対比で公共下水道関係では108.3%の増でございます。補助率は、基本額から起債額を引いた額の残りの2分の1の補助でございます。

また、その下の都市下水道の都補助金でございますが、これは、基本額から、ここに書いてあります国庫補助、あるいは起債額を差し引いた残りの2分の1の補助を受けるものでございます。

次に、118ページをお開きいただきたいと思います。市債でございます。下水道債と、2の都市下水道債でございますが、前年対比といたしましては、73.7%の増というふうになっておりますが、これは、公共下水道の事業の拡大、あるいは処理場の改修工事、神明上の都市下水道の整備、これに伴います市債の増でございます。

120ページをお開きいただきたいと思います。歳出に入らせていただきます。下水道の総務費でございますが、前年対比で23.3%の増でございます。

まず、節で19の負担金、補助及び交付金の欄の中の最下欄、流域下水道維持管理がございまして、これは、60年の12月1日に、南多摩処理区の一部、11ヘクタールの供用開始を行ったものでございますが、都が管理いたします処理場、流域管渠、これらの維持管理の経費の負担といたしまして、排水路の立米当たり38円の負担を、東京都に行うものでございます。

また、次のページの一番上段に、補助金、水洗便所の改造資金補給金がございまして、これにつきましても、供用開始に伴います水洗化促進のために、資金の融資あっせん制度を設けまして、市民の費用の負担の軽減を図るため、利子補給をここで行うものでございます。

21の貸付金につきましては、これらの資金を融資をしていただきます市内の5行の銀行等につきまして、50万円の預託金を預けるものでございます。

3の処理場費でございますが、127ページをお開きいただきたいと思います。15の工事請負費でございますが、処理場の施設の改修費といたしまして、除じん機、あるいは流入流量計などを設置するものでございます。

次は、128ページの下水道建設費でございます。前年対比いたしますと、21.2%の増で

ございますが、ここで一部予算の組みかえを行っております。純然たる下水道管渠の前年対比で申し上げますと、54.4%の増でございます。

まず、13の委託料でございますが、上から2行目に管渠実施設計がございます。これは、実施設計を2万44メートルについて設計を行う経費でございます。

その下の落川管渠でございますが、昨年来から工事を行っております、京王線の百草駅の踏切道の下を横断するための工事でございます。60メートルの施工でございますが、京王に委託するものでございます。

その下の万願寺の区域内につきましては、新都市建設公社へ、区画街路の設置と同時に管渠を埋設するため、61年度は4,200メートルを予定しているものでございます。

15の工事請負費でございますが、南多摩処理区については2,754メートル、浅川処理区については2,000メートル、秋川処理区については3,517メートルの下水路管渠を、それぞれ埋設していくものでございます。

2の、流域下水道費でございますが、負担金、補助及び交付金で、流域下水道の建設は東京都が行ってございますが、東京都に対する負担金でございます。

3の、処理場周辺の整備費でございます。これについては、負担金といたしまして、南多摩処理場については秋川市、八王子処理場については八王子市、それぞれ周辺の整備を行ってございます。それに対する負担金を支出するものでございます。

次の130ページでございますが、多摩平処理場費につきましては、1項の下水道管理費の中の3目、処理場費を新設いたしまして、こちらの方に組みかえたための廃目でございます。

132ページ、都市下水道費でございますが、前年対比で151%の増でございます。工事請負費は、先ほど申し上げましたように、90メートルの施工を行うものでございます。

また、23の償還金利子及び割引料でございますが、51年から53年の3カ年にわたって、神明上の区画整理事業とあわせまして、上流部分の整備を行いました。これの元利償還金でございます。

次は、134ページの公債費でございますが、元利の償還でございます。元金については、前年対比173.2%の増、利子についても21.9%の増と相なっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第30号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第31号、昭和61年度日野市立総合病院事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第31号、昭和61年度日野市立総合病院事業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市立総合病院事業会計予算であります。収益的収支及び資本的収支の予定額を、前年度の22億9,661万2,000円より1億6,097万6,000円多い24億5,758万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君） 説明に入る前に、まことに恐縮でございますけれども、161ページの上段の備考欄中、右端の救急用器具47万円というふうに記載されてございますけれども、これを40万7,000円に御訂正をお願いいたします。

それでは、議案第31号、昭和61年度日野市立総合病院事業会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

149ページの業務予定量でございますけれども、記載のとおり予算を積算いたします根拠として、1日平均患者数、入院134人、外来510人ということで、積算をいたしました。

それでは、154ページ以降、収益的収入及び支出について、順次御説明をいたします。

まず、収入支出につきまして、61年度当初予定額を、23億1,592万9,000円で、前

年度と比較いたしまして、7.51%の伸びでございます。1項の医療収益のうち、1目の入院、それから2目の外来収益を合わせまして、16億3,348万8,000円でありまして、前年度より9,885万8,000円の増で、6.44%の伸びでございます。

医業外収益は、他会計補助金及び都補助金と負担交付金等でありまして、前年度に対しまして4,714万1,000円、8.25%の増で、そのうち都の補助金の市町村公立病院運営費補助としまして、1ベッド65万円で予算は組んでございますけれども、70万円に増額が予定されておりますので、その差5万円は、今後、補正をしていきたいと思っております。

その他医業外収益のうち主なものは、伝染病発生によります一部事務組合の南多摩東部共立病院からの診療受託料等でございます。

次に、158ページ、159ページ以降の支出でございます。病院の管理運営に要します費用でございます。1項の医業費用は、前年度対比で1億6,600万8,000円、7.88%の伸びでございます。

1目の給与費は、病院に従事いたしますところの職員等の人件費でありまして、給与改定及び医師定数の改定によりまして、給与費は前年対比7.97%アップしてございます。

なお、賃金のうち医師給でございますけれども、前年度より550万円程度減額となっております。これは、正規医師を配置いたしましたので、パート医師が減少したためでございます。

2目の材料費、それから次の3目の経費につきまして、諸物価等の値上がりによりまして増となっております。

まず、材料費のうち薬品費は3,480万円、7.99%の伸びであります。先ほどの60年度第5号補正をお願いをしましたように、入院患者の医療変化等によりまして、高額薬品使用によるものの増でございます。

それから、次の160ページの経費のうち、最下段の賃借料の中に、昨年11月に導入いたしましたCTのリース代が含まれております。

次の162、163ページの、上から2段目の委託料でございますけれども、このうち備考欄に、病院基本計画300万が計上されてございますけれども、これは、要するにマスタープランの費用でございます。病院の規模、それから既存の施設等の調査研究に要する費用を、計上させていただきました。

その他、収益的支出については、前年度の実績の上で予算編成を行いましたので、大きな変化はございません。説明は割愛させていただきます。

その次は168ページ、169ページの資本的収入及び支出に移ります。収入のうち出資金であります。建設改良分の4,694万7,000円ですが、医師の増員等によりまして、医局が狭隘となりました。当直室等、一部拡張整備をするものであります。

そのほかは、糖尿病性網膜症等の原因によります眼科治療器具の、レーザー光凝固装置の導入をいたすものでありまして、あとは企業債償還分を合わせまして、出資金は一般会計から受けるものでございます。

その横の、資本的支出の改良費でございますが、先ほど収入の説明で申し上げましたように、工事請負費として医師の医局と、それから宿直室の建設をするものでございます。

それから、その他は、外来の待合所の照明工事等が含まれてございます。

それから、その下の有形固定資産購入費の、医療機器はか5,000万でございますけれども、これは可搬型レントゲン、要するにベッドサイドで取れるレントゲンです。これの購入を予定してございます。その他、注射、超音波、メス等の医療機器の整備を図っていきたいというものでございます。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額5,167万7,000円は、過年度分及び当年度分、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。福島敏雄君。
- 8番（福島敏雄君） 特別会計の方の委員でないものですから、ちょっと1点だけお聞きしたいんですけども、マスタープランについての300万円というのがありますけれども、どういう方々がこのマスタープランに参加をして、300万の費用というのはどういう中身なのか、ちょっと教えていただきたい。
- 議長（黒川重憲君） 病院事務長。
- 病院事務長（大貫松雄君） まだ具体的には、どういうメンバーでどうというふうな、そこまでは計画はしてございません。

ただ、現在のあの場所に、現在、162床でございますけれども、病院の効率性を考えますと、約300床程度のものの方が、経営的な上では効率が良いというふうなこともありまして、

まず、あそこの場所において、どの程度の規模ができるか、そういうふうなものを、これは自治体病院の協議会の中にも、そういうふうな研究をする機関がございます。そういうところに委託をして、まずお願いをするということでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今の問題なんですが、そうしますと、現在の市立病院があるあの土地に、基本的には建てていこうという思考が前提になっているというふうに理解したんですが、それでよろしいんですか。

○議長（黒川重憲君） 病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君） 病院当局としましては、現在の土地に建てていくというふうな考えではございます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第13号、昭和61年度日野市立総合病院事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第32号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第32号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の11億1,125万1,000円より2億3,825万5,000円多い13億4,945

万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（永原照雄君） それでは、歳入歳出の説明に入ります。

193ページをお開き願いたいと思います。明細書にもありますように、歳入歳出の総額は13億4,945万6,000円で、昨年度に比べまして2億3,802万5,000円の、パーセントといたしましては21.4%の増でございます。

次に、歳入でございますが、194、195ページをお開き願います。都支出金は、13億3,115万6,000円で、受託水道の業務に見合う費用を都から送ってくるもので、このほか諸収入といたしまして、日野市下水道料金の徴収事務の受託金1,830万円 ございます。これを加えまして、収入総額は13億4,945万6,000円となるものでございます。

次に、歳出でございますが、196ページから205ページまでの管理費という項は、浄水場の維持管理及び取水、給水場等の業務運営に必要な費用となる費用でございます。

それでは、196、197ページをお開き願います。目1の浄水費は、昨年度に比べまして、1,770万5,000円、パーセントにいたしまして9.6%の減額でございます。その主な理由といたしましては、程久保給水場の給水区域の拡大による、動力費の減少が主なものでございます。

次に、198、199ページをお願いいたします。配水費でございますが、昨年度に対し、1億6,839万2,000、パーセントにいたしまして51.5%の増で、これは赤水対策として、配水管の内面塗装を6,000万円、初めて計上いたしてみました。すなわち、工事費の増額によるものでございます。

給水費でございますが、1,187万円、パーセントにして6.2%の増で、その主な理由は、次のページの200ページ、201ページにあります委託料の増によるものが、主な理由でございます。

次の受託水道事業は、大体において例年どおりでございまして、特に御説明は省略させていただきます。

次の202ページから203ページをお開き願います。業務費でございますが、大体におい

て例年どおりでございますが、今まで水道の布設によって、おけがなどをなされた場合の、保険に入っておりませんでしたけれども、本年度から、水道賠償責任保険に加入いたしました。これが特色でございます。

次に、206、207ページをお開き願います。項の建設改良費でございますが、この中の目の水道改良費でございます。166万円、パーセントにいたしまして0.8%、昨年度より増でございます。

昭和61年度の予算の特色でございますけれども、庁舎に伴う工事管理費委託料280万円、それから工事請負費に庁舎の建築工事費として8,424万3,000円が計上してあります。

ここで、前に返りまして、191ページをお開き願いたいと思います。債務負担行為について、ここで説明をしておきたいと思います。191ページにございますように、多摩平の浄水場の改造工事の費用といたしまして、昭和61年度から昭和62年度、限度額といたしましては、調書にありますように、4億147万4,000円で、債務負担を行うというものでございます。

建築の内容でございますけれども、大体1,530平米が庁舎等に使う建築、倉庫といたしましては104平米、車庫といたしまして50平米ぐらいの建築になっていると考えております。

次に、水道建設費でございますが、昨年度に比べまして6,911万7,000円、パーセントにいたしまして、146.2%の増で、この主な原因は、昨年度は人件費が前の目の水道改良費で計上いたしておりましたが、本年度はこの目に計上したこと、及び工事請負費の増によるものでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第32号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め特別会計予算特別委員会に付託いたしま

す。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 6 時 1 2 分休憩

午後 6 時 3 2 分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 3 3 号、昭和 6 1 年度日野市農業共済事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第 3 3 号、昭和 6 1 年度日野市農業共済事業特別会計予算について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和 6 1 年度日野市農業共済事業特別会計予算であります。収益的収入支出の予定額を、前年度の 2,470 万円より 238 万 8,000 円多い 2,708 万 8,000 円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第 3 3 号、昭和 6 1 年度日野市農業共済事業特別会計予算について、御説明をいたします。

217 ページをお開きいただきまして、第 2 条、事業の予定量をごらんいただきたいと思っております。水稻の引受面積、前年に比較いたしまして、700 アール少なくなっております。逆に陸稲が 40 アールふえております。麦については、変わりございません。乳牛、種豚につきましては、前年同様でございます。園芸施設につきましては、棟数を 2 棟ふやして 227 棟としてございます。

第 3 条へ参ります。この 2 棟の事業の予定量に計数を積み上げましたが、第 3 条の収益的

収入及び支出となります。

217ページ、18ページにわたりますが、第3条をごらんいただきたいと思います。農作物共済勘定の予定額が178万4,000円、前年対比10.6%の減でございます。家畜共済勘定は、前年同様でございます。園芸施設勘定は、予定額160万6,000円でございます、前年対比5.1%の減となっております。

これらの事業を運営するための業務勘定の予定額は、1,891万1,000円でございます。金額にして268万5,000円、16.5%の増でございます。

したがって、本年度の総合予定額は2,708万8,000円となりまして、前年よりも金額で238万8,000円、率にいたしまして9.7%の増となります。

第4条をごらんいただきたいと思います。一時借入金の限度額でございます。ごらんのとおり、すべての勘定30万円でございます。

第5条をごらんいただきたいと思います。他会計からの補助金でございます。本会計は、財源といたしまして、国や都からの支出金、さらに事務費付加金、一般会計からの補助金、こういったもので賄われております。一般会計からの補助金は1,151万5,000円、国都からの支出金が687万6,000円、事務費付加金が46万6,000円でございます。

それでは、220ページ以降をごらんいただきたいと思います。各勘定の収益的収入及び支出がございます。ただいま御説明した事業の予定量を実施するための予算の基本的な、具体的な内容でございます。各勘定とも事業の予定量から想定されます、標準的収支の予定額を記載してございます。

228ページをごらんいただきたいと思います。228ページ、業務勘定、収入の1目、受取補助金のうち国都の支出金は、先ほどの金額でございます。28万2,000円の増でございます。

230ページをお開きください。支出の方へ参ります。1目の一般管理費以外は、前年並みでございます。一般管理費の増は、人件費と、9節旅費、さらに14節などがふえております。

236ページ以降の説明につきましては、資料のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。御了承いただきたいと思います。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第33号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第34号、昭和61年度日野市老人保健特別会計予算の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第34号、昭和61年度日野市老人保健特別会計予算について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市老人保健特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の28億6,310万7,000円より3億4,19万5,000円多い31億6,730万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは、御説明を申し上げます。

まず、255ページの歳入歳出の総括でございますけれども、ここに掲げました昨年度比較3億4,19万5,000円は増でございます、昨年と比較しまして10.62%の増ということでございます。

次に、256、257ページの御説明を申し上げます。歳入でございます。社会保険診療報酬支払基金からの歳入でございます。総額の医療費を、ここに掲げました31億5,778万1,000円ということでございますが、昨年と比較しまして、10.61%の伸びでございます。これの7割をここに計上いたしました。審査手数料については、記載のとおりでございます。

次に、258、259ページには、国庫支出金を記載しております。これにつきましては、

総医療費の20%を計上したものでございます。都の支出金につきましては、総医療費の5%ということでございます。

次に、260、261ページの繰入金でございますけれども、これは市の一般会計からの繰入金でございます。総医療費の5%に調整費の49万5,000円を加えたものでございます。繰越金以下につきましては、科目存置でございます。

次に、266ページ、267ページ、歳出について御説明申し上げます。まず、1目、医療給付費でございますけれども、これにつきましては、昨年度対比13%の増を計上しております。また、2目の医療費支給費でございますけれども、これにつきましては、昨年度対比で、30.9%の減でございますが、これは、昨年度の実績を十分に考慮いたしまして、計上いたしておりますので、御理解願いたいと思います。3の審査支払手数料につきましては、ここに記載したとおりでございます。

次に、268、269ページの諸支出金以下は、科目存置でございます。

最後に、270、271ページの予備費でございますが、ここに掲げましたのは、100万円を計上させていただきました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第34号、昭和61年度日野市老人保健特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第35号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第35号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計予

算について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の7億2,312万8,000円より4,312万4,000円少ない6億8,000万4,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） それでは、議案35号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

275ページの事項別明細書でございますが、歳入歳出とも、ただいま提案どおり6億8,000万4,000円で、前年対比で5.9%の減と相なっております。

次のページ、歳入でございますが、不動産の売払収入でございます、仲田緑地の用地を一般会計へ、事業用地として売り払うものでございます。前年より減になりましたのは、未償還元金が毎年減ってくることに伴います利子の減によるものでございます。

次は歳出、次のページでございます。元金、利子の償還でございますが、起債償還は59年から62年の4カ年にわたって償還いたすものでございまして、61年度は第3年次の償還でございます。利子で減となっておりますのは、未償還元金の減に伴うものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第35号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第36号、市道路線の廃止、議案第37号、市道路線の認定、議案第38号、

日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結、議案第39号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第36号、市道路線の廃止について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、市道今朝ヶ島5号線ほか1路線を道路法第10条第3項の規定に基づき、廃止するものであります。

議案第37号、市道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野91号線ほか7路線を道路法第8条第2項の規定に基づき、新たに道路認定をするものであります。

議案第38号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、高幡土地区画整理事業及び豊田南土地区画整理事業の施行に伴い、その業務の一部を新都市建設公社に委託するため、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更するものであります。

議案第39号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価についての提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価を定めるため、日野市農業共済条例第5条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上4議案それぞれ担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） それでは、議案第36号、市道路線の廃止についての内容を御説明申し上げます。

今回廃止になりますのは、ここにも記載されておりますように、2路線でございます。廃止の理由といたしましては、次の議案の中に、議案の認定路線に編入される、こういうことで、この2路線については廃止をするものでございます。別紙に参考図が書いてございますので、御参照いただきたいと思います。

それから、議案第37号、市道路線の認定でございます。8路線新たに認定をお願いするものでございます。その認定の理由につきましては、2ページに書いてございますので、それぞれの理由によって認定をお願いするものでございます。なお、説明図につきましては、別紙に添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（黒川重憲君） 都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） それでは、議案38号につきまして御説明申し上げます。

本協定は、土地区画整理事業の一部を新都市建設公社に業務委託を行うに当たりまして、同公社と協定を締結しているところでございますが、議案の2ページに記載してございますように、新たに高幡と豊田南土地区画整理事業について着手することに当たりまして、この2事業につきまして協定に追加いたすものでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第39号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について、御説明をいたします。

61年度の賦課単価につきましては、農業災害補償法に基づきまして、農林水産省で告示をいたしますものを、条例化したいと考えております。

2ページをごらんいただきたいと思います。ここに掲げてございます賦課単価の料率、パーセンテージの一番低いのは水稲の0.1%、一番高いのは種豚の2%でございますが、この料率は60年度と全く変わりございません。賦課総額は、4万6,208円になります。60年度と比べまして、1,536円の減となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本4件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第36号、市道路線の廃止、議案第37号、市道路線の認定、議案第38号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結、議案第39号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第40号、日野市小規模事業者育成条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第40号、日野市小規模事業者育成条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、市内の小規模事業者を育成し、その営業を振興するため、日野市小規模事業者育成条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第40号、日野市小規模事業者育成条例について、御説明を申し上げます。

前回御提案申し上げた点と大きく変わるところについて、御説明を申し上げます。

第2条、対象でございます。この条例に規定する小規模事業者とは、常時従事する者が、従業員を含めて4人以下の商工業をいう。4人以下、4人という数を明記いたしました。この根拠になりますのは、昭和56年度の事業所統計調査によりますと、従業員4人以下の事業所のパーセンテージが66.5%を占めておりまして、市内の事業所のほとんどは、過半数がこの4人以下に入る、そういうことから4人を決めたわけでございます。

それから、常時従事する者というのは、3カ月以上の期間を定めて継続雇用をされている従業員を、常時従事すると解釈をいたします。

従業員を含めてというのは、雇っている者も雇われている者も、両方含んでという意味でございます。

それから、第4条、適用でございます。この条例の適用を受けようとする者は、次の各号の要件を具備しなければならない。このうちの2、市税の納税義務者であって、区市町村民税を完納していること、このような表現にいたしました。前は、首長の選挙権のある者ということございまして、国籍が日本人に限られましたけれども、今回は、外国人でも小規模事業者育成条例に適用される、こういうことでございます。

ただし、3の満20歳以上の者については、前回同様でございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第40号、日野市小規模事業者育成条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第41号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第41号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでありまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に、住所、日野市多摩平三丁目18番地の3、氏名、山内 滋さん、生年月日、大正3年1月13日と御記入くださるようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第41号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件はこれに同意することに決しました。

これより議案第42号、人権擁護委員の推薦の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第42号、人権擁護委員の推薦についての提案理由を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の推薦についてでありまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に上段から、住所、日野市大字新井863番地の64、氏名、平清太郎さん、生年月日、昭和24年7月14日。次の方、住所、日野市日野台二丁目22番地の2、氏名、山下羊平さん、生年月日、大正8年12月28日。次の、新たに就任をしていただく方ではありますが、住所、日野市南平一丁目1番地の6、氏名、川口恵美さん、生年月日、大正13年11月27日と御記入くださるようお願いいたします。

以上の2名の方は留任でありますし、新たに川口恵美さんを推薦しようというものであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。谷長一君。

○25番（谷長一君） 人権擁護委員の推薦についてというところで、議会の意見を求めるということと、それから、これは議案41号なんですけれども、議会の同意を求めるということなんですけれども、この件につきまして、明確に答えていただきたい。どなたでも結構です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

議案42号の、人権擁護委員の推薦につきましては、この議案にも書いてございますように、人権擁護委員法がございまして、第6条第3項に、議会の意見を求めて、その結果市長が法務

大臣に推薦をする、という規定でございます。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） そうしますと、確かに人権擁護委員法の第6条の第3項ということになりますと、議会の意見を求めるということなんです。そうすると、やはり意見を求める場合には、事前に同意を求めるお方を教えておいてもらわないと、やはりわからないわけなんです。

それと同時に、またこの同意というのも、これは確かにわかっている場合は、それでよろしいかも知りませんが、こう唐突に出されましても、非常に、よくわからない。ただ、出されたものを黙ってうんと言ってしまうような、そのものになるんじゃないかと思うんです。（「そうだ。人権問題だ」と呼ぶ者あり）

そういうことを考えてみますと、やはり人権擁護委員の場合も、人権擁護委員法の第6条の第3項というのを見てみますと、市町村の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く、社会の実情を知っておるといことと、または、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、それから報道、新聞等の実務に携わる者等、または弁護士会、その他婦人労働者、青年等の団体であって、直接、間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支援する団体等と、いろいろあるわけなんです。そういう方等が、やはり人権擁護委員になる資格があるんじゃないかと、私は思うんです。

そうすると、当然、議会で意見を求めるということでもあります以上は、やはりお名前を事前に知らしめていただいて、この意見を求める。または、同意につきましても、概略、そのようなことではないかと思うのであります。

そういうことを踏まえて、やはりこれからは、意見、または同意というのを、案件を出す場合には、そのようにしていただきたいことを希望しておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第42号、人権擁護委員の推薦の件は、これに同意することに決しました。

これより報告第1号、交通事故（日野市日野本町四丁目1番地の8先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第1号、交通事故（日野市日野本町四丁目1番地の8先路上の市の義務に属する事故）の専決処分について、御報告をいたします。

本報告は、日野市日野本町四丁目1番地の8先路上における交通事故について、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第180条第1項及び第2項の規定に基づき、報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 御説明申し上げます。

この件は、昨年11月20日午前11時ごろ起きたものでございまして、今言いましたように、本町四丁目1番地の路上先でございまして、具体的には、国道20号線の歩道橋がございまして、その横断歩道でございまして、

私ども市の職員が、公民館でツベルクリンの接種をいたしまして、その帰途の途上、国道へ出ようとしたときに横断歩道で、そちらにお母さんの自転車に乗っていたお子さんでございまして、それが、自動車の方は左でございまして、自転車の方は右で、ぶつかりまして倒れたということで、直ちに花輪病院に行って診てもらいまして、そしてこの金額で、一応現在のところ1万2,800円という損害賠償で、和解が成立したものでございまして、

なお、これらにつきましては担当課長からの申請、そうしたものがありまして、非常にこういったことについては厳重に注意し、それから本人も、今後そういうことのないように反省しておりますので、ひとつよろしくというようなものも出ておりますので、一応そういうような状況で、御報告をさせてもらいたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第1号、

交通事故（日野市日野本町四丁目1番地の8先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

これより請願第61-1号、「40人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第61-1号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

24日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は、31日月曜日午前10より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後7時8分散会

3月31日 月曜日 (第10日)

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録 (第10号)

3月31日 月曜日 (第10日)

出席議員(30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 川久保友子君

議事日程

昭和61年3月31日(月)

午前10時開議

(議案審査報告)

(総務委員会)

- | | |
|--------------|--|
| 日程第 1 議案第 7号 | 日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 議案第 9号 | 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 議案第10号 | 日野市職員の退職手当支給条例の一部改正する条例の制定につ |

- いて
- 日程第 4 議案第 11 号 日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(文教委員会)
- 日程第 5 議案第 8 号 日野市立幼児教育センター設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第 18 号 日野市奨学金条例の制定について
(厚生委員会)
- 日程第 7 議案第 12 号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 13 号 日野市勤労・青年会館条例の制定について
- 日程第 9 議案第 14 号 日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 17 号 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について
(建設委員会)
- 日程第 11 議案第 15 号 日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 16 号 日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 36 号 市道路線の廃止について
- 日程第 14 議案第 37 号 市道路線の認定について
- 日程第 15 議案第 38 号 日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 16 議案第 39 号 日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
- 日程第 17 議案第 40 号 日野市小規模事業者育成条例の制定について
(特別会計予算特別委員会)
- 日程第 18 議案第 28 号 昭和 61 年度日野市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 29 号 昭和 61 年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 30 号 昭和 61 年度日野市下水道事業特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 31 号 昭和 61 年度日野市立総合病院事業会計予算について
- 日程第 22 議案第 32 号 昭和 61 年度日野市受託水道事業特別会計予算について

日程第 2 3 議案第 3 3 号	昭和 6 1 年度日野市農業共済事業特別会計予算について
日程第 2 4 議案第 3 4 号	昭和 6 1 年度日野市老人保健特別会計予算について
日程第 2 5 議案第 3 5 号 (請願審査報告)	昭和 6 1 年度日野市仲田緑地用特別会計予算について (文教委員会)
日程第 2 6 議案第 61-1 号 (議案上程)	「 4 0 人学級即時完全実施 」のための日野市議会の意見書を求める請願
日程第 2 7 議案第 4 3 号	日野市農業共済事業運営協議会委員の選任について
日程第 2 8 議案第 4 4 号 (選挙・選任)	日野市監査委員の選任について
日程第 2 9	東京都 1 1 市競輪事業組合議会議員の選挙について
日程第 3 0	東京都 4 市競艇事業組合議会議員の選挙について
日程第 3 1	南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
日程第 3 2	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について
日程第 3 3	東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について
日程第 3 4	南多摩斎場組合議会議員の選挙について
日程第 3 5	日野市農業委員会委員の推せんについて
日程第 3 6	日野市消防委員 (議会選出) の選任について
追加日程第 1	議案第 2 7 号 昭和 6 1 年度日野市一般会計予算の訂正について
追加日程第 2 議案第 27 号	昭和 6 1 年度日野市一般会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 2 7 及び追加日程第 1 から第 2 まで

午後4時52分 開議

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫問休憩いたします。

午後4時53分 休憩

午後8時47分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、議案第27号、昭和61年度日野市一般会計予算の訂正の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

議案第27号、昭和61年度日野市一般会計予算の訂正の件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 昭和61年3月31日付、日野市企画財政部190号で日野市議会議長あて提出いたしました昭和61年度一般会計予算書及び説明書を、お手元に配付いたしました別紙のとおり、審議経過を考慮し訂正いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 訂正につきましての詳細を説明いたします。

まず4ないし5ページでございます。これは昭和61年度日野市一般会計予算第1表歳入歳出予算の歳出の部分でございます。右側の下測に書いてございますけれども、米印が訂正の箇所でございます。

次の9ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書でございます。このうち同じく米印の歳出の部分で6カ所訂正をしてございます。欄で言いますと8の土木費及び13の予備費でございます。

さらに、その内容を322、323ページで御説明いたしますと、この右側の財源内訳の一般財源でございますけれども、ここに1カ所、それから、この内訳として委託料と工事請負費に米印がついておりますけれども、仲田緑地に平和祈念のモニュメントをつくる予算がここに記述計上されておりました。委託料につきましては500万、工事請負費につきましては4,500万円でございます。これをここで削除をしたわけでございます。したがって、この一般財源並びに本年度の金額が減額されております。

次が326、327ページでございます。これは前のページで御説明申し上げましたけれども、減額をしておりますのでそのトータルの欄が3カ所訂正をしております。

それから、次の456、457ページの13款、予備費でございます。先ほど減額いたしました5,000万円を予備費に持ってきました。したがって予備費の本年度の計上額が8,000万円。比較増減が2億2,000万円、それから一般財源8,000万ということでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第27号、昭和61年度日野市一般会計予算の訂正の件は、これを承認することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 8時52分 休憩

午後10時22分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、議案第27号、昭和61年度日野市一般会計予算の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

議案第27号、昭和61年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長登壇〕

○一般会計予算特別委員長（坂垣正男） 御報告いたします。

一般会計予算特別委員会は3月の25日、26日、27日、28日、そしてきょう31日、5日間費やしまして慎重審議を行ってまいりました。費やした時間40時間16分でございます。各委員全員出席のもので183項目にわたる質疑がなされました。

慎重審議の質疑を経ましたところで、次の方々から修正案が提出されました。参考資料としてすでにお手元にも配付されてありますが、市川資信委員と夏井明男委員からそれぞれ修正案が出されたものであります。市川資信委員の修正案は、土木費の中の恒久平和塔の建設にかかわる予算を予備費に繰り入れるというものでございます。さらに教育費の幼児教育センター費をそれぞれ幼稚園費、社会教育総務費に入れるという修正案であります。夏井明男委員の提出されました修正案は、土木費の中の都市計画費、恒久平和祈念塔の建設にかかわる予算を、予備費に繰り入れるという内容のものでございます。

質疑、意見を経まして採決に移りました。最初に市川委員の提出いたしました修正案の採決を行いました結果、賛成7、反対7、可否同数によりまして委員長において裁決いたしましたところ、本修正案は否決と裁決されたわけでございます。続きまして、夏井委員の提出いたしました修正案と市川委員の提出いたしました修正案の共通部分にかかわる修正の採決に移りまして、賛成2、反対12で、これも否決されました。さらに修正案の出された部分を除いた昭和61年度日野市一般会計予算原案につきまして採決を行ったところ、賛成5、反対9で否決

されたものでございます。

なお、きょう本会議でも提案がございましたように、市長から一部訂正するとの審議がございまして、委員会を開きましたところ、この訂正を含めて61年度一般会計予算案の審議を行いましたところ、全会一致可決と決定した次第でございます。

以上をもちまして委員会の報告にいたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決する御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第27号、昭和61年度日野市一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、議案第28号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第29号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第30号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第31号、昭和61年度日野市立総合病院事業特別会計予算、議案第32号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第33号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第34号、昭和61年度日野市老人保健特別会計予算、議案第35号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件を先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御意議ないものと認めます。よって本8件を先議することに決しました。

議案第28号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第29号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第30号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第31号、昭和61年度日野市立総合病院事業特別会計予算、議案第32号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第33号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第34号、昭和61年度日野市老人保健特別会計予算、議案第35号、昭和61年度日野市仲田緑地特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長登壇〕

○特別会計予算特別委員長（高橋徳次君） それでは昭和61年度特別会計予算特別委員会の審査報告をさせていただきます。

昭和61年度特別会計予算特別委員会は、去る3月28日に開催されました。本委員会に付託されました議案第28号から第35号までの合わせて8議案につきましては慎重審査いたしました。その結果、全8議案とも原案どおり全会一致可決したことを報告いたしておきます。

初めに議案第28号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計についての審査報告を申し上げます。

歳入歳出とも31億5,423万6,000円で前年比1億5,363万円、5.1%の増となっております。歳入の主なものでは国庫の支出金で前年比300万増、12億3,203万4,000円でございます。退職者医療制度実施に伴う交付金の1億4,000万が含まれております。一般会計からの繰り入れは1人当たり1万2,000円相当の3億8,859万9,000円となっております。歳出については、本会計の中心になる支出項目の医療給付費でございます。前年比で3.5%の増で13億8,192万4,000円の計上であります。

主なる質疑は、保険税の滞納額が1億5,000万円にもなっている現在、税の値上げを考えているのか。滞納者に対する保険証の取り扱いはどうなのか。市民に対する予防衛生、健康行政についての市の取り組みはどうか。また、一般会計からの繰入金の限度はどのように考えているかなどの質疑がありました。

また意見としては、被保険者に弱者の多い国保の運営について国庫補助をふやすよう努力してほしい。また収納についても、医療給付についても実情に応じた対応、努力を市当局も考えてほしい。また都の補助金が削減されているが、極力区並みになるように努力されたい。財政調整交付金についてもふやす方向で対応を進めてほしい等の意見がございました。

以上により質疑、意見を終結し採決の結果、全会一致原案可決となりました。

続いて議案第29号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計についての審査報告をいたします。

予算額は歳入歳出とも22億9,308万5,000円で前年比12億3,535万6,000円、116.8%の増となっております。これは、本格的な事業に入っている万願寺の区画整理事業と高幡及び豊田南地区の区画整理が61年度事業化に入るものでございます。

歳入についての主なものは、国庫の支出金で豊田南区画整理事業の事業化により前年比150%増の7億5,800万円となっております。一般会計からの繰入金が高幡及び豊田南区画整理事業分を含み9億8,785万6,000円、前年比65.9%となっております。歳出については区画整理用地取得にかかわる公有財産購入費の2億301万5,000円、前年比で217%増と支出の項目の新設により高幡区画整理業務に7,483万1,000円、豊田南区画整理事業に7,636万6,000円が計上されております。

質疑の主なものを申し上げますと、高幡、豊田南地区の区画整理が事業化されるようであるが、事業認可までの土地の確保はどのくらい予定しているのか。事業を進めていく上で職員の増は行うのか。また、6月に定数条例の変更はあるのかなどの質問がございました。（「委員長、簡単でいいよ」と呼ぶ者あり）市には都市計画が基本的にあり、これらに盛られている事業が次々に出てくる現状から、市民の理解を得て将来計画を立てていきたいとの答弁がございました。

また意見としては特になく、採決の結果、全会一致原案可決となりました。

次に議案第30号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計についての審査報告をいたします。

歳入歳出とも31億2,890万8,000円で前年対比10億2,321万6,000円、48.6%の増となっております。歳入の主なものは、下水道債に15億6,000万、一般会計からの繰入金11億4,480万3,000円でございます。61年度より補助対象となる秋川処理区関係の国庫補助金2億7,200万、前年比37.8%増となっております。歳出については目的別に項の組みかえ、編成が実施され、多摩平処理場費が廃目となり、1項、下水道管理費の3目、処理場費に移行し、下水道費の中心となる支出項目、下水道管渠建設経費に19億9,364万、前年比51.4%増が計上されております。

質疑の主なものについては、60年度末で埋設の距離の数は。また61年度に埋設する管の総延長数はどのくらいか。全市に100%下水道事業が完成するのは昭和70年为目标か。都市計画道路整備について下水道事業とあわせて行えるかなどの質問がございました。（「委員長

長、簡単でいいよ」と呼ぶ者あり)

以上により採決の結果、全会一致原案可決となりました。

次に議案第31号、昭和61年度日野市立総合病院事業特別会計についての審査報告をいたします。

これの質疑の主なものについては、地域の医療行政への取り組み、民間開業医との協力体制、南部地域の医療機関、都立病院の誘致はどうなっているかで、これについては、民間開業医との連携は順調に進んでいるとの答弁がございました。また、看護婦の夜勤の実態等の質問もございましたけれども、細部は省略させていただいて、以上により質疑、意見を終結し採決の結果、全会一致原案可決となりました。

次に議案第32号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計についての審査の報告をいたします。

歳入歳出ともに13億4,945万6,000円で前年対比21.4%の増となっております。歳入歳出とも特に申し上げることはございませんが、歳出についての水道管理設費の浄水費が1,770万5,000円の減で8.7%の減で、配水費が1億6,839万2,000円の増、51.5%の増でございます。

質疑の主なものについては、予算には直接関係ございませんけど、専用水道の都水道への切りかえに伴い考えられる諸問題に対応しての質問がございました。

以上により本議案について採決の結果、全会一致原案可決と決した次第であります。

次に議案第33号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計についての審査報告を申し上げます。

収益的収入支出とも2,708万8,000円で前年対比9.7%の増ということでございます。本議案につきましては特に報告すべき質疑もございませんでした。

採決の結果、全会一致原案可決と決しました。

続いて議案第34号、昭和61年度日野市老人保健特別会計についてであります。

歳入歳出の予算総額31億6,730万2,000円で前年対比10.62%の増となっております。

質疑の中で、一部職員のタイムカードが押されていないではないか。また執務中に所在が不明になる場合もある。また帰宅のタイムカードはほとんど押されていない等々の質疑がございま

した。

また意見としては、これらを十分調べて今後厳重に注意するようしてもらいたい、ということでございます。

採決の結果、全会一致原案可決と決しました。

終わりに議案第35号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計についてでございます。

歳入歳出の予算額は6,800万4,000円で前年対比5.9%の減となっておりますが、本議案については特に質疑、意見ともなく全会一致原案可決と決しました。

以上8議案、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し直ちに本8件について採決いたします。

本8件に対する委員長報告は、原案可決であります。本8件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第28号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第29号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第30号、昭和61年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第31号、昭和61年度日野市立総合病院事業特別会計予算、議案第32号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第33号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計予算、議案第34号、昭和61年度日野市老人保健特別会計予算、議案第35号、昭和61年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これにより議案第7号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（小山良悟君） 新任の委員長でございます。よろしく願います。

総務委員会は3月24日開会されましたけれども、議案審議の前に先立ちまして、総務部長より3月23日の季節外れの大雪についての市側の対応について報告がありました。

それでは総務委員会の審査報告をいたします。

議案第7号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員災害補償法の改正による市条例の改正であります。

慎重審議の結果、賛成多数で原案可決となりました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決する御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第7号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第9号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（小山良悟君） 議案第9号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査報告をいたします。

これは議案第8号条例に伴い、幼児教育センター所長の報酬額の新規追加及び費用弁償の改正、さらに幼児教育センター構成員の報酬額とその他の付属機関の構成員及び非常勤職員の額の改正と費用弁償の改正を内容とするものであります。

慎重審議の結果、賛成多数で原案可決となりました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第9号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第10号、日野市職員の退職手当支給条例の一部改正する条例の制定を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

- 総務委員長（小山良悟君） 議案第10号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について審査報告をいたします。

これは退職手当の支給率の改正、雇用保険法の改正によるもの、国家公務員退職手当法の改正によるものであります。

主なる質疑は、支給率のあり方、調整手当の減額計画などでありますが、是正計画のおくれを厳しく指摘する意見もありました。

慎重審議の結果、賛成多数で原案可決となりました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

- 議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

- 24番（古賀俊昭君） 私は、この条例が提出をされましたときにも申し上げておきましたが、御承知のように昨年の7月に日野市は退職手当並びに給与について双方自治省から是正を求められ、第2次の個別指導団体に指定をされていたわけであります。これを受けまして日野市では御承知のように昨年の11月に自治省に、いわゆる是正計画なるものを提案をいたしました。それによりますと、昭和60年度—今年度におきましては定年退職、勸奨退職及び勤続25年以上の長期勤続の退職者の支給率については85カ月にするという計画になっているわけであります。

ところが、今回の提案をされております条例の内容を見ますと0.5カ月、この支給割合が、支給率が後退をしているわけであります。当然、昭和64年度に東京都並みに68カ月に

するというこの計画が早くも当初からつまづいたわけでありまして、行政改革の大きな柱をなします退職手当並びに給与制度の是正について、市の今回提案をしている内容については大幅な後退だと先行き危ぶむ声も当然出てくることかと思えます。

よって、この後退しております退職手当の今般の支給条例については私は反対をするものであります。以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第10号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第11号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）秦 正一君。

○22番（秦 正一君） ただいまの、これは何号ですか、議案第10号、一応反対の意見が出ているんで、これは挙手採決か何かした方がいいんじゃないんですか。ただ簡易採決じゃなくて。そう思いますけど、どうなんですか。

○議長（黒川重憲君） 意見が1人だったものですから——御了解を賜りたいと思えます。（笑声）

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（小山良悟君） 議案第11号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査報告をいたします。

これは60年の9月の特別職の改正に伴う一般職の宿泊料の改正を内容とするものであります。

慎重審議の結果、全会一致で原案可決となりました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決する御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第11号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第8号、日野市立幼児教育センター設置条例の制定の件を議題といたします。文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

- 文教委員長（坂垣正男君） 文教委員会の審査報告を申し上げます。

初めに、改選後初めての委員会の開会でございました。まず委員長の選出を行ったわけですが、互選の結果、私が委員長に任命されまして、次いで副委員長の選出を行ったところ山口達夫委員が選ばれました。今後、正、副委員長、力を合わせて文教委員会の運営に当たっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

議案の第8号でございしますが、日野市立幼児教育センター設置条例の制定でございします。この議案につきましては2日間の日程を費やしまして慎重審議、質疑、討論をも含めて審査を進めてまいりました。なお、議案の提案の際にも質疑などがございまして理事者側からも説明があったものでございします。

質疑を行った後、市川委員より修正案が提出されました。この内容はすでにお手元に配付されておりますように、原案では付則として、この条例は公布の日から施行するとなされておりますが、修正案では付則として、この条例は公布の日から施行し、昭和64年3月31日限りでその効力を失う。こういうものでございします。

質疑、討論を経まして修正案について採決をいたしました。その結果、修正案に賛成5、反対2で可決されたものでございします。次いで修正議決した部分を除く原案につきまして採決を行ったところ、修正部分を除くその他の部分について原案賛成多数全会一致可決ということになりました。よろしく御審議のほどお願ひを申し上げる次第であります。（「修正を除くその

他は賛成」と呼ぶ者あり)間違いないと思います。(笑声)よろしく御審議のほどお願いをいたします。(「もっとわかりやすく」と呼ぶ者あり)(笑声)

- 議長(黒川重憲君) これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。中谷好幸君。

- 9番(中谷好幸君) 修正案に反対し原案に賛成する立場から一言意見を述べさせていただきます。

今日の核家族化などの社会情勢の大きな変化、複雑化の中で幼児を持つ若い父母の子育ての悩みというのは大変深刻なものがあると思います。また小中学校でのいじめ、暴力などの問題が大変な社会問題となっているわけでございますけれども、こうした兆候がすでに幼児期の段階でも見られるというような議論が行われております。いずれにしても幼児教育というものが大変注目されているわけでございますけれども、ところが、教育行政の側では必ずしもこれに対応できていない。国の行政では幼稚園は文部省、保育園は厚生省と二元化されているというような状況もあるわけでございます。

本条例は、原案はこうした幼児期の教育の問題につきまして、置かれている条件については、子供たちもさまざまな、置かれている条件についてはさまざまあるわけですが、一人一人の子供の可能性を引き出す教育というものに不平等があってはならない。こういうふうな点で幼児期の教育の問題について調査や研究、また施策の充実を図るために出されているものでございます。

今の情勢から見て、この条例制定の原案がまさに時宜にかなったものと言えると思います。こういう点で私も条例原案を断固として支持するものでございます。

条例修正案はこれまで尽くされた討論の中でもなお不明な点があり、こうした問題点が明らかになるまで検討期間を置くために3カ年の時限立法としたい、こういうふうなものでございます。しかし、修正案提案者から出されていますさまざまな疑問なるものは、これまでの委員会等の議論の中ですでに解明されている問題ばかりでございます。(「そんなことない」と呼ぶ者あり)例えば、この条例の目的がはっきりしない、(「そのとおり」と呼ぶ者あり)こういうふうなことが言われているわけでございますけれども、例えば研究業務報告書にはこの幼児教育センターの目的についてこういうふうに言われております。報告書の裏表紙の中に、今

の世の中で一人一人のお子様のしていること、しようとしていること、考えていることがしみじみおわかりでしょうか。力を合わせて考えましょう。こういうふうに呼びかけております。また日野市の未来の命を育むために、この冊子の中でこの幼児教育センターの本来の目的がすべての乳幼児にその生活の事情に即した、しかもそれぞれの子供の個性と発達に最もふさわしい保育を実現しようとする。これがそもそも保育の一元化というんだ、こういうふうに言われているところでございます。

また修正案提案者などから、幼稚園の格差解消の問題が先だ、とこういうようなことも言われているわけでございますけれども、しかし、日野市当局としてもこれまでこの格差解消には取り組んでおりますし、また市長答弁などでも今後ともこの格差解消に取り組んでいく、こういうふうな答弁をいただいております。

この幼稚園の格差解消の問題はやはり幼児教育センターの問題と切り離して考えられることでございますし、また対立させて考えるべき問題ではないと考えるわけでございます。あるいは修正案提案者からは、こういうふうな問題は国や都などに任せればよい。日野市で独自にやる意義はないではないか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）こういうふうな意見も出されているわけでございますけれども、こういうふうな意見が出されますと、一体、地方自治というのがどうしてあるのかということがわからなくなってしまうわけでございます。現実には矛盾のもとに子供たちが、乳幼児が行われていぬもとで国に任せるということではなく、むしろ自治体はその問題を先取りし、その問題についての手がかりを得て逆に国に働きかけていく、こういう点に地方自治の本当の意味の意義があるのではないかとこのように思います。

以上のようにさまざま疑問な点、解明されなければならない点がまだまだあるなどと言われておりますけれども、こうして出されている問題は、すでにこれまでの議論の中ですべて解明されており、検討の期間など必要はないと考えます。幼児教育センターの事業はこれまで委託事業という形で行われ個人の研究者の皆さん、また、このグループの皆さんの個人の熱情に任せ、ゆだねられてきたという側面がございます。条例原案はこれを行政としての位置づけ、しっかりさせ行政の責任を明らかにしようというものでございます。

3カ年の期限をつけるのではなく、原案どおり採択されるように特に議会の責任を強調して、私の意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　　一ノ瀬 隆君。

- 18番（一ノ瀬 隆君） 重松鷹泰先生という人を得て、森田市長が他市のまねのできないような秀でた施策を実現しているのが、この幼児教育センターであると考えます。この幼児教育センターをさらに強力にするための条例が、この設置条例であると理解いたします。将来にわたって、長きにわたって研究していきたいとする、この幼児教育センターの設置条例を、3年間のみと限定する修正案は全く理解できません。すでに委員会でも述べられていますように、3年間の時限条例とすることによって、数々の支障が予測されます。

この幼児教育センターの発展のために、市の幼児教育の前進のために、修正案に反対し、原案に賛成することを革新クラブを代表して述べさせていただきました。以上です。

- 議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。天野輝男君。
- 6番（天野輝男君） 私は、この幼児教育センターの設置条例について、私としては不満を持っております。と申しますのは、まだ幼児教育センターを始めて3年目であり、費用そのものもまだ十分ではないと私は信じております。（「そうだ」と呼び者あり）特に幼稚園、保育園の働きとしては、ゼロ歳児であるならば、当然親がそのゼロ歳児を面倒を見て当然であると思います。そのかわりに保育園に預けて、その子供の観察をしながらその親に伝えるということは、その親が子供を育てるに当たって、必要であるということでもあります。しかしながら、幼児教育というものは、親が要するに自分の手元に置いて育てるということが、一番意義深いと私は信じております。そういう面で、市長が、特に東京都においてこの問題を解決できなかったような問題を取り入れて、これを早急に条例化しようとするその問題自身が、私は納得できなかったわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

そういう面で、時限立法にして、3年間の間で十分検討していただいて、そして私たちが納得できるような方向に持っていただければ幸いに思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

- 議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。
- 17番（旗野行雄君） 修正案に賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

この幼児教育センターの問題が提起されて以来、教育のメインテーマが幼保一元化だという事実があります。また60年度あるいは59年度で研究の業務委託の契約を取り交わしているわけではありますが、その中にはっきりと、幼保一元化の研究だ、というようなことも明記されております。また本会議における市長の提案理由の説明なり、あるいは予算委員会での審議の中の市長の説明におきましても、幼児教育センターの一つのテーマは幼保一元化だということが言

われております。この点につきまして、我々は幼保一元化の研究というのは一自治体の行政の守備範囲を超える問題ではないか、ということを中心として主張しております。また手続的にも問題があると思います。ということは、関係者との意見聴取あるいは協議が全然なされていないという事情もあるわけであります。

そういうことはありますけれども、幼児教育の重要性ということは、十分理解しているわけであります。そこで、この修正案のように3年間の時限立法にして、その実績を踏まえて将来廃止すべきか、あるいは条例化すべきか、ということを中心として検討してもいいのではないかと、こういう意見であります。

そういう意見でありますので、この修正案に賛成だという意見を申し上げておきます。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 修正案賛成の立場から意見を申し上げます。

幼児教育のあり方を模索するというテーマは、一地方自治体に取り組む枠をはるかに超えております。まさに国家的課題であります。大義名分、この幼児教育のあり方を模索するという大名分にはだれも反対できませんが、実践となりますと、地方自治体の守備範囲を逸脱していることは明白であり、行政課題が山積している日野市の行政で国家的なこのテーマに対して、あえて日野市民の税負担で取り組むことは税金を納めている市民の皆さんどなたも疑問に持つだろうと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）また今後このテーマに取り組んでみても、その成果が実践面でどれだけ十分反映できるか、反映するか、これは森田市政のこれまでの実績から見てもその経過を慎重に見届けてからいかねばならない、経過を慎重に見届けてから考えなければならない、というふうに思うわけであります。

条例ができるかどうかは、とりあえず3年のこの期間をまって、その段階でこの成果を踏まえて検討すべきである、このように考えるわけであります。以上であります。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について（「手を挙げているぞ」と呼ぶ者あり）——二度御意見はありませんかと言っていますので、きちんと最初から意見があるときは手を挙げていただきたいと思えます。（笑声）夏井明男君。今後十分注意するように。

○13番（夏井明男君） 一言意見を述べさせていただきます。

共産党の中谷議員のお話では、3年の時限立法に対する考え方の意義に対して、幼児の教育について不熱心ではないかという御意見であります。私も4歳、6歳、8歳の子供を持っております。一般会計予算の中でもこの予算計上の中で私は、市長及び教育長にこの存在理由は何なのか、ということをお尋ねをした1人です。また本会議におきましても、市長にこの点をお尋ねしたわけでありました。しかし、本会議の中でも市長のお話ですと、なかなか説得のできる、また皆さんにわかっていただけない思いがあるけども、ということをお再述べられているわけでありました。また一般会計予算の教育長の答弁の中にも、従来の幼児教育のあり方については、とかくすると象牙の塔にこもった研究がなされている。今回のこの幼児教育センターというのは、その現場に肉薄をして、その幼児の中に、お一人お一人の中に入っていくんだ、というお話がありました。

そこで私は、教育長、違うじゃないですか、むしろ従来、幼児の心理のあり方、肉薄してその幼児の人格に迫るような、また研究が、まさに現場の中から数多くすぐれた論文が出されているのではないですか、ということをお私は申し上げましたけれども、それに対しては教育長は深くうなずいているだけでありました。

3点ほどこの問題について教育長の方から必要性について答弁があったわけですが、私は、そのとき申し上げたのは、さまざまな研究がなされているということと、それから教育センターというものが、初めて、全国で初めてなのかどうかわかりませんが、このような形態として行われるものは、恐らく初めてであろう、というふうに思っているわけですが、その中で、今どうしてこういう必要性が強く叫ばれているのか、お子さんをお持ちの父母の方も、さらには我々議会人にも十分説明のいくようなことをしていただきたい、ということをお申上げてきたわけでありました。教育センターのねらいも当初お話がありましたとおり、幼稚園、保育園の一元化を目指すというふうなお話が再三説明の中にあつたわけですが、それは前回の本会議の中でも、それは目的としてあるけれども、しかし、この設置条例の中には掲げておりませんという、これは厳しい話かもしれませんが、一種詭弁に似た答弁があったわけでありました。

私どもも、この3年間という意味は、要するに現在58年から行って約3年たっております。将来また3年だから6年の研究期間が精力的になされるわけでありまして、この研究の中身を我々議会人の責任を持って、やはり運営形態についても見ていこう、という趣旨であります。

そういう意味で、共産党の中谷議員がこの問題について修正案の人々の意見は教育について幼児のあり方について不熱心であるということは、これはだめにする話であるとしか私には思えないわけであります。

以上をもちまして原案反対、修正案を賛成の意見を述べさせていただいたわけであります。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、修正であります。

まず委員会の修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって委員会修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕（「原案反対だな、手を挙げないのか」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川重憲君） これより議案第18号、日野市奨学金条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

○文教委員長（坂垣正男君） 文教委員会の御報告を申し上げます。

議案の第18号、日野市奨学金条例の制定でございます。提案の際にも説明がありましたように現行の条例を全面的に改正するものでございます。これまで支給対象、高校生、大学生であったものが高校生のみということになりました。支給対象人員30名であったものが60名に拡大されたものでございます。月額5,000円の支給ということでございます。

慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第18号、日野市奨学金条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第12号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

- 厚生委員長（鈴木美奈子君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

3月24日午前10時から厚生委員会が開かれまして、このたびの中で私、鈴木美奈子が委員長に就任いたしまして、副委員長には高橋 徹委員が選出されましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは議案第12号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これは今までありました国保運営協議会の中に被用者保険等保険者を代表委員として2人を任命する。この国保施行令の改正に伴いまして、これが市の中に出されたものでございます。

この審議の中では、この代表を2名入れることによって、国保税が高くなるのではないかと、あるいはまた国保税とは関係ないのではないかなどという、こういう質疑もなされましたけれども、慎重審議の結果、採決をいたしまして賛成5、反対1で原案が可決されましたので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

- 議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小俣昭光君。

- 10番（小俣昭光君） 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について日本共産党市議団を代表いたしまして一言反対の意見を述べさせていただきます。

この条例は昨年の国会で健康保険改悪が強行されて、退職者医療制度が市町村の国民健康保険事業に導入されたときに国民健康保険施行令が改悪されたことにより、被保険者代表者、保険医、薬剤師代表、公益代表の三者の代表で構成される国民運営協議会に国民健康保険と全く

関係ない組合健康保険の代表も参加させることができるとされたことからであります。今回の改定が昨年の健康保険改悪の施行を具体的に保障するための一つであります。

第1は、国民健康保険は退職者医療制度と別のもので別立てで運営されています。国保運営協議会は国民健康保険の事業の運営に関することを審議するところであり、この協議会に直接関係ない団体の代表が参加して審議されることは、制度本来の趣旨に背くものであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）第2は、退職者医療制度の財源は保険者本人の保険料と共済組合等から拠出されています。そして退職保険者の保険料は国保料金と同率とされているため国保料金の値上げが結果として組合保険等の保険の拠出金の抑制につながるという関係にあります。組合保険代表者等国保の被保険者と利害関係が相反する立場にあります。したがって被用者保険等の保険者代表を委員に加えることに反対し、この条例に反対を表明いたします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第12号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。（「議長、横暴」と呼ぶ者あり）

これより議案第13号、日野市勤労・青年会館条例の制定、議案第14号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第17号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（鈴木美奈子君） それでは引き続きまして議案第13号、日野市勤労・青年会館条例の制定についての委員会の審査報告を申し上げます。

これは日野市多摩平一丁目10番地の1に日野市勤労・青年会館がつくられまして4月17日にオープンする予定でございます。

意見の中でもこの運営については公平な運営をするように、あるいはまた商店や零細企業の方たちが使いやすいようにするようとか、あるいはまた高校生なども使いやすいように、こういう意見などが出されまして、慎重審議の結果、採決に入りまして全員異議なく原案のとおり可決と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

引き続きまして議案第14号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは日野市東豊田三丁目30番地の18に市立多摩平東地区センターを設置する、この条例でございます。この工期が3月いっぱいでは泉塚、多摩平七丁目、約797世帯がこの対象区域でございます。

慎重審議の結果、採決をいたしまして、全員異議なく原案可決といたしましたので、よろしくをお願いいたします。

引き続きまして議案第17号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定についてでございます。

これにつきましては社会福祉法人アゼリヤ会が八王子に建築している特別養護老人ホームの新設事業についての資金の助成、また立川市にあります社会福祉法人至誠学舎、これに対するデイホーム等の新設事業に対しての資金の助成でございます。

これにつきましても採決の結果、全会一致可決と決しましたのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は、原案可決であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第13号、日野市勤労・青年会館条例の制定、議案第14号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第17号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定の件

は、原案のとおり可決されました。

これより議案第15号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第16号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第36号、市道路線の廃止、議案第37号、市道路線の認定、議案第38号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結、議案第39号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価、議案第40号、日野市小規模事業者育成条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（谷 長一君） それでは61年第1回定例会3月20日、本委員会に付託されました議案について24日審査をいたしましたので、その結果を報告させていただきます。

まず最初に、委員長に私がならさせていただきましたのでよろしく願いいたします。また副委員長には川嶋副委員長がなられましたので何分よろしく願いいたします。非常に未熟ですので皆様方の御協力を心からお願いいたします。

まず最初に議案第15号より始めます。議案第15号は日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の主な理由は、昭和50年以降蚕繭共済の該当者がなく引き受けがないということでございます。それと法——災害補償法の改正により水稻の当然加入の面積要件の変更、さらには牛の場合は胎児に及ぶようになったのであります。園芸施設栽培の技術の向上によりまして、格差があるようになりましたので、共済加入者の申し出によりまして病虫害共済事故の対象にしないようになった、というようなことが主な改正の理由であります。

質問が出されましたが、採決の結果、全会一致原案可決と決定いたしましたのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に議案第16号であります。第16号は日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定でございます。

この条例の主な改正の理由ですね、これは市内の都市公園の占有物計の許可手続と占用料制定のために改正するものである、ということであります。施行は4月1日であります。

質問等もなされました。その結果、全会一致で原案可決となりましたのでよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次は議案第36号、市道路線の廃止でございます。これは今朝ケ島5号線、姥久保上4号線であります。

廃止の理由は日野91号路の道路区域に編入されるためと、あと一つは開発行為完了に伴い一部廃滅または残りの部分は新町2号線の道路区域に編入されるということでございます。委員全員の方に現地を見ていただきました結果、慎重に現地におきましても検討いたしました。

その結果、全会一致可決と決定いたしましたのでよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

続いて議案第37号、市道路線の認定でございます。

路線名から申し上げますと日野91号線でございます。これは先ほど申し上げましたように今朝ケ島第5号線と関連がありまして寄附行為の完了に伴い市道路線と認定するものであります。南平36号線、南平37号線、南平38号線は開発に伴う寄附と帰属であります。次の新町2号線、新町3号線は開発に伴う、開発行為と帰属でございます。その次が南平39号線、新町4号線は所管がえ、それとつけかえでございます。所管がえにつきましては、今まで普通財産でありましたのを行政財産にするということでございます。

これも同じく現地を委員の方々全員で見まわりまして、いろいろと現場におきまして、またた帰って来ましても質疑がなされましたが、問題はなく全会一致可決、原案どおり可決と決まりましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次が議案第38号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。

これは日野市都市計画事業土地区画整理事業の業務を新都市建設公社に委託するということでございます。その間、日野市と建設公社との間で昭和37年10月8日に締結しまして、昭和39年3月31日付及び昭和56年10月15日付で一部を変更した、こういうことございます。そこで、その中に2条の中でつけ加えるものということになりますと、2条の2項でございます。高幡地区と豊田地区ということでございます。

慎重に審議をいたしました。採決の結果、全会一致原案どおり可決と決定いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

それから議案第39号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価についてでございます。

これは、共済事務を継続するための事務費の負担割合を定めたもので、農林水産省が告示したものを条例化するというものでございます。質疑、意見がございませんでした。

採決の結果、全会一致原案可決と決しましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

それから議案第40号、日野市小規模事業者育成条例の制定でございます。

これは理事者より説明がございました。その説明によりますと、対象者は常時従事する従業員を含めて4人以下とする。これは商工業者3,734人のうち1人から4人が2,723人で6.65%を占めるのであるということと、常時従事する従業員とは3カ月以上継続して従事する者で、アルバイトまたは短時間者は除くということでございます。それで適用の範囲ということになりますと市税の納税義務者で区市町村民税を完納している者、満20歳以上ということでございます。それで今度、資金の調達援助ということになりますと国民金融公庫の小企業等経営改善資金の融資を受けた小規模事業者に対して、1.5%の利子補給を行うというものでございます。

質疑が多くなされましたが、しかし、慎重審議の結果、全会一致原案可決と決定いたしましたのでよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 議案第40号、日野市小規模事業者育成条例の制定について若干お聞きをいたします。

御承知のように、全く同じ名称の条例が12月議会に提案をされたわけでありまして。この折には、いろいろ提案理由の説明がございましたが、この条例の本質と申しますか、ねらうところが共産党に至れり尽くせりの条例ではないか、というようなこともございまして、その本質が明らかになり、継続審査となり、遂に廃案となったわけでありまして。（「そうだ」と呼ぶ者あり）市議選中は、このことをとらえて、いろいろ共産党は街頭でも声高に非難をしていたようではありますが、やはり条例できちんと出すには、今回のようにきちんとした、特に日野市の

多くの商工業の皆さんが加盟しておられる公益法人商工会とも十分な連携のもとに提出された今回のような条例であれば、当然私どももきちんとして審査もできるわけでございまして、その目的とするところも、大いに認めるわけでありまして。商工会をそっちのけでやはりこういうものをつくっちゃいけないわけでございまして、市長に十分注意をその折、促したわけでありまして、私は12月議会でこの3条の資金調達の援助に関する、という件についていろいろお聞きをいたしました。

12月議会では、市長は利子の補給のことおっしゃったのですが、100万円程度貸し付けたい。適正な期間で返してもらうわけですが、融資をする、お金を貸すということをおっしゃっておりました。ところが、今回の条例案を見てみますと、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度、この制度のお世話になっておられる方について、利子補給をするということになっております。今回、同じ名称の条例でございまして、融資の件については、今回盛られておりません。これがなぜ今回は外されたのか、委員会で質疑がございましたら、委員長から教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 建設委員長。

○建設委員長（谷 長一君） ただいま古賀議員の件につきましては、委員会としては特に審議をいたしませんでした。また質問等もありませんでしたので、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長

○生活環境部長（坂本金雄君） お答え申し上げます。

前回の3条の解釈のときに、市長から答弁がございまして100万を限度というようなお答えをいたしましたけれども、今回の育成条例に盛り込まれました融資につきましては、先ほど御質問の中にもございましたように、小企業等経営改善資金融資、国の制度に乗った制度を生かしまして、その利子補給を行うものでございます。この制度は通常マル経と申しております、融資の限度額は400万円以内でございまして、無担保、無保証人でございます。利率は公定歩合の引き下げなどがございましたので不確定な要素がございましたけれども、現在のところ、年6.8%でございます。その利率のうち1.5%を公費で見ますので借り入れる方は5.3%の負担で済む、こういう内容でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○ 24番(古賀俊昭君) 予算額も61年度予算には出ておりますが、大体市内に対象者2,723人ですか、大体66%ぐらい対象を見込んでおられるようですが、この制度を活用される方について、どのくらい業者がいらっしゃるというふうに見ておられるか、予算書にあったかもわかりませんが、参考のためにお聞かせください。

○議長(黒川重憲君) 生活環境部長。

○生活環境部長(坂本金雄君) 予算書の287ページ、節の19のところに小規模事業者育成とございます。金額は1,040万でございますけれども、このうち利子負担分として480万を予定しております。そのほかに人件費補助が500万、それから研修に要する費用60万、合わせて1,040万でございます。それから、この人件費補助は小規模事業者の経営指導、専門的な立場から経営指導をしてくださる方に対する人件費の補助でございまして、商工会に参るものでございます。以上です。

○議長(黒川重憲君) ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○ 29番(竹ノ上武俊君) 議案第40号の日野市小規模事業者育成条例の制定について一言意見を申し上げておきます。

この条例が極めて市民の要望にこたえた内容のものであり、なかんづく小規模事業者の期待にこたえたものであることは全会一致で委員会において可決されたことによっても証明をされていると思います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

ただいま古賀議員より、共産党のために至れり尽くせりの法案であったためにというような趣旨の質疑が行われました。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)とんでもない発言でございます。この条例の内容は今委員長からも報告がありましたように、従業員4人以下の小規模事業者の要求にこそ奉仕をしておれ、特定政党に奉仕した内容でないことは、審議経過からも明らかであります。建設委員会は、そのために全会一致でこれを可決としたわけであります。古賀議員の質疑は、ためにする発言であると言うほかはないと思います。そのことは、12月議会で古賀議員と似たような趣旨の質疑をされた議員がおられました。しかし、今回市会議員選挙という審判を受けた際に、このことを強く主張した議員は、再び市議会壇上に上ることはできなかったわけでありませう。

このことをもってしても、この条例が市民に奉仕するものであることは明らかである、ということを一言申し上げまして、賛成いたしたいと思います。

- 議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本7件について採決いたします。本7件に対する委員長報告は、原案可決であります。本7件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第15号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第16号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第36号、市道路線の廃止、議案第37号、市道路線の認定、議案第38号、日野都市計画事業土地区画整理事業の業務委託に関する協定の一部を変更する協定の締結、議案第39号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価、議案第40号、日野市小規模事業者育成条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第61-1号「40人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

- 文教委員長（坂垣正男君） 請願の審査報告を申し上げます。

請願第61-1号、「40人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願であります。

提出者は日野地区協議会議長、久保田俊司さんほか109名となっております。紹介議員はここに記載されておりますように、3名の各議員がなっております。

この請願の要旨は、昨年3月の日野の市議会におきましても、全会一致採択いたしました40人学級の早期実現を求める請願の内容と、ほぼ同趣旨のものでございます。今年度から、国が1年生から40人学級の実施を踏み切ったのでありますけれども、全校に及ぶ実施を早期に実施してほしい、こういう内容をもって国、都議会への請願を、意見書を上げるよう要請する請願であります。

審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議いただきたいと思いま

す。

- 議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第61-1号、「40人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これたり議案第43号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 議案第43号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意についてでありまして、日野市農業共済条例第102条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。空欄に上段から、住所、日野市栄町四丁目24番地の1、氏名、福島盛之助さん、生年月日、昭和5年8月23日、住所、日野市多摩平5丁目12番地の9、氏名、一ノ瀬 隆さん、生年月日、昭和7年9月15日と記入くださるようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

- 議長（黒川重憲君） これたり質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

本件は福島盛之助君、一ノ瀬 隆君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によりそれぞれ退席していただきます。

まず福島盛之助君の退席を求めます。

〔7番議員退席〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。福島盛之助君を日野市農業共済事業運営協議会委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって福島盛之助君を同意することに決しました。

福島盛之助君の除斥を解きます。

〔 7 番議員着席 〕

○議長（黒川重憲君） 次に一ノ瀬 隆君の退席を求めます。

〔 18 番議員退席 〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。一ノ瀬 隆君を日野市農業共済事業運営協議会委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって一ノ瀬 陸君を同意することに決しました。

一ノ瀬 陸君の除斥を解きます。

〔 18 番議員着席 〕

○議長（黒川重憲君） よって議案第 43 号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

お諮りいたします。4月1日は休会の日であります。議事の都合により特に会議を開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって4月1日は特に会議を開くことに決しました。

お諮りいたします。4月1日の会議は議事の都合により特に午前零時1分に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって4月1日の開議時間は午前零時1分に繰り上げることに決定いたしました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後 11 時 57 分 延会

4 月 1 日 火曜日 (第11日)

昭和 6 1 年
第 1 回定例会

日野市議会会議録 (第 11 号)

4 月 1 日 火曜日 (第 1 1 日)

出席議員 (29 名)

1 番	奥 住 日出男 君	2 番	宮 沢 清 子 君
3 番	高 橋 徹 君	4 番	土 方 尚 功 君
5 番	山 口 達 夫 君	6 番	天 野 輝 男 君
7 番	福 島 盛之助 君	8 番	福 島 敏 雄 君
9 番	中 谷 好 幸 君	10 番	小 俣 昭 光 君
11 番	川 嶋 博 君	12 番	馬 場 繁 夫 君
13 番	夏 井 明 男 君	14 番	小 山 良 悟 君
15 番	馬 場 弘 融 君	16 番	高 橋 徳 次 君
17 番	旗 野 行 雄 君	18 番	一ノ瀬 隆 君
19 番	板 垣 正 男 君	20 番	鈴 木 美奈子 君
21 番	中 山 基 昭 君	23 番	黒 川 重 憲 君
24 番	古 賀 俊 昭 君	25 番	谷 長 一 君
26 番	市 川 資 信 君	27 番	石 坂 勝 雄 君
28 番	名古屋 史 郎 君	29 番	竹ノ上 武 俊 君
30 番	米 沢 照 男 君		

欠席議員 (1 名)

22 番 秦 正 一 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 川久保友子君

議事日程

昭和61年 4月 1日(火)

午前 10 時 開議

(議案上程)

日程第 1 議案第44号 日野市監査委員の選任について

(選挙・選任)

日程第 2 東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について

日程第 3 東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙について

日程第 4 南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について

- 日程第 5 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について
- 日程第 6 東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 南多摩斎場組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 日野市農業委員会委員の推薦について
- 日程第 9 日野市消防委員（議会選出）の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 9 まで

午前 0時 1分 開議

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより議案第44号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第44号、日野市監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市監査委員議会選出の選任同意についてであります。地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。空欄に住所、日野市平山五丁目21番地の9、氏名、旗野行雄さん、生年月日、大正14年2月15日と記入くださるようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

本件は旗野行雄君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退席していただきます。

旗野行雄君の退席を求めます。

〔17番議員退席〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。旗野行雄君を日野市監査委員に同意することに御意議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって旗野行雄君を同意することに決しました。

旗野行雄君の除斥を解きます。

〔17番議員着席〕

○議長（黒川重憲君） よって議案第44号、日野市監査委員の選任の件は、これに同

意することに決しました。

これより日程第29、東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都11市競輪事業組合議会議員に秦 正一君、石坂勝雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました秦 正一君、石坂勝雄君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました秦 正一君、石坂勝雄君が東京都11市競輪事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました秦 正一君、石坂勝雄君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第30、東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都4市競艇事業組合議会議員秦 正一君、石坂勝雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました秦 正一君、石坂勝雄君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました秦 正一君、石坂勝雄君が東京都4市競艇事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました秦 正一君、石坂勝雄君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第31、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩東部共立病院組合議会議員に山口達夫君、小俣昭光君、馬場弘融君、中山基昭君、古賀俊昭君、名古屋史郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山口達夫君、小俣昭光君、馬場弘融君、中山基昭君、古賀俊昭君、名古屋史郎君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしま

した山口達夫君、小俣昭光君、馬場弘融君、中山基昭君、古賀俊昭君、名古屋史郎君が南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山口達夫君、小俣昭光君、馬場弘融君、中山基昭君、古賀俊昭君、名古屋史郎君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第32、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることを決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に高橋徳次君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました高橋徳次君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました高橋徳次君が東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高橋徳次君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第33、東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都市交通災害共済組合議会議員に黒川重憲を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました黒川重憲を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました黒川重憲が東京都市交通災害共済組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒川重憲に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第34、南多摩斎場組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることを決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩斎場組合議会議員に小山良悟君、名古屋史郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小山良悟君、名古屋史郎君を当

選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました小山良悟君、名古屋史郎君が南多摩斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小山良悟君、名古屋史郎君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第35、日野市農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市農業委員会委員に中谷好幸君、一ノ瀬 隆君、谷 長一君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によりそれぞれ退席していただきます。

まず中谷好幸君の退席を求めます。

〔9番議員退席〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。中谷好幸君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって中谷好幸君を推薦することに決しました。

中谷好幸君の除斥を解きます。

〔 9 番議員着席 〕

○議長（黒川重憲君） 次に一ノ瀬 隆君の退席を求めます。

〔 18 番議員退席 〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。一ノ瀬 隆君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって一ノ瀬 隆君を推薦することに決しました。

一ノ瀬 隆君の除斥を解きます。

〔 18 番議員着席 〕

○議長（黒川重憲君） 次に谷 長一君の退席を求めます。

〔 25 番議員退席 〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。谷 長一君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって谷 長一君を推薦することに決しました。

谷 長一君の除斥を解きます。

〔 25 番議員着席 〕

○議長（黒川重憲君） これより日程第 36、日野市消防委員（議会選出）の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって選任の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名すること
に決しました。

日野市消防委員に福島敏雄君、小俣昭光君、川嶋 博君、馬場弘融君、箕野行雄君を指名い
たします。

日野市消防委員に福島敏雄君、小俣昭光君、川嶋 博君、馬場融君、箕野行雄君を指名いた
します。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められま
すので、地方自治法第117条の規定によりそれぞれ退席していただきます。

まず福島敏雄君の退席を求めます。

〔8番議員退席〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。福島敏雄君を日野市消防委員に選任する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって福島君を選任することに
決しました。

福島敏雄君の除斥を解きます。

〔8番議員着席〕

○議長（黒川重憲君） 次に小俣昭光君の退席を求めます。

〔10番議員退席〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。小俣昭光君を日野市消防委員に選認する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって小俣昭光君を選任するこ
とに決しました。

小俣昭光君の除斥を解きます。

〔10番議員着席〕

○議長（黒川重憲君） 次に川嶋 博君の退席を求めます。

〔 11 番議員退席 〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。川嶋 博君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって川嶋 博君を選任することに決しました。

川嶋 博君の除斥を解きます。

〔 11 番議員着席 〕

○議長（黒川重憲君） 次に馬場弘融君の退席を求めます。

〔 15 番議員退席 〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。馬場弘融君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって馬場弘融君を選任することに決しました。

馬場弘融君の除斥を解きます。

〔 15 番議員着席 〕

○議長（黒川重憲君） 次に簗野行雄君の退席を求めます。

〔 17 番議員退席 〕

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。簗野行雄君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって簗野行雄君を選任することに決しました。

簗野行雄君の除斥を解きます。

〔 17 番議員着席 〕

○議長（黒川重憲君） 本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は4月2日水曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前0時17分 散会

4月2日 水曜日 (第12日)

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録 (第12号)

4月2日 水曜日 (第12日)

出席議員 (29名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

22番 秦正一君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育次長	小山哲夫君	選挙管理委員会事務局長	土方正作君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 田辺雅子君

議事日程

昭和61年4月2日(水)

午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件 日程第1

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、老人医療費無料化制度の復活のために、についての通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔9番議員登壇〕

○9番（中谷好幸君） 9番、中谷好幸です。初議会の一般質問のトップバッターに御指名をいただき、大変光栄でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、老人医療費無料化制度の復活のために質問させていただきます。

昭和58年、1983年2月1日に老人保健法がスタートしました。そして、この日の夕刊は、各新聞は大きく老人保健法のスタートを報道しております。例えば毎日新聞は大きな見出しで「400円せつなく出して」というふうに、このように書いております。お年寄りに、健康への自覚と適切な受診をお願いする——が、趣旨の新制度だが、本音は、お年寄りの医者通いにブレーキをかけ、老人医療費を抑えようという方策である。この2月1日は、成人病予防週間の初日に当たります。そして、風邪が猛威をふるっているこの時期に、百円玉4枚を窓口に差し出すお年寄りの姿にせつなさがこもったと。こういうふうに書いて、写真も大きく掲載しているわけでございます。まことにこの昭和58年2月1日と申しますのは、10年間余にわたって続いた老人医療費の無料化制度が崩れるというせつない日でございます。それから3年経過したわけでございますが、たった3年しかたっていないというのに、政府自民党は、またもお年寄りの医療費の大幅値上げなどを内容とする、この老健法の再改悪をたくらんでいるわけでございます。この老人医療の問題、あるいは老人医療費無料化制度の問題については、これまでも先輩の議員が質問されているところでございますけれども、この時点に立って、改めて私は幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

第1点は、「金納めるのが嫌、長生きさせろというのは無理だ」「そうだ」と呼ぶ者あり）老健法が制定され、老人医療費に一部負担が導入されて3年間がたつわけでございますけれども、この老健法が成立することによって、どういう事態が生まれているのか。市当局でつかまれているところについて教えていただきたいと思っております。例えば、一部自己負担の導入で、例

えば市立病院などで、外来患者数などに影響があったのかどうか。あるいは長期入院患者などに対して、医療機関収入が低減する措置が講じられる。こういうふうなことになったわけでありませけれども、こういう点での影響はどうかと。こういう問題は、どういふふうに対応されてきたのか。ここら辺の点について、明らかになりましたら教えていただきたいと思ひます。あるいは老健法の制定により、在宅治療ということが強調され、お年寄りが病院から退院される。これは、市立病院のことではございませけれども、こういう話もしばしば聞いているところではございませ。日野市では、健康課で老人訪問看護制度などが実施されているわけではございませけれども、この老健法の制定で、寝たきり老人などはどういふふうな状況になっているのか。ふえているのかどうか。あるいはつかんでおられるところがありましたら、その影響について教えていただきたいと思ひます。

第2点目の質問は、日野市では、老人医療費無料化制度を復活を求める運動が、さまざまな団体によって根強く行われてまいりました。既に日野市議会でも、老人医療費無料化制度復活の請願採択が、二度にわたって行われているところではございませ。老人医療費の無料化制度の復活は、本来国や東京都の責任で実施されるべきものではございませ。しかし、全国的に見れば幾つかの自治体で、市町村独自の施策として無料化制度を存続させる、あるいは、それにかかわる助成制度を実施しているというところもあるようではございませ。（「やっているよ」と呼ぶ者あり）この老人医療費無料化、医療費助成の問題についてどのように考えられるのか。また、日野市の独自の施策として、これを実施する場合どのような点に困難があるのか。ここら辺の点について説明していただければ幸いです。また、何らかの助成を考えられる検討もされているようではございませけれども、どういふ中身なのかということについても教えていただきたいと思ひます。

第3点目の質問は、老健法によって保健事業——ヘルスの事業、これが、市町村主体になって進められるということになりました。日野市でも、こうした事業が進められているわけではございませけれども、こうした事業——健康相談や成人病検診など、どのような成果が上げられているのか。3年間ですから、どういふ言えることではないかもしませけれども、今この健康事業を進める上で問題となっているところや、今後の展望などをお聞かせいただければ幸いです。

以上の3点について御質問したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは、第1点目の老健法の問題についてのお答えを申し上げます。

まず、老健法は、昭和58年2月に発足したわけでございます。それまでの無料制度を、一部負担金の導入ということによりまして実施してまいりました。医療費の負担につきましても、国は7割、その他は7割を各医療保険制度の拠出金で賄うということでございます。そのような状況の中で、日野市と東京都と国で3割を公費、あと7割は、各医療保険制度の拠出金で賄うという制度でございます。

日野市の状況についての御質問でございますけれども、3年間を経過する中で、どのように変化をしてきたか、御質問でございますが、まず、私どもの方で受診率——受診件数を受診者で割りました受診率によりまして御報告申し上げますと、昭和55年度には年間で13.9件。したがって、月に直しますと1人1.16件でございます。56年が14.7件、1.22件、月です。それから、57年度になりますと年間で14.3件で、月に直しますと1.19件。老健法が実施されました57年になりますと1.04、ちょっと下がりました。しかしながら、58年には年間で53.3件、月に直しますと1.26件。59年度になりますと16.2件で、1.35件と再び増高の方向に向かってきている、そういう状況でございます。

したがって、医療費等の改正等もございまして、また、の時代からへの時代、無料化の時代から老健法の実施後の状況につきましては、医療費の積算も、あるいは支出の状況も異なりますので、医療費そのものの比較はちょっといたしかねますけれども、状況といたしましては、総体的に医療費がふえてきている。年間の状況も大体10%から15%、60年から61年度の老健法の子算の状況に見ますと、約13%の医療費の伸びという状況が実情ではないかというぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君） 病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君） 市立病院の入院の現状を申し上げますと、入院の場合には、従来とそれほどの変化はございませんが、昨年11月に、CTの導入によりまして若干病状の変化はされてございます。それから、特にお年寄りの場合、長期入院をされている方を、退院をさせるというケースは特にございません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答え申し上げます。

老健法が施行されて以降、ヘルス面における影響はどうかということでございます。第1点目の質問の中で例を挙げておられました。在宅福祉重視のために、訪問看護の数はどうなっているかという御質問でございますけれども、58年度以降、訪問看護の対象の数を見ますと、ほぼ横ばいで、ある時期によっては対象人数がふえ、ある時期によっては、それが逆に下降気みであると。こういうことがございまして、大まかに申し上げますと、老健法が制定以来の影響はないということが言えます。

さらに、ヘルスの問題全般について申し上げますと、老健法の第2の柱でございますヘルス事業につきましては、健康手帳の交付でございますとか、健康教育、健康相談、一般健康診査、リハビリテーション、訪問看護、この六つの事業が対象になりますけれども、お年寄りの健康診査につきましては、着実に数がふえてございます。法律が制定されました58年につきましては、日野市内で4,450人の方が健診を受けてございます。それが、59年度になりますと、一挙に6,122人にふえました。そして、60年度が6,812人、そして、本年度61年度につきましては、7,100人を予定いたしまして、保健事業健康診査を行う予定でございます。

そのほか健康教育、あるいは健康相談の機会の設定でございますけれども、せんだっての本会議でもちょっと触れましたけれども、多少意識の低下はあっても、健康教育を受けに行くんだという方だけを対象にしないで、ほかの目的でたくさん人の集まる場所で教育の場を設定する。そういうことによって、多くの方に健康教育の機会、あるいは健康相談の機会が提供できる。そういうことから、人の集まる場所にこちらから出向いて行って、教育相談の機会を積極的につくろうという方針を持っております。例えば産業祭りでございますとか、そういう市でやる大きな事業に付随して相談の機会をつくるとか、あるいは老人クラブの学習会に、こちらから出向いて行って行くとか、お年寄りの集まっている所、婦人の集まっている所、そういう所に積極的に出向いて行く、そういう方針を持っておるわけでございます。

健康手帳の記載については、受診された方自身が記載をするようになっておりますけれども、なかなかお年寄りについては、それができにくいような状況もございます。健康診査を受けた後で、医師から適切な助言を聞き、それを記録しておく。こういうことが、健康に関心を持つということで非常に大事なことになるかと思っておりますけれども、この健康手帳の活用について

は、現在地域保健協議会に諮問をしております諮問の一つの事項になっております。そういう観点から、何らかの協議も行われるものと、私どもは期待をしております。

そして、教育とか相談の機会でもどうしても必要なものは、保健婦、看護婦、さらに、歯科衛生士などの専門職員でございまして、こういう専門職員の確保についても、人事当局に現在お願いをして、保健センターが開設するまでに、すべて準備を整え十分なセンターの活用を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 第2点の御質問にお答えしたいと思います。

日野市の、それぞれ請願、あるいは老人組織による無料化の要望の運動等も、私どもも承っておるところでございます。また、個別のやはり要請書、あるいは要請文等も寄せられておるという状況でございます。そういう状況の中での日野市の考え方ということでございますけれども、日野市といたしましては、できるだけ今後とも — 改正が予定されておりますけれども、個人負担はふやさない方向で努力していきたいと、こういうぐあいに考えております。また、市長も、地域保健協議会の方に、現在老人医療の無料化に資する方策についての諮問をしております。この諮問が、答申はまだいただいておりますけれども、答申をいただいてから、十分にこの問題については前向きに、何らかの形で検討した施策を打ち立てていきたいと、こういうぐあいに考えているところでございます。

また、無料化を実施する際に、日野市がどのような困難にぶつかるかと、このような御質問でございますけれども、58年の2月から老健法が実施されて以後、老健法の一部負担、これに対する各自治体での上乗せ措置、これが、各市町村でかなり実施されてきたわけでございますけれども、厚生省といたしましては、上乗せは好ましくないと、こういう老健法の趣旨に反するという形の指導を、ずっと続けております。その内容といたしましては、医療費の審査支払いを行う審査支払い基金に対する、医療費支払い業務についての指導、このようなものが含まれているわけでございます。しかしながら、老健法の実施後に東京都において、このような具体的なペナルティー、あるいは指導を具体的に受けたということには聞いておりませんし、日野市といたしましても、特にそのような強い指導は受けておりません。この辺につきましては、今後とも実施すれば、やはり一定の審査制限、社会福祉診療報酬支払い基金等に対する指導強化と、実質的には、各医療機関の診療が困難になるような状況を考えさせられるような指

導が、やはり考えられますが、私たちとしては、このような法律を、やはり遵守しながら、前向きに市民の負担軽減について考えるということが必要だというぐあいに考えているところでございます。検討中の中身につきましては、今後とも答申をいただいて、それぞれの御要望を十分に加味しながら、実施の方策を探っていきたいというぐあいに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君） 少し今の答弁の中で、もう少し詳しくお願いしたいところあるんですが、一つは、ヘルスの事業の方の老人健診が伸びているということなんですけれども、数が件数で言われましたけれども、対象者から見て率はどのくらいなのかということについて、それから、助成を行う困難、厚生省の指導などの点について説明していただきたいと思いますけれども、財政的な困難というのはどうなのか。老健法が改正されれば、一層財政的にも困難になると思うんですけれども、今の時点で、もし今お年寄りが負担されている分を財政的に助成しようと思えば、どの程度かかるのか。あるいは、今度老健法が改悪されれば、どのくらいになるのかというようなところを、大体のところ結構ですので、答えていただければと思います。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答え申し上げます。

65歳以上のお年寄りの健診につきましては、個別健診の形をとっておりまして、あらかじめ私どもで把握した該当者に、封書をもちまして、問診票を中に入れてまして、そして、御近所の、あるいは御都合のいい病院へ行って健診を受けなさいという方法をとっております。58年2月に発足しました法律の中で、5年計画を立てまして、したがって——61年度計画と通称申しておりますけれども、61年度までに、およそ50%の方が受けられるように努力をなささいという目標がございます。私どもは、60年度、昨年度におきまして40%をわずかに超えております。50%を目指しまして、今後も努力をしております。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 指導の中身ということでございますけれども、具体的には私どもは受けているわけではございませんし、東京都においては、そのような状況については経験しておりませんので、申し上げる経験というのはございませんが、情報によりますと、支払い基金の上乗せ措置に協力をしないということで、従来の医療機関から支払い基金、市町村

への流れていた公費負担分、あるいはその審査、その辺のところに影響が出てくるというぐあいに聞いております。

また、この6月に実施、あるいは改正を予定しております改正案、これによりますと、現在の入院費が1日300円を、2カ月間の限度で取るということでございますけれども、これが、1日500円で制限がなくなってくる。また、外来については、1件400円が1件1,000円に値上がりすると、このような状況で聞いております。これによりまして試算をいたしまして、現在の59年度の外来入院のそれぞれの件数を、それぞれ基礎の計算をいたしますと、改正前においては、一部負担金の1人頭の負担額は、年間で7,342円でございますけれども、これは、総医療費の1.8%でございます。これが、改正後におきましては、3.1倍という状況になりまして2万3,754円、総医療費の5.6%になるだろうと、こういう状況でございます。これについての、財政状況における負担なり影響なりと、こういうことについては、今後の検討の中での考慮をしていきたいというぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君） 御回答の中で、老健法が制定されてから、特に受診率の低下等が見られないと。逆に数字の上で言えば、医療費の負担は一層ふえているというふうな状況が話されました。また、健康事業については一定の前進があるし、さらに充実を図っていきたい、そういうふうな御回答であったと思います。そういう点を踏まえまして、重ねて質問したいと思います。できれば市長にお答えいただきたいと思います。

一つは、医療費の助成の問題でございます。今お話がありましたように、老健法が今度改悪されることによって、一層お年寄りに対する負担も、ふえることになるということが明らかになっております。これに対する助成についても、一層困難が予想されるわけでございます。そういう点で、私どもは、この老健法の改悪に断固として反対するとともに、一層国や都の責任を明確にして、お年寄りの医療費の改悪の動きに対して働きかけ、闘いを強めなければならない、こういうふうに思っております。

私どもは、医療費の助成の問題につきましては、ただ負担を軽くする、弱者救済、そういうふうな意味で重要だということだけではなくて、今後のお年寄りの医療や国民の健康を考える上で非常に重要な問題を含んでいる。いろいろな今医療の問題が、高齢化社会を迎えて重要な局面を迎えているわけでございますけれども、重要なのは、国民が病気にならない、健康でお

られるということ。それから、だれもが気がねなく病院にかかれ、そして、病気になった場合も安心してこれに治療を受け、軽いうちに治すと、こういうことが大事だし、こういう方向でしか、この医療費の増大の問題などは解決できないということだと思ふんです。

医療費の無料化というのは、だれもが気がねなく病院にかかれる。そういう条件をつくっていく第一歩だというふうに考えているわけでございます。ですから、お年寄りの医療費の無料化、あるいはその助成というのは、ただ弱者救済という位置づけだけでなく、今後の医療をどういうふうに進めていくのか。こういう点でも、極めて重要な問題だというふうに考えるわけでございます。そういう点で、今医療費の助成、特に大変困難な状況にあるわけでありましてけれども、日野市の独自の施策として、どういうふうに考えられているのか、御検討されているところをお聞かせいただきたいというふうに思います。既に、日野市議会では二度にわたって全会一致で、医療費の無料化が議会の意思として採択されているわけでございます。そういう点も踏まえて、市長の医療費無料化の問題についてのお考えについてお聞きしたいと思います。

もう一つ、市長にお聞きしたいのは、保健事業の問題です。健康づくりの問題については、老健法以降も一層努力をされているというお話でございました。私は、保健事業を進めるに当たって非常に重要な点は、保健事業に住民が参加していく。こういうことが大事だというふうに思います。日野市では、住民の参加、運動という点では、例えば医療の面でも、難病運動など優れた経験もあります。また、最近では老後保障を進める会など、老人団体が中心になって、あるいは老人クラブが中心になって、自主的な保健の講座も始まったというふうに聞いております。さらに、日野市においては、自治会活動や老人クラブなどの運動も、他市に比べても一層活発でありますし、充実しているところだと思います。問題は、日野市の保健事業が、こういうふうな運動とどういうふうに連携されていくのかと。ここら辺のところ、今後の健康づくりの運動を進める上で大事なところだというふうに思います。こういうふうな点について、生活保健センターの設置も進められているわけでありましてけれども、このかかわりなどとの関係も含めて、市長にお答えいただければ幸いです。2点についてお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる老人医療の無料化制度、個人負担の、つまり支出なくて医療が受けられると。こういう制度は、昭和40年代の半ばごろ東京都政から始まったという経過があります。それを国が受けて、国の制度化とされ、その後、老健法が施行されるま

で、いわゆる老人医療の無料化という言葉で言われる社会保障の上で、あるいは社会福祉の上で、大変意義のある行政が施行されておったというふうに言えるわけであります。その後、高齢化社会のこともありますが、若干の乱診乱療でありますとか、そういう問題も含めて軌道修正というべきか、いわゆる一部個人負担制度が、老健法の中で施行された — こういう経過だと思います。

そこで、特に日野市では、老人の方のいろいろな団体から3回にわたって、無料化制度を復活する、あるいは市で新しい制度を創設して、それに対策せよと、こういう趣旨の請願等が寄せられまして、確かに日野市議会では全会一致による採択が行われ、行政機関の方にその趣旨が伝えられております。これを受けて、我々の行政の立場から、いかに対応すべきかということに苦慮をしつつ、一部の健康管理手当等による施策を当面行いながら今日に及んでおると、こういう状況であります。

運動をされる方々にも、じかに私も申し上げるんですが、いわゆる老人医療の無料化制度の復活ということは、これは、運動としては国に向かっておやりになるべきことなんですよ。つまり、国に復活させると。それで本当の制度が復活すると。これを、国ができなくなったから、自治体でやれということには相当困難もありますし、運動としては正確な方法ではありませんよということは申し上げております。しかしながら、老人の当事者として、しかも、また運動として当然自治体に頼られるのはもちろんでありますから、自治体としても最大限の対応をしなければいけないということで、真剣に取り組んでおります。

健康管理手当という形で、今一つには、現金として1万円を、それから、もう一つには、年額1万5,000円に相当する理美容券をとということが、相当な役目を果たしておるというふうには考えておりますが、この上にどのような施策を重ねるべきかと、いろいろと当然対応の方法を考えるために、一つには、今先ほどお答えしておりますとおり、地域保健協議会 — つまり地元の医師会も参画をされる。つまり医療行政の対象者になっていただく、医療行政の一方の担い手になっていただく医師会のお考えも、十分その気になっていただく必要があります。例えば、要するに料金をどういう方法で行政側が知るかと、あるいは入院料を知るかということが必要であります。そのことは、医師会側で証明書を書いていただく。あるいは計算書を患者に支給していただくと。写しでもいいから出していただく。こういうことが伴いませんと、実施の上で資料がありません。そこで、地域保健協議会に、いわゆる老人医療無料化に資する

方策を、医師会を中心として検討してくださいと、こういう諮問を行っておるわけでありまして、会長さんからは、4月じゅうには何らかの答申をすると、答えを示すと、こう言ってくださっております。

あわせて、当時いわゆる健康手帳を大急ぎで配ったわけですがけれども、何一つこれは、自分が自分の記録をつくるという以外には、医師会も記入をせず、行政側もまた記入にあずからず、何のために大急ぎで配ったのか、その意味をなしておりません。このことにつきましても、健康手帳を趣旨に沿って生かすにはどうすればいいかと。このこともあわせて、諮問を二つの項目でやっておるところでございます。

なかなか保健協議会でも、そう簡単に明快な結論は難しいんじゃないかとは思いますが、しかし、お互いに関係するものが、すべてこのことに集中的に議論をし努力をするという資料にはなると、このように期待をいたしております。それから、そういうことによりまして、独自の施策をどうするかということになってくるわけでありますが、例えば、昨年秋ごろから町田市では入院費の見舞金制度——つまり入院費を、何か証明をする資料をつけて申請をしていただいて、その申請に基づいて見舞金を出すと、こういう制度が進められております。これには、聞くところによりますと、そう大きい財源を要しない。町田市では、財政の理論づけに、従来配っていたごみ袋の財政負担を廃して、見舞金制度に向けたと、このように聞いております。私どもの市でも、そのことも考えました。これは、いわゆる見舞金制度でありますから、必ずしも不可能ではありませんが、いずれにいたしましても、資料が——つまり医師の給付される費用の証明する資料が必要であります。こういう問題もだんだん医師会の協力を得られればということになってくるわけでありまして。

それから、老人医療の医療費の財政負担、あるいは個人負担の問題にかかわりまして、岩手県の沢内村の例、あるいは長崎県の香焼町の例、我々もよく勉強をさせていただいております。つまり健康行政が医療財政、また、医療の個人負担、これに非常によい影響を与えると。この循環を、なるべく健康行政によって確立すると。小規模の地域社会だったら、本当に保健婦、保健活動を中心とする成果が、大きく期待できるという実証をされている例だと思えます。それから、日野市程度の規模の自治体におきましても、今後保健センター等を中心といたします。いわゆる健康行政に取り組もうというのは、まさにそういうことを期しておるというふうに、これはもう議会でも御了解をいただいていることと思っております。

市の保健行政と住民との、あるいは市民参加とのかかわり、このことも、もちろん重要でありまして、もう既に市民運動、あるいは市民参加の形で、医療費の個人負担分の軽減と、あるいは無料化という極めて意識の高い運動が行政にも寄せられておるということでありますから、それに的確に対応できる施策を打ち出すならば、極めて高い効果が得られるに違いないと。また、そういう取り組みで保健行政に、ひいては医療費の個人負担、あるいは自治体の財政問題こういうことに相互の関連性を持たせて、そうして、高い水準の行政展開こそ、一番根本的に解決をする一つの方法であると、こういうことが言えると思っております。

当面以上のとおりであります。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君） 市長は、地方自治は可能性の宝庫だということを、この議会でも繰り返言われてこられました。確かにそのとおりでと思います。お年寄りの医療費の問題についても、無料化制度は、地方自治体が国に先駆けて実施し、その成果をもって国を動かしたという、そういう経緯もございます。今医療の問題、老人医療の問題大変難しい事態になっているわけでございますけれども、市長も御答弁されましたように、打開の方向性というのは、はっきりしてきているのではないかというふうに思います。一つは、保健事業を活発化させること、このことだと思います。病気になる、病気を早く見つける、病気になっても早く治す、この点が非常に重要でございます。こういう点で、思い切って保健事業に地方自治体が力を入れていく、こういうことが重要だと思うんです。その決意を示す上でも、お年寄りの医療費の無料化、あるいは助成、これを地方自治体が先取りして今行っていく。こういうことも大変重要でございますし、市長からも、その具体化のために検討を進めている、こういう回答がございました。私は、地方自治の可能性というのは、住民の知恵と力の中にあると思います。住民の力を生かして、保健行政の一層の充実、また、お年寄りの医療費の負担をなくすために、具体的な施策を早急に実施されるように要望をいたしまして、私の、老人医療費無料化制度復活のための質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって1の1、老人医療費無料化制度の復活のために、に関する質問を終わります。

一般質問1の2、専用水道地域の給水移管についての通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○9番(中谷好幸君) それでは続きまして専用水道地域の給水管について質問させていただきます。

三井、鹿島、電建等5団地の専用水道が、昭和62年4月1日をめぐりに公共水道に切り替える、その準備が進められております。この件につきましては、これまで先輩の議員の皆さんが質問されているところでございます。あるいは重複する点もあるかと思っておりますけれども、私は、住民の皆さんから出されている疑問や要望などにに基づき、幾つか質問させていただきたいと思っております。

第1点は、専用水道から公共水道へ切り替える場合のメリットとデメリットについて、簡単に説明していただきたいと思っております。その際、今になってもまだ、水道料金が高くなるのではないかと、あるいは、水がまずくなるのではないかというふうな意見も住民から出されておりますけれども、こういう点はどうか。特に、水道料金はどの程度変わるのかということについて御説明していただきたいと思っております。

第2点は、給水管に際しまして、東京都が出している条件として、給水施設を整えることなど、日野市が進めなければならない条件が提示されておりますけれども、これらの条件を整えるための進捗状況について、簡単に結構ですので御説明していただきたいと思っております。

三つ目には、配水管から各戸につなぐ分岐管工事については、私費負担だというふうに聞いております。相当の負担になるようでございます。自治会によっては積み立てなどを行っているところもございまして、全く準備されていないところもあるというふうに聞いております。そこで、この負担を軽減するという意味で、融資制度などについて御検討されているのかどうか。こういうような点について、もし検討されている点がありましたら、具体的な点で御説明していただければと思っております。

以上の3点についてお願いいたします。

○議長(黒川重憲君) 水道部長。

○水道部長(永原照雄君) 今3点につきまして御質問がございました。

第1番目に、公共水道に切り替えたら、その場合のメリットとデメリットは、どういうことかということでございます。公共水道に切り替えますメリットといたしましては、安定給水——非常時以外におきましては、蛇口をひねれば必ず水が出る。断水は、まずあり得ない。工事のとき以外は、普通の状態において断水というものはない。その次にメリットといたしまして

ては、いろいろと地下水の汚染とかということが言われております。ですので、汚染の心配は全くなくなる。現在の専用水道につきましても、水質上はクリアいたしておりますので、将来にわたってのことでございます。それと、重複いたしますけれども、水位の低下。これは、水が出なくなるということでございます。

じゃあ、デメリットは何かということになってまいります。デメリットといたしましては、水温 — 水道の水の温度差が出てくるであろうという点。それともう1点は、今御質問のありました水道料金が高くなるのではないかと。確かに高くなります。その点等がデメリットだろうと思っております。

それと、メリットの中に一つだけ忘れましてけれども、サービスの向上と。もし漏水があれば、直ちに即直しにいくと。安定給水につながるわけでございますけれども、そういうサービスの向上等があらうかと思います。

その次に、料金はどのように変化していくかという御質問でございます。料金に関しまして、どのように変化していくか、お答えいたします。

三恵といたしましては、2カ月間で基本料金は1,100円でございます。従量制が、1立方メートルから20立方メートルまでは無料でございます。無料と言いましても、これは従量制でございますので、基本の1,100円は取られるということでございます。21立方メートルから60立方メートルまでは、1立方メートル当り65円でございます。それから、61立方メートルから100立方メートルまでは、1立方メートル当り、90円でございます。それでは、都の方はどうかということでございます。これは、やはり同じように、2カ月で13ミリという家庭でお話しいたしますと、基本料金は1,600円でございます。それから、従量制になりますと、これは三恵と同じように、1立方メートルから20立方メートルまでは無料でございます。それから、21立方メートルから40立方メートルまでは1立方メートル当り120円でございます。41立方メートルから60立方メートルまで1立方メートル当り、160円でございます。61立方メートルから200立方メートルまでが1立方メートル当り、195円でございます。これをわかりやすく水量で申し上げてみたいと思います。まず、45立方のお水をお使いになったと仮定いたしますと、三恵の場合は2,725円でございます。都の方で料金を算定いたしますと4,800円になります。それおら、50立方3,050円でございます。これが都になりますと5,600円。大体こういうところでございます。

都の出している条件に対して、市はどのように対処しているかということでございます。まず、では都が、どのような条件を出しているのかというから申し上げてみたいと思います。都が言っておりますのは、主としては明星前の団地のところに、300平方メートルの有効面積でございますけれども、配水池のための用地の確保。もう1カ所は、鹿島台のところに400平方メートルでございます。これも、配水池の用地の確保。それから、設備関係は、設備と管理は、これは直接東京都が行います。

もう1点出しておりますのが、増圧ポンプ場の用地の確保でございます。これは、明星前団地——第二電建でございますけれども、程久保給水場から水を持っていきますので、その地形上、程久保給水場より明星前の団地の方の一部に高い地域がありますので、自然流下では水を持っていきません。そのために、一たん配水池にポンプアップで送ります。そのための用地、これを45平米をお願いしたいと。もちろんこのポンプの施設、これ等はすべて都がつくり、管理をしていくということでございます。これに対して、どのように今市では対応しているかということでございますが、直ちに、こういう条件が出まして、都の方の多摩水道対策本部の技術部長、並びに技術課長などもお見えになりまして、現地をつぶさに視察されて、ここがよからうという所等もあります。その所につきまして、現在は明星大学が持っておりまして、明星大学にも行きまして交渉をいたしましたところが、やはり替え地が欲しいということございまして、明星大学に隣接するところに、ちょうど——所有者は開発行為をしようと思ったんだろうと思いますけれども、約2,000平米くらいの分割した土地がございます。これを買うべく今手当をいたしております。それから、鹿島台の方の配水池につきましては、三恵設備と約束ができておりますので、これの方の手当はできるというぐあいに考えております。それから、増圧ポンプの45平米。これはちょうど、こちらから高幡不動の方から行きまして、明星団地の方へ入る広い道路がございますが、それも、ちょっと手前の右手に格好の土地があるということで、この所有者にも当たってみました。市のためなら協力いたしましょうという御返事をいただいておりますので、その辺は、そういう状況でございます。

それから、分岐管工事でございますが、これは、当然私物でございます。私の所有物でございますので、これを入れかえる場合には、当然私費負担ということになってまいります。これに対して助成とか融資制度、そういうものをどのように考えているかということでございますが、これにつきましては、日野市に、住宅改良資金融資条例——これは、昭和51年にできま

した条例16号でございますけれども、これの第3条3号によりますと、一般住宅の改良も対象にいたしております。この施行規則第3条2号によりますと、一般住宅の改良とはどういうものかという定義をいたしております。これによりますと、一般住宅の改良とは、物置き、車庫、塀、及び垣根、並びに上下水道の配管など屋外附帯設備の改良というぐあいでございます。で、適用は可能ではあります、所得制限がございます。この辺、400万でございますけれども、その辺がいかがなものか問題が残るんじゃないか。それとも、ほかに新たに融資——利子補給制度等をつくるべきか。これは、前向きに検討していきたいというぐあいに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君） 時間がありませんので、1点だけ市長にお答えいただければというふうに思います。今融資制度については既にあると、適用できる条例があるというふうにお伺いいたしました。ただし、この住宅改良資金融資条例については、所得制限があるということでございます。ここら辺の、年収400万と聞きましたけれども、年収400万といいますと、かなり除外される適用を受けないような世帯も出てくるのではないかと思いますけれども、この融資制度について、前向きに検討すると言われましたけれども、そこら辺のところ考えがあるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 三恵水道に関係いたします専用水道の切り替えということは、これは、メリット、デメリットで考える問題ではありません。まさに水道法に示すとおり、給水地域には公共水道を送るという大前提があります。今まで、ただ共同井戸を管理しておったということでありまして、その置き替えをすると、つまり公共水道を責任持って施行すると、こういうこととなります。したがって、問題を処理する——つまり移管替えに伴う処理は、これは住民の立場、今までまた、井戸の管理をやってくれていた業者の立場、整理をしていかなければなりません、メリット、デメリットで、どちらかを選ぶと、こういうことではないということだけは、ひとつ知っておいていただきたいと思っております。

それから、もう一つは融資制度。既存の制度もございますけれども、これは、独自の考え方で対応すべきことだと思っておりますので、そのあたりを整理してまいりたいと思っております。できるだけ同時に取りかえなきゃなりませんので、御自分でなるべくやっていただければ幸いです。

ございますが、御都合のこともあるわけでありますから、十分対応していこうと、こう思っております。

- 議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。
- 9番（中谷好幸君） ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。質問はそれだけ。終了します。
- 議長（黒川重憲君） これをもって1の2、専用水道地域の給水移管に関する質問を終わります。

一般質問 1の3、通学路の整備、安全の確保についての通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

- 9番（中谷好幸君） 最後に、通学路の整備、安全の確保について質問させていただきます。

私が、なぜこの問題を取り上げるについて御理解いただくために、具体的な問題から入りたいと思います。

新井、石田地区から第八小へ通う通学路は水田の中の畦畔路が指定されております。夏は水田の水につかり、冬になると凍結すると。道幅はおよそ30センチから50センチというふうな状況でございます。子供たちだけでなく、夜間、小学校の体育館などを利用するお母さんたちからも、何とかしてほしいというふうな声が上がっております。この問題は、あるお父さんから相談を受けました。このお子さんは白血病で最近亡くなられたそうでございますけれども、白血病というのは、少しでもけがをすると血がとまらなくなるということで、通学途上どころなら大変だということで、この通学路を送り迎えする中で、何としてもこれは直していただかなければならない。こういうことで、教育委員会などにも申し込みをされたということがあるそうでございます。

これは、また別の話でございますけれども、下田地区の区画整理地域には、新しい道路が次々にできているわけでございます。この道路にも、新しい区画整理地域の中にも、第四小学校への通学路に指定されているところがございます。日が短くなりますと、少し遅くなると、もう真っ暗になってしまいます。付近では、残土なども残り、草もぼうぼうと茂っているところで、大変物騒でございますけれども街路灯がございません。大変お母さんたちも心配されているわけでございます。

これもまた別のところでございますけれども、大坂上から第七小学校までの通学路は、ガードレールもある歩道でございます。日野市全体の通学路から見れば、見たところはまだよいというふうに言えるかもしれません。日野市には、ガードレールのない通学路、あるいは路側帯さえない通学路がたくさんあると思います。しかし、大坂上から第七小学校までの通学路につきましても、この歩道の上には電柱が立っていたり、あるいは片側がブロック塀になっていたり、雨などが降ると傘を真っすぐさして歩けない。それで、車道を歩くというふうな状況も出ております。また、この道は両側がブロック塀——一方は民家のブロック塀、他方は実践女子大のブロック塀で囲まれているわけでございます。地震などの災害のことを考えると、大変恐ろしいような状況だと思うわけでございます。

そのほかにもたくさん通学路についての御要望が出ておりますし、また、日野警察署が出している交通事故の概況——これは、昭和55年までしか出してないようですけども、最近の資料はわかりませんが、通学途上の事故もそう多くはないけれども、起こっているのも事実でございます。

そこで質問でございます。一つは、以上具体的に申しました点について、どういうふうに対策を考えられているのかということについて、一つ質問したいと思います。

もう一つは、通学路の整備、安全の確保。こういうものは、どこの責任で行われるか。それぞれの学校なのか、教育委員会なのか、あるいは道路管理者なのか、あるいは警察署なのか。ここの辺のところ、どこに責任があるのかという点について伺いたいと思います。また、通学路というのは、指定されれば通学路になるというふうに伺いましたけれども、どういうふうな安全対策をとられているのかということについてお伺いしたいというふうに思います。

以上の点について、まず質問したいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは私の方から、何点かの御質問が出ましたので、お答えをさせていただきます。

1点目は、具体的な事実関係ということで、いわゆる新井都宮から第八小学校へ通じますところの通学路の整備についての問題が出されました。これにつきましては、確かに教育委員会の方にも、そのような要望がございますので、私どもといたしましては、これらの整備を行うべく、この管理所管は建設部でございますので、建設部の土木課、あるいは管理課の方に直接

お伺いいたしまして、この整備をお願いしているところでございます。何しろ御指摘にもございましたとおり、大変幅の狭い道路でございます。将来的には当然のことながら、この道路の拡幅は考えなければならぬと思っておりますけれども、現状におきましては、地主さん等の反対の意見もございますので、なかなか買収に応じられないという現地はございます。したがって、現時点におきましては、建設部の方でのいろいろな補修関係、あるいは道路舗装等をお願いしているところでございます。なお、これらの抜本的な通学路の問題につきましては、御存じのとおり、現在高幡の区画整理の問題が提起されております。ことしの5月には認可が得られまして、七、八年の間にはこれらの区画整理がなされます。その区画整理の中で、この通学路につきましては、抜本的に市道という形の位置づけをして、整備をしまいたいというふうに考えております。

それから、第2点目の下田地区の、いわゆる区画整理の中での、いわゆる街路灯等の設置の問題がございました。これらにつきましては、直接の管轄が、これまた建設部の方でございますので、建設部の方をお願いしてございますけれども、特に通学路でございますので、建設部の方といたしましては、これらの街路灯につきましては、優先的に設置する方向で、設置について努力をしているところでございます。また、除草等につきましても、これは、生活環境部の方の公害防災課でございますけれども、そちらの方をお願いし、通学路の安全確保を図っているところでございます。

それから、第3点目は大坂上中学校、第七小学校に通ずる通学路の問題の御質問が出ました。これにつきましては、いろいろと学校当局とも連絡とり、また、建設部あるいはまた公害防災課の方とも連絡をとりながら整備をしているところでございます。特に、その中でのブロック塀の問題についての提起がございました。これにつきましては、当局が公害防災課の方が担当でございます。ブロック塀につきましては、それぞれ建築基準法の施行令に基づきまして、鉄筋等がそれぞれ壁の中にめぐらしておりますけれども、特に通学路でございます——大地震等が起りまして、これらが倒壊して児童生徒の交通事故を起こさないようなことを考えておりますので、これからも公害防災課の方をお願いいたしまして、これらの整備につきましても協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

それから、通学路の整備の確保に関連いたしましてのそれぞれの責任者といえますか、その責任は一体どこが所管しておるのかと、こういう御質問が出ました。通学路につきましては、

主として市道にまたがる部分が多いわけでございますけれども、中には都道にまたがる場合もございます。また、国道にまたがる場合もございます。したがって、それぞれの道路管理責任者がおりますので、それらの管理責任者の責任に基づきましての整備と、安全確保を行っているというのが現状でございます。学校におきましては、毎年各学校から通学路の設置計画、あるいは整備計画につきまして、教育委員会の方に提出されます。それを受けまして、教育委員会の方、学校並びに建設部の方と協議をいたしまして、時に現地の方へ出かけて参りまして、通学路の現地の内容を確認しながら整備をしているところでございます。

市道にまたがる分につきましては、これは、市の市長が道路管理責任者になっているということで、市の責任において、この安全確保を図るということでございます。それから、都道につきましては、東京都が管理者になっております。具体的に申し上げますと、日野管内におきましては、東京都南多摩西部建設事務所が担当でございますので、そちらの方に参りまして、通学路の安全確保、並びに整備についてお願いをしているところでございます。国道につきましても、これまた八王子の建設省の相武国道工事建設事務所がございまして、そちらの方へ出向いていきまして、これらの整備の安全確保につきましてのお願いをしているところでございます。なお、信号灯につきましては、これは日野警察署の管内でございますので、日野警察署の方にお願いをしております。児童生徒の交通安全の問題でございますので、日野警察署の方といたしましても、特に信号機の設置等につきましては、鋭意努力をしているところでございますけれども、日野警察署は、御承知のとおり日野市のほかに、多摩、稲城の両市を抱えております。そういうことでなかなか現状すぐつかんでも、それに応じられないという面もございますけれども、特に教育委員会といたしましても、これらの信号灯の設置につきましては、各学校の要望にこたえるように、児童生徒の事故が起こらないような形の中で、今後とも日野警察署、その他関係各方面に対しまして協力要請をしまいたいと、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。
- 9番（中谷好幸君） 通学路の所管については、いろいろなところが管理されてところだと思っておりますけれども、いずれにしましても、やはり教育委員会が音頭を取って、安全対策を行っていかねばならないという点では、間違いのないところだと思います。

それで、提案なんですけれども、私、非常に通学路というのは、整備がおこなわれているんじゃないかというふうな感じがしてなりません。それで、教育委員会が音頭を取って、各学校ごとにPTAなどの父母の協力を得て、今改めて通学路の総点検をやっていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。それに際しましては、交通安全の面や、あるいは震災などの対策、あるいは街路灯や防犯の問題など、どういう点に注意したらいいのかというような点を、改めてチェックポイントを明らかにしながら、こういうふうな運動を、各学校ごとに行ったらどうかというふうに思います。そうした総点検の結果を教育委員会がまとめて、各道路管理者と、あるいは警察と、対策について総合的に検討していただき、そして、緊急に対策をとるべきところは緊急にまた、計画的に整備を進めるところは計画的に整備を進める。そういう方向が必要じゃないかというふうに思うわけでございます。

もう一つは、歩道の問題というのは、ただ通学路ということだけでなく、これまで国の行政からして、モータリゼーションとあって車優先、そして、歩行者が後にされる。こういうふうな施策が続いてきた。こういう枠の中で起こっている問題でもあると思うわけでございます。今日野市は、新しい町づくり都市基盤整備を進めているわけでございますけれども、車道をつくってから後で確保するというのではなくて、歩道を十分に取る。学童や、あるいは障害者が本当に安全に通行できる。そういうふうな町づくりを進めていくということが、非常に重要になっているんじゃないかと思います。こういうふうな点について、お考えがあれば御意見を聞きたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは私の方からお答えをさせていただきます。

第1点目の通学路の整備について教育委員会の方で総点検をして、PTAその他の関係者とよく協議をして整備すべきじゃないかという御提言でございます。まことにごもっともな御意見というふうに受けとめております。特に、児童生徒の交通事故の問題等も大変今相当数起こっておりますので、これらの点検整備は早急にやらなきゃならんと思っておりますし、現在それについての学校当局、あるいは教育委員会、あるいはまた建設部、その他関係機関とも協議をしながら、積極的に整備をしているのが現状でございます。今後とも、それらの整備につきまして、なお一層の努力を傾注してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 中谷好幸君。

○9番(中谷好幸君) あと、区画整理の後についての道路、歩道を確保していくという点について、ありましたら……。

○議長(黒川重憲君) 都市整備部長。

○都市整備部長(結城邦夫君) 区画整理等において都市計画道路、あるいは区画街路をつくる場合には、その企画に合わせて、構造令に合わせてきちっとしたものをつくっております。ただ、どうしてもこの企画外に必要な歩道等を設置する場合には、その都度事前に協議の中で設置をするようにしております。

以上です。

○議長(黒川重憲君) 中谷好幸君。

○9番(中谷好幸君) そういう点で、ぜひ御努力いただきたいということをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長(黒川重憲君) これをもって1の3、通学路の整備、安全の確保に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時22分再開

○副議長(中山基昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問2の1、5,660万またも税金のむだ遣い?森田行政!についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔14番議員登壇〕

○14番(小山良悟君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。久方ぶりの一般質問でございますが、せっかく苦勞してこの席に戻ってきたわけがありますけれども、助役の姿が見えないのはまことに残念であります。一日も早く回復されて、仕事に戻られることを念じつつ質問をさせていただきます。

まず、5,660万の、またも税金のむだ遣いという、センセーショナルなタイトルになって

おるわけでございますけれども、いわゆる擁壁のやり直し工事の問題であります。都立高校の誘致の問題——私が1期目のときから買収の段階、あるいは造成の工事の段階、いろんな経過の中で、森田市政のずさんな事業の進め方について再三指摘をしてきたわけでございます。そういう指摘をし、反省を促してまいったわけでありますけれども、そういう議会側の厳しい指摘にもかかわらず、土壇場に参りまして、最終段階での造成工事において、またも問題を起こしたということで、税金を払う市民の立場として非常にやるせない思いをするわけでございます。

この問題について、私が昨年3月の定例議会で緊急質問をさせていただきました。その段階では、市側は一切責任がない、施行業者あるいは設計業者の責任であるというふうな、基本的にはそういう見解であったと思います。ところが、私が議会をやめまして、久方ぶりにこの問題についての議事録を拝見させていただきましたら、様子が一変しまして、日野市にもかなりの責任があるということで、その処理の仕方について、いろいろと議論をされたことがこの議事録に出ておるわけであります。この問題については、昨年の9月議会での議事録を読みますと、各議員からかなりの議論が出されまして、長時間にわたってそのやりとりが書いてありました。今さらそれを私が繰り返して論ずるものではありませんけれども、そういった議論を整理して、踏まえての質問をさせていただきたい、このように思います。

この議事録を見ますと、議論の焦点は、いわゆる設計図の直切りか斜め切りかの問題、これが、まず一つの焦点として議論されているようであります。二つ目は、法廷の場で争うことの是非が論じられておりました。そして、三つ目は、3者の責任のとり方。いわゆる三方一両損という処理の是非。この三つの点について議論されてきたというふうに整理することができようかと思えます。

この問題の質問をする前に、まず、その後のいわゆるこの問題についての最終処理がどのようになったか。総務部長の方からひとつ御答弁を、まず先にいただきたいと思えます。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは、今質問に出まして、その後の経過ということで御説明申し上げます。

昭和60年の1月に、南平高校の造成につきまして、グラウンドの擁壁の一部が、土圧が上がったということで、その後の3月議会、6月議会でもやりとりが行われました。そして、9月

議会におきまして、3人の議員さんから長時間にわたりましての御質疑があったと思います。それで、その中で今御質問にございましたように、るる質疑応答があったわけでございますが、最終的に市長の方から、三方一両損というようなお話の中で、工事を請負った鹿島建設と、それから、日本技術開発、それと市と、その3者におきまして、9月に、その負担分を追加工事といたしまして1億6,976万円がありましたんですが、これの工事の負担分ということで、鹿島においては2分の1、8,438万円、それから、日本技術におきましては2,771万4,000円ということで—これは、日本技術につきましては設計料総額の3分の1ということで、その残り5,666万4,000円を市が負担するというで解決を見たということを御報告申し上げて、さらに、12月議会でも、これらのやりとりがありまして、それらのてんまつ報告いたしました次第でございます。非常に簡単でございますが、過去の経過はこのようになっております。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） その3者の負担といたしますか—の処理、聞くところによりますと、鹿島建設に対しては9月9日、日本技術開発については12月28日に済んでいるというふうなことですけれども、間違いございませんか。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答え申し上げます。

鹿島建設の8,430万につきましては、9月9日に工事の支払いということで行いました。それから、今お話のありました日本技術開発につきましては、2,771万4,000円につきましては、年度末の12月の28日に入金されております。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） この処理の仕方については、いろいろと疑問のあるところもありますんで、これについても後で質問いたしますけれども、まず、議論の焦点になっております三つのポイントであります。一つ目の、盛んに設計図のあり方、擁壁の角度の問題、直切りか角切りかというふうなことの議論がずいぶんされておったわけですが、これは私は、直切りであれ、角切りであれ、設計業者は、あくまで安全が確保される計算をするのが当然である。契約して、そして、その代金をいただくわけでありまして、プロとして当然そのことが計算ができなければ、仕事を受る資格がないわけでありまして、まずそのことが一つ

言えると思いますし、それから、角度の問題もさることながら、一番問題は厚みの問題、このことが一番私は問題であったろう。なぜその辺のところに設計業者が計算ができなかったのか、大変不思議でなりません。角度の問題というよりも、厚みの問題にそのポイントがあったのではないかというふうに思うわけでありませぬ。

それから、2点目の法廷の場で争うことの是非でありますけれども、これについても、法廷の場で争っても、最終的にはお金を取れないケースも、他市の例であるということで、円満な話し合いによる方法をとったということでもありますけれども、これも、市長の、いわゆる三方一両損という形で、大岡越前守の裁きと同じ、何ていいますか、名裁きだというふうな自負の念すら感じさせるような話を市長がしておりましたけれども、これも全く不思議な話であります。

例えば、市長がもし御自分の自宅を、土地を買い、そして、庭を造成して家を建てるという仕事を建築業者をお願いした場合に、例えばコンクリート塀がつくったはいいいけれども倒れかかってきた。最終の引き渡ししないうちに、森田市長のコンクリートの塀が倒れかかってきたというふうな、もし事実を見つけた場合に、森田市長が業者に対して、頼んだ私も悪いから、負担をするからやり直ししてくれというふうに言うだろうか。自分の金で仕事をする場合に、そういう度量の広いといえますか、気前のいいそういうことは、普通市民感覚からすればできない。あくまで業者の責任において、やり直しなさい。そうでなければお金を払いませんよというのが、世間一般の常識ではないかと思ひます。もし、それをやらないならお金を払いません。業者が、それに対して訴えるなら訴えてください。裁判で争おうじゃないですか。これが普通の常識だ——このように思ひます。

ところが、森田市長の今度のとった処置は、全く物わかりがよ過ぎる。税金を払う市民の立場に立てば、これは、法治国家において契約書に基づいて事業をさせているわけでありませぬから、とるべき処置はきちんととっておかなければいけない。そういう手段を、全然考えないわけじゃないけれども、顧問弁護士と相談したということですが、日野市の顧問弁護士の感覚というのもの、また、私は議事録を見て大変疑わしいというふうに思うわけでありませぬけれども、最終的にいろんな、いわゆる施主の側で主張して、らちが明かない段階で、どうのこうのと言うなら話はわかるんですけども、そういうふうな段階も経ずして、早く決着しようというふうな、そういう政治的な配慮だけが先行して、いわゆる法廷の場で争うことを避ける。そうい

うとり方、処置の仕方は、この事実をつぶさに、もし市民の皆さんが知ろうとしたならば、恐らく10人が10人不満を持つてでありましょうし、税金を払うその気持ちに腹立ちさが出てくるのではないか、このように感じるわけであります。

私は、法廷の場で、もし業者が契約書に基づいて対処をしなかったならば、あくまで私は訴訟してまでも、訴訟されてまでもいいから、あるいはこちらで訴訟を起こしてもいいから、この問題についての筋というものをきちんと立てるべきではないか、このように考えるわけであります。森田市長は、かつて遺跡調査会の使途不明金の問題につきましても、自分の部下であった事務局長すら、法廷の場へ争う形を出しているわけであります。そういうことを一方では、そういうみずからの責任において、みずからの原因において、使途不明金の要素をつくったその当事者である遺跡調査会の会長である森田市長が、自分の責任を棚に上げて、自分の部下を告訴し、その法廷の場まで出したという、そういう実績のある方が、今度の場合には、逆に法廷の場に出ることを恐れて、むしろ政治的な解決を図ったというふうに推察をせざるを得ないのであります。

それから、3者の責任のとり方、いわゆる三方一両損の処置をとったということで、助役などは、この処置をむしろ、この努力を評価していただきたいというふうなことまで言っておるわけでありますけれども、三方一両損のこの処置も、実際にはそういう形にはなっていない。私は、この処理の仕方であまり納得できない点がある、このように考えるわけであります。

ということは、どういうことかと申しますと、鹿島建設に半分負担してもらった、こういうことでもあります。日本技術開発には2,771万4,000円。鹿島建設は8,438万、日野市が5,666万6,000円という、そういう負担の割合で、やり直し工事の費用をお互いに持つということにしたということでもありますけれども、これを何となく聞いていると、鹿島建設8,438万も負担して大変だなあ。私も、当初そのように思いました。しかし、これはちょっとおかしいんです。どういうことかと申しますと、まず、やり直し工事の費用でありますけれども、鹿島建設が工事請負契約したのは1億3,500万の契約であります。ところが、差額負担の根拠としている工事費を、当初の見積もりで出た1億6,876万、これをもとにして、やり直し費用の負担の割合を決めている。この決め方がまずおかしいということです。実際には1億3,500万なんです——この工事契約の、そういう工事負契約書があるわけであります。そうしますと、最初の1億6,876万の計算でいけば、鹿島建設が50%の負担、日本技術開発が、

16.4%の負担、日野市が33.6%の負担と、こういうことになっているわけです。日野市が3分の1の負担、こういうことになっているわけです。この負担の割合についても、いろんな議事録での責任の問題の所在等についての議論があったんですけども、結局のところは、日本技術開発の設計ミスというのが、一番の問題要因であるというふうに私は考えるわけでありますけれども、一番責任を負わなきゃならない日本技術開発の負担が16.4%という形で一番少くなっている。こういうことでありますけれども、しかし、鹿島建設の50%の負担も数字上のトリックであります。と申しますのは、鹿島建設は実際は1億3,500万の工事をやっているわけであります。工事請負契約が1億3,500万です。1億6,876万なんていう契約はしてない。そうしますと、数字上では8,438万の負担ということですけども、実際には差額分が5,062万、この分の負担だけになっている。実質3,376万というものが鹿島建設に—実際の工事が1億3,500万なのに、1億6,876万という形の中で助けていることになっているわけです。そうすると、50%、8,438万を鹿島建設が負担したということは、これは遺ってくるわけであります。この指摘がまずしたいということです。この問題が一つ。

それから、処理の仕方で、これも非常に疑問であります。鹿島建設は、社内的な処理の問題もあろうかと思えますけれども、対外的なメンツ—工事ミスをして、その補償金というか、その負担金を払ったということは好ましくないという配慮があったのかどうかわかりませんが、1億3,500万の工事契約を、5,062万円の工事契約に減額しているわけであります。契約し直しをやっているわけです。そうすると、鹿島建設は実質的にはお金を全然動かしてない。補償金というか、やり直し費用の負担の費用の持ち出しというのは、鹿島建設の経理処理の中には出てないわけであります。出てないんです。全然金は動いてない。したがって、鹿島建設は5,062万の工事費をもらおうという形で—本来は1億3,500万ですから、それだけ本当はいただくところを、5,062万で我慢しましょうということが実際なわけであります。そういう状況の中でこの処理を考えますと、疑問が出てくるわけであります。と申しますのは、1億3,500万の工事の中で、8,438万負担ということでありますけれども、日野市が5,666万6,000円、日本技術開発が2,771万4,000円、合計8,438万、これがそれぞれ日野市と日本技術開発が負担する費用になっているわけですが、鹿島建設は5,062万工事費をいただけで、それで社内的な処理は済むわけであります。鹿島建設は済むわけであります。そうしますと、日野市と日本技術開発両者が負担する8,438万、これから鹿島建設に実際に払う

工事費5,062万を引きますと3,376万、つまりこの金額は、鹿島建設に名目上応援した形になっているわけですが、実質的に3,376万という金額の行き場がない、処理する場所がないわけであり、鹿島建設が1億6,876万で工事契約をしたら別ですが、5,062万で工事契約して、その代金をいただければ、鹿島建設の社内的な経理処理は済むわけであり、したがって5,062万を鹿島建設に払えば、この差し引きの3,376万——日野市と日本技術開発が負担する金額の差額分、これは一体どこへ行く金ですか、という形で処理されると、この辺が大変疑問に思うわけであり、

そこで質問でありますけれども、一つには、設計図の問題で、直切りか斜め切りかという、この問題に議論しておりましたけれども、この擁盤のひずみの原因は、私はいろんな理由があるにせよ、例えば日野市の職員が指導をしたとか、アドバイスをしたとかというふうなことも書いてありましたが、しかし、どんなアドバイスにしろ、どんな指導にしろ、一定の契約金額に基づいて仕事を請け負った日本技術開発でありますから、特に安全性については、責任を負わなければならない立場にあるわけですが、したがって、いろいろな付随的なそんな要素をいろいろ述べて、日本技術開発を援護しようとしておりますけれども、そういうことは通らない。あくまでプロですから、しかも、契約に基づいて、お金をいただく仕事をやっているわけですから、この設計に対する責任というものを、あくまで日本技術開発は責任を持たなければならないわけであり、したがって、いろんな議論があるにせよ、この設計のミスが一番の原因だと、私はこのように思っております。その点についての見解を、もう一度、市長なり御答弁をいただきたい、というふうに思います。

それから、2点目の法廷の場の争う問題についてもそうでありますけれども、余りにも政治解決を急ぎ過ぎたとか、もう少し自治体として、特に日野市は、憲法を市政に生かそうという、そういう森田市政の基本的な行政姿勢があるわけであり、したがって、これは日野市が直接的に起こした問題ではないわけであり、もちろん間接的な責任というのはあるんですけれども、直接的な当事者というのは鹿島建設であり、そしてまた、日本技術開発であるわけですから、しかも契約書に基づいて事業を進めるわけであり、もしこのようなケースで、これから日野市が事業を進める場合に、いかに契約書を取り交わそうとも、どんな約束であろうとも、問題が起きたときに、裁判で争うのは嫌だから話し合いで解決しましょうなんていうふうな、行政がそういう姿勢をとり続けたら大変であります。やはりはじめはつけなければい

けない。政治的な思惑を先行しての処理は、これは納得するわけにいかない。そういう私の考えでありますけれども、市長に、もう一度その点についての考え方を示していただきたいというふうに思います。

それから、3点目の、3者の負担金の処理の仕方に納得がいけない。特に3,376万のお金の、どこへ行くのか、どういう形で処理するのか、その点について御答弁をいただきたいと思っています。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お答えをいたします。

都立高校が本校舎を完成させて、間もなく第2期生の入学式があると思っております。都立高校を、日野市が、日野市民の総意と議会の大きな御支援のもとに、誘致することができたわけではありますが、そこに持っていくまでには、いろいろの難しい問題もあったことは事実であります。終わりよければすべてよしというわけには、当事者としてはいかないわけですが、一応のそれぞれの処理を行って今日を迎えたと、このように思っております。

本来、土地を取得をして、そうして、東京都の教育予算でそれを買い取ってもらって、都のもとに造成をされ、建築が進められるというのが本来のあるべき姿であります。しかし、東京都も、また急ぎたいという — つまり年度に合わせたいという御努力もありましたし、日野市開発公社 — つまり土地を取得した日野市開発公社にその造成をぜひやってほしいと、こういう依頼があったわけであります。そこで、開発公社赤松理事長大変苦勞をいたしまして、職員も併任という形で、これまたいろいろと苦勞を強いまして、造成工事にかかわったわけあります。その際、設計業者としては、日本技術開発という日本の業界でも一流の、つまり安心ができる業者を指定をし、そこが受け取ったと、つまり発注を受け取ったと。こういうことで一安心しておりました。

当該地の土壌の性質が非常に造成に難しい地層がありまして、いろいろな設計上、あるいは土壌計算等にもかなりの苦勞があったわけであります。その終わりの段階に当たりまして、擁壁の一部にひずみ現象を起こしたと。このことについて、今質問をされておる問題が生じたわけであります。

その3者の関係は、発注者、つまり施主、それから、設計業者、それから、施行業者、この3者の関係であります。造成を請け負った鹿島建設は — その擁壁というのは、恐らく全工事

のどういう割合になりますか——10%以下だと思います。それから、日本技術開発は、終始全体の施工に当たった業者でございまして、今御指摘のことは、今説明をいたします。

日野市土地開発公社がそこまでこぎつけて、夏、雨期だったと思うんですが、現場でそういう状況が発生をして、その処理に大変苦慮をしたと。工期に合わせたいし、翌年の建設にも合わせなきゃならないと大変苦勞をした、こういうことは事実であります。私は、また、開発公社を総括的に市長として指導する立場にあるわけであります。開発公社の苦勞を、また、現場の出来事を、どのように処理するかということをいろいろと考えました。その結果、これは開発公社の発議ではなくて、私の裁定ということで、今御質問のような処理を行ったわけでありまして、つまり、ひずみを直す工事、つまり裏打ち等をして強度を修復する工事のこともありますが、全体の設計はまさに日本技術開発であります。それから、施工業者は、終始鹿島建設が当たったわけでありまして、私の交渉の場でも話したんですけれども、一番信頼をする、能力において信頼のできる、そういう業者を選んであるはずだと。優秀であるべき業者が、なぜこういう初歩的なミスを犯すのかと、その点をかなり追及をいたしました。そして、事業が公共事業でありますから、法的な処理ということも当然考えなければなりません。責任の追及は、そういう方法でやらなければならないかもしれないと、そういうことを手順として進めました。

そして、一応の結論であります、今言われる、ひずみの補強修復工事が1億六千万何がしかの積算になっておりました。それで、その施行業者は、つまり鹿島建設ですが、最大限私の方の値引きと申しますか、経費の節減を極力圧縮して、そして、それが1億三千幾ら、こういう計算でありまして、そういう契約を開発公社と結んでいたと、こういうことを私も後で知ったわけでありまして。その際、そこで、じゃあどういふ法的な手段に進めるか。あるいは一つの裁定として、次善的な方法で3者の負担で持ち合うかということも十分検討いたしました。その結果が——もちろん市も、その施行には、いろんな意味で協力をし合うということで、かかわっておるわけでありまして。そこで思いついたのが三方一両損という、そういう裁定の仕方でありまして、このことをまず鹿島に持ち出してみました。あなたの総積算金額について、市とあなたと持ち合いませんか。それが本来の、つまり値引きをしないときの積算金額1億六千数百万円の、その折半が今言われる数字であります。

それから、技術開発の関係であります。技術開発は、これは、そのひずみの修復工事の設計ではありません。全体の高校用地の地積全体の設計の金額が、これがたしか八千三百数十万、

こういう金額であります。鹿島と、ですから、開発公社との関係では折半をし合ったと。積算金額、契約金額は、これは、値引きをした向こうの最大限の、これが金額だというものだったわけですが、より負担を多くさせるために積算金額を用いたと、こういうことであります。それが、八千数百万円ずつの持ち合いの部分であります。その上で技術開発とは——これは設計ミス、施工ミスいろいろ三者関係があるわけではありますが、その設計ミスの部分——設計ミスはこれは全体にわたりますと。設計会社と施工会社は、これは企業としての規模が違います。また、負担能力のこともあり得るだろうと思います。そこで、全体の総設計料の金額を、これを用いたということでありまして、つまりそれを3分の1を、市の負担を——市といいますのは、つまり開発公社であります、その負担をなるべく少なくするために、全体の設計料の3分の1を負担させた、こういうことであります。したがって、不条理と言えば不条理な面があるかもしれませんが、私は、解決の次善の策として、その損害を負担をし合うと、そういうことで処理をしたと、そういうことであります。それで、その際には弁護士さんの意見も聞きましたし、それから、市の関係者との状況判断もいたしました。事実経過はそういうことでありまして、負担の処理の仕方が開発公社がどうしたか、あるいは鹿島建設がどうしたか、これは我々の知らない、あるいは知る必要のないことでもあるわけでありまして、それで、開発公社では帳簿上の処理をどうするかということがありますので、私は、運用益で処理をいたしますと、このように申し上げたことを思い出します。開発公社のお金も、もちろんこれは余剰が出て、あるいは不足が出て、これは、市の公金に帰属すべきことでありますから、直接云々ということは、もちろん申し上げませんが、あり得る一つの処理の仕方であると、このように考えているわけでありまして、その処理の仕方に自負の念を持ったなんていうことはございません。ベストではなかったけれども、次善の策によって終結をしたと、こういうことであります。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　じゃあ3点目の件でございますが、3,376万という数字は契約上の問題で出てくるわけでございますが、これは、見解ということもあると思うんですが、こういうふうに御理解賜りたいと思うんですが……。最初、見積もり積算では1億6,876万でございました。そして、随意契約でこれを執行しましたら1億3,500万でございます。

そうしますと、ここで明らかに1億3,500万の契約ができたわけですが、その差額は3,376万ということで、しかし、それで、今市長がおっしゃいましたように、その後、やはりその責任の所在、そうしたものの、いろいろの交渉を積み重ねてまいりました。そして、これではまだ日野市としても非常に大きな金額が出ておりますので、何とかしなきゃしょうがないという中から、さらに交渉が重ねられまして、最終的にその積算見積りの50%、2分の1の8,438万ということになりましたので、1億3,500万という契約は既にされておりますから、そこから、さらに5,062万という減額の契約変更を行ったということで、頭にやはり、1億6,800万があったんだと。それを、2分の1の努力をしてもらいたいということで、最初の1億3,500万のときには、明らかにこれは随意契約ですから、それで符節したと思いますが、その後なお、こういう問題が出ておりますので、さらに、時間——これは3カ月、4カ月の経過を経ながら交渉をされてここに出てきましたので、それらを合わせまして契約差金、3,376万と、それから、契約変更しました5,062万と合わせまして、ちょうど半分の8,438万ということになりますので、そういう意味合いでひとつ御了解を願いたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 総務部長にお伺いしますが、それでは、1億3,500万から——これは契約書がきちんと出ているわけですね。公社の手続では、その後、鹿島建設との契約が5,062万ということでやっているわけですね、契約書の書類上は と、1億6,876万にするというのは全くあれですか、そういう書類の裏付けを全然つくらないで、口頭によるそういう処理なんですか。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答え申し上げます。

1億3,500万という契約を行いました。その後、今のような、るる折衝がございまして、減額で5,062万でございまして。そうしますと、自動的に8,438万という数字で工事は請け負いましたということになるわけでございまして。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） そのことはわかるんですよ。そのことはわかるんです。ただ、じゃあ契約の当初の1億3,500万の契約、それは、擁壁のひずみの工事の費用として契約し

たわけですね。この5,062万というのは、前の契約の上に上乗せの契約じゃないわけでしょう。1億3,500万の契約だったけれども、5,062万に減額しますという、こういう契約でしょう。そのとおりですね。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。

そのとおりでございます。契約変更の金額でございます。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） だから私が申し上げているんです。したがって、やり直し工事の鹿島建設の表向きの書類上の正式な契約金額は5,062万ということになるわけです。そうですね、生きている契約書は。最初の1億3,500万は消えて、それにかわって5,062万が、やり直し工事の鹿島建設の表向きの契約の金額と、こういうことになるわけですね。だから、例えば監査する場合でも、あくまでこれの5,062万で、やり直し工事が、費用がこの金額で賄ったというふうに見るわけです。常識的に考えて。1億6,876万なんていうのは、書類上どこにも出てこないわけです。契約書の中にも出てこない。したがって、そういうふうな工事の代金を支払うのに、契約書に基づかないで、単なる口頭で——じゃあ最初の1億3,500万は、たとえ値引きさせたとしても、結果的に、とにかく1億3,500万でこの工事をやりましょうという、それが最終的な契約の価格なんですから1億6,876万というのは、あくまで見積もりの段階での話なんです。正式な契約金額じゃないわけですから、書類上はどこにも裏付けがないわけです。したがって、1億6,876万を鹿島建設に払うという形をとったわけですね、総額で。その辺のところは全然書類の裏付けなしに処理されたなんていうのは、まことに不透明というか、おかしい処理だということが、まずはっきり言えるわけです。そのことが一つ。

もう一つ、市長の答弁の中で、負担金額を大きくさせるために、契約金額の1億3,500万じゃなくて、当初の見積もりの1億6,876万で、そして、その2分の1にしたと、こういうことを市長が言いました。それも、何となく聞いていると、ああそうかなと思うけれども、それが数字のトリックだということを私は申し上げたい。なぜ1億6,876万でやらなきゃならないか。1億3,500万の2分の1の負担にさせればいいじゃないですか、わけないです。

（「こちらが得になるんです」と呼ぶ者あり）そうしますと、6,750万が鹿島建設の負担と

ということになるんです。市長の算数は——あなたは東大出ているんですから、その辺のところはすぐ出ると思うんですが、おかしいですね、本当に。（発言する者あり）いや、いいですか、市長聞いてください。1億6,876万という積算に上げて、実際の契約金額じゃなくて、当初出た話でやろうと。それにして、半分負担してくださいという言い方。これは、実質的には鹿島建設は5,062万しか負担してないということになるんです。実際鹿島建設は1億3,500万で出来るという契約やっているわけですから、あくまでそれが根拠になるわけです。もしも何も問題なかったら、1億3,500万払って、それで事が済んだわけですから、事業の性格というか、内容から言って1億3,500万でされるべき事業であったわけです。それを物差しに考えているから、私は、かえて1億6,876万にするということは、鹿島建設の負担を軽くしてやるという、結果的にそういうことになる。鹿島建設は、5,062万の負担で済んじゃった。3,376万は名目上の負担にした。これが数字のトリックだということを私は申し上げたい。単純に1億3,500万の契約工事の、契約した金額で、その2分の1の負担なら、2で割れば6,750万じゃありませんか。1,700万くらいの鹿島建設は得したことになるんです。（「ま、わかりました」と呼ぶ者あり）それ、じゃあひとつ答えてください。答弁お願いします。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 1点目の金額でございますが、先ほどちょっと私申し上げましたんですが、この契約は、確かに1億3,500万という数字で契約されました。しかし、契約をする前に1億6,878万という数字は、これは、設計金額で、それに基づいて……（「いや積算」と呼ぶ者あり）積算です。積算に基づいて入札に掛けたということでございますから、これはあるわけですね、必ず。（「だから、その数字は」と呼ぶ者あり）ですから、議員さんのおっしゃるような1億3,500万から引きなさい、あるいはその2分の1ということでありますが、1億6,800万という工事でございますから、それから、随意契約でございますがやりまして、1億3,500万ということで、第1回の鹿島建設の値引きということを市長は申し上げましたが、それはされた。さらに、それではまだ承服できないというようなことで、折衝を3カ月以上に及びまして行いました。最終的には、市長がさっき申しました。市長の裁断でこうしたということですから、その点で3,376万というのは、それにプラスされて8,400とちょっと、ちょうど2分の1になるというふうに御理解賜りたいと思うんです。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） じゃあ、ちょっと単純な質問しますが、やはり直し工事の契約金額が1億3,500万、もし何事も問題起きなければ、これで済んでいたわけですね。契約金額でやるのが普通ですね。（「そうじゃないでしょう」と呼ぶ者あり）ちょっと、じゃあその辺のところ、そうじゃないですよという市長の言葉です——ちょっと教えてください。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） なるべく損をしないということで、私はいつも考えておるものですから……（「もう大変な損です5,660万円」と呼ぶ者あり）それで、契約どおりで行きますと、開発公社は1億三千何かがし払うことになるんです。それで、その半分で2分の1の負担にし合った場合は6,700万。そういう負担割合になるんですが、なおそれは、値引きをしてという向こうに一応の理由がありますから、1億3,000万円の契約は。それで、本来ならば、実際の積算はこうなりますというのを聞いてみたら1億六千何かがしたということでありますから、持ち合うとすれば、その2分の1ずつを持ち合うと。つまり値引きをして、向こうが既にこれが限度ですよと言った金額を、さらに向こうに負担をより多くさせるには、私は本来の積算金額に戻して、その負担をし合うというのが一番正しいと。こういう判断で、そういうことで承諾させたと、こういうことであります。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 市長の常識というのが全くわからないんですけれども、値引きされたら、値引きされたものが、そのものが取り引きの価格なんです、どこの世界でも。例えば、それを値引きして——ここの、今テープレコーダーありますけれども、1万円のテープレコーダー、2,000円値引きして、じゃあ8,000円で買しましょう。買ったら、ちょっと故障がした。いや、じゃあそれは修理しなきゃいけないから1万円に戻そうなんて、そんなことはないわけであります。市長の常識が全くおかしい。契約は何のために契約するんですか。きちんと契約書を取り交わして、それが、後の支払いの段階になったら、見積もりの段階の額で話をつけましょうというふうな、こんな乱暴な話はないわけです。それと、市に少しでも損をさせないために、この契約金額ではなくて、見積もり金額で話を決めたというんですけれども、鹿島建設に2分の1負担させるという基本的な、そういう話のあれがあるならば、2分の1で負担させるならば、さっき言ったように6,750万で、日野市がその分5,660万じゃな

くて、1,700万ほど日野市が負担を減らせるわけですよ、逆に。この見積もり金額でやったために、日野市は、さらに1,700万損したと、こういう計算なんです。まことに情けない。森田市長も、天下の日野市の市長として13年もやってきていらっしゃるのに、そういう初歩的な計算すらできなくて、三方一両損だなんていう大岡越前守のつもりでいる、とんでもない話であります。（「議長」と呼ぶ者あり）反論あるなら、どうぞ言ってください。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いやいや、反論ではありませんけれども、公正な裁定というものは、人に損をさせた上に、また持てという言い方よりも、本来の元の金額に対して、それで言うから向こうも応諾できるんであって、また、応諾せざるを得ないんであって、私は、裁定というものはそういうものだ、こう思っております。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） その以前の問題として、どうして日野市がそんなに負担をしなきゃいけないのか。物わかりがそんなにいいのかということです。市長の背景には、苦勞して税金を払っている市民がいるということをひとつ考えてもらいたい。先ほど私が例を申し上げましたように、もし将来御自分の家を直されるときに、自分の家のブロック塀でも、コンクリート塀でも工事頼んで、それがひずみが出てきた、倒れかかってきたというふうな事態になってきたときに、工事代金を払う場合に市長は何と言いますか、その業者に。相手にも損をさせないように配慮をして、じゃあ最初の見積もりの10万でやるという工事を、じゃあ12万ということにして、あなた半分負担してくださいという、そんなことを言いますか。恐らく1銭も負担したくない。あくまで責任をとってくださいというのが、まずとるべき姿勢だと思うんです。それがどこかに行ってしまう、最初から。その辺が一つ納得できない。しかも、本来1億3,500万でできる工事でありますから、その割合でやり直し工事の負担金額の割合を考えると日野市は42%、見積もりが33.6%で、三方一両損の3分の1というふうなとらえ方を、市民の皆さんに印象与えると思いますけれども、実際はそうじゃない。42%、半分近く日野市が擁盤のやり直し工事の費用を負担している。なぜそこまで日野市がきちんと契約に基づいて——いろいろ細かいこと申し上げません。ずいぶんいろいろやりとりしましたから、この契約の条項を一々読み上げませんけれども、契約に基づいてやっている——多少のいきさつがあるにせよ、この原因の大半は設計ミスにある、日本技術開発にあるということは明々白

々であります。にもかかわらず、日本技術開発には一番負担の割合を低くして、お気の毒に鹿島建設は市側の要求に対して——本音を言えば、後々のいろんな自治体の仕事も受けなければならぬ立場ですから、泣く子と自治体にはかなわないということで、恐らく負担したんだろと思うんです。それが如実に物語っているのが鹿島建設の社内的な処理なんです。いかにそういうことが面目ないことかということが、この契約書1億3,500万から、わざわざ5,062万に減額して契約をつくり直して社内的に傷がつかないようにしている。それだけ鹿島建設は責任を負わされた形になっているわけですけれども、これは当然——しかし、鹿島建設も責任はあります。しかし、一番責任があるのは日本技術開発です。設計ミスが基本的にある。その日本技術開発に一番負担率が低くて、日野市が一番——市長の論法から言えば、鹿島建設が50%で日野市が33.6%だというけれども、私から言わせれば、鹿島建設は37.5%の負担、日野市が42%なんです。一番負担率が多い。なぜここまで日野市が負担しなきゃならないのか。税金を払う市民として納得ができない。（「当初の積算と違うんだぞ。日本技術開発が1回設計した後、二つ出させているんだよ。そこからそもそも狂っているんだよ」と呼ぶ者あり）それも聞いております。日本技術開発の積算の狂い、これもあるわけでありまして、6万1,000円ほどの狂いが出ております。なぜこのような処置がとられなければならないのか。日野市が、どうしてそこまで半分近くの——仕事を頼んだ施主が、なぜみずから、さらにやり直し工事の半分近い費用を負担しなきゃならないのか。恐らくこの話を聞いている傍聴者の皆さんも、あるいはモニターテレビで見ていらっしゃる市民の皆さんも納得がいかないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その辺のところを明確に納得のいく御答弁ができるならお願いしたいし、もう返す言葉がないというなら、答弁結構でございます。

○副議長（中山基昭君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私は、設計ミス、施工ミス、監督ミス、こういう全く初歩的なことが、土壌の性質と、それから、施工を急いだ理由もあるかもしれませんが、そういうことで思いがけない事態が発生したと。これをしかしいろいろとやってみますと、それぞれ言い分があります。したがって、そういう処理にゆだねると。これを、法律的に、よその例もいろいろと調べました。結局は、そっくり施主が持たされてしまうと。そういうことになっているのも多々あるようでありますから、この際は日野市の主導で——損失は、もちろんあるわけでありすけれども、その損失を最大限に縮小すると。こういうことよって処理をするとい

うことで、先ほど言いましたように、最善ではないが次善の措置として処理をしたと。こういうふうにも今でも考えておりますので、何か言われるような、指摘されるようなことはないと思います。市民にも十分御了解いただけると、心からそのように思っております。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） これは、市長の一方的な考え方といいますか、少なくとも税金を払う市民の感覚からしたら、とてもじゃないけれども理解できないわけでありまして。しかも、やはり先ほど申し上げましたように、契約書に基づいて事をなしているわけですから……（「言えとおっしゃるから言ったんであってね、これ以上別段論議……」と呼ぶ者あり）はい。（「議長を通して言ってくれ。私語は慎め」と呼ぶ者あり）契約に基づいて仕事は進めなきゃならないわけですから、その契約に基づいて事業を行っているわけで、トラブルが起きたというのであれば、契約書に基づいてきちんとした処理をすべきだ。結果として、例えば日野市が、相手が不誠実でお金をくれなかったとか、どうかというふうなことがあったにしても、筋を通すのが行政の当然の姿じゃないか、私はそのように思います。表に出して正々堂々と争うべきだ、私はこのように思う。裏で妙に市長だけがひとりで納得して、これが一番いい方法なんだという形で処理する。これは全く不透明です。そういうやり方をしてほしくない。もう少し事業に取り組む姿勢というものを——憲法を市政に生かそうという市長ならばなおさらのこと、きちんとした対応をしてもらいたい、そう思うわけでありまして。この件に関しては何回やっても、恐らく持ち時間費いやしても、市長と並行線だと思えますけれども、この辺の判断は、後は市民の皆さんに、厳しい審判を下していただくしかないというふうに考えるわけでありましてけれども、私は、今度の処理については、非常に疑問の残る処置だということを強く申し上げたいわけでありまして。

それから、負担金額ですけれども、公社の運用益で賄うという話ですが、この負担金額の位置づけですね。5,666万というのは補償金なのか、工事費用なのか、和解金なのか、どういう位置づけでしょうか。それちょっと教えていただきたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。

これは、公社会計は、御存じのように複式簿記でございます。それで、当期の運用益でございます。これは、バランスシートのところに出ております当期余剰金というところで処置をさ

せてもらいます。

- 副議長（中山基昭君） 小山良悟君。
- 14番（小山良悟君） 私の質問しているのは、5,666万円の性格です。公社の運用益を聞いているんじゃないくて、5,666万円という金額は、どういう意味で払われるのかということですか。工事費用の代金として払うのか、補償金という形で払うのか、どういう位置づけですか。
- 副議長（中山基昭君） 総務部長。
- 総務部長（山崎 彰君） 伝票操作上はありませんで、バランスシートの中での当期準備金の中でやっていきたいと思っております。
- 副議長（中山基昭君） 小山良悟君。
- 14番（小山良悟君） 余り部長にたびたび質問するのは恐縮なんですけれども、質問の意味が、ちょっと部長理解していただけないようなんですけれども、支払う5,660万の金額の、経理で言えば科目ですね—— どの科目になるんですかということですか。
- 副議長（中山基昭君） 総務部長。
- 総務部長（山崎 彰君） これは、工事の補償・補てんというところでの減額で出てまいります。
- 副議長（中山基昭君） 小山良悟君。
- 14番（小山良悟君） そういうことになりますと、私は、公社の運用益から賄うというその考え方、これは、開発公社の定款にも、ちょっと反するんじゃないかなと思うんです。公社の定款24条に、余裕金の運用というのがあります。これは、「公社は、次の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない」と、明確に書いてあります。一つは、「国債または地方債の取得」もう一つは「郵便貯金、または銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金」と。これは、どっちにもあてはまらないわけなんですけれども、これは、これ以外に運用してはいけないという公社の定款に反しませんか。明らかに反していると思います—— いかがでしょう。
- 副議長（中山基昭君） 総務部長。
- 総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。

確かに余裕金については、その運用でございますが、運用益ということでお話し申し上げます。

した。会計上の処置としましては、先ほど申し上げました工事の補償でございます。この24条を適用してのものではありません。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） その辺のことはもう少し研究してみますけれども……。それから、もう一つ3,376万、この会計処理といいますか——市長は、あずかり知らぬことだという答弁をされましたけれども、しかし、3,376万差額分ですね。要するに鹿島建設に、8,438万の中に含まれるわけですけれども、鹿島建設は社内的な処理では5,062万ですか、受け取れないことになっているわけです、会計処理は。こんなことをちょっと議会で申し上げると、鹿島建設に申しわけないかもしれませんけれども、日野市も領収書を受け取るわけですね、金を払う以上は。と、鹿島建設が8,438万の領収書をよこしたんですか。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますように、3,376万と合わせましてでございますが、一応契約が1億3,500万あります。第1回。それから、減額契約が5,062万ということで、先ほど9月9日に工事代金を支払ったと言いました。それは、これを引きまして8,438万という数字でございます。ですから、新しく8,430万の契約というものはありませんけれども、それを払ったということで、これを自動的に引きますと、8,430万しか払えないということの工事代金でございますので、それで、やりとりで9日の日に払っております。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） ですから、それが、日野市の方もこの書類がない。それを裏付ける書類がない——払う根拠が。鹿島建設も8,438万もらう根拠がないわけです。鹿島建設社内的に通っているのは5,062万なんです。根拠は。だから、あと、いわゆる差額の3,376万を受け取るんであるならば、それを受け取る根拠の書類をつくっておかなきゃいけないわけです。日野市としても、きちんとその辺のところを対応しておかなくちゃいけない。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 事務処理上に、もし手落ちがあれば、これは、きちんとした是正措置をとります。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番(小山良悟君) 市長が、今そのように申し上げられたんで、事務処理上もおかしいということは、はっきり指摘できるわけでありまして。何か一つ取り上げた場合でも、必ずこういうミスというか、問題が続々出てきますんで、ひとつ森田市長にたびたび申し上げておるわけでありましてけれども、こういったような問題の処理についても、書類上の裏付けというものをきちんとやって、我々市民が納得できるような、監査にたえ得るような対処をしていただきたい。まかり間違っても遺跡調査会のように、監査以前の問題だということで、書類もなければ何もないなんていう、そういうずさんな、そういう仕事はしてもらいたくない。そのことをはっきり申し上げておきまして、この件に関する質問を終わらせていただきます。

○副議長(中山基昭君) これをもって2の1、5,666万またも税金のむだ遣い?森田行政!に関する質問を終わります。

続きまして、一般質問2の2、断じて許せない共産党の不当な選挙活動についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○14番(小山良悟君) 断じて許せない共産党の不当な選挙活動、こういうテーマでございまして、いろいろ共産党に対しては申し上げたいことあるんですけども、できるだけさっぱりとさわやかに、共産党の皆さんの反省をいただければいいという、そういう観点からこの問題を取り上げたい、このように思うわけでありまして。この問題については、理事者側の答弁というよりも、どちらかというとなりが一方的にしゃべりまくるような感じになりますので、私自身が言っていることが、共産党の名誉を著しく傷つけているとか、うそを言っているというふうなことであるならば、直ちに懲罰動議にかけていただいて結構でございまして。それを前提にしましてお話をさせていただきます。

今度の市議選における共産党の不当な宣伝活動、まことに目に余るものがあったわけでございます。こういう不当な宣伝活動ということについては、いつもの共産党のやり方だというふうに非常に度量の広い受けとめ方をする方もあるわけでありましてけれども、そういう人が日野市民にずいぶん多い。(発言するものあり)そういう度量の広さで年々積み重ねてきましたら、共産党の議員さんが、たった1名から、いつの間にかあちらに6名も並んでいるというふうな、そういう結果になったわけでありましてけれども……(発言するものあり)こういう共産党の不当な宣伝活動については、私自身が直接体験しましたから、私自身が体験したことだけお話しを申し上げたい、このように思うわけでありまして。タイトルがタイトルですから、事務局側に、

私の共産党に対する批判といえますか——いうものに加担したというのでは、事務局側も大変立場上やりにくいでしょうから、先に選管の局長に聞くことだけは聞いておきます。

例え話として選管の局長にお聞きしますけれども……（「例え話じゃしようがない」と呼ぶ者あり）選挙の前に、たすきをかけて、名前を書いて、それで街頭演説をしたり活動していることがあったとすれば、それは公職選挙法に照らして、どういうふうな判断といえますか、どういうとらえ方といえますか、公職選挙法に照らして反する行為かどうか、ちょっと選管事務局長の立場です。

それから、もう一つは、今度の選挙戦を通じて一番選管に苦情が多かったことといえますか、そういったようなことも、あわせてひとつ選管の局長から御答弁をお願いしたいと思います。まずそれをお願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（土方正作君） 今のお尋ねの、たすきをかけてというふうなお尋ねでございます。当然選挙運動の期間であるならば、公職選挙法で規定されているところでございます。ただ、事前運動ということになりますと、公職選挙法の129条、事前運動の禁止というのがございます。したがって、政治活動の場合どうかというふうなことになりますと、公職選挙法の143条の15号に該当するという格好でございます。ちなみにこの条文を読ませていただきますと、

公職の候補者または公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下、この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名または当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5、《後援団体に関する寄附等の禁止》第1項に規定する後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。これが、ここで明記されてございます。

（「それだけじゃわからない」「それだけか」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

選挙管理委員会に、この選挙運動中に寄せられた苦情ということがございます。今のお尋ねでございます選挙管理委員会に苦情が寄せられた多くの一番大きいものにつきましては、スピーカーによるところの騒音でございます。2月の、ちょうど受験勉強の真っ最中でございます

— その子供さんからか、あるいは風邪引いて寝ている病人等からが一番多かったということ
でございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 選管の局長には、これ以上質問いたしません。今の話がある
ように、そういう行為は、要するに違反であると、こういうことであります。ところが、例え
話じゃなくて、実際に共産党日野市議団は、この行為を堂々とやっていた。今度の選挙で、い
ろんな市民の皆さんのひんしゅくを買った一つに、大きな原因にもなっておるわけでありませ
けれども、選挙のルールをまるっきり無視した、そういう目的のために手段を選ばず、ただた
だ1名1人ふやせばいい、6人にすればいいんだという形で、目的のために手段を選ばずとい
う形で、今明らかに違反行為である、たすきをかけたの行動行為、当然取り締まり当局の警察
からも警告が行っているはずであります。（「行ってないよ」と呼ぶ者あり）にもかかわらず、
それを無視してやり続けたということは、まことに遺憾であります。（発言する者あり）寄せ
られた苦情の中でも騒音が非常に多く、スピーカーの騒音が大きいということでもあります。も
ちろん私もその仲間に含まれるわけでありませけれども、数的に量的に、その点については共
産党の皆さん政治活動が熱心ですから、選挙カーの数も多く、ボリュームも一段と高くなった
んだらうと思うんですが……（「共産党だけじゃない」と呼ぶ者あり）多くの市民の皆さんが、
その辺のボリュームについても良識を求めているようでありますので、共産党の皆さんも、ぜ
ひ今後の活動については反省をしていただきたい、このように思うわけであります。

それから、時間がなくなりましたので、あと一つありますんで、はしょりますけれども、も
っと許せない行為といいますか— いうことはビラ、共産党お得意のビラでありますけれども、
たまには我々も、あ、もっともだと思ふようなビラも出るんですが、しかし、その中に巧妙に
真実を曲げて、肝心なところは事実と違う形のビラをばらまいて、市民の皆さんを惑わす、そ
ういう行為を事前の運動でやったわけであります。「明るい日野2月号」号外、こういうビラ
を見ると、全く明るい日野じゃなくて暗い日野になるわけでありませけれども、「お年寄りは
社会の功労者、安心できる老後を保障するのは当然です」（「あたりまえでしょう、あたりま
えじゃない」と呼ぶ者あり）本当にお年寄りの皆さんの味方は共産党のみだという、そういう
ビラを書いてあります。「ひどいではありませんか、自民、公明、新自由クラブのお年寄りい

じめ」という、こういうタイトルで、市議会において旗野議員もそのやり玉に上がっておりますし、夏井議員も上がっております。ほかのチラシでは市川議員もやり玉に上がっているというところでありますが、議事録をもとにして、市民の皆さんに情報を流すということは大変結構なことです。やらないよりは、やった方がいい。（「市民に知らせたんだよ、真実を」と呼ぶ者あり）しかし、自由にそういうことができる言論の自由、発言の自由、表現の自由という、すばらしい日本の国家の中で自由が許されているわけですから、それだけにその行為というものについては責任を伴う。無責任な宣伝活動は、みずからの首を締めることになる、私はこのように指摘せざるを得ないのであります。（「でたらめ論文を書くな」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）私は、このチラシの中で、寝たきり老人看護手当はおかしいということで、そのことをちょっと抜いてある。いかにも私が寝たきり老人看護手当に反対したかのようなチラシであります。そのことについて、私は議事録をもとにして街頭演説で反論しました。（「私も反論しました」と呼ぶ者あり、多摩平団地においては、かの鈴木美奈子議員に目の前でやらせていただきましたけれども、事実を市民の皆さんに知らせるためには、証拠となるものをもってきちんとしなきゃいけないということで議事録をもって反論しました。「痛いところをつかれた共産党」もう書くことは何を書いても自由です。何言っても口は減らない。この後に出たのが小山良悟特集であります。

「明かるい日野 2月号」号外で、私がチラシを出す財力がないということを見越して、共産党の皆さんはビラを書いてくれた。この内容が「親のめんどうを見るのは当然、看護手当は必要ない」と、こういうタイトルであります。「同僚議員もあきれぬ不まじめさ」それから、都立高校の問題についても書いてあるわけですが、この中に「子供が親のめんどうを見るのは当然、手当を出すのはおかしい」と、「日夜骨身を削っている家族の苦労を踏みにじる暴言を吐いて反対しました。それが受け入れられないとみるや、今度は一挙に35倍にも引き上げる、べらぼうな修正案を出してみんなのひんしゅくを買ったのもこのときです」というチラシであります。これをまともに受けた人が、小山良悟に投票してくれなかったわけであります。これが、私が30番になった理由でありますけれども、しかし、今回はそういう結果にしても、私は、これを黙って見過ごさない。（「今度はトップだぞ、大丈夫だ」と呼ぶ者あり）（笑声）日野市民の皆さんに共産党の巧妙な宣伝のあり方を、この議場において、議事録においてきちんととどめ、そして、市民の皆さんに知らせたい。こういう考え方でこの問題を取り上げたわ

けでありますけれども、この看護手当についても、私はこの文言の訂正について主張したわけ
であります。（「覚えているよ」と呼ぶ者あり）ありがとございます。

これは、58年の9月定例議会においての、議案71号の対応でありますけれども、日野市
高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について、その中で、第3条関係で「敬老金を支
給する」そういう文言から「贈る」に改正する。また「寝たきり老人見舞金」を「寝たきり老
人看護手当」に改正するという、こういう文言の改正について、私は、要するに寝たきりだっ
た自分の親のめんどうを見たから、手当を支給するという形ではなくて、寝たきりになった御
本人に、あくまでお気の毒ですという形でお見舞金を贈るといふ、そういう形にすべきである
という文言の主張をしたわけであります。出すことについての反対はどこにもしてない。しか
も、採決の際の私の態度でありますけれども、我が保守会派から増額修正案が出されました。
私自身が出したわけじゃありません——修正案が出されました。もっと寝たきりの御老人の皆
さんに対して、年1万円ではまことに少ない。17万4,000円にすべきだ。毎月1万円ちょ
っと支給すべかだという、そういう修正案が出されたわけであります。原案は1本しかなくて、
それに手を挙げなかったら、これは反対したと言われてもしょうがない。しかし、原案があっ
て、それを増額修正案がある。そういうことになりますと、その増額修正案に賛成したわけ
ですから、基本的には反対したことにならない。そのことを巧みに共産党は、ずるいやり方で、
あたかも私が反対したかのような取り上げ方をしていたわけであります。これが真実でありま
す。

いろいろ数を挙げれば枚挙にいとまがないわけでありますけれども、時間がなくなりました
ので、きょうはこの程度でとどめておきますけれども、追い追い時間をかけまして、4年後に
は必ず反撃するようにがんばっていきたい、このように思っております。本当は市長に実は答
弁をお願いしたかったんですけども、時間がなくなりますので、私の言い放しに終わらせて
いただきます。（発言する者あり）

○副議長（中山基昭君） これをもって2の2、断じて許せない共産党の不当な選挙活
動に関する質問を終わります。

一般質問2の3、早期着工せよ、明星住宅の避難路についての通告質問者、小山良悟君の質
問を許します。

○14番（小山良悟君） 前の問題で時間を食い過ぎまして、肝心のことがもう時間な

くなくなってまことに残念であります。時間改めてまた取り上げさせていただきますけれども、簡単に質問いたします。

明星住宅の避難路、明星住宅の皆さんは、日曜、祭日特にそうなのですが、交通渋滞のありを受けて、緊急車両の通過もままならないという、そういう不安な状況にあるわけでありす。財産を守る行政の立場として、人命を守る行政の立場として、この問題についての解決を早急に図ってほしい。モニュメントに5,000万もかけるなんていう道楽なんて、とんでもないということを申し上げておきたいわけでありすけれども、これは、この設計が59年の3月に完了しておりまして、延長60メートル、4メートル道路で、一部明星住宅寄りは2メートルという、総工費6,000万の設計が完了しているわけでありす。地元の皆さんは、すぐにでもそれが実現すると思っているわけでありすけれども、現在これが中止になっている。なぜこれができないのか、また、いつやるのか、簡単に御答弁をいただきたいと思ひます。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。簡潔にお願いします。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答え申し上げます。

ただいまの御質問は、武蔵野台団地と日野第三中学校裏門を結ぶ通路の部分であると思ひれます。ここは、確かにおっしゃるとおり設計も出来上がったんでございますけれども、現在の通路は大変急な勾配でございますので、避難路として活用する場合、この急な勾配をある程度切り下げなければならない。日野坂程度の勾配にしたいという考えがございまして、その道路にかかる2人の地主さんと交渉を進めてまいりました。1人の方は住宅都市整備公団でございまして、こちらの方は了解がとれました。しかし、もう1社——民間の会社の方からの答えは、非常に理不尽な法外な要求が出てまいりまして、私ども当初考えている4メートル道路の両サイドに、プラス8メートルずつの平坦な土地をつくってほしい。つまり20メートル幅の道路をそこに設けるような、大土木工事が課せられたわけでございます。そういう要求を踏まえまして、私ども、市長財政部局とともに、その現地を視察いたしまして——避難場所が、あの地帯は明星大学に指定されていることもあります。

○副議長（中山基昭君） あと30秒ですから簡潔にお願いします。結論だけでよろしいです。

○生活環境部長（坂本金雄君） そういうことから、避難路建設の検討は現在中断を

しております。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 3分までというふうに事務局から来ておりますので、私の時計はまだ3分になっておりません。

この問題につきましましては、いろいろ注文もしたいわけでありませうけれども、いろんな困難なことがあろうかと思っておりますけれども、問題解決に全力を挙げていただきたい。

○副議長（中山基昭君） 小山良悟君時間です。縮めてください。

○14番（小山良悟君） それでは言いたいことはあったんですけども、事務局の時間の提出の仕方に、3分まで——私の時計は3分まだなってない……（発言するものあり）ところが事務局は打ち切るといふことではあります、このことについては、ひとつまた代表者会議なり、議運なりでひとつ……（発言する者あり）検討していただきたいと思っております。このことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君） これをもって2の3、早期着工せよ、明星住宅の避難路に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時 4分休憩

午後3時32分再開

○副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問3の1、日野市財政計画を早期に策定せよについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔13番議員登壇〕

○13番（夏井明男君） それでは議長のお許しを得ましたので、日野市財政計画を早期に策定せよについて質問をさせていただきます。

私は、この問題につきましましては、過日の一般会計予算特別委員会で、市長に長期計画及び財政計画に関連した質問を、具体的な審議の中でおおむね核心の部分を実はさせていただきますし

た。それで、このときの予算委員会の中で市長は、前向きに検討したいというお話でございました。去年の、たしか12月の一般質問におきまして、やはり同じように市長は、前向きに検討したいというお話でありました。具体的に、また、そのときの答弁で、財政当局の方にも指示をいたしておりますというお話であったと思うんですが、その辺についてのお話を踏まえて、現在どういう進行状況であるのか、その辺のお話を承りたいと思います。よろしく願います。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

日野市の財政計画の策定の件でございますけれども、本件につきましては、公共施設3カ年計画ということで、内部資料の程度ではございますけれども、財政の裏付けを持った計画を持っております。かねてから議会を初めといたしまして、計画的な行政をとということで、計画の策定を要望されているわけでございますけれども、先般の予算委員会でも市長が申し上げましたように、61年度には予算の編成方針の中に、作成をしたいということで明記をしてございます。内容どういう形にするかは、まだ未定でございますけれども、61年度には議会を初め、外部にも提示できる計画書を策定したいというふうに考えております。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） この財政計画につきましては、いわゆる計画と予算ということで、絶えず行政計画と予算のあり方の問題として、絶えず問題になってくる問題であります。日野市におきましては、基本構想については今実際あるけれども、長期計画についてはまだないというお話も承っております。実際に地方自治体における、いわゆる総合計画のもとで、予算のいわゆる財政的な裏づけを、どういうふうに考えてやっていくのか、さまざまな問題があるかと思うわけであります。この基本計画案、さらには、そのもとでの中長期財政計画が、さらには必要になりますでしょうし、今のお話の3カ年の短期財政計画を策定することを61年度には進めてまいりたいというお話でございましたので、この問題につきましては、さらにはどのような計画案となって出てくるのか、非常に私も期待しているところでございますので、一層の努力を重ねていただきまして、いいものをつくっていただきたいと思うわけであります。

長期計画、さらには財政計画の必要性は、さまざまな角度から論じられておりますけれども、やはり計画を持っていることが行政の時の時流に振幅性を持つか持たないか、その辺のメリッ

ト、デメリット等あると思いますが、やはり私は、長所的な部分が多いのではないかというふうに思っております。そういう意味で、早期に策定をしていただきたいと思うわけであります。

以上、要望を踏まえて市長の御見解を承りたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これまでにもお答えをしまいでございますが、当面の住民要求、あるいは議会からの提言、それから、行政の内部検討の中で生まれております幾多の施策、これらを計画的に遂行するために、財政面からも裏付けのある、少なくとも3年ないし5年、この程度の計画を持ちたいということを目指してまいっております。それをある程度のローリングの融通性を込めた形で、具体的な計画化をやろうということが、今お答えをしておるところであります。ことしは、特に予算編成方針の中にも、内部にそのことを明らかにいたしておりますので、取り組み態勢を整えてまいりたいと、このように考えております。

一言それにつけ加えますならば、その際に、一番これまで大きな判断を要する、特に高額の財政に影響するのが国有地、あるいはその他用地の取得であると。このことが、あるときには先の見通しを阻むということもございましたが、一定の判断を発想の形で持ったりしようとしておりますので、そのことが可能であるというふうに、より可能性ができた、このように考えておりますので、ある時期にはお示しさせてもらえるようなものにした、このように思っております。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 以上で1問目は終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって3の1、日野市財政計画を早期に策定にせよに関する質問を終わります。

続きまして、一般質問3の2、地方自治発展のための1提案についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君） この問題におきましては、市長にかなり私は厳しい質問になるかと思えます。やはり市長も市長職として政治権力を持っております。4期目の入ったということでございますから、かなりやはり権力——言葉が非常に厳しいかもしれませんが、権力者というものは、常に厳しい批判にさらされてちょうどいいという考え方を持っている1人です。とかくしますと、私どもを含めて権力的な部分の機構にいるものにとっては、とも

すれば謙虚さを失って、ある意味では傲慢になる、ある意味では盲になってくるといふような危険性が、絶えずつきまとうと思っているわけでございます。その結果、多くの庶民が苦しまなければならないということも、歴史上明らかであると思っております。また、私が市長に厳しく絶えず質問をしていくということは、それが、ある意味では、日野の市民の方に奉仕する道であらうといふふうにも私は個人的に考えております。そういう発想でありますので、どうか前向きに四つに組んだような形で、御答弁をいただきたいと思っております。

本題に入らさせていただきます。地方自治発展のための提案ということで、今述べさせていただくわけですが、御承知のとおり、現行憲法でも92条以下に、地方自治についての規定がなされております。その核になっている部分は、地方自治の本旨に基づいて制度を運用していただきたい、機構もつくっていただきたいということで、地方自治法もつくられておるわけがあります。その中で、地方分権的な考え方と、住民自治的な部分との理念の統合が、地方自治の中身であるといふふうに言われておりますが、特に私は、住民自治の発展の基礎的な部分について、今回取り上げさせていただいているわけであります。

住民自治の内容を、別の形で置きかえれば、やはり民主主義の内容といふふうに置きかえてもいいかと思っております。民主主義の中でも、議会制民主主義をとっておりますので、各意見、各立場が違いことによって、さまざまな考え方が議会で提出をされて、当然討論表決になるわけですが、その前提として、やはり話し合える人間関係づくりがどうしても必要だろうと考えている1人です。立場、考え方、思想が違いけれども、しかし、私はあなたの人格は尊敬をするといふふうな基礎的な部分がありませんと、どうしても考え方が違うので、あなた自身も嫌いだといふふうな状況になったんでは、やはり住民自治の発展も私はないということを主張させていただいているわけであります。

市長も御承知のとおり、私、57年の議会の一般質問の中でも、この問題について話をさせていただきました。いわゆる平和の問題におきましても、私どももアメリカの方も、ソ連の方も、立場は違いにしても、一歩間違えば戦争が起きるといふ危機の中で、考え方が違う中で、どうか仲よく話し合いをしてほしいというのが、全地球的な願いであるといふふうに思っております。そうであるならば、やはり日野の市内におきましても、立場主張は違ったとしても、やはり穏やかに話し合える人間関係を、基礎づくりをつくっていくことが、平和に通ずるんではないかと思っている1人です。市長は過日予算委員会の中で、(仮称)平和公園の中

に平和塔をつくるということで、5,000万円の計上をなされました。また、広島、長崎における平和運動についての熱意も、予算上からも私は見させていただいております。また、所信表明の中でも、この平和の問題が最終的には行動目標でもあるということで、これを市民の方に働きかけていきたいということも、所信表明の中でかなり力強くお話しになっているわけがあります。そういう点を踏まえましてお聞きをするわけであります。

市長も、過日の市議員選挙におきましては、どのような選挙戦が行われたのか、るる御承知であるかと思えます。私の個人的な経験を踏まえて、その観点からひとつお尋ねしたいわけであります。私は、57年以来4年間仕事をさせて、第2期目の市議員選挙に立候補して出たわけでありますが、その中で、日本共産党の「明かるい日野」のチラシの中で、私も、るる批判をされた1人であります。かなり私は、政策的な批判、さらには納得いく批判、さまざまありますが、かなり私にとっては違和感のある批判がありますので、そのことについてお話をさしていただくわけであります。なぜこれを市長に、今こういう壇上でお話をするかと言えば、やはり市長も今の政治状況の中で、立場としてわかりますけれども、一つの立場を明確にとられておりますので、その辺、市民の方にも誤解を招くようなことがあれば、ここで釈明もしていただきたいと思うわけであります。

私は、個人的になりますが、「明かるい日野2月号」号外で、「お年寄り社会の功労者、安心できる老後を保障するのは当然です」と、「健康管理手当は疑問、健康管理手当については、金銭的にはそれほど多くないかもしれませんが、しかし、老人がこれからふえていく中で、このような財政の使い方は非常に疑問を残すのではないかと。58年9月、市議会公明党、夏井議員」と。その表題には「ひどいではありませんか公明のお年寄りいじめ」というチラシであります。さらに別のチラシに「許せないお年寄りいじめ」と。(発言する者あり)「福祉の党が聞いてあきれ公明党、お年寄りの福祉に所得制限を持ち込むべきだと主張し、福祉の切り下げを迫っています。健康管理手当は疑問、夏井明男議員」ということとあります。私は、福祉の問題につきましても、御老人の問題につきましても、かなり、いわゆるお1人、お1人の御老人の立場に立って、少し歯が浮いたような表現になるかもしれませんが、要するに天涯孤独の1御老人の立場に立って、どういふふうに日野の市政が映るのか、東京都政が映るのか、国の政策が映るのかという、そういう視点を忘れてはいけないということを、私は自分自身に言い聞かせて行動もしてきましたし、提案もさせていただいてきた1人であります。そ

の提案の中には、これからの高齢化社会に向けていく中で、昭和70年、80年ということがいいのかわかりませんが、要するに10年後、20年後、30年後に、日野の御老人がかなりふえていく。その対策が、これから大丈夫なのかどうか。現在——今は少し状況が違うようですが、特別養護老人ホームに入所したい希望者の方が、その当時に約50世帯くらいの方がいらっしゃる。そういうところの対策がとられていない中で、いわゆる一律健康な方にも、また、お金の非常にある方にも一律お金を配付するようなことが行政的にどうなのかということをお私には質問をしたわけでありませう。

その議事録の内容の中では私は、545ページの、58年第3回定例会のところで、議事録で述べさせていただいたわけでありませうが、例えばホームヘルプ事業の問題はどうなのか、これはどういうふうにしていったらいいのか。また、在宅寝たきり老人のためのケアセンターを、充実させるにはどうしたらいいのか。さらに、痴呆性老人対策について、東京都の方で具体的に打ち出されているけれども、どういうふうにしていったらいいのか。それから、さらには老人ホームの増設ということも、長期的には考えなければならぬけれども、これについてどういうふうに東京都と連動してやっていくのか。すなわち御老人の中にも、実際に手厚く緊急的に手を打たなければならない部分というのはあるだろうと。そういうところの、現在、在宅で呻吟をしている方に対する対策がとられていない中でどうであろうかということをお、この健康管理手当について述べさせていただいたわけでありませう。にもかかわらず、共産党の方は、この546ページのわずか3行の部分だけを取り出して……（「そうなんだよ」と呼ぶ者あり）あとの部分については全部伏せて、それも大量に、何遍も何遍も日野の市民の方に配られたわけでありませう。（「問題は政治的な立場ですよ、そういう立場とっているからよ」「とんでもない」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）そういうような具体的な問題を、私は実際に受けているわけでありませう。ですから、私は政策的な議論とするならば……（発言する者あり）やはりそういう問題を夏井議員は取り上げているけれども、こういう問題もこうなんだというふうな取り上げ方をされれば、私も、ある意味では、そうかなというふうには思っています。この部分は、私は非常に大事な問題ではないかと思っています。というのは、私も共産主義者ではございませんけれども、やはり立場が違ふし考え方が違ふので、それぞれの主義主張はあるだろうと。しかし、私もやはり今中谷さんからお話が出ましたけれども、中谷さんと、要するに率直にいろんな話ができる人間関係を、やはり築いておくことが、将来的には大事では

ないかというふうに思うわけです。しかし、こういうふうな形でとられてきますと、正直言っても私も率直な話ができにくくなってくる、そういう感情が出てまいります。（「みんな話し合え」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）これは、私の個人的な体験でございますけれども、それを踏まえますと、かなり将来の問題について、いろいろ阻害が出てくるんじゃないかと思っている1人であります。

市長は——別に市長に八つ当たりしているわけでは私は決してありません。この「明かるい日野」の号外等にも、さまざまな角度から一緒——市長は登壇をされておまして、ぜひ日本共産党の人にかんざってもらいたいと、これが、日野市の発展であるということを、コメントを付して写真入りで、このようなチラシに何遍も出てくるわけです。私にも、やはり1,763票の御支持をいただいた方がいるわけですが、そういう方が、いわゆるこういうふうなチラシを見られたときに、市長はどういうふうに考えていらっしゃるんだらうかということとは、当事者でない人にとっても、かなりいろいろな意味の不信も抱く状況にあるんじゃないかというふうに思っているわけです。

もっと言いますと、そういうふうな政治状況、社会状況のある中で、市長は平和の問題を取り組んでいますということなのですが、これは厳しいかもしれませんが、平和塔を建てる、何かについて制度をつくるということは、ある意味で容易に私はできると思うんです。市長は、57年の私の質問に対して、極めて同感はできると、まさにそのとおりであるというふうなお話をされています。そういう趣旨を踏まえますと、やはりこれからの市長の、いわゆる世界に向けてのアピールもなさいました。また、日本の全国的な規模の平和運動にも参画をしていこう積極的に展開をしていこうということも私もわかります。しかし、おひざ元の日野の市内の市民の方々に対する平和行動として、どういうことができるかということの政治行動を、私は非常に不鮮明に思っている1人であります。すなわち、ある意味で市長も、市長選におきましては、共産党の支援を受けまして当選をされたという状況でありますから、その辺の配慮も私はあるということは、十分承知をいたしております。その上で、現在の過日の市長選における市長の立場には、1歩やはり配慮が足りなかったんじゃないかと。その配慮も、かなり厳しい配慮が必要でなかったんじゃないかというふうに思っているわけでありまして。すなわち、言葉は少ししつこくなるかもしれませんが、すなわち話せば話すほどわかり合える、理解し合える人間関係の基礎づくり、社会づくりを、ある意味では目指していただきたいと、築き上げて

いただきたい。対立を激化させるようなことは、言葉がきついかもしれませんが、促進するようなことは避けていただきたい。さらには、単に対立の激化を傍観するようなものであってはいただきたくない。むしろ、各市民の中からさまざまな対立の条件が出てきたときには、その中に入って、お互いの誤解を解くような労作業をしていただきたいということを、私は申し上げた1人であります。そういう意味で、市長はどういうふうに日野の市内における、相互の平和的な問題を取り組んでいかれるのか。その辺の日野の市民の人の心の中に、どのように訴えかけていくのか。これからの平和を希求するという市長の政治姿勢の中で、この展開の部分をどういうふうに考えていかれるのか、その辺の話をぜひともお聞きしたいわけでありまして、よろしく願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 表現が下手かもしれませんが、お答えをいたしたいと思えます。

私は、政治的な位置と申しますと、まさに政党的には無所属であります。それから、思想信条の上では日本国の憲法を最も崇敬する立場と、特に公務員として、特別職の立場もありますが、地方公務員として日本国の憲法を擁護すると、こういう大きい責務のあることを常に肌身につけて感じております。そういうことございまして、議会でも申し上げておりますごとく、全体の奉仕者として、公正公平に人権を尊重する憲法の精神、また、平和を尊重する憲法の精神、特に議会制に立って地方自治、あるいは議会主義という民主的な制度、とりわけ1人1人の権利を保障した幸せと健康を追求する憲法の理念、こういうことを正直に市民と御一緒に展開をしますと、これが政治的、あるいは行政的立場でございまして、それ以外のものは何一つないと、こういうことが私の信条であり、立っておる立場であります。そのことが今日の政治的な力学関係と申しましょうか、時にそれが――本来は、私は保守の、それこそ保守の思想だと、こう思うわけですが、現在は、それが革新の思想であると、こういうことになっておるわけでありまして……（「保守になってもらいたいね」と呼ぶ者あり）そこで、よく革新だと言われますから、私も革新だこう思っております。そういうことございまして、政党間の、また、それぞれの政策綱領に立って切磋琢磨しておられる姿も、それぞれ理由があることでありますから、私からとやかく言うことでもないと思えます。

選挙の際に、私は一般的には政党政派でなくて、全部の方が圧倒的に支持していただくこと

が願っていますが、立候補制による選挙でありますから、それが不惑対立ということにもなる場合、あるいはもっと複数になる場合、そういうことが起きるわけでありまして、これを正しく判断をしていただくという努力が、今日最も民主的な手続として成り立っております選挙制度だと思っております。御指摘のことに対しましては、十分意のあるところはよく理解できますし、また、反省すべき点もあろうかと思っておりますので、極力みずからにも言い聞かせてまいりたいと思います。今回の所信表明の中にも、なおみずからを厳しく律して、そして、非力ではありますけれども、誠心誠意市民の期待にこたえるために、また努力をすると、こういうことをみずからの基本姿勢としておるといふふうにも申し上げておるわけでございますので、何卒ひとつ公正な御判断に立って、また、私の力の足りないところを大きく支えていただくことはもちろんでございますし、また、市民の立場に立たれましても、市民の皆さんと共通の理解が持てる、こういう土壌をぜひつくれるようにやっていかなければならないと考えております。

平和の問題にいたしましても、私は、特に公明党が主張しておられます平和と文化の活動、これ最も尊敬をし、共通の本当に理解のできる基盤だと、このように願っておりますので、特に夏井議員さんには御理解をお願いをしたいと、このように思っております。言い足りない点が多々ございますが、これから人間関係を最も大事にして、まず人間としての理解をし合える、つまり尊敬し合える——もちろん尊敬もして申し上げておるわけではありますが、なお努力をいたしまして、お1人お1人と信頼関係をしっかりと結んで、そのことが市政の進展に役立つと、このために一層の努力をしなければならないと、このように考えておるところでございます。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今、反省を込めて、至らない部分については、これからも戒めておやりになるというお話でありました。ある意味では、これは実は取り返しがつかない部分を含んでおります。私は、今個人的な次元のレベルでお話をさせていただきましたけれども、少し何枚かチラシを御紹介させていただきますと、これは私だけではないと、ある意味では私及び私を支持してくれた1,763人の方の話だけではないと思うわけです。

「明かるい日野2月号」には、このようなチラシもあります。「皆さんのお宅にも小西六、日野自動車、東芝、富士電機などの支配人が何人も訪ねてきていると思います」——これは、社会的なあの政治状況から見れば、まさに小西六という立場でおっしゃれば、この会社の支持

を受けて、推薦を受けてお立ちになっているのは川嶋先生ですし、日野自動車の推薦支持を受けてお立ちになっているのが奥住日出男議員でありましたし、東芝では中山基昭議員でございましたし、富士電機では福島敏雄議員でありました。「このような議員があなたの声を代弁できますか、ねらいは、自治体をもうけの種に、大企業にとっては自治体は大きなもうけ場所」「中曽根にせ行革の15億円もの補助金カットを容認」これは別のチラシであります。「福祉、教育を切り捨てる、これらの大企業派議員」「ひどいではありませんか、悪政の持ち込みねらう、これら大企業派。革新市政の市民本位の市政をことごと妨害し、中曽根流にせ行革の持ち込みを押しつけてきました。こんなにせ行革推進派が市議会でふえたら、革新市政の市民本位の施策は大後退、15万市民の暮らしは大変なことになります」これもチラシであります。

(発言する者あり)さらには、自民党の方に対するチラシとしては、「暗黒政治の復活をねらう」と「こんな勢力が伸びたら日野市の民主主義が破壊されてしまいます」と。同じチラシに「暴力集団との深いかわり橋本文子議員」と。(発言する者あり)さらに、日本社会党に対しては「大変残念です。どんどん右寄りの社会党、日野市では、自民党とともに小規模事業者育成条例の成立を阻むなど、市民の利益に反する行動をとることも」実は、その裏のチラシの中には、森田市長 — 嫌味ではありませんよ、森田市長の頼りになる共産党の躍進を期待しますというのが裏に載っかっているわけです。「学校給食が危ないんです。会社派これらの議員が、安かろう悪かろうの民間委託化をねらっています」さらに社会党に対しては「体罰も少しは社会党」と、社会党の方は体罰も少しは許されるということを言っているというふうなお話であります。さらに、別の資料では「一番まじめに議会活動」共産党議員が一番まじめに議会活動をしていると。「議会で起きたことは、なれ合い、裏取り引きを許さず、政治をガラス張りにします。ほかの野党と違って自民党と裏取り引きしたり、なれ合ったりしません。悪い政治に反対するのは当然でしょう」(「まるで聖人君子だ」と呼ぶ者あり)

さらに、極めつけの文章がございます。これです。これは、私ども公明党、さらには、自民党さん、大企業派の皆さんに対してどういうふうになっているか。学校給食については、民間委託センター方式で、大量生産やるところなんだと。老人福祉では、長生きしようというのは、老人医療費値上げは当然なんだということを言っているというわけです。下水道においては、行革だから補助金を削りますというふうに言っておると。公団民営化についても、再開発で事務所にしようという立場として、これは出ているわけです。ところが、私の経験ですと、

川嶋議員の発言にしましても、福島議員の発言にしましても、中山議員の発言にしましても、4年間の期間でしたけれども、その考え方なり、お人柄なり提案なり等も、さまざまに私も拝聴いたしました。決して老人いじめをしているようなこともなさっていませんし、地域の代表として仕事をされていることも、私もるる見させていただいています。

今名前を出さしていただきましたけれども、この背後に多くの市民の方が、大ぜい支持をされていらっしゃるという存在を考えれば、やはり日野市の首長としての立場というのが、おのずからあるわけですから、実際にそういう市民間の間の協調性、これからの将来の展望性を考えた上で、首長としての平和問題を追求す立場から考えれば、やはり細心の注意を払っても払っても足りないのではないかというふうに私は思うんです。ですから、一つのチラシに市長がお名前をおかしになるときにも、やはりその辺については、自分の政治信念をお持ちなんですから、今お話しのとおりお持ちになっているわけですから、それを、やはり細心の注意を払って、私は、おやりにならなかったというところに、私は非常に疑問を持っているわけです。ある意味で、先ほどの御答弁ですと、政党の立場ということの状況も私も理解しておりますという立場ですけれども、やはり所信表明の中で、あれほど平和の問題を追求されているわけですから、私は、平和の問題を追求されていないということは言っておりません。確かに平和を追求されているんだというふうに思っている1人ですけれども、そうだとすれば、やはり平和の基礎も、1人1人の人間関係のところに着目するわけですから、その辺の配慮というものを十分にいただかなければ、私は首長としての資格に欠けると言わざるを得ないわけであります。

甚だ厳しいお話になったかと思えますけれども……（「厳しくない」と呼ぶ者あり）これからも、この平和の問題を、私も政治行動の原点の一つとしてやっていく1人でありますけれども、市長も、その辺の最大の配慮をしていただいて、この問題を、どろをかぶっても追求をしていただきたいというふうに要望して、この問題終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって3の2、地方自治発展の為の1提案に関する質問を終わります。

続きまして3の3、日野市において減税はできないかについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君） 減税の問題におきましては、私も、るるお話をさまざまな角度から日野の市民の方から承ってきております。減税問題におきましては、最近国のレベルに

おきましても、減税問題が中心になって予算修正ができるかできないかの議論をされているのは周知の事実であります。マスコミにおきましても、この問題をたびたび報道されているわけですが、ことし3月14日の「毎日新聞」の中でも、中堅所得者の救済、累進税率を緩和というところで、今政府税制調査会が4月に提出を予定しているところの、減税に関する中間報告の概要が、13日にはほぼ決まったと。また、自営業者などに比べて重税感が強いサラリーマンなど給与所得者、特に中堅所得者を救済するため、所得税の累進税率のカーブをゆるやかにするのが最大の特徴ということで、減税問題は、これからずっと続いてくるわけであります。

そこで、日野の市民として、地方における税金、いわゆる地方税を中心にした税金について、どういう状況であるのか、国のレベルと同じように、減税問題を論議できるのかどうか、また、減税が可能なのかどうか、その辺の話を承りたいと思っております。

第1点としまして、日野市で具体的に生活をしていらっしゃる市民の方に、どのように現行の税金体系がかぶさってくるのか、その現状を教えていただきたいというのが第1点であります。

第2点は、給与所得者の市民、都民税の税額を求めるまでの、算定するまでの手続、仕組みというものをここで教えていただきたいと思っております。

第3点は、いわゆる標準世帯、いわゆるサラリーマンを標準に置いての標準世帯ですが、これを中心にして、具体的にAさんということで、平均的な1市民というデータではなくて、ある市民の方のAさんということで、過去5年間の市民・都民税額の推移の実態をお示しいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君） それではただいまの3点でございますか、御質問に対しましてお答えをいたしたいと存じます。

まず、第1点の市の体系でございますが、各種税の制度の体系ということでございます。御承知のとおり税体系につきましては、非常に複雑でございまして、一言でなかなか申し上げることが困難でございますけれども、概略につきまして御説明をさせていただきたいと、かように存じております。

まず、市民税でございますけれども、市民税につきましては、御承知のとおり地方税法を基本といたしまして、市の市税条例の制定によりまして執行を行っているところでございます。

まず、市民税の個人の均等割でございますけれども、これは、人口5万以上50万未満の市の標準税率は2,000円であります。日野市も同様に、全国の市がこの標準税率を採用しておるということでございます。また、個人の所得割の税率につきましては、地方税法の第314条3、第1項に定める13段階の標準税率を採用しておるということでございます。

それから、御質問の給与所得者の関係でございます。仕組みということでございますので、若干説明をさせていただきたいと、かように考えます。まず、1月1日現在に居住する人が、居住する市へ前年の1月1日から12月31日までの収入額を申告するというところでございまして、この収入額が住民税の計算の基礎となるわけでございます。これは、所得税の計算の基礎と全く変わらないわけでございます。次に、サラリーマンの場合を例にとりますと、市・都民税の所得割の計算に至るまでの体系を申し上げますと、前年中の給与収入金額から、サラリーマンの必要経費の意味を持つ給与所得控除額を差し引いた額が、給与所得金額ということになるわけでございます。次に、給与所得金額から基礎控除、配偶者控除、あるいは扶養控除、社会保険料、生命保険料、これらの税法に定められておりますところの控除額を控除いたします。給与所得金額から、これらの控除額を差し引きました残りの金額が、課税標準額ということになりまして、市・都民税の税額を求めるとなるわけでございます。この段階で、課税標準額がゼロとなりました場合は、当然のことながら所得割の税金はかからないわけでございます。

次に、課税標準額から地方税法で定めるところの標準税率をもちまして、市民税及び都民税を計算するということになってくるわけでございます。なお、営業所得者、農業所得者その他の事業所得者等につきましては、給与所得者と違うところは、収入から差し引くというところの必要経費の求め方だけでございまして、その他は全く同様でございます。

次に、法人の均等割の税率につきまして若干御説明を申し上げますと、これは、税法の第312条第1項に規定いたしますところの、資本金と従業員の区分によりまして、年額300万円から4万円まで、6段階の標準税率を採用しております。これは、都下26市とも同様の税率でございます。法人税割につきましては、60年4月現在の全国調査によりますと、制限税率の14.7%を採用しております市が全国で181、日野市が採用しております資本金等の区分による不均一課税 ― 採用しております市が126市となっております。都下26市を例にとってみますと、すべて不均一課税を採用しておるところでございます。なお、26市中、

標準税率の12.3%と、制限税率の14.7%の2段階を採用しております市が18、この2段階の間に13.5%の区分を採用いたしまして、合計3段階の税率を採用しております市が、日野市を含めて8市あるということでございます。これが法人分でございます。

次に、固定資産税でございますけれども、これは、御承知のとおり土地家屋及び事業用の償却資産は課税客体とする——市町村の普通税でございます。納税義務者は、当然のことでございますけれども、賦課期日現在における固定資産の所有者ということでございます。課税標準は、課税台帳に登録された固定資産の価格とされておるということございまして、課税台帳に登録する価格につきましては、法第388条によりまして自治大臣が定めた評価基準によりまして、評価員及び評価補助員が評価するというになっております。なお、評価替えにつきましては、3年に一度土地家屋の評価替えをやっていくということでございます。いわゆる税法の所定の手続を経て賦課をしているということでございます。固定資産税の税率につきましては、日野市では、条例第61条によりまして100分の1.4を採用しております。これは標準税率でございます。なお、標準税率を超える場合でも、100分の2.1を超えることはできないという規定でございます。

続きまして都市計画税でございますけれども、都市計画税につきましては、償却資産が課税客体とならないことを除き、基本的には固定資産税と同様の取り扱いということでございます。税率につきましては100分の0.3を超えることができない。これは制限税率でございますけれども、法第702条の3で規定されております。本市では、上限税率0.3を採用しておるということでございます。

それから、3点目でございますけれども、標準世帯を中心とした、仮に議員さんがAさんとおっしゃられたわけでございますけれども、その方の過去5年間の状況がどうかということでございますけれども、56年から60年までの過去5年間の、ちょうどデータがございますので、仮にこの方を標準世帯ということで、奥さんと子供2人の4人構成の世帯ということで、ちょっと推移を見てみますと、56年の給与収入が422万8,000円ございまして、このときの市民税・都民税の税が10万6,190円ということでございます。さらに、これを5年を経過いたしました60年を見ますと、給与収入が500万円になっております。それで、5年間で給与収入が77万2,000円の増ということになるわけでございます。これを、率に直しますと18.3%の伸びということでございます。さらに、これを60年度の税負担を見ますと、

14万6,650円となっております。したがって、4万460円の増ということでございまして、18.3%の給与収入の伸びに対しまして、税の伸びは38.1%という形になっております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今、税の体系から具体的な問題のデータまで教えていただいたわけですが、端的に言わせて、かなり誤解があるんですが、例えば昭和61年の3月の15日の「広報ひの」の1面の右下に、市都民税の話ということが出ております。市民税課で回答を出しているわけですが、その問いかけているのは、サラリーマンの私は、毎月の給料から所得税と住民税を天引きされています。本来、所得税の方が高いと思うのですが、私の場合、住民税の方が多く引かれています——このようなことがあるのでしょうか。それとも、市によって住民税は異なるのでしょうかという問いかけを、私も何人からの方から受けております。今のお話ですと、基本的にはそういうことはない。税の公平負担ということで、あり得ないというお話であったかと思えます。

それで、次に減税の問題に入らしていただきたいんですが、いわゆる法制度上で減税が可能なのかどうか。可能な税金の項目として、どのようなものがあるのかという点と、法制度的には減税ということが可能なんだけれども、実際においては、いわゆる自治体の権限として、実際上にはできにくい、事実上不可能であるというふうなものがあるかと思いますが、その辺のお話を承りたい。特に、税率の問題についてのさじかげんといいますか、そういうものが自治体の権限としてでき得る税項目があるのかどうか、その点の話も含めてお話を承りたいと思うわけでありませう。

それを踏まえまして市長にお尋ねをしたいんですが、先ほど申し上げましたように、国政レベルでも減税問題が、毎年予算編成時期になりますと話題として取り上げられるほど、我々市民としての重税感が強いわけでありませう。先ほどの市民部長のお話でも、具体的なAさんというデータで、所得の——給与所得者の伸び率が18.3%に対して、税の負担率が38、たしか1%と思いますが、そのような形で出ているわけで、その辺どのように日野市の方では対応でき得るのか、その辺の可能性のお話を承りたいと思えます。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 市民部長。

○市民部長（佐藤智春君） それではただいまの御質問にお答えをいたしたいと思えます。

日野市の住民が、他市に比べて高いのではないかというふうなお話でございますけれども、これは、私どもも担当の方としても、たまたま転入された方からそのようなお話を聞く場合がございます。これは、いろいろ内容的に御説明申し上げますと、やはり税そのものが、所得税の場合には現年課税でございますけれども、住民税の場合には、前年の収入を基礎として税金を計算いたすということでございますので、例えば61年3月に日野市に転入してこられた方でもございまして、転出前の市で、59年度中の収入をもとに計算されて住民税を納めていることとなりますけれども、61年6月からは、日野市で、60年度中の収入をもとに計算しました住民税を納めるということになりますので、そこで、60年度中の収入が、前年の59年中の収入より伸びているということを考えていただければ、高くなるということでございまして、この席をかりまして、決して日野市へ参りましたら税金が高いということはございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、法制上減税が可能かどうかということの御質問でございますけれども、地方税法におきましては、税金につきましては、税目によってそれぞれ標準税率、あるいは制限税率等が定められております。例えば標準税率を超える場合でも、市町村では財政上の特別な事情、例えば災害復旧でございますとか学校建築などで、臨時的に應急的に費用が必要とする場合と、こういうような場合に限られるということでございまして、また、逆に標準税率を下回って税率を定めるというようなときの場合には、地方財政法の第5条第1項第5号の規定がございまして、これは、内容を見てもみますと、いろいろありますけれども、標準税率を下回る税率で課税する場合には、地方債をもって学校、道路、河川、港湾その他の公共施設、または、公用施設の財源とすることができないこととされていると、地方財政法の規定がございまして、さらに、標準税率を下回る税率で課税したことが、その市町村として確保すべき収入の徴収等を怠ったと認められる場合においては、その市町村に対して交付すべき地方交付税の額が減額されるというようなことが規定がございまして、要するに起債の制限があると、それから、地方交付税にも影響を及ぼしてくると、こういうようなことで地方財政法で規定してございます。

したがって、御質問の内容でございますけれども、市長サイドとして可能な税というの

は、私どもの承知しているところでは、目的税であります都市計画税であろうと私どもは考えておるわけでございます。しかしながら、目的税である都市計画税につきましても、税率を下げるということも可能かも知れませんが、現在置かれております日野市の状況——都市計画、あるいは区画整理事業等の、いわゆる都市整備を行うための貴重な財源ということでございますので、果たして税率を下げるということが、市財政全般から見た場合に、果たしてどうかということを私が申し上げて回答といたしたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の財政の一番源であります税目につきまして、それから、現状並びに、よって課税の義務を課する根拠、それらについて市民部長の方から克明なお答えをしたとおりであります。要するに、政策として裁量権を与えられているということはほとんどないと、こういうことであります。その中で、目的税である都市計画税、あるいは法人市民税——法人市民税については若干の不均一課税と称する超過課税が可能であること。それから、都市計画税については説明のとおりでありまして、これとて政策的な根拠に基づいて、日野市がお願いをしておる理由があります。つまり、政策として採用しているというふうに御理解もいただけるものであります。なお、強いて言えば都市計画税に多少可能性の論議があるわけではありますが、東京都下の全市を見渡しても、1000分の3を採用していると、そういうことでありまして、当市は、まさにこれから都市計画事業、基盤整備、それから事業に取り組みますので、これを手をつけるということは、私は財源的にも言って不可能であると、このように考えております。

税ではなくて、公共下水道を施行いたします際に、受益者負担金という、これも、かつては行政指導でかなり厳しく指導をされる負担金であります。当市の場合は、1平米単位で課税と同様な負担金は、制度的に採用しないということを言明をしておるとおりでありまして、このあたりが若干の政策の部分だと、このように御理解がいただけると思っております。

いずれ国民健康保険のことも、予算委員会等で議論をいただいたことでありますし、また、今後の課題になるというふうにも申し上げたわけではありますが、これは、標準的なものはありますけれども、若干の採用の配分の仕方があるという余裕を残しておりますが、今の国保財政から言うと、これもまた、これも減税をするという側の条件は全くない。そういうことでありまして、確かに今の市民の方の税負担の圧迫は申すまでもなく、また、よく理解すべきところ

であります、政策的にも裁量的にも今のような事情でございますので、何か減税のできる方はないかということは、逆に税を最も能率的に消費することによって、市民サービス、あるいは都市基盤の整備にこたえていくと、このことが一番責任だと、このように言えることでありますし、また、そのように取り組むつもりであるわけでございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今の御答弁ですと、法制度上も、事実上も、自治体に与えられている裁量的な部分のごくわずかであると、目的税である都市計画税についてのものではないかというお話でありました。さらに、目的税の都市計画税についても、これから日野市の基盤整備、さらには、さまざまな事業について考えるとできないというお話でありました。

あともう一つ、市民の方からお話ありましたのは、税負担がかなり急速に強くなっている。負担的な部分は多いというふうなお話とともに、市民である以上税金を納めるのは当然であると。ある意味では高いと思うけれども、やはりそれは国民の重要な義務であるから、それはやむを得ないと思うと。しかし、税の使われ方については、ぜひ慎重なものであっていただきたいということも聞いてまいりました。市の行政の担当の方も、いわゆる経常経費の見直しというところで、かなり努力をされているというお話も、財政課長の方から答弁いただいているわけですが、それにしても、新しい新規事業を起こすときには、例えば今回予算委員会で大変問題になりました平和塔の建設の問題におきましても、5,000万というお金をかけるわけです。やはり新規事業で新しい事業を起こすときには、やはりその辺の市民の方の十分な納得をいただく過程が必要であろうというふうに思っています。さらには、やはり議会人の我々に対しての説明も、やはり予算編成の過程の中で努力をされる必要があるんじゃないかというふうに私は思います。そのことが逆に市民の方に、一つの制度として意義も十分に理解されてくる部分もありますし、そうでない部分もあると思いますが、その辺やはり、よいものであるという御信念でおやりになっているんでしょうが、やはりそれだけでは通らない部分というものが私は多々あると思いますので、その辺の過程を大事にさせていただきたいというふうに思います。

以上でこの問題は終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって3の3、日野市において減税はできないかに関する質問を終わります。

3の4、ボランティア活動等の現状と将来についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君） ボランティア活動の問題におきましては、実際に私のこの取り上げをさせていただいたきっかけというのは、何人かの御婦人の方から、実際にボランティア活動をしてきたと、実際には自分たちも、これからの老人社会を迎えていく中で、まだ我々の若い年代として、ボランティア的な活動ができないかということで、実際に、また、自分の生きがいとしても、その活動に入っていっていただければ、実際には土方みたいな体力的な必要性も感ずるときもあったというふうなお話もありました。ボランティア活動の中には、さまざまな分野があるわけですが、でき得るならばそれぞれの個性に合った、能力に合った、また、技術を持っていれば、技術を持ったそれが生かせるような形で、継続的なボランティア活動したいけれども、日野市においてはどのような現状なのかというお話でありました。それで、この間の過日の一般会計の予算委員会でも、このお話を——東京都のボラントピアという制度の中で、日野市が乗っかって、これから行うというお話もあったんですが、現在の日野市のボランティア活動の現状は、どの辺の程度に来ているのか、将来においては、どのような将来像を描いていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

さらに、別の角度から申し上げますと、民間会社でも営利事業として、高齢化社会に迎えていく中のさまざまな施策を、営利事業として営んでいこうという動きも、かなりアメリカの社会の影響を受けて、日本でも急速に進んでいるという情報も、さまざまな角度から入っているわけですが、その中でどのようなふうに進められようとするのか。特に日野市でも、ある企業が入浴サービスを営利事業として着手して、それを日野市の各戸の方に配布をされた事実もありまして、現実には、ここまでもう押し寄せてきているのかという実感を持ちました。さらに、今回の新規事業の中で給食サービス——これは有料ですが、これを福祉事業団の方をお願いをしてやるということでもあります。実際には福祉事業団が、ある業者に、手なれた業者に委託をして行うということでもあります。それに日野市の援助を行うということで、ある意味での営利は含まないと思いますけれども、有料福祉サービスのものも進んでいくわけでもあります。一方においては、ボランティア中心にするような無料の奉仕的な部分もあるわけで、その辺どのように将来像を描いておられるのか、その点のお話を承りたいと思ってこの質問をさせていただいたわけでもあります。

以上です。

- 副議長（中山基昭君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

夏井明男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

- 福祉部長（高野 隆君） それでは、ただいまのボランティア活動についての御質問にお答えをいたしていきます。

まず御質問に何点かの問題が提起されておりましたけれども、私どもといたしましては、ボランティアにつきましては、基本的には、やはり無償の行為ということが原則であると、こういうぐあいに考えております。現在、日野市には、日社協の建物の中にボランティアセンターが設置されております。ここでボランティアの募集等も、あるいは活動等も中心として行っており、おられるわけでございますけれども、現在のボランティアセンターにおける登録者は190名ということでございます。また、登録団体は14団体、2,500名の方がこの団体に参加しておられる。この14団体の内容は、日赤奉仕団、ボーイスカウト、ガールスカウト、音楽連盟、民謡会、手話サークルの六つの会と、その他いろいろの団体が、それぞれの分野で活動しておられるということでございます。例えば寝たきり老人、重度障害者の介護、または訪問、目の不自由な方の買い物、あるいは病院への入退院への介助、その他それぞれのニーズに応ずる活動をしておられるわけでございます。

先ほど、御婦人方の参加が多くなってきたということも事実でございますが、やはり50代前後の御婦人方の参加が多うございますけれども、しかしながら、障害者連には、障害者の自身のボランティアへの参加、また、最近は慰安オールドが、オールドがオールドを介護するというか、比較的老人の社会参加も、ボランティアとしての参加も出てきております。また、最近特に青少年のボランティア活動——これは、光の家を中心といたしまして触れ合いマラソン等を実施しておりますけれども、高校生、中学生等のボランティアに対する関心も次第に高まってきておるといってございます。

現在の状況では十分なニーズにこたえることはできないということが悩みでございますし、

また、地域をA、B、C、Dの4カ所に分けて、それぞれ民生委員と関連をとりながら実施、支援活動をしてきておるわけでございますけれども、まだまだ不十分ということでございます。そこで、御質問にございましたように、日野市といたしましては、60年度から国の補助を受けまして、ボランティアのまちづくりの推進事業を実施するというところでございます。ここでは主体は、社協の主体の中で実施するというところでございます。御承知のように一千万の予算を、国、東京都、市の3者でそれぞれ3分の1ずつ分け持ちまして実施していく事業でございます。このボランティアのまちづくり計画は、人的物的緒条件の整備と、それから、地域住民のボランティア活動への参加促進ということが主目的でございます。また、その事業の内容といたしましては、市民の啓発推進事業、要するにPRでございます。また、二番目には養成活動、これは、福祉教育を実施していくという内容でございます。また、3番目には、活動分野の開拓及び登録あっせん事業と、これも、今後ともボランティアの開拓を進めながら、数をふやし、それぞれのニーズにこたえる各種のボランティアを登録していくような努力でございます。また4番目には、ボランティアの組織化ということでございまして、これは特にグループづくり、あるいは地域福祉、特に在宅福祉活動ボランティアの組織化、これが重要な問題でございます。また、5番目には活動の基盤づくり、これは、それぞれの活動地点も設けて、各地域でも活動ができるようにしていくという活動でございます。また、6番目には、ボランティアが継続的に活動できるような、それぞれの事業を展開していくと。これは、福祉行政との関連も、この中で十分に行いながら組織化、あるいは協力していただくという内容かと存じております。また、推進のための協議会、これも設置してまいりますし、また、コーディネーターの配置、これは、専門職員を配置しまして実施していくわけでございます。このような内容をもちまして、今後61年度、62年度2年間をボランティアのまちづくり推進事業として、2年間の実施をしていくということでございます。

今後、それぞれのボランティアのまちづくり計画にも示されておりますように、今後ともボランティアの地域参加の問題は重要な問題ということでございますし、また、それぞれの先ほどの重要な点を発展させながら、ボランティアの主体であります自発性、あるいは奉仕性、無給性、このような点を実施しながら、一定のやはり有償性、このところも考えながら進めていく必要があろう。この有償の問題につきましては、実際に現在は実費弁償ということも、一定の状況では認めるというようなことでございますけれども、労働報酬等については、これは対

象としては考えておりませんので、有償福祉の問題については、今後さらに検討していく必要があらうかというぐあいに思います。

最後に、老人給食の問題で御質問がございました。老人給食は、実際に至誠学舎に委託をして実施するものでございますけれども、これは決して営利を伴うということではなくて、福祉法人至誠学舎の老人給食の専門性を生かすということで、そこに委託をしたものを、誠心誠意こちらとして、必要に応じて老人の要望にこたえる配食をしていくということでございますので、あくまでこれは、先ほど御質問のありました企業のな角度からの接近ではございません。あくまで福祉的な接近でございますし、また、今後ともアメリカ的な企業福祉の側面からの接近については、十分に警戒をしながら、特に最近厚生省におきましては中間施設案の中で、営利的な企業の禁止を言っておりますし、これについては、国もかなりの警戒をしているように思いますので、我々も、それぞれ企業が——アメリカの企業と日本の企業が結合したような福祉会社ができっておりますけれども、もうこれについては十分に警戒を深めながら、今後の福祉行政の展開をしてまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今、体系的に御答弁いただいたわけですが、その中で、まさにボランティアの中でも在宅福祉については、これからかなり力を入れていきたいし、重要性を増してくるのではないかというお話であったかと思うんです。それで、老人給食サービスにつきましても、在宅福祉の関係のものだろうと思いますし、入浴サービスのことにつきましても、そうだろうというふうに思っております。細かい話になりますと、いわゆる在宅福祉の中でも、訪問看護事業ということが、実際手当が出されてお願いをしているわけですが、この中で在宅福祉のボランティアと、どういうふうにかみ合ってくるのか。特に、これから在宅福祉的なものが重要になってくるというお話でしたけれども、その辺のかみ合いがどういうふうになってくるのか。これからの課題だと思いますけれども、さらに、市の福祉政策の中で上乗せといいますか、国・都に、さらに福祉の内容を充実させるようなことも一定の権限の中でできるわけですが、これから在宅福祉については、かなり強い要望として私は出てくる分野ではないかと思っておりますので、この辺の具体的なケースをもとに、積極的な取り組みをお願いしたいというふうに希望して、この問題について終わらせていただきます。

最後に、この問題につきまして市長のお考えがあればお伺いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君の残り時間はあと3分です。市長、簡潔にひとつ。

○市長（森田喜美男君） 成熟社会が進むにつれまして、地域に、つまり思いやりの精神に立つボランティア活動がだんだん生まれつつあります。そして、そのボランティアを、行政参加のボランティアもありすし——需要と供給という言い方は便宜に使う言葉であります、この成立が望ましい面もあるわけでありまして。そういう考え方に立脚いたしまして、せっかくボランティア活動したいという住民の意欲が高まっておりますので、それがいかに活用できるかと、この仕組みをつくり出すことが行政の仕事だと、このように考えております。

○副議長（中山基昭君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 以上で終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって3の4、ボランティア活動等の現状と将来に関する質問を終わります。

続きまして一般質問4の1、市民生活を優先する日野市政の新年度計画について考え方を問うについての通告質問者、川嶋 博君の質問を許します。

〔11番議員登壇〕

○11番（川嶋 博君） それでは、市民が健康で安心して暮らせる住みよいまちづくりを基本に、市民生活を優先する日野市市政の新年度計画について、考え方を聞きたいと思っております。その中には、まず病院行政については、今年度には眼科を設ける、このようなことで進んでおります。また、水道行政も、既に稼動している増圧ポンプ、清掃行政については、焼却炉の建設中と、非常に前向きに行政が進んでいるということは、非常に前向きであるということが評価されます。

その中で、まず財政について聞きたいと思っております。今年度の一般会計の予算は316億3,000万円でありまして。歳入面では非常に努力していると思っておりますが、歳出面では下水道も48%も延びていると、都市基盤の整備が大きく前進する中で、債務負担——市債の問題はございますが、今年度予算についての、詳しく市民の方がわかるように説明をしていただきたいと思います。

さらには、市民部につきましては、61年度から住民基本台帳法が改正されます。プライバシー保護の関係を含めて、市の対応について、どのような考えであるのか、これをわかりやすくお聞かせ願いたいと思っております。

施できますように、要綱の改正を含めまして、落ち度のないように対処したいと、このように今考えているところでございます。

○副議長（中山基昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えをいたします。

市民生活を優先させた施策につきまして、その一つといたしまして、地区広場を61年度に新設をいたします。1カ所を予定をしております。これは、百草観音地区広場でございます。2,390平米を整備いたすんでございます。8番目の地区広場で、この広場が完成いたしますと、総面積が1万9,382平米となります。御承知のように、市民のだれもが気軽に自由に使用できる多目的の広場でございます。今後も、これらの増設について努力をしまいる覚悟でございます。

さらに、予算特別委員会の折にもお話を出しましたけれども、勤労青年会館、これは、勤労者青少年の教養、福祉向上を図る地域の集会施設として、今までの地区センターと若干性格の異なる施設でございます。構造上、音、振動にも非常に強い構造になっております。青年勤労者、そういった層に限らず、市民の広い層に優先順位でもって使用できるような方法を考えております。

それから、生活保健センターでございますけれども、生活保健センターにつきましては、そこに行けばだれでも、いつでも交流啓発し合える、そして、必要な情報が得られる場、参加できる場として、消費生活とコミュニティーのセンターとして、新しい市民ニーズにこたえる施設でございます。展示の広場とか、資料情報コーナー、テスト室、相談コーナー、活動室、集会室、小体育室、そういったものを備えた多目的なホールでございます。市民生活に密着した多様な機能を持たせる考えでございます。

一方、保健センターの方でございますけれども、現在2年後の開館に備えまして、健康課が中心になまして課会を随時開きまして、そこに配置する専門職員の数でございますとか、運営の方法について話し合いを進めております。専門職員の人数につきましては一応の結論が出ましたので、人事部にその数をお願いしているところでございます。

さらに、防災備蓄倉庫というのがございまして、本年度の予算に150万お認めをいただきました。これは、避難場所に、とりあえずの応急薬品、応急食糧、その他シート類など必要なものを備蓄する倉庫でございます。避難場所に今後年間計画をもって整備してまいりたい覚

悟でございます。

それから、工場の排水についての分析は、今まで26工場を対象にいたしまして、年1回行っていたものを2回にふやしました。さらに、家畜臭気改善事業と申しまして、牛舎、豚舎から出るにおいを防ぐ目的でもって、こういった家畜小屋の改善に補助金を出します。本年度は、2軒の農家にそれぞれ100万円ずつ出しまして、そのかわりに幼稚園、保育園、小学生の見学に応じていただくと、そういう約束を取りつけないと思います。

小規模事業者育成につきましては、御可決をいただきました1,040万の予算をもちまして、今後、従来以上に商工会の連携を密にし、小規模事業者についてサポートをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは御質問の福祉関係の施策について御説明申し上げます。

まず障害者福祉の項では、障害者の第2の施設としまして、白鳥学園の建設を進めてまいります。開設準備関係に、需用費200万、建設設計費が150万、また、新設費といたしましては1億1,350万、鉄筋コンクリート2階建てでございます。25人の収容の施設を、現在の日野台の共同作業所のある部分に建てかえるということで実施いたします。それから、来年度の開設ということになります。

また、老人のための施策ということでございますけれども、まず、至誠デイホームの建設補助ということで1億3,000万ほど計上しておりますし、また、アゼリヤ会の老人ホームの委託費建設補助350万、また、老人給食の関係では、680万ほど計上しておりますけれども、これにつきましては、既に御説明申し上げましたとおり、6,800食を予算の中に組み込んでおりますので——これは20人ということでございますけれども、その対象者がふえても、それなりの対応はできるんじゃないかということで進めるつもりでございます。今後とも、さらに発展させるつもりで計画しております。よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君） 都市整備関係につきまして御説明申し上げます。

浅川、秋川の処理場の状況でございますが、両処理場とも66年稼動を予定しながら、現在

それから、生活環境につきましては、市民の健康づくりに関する生活保健センターの建設、これも、予算審議も行いましたが、これについて、また、勤労者青年会館もオープンする。いろいろと関係ございますが、生活環境につきましては、本年度の予算関係、さらには、今後の計画についての考え方がありましたお聞かせ願いたいと思います。

福祉につきましては、いろいろと予算の場面でも議論がございましたが、つばさ学園に続く白鳥学園の建設、それから、高齢化社会に向かって、今後お年寄りが安心して暮らせる行政が必要ではないか。これについての、福祉部としての考えをお聞かせ週いたいと思います。

さらには、都市計画につきましては、浅川処理場、それに関する秋川処理場、また、東部会館の建設もいろいろと議論されましたが、また、都市計画についての問題点をお願いしたいと思います。

また、教育問題におきましても、今年度は幼児教育の問題が非常に問題になりました。また、今年度は中学校の四中の給食施設、さらには東光寺グラウンドの建設、それから、二中の夜間照明等の準備も計画されておりますが、これらに関する行政の考え方、さらには今後の教育についての考えがありましたら、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 川嶋 博君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

61年度、地方債の内容でございますけれども、一般会計の予算特別委員会等でも論議があったわけでございますけれども、予算書の7ページで、第3項地方債で項目を掲げてございます。項目だけ申し上げますと、白鳥学園の新築事業、ごみ焼却施設新設事業、仮称でございますけれども、生活保健センターの新築事業、それから、都市計画道路2・2・5号線用地取得事業、北川原、仲田等の用地の取得事業、それから、仲田緑地の造成事業、第二中学校給食室新築事業でございます。この61年度の起債を踏まえての、今後どうなるかということをちょっと触れさせていただきます。

財政の問題につきましては、今後の見通しについて経済と国の財政見通しに大きく影響されるところでございます。現時点での見通しは、年5ないし10%の範囲で推移していくことと思われまます。将来の財政負担としての起債は、昭和60年度一般会計買入れ分が34億4,200万円、それから、起債残高は224億9,000万円でございます。今後、毎年30億円の起債を続けるといたしますと、5年後の昭和66年度の現在高は、普通会計で約400億円と

なります。年間の元利償還金も約39億円となる見込みでございます。ただいま申し上げました数値は、財政の推移としてのものでありまして、事業量の実体が賸って初めて財政計画としての数字が成り立ってくるものでございます。起債につきましては、十分慎重に対処いたしまして、必要なものにつきましては、できるだけ低利の資金を活用するよう努力するつもりでございます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 市民部長。

○市民部長（佐藤智春君） それでは、2点目の住民基本台帳法の一部を改正する法律という内容でございますけれども、おっしゃるように、6月1日からの施行ということでございます。内容をちょっと簡単に御説明申し上げますと、主な改正点につきましては、一つといたしましては、何人も住民基本台帳の閲覧、また、住民票の写し、もしくは住民票に記載した事項に関する証明の交付により知れた事項を使用するに当たって、個人的人権を尊重するように努めなければならないというのが一つの目的でございます。それから、2番目といたしましては、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの請求者に、請求事由を今まで以上に明らかにして行うことと、これらの義務づけと、不当な目的の場合には拒否ができるんだということがうたってございます。それから、3番目といたしましては、住民基本台帳の磁気テープへの置かえを容認したことということでございます。それから、4番目といたしまして、戸籍付表の閲覧を廃止したことと、これが大きな新しい改正法の骨子だろうと考えております。それで、この改正につきましては、近年における、議員さんのおっしゃるように社会一般のプライバシー意識の高揚、情報化社会の進展等の社会情勢の変化に伴いまして、住民基本台帳の一層の適正な管理を図るということを目的に改正されたということが言われております。

住民基本台帳につきましては、制定のときから公開が原則ということでございましたけれども、プライバシー保護の見地から、閲覧や住民票の写しの交付に当たりましては、その取り扱いには慎重に行うようにと、自治省からも以前から自治体を指導しているところでございます。本市におきましても、同様にプライバシーの見地に基づきまして事務処理に当たっておりますけれども、今回の改正内容につきましては、さらに主管課におきまして現在検討を進めておりますけれども、例えば住民票の交付に当たりまして、本籍、続柄等がプライバシーに触れるというようなときには、その交付を省略して交付できるようにと、それらの改正内容が適正に実

用地買収を行っているところでございます。特に、浅川処理場につきましては、62年に第1系列の処理施設に着工するという事で、重点的にその部分を61年に買収する予定になっております。それから、東部会館でございますけれども、61年に用地買収をいたしまして、62年63年で建築を行います。それから公共下水道の建設でございますけれども南多摩処理区を中心に、前年対比でもって54.4%の予算の増になっております。鋭意努力していきたいと思っております。それから、2・2・5につきましては、61年に橋台、橋脚を一部着工いたします。63年には完成ということで、努力をしまいたいと思っております。それから、区画整理でございますけれども、前年対比で2.2倍の増でございます、万願寺の2期に調査に入るということ、それから、高幡、豊田南の新規事業に着手するという事で、予算計上をしておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは教育関係の御質問でございますが、4点出ましたので簡潔に申し上げたいと思います。

第1点の、四中の給食施設の関係でございますけれども、御案内のとおり昭和61年度の債務負担行為ということで、3億8,100万円の予算が計上されてございます。したがって、本年度着工をいたしまして、明年度には完成する運びでございます。

それから、第2点目は東光寺総合グラウンドの河川敷のグラウンドの件についてお尋ねでございますけれども、これにつきましては、現在企画財政部の方が担当でございますが、本年度は東光寺グラウンドにつきましては、半分が完成するという予定でございます。

それから、第3点目が二中のナイター施設の関係でございますけれども、二中につきましては、60年度におきましてネットフェンスのセットを行いました。したがって、61年度につきましては、一応照明等照明器具の設置、クラブハウスの設置ということで予算計上されておりますので、61年度にはナイター施設が完成する予定でございます。

それから、今後の教育の課題としてということの御質問が出ましたが、一応今後は児童生徒数も減ってまいります。そこで、教育の内容の充実ということを考えております。その一環といたしまして、学校教育におきましては、特に教職員の研修の充実の問題、あるいは教育相談の充実の問題ということで、潤徳小学校の空き教室を利用いたしましての、教職員の研究資料

室を今年度の予算に計上してございます。

それから、社会教育の面でございますけれども、従来は、ややもいたしますと学校の建設面に大分費用を食われてまいりました。そういう意味で、社会教育の充実は大変必要なことだろうと思っております。そういう意味で、社会教育委員会の方にも、昭和58年に諮問をいたしております。それらの答申が、58年10月31日の日に答申が得ておりますので、これらの答申を得まして、それぞれの社会教育事業が充実するような施策を考えてまいりたいと思っております。

公民館につきましても、ことしは20年を迎えます。さらに公民館の発展充実のために、職員の——今年度また採用1名考えておりますけれども、職員の充実とあわせて、今までは中央公民館の事業が多かったわけでございますけれども、地区センターその他いろいろと社会教育の施設がございます。そういうところへ出かけてまいりまして、地域の教育の充実を高めていきたいというふうに考えております。

図書館につきましても、60年度におきまして、図書館サービスに対する委託を、日本図書館協会の方に委託してございます。それが本年4月の初旬には答申が出てくると思っております。これらの施策を十分に検討しながら、今後の図書館サービスの充実に向けてまいりたいというふうに考えております。

それから、体育関係につきましても、特に市民スポーツの充実ということを考えております。市民の健康を第一にいたしました。市民スポーツコミュニティーの体力づくりに、今後とも充実をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 川嶋 博君。

○11番（川嶋 博君） よくわかりました。さらに、市民生活の向上のために努力していただきたいと思えます。

これで終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって4の1、市民生活を優先する日野市政の新年度計画について考え方を問うに関する質問を終わります。

続きます4の2、昭和61年度市議会議員選挙についての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。川嶋 博君。

○11番(川嶋 博君) それでは、このたび行われました市議会選挙にまつわるいろいろな問題がおきました。今回の投票率が63.32%ということで、前回よりもやや下がったというような報道もありました。これにつきましては、選管事務局の方でもいろいろと努力されて、その結果ですが、これは、市民全体の係の問題でございますので、この点については余り触れたくないと思います。

いろいろと今回の選挙におきまして日本共産党から、このようなビラがたくさんまかれました。お年寄りいじめはおかしいじゃありませんかだとか、いろいろと書いてあります。これにつきましては「学校給食センター方式はできないか」58年度の議会で川嶋 博、というようにも書いてありました。たくさんこの問題にも触れまして「ぐるみ選挙」というようなことも書いてあります。(「何を質問したいの」と呼ぶ者あり)「学校給食の攻撃の先鋒の人、川嶋 博」このようなことも書いてありました。それから「学校給食の方式、センター方式ができないか」というようなことも書いてありました。このビラには大ぜいの立候補者の名前も出ております。(「1人ずつ読んでみろ」と呼ぶ者あり)この中には、学校給食に関連したこと、それから、企業の代表だというようなことも書いてありました。それから、ダイクマ出店の問題も、ここにも書いてあります。(発言する者あり)これは、議員の定数条例の共同提案者のことも書いてあります。議員というのは、議場で発言をして、これを市民に問う。これは、市民の皆さんのいろいろな判断、または、そのことによって選ばれてくる。これについて一々他の候補の名前を挙げる、そして、いかにも悪いようなことのようにビラにまかれる、こういうことは私はよくないと思います。そして、同じような内容が、色を変えた紙にも同じようなこと書かれて……(発言する者あり)さらには「市民参加」これには、川嶋博特集というのが入っております。(発言する者あり)「議員定数削減提案を自慢する、川嶋 博」このようなビラを全戸配布にまかれたそうです。こういう議員の固有の権利、または主張に対して否定をされる。これについては……(「批判しているんだよ、批判」と呼ぶ者あり)批判する。この問題については、自分の考え方に対して、すべて私は切り捨ての考えであると、このように判断いたしますが、皆さんの考えはいかがでしょうか。(発言する者あり)さらには、このように大ぜいの方々の候補者の名前を書いて、こういう書き方をしたら、皆さん非常に書かれたら、非常に問題が起きるんじゃないかと、こういう思いやりがある政治ができるとは私は思いませんが、皆さんいかがでしょうか。(「ちょっと歯切れが悪いなあ」と呼ぶ者あり)その他

発言する者あり)そして、こういう行政の上でもいじめの問題があります。私たちの少数会派としても、一生懸命議会の上で努力しておりますが、これはいじめの問題だと私は思いますが、このような行政が、正しい議会活動ができるとは思いませんが、皆さんいかがでしょうか。

(「市長は何やっているか」「選管事務局に質問しなさい」と呼ぶ者あり)この問題につきまして、私も選管の委員長に問い合わせたいと思いますが、きょうは不在のために、この問題を控えたいと思いますが……(「とにかく答弁」「答弁求めろ」と呼ぶ者あり)やはり議員1人1人政治活動について、このような名前を挙げて、そして、その問題を批判する、これは、公平な選挙ではないと私は思いますが……(「小西六じゃ本当にそういうことやられているぞ、工場の中で」「そうだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり)私は、今後このような選挙は絶対にないように、この場で私は主張をして、この問題の一般質問を終わりたいと思います。

(発言する者あり)

○副議長(中山基昭君) これをもって4の2、昭和61年度市議会議員選挙に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日3日は休会となっております。明後日4日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時32分散会

4 月 4 日 金曜日 (第13日)

昭和 61 年
第 1 回定例会

日野市議会会議録 (第 13 号)

4 月 4 日 金曜日 (第 13 日)

出席議員 (29 名)

1 番	奥 住 日出男 君	2 番	宮 沢 清 子 君
3 番	高 橋 徹 君	4 番	土 方 尚 功 君
5 番	山 口 達 夫 君	6 番	天 野 輝 男 君
7 番	福 島 盛之助 君	8 番	福 島 敏 雄 君
9 番	中 谷 好 幸 君	10 番	小 俣 昭 光 君
11 番	川 嶋 博 君	12 番	馬 場 繁 夫 君
13 番	夏 井 明 男 君	14 番	小 山 良 悟 君
15 番	馬 場 弘 融 君	16 番	高 橋 徳 次 君
17 番	旗 野 行 雄 君	18 番	一ノ瀬 隆 君
19 番	板 垣 正 男 君	20 番	鈴 木 美 奈 子 君
21 番	中 山 基 昭 君	23 番	黒 川 重 憲 君
24 番	古 賀 俊 昭 君	25 番	谷 長 一 君
26 番	市 川 資 信 君	27 番	石 坂 勝 雄 君
28 番	名 古 屋 史 郎 君	29 番	竹ノ上 武 俊 君
30 番	米 沢 照 男 君		

欠席議員 (1 名)

22 番 秦 正 一 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

次長	馬場守君	書記	田中正美君
書記	土方留春君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 保木シゲル君

議事日程

昭和61年4月4日(金)

午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

これより日程第1. 一般質問を行います。

一般質問5の1. 住民の意見を反映させた桑園跡地（留保地）の利用計画を促進せよについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君） 質問いたします。

既に今議会、予算委員会その他、いわゆる桑園跡地の留保地の部分でございますが、利用計画について市長から、いろいろ考え方が示されてまいりました。

私たちも、この留保地の利用については重大な関心を持ってまいってきたところでもございますし、現在、工事が進んでおります陸上競技場、公園の利用計画の促進につきましても、その工事の促進とあわせて留保地の利用計画について促進方を要望を行ってまいってきたところがございます。

この桑園跡地に隣接いたします住民の皆さんも留保地の利用が住民生活に役立つ方向で、どう計画が立案され、それが促進させられるか、これも重大な関心を持って見守ってきたところがございます。面積も相当の面積がございますし、利用の仕方によっては住民にも大変喜ばれる利用計画というのもつくられていくものでございます。

これまで市長が発表してまいりました、この留保地の利用計画につきましては、総合体育館の建設、あわせまして住宅整備公団によります住宅の建設等が発表されてまいりました。これは、初めて今議会、こうした構想が発表されたわけでありますけれども、これまでの日野の議会、市政の中で、桑園跡地の利用計画の一つとして総合体育館の建設というのは、流れとしてあったことではないかと判断しておる次第であります。

そういう点で、ひとつの流れの中で総合体育館の建設構想が具体化し、これがいよいよ日程に上ってくる、こういうところまで来たものと受けとめているわけでございます。細かい点など既に論議もされてまいってきているわけでありますけれども、私も改めて、この問題で何っておきたい点など幾つかに分けて質問を行いたいと思います。

昭和2年に桑園が開設されて以来、けやきの並木が成長してまいりました。今では、あの跡

地のひとつのシンボルにもなっているわけでありまして、蚕糸試験場が筑波に移転する際、住民の方々が市長にも特に、けやき並木の保存ということについても要望してまいってきた経過もございます。特別委員会等でもけやき並木を保存する、こういう考えも明らかにされてまいりました。私も、このけやき並木は、まさに桑園の歴史とともに、あるいは日野町民の、市民の歴史とともに歩んでまいりましたひとつの緑のシンボルとして、このけやき並木の保存を訴えてまいってきたわけでございます。

今回の市長の利用計画の中には、けやき並木の保存に関する発言はなかったようにも受けとめておるわけでございますので、総合体育館、住宅建設計画などとあわせて、この緑の保存が一体どういうふうになっていくのか、1点お伺いしたいと思います。

2点目でございますが、総合体育館の建設規模は、立川市が建設いたしました総合体育館の規模程度のものだと、このように説明されてまいりました。具体的な規模の内容、プールを配置するということになりますとどの程度の規模のプールになるのか、温水なのか、それとも、冷水と申しますか、屋外のプールということになるのかどうか、その辺なども現在、構想が固まっておりますら明らかにさせていただきたいと思うわけでありまして。

3点目でございますが、何よりも桑園の留保地が大蔵省によって閉鎖された時点から、あの桑園内の通行等、住民の利便が著しく阻害されたということから市側にも、あるいは大蔵省にもいろいろと要望を行ってまいりました。従来どおり住民が、この跡地の利用を計画できるように要望してまいってきたところでもあります。立川の大蔵関財にも直接、住民が出かけまして、従来どおりの利用ができるように要望してもまいりました。市長にも陳情を行ってまいってきたところでもあります。

また、最近では大蔵省本省にも出かけてまして、直接担当官にも要望するというような運動も行ってきたわけでありまして。以来、もう既に数年経過してまいってきているわけでありましてけれども、この利便ということを私は何にもまして優先して、市側も取り組んで、住民の便宜を図るということに取り組む必要があるのではないかと強く思う次第であります。この点について市側でどのように考えているか伺っておきたいと思うわけでありまして。

4点目になりますけれども、淡水研の跡地の問題とあわせて留保地の即時暫定解放のことであります。

これは既に、これまでもお話しいたしましたように、囲いを行って住民が勝手に入れない、

あるいは自由に遊び場としても利用できない、こういう状況になっているわけであります。議会でも各方面から論議がありますように、少年野球場、ソフトボール場、あるいはその他遊び場等の広場としての場所の確保が、いろいろと要求されておるわけであります。

こうしたことのひとつとして淡水研の跡地、桑園跡地の留保地の暫定即時解放を要求を行って住民の要望に応えていく、このことが先ほどの質問とあわせて必要ではないかと考えるわけでございます。即刻、取り組んでいただきたい希望はあるわけでありますけれども、市側の考えを聞かせていただきたいと思うわけであります。

以上、4点について伺います。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長、お答えいたします。

まず、1点目の緑の保存でございますけれども、この留保地の活用につきましては、今議会で市長が、この問題と申しますか、検討の方向を示唆をしたわけでございます。これらをもとにいたしまして、この緑地の保存も前提にして今後、活用の方法を考えていきたいというふうを考えております。

2点目の、体育館の構想でございますけれども、先般、私も議会で、本来、日野市が必要とする体育館の規模を申し上げたわけでございますけれども、日野市の将来人口を踏まえますと、やはり8,000ないし9,000平米の体育館が必要ではないか。この程度の規模になりますと大小のアリーナあるいは温水プール、それから体育増進の、いわゆるトレーニング室、こういったものが附帯施設としてつくということでございます。これは建設する立地条件にあわせながら、こういったものをもとにして今後、計画を進めていくということになるわけでございます。

それから3番目の、周辺の利、いわゆる住民の方の利便ということでございますけれども、具体的には留保地の中に一東の方でございますけれども、南北に通路があったわけでございます。その通路の件だと思いますけれども、この件については、確かにこの留保地の北側の住民の方から、開放するように、市並びに大蔵省の方に要望が出ております。市の立場といたしましては仲田小学校をつくりまして、東西の道路ではございますけれども、整備がされているということで、まず、それを活用をしていただきたい。

で、この留保地の中の通路の開放につきましては大蔵から借りて柵をきちんとして、留保地

に入らないような、そういう措置をしないと使えないということでございます。この経費もかなり、かかるわけでございますので、地元の皆さんには既存の道路を活用していただきたいということをお願いをしている状況でございます。

それから4点目の、留保地並びに淡水区跡地の暫定利用でございますけれども、これは大蔵省は、時価有償で賃貸をすることが前提でございます。ですから賃借料を払って市が使うということであれば可能であるわけでございます。時価でございますので、かなりの金額になりますので、財政的なことを考えますと、将来見通しがかからない中で、それだけの賃借料を払って開放することがどうかということになるわけでございます。

特に仲田につきましては、仲田の公園が4ヘクタールでございますけれども、完成が昭和62年の3月になるわけでございます。そういたしますと、まだ細かい利用方法は決まっておりますけれども、運動場については開放型の運動場にいたしまして、使っていないときには朝晩等、昼間でもそうですけれども、ジョギングとか、そういうような使い方もできるような方法で原則的に、今、考えているわけでございます。

したがって、保留地については利用目的が定まった段階であれば、市が借用してということも可能でございますけれども、さしあたっては、あと1年でございますが待っていただきまして、公園を利用していただきたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 体育館の建設につきましては、全体の利用計画などとあわせて、もし、構想がまとまった図面などがありましたら、これは議会に配付いただきたいと思うわけでありませう。

3点目と4点目の質問でありますけれども、これは大体、似たようなことではございますが、ただいま、企画財政部長の説明ですと、賃貸契約を結ぶと、かなり費用がかかると、こういうお話であります。確かに賃貸契約を結べば恐らく相当の費用がかかるということにもなると思うのでありますけれども、例えば国有地の管理の委託を受ける、委託関係を結んで、そして日野市の管理のもとで地元開放する、こういう方法ができないのかどうかという問題点があるかと思っております。

たまたま私、ことしに入りまして大蔵省にも行く機会がございました。この留保地の地元開

放の問題でも話を伺う機会があったわけでありますけれども、国と地方自治体との間で、管理の委託はできることが、給与財産特別措置法等の法律によっても可能だということが言われておるわけでございます。日野市が、仮りにその気になっていけば協議に応じてよい、こういう発言などもございまして、私は十分、可能な事柄ではないか、このように考えてまいってきた次第であります。

ただいまの説明ですと、利用計画まであと1年、1年我慢してもらえば仲田公園の開設が始まりますし、陸上競技場の利用ということも、日常的に利用できる、これはこれとして当然、今後のひとつの明るい見通しとしてはよろしいのでありますけれども、しかし、留保地が留保されたままフェンスを張られ住民が利用できなくなる、こういう状態から数えるならば、もう3年は経過しているわけでありますから、来年を含めると4年、現状のまま経過してきたと、こういうふうには思わざるを得ないと思うわけであります。早急に国との関係などで可能性を探る、もっともっと研究をしていただいて地元の利便を図る、こういうことに努力をしていただきたいと思うわけであります。

特に3点目、4点目にかかわる質問で、市長から答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長でございます。市長の答弁の前にちょっと事務的なことをお答えをいたしたいと思います。

確かに国有農地の一時開放については管理委託という名称を使っております。私どもも、管理委託でございますから、市が管理をすれば国からお金が出てもしかるべきだろうというふうに考えておったわけでございます。実際といたしましては、先般も、今、公園を築造しております4ヘクタールのうち東の一部分でございますけれども、工事着工まで地元開放ということで一部借りまして、開放したわけでございます。これも名称といたしましては管理委託ではございますけれども、実際上は市が借りた形でやるというような事務的な手法でございます。名称は管理委託ではございますけれども、自主的には時価の賃借料を払うというのが通例になっております。

今後、今、議員さんの御指摘もありましたので、再度、国には確かめると思いますが、今までの例、並びに扱いとしてはそういうことでございましたので、私は、そういう有償ということをお願いしたわけでございます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ただいまの質問並びに、その後の質問にかかわりまして都市整備部長のお答えをすべき項目があるわけでありますが、都市整備部長は、きょう、ちょっと疲労で医療を受けてくると、こういう連絡で、きょう休んでおりますので、その点を御了承いただきたいと思います。

議会に対します説明員が欠けて、まことに申しわけない面もあるわけですが、私どもより誠意を込めてお答えをさせていただくことによって御了承いただきたいと思います。

ただいまの御質問でございますが、仲田緑地の場合は望ましい市街地の見込みがあれば地元で譲与すると、こういうのが、いわゆる現在の保留地の事情でございます。これにつきましては、もちろん、何を考えるといたしましても、一定の規模を保つ体育館の確保、あるいは一応、予定をいたしております緑地、特にけやき並木の保存、それからプールの併設、それらのことが基本的な条件で、何ら変わることはないというふうを考えなければならないと思っております。

それで、日野市内に仲田緑地、あるいは淡水研の跡地、こういう二つの — 仲田の場合は3.4ヘクタール、淡水研跡地の場合は3.1ヘクタール、こういう規模になっております。いずれも仲田は、農水省跡地というふうに言われておりますけれども、筑波学園都市に移転をしたその跡地ということでありまして、それから淡水研の場合には、これは三重県に移転をした、その跡地であります。いずれも日野市としましては期待すべき国有地でございますので、市の発展のために最大限に活用すべき場所、そのように考えられておるわけでありまして。

そこで、それが確定するまでの中間的な利用ということについての地元の、つまり利便、あるいは大きい意味での市民に対する利便、こういうことになるわけでありましてけれども、管理上の問題は、今、企画財政部長がお答えをしておりが一応の筋であります。

それをいかに、これから取り組んでいくかということが一応、我々の考えておることでございます。そこでもう一遍交渉してみるということを今、お答えをしておるわけでありまして、その暫定利用のことにあわせて本格的な構想というものをだんだんと確立をしていきたい、これが現状でございます。

その中で、この間お話をさせていただいたこともあるわけでありまして、特に淡水研は目下、万願寺区画整理事業の中で大部分は将来の中学校用地として、それから一部は将来の小学

校用地として換地を行っております。これが仮換地決定、あるいは換地処分と、そういうことにも進んでいくわけでありませうけれども、その中で用途を一層明確にしていかなければなりません。

できるだけ、この御提案のことも考えながら、いわゆる日野市として、あるいは日野市民の利用に最大限に役立たせる。また、将来構想でも日野市の発展のために基本的な位置づけをする、こういうことで取り組んでまいりたいと思っております。

暫定使用につきましては、可能な限り努力をしてみたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 暫定利用、そして地元住民の利便のために、もっともっと努力を傾けてもいいのではないか、こういう感想を私も持っておりますので、ぜひ今後も引き続いて努力をしていただきたいことを申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって5の1. 住民の意見を反映させた桑園跡地（留保地）の利用計画を促進せよに関する質問を終わります。

一般質問5の2. 日野駅舎改築、ガード拡幅等の協議の進捗についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） 国鉄の日野駅舎の改築問題が昨年の議会でも何回か、この議場でもございました。あわせてガード下の歩道の拡幅等も論議されてきたところであります。改めて議会でも交通対策特別委員会が設置されまして、日野駅舎の問題やガードの拡幅の問題もあわせて調査、研究を行うことになりました。

議会としても大いにこの問題を論議を行い、駅利用者の利便を図るために努力を行ってまいりたいと私も考えているものでございます。市長が、これまで国鉄の駅舎の改築問題を新しい立場から取り組んでまいる決意も発表されてまいりました。私は昨年の9月の議会、あるいは12月の議会の論議を踏まえて、国鉄当局、建設省当局との折衝が、どの程度進んでいるかということについて伺っていききたいと思うわけでありませう。

まだ折衝が緒についたという段階なのか、かなり具体的な論議が進んできているということなのか、さらに、その中には具体的な構想、改築の年度、拡幅を行うとするならガードの歩道、さらにはその可能性、どういう協議の進捗が行われているか、この点について伺っていききたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長でございます。本来なら都市整備部長がお答えをするわけでございますけれども、欠席でございますので、かわりまして私の方から御説明申し上げます。

日野駅の改良及び関連するところのガードの拡幅の件でございますけれども、この件につきましては先般、2月27日でございますけれども、本市におきまして建設省並びに国鉄と三者協議をいたしました。で、その結果、まず駅舎の関係でございますけれども、昭和62年の4月に国鉄が民営化されるわけでございます。それで、設備投資につきましては非常に今後の見通しができないということでございます。

で、この点につきましては今後さらに、市も努力をするわけでございますけれども、ガードの拡幅につきましては、国鉄との協議につきましては国鉄並びに建設省は協議に応ずるということで、昭和61年度に建設省が現況調査費を予算計上いたしまして調査に着手をするということでございます。

で、これに伴いまして市といたしましても、この事業の促進を図る意味で駅周辺における利用者の流れを把握するような — これはパーソントリップ調査といいますけれども、こういうものを行ってみたいというふうに考えております。

本件につきましては三者協議を今後、継続的に行いまして、早期解決を図りたいという考えでおります。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 私たちもこれまで、国鉄当局の、このガードの拡幅問題、日野駅舎の問題では、日野市並びに建設省からの協議の申し入れがあれば、それに応ずる、こういうふうに向っておりました。ところが、建設省の対応がもうひとつ、はっきりしてこなかったわけであります。

ところが、今の説明ですと、国鉄とも建設省とも三者協議が2月の27日に行われた、しかも建設省は現況の調査費を計上して、61年度、調査をするということになったということでございます。これは、ひとつの大きな前進ではないかと私は判断するものでございます。

61年度、調査費を計上して調査をするというのは、金額は一体どのくらいなのか、そこま

でわかっていたらひとつ、お知らせしていただきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長、お答えいたします。

現在、その具体的な予算額については掌握しておりませんので、後刻、お伝えをいたしたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 具体的な点は、これからのようでもございます。

なお、今月の15日には交通対策特別委員会が開催されまして、建設省からの、この駅舎問題、ガードの拡幅問題で説明がなされる、こういう委員会の通知も受け取ってございます。

なお、その場でも詳しく伺っていききたいと、このように思いますので、今回の質問はこの程度で終わりたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） これをもって5の2. 日野駅舎改築、ガード拡幅等の協議の進捗に関する質問を終わります。

一般質問5の3. 都営住宅建設と汚水処理場の周辺地域住民の利用の可能性についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） 都営住宅建設と、そこに建設されます汚水処理場の周辺地域住民の利用が可能ではないか、こういうひとつの仮説を立てまして、いろいろと検討を行ってまいりました。

実は、東京都にもこの問題の提起を行ってまいってきているところでございますが、今日まで、十分、可能性のある回答は寄せられておりませんが、しかし、取り組みによっては可能性を生み出すこともできるのではないかと、こういう考えも生まれてきているわけでございます。

日野市内を見渡しただけでも、これから都営住宅の建設建てかえが進んでまいる箇所が何か所かございます。栄町の都営住宅建設用地、遺跡調査も随分進んでまいりました。昭和63年度から住宅の建設が始まるかのようにも伺っております。大阪上の都営住宅は、この建てかえ計画も、かなり、都の住宅局では検討が進められていると、このように伺っておるところでございます。

幸か不幸か、いずれもこの二つの地域は、日野市の公共下水道計画が、まだ先になる地域で

ございます。何年先になるか担当部長に説明していただきたいくらいでありますけれど、とにかく、ことし、来年、すぐ利用できるという状況にはないことだけは確かであります。

こういうふうに見てまいりますと、せっかくの都営住宅の建設でありますし、処理場を新たにつくるということでもありますから、こういう機会を大いに活用して、下水道利用の遅れる地域を汚水処理場を共同利用する、こういう計画を進めていく、検討するひとつの機会にしていきたいと思うわけであります。

3月の28日の新聞によりますと、東京都が新たに要綱を設置いたしまして、合併処理浄化槽の新設には補助金を出す、こういう施策が行われることを伝えております。多摩地区などが対象だそうでございます。

多摩川など河川の汚れを何としても食いとめて、河川浄化を進めるという、そういう発想のもとで新たにつくられます合併処理浄化槽への東京都の補助金を支出することによって、より浄化能力を高め、河川の汚濁を防ぐ、こういう趣旨のようでございます。

私は、これまでなかった施策がひとつ生まれるということを考えてみますと、河川の汚濁を防止する、こういう観点から、1日も早く下水道の普及を進めるわけでありますけれども、なお、将来、数年かかるという地域におきましては、こうした都営住宅の建設、処理場の建設をひとつの機会として、周辺地域の下水処理は可能にする、こういう検討がなされてよろしいんではないか、こういう考えのもとで一般質問に取り上げたわけであります。

市長並びに担当部長の考えを伺いたいと思うわけであります。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えいたします。

栄町の都営住宅につきましては、面積が2万2,000平方メートル。現在、東京都が考えております建設戸数は165戸でございます。今、遺跡調査を実施しておりまして、現時点で見通しますと、着手は昭和60年でございますけれども、62年ごろに終わるということでございます。

したがって、建物の工事着工については63年ぐらいということを現在見込んでおります。

現在、この都営住宅につきましては、この用地の中に道路、水路が入っております。これは、いわゆる現在使っておる公道、水路でございます。

それから、日野宮神社が面しておりまして、これらの取りつけ道路の関係、こういったもの

がございまして、この遺跡調査をやっている間に、この辺の調整をまず進ませたいというふう
に考えております。

で、この都営住宅にかかる処理場に地域周辺の住民の方の汚水の処理をさせたらということ
でございます。都営住宅につきましては御承知のように、公営住宅法、それから都営住宅建設
条例、こういったものがもとになってございまして、関係機関の協議を進めながら国の補助を仰
いで建設をしている状況でございます。

で、この都営住宅の汚水処理施設に付近住民の汚水を入れるということは、下水道法を含め
て法律的にはまず可能であろうというふうに見ております。

ただ、隘路といたしましては、この処理場の用地の問題、それから建設費の問題、それから
周辺をどこまで含めるかということ、それから将来、維持管理する費用その他をだれが持つか
……。建設費を含めて、いろいろそういう問題があるわけでございます。東京都といたしまし
ては過去には、そういう例もまだないようでございます。

いろいろな問題があるわけでございますけれども、ごく、まだ事務的に東京都との協議で
ございますので、完全にどこが可能か不可能か、まだわからないような状態でございます。具体
的な事例の中で東京都と折衝をし、問題の解決といいますか、解明をしたいというふうにか
えております。

提案の趣旨といたしましては斬新的な、かつ付近の住民から見ますれば期待される問題で
ございますので、私の方から東京都に積極的に働きかけをいたしまして検討いたしたいとい
うふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） ただいまの部長の答弁、姿勢としては積極的な対応を期待で
きるというふうにも受けとめるわけでございます。

私は、東京都が新しい施策といたしまして、合併処理浄化槽の新設に補助金を出す、こう
いうひとつの踏み込んだ提起を行ってきたわけでありまして、この都営住宅の処理場の周辺地
域住民の利用ということにも、新しい提起として大いに、地元から都側への働きかけを行っ
ていくことが重要ではないかと思うわけでありまして。

その際、日野市の公共下水道計画が進んでまいりまして地域の利用が可能になるということ

になってくるわけでありますから、その際にむだにならないような計画を立てて利用を図っていくということに当然なっていくわけでございます。

なお、東京都の住宅局とも話し合う機会を持ちました。その際にも、今、部長が話しましたようなさまざまな問題点などが解明されないままにあるということでもございました。しかし、これも新しい施策を1歩進めるという観点をお互いに持つならば、解決は十分可能だと私は判断するわけでございます。地元の熱心な働きかけは、私はひとつの決め手にもなっていくのではないかと、こういうふうにも考えております。

東京都、そして国をも動かしまして、都営住宅の処理場を周辺地域の住民も利用できるように、そして一刻も早く下水道の利用できる市民生活を実現していただきたい、こう、熱望するものでございます。

もし、市長から考えなどございましたら答弁をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 生活雑排水による河川の汚濁の進行を何とか規制し押さえ込もうということで、東京都の合併浄化槽の建設には補助をしようということの意向を新聞紙上で知りました。どの局がどういう記事に沿ってということは、まだ、よく承知しておりませんが、極力、応用のできる、そういう分野を解明をしていきたいというふうに考えております。

都営住宅の改築の際に、住宅に相応の処理槽は、これはいつでもつくられるわけでありますが、今までの例では、周辺の処理水まで受け入れたということは、なかったわけであります。これは管理上の、あるいは経費負担上の問題が当然、伴うことでありますから、そのあたりが解明されませんと何とも言えないわけでありますが、今後、そのあたりを、よく解明を図りながら可能な範囲の市民生活に対します努力をしていくというふうに、現在のところ申し上げておく。それ以上のことは、ちょっと今のところ、まだ何とも申し上げられませんので、部長の答えましたとおり、これから積極的に当たってみようと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） これをもって5の3. 都営住宅建設と汚水処理場の周辺地域住民の利用の可能性に関する質問を終わります。

一般質問5の4. 地元業者への工事、物品発注割合を大幅にふやすためについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番(板垣正男君) 地元業者への工事の発注、あるいは物品の発注割合を現状より、もっと大幅にふやすことが必要なのではないか、こういうことから質問を行ってまいります。

御承知のように私たち共産党市議団、関係業界の皆さん方と最近、懇談する機会を持ちました。そして、その場で、今日の中小企業の置かれております苦しい状況など、るる、お話を承ることがございました。

そこで、どうしても官公需、いわゆる市の発注割合を地元にもっともっと高めてほしい、こういう要望につながっていくわけでございます。それらの話などもとにいたしまして幾つか質問を行ってまいりたいと思います。

政府も中小企業への官公需の発注ということにも力を入れてまいってきていたはずでございます。いわゆる官公需法というのが制定されてから、ことして20年目を迎えようとしているわけでございます。政府が毎年、その年度の発注目標を決定いたしてまいります、この20年間で目標達成は、たったの4回でございました。発注率も26%から37%へと10%余り上がったものの、それ以上はなかなか発注割合が引き上げられないという課題が依然として残されているということも指摘されているわけでございます。

最近、特に円高等によりまして中小企業業界全体が経営の不振等に追いやられざるを得ない中でも、建設に達せらざる業界も大変、経営的には苦しい状況にあるとも言われているわけでございます。

日野の市議会にも59年12月10日付で請願第59-26号が提出されてまいりました。これは市内の建設協和会の方々が建設工事の地元業者への優先発注に関する請願を行ったものでございます。この請願用紙の中にも最近の建設業界は非常に厳しく、と言われております。

そして具体的な請願内容が二つございまして、一つは建設工事の地元業者への優先発注といたしまして、従来より御考慮をいただいておりますが、大型工事についての特段の御配慮をお願いしたいということと、もう一つは建設工事の前払金制度の推進であります。現在も一部行われておりますが、東京都なりの実施をお願いいたしますというものでございます。議会は、この請願を全会一致採択をいたしました。当然、この議会の採択を受けまして、市側も特段の検討を行ってきたものと考えておるわけでありますけれど、この請願の趣旨を踏まえて、どう効果を上げてきたのか、この点なども伺いたいわけであります。

そこで質問の1点目といたしまして、最近数年間の中小企業 ― この際は市内業者、市外業者というふうに区別されるかもしれませんが。この市内業者の工事請負、物品契約などの発注件数の割合、金額の割合など、どう推移をしているか、伺っておきたいと思います。

2点目に、既に東京都が行っておりますけれども、その年度の発注予定を前もって明らかにするというところでございます。これは、その年度の工事量、契約等、事前に市側ではわかるわけでありますから、年度間、一年間の計画を発表するというところが、もし難しいというものであるならば四半期ごとの予定表を明らかにいたしまして、受注の機会をよりできやすくする、受注ができる計画を前もってできるようにするというのも、ひとつの方法ではないかと思うわけであります。

既に東京都も実施しておりますし、近隣の市でも61年度から、この方式を取り入れるということも伺っております。

市側の考えを伺いたいわけであります。

3点目は、先ほど読み上げました請願の趣旨の2点目にございました前払金制度の推進であります。中小業者にとって、特にこの前払金によって、資材の確保、人員の確保などを行っていかねばならない事情にもあるようであります。より一層、推進されてきたものと思っておりますけれども、年度間の実際の前払金件数等、わかりましたら教えていただきたいと思うわけあります。

以上、3点を質問いたします。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 総務部長です。お答えをいたします。

3点ございまして、最初に1点目の、中小企業の工事、物品の年度間の推移ということでございますので申し上げますが、手元には57年からのを持ってありますが、工事につきましては市内、市外で今まで報告もさせてもらっておりますが、市内の率と、それから市外の率でございますが、市内の率を申し上げますと、件数にいたしまして57年から85%です。それから78.4、75.1、それから60年度で79.1というふうになっております。

それから金額につきましては62.4、37.7、23.9、64.4ということでございます。

続きまして物品の契約でございますが、同じく57年度から年度を追いますと、市内業者の件数といたしましては65.8、それから58が73.2、73.5、75.4というような……………。

それから金額率でございますが、57年が34.1、それから58が37.0、29.5、これは59年です。で、60年が41.8ということで、60年は3月24日現在のものでございます。

で、これを踏まえまして、今、お話の御質問でございますが、一応、去年の12月でしたか、やはり建設協和会の方もお見えになりまして、市内の育成、それから受注というものが非常に下がっているんじゃないかというようなお話でございました。そのときにお答え申し上げたんですが、そのときは確かに、ちょっとまだ、つかんだ数字が出ておりませんでしたですけど、昨年並みの受注、それから件数というものは確保していきたいということで、そのときお話ししたのが、やはり70%というものはひとつの目安にお答えいたしました。

そして金額につきましては、20億が前後しておりましたんですが、20億をめどにそれぞれの実績をお願いして、またやっていきたいというようなお話を申し上げました。それで、個々に工事と物品を見ますと、今、最初に請願の趣旨に基づきまして、それぞれ物品、それから工事におきまして — これは59年12月でございますが、それらを踏まえまして前部長を初め助役、そうした方が努力されまして、その率と件数率、あるいは金額率というものが非常に上がってきているということで、その努力をしているわけでございます。

これは工事におきましては、59年度は75.1の件数でありましたのが79.1ということで、現在もそれが進んでおる、4ポイントばかり進んでおります。

それから物品にいたしましても、59年度が73.5でございましたんですが、75.4ということで大体2ポイントの上昇率をしているということでございます。

それから、次が2点目の都の発注予定を前もって明らかにできなければ、四半期ごとの受注の機会はというようなお話でございます。これは現在、日野市では確かにやっておらなかった。しかし、過去に一度、53年か4年に1回やったことがございます。そうした中で、今、都の方のそういった前向きの姿勢、これらを受けまして各施行の主管部との打ち合わせを整えまして、これも改善していきたいと思っております。

それから3点目の、前払金の制度でございますが、これは御承知のように、前払いは30%という限度の中で昨年度、私どもは3,000万を5,000万に上げまして、一応、限度額5,000万ということで規則を改正したわけでございます。

それで、年度の今までの状況はどうかということでございますので、それらを御報告させていただきますが、56年度におきましては前払金は3件でございました。それがだんだんふえま

して、57年度6件、それから58年度で12件、59年度で12件、現在—60年度は3月24日現在では17件ということで、これも非常にふえてきておるといような推移でございます。

なお、こうしたものにつきましては地元の発注ということを考えながら対処して、さらに努力をしていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 説明ですと、発注の件数なども60年度かなり上がってきてはいるということでございます。確かに前年の59年度との比較で申し上げますと、市内業者の発注件数の割合が75.1%から79.1%と高まっております。金額にいたしましても59年度は23.9%だったんですね。ところが60年度は64.4%に引き上げた、約3倍近く金額は引き上げられました。一定の努力は、なされたというふうにも受けとめられるわけでございます。

それにいたしましても、この年度間の件数を見ますと、年々年々落ち込んできたんですね。57年度が、地元業者の工事請負発注割合が85%あったんですね。58年度になりますと78.4%に下がっている。59年度では75.1%に下がってきまして。で、60年度は79.1%だという御説明でございまして、若干、上がりましたけれども、この件数がなぜ、こういうふうに落ち込んできたのか……。で、57年当時の85%まで引き上げられるのかどうかというところなどは、一体どういうふうな努力がなされてきたのか……。それから、今後もなされていこうとしているのか、この辺を伺っておかなければならないんじゃないかと思うんです。

さらに金額にいたしますと、57年度は62.4%あったんですね。ところが、58年度は37.7%、半分に落ちている。で、59年度になりますと23.9%に落ち込んでいるんですね。これは、もう、いろいろ工事内容などによって、こういうふうになったのかどうか、詳しくはわかりませんが、しかし、こういう割合が大幅に落ち込んでいるということに見られますように、業者の方々も経営の危機というようなことで市側やあるいは議会などにも、いろいろ陳情する、あるいは請願を出す、こういうふうになってきたのではないかと思います。

さらに、物品契約の状況でございますけれども、これは確かに件数では市内業者が多いんですね。57年度は65.8%だったものが58年度では73.2%、59年度では73.5%で、先ほどの60年度の説明では75.4%にまた上がるという割合になっております。

しかし金額で見ますと、57年度で34.1%なんですね。58年度で37%、59年度で

29.5%という、こういう実態でございます。これは工事の請負状況の確保とあわせて物品の契約状況も、59年度では金額では相当落ち込んできているということになってまいりました。

金額を申しますと、物品の場合は60年度が2億3,400万円余りの契約となっております。これは市内業者に契約したものです。市外業者の場合は3億2,700万円余りの金額となっております。金額で換算いたしますと、やはり大型の工事を市外に出す、あるいは物品発注の場合も大きいものは市外に出すというふうに、傾向としては恐らくあるんだろうと思うんですけども、この辺のところをどう工夫するかというのが、私は地元業者を育成するという立場でのひとつの工夫のしどころではないかと、こういうふうに考える次第でございます。

なお一層の努力が求められているのではないかと思いますので、東京都の例など一、二引用させていただきまして参考になればと思うわけであります。

例えば、東京都の財務局が各部局に文書で通達を出しております。受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱というものを申しまして、各部局が中小企業の受注の機会をもっとふやすようと、こういう通達の内容になっているわけであります。これは建設工事の場合など、いわゆる共同企業体を組んで受注の機会を増大させるということなども、具体的に、そのグループ分けなども行って受注の機会を増大させる、こういう考えを示しているものでございます。

ちなみに東京都の契約実績を調べてみますと、60年度の契約分は、工事で中小企業に発注したものは、パーセントで申し上げますと89.3%あるんですね。金額にいたしますと49.2%、50%近い金額が発注されている、こういうふうになっております。

物品関係で申し上げますと、件数が89.8%、金額にいたしまして64.7%を発注する、こういう状況になっているわけであります。恐らく東京都の工事発注、あるいは物品発注など、日野市とは比較にならないくらい規模が大きくて、また、物も大量に発注する、こういうことになっていくんだろうと思うんでありますけれども、なお、中小企業への発注割合を高めるために、さまざまな工夫を行って努力をしているのではないかと、このようにも受け止められるわけでございます。

そこで私は、再度、この発注割合を高めるということの一つといたしまして、いろいろ規則、あるいは内規等がございますから、一概にこれまでの制度を変更してしまうということとはできないであらう。現行制度の中でも弾力的に、いろいろ運用を行っていくという中で、中

小企業、地元の業者の発注割合を高めることが可能なのではないかとということが指摘されているわけでございます。

その一つといたしまして、例えば一つの契約 — 工事契約を行いますと、その工事が90%進んでいかないと他の契約はできないという、こういう制約があるというふうに言われているわけでありまして。これは、内規でそのように決定されておるようでございますけれども、少なくとも建設業法で定められております許可取得の業者というのは、恐らく、各分野にわたって、市内の業者もそういう資格を持っているのではないかと思うんです。それらの業者が1本の工事を請け負って、90%の仕事の量が進行しないと他の契約ができないというふうになっておりますと、どうしてもこれは地元の業者が受注するという機会を狭められてしまうということになってくるのではないかと思うんです。

そこで、東京都などもいろいろと、その辺を弾力的に運用いたしまして、資格を持った、ちゃんとした業者であれば、例えば設備の工事を請け負っていても建築の工事でも請け負うことができるとか、あるいは土木関係の工事でも請け負うことができるという機会を、やっぱり、ちゃんと道を開いておく。このことが、受注の機会を高めるひとつの方法としても重要なのではないかと思うわけでありまして。

東京都は、例えばこういうようなことなどもあるそうでありまして。規則の運用で2億円以上の工事を適正にやったという、こういう、例えばBランクの業者がいれば、次には3億円の工事でも発注する、こういう方法も取っているということでございます。ですから、こういう基準なり規則なりはあるとしても、状況を見つつ弾力的に運用して地元の業者の受注の機会をふやしていくということが必要なのではないかと思うわけでございます。

ある市などは、地元への発注率が90%を超えているというところもあるそうでございます。

こうして見てまいりますと、まだまだ工夫によっては、中小企業、地元業者への発注割合を高める余地は、十分あるのではないかと思うわけでございます。

さらに前払金のことでございますが、御承知のように日野市は、先ほど総務部長が説明いたしましたように、工事金額の30%の前払金、5,000万円までを限度といたしまして前払金制度が実施されているわけでありまして。先ほど部長の説明いたしました、この前払金の実績でありますけれども、非常に少ないんですね。どうしてこんなに少ないのか、私も伺って首をかきげたくるわけでありましてけれども、56年度ではわずか3件、57年度では6件でしょう。

58年度では12件、59年度も12件で、60年度が17件……。年々、上がってまいりましたと、こういうふうに先ほど説明いたしましたけれども、年々上がったという件数のふえ方ではないんじゃないか、こういうふうに思わざるを得ないわけであります。

この前払金制度というのができましたのは、昭和27年に法律を一部改正いたしまして、公共事業の前払金制度が導入されてまいったものであります。特に中小企業には非常に、前払金制度の実施によって工事がやりやすくなった、こういうことが言われてきたわけでございます。工事代金の手付金制度の導入によって、より一層、公共事業を有効に促進する、こういう趣旨のものでありますから、この趣旨をやはり生かしていくということが必要なのではないかと、思うわけであります。

年間の契約件数は相当の件数に上っておりますことが予想されますだけに、わずか17件程度の契約件数では、ちょっとおぼつかないんじゃないか、こういう気がするわけでございます。

ちなみに、三多摩各市の状況などを紹介いたしますと、八王子では60年度で155件、前払金を実施しているんですね。で、府中市では163件、青梅市では106件の前払金を行っているということでございます。特に23区内でも――これは行政区が非常に大きいということなども関係するかもわかりませんが、例えば大田区などでは216件の前払金を払っているということだとか、世田谷では194件というふうにもございます。

こういう状況にもございますし、他市の例なども大いに参考にし、また研究を行って、この前払金制度もちゃんと、やっぱり規則に定められたとおり行っていくということも中小企業に対する施策のひとつではないかと、こう思うわけであります。なぜ、このように件数が少なくなっているのか、この辺のところを逆に研究を行って、この件数割合も高めていく必要があるんじゃないだろうかと感じる次第であります。こういうことも十分、今後も研究を行っていただきたいということを特にお願しておきたいと思うわけであります。

この二つの点で、なお、担当部長の方でお考えがあれば、ひとつ説明していただきたいと思うんです。

それから、市長にお伺いしておきたいわけでありますけれど、今年度の予算でも相当の工事が予想されます。土木の関係、建築の関係、あるいは都市計画の関係、そして下水道の関係など、かなりの金額、件数の工事が予想されます。こういう日野市内における工事の受注機会を地元の業者にも、もっともっと道を開くということが切望されるわけでありますけれども、そ

れに加えまして、東京都、あるいは住宅公団、建設省などが日野市内における工事を行う機会もかなりあるわけでございます。例えば東京都など、都営住宅の建設が目前に迫っているところもございますし、今後、各計画もあるわけでございます。こういう関係機関の日野市内での工事を、地元の業者も受注できる機会をもっともっと開くという点で、市長から東京都、あるいは国、住宅公団などへの要望を行うという点も必要ではないかと考えるわけでございます。他の機会に対する受注は、それぞれ業者もいろいろと努力を行ってまいることだと思うわけがありますけれども、少なくとも日野市内におきますこうした工事などは、ぜひ地元の業者をいろんな形で参加できるような、そういう方法を特に市長名で要請するということは、私は大事なことではないかと思うわけであります。

決定的な発注者ではないわけでありますから、なかなか確定はできないでありましょうけれども、地元の業者育成という点で、市長がこうした関係機関への要請を行うことも、地元業者育成のひとつの方法ではないかと思っておりますので、その点市長に伺っておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎彰君） 総務部長です。

2点につきましてお答えを申し上げます。これは、ひとつの提言かと思って私どもも率直にお受けいたします。

2億円の適正な工事をやった場合に、さらにランクの格付をひとつして、そして、さらに受注をさせていくというようなお話でございますが、これは昨年の12月、総務委員会で、やはり市川議員さんからだと思います、この点につきましてのあれがありました。それについて十分、事務当局としてはやっておりますが、ランクの、例えばAランクのものをC工事というふうなことににつきましては、地元ということを考えまして常に我々は、適正であれば一工事を完了したものが適正であれば、それを上ということでやっております。さらに、それもまた努力していきたいということでございます。

それから前払金の制度でございますが、確かに30%が3,000万ということでありましたので、それを去年の12月に改正しまして、やりましたけれども、これらにつきましての今後、取り組み方、今、各市の比較をされましたのでこれらのことも考えながら、なお、努力していきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君）　　少し長い議論をしないと答えにならないんじゃないかという感じもいたします。

日野市はまさに発展途上の首都圏の一番、東京に近い町ということに位置しておるわけであり、経済ベースは年々、向上しつつあります。そして、特にすぐれた製造関係の大企業が立地しておられる住宅都市だというふうに一般に言われております。

住宅都市というのは、一般には日常の市民生活に、いわゆる経済活動として消費材が提供される、そういうことはある程度できておるわけであり、特に建設関係の業界の基盤というのは、まだ浅い、その力においてもまさに発展途上であると、こういう状況でありますから育成ということと、それから本来の自治体の事業執行の、いい仕事を安く、しかも短期間に後々のために役立てる、これが自治法というまでもなく、市民に対する正しい答えである、このようにそれぞれが役割りはあると思っております。

総務部が一応、担当いたします物品購入、あるいは事業の発注、それから地域産業の育成をいたします生活環境部の産業経済課、こういうような組織にかかわることでありまして、総務部の管財課といたしましては一生懸命に適正な発注、そしていい仕事を確実に仕上げるということから、この発注の手順というものがとられておると、このようになるわけであります。

それから、産業経済の、つまり育成ということにつきましては別の政策観点を持たなければならぬ。これをうまく相乗効果を上げることによって地元の経済基盤を高めていく、こういうことに、私はなるものだと思っております。

八王子や、それから立川という、つまり地元の経済都市として発展したところ、それから日野市のように生活に対応する形で、商業、あるいは工業という形で — 工業といたしても住宅の建設でありますとか、そういう形で発展する。とりわけ、この大きな土木工事をやる、あるいは大きな建築をやるという際には、まだ規模が届かないということもあるわけでありますから、できるだけそれを伸ばしつつ、しかも適正な事業の成果を上げる、工事の成果を上げるということが重要であります。

それから先払制度ということも、ひとつの役目を果たすものだと思っておりますが、今は27年当時とは違うわけでありまして金融機関というものが立派に発展をいたしております。したがって、なるべくならば市が支出しますお金は、やっぱり財政運営ということもよく言われるわけでありますから、発注したものは金融で消化していただく。そして市の支払いは財政運用

という観点からも、そろそろ金利のつくべきものを先払いをするということは、いかがなものだろうかということもあるわけでありまして、そのあたりを適正に調整をしていくということに、私も、大分、役所の中が整いつつある、このように考えておるわけでありまして、産業の基盤育成ということも特にあわせて考えてまいります。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 市の発注する事業は、もちろん公共事業でございます。大企業、中小企業にかかわらず、受注したものは立派な仕事を仕上げる、これは当然なことでございます。それを前提にして、なお、中小企業、地元発注機会をいかに高めるかということで、私も質問を行ってきたものでございます。

なお、前渡金のことにつきましては、東京都も30%を標準にはしておりますけれども、設備関係、土木関係、あるいは建築関係は、プラス10%、40%までの前払金制度も実施しております。これはむしろ、実施する、前渡し金はそれぞれ実施するという、そういう方向をたどっているのではないかと思いますので、市長の、今、考えが示されましたけれども、なお、私の申し上げたことなども十分、勘案をしていただきたいと思うわけでございます。

よりよい仕事を行いつつ、地元中小企業の育成も兼ねて進めていく、これが私は、大事な発注ではないかと思えます。今後、なお、市側の努力を期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって5の4、地元業者への工事、物品発注割合を大幅にふやすためにに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後1時9分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問6の1. 地域の諸問題についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

〔 17 番議員登壇〕

○ 17 番（ 旗野行雄君 ） 通告に従いまして、地域の諸問題についてということで質問をさせていただきます。

まず、西平山地区の区画整理の問題から取り上げてみたいと思います。

この問題につきましては、私、昭和 57 年の就任当初の 3 月議会で取り上げたことがありますし、また、昨年の 12 月議会でもこの点について質問いたしましたし、他の同僚の議員からも、仮称西豊田駅の建設の問題にも関連して多数、質問されておりますので、今までの経過なり現状については、ごく簡単に触れて質問を続けたいと思います。

この地域は、都市施設の整備が非常に遅れている。道路にしても公園にしても、あるいは排水にしても、見るべき改善がなされていないという事情もあります。また、周辺地区から宅地化が徐々に進んでいる。これから将来、今のまま放置していけば、いろいろの事情から農家の後継者の高齢化という事情もあります。また、相続税の支払いという事情もありますし、宅地化は徐々に進行していくであろう。区画整理も、したがって、ますます困難になるのではないかというような事情もあるわけであります。

既に過去何回か、区画整理の案も出ているわけであります。48 年には都の住宅局による区画整理の案も浮上してまいりました。最近では昭和 56 年、住宅都市整備公団による区画整理施行というような案も出てまいりましたけれども、用地の取得難ということでこれは断念され、かわって、正式には昭和 59 年の 7 月、市施行でやりますというような市の意向が権利者に通知されたわけであります。

また、最近の市の説明によりますと、昭和 61 年度、あるいは 62 年度にかけて環境アセスをやるんだ、63 年に都市計画決定に持ち込みたいと、こういうような意向のようであります。しかし、日野市の都市計画事業の現状を見ますと、まず、万願寺の区画整理でありますけれども、これが、過般の 12 月議会の都市整備部長の答弁によると、当初よりも事業がふえている。事業の完成は昭和 68 年ごろになるのではないかというような答弁がありました。続いて、御承知のように高幡地区 15 ヘクタールが事業認可、あるいは豊田南口が続いて事業認可、さらに万願寺の 256 ヘクタールのうちの中央道から北側の区画整理の問題もあるわけであります。

果たして、このように多くの区画整理事業を控えて、この西平山地域の区画整理事業が見通しとして、工事着工なり事業認可の見通しがどうなるんであるかという懸念があるわけであ

あります。

この議会でも、日野市において財政的にも、また夏井議員でしたか、長期的計画がないというような批判も出てまいりましたけれども、区画整理事業においてもまさにそのことが言えるのではないかと、このように私は思っております。

まず、その辺の将来見通しはどうかということを御答弁願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長、お答えいたします。

日野市におきましての町づくりといたしましては、方法といたしまして直接買収による道路買収、用地買収、それからあと一つは、区画整理法に基づく区画整理をやりまして道路排水等の基盤整備を行うということの二つの手法がありまして、日野市はどちらかといいますと後者の区画整理事業に重点を置きまして、道路等の基盤整備を行ってきたということでございます。

で、今後も公共下水道の布設を前にいたしまして、でき得る限り道路等の基盤整備は、まず行う。で、その上で下水道の布設をしていくということを考えているわけでございます。

直接買収にいたしましても、区画整理をする方法でも市の一般財源の負担というのは当然出てくるわけでございますけれども、今後の財政を考えた場合に、区画整理をしなくても都市計画道路を道路事業でやる場合には一般財源がかかるわけでございます。そういったものを考えて区画整理で実施していけば総合的な町づくりができるわけでございますので、今、組上に上がっている区画整理事業は、財政の面から考えて一応可能だというふうに見ております。

私どもは、今、区画整理をやる上で大きな問題点は、幹線道路の環境対策をどうするかということと、あと一つは遺跡調査、埋蔵文化財でございますけれども、これらにどう対応するかということが一番大きな難題でございます。この辺も含めまして計画的に実施していきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行儀君） ただいま答弁があったわけですが、財政的には確かに相当量の一般財源の、一般会計の持ち出しということは考えられますが、事は長期にわたるわけでありまして、例えば過去の例を見ましても、神明上の工事につきましても相当額の一般会計の持ち出しがあるわけでありまして、これはそう懸念するよりは、ある程度何とかなるようなことも理解はできるわけでありまして、問題は市の事務処理の能力がどうかというような事

情もあるわけであります。

果たして今の事務担当能力で、このような多くの区画整理事業が可能かどうか、あるいは早期に西平山の区画整理に着工できるのかどうかというような問題もあるわけでありますが、具体的に事業認可なり、あるいは工事着工が、この地区の区画整理は何年ごろになるであろうかというような見通しについては、いかがでしょうか。その辺御答弁願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えいたします。

西平山地区の区画整理事業につきましては、本年61年度と62年度に環境影響評価をいたしまして、それらの事務処理が2カ年、まず、かかります。で、その間に地元との接触を、もちろん持ちまして、63年に都市計画決定を行う。64年に事業認可を得ましてスタートするという手順に、今、進めておる次第でございます。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 61年、2年にわたって、冒頭申し上げましたように環境アセスをやるんだ、63年度に都市計画決定に持ち込むんだという辺までは、今までの説明で了解しているわけですが、64年に事業認可を取るんだという答弁でございましたけれども、果たして今の処理能力で事業認可を取って工事に着工できるだけの体制が整っているのかどうか、その辺を私は聞きたいわけであります。

再度、答弁を求めたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えいたします。

これは町づくりを進めていく上で、区画整理と、それから公共下水の普及の件で言えるわけでございますけれども、確かに今後、事業量が増大をしております。しかしながら一方では定数の増というのは非常に環境として厳しいわけでございます。できるだけ内部努力の中で、こういった事業量のふえるところにつきましては、組織なり人員の強化をしていきまして、割愛できるところは職員の割愛をしたいということを考えております。

まだ具体的に、こういう形ということまでは言えませんが、事業の増大にあわせた市の組織体制は考えていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（簗野行雄君）　　くどいようですけれども、私の考え方、あるいは今の事務処理能力から見て、64年度事業認可、すぐに工事に着手ということは無理ではないかと、こういう判断をしているわけですが、市長、その辺、責任のある答弁をひとつお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　確かに下水道事業、それからモノレールの課題を背負っております。2・2・11の事業、そのための多少の順序をかえてでも万願寺区画整理の第2期といたしますか、つまり北側であります。こういう課題がひしひしと現実になっていくという方向は、よく、的確な体制、あるいは対応をしなければならぬ、こういうことを意味しておるわけがあります。西平山も既に、万願寺区画整理事業、あるいは間もなく事業認可に予定をされております。豊田南区画整理事業、それに連檐する都市計画事業に当たるわけでありますから、これも順次、いい流れをつくりながら取り組んでいくということを今、申し上げておるわけであります。

その際に、その事業量等で処理できるかという懸念の質問であるわけでありますが、アセスの期間、これは専門業者等に委託をいたします。それから、その影響評価に対します質疑応答といいたいまいしょうか、いろいろな行政処理が伴うわけでありまして、時間的に、つまり、そういうことに問題が特になければ次の段階は事業認可を取る。2年間ぐらいは換地設計をやる、区画整理審議会を設けて換地設計に入るわけでありまして、すぐ認可を受けたから着工ということではないわけであります。

しかし、ほかの仕事と当然ダブりますから、特に新都市建設公社等の能力を十分、活用する形で進めるということになるわけであります。

西平山につきましても既に何件かの用地を求めて、だんだんと用意を進めつつあるわけでありますので、簡単では、もちろん、ありませんが、ある部分では重なり、ある部分ではうまく仕事の順序を組みまして、そして能力のすべてを活用することによって取り組んでいくということが、当然の任務になるわけであります。態勢ができないから仕事をしないというようなことはあってはいけぬわけでありまして、それらを、大きな節目、節目を連檐させながら、事業として連檐させながら遂行していくというのが、今日の我が日野市の大きな任務であると、このように考えております。

また、そのように取り組んでまいることになりますし、それがまた我々の決意でもあるというところであります。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） これ以上具体的な、いつ着工というようなことを発言を求めても無理かと思しますので、これ以上、その点については質問は差し控えますが、とにかく宅地化は進行しているんで、将来、先へ送れば送るほど区画整理が難しく — これは、ほかの地域でも同じかと思いますが、という事情もありますので、ぜひ、これからも早期着工を目指して努力していただきたいと思えます。

これが、そのうちやります。10年、あるいは20年先に着工をやり、完成は20年先になりますということでは、これは今すぐ、できないということと同じだと私は思います。そのようなことのないように、ぜひお願いしたいと思えます。

いま一つ、この点に関しまして確かに企画財政部長の発言にありましたように、遺跡調査の問題が大きな障害になっているわけでありまして。

56年の住宅公団のおおよその見積もりでも、たしか、遺跡調査費だけで平米1万何がしの予算を計上していたようでありまして。ほぼ、これは工事費に匹敵する金額であります。さらに何か遺跡が出てきたというようなことになると、工事の遅れ、それに伴う利子負担というような事情も絡みまして、大きな障害になるわけでありまして。

さらに申し上げたいんですが、御存じのとおり平山地区では、下耕地区画整理事業が、今年度ですか、完成したわけでありまして。約5年間という短期間で事業が終了したわけでありまして。

こういうことがありますので、地域の権利者の皆さんは何とか早急に、この問題も解決しなければならぬ。また、市施行による見通しが相当先に見送られるようなことなら、部分的にでも組合施行なりで区画整理を進めるべきではないかというような強い要望もあるわけでありまして。

私も当初から、この西平山の地域整備、区画整理は、ひとつの大きな公約事項にもなっているわけでありまして、いつまでも手をつけないで何をしているのかというような批判も受けているわけでありまして、できれば、組合施行で可能な地域から着手すべきではないかという強い要望もあるわけでありまして、その辺の可能性はどうかということについての理事者の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 平山の地権者の皆さんは、平山台区画整理で、いろいろ区画整理事業のメリットについて、よく勉強しておられます。下耕地区画整理事業は、そういう理解の早さということも、いい作用となって、たまたま、この水田地帯を将来を考えて畑地化する、あるいは宅地化する、こういう見通しを区画整理によって実現されたわけでありませう。

で、この川北と呼ばれる地域の、川に近い、つまり低い部分の水田につきまして、ある程度まとまった面積がありますから、その部分を地元の組合施行によって区画整理を行いたい、こういう検討をされておるといふことも承知しております。

私どもといたしましては、全体計画の中の一部計画であるといふ、そういう連携性を持って、ぜひ、やりたいといふことであるならば、それも一つの方法ではないかといふふうには思いますが、しかし全体計画の一部だといふふうには簡単にはなりません。とりわけ、残った地域がますます区画整理がしにくくなりますから、できるならば全体の56ヘクタールといふ面積の中でまとまっていたきたいと、このように考えております。

とりわけ、西平山の場合にも1・3・1国道にかかわります国の事業に関与される、これは財政的にも大きくかかわっていただくわけでありませうが、そのことなども含めて、あるいは市街地の形成、また、一時、仮りに部分的な市街地ができました、やっぱり交通でありますとか、下水でありますとか、こういうことがうまく連携をされてなければ解決をしたといふことにはなりませんので、そういう意味で事業の実施をなるべく全体的に沿うといふことと、それから組合施行の考え方も、その中に積極的に吸収をしていく、こういうことで事業全体の可能性をより高い状態でおきたいと、こういうことが我々の、今、考えておるところでございます。

この区画整理をやるなという運動であっては困るわけでありませうが、積極的にやろうといふことでありますから、そのあたりの話は、十分、理解し合えることではなからうかと、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 確かに市長の言われるように、あの地域は排水にしても道路にしても一体化して見なければならぬといふことは、理解できるわけでありませう。ただ、既にできているかどうかは、私は、つまびらかではありませんけれども、マスター的なプランがつくられる、総体的なマスター的なプランは、最初できるはずであります。それにのっとった

部分着工ならば問題はないのではないか、もちろん下耕地の場合とは事情が違います。相当、宅地化も進行しております。既に区域内に張りついた宅地も多いわけでありますので、その辺難しい事情がありますが、市施行の見通しが相当、先に送らざるを得ないということであるならば、まだ宅地化が進まない事前に、早く手をつけて、部分的にでも着工できた方がメリットはあるのではないか……。このような判断から、そのようなことを、部分着工はどうかというようなことを申し上げているわけですが、地域の強い要望でもありますので、私もこれから、その辺を検討して、皆さんと相談していきたいと思っております。

この問題については以上で終わりました、次に循環バスの問題に入りたいと思います。

循環バスの問題については選挙戦の直前に、私たちに、市内バス交通対策検討委員会の答申が配付されました。続いて今議会中に市の案としての循環バスの予定路線といいますが、その案が示されたわけであります。何か、答申案と全然かけ離れたような市案が出てきたというようなことで、甚だ、どういうわけかというような疑問を感じるわけであります。

何か検討委員会なりの答申ができれば、それにのっとった案で実現するのが普通であります。これでは何のための答申か、何のための検討委員会かというようなことにもなるわけであります。その辺の事情はどういうわけなのか、これが、まず質問の第1点であります。

この市内バス関係の交通の問題点は、1つは南北交通の問題、南部地区と北部地区との交通手段がないという問題。それから、いま1つは公共施設を結ぶ交通手段がないということ…。これは、この答申に書いてあるとおりでと思います。

では、どうしてこういう交通手段が遅れているかということについても、この答申に書いてあるように、問題点は、道路関係が整備されていないということと、交通量が多いために形成が確保されないということと、バス事業者の経営が問題だ、経営問題があると、こういうことのようにある。これも全くそのとおりで思うわけであります。

続いて、この答申の中でどういうことが書かれておるかといいますと、要するに3本の路線が適当であろうというようなことで、どういう面からこういうことを検討したか、結論を出したかということですが、まず、現時点で実現可能な路線を選んだ、市民が納得している路線である、それから長期的展望に立っても問題がない、こういうことで、この答申を出したというようなことのようにあります。検討の内容で今、申し上げた循環バス、あるいは既存路線の、バス路線の充実、それから特定バス、こういうことを検討した上で、この3つの循環バスのル

ートを設定したと、こういうような答申のようであります。

この答申案と――答申の路線と市の案とをラップしてみますと、一番言えることは北部が、日野台地区が切り捨てられているということと、平山城址公園駅、あるいは高幡駅が起点であります――市の案はですね、最初の答申案で言われている平山城址公園から――これは第1の案かと思えますけれども、高幡橋、それから市営プール、それから市役所という、このルートがそっくり、市の今回の案では欠落しているということが言えると思います。

それはそれとして、あと、今回の市の案について地域の皆さんに、私、意見を聞いたことがあるんですけども、まず、循環バスの第1歩としては理解できるわけだけでも、問題点が幾つかあるということがあります。

まず第1点は、確かに市内の公共施設を結ぶということでは、ある程度理解できるが、南北交通の問題ですね。例えば市内には、東西には京王線あり、あるいは中央線があるわけですが、その京王線と中央線を結ぶという点では、この循環バス案は多少、不満があるのではないか……。

具体的に、さらに申し上げますと、平山城址公園から滝合橋を通り、西平山を抜けて豊田団地から旭が丘へ上がり、そして64ブロックを通り、それから多摩平支所、病院、市役所というようなルートになるわけですが、この案によりますと豊田駅が抜けている。南北交通の問題の1つの視点は解決できないのではないか、こういう意見がありました。

私、もっともだと思わんですが、さらに細かく申し上げますと、この案ですと富士電機の裏側を通ることになっております。これを富士電機の南側を通って豊田駅前、駅のロータリーまで行かなくても豊田駅前の道路へ出て、それから北上して今の案につなげるというようなことは、考えられないか、検討したことがあるのかどうかというのが、次の質問であります。

さらに、この答申によりますと、バス路線の運行は道路幅5.5メートル以上なければならないと、こういうような規定があるようでもありますけれども、この市の案のバス路線の中には、西平山に5.5メートル以下の道路を通るような場所があるのではないかと、その辺の解決はどうなるのかと、こういうようなことを質問したいと思います。

さらに案によりますと、運行本数が、午前2回、午後2回折り返しということですが、けれども、いま少し、本数は増加できないものか、利用者サイドから見ると、これは2時間に1本程度では、とてもバスが運行しているとは言えない。少なくとも、その倍ぐらい、1時間に

1本ぐらいの割合でないと、いかにも不便であるというようなことが言われております。

これは、市の補助というようなことにも関連してくるかと思うんですけれども、その辺の—例えば運転本数を倍にした場合には、どのぐらいの—これは年間1,000万円ぐらいの補助を見ておるようですけれども、どのぐらいの補助金が必要なのか、その辺をまず、答弁願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えをいたします。

まず第1点目の答申と、現在市が提示いたしました運行の計画と違うのではないかとということでございます。これは先般、本会議の中でも申し上げましたけれども、この答申につきましては答申書の中に検討会のメンバーがございましてけれども、議員さんを初めといたしましてバスの関係者、それから学識経験者、住民代表、こういった者で検討したわけでございます。

この答申書の最後の方に載っておりますけれども、「しかしながら」というくだりでございますけれども、「この答申のバス路線の実現に当たりましては、利用者負担、公共補助等もあわせて検討していくことが望ましい」ということと、それから最後に、「終わりに」の中に「市内バス交通対策の検討は、市の行財政計画問題に密接にかかわる極めて重要な問題である」ということに触れております。

これは、ただ単にバスの計画路線網という市民サービスだけの問題じゃなくて、一方では財政負担というものを今後、十分考えて計画を練り直せ、実施の段階では慎重な対処をしようというふうに、私も、この言葉を受けとめているわけでございます。

答申の趣旨につきましては、十分検討いたしまして、先般提示した七生支所、これは高幡不動駅に変更になりましたけれども、市役所、市立病院等を経由いたしまして平山城址公園、これは駅に入っておりますけれども、考え方はあそこがございます図書館を結んだということでございます。

自治法の中にもございますけれども、最少の経費で最大の効果を上げるということが、特にこういうバス事業では必要なんではないか……。普通、自治体がこういうバス事業を行う場合には、公営企業でやるのが当然でございます。要するに独立採算を目的に考えないバス事業というのは、あり得ないわけでありまして。そういう観点からしますと、かなり後年度の財政負担をどうあるべきかということをお考えた上で、事業のスタートをしなきゃいけないということで

あります。

で、さらにこの問題は、押象的なことを言っていたのでは論議になりませんので、私の方から、今まで検討してまいりました他市の例を踏まえながらお答えをいたしたいと思います。

現在、武蔵村山が——これは、武蔵村山の駅がない、鉄道がないそうでございます。循環バスをということで数年前に、これは55年でございますけれども、スタートしてございます。これは立川バスが、市から赤字補てんを受けるということでやっておりますけれども、市の赤字補てんが利用者1人当たり幾らかかっているかということでございます。私の方の調査によりますと、58年度でございますけれども——ちょっとこれは資料が古いんですが、現在でもそんなに金額は、低下はしてないと思いますけれども、このときの1人当たりの市の財政援助が374円でございます。乗客1人当たり、乗る方に市の税金が374円使用されているということでございます。

したがって、市が補助をする循環バスの事柄としては、市民がかなり評価をしているようでございますけれども、こういう話になりますと、なかなか全市民、全議員さんの評価というのは、なかなか得にくい状態である、異論が、かなり出てきているということでございます。

で、さらに立川市が立川市内の——これは立川バスでございますけれども、循環バスをやったりやっております。これは58年の例でございますけれども、これが1人160円でございます。立川市のように、かなり住宅密集がしております、かなり利用者があるような感じがしますけれども、この循環バスに対しまして1人当たり160円の負担をしております。これは立川市内の議論としては——これは特に議会でございますけれども、160円の負担は大きい、もっと下げるべきだということで運行回数の減回をしております。その中で、この負担額を下げているというような状況でございます。

さらに、じゃ、身近な例になりますけれども、日野市内を走っております——これは廃止になりましたけれども、「立73」でございますけれども、「立73」につきましては市が1,000万ちょっと負担をしておりました。これは赤字の約3分の1でございますけれども、これも利用者で割りますと、145円の市の負担でございます。

それから、現在、市が1,900万負担をしております通称市役所線でございますが、日野駅を出まして市役所経由豊田駅北口でございます。これが59年でございますけれども、市の負担が181円でございます。で、60年でございますけれども利用者が若干ふえまして、これ

が154円でございます。

そういうことを考えてまいりますと、市が循環バスをやる上で幾らが適正かという、そういうことに実際、なるわけでございます。過去の例を考えますと、私ども、200円を割るような形でおさめなければ、まずいんではないかなという目標を置いております。こんなことを考えますと、確かに答申の内容は素晴らしいものでございますけれども、将来にかかる費用負担を考えますと、このまま実施ということはまず難しいであろうということで答申内容の精神を酌みまして、この12キロの路線を設定をしたということでございます。

で、この12キロの路線を設定いたしましたのは、この前も私、申し上げましたけれども、特定の無料のバスでつなぐ、これは1台でつなぐという計画がございます。そうしますと、大体1,000万あればできるということで、交渉を京王帝都に行う。で、京王帝都は無償ということでは困る、京王帝都電鉄が路線バスとしてやらせてほしいということで、計画がこのように煮詰まったわけでございます。

それでは、このバスの路線について、京王帝都は、かなり利用者があるかもしれないという期待を持っておりますけれども、それでは、どのくらい乗ったら市の負担が減るかということでございますけれども、ざっと試算をいたしますと、利用者1人当たり100円市が負担をするというようなことでいきますと、片道34人乗らないと100円になりません。20人で146円、10人で292円という金額になるわけでございます。市内の路線バスをかなり、はずしまして、利用度の高い—これ以上の利用度の高い路線は引けないだろうという計画でも、そういった具体的な数字になるわけでございます。

そういう中での結果でございまして、決して私ども、答申の内容を尊重しないということでは全くございません。私ども、答申の内容を尊重しながら、財政も考え、それから地域の問題も考え、最大限の、何ていいますか、計画であろうというふうに考えております。

それから現在のコースの、2番目の富士電機の南側を経由することでございますけれども、これは、できる限り既存のバス路線とラップをしない形で、今、バスの通っていない路線に、この路線を通しまして新規のバス利用者を生み出すということがねらいでございます。

したがって、豊田の前の南北の通りの途中から平山の方へ、旭が丘の方へ行っておりますけれども、そういうことを考えた上での路線であるということでございます。当初は御質問の話とは違いますが、1・3・2をずっと八王子の方へ行きまして、64ブロックの方に

入るという、そういう話もございましたけれども、これは工場地域なり住宅地が少ないし、また八王子市に一部入るわけでございますので現在のコースになったということでございます。

それから3番目の問題でございますが、確かに自動車を通る場合には道路法の中で車輛制限令というのがございます。これは、車道から50センチをマイナスいたしまして、通る車の2倍、道路がなければいけない、逆に言うと2倍なければ車は通ってはいけないということになるわけでございます。

そういたしますと、この12キロの路線の中で西平山の地域の道路につきましては、一部、道路改良をしなきゃいけないというふうに考えております。その他、隅切り等も今、検討をしているわけでございます。

次は4番目の、本数の増加でございます。これは1番目の答申の内容で申し上げましたように、バス1台1,000万といえますのは予備車を含まない金額でございます。これが台数がふえてきますと、予備車を含むということになる。それから、勤務時間が長くなりますと運転手1人では足りなくなりますから、それが2人になるということで、そういうことで単純に、倍にしたから2倍という計算にはならないわけでございます。

それから、一方、路線の変更等をしてしまして事業量が增大いたしますと、その増大した分のバス運賃収入が増大すれば市の負担は減るわけでございますけれども、今の路線を大幅に改善した場合にも、いわゆる運賃は減少するだろうというふうに見ているわけでございます。

したがって最後の問題につきましては、台数を2倍にした場合には、この1,000万が2,000万以上になるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 時間がないので、あえて再質問はいたしませんけれども、確かに、このバス交通の問題についてはバス運行会社の運行上の問題、それから一つは財政負担の問題、これが大きな問題であるわけであります。これを無視しては、バスの運行はできないわけであります。この答申が、果たしてそのことを検討されているのかというと、全然検討されていないわけであります。実現可能なものであるということで、この案を選んだというけれども、いま一步、踏み込んで、この辺の検討まで対策検討委員会で検討しなければ「絵にかいたもち」に終わるのではないかと、このようなふうを考えるわけであります。

この問題については、以上のことで終わらせてもらいますけれども、一言つけ加えさせてい

たきます。

実は、この問題は、過般、夏井議員あるいは小山議員等が触れた問題でありますけれども、選挙戦中、「明るい日野」という共産党のパンフレットが配布されているんです。これで、このバス路線の問題について触れているわけでありましてけれども、この点について私なりの発言を、この場でしておきたいと思います。正確を期すために、ごく短い文章でありますので、これを読ませていただきます。

こういうことなんです。これは「明るい日野」の号外1,986年1月となっております。これは発行は、日本共産党日野市委員会だそうであります。この中に、こういうことが書いてあります。

まず、「1月24日に米沢照男市議は、京王線を利用している大勢の方から寄せられていた要望を持って京王電鉄と交渉を行いました」と、こういう出だしです。で、その中に「豊田駅、滝合橋、平山城址公園駅、多摩センター、なぜできないんですか。循環バス問題とは署名、請願、交渉など、さんざんやってきたのに、なぜできないんですか。最大なネックは——など、地域の住民の声をそのままぶつけました。京王では、滝合橋南端の隅切りなど、バスが曲がれないことが障害となっていることを原因として明らかにしました。要望実現には、どうしてもこの問題の解決が急がれます。地域住民の間では、あそこの隅切り部分は旗野市議の宅地でもあり、ぜひ協力を、の声が出されています」と、こういう文章が載っているわけでありまして。

これは、どういうことを言っているかといいますと、ある人の見解によれば、この循環バスというのは非常に要望の強い問題である。この問題には、そこの隅切り部分の解決がどうしても必要なんだ、そうだとすると、これは旗野市議に協力してもらわなければならないんだから、ひとつ——落選すれば協力しないだろうから、旗野市議に当選させるように協力してくれというような文章だというように解釈する人もいましたけれども、（笑い）どうもそうではなさそうですね。この共産党の文章のねらいとするところは、このバス問題の解決が遅れていることは隅切りが難関になっているんだ、隅切りが難関になっているということは、旗野市議が、この問題について今まで協力しなかったから遅れているんだと、こういうふうに素直に解釈すれば言えるわけですし、もともと、それがねらいだと私は思うし、皆さんそう思われると思います。

どうもこれは事実と反しているわけでありまして。今まで私のところへ、隅切りを何とかして

くれなんていう要請は1回もあったことはない。また、私の立場として、もし、そういう要請があれば、これはある程度協力せざるを得ないわけであります。それを、このような文章を出して事実を曲げて報道するようなことは、いかにも——せんだって市長も言われましたけれども、こういうことについては人間関係、信頼関係が必要なんだということを言われましたけれども、確かに私、そう思います。信頼関係にそむくのではないか、この判断せざるを得ないわけであります。余り紳士的でない、フェアでないと……。いかがでしょうか。もし反論があるならひとつ——まだ一般質問でも、ほかに米沢議員、あるいは武ノ上議員も後にいられますので、はっきり反論をしていただきたい。もし反論がないとしたら、私の言うとおりと、こう判断せざるを得ないわけであります。

いま一つ、ついでに申し上げたいんですけれども、こういう同じようなピラに、こういうことが書かれております。

「日野市が他の7市より大企業から余計な超過課税を取っているのは、会社に対して非常に酷ではないか、58年9月市議会自民党旗野議員」と、こういうふうな文章が書かれております。過般の予算委員会でも、この超過課税の問題は出てきたわけでありますけれども、これも明らかに事実を反することを書かれているわけです。

で、私が申し上げましたのは、日野では確かに超過課税を実施している、これが税率にして1億までが12.3%、1億から5億までが13.5%、5億以上が14.7%と、こういう税率でありますけれども、大企業で大きな利潤を上げているところから超過課税を取るのには、これは他市でもやっていることでもあるし、やむを得ないが、この標準課税、あるいは超過課税の本質からして、1億から5億までの13.5%というのは多少、考慮の余地があるんじゃないか、他市よりも超過課税が高過ぎるんじゃないか、こういうことを言ったわけでありまして、過般の予算委員会でも市長は、この辺については再検討の余地があるというような答弁もなされておりますが、常識的に考えても当然であろうと思うわけでありまして。それをこのように曲解した、故意か、あるいは判断を間違ったのかもしれないけれども、このような文章を書かれているということは、これまた、人間関係、信頼関係を損なうものではないかと言わざるを得ないわけでありまして。過般の政策論争なら、これはやむを得ないわけでありまして、事実を曲げて人を誹謗するようなことは、ぜひ、慎んでいただきたい。

超過課税の問題については米沢議員は、これはもっと、いっばいに超過課税を取れというよ

うなことを、過日の予算委員会では発言されましたが、それは政策論争になりますから、私は全然、意見を異にしているわけでありますけれども、その点については、これ以上、時間の関係もありますので発言いたしません。

次に、平山苑の地区センターの問題です。

これも長年の懸案であり、私も何回か、この問題について触れたことがありますけれども、いろいろの経過がございます。市長は、あの地域は確かに、いろいろと施設の整備が遅れている、道路にしても公園にしてもそうだ、地区センターも必要なところであるし、あの地区に関しては、用地まで市で面倒を原則的には見ざるを得ないのではないか、というようなことは、答弁はいただいております。

ただ、具体的に用地の取得について、今まで難関に突き当たって、私も何か所か地域の住民の方と交渉を試みたわけですが、いずれも残念ながら不調に終わったわけで今日まで経過し、選挙戦に入ってこの問題も中断しておるわけでありますけれども、その後の経過について何かありましたら、御答弁願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 生活環境部長お答えいたします。

前回の御質問でも同様の御質問がございまして、その折りのお答えと、ほぼ同じお答えにならざるを得ないんですが、地元住民の要望も非常に熱心、活発でございまして、昨年1月の市長相談の折りから始まりまして、たびたび担当部局の方にも様子を聞きに来られました。

で、私どもは市長から、あの地区は宅造等規制法以前のもので、公共施設に非常に不足をしている。公園、集会施設がないから、土地を買ってでも地区センターを建てる地区ではないか、というような指示をいただきまして、早速、平山6丁目の31番地、それから38番地、43番地、この3カ所につきまして交渉を持ったわけでございますけれども、いずれも条件が整わずに不調に終わっております。

その後につきましては都市計画課の協力を得まして、都市計画課が窓口になりまして現在、複数の土地権利者につきまして調査をしている段階でございます。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 聞くところによれば、何か、今、用地について、ある場所を調査、あるいは交渉中だというようなことも聞いております。何か公図と現況が違うというよ

うな事情もありまして、難しい問題ではあるかと思いますが、当初、私らが、ここがいいのではないかというようなことも考えた地点ではありますし、場所的にも申し分ない土地でもありますので、ぜひ用地についての問題を解決していただいて、なるべく早くあの地区に、地域住民の強い要望でもありますので地区センターの建設を図っていただきたいと、この問題については以上のことを要望しておきます。

次に平山城址公園の駅の周辺の環境整備のことについて質問いたします。

いろいろあるわけでありますけれども、この問題については過去、何人かの議員の方が触れられております。ごく最近では、馬場議員が駅前の自転車の放置状況について質問されております。また、60年の9月議会では高橋徳次議員が平山季重の記念碑の問題についても問われておりました。いろいろ問題があるわけであります。

昨日、自転車の放置状況をどうかと思って、私、午後3時ごろでありましたが、一応、現地を調べてみました。南口に約300台放置されております。さらに北側に180台放置されておりました。近所の方に、さらに聞きますと、今、学生が休暇中なので多少、この放置自転車は少ないんだ、いつもはもっと多いんだというようなことを言っておりました。

市長は、日野市では仲田公園が将来、玄関口だ、そこへモニュメントをつくることは有意義だと、こういうような表明がありましたけれども、むしろ、日野市の玄関口、よそから来る人の一番目につくのは駅前だと思うんです。モニュメントをつくることも、それ自体は別にまた、意味のあることかとは思いますが、まず、市の美観のためにも、駅前の、市の玄関口である各駅の放置自転車の処理、これが重要課題ではないかと思うわけであります。

北口についても、あるいは南側についても、ある程度の自転車置き場は整備されてないことはないんですが、位置的に、どうも余りよくないという — さらに収容能力の問題もあるので、今のところ、あのような乱雑な状況が続けざるを得ないというようなことがあります。何がしの対策を考えて、この放置自転車の一掃を目指していただきたいと思うわけであります。

さらに、平山季重の記念碑については、何かあそこを駅前ロータリー、もっと目立つようなところへ移転してくれないかという問題であり、地主である京王帝都側の了解も取りつけているようではありますが、幾つかの事情のためにそのまま放置されているわけであります。

現在、図書館の南側に、この記念碑が建っておるわけであります。自転車置き場との関連もあります。この記念碑がロータリーへ移転できれば、この場所が自転車置き場にも利用できる

わけであります。

さらに選挙中、いろいろ、この放置自転車の件に関しても地域住民との接触の中で、いろいろの意見を私、聞いたわけであります。あそこに地区センター、それから駅前に図書館があります。あそこには、駅前のもっと有効に使える土地ではないか……。確かに調べてみると、商業地域の高度制限では2種、容積制限が200%という地域であります。地区センターの用地が約300坪近くあります。また図書館の用地もその程度あるわけであります。あれを立体化して、1階を自転車置き場にすれば問題は解決するのではないかというようなことも言われたことがあります。

さらに、前に地区センターを置かなくてもいいのではないか、むしろ、何かあそこへ建物をつくるとすれば、もっと、あの場所にふさわしいような複合施設でもつくったらいいのではないかというような意見もありました。

図書館にしても現在、2階建てですが、1階を図書館、2階は学童クラブに2部屋、いま1部屋は、何か書庫のような形で利用されております。何かあの地域にふさわしくないような利用のされ方ではないか、もっと有効利用を図るべきではないかというような問題も提起されております。その辺についての意見はどうか……。

さらに最近、よく非行少年の問題が言われますけれども、夜になるとあの辺は非行少年のたまり場になってしまう。周りが農協支所、地区センター、図書館等、夜になると無人になる建物が多い。そういうところが非行少年のたまり場になってしまって、夜遅く通勤者、通学者が帰って、非常に不安でならないというようなこともよく聞かれるわけであります。

できれば、あそこへ交番なり、あるいは昔の言葉で言えば駐在所ですか、こういうものができるものか……。現在、平山地区では駐在所というようなものが東側、第8方面の分駐場の隣にあるわけですが、むしろ非常に治安の悪い駅前に市の土地もあることでありますし、誘致できないかというような要望も地域では強いわけであります。

以上、何点かの質問にお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 御質問の第1点につきましてお答えしてまいりたいと思います。

今、簇野議員から御指摘のように、平山城址公園駅の周辺につきましては、放置自転車が多

いわけでございます。私どもの調査は午前中にやったわけですが、大体、同じような放置自転車があるわけでございます。

で、あそこには公設と民営の駐車場がございますけれども、380台ほど収容できる公設、民営があるわけでございますけれども、その辺の公設については利用率が約70%ぐらいあるわけです。多少、まだ余裕がある。それから民営については大体、いっぱい、こういうことで現在のところは満杯の状態でございます、駐車場は不足していると、こういうことでございます。

で、これにつきましては、南側につきましては300台近い放置自転車があるわけでございますけれども、南側につきましては民地がいっぱい建て込んでいるというような関連の中で、これから自転車の駐車場の条例に基づきまして、いわゆる民営のあれを、ぜひ働きかけていきたいと、かように考えております。

それから北側の面につきましては、北側に用水路沿いにございます道路の拡幅とか、あるいは水路上にできないか、あるいは2・2・6下側にちよつと空き地があるんですけれども、あの辺の駐車場を設置しておこうと、こんなような考えで、今、意見をまとめまして、これから駐車場を設置すべく努力していきたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 季重の碑につきましては、文化財関係の方々から現在地がいんだというふうに言われていると聞いております。

それから自転車置き場を兼用する、そういう将来の地区センターのことにつきましては、自転車のためにということでは、もちろん、ないと思っておりますけれども、貴重な公共施設のできる用地があるということでございますから、将来は極めていろいろな希望が持てると、このように考えております。

例えば、京王線に沿います一番便利のいいところとして、もっと大きい公共施設が可能ではないかと、このようなことも考えられるわけでありまして。

私は、この北側ということになりますか、浅川に近い方の自転車問題を一番解決のできる方法は、あそこの堤防のガードレールの――今は外側であります、あの堤防の上をもう少し生かしてもらえらるならば、ほとんど解決できると、こう思っておりますけれども、なかなか御当

局はガードがかたいというふう聞いております。

しかし、理由をつけまして、またお願いをするということをやってみたくて思っております。

確かに、駅前に交番があることは望ましいことでございますから、いろいろ努力を御当局にお願いをしたいという考えは、平山駅のみならず他の場所でもあるわけでありまして。なかなか今日、警察側にもまた事情があるようでありまして、思うようにならないということが現状でございますので、長期にわたって市内の交番、あるいは駐在所の配置、あるいはパトロールの、なるべく綿密な実施等を警察当局にお願いをする、そういった努力をやっていきたくて、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） この記念碑の問題につきましては、これは市の指定文化財だそうでございます。60年の9月議会で教育次長がこの点について答弁されております。

その言われることは、今の場所にもともと建っていたんだから、あそこでもいいではないかということ、それからロータリーへ持っていくと交通上、危険ではないか、それから所有者の了解が必要ではないかと、このようなことで7月18日の文化財保護委員会では結論が出なかった、こういうような答弁だったと思います。

しかし、この所有者の了解といったところで、これはもう現在、所有者は不明なわけでありまして。いつまで調査したところが、これは調査のしようがないわけでありまして。まして、前回ほかの場所から現在の場所に移したときにも、これは、たしか所有者の了解は取っていないわけです。別に所有者がわからないわけですから——ということもあるし、交通上危険だから、あそこへ、ロータリーに案内板でもつくって間に合わせたらどうかというような質問でありましたけれども、案内板にしたところで、あそこへ案内板を見に行くのに、あそこに記念碑が建ったと同じような危険があると言えはるわけでありまして。その辺は別に問題ないし、現状見てもらえばわかるとおり、あのロータリーの周辺は現在、駐車場として利用されております。その辺の危険はないはずであります。

いまして——その後、文化財保護委員会ですか、開かれたかどうか聞いておりませんが、その後、開催されて、どのような結論が出たのか、答弁できませんか。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは私の方から御答弁いたします。

ただいま旗野議員さんから、るる、平山季重の記念碑の跡地の移転の問題につきましてのお話がありましたけれども、そのとおりでございまして、確かに昨年7月に――6月20日だと思いましたが、文化財の保護委員会を開きまして、さらにまた、昨年の9月だったと思いますけれども、60年度の第3回目の文化財保護委員会の中でも、この移転問題につきましても検討させていただきました。

で、その結論は、ただいまも、いろいろと御質問の中にもございましたとおりの事情がございまして。そういうことで確かに、今、ロータリーのところへ移せばいいんでしょうけれども、実は非常に見やすいわけがございまして、そのロータリーに移した場合に、あの記念碑には、いろんな字跡が書いてあるわけですね。字跡が大変細かく、あの石碑に刻んであるわけがございまして、それを当然、見て判断をするわけですから……。そういたしますとロータリーへ行くのに、そのロータリーをまたがって記念碑のところへ行きますと、非常に交通が激しいところがございまして、むしろ、交通災害に遭う危険性が多分にあるんじゃないかというふうな印象が強かったわけがございまして。

ただ、御指摘にもございましたとおり、現有位置が平山図書館のすぐ手前の、非常に市道のわきに建っております、大変見にくい場所でございます。したがって、平山季重の居館の跡であるということ、そこの記念碑に書いてあるわけがございまして、それをそこにいらっしゃる方々に周知徹底をする意味からいたしますと、現有の場所に――もともと、記念碑のあった場所は、今の場所にあったということがございまして、ですから、そこへロータリーを移すんじゃないかと、ロータリーのところへ、むしろ、ここに平山季重の記念碑が建っておりますよということを案内板という形で建てた方が、より効果的じゃないか、しかも交通事故に遭わなくて済むんじゃないかということがございまして、それらの文化財保護委員会の意見を踏まえて、さらに教育委員会の方で検討いたしまして結論を出したいと思っておりますけれども、今の段階の考え方といたしましては、一応、平山の城址公園の前のロータリーのところへ案内板を建てるというふうな計画を考えております。

以上でございます。

- 議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。
- 17番（旗野行雄君） この問題については、あの地域はもと、平山小学校があった場所です。そして、あの地域全体が平山季重のやかた跡ということで、けさも見てきた

んですが、史跡として指定されてあるわけです。ですからあの地域をはずれて、よそへ記念碑を持っていくというのなら、これは問題がありますが、もともと、あそこに建っていたんだからあそこでいいではないかというのは、多少、論点がおかしいんじゃないかというふうに私は判断しております。

いずれにしても、確かに言われれば交通上の事情もあるわけですので、できたら――確かに今のロータリーが一番見やすい位置であることは事実でありますので、それじゃ、そこへ行くのに横断歩道をつくとか、横断歩道の標識をひとつ、つくってもらおうとかいうような解決策もあるかと思っておりますので、ぜひ、その点について、さらに検討していただきたいと、このことを要望しておきます。

放置自転車の件については、さっき市長の言われたように、確かに北側では浅川に面しておりますし、多少、建設省の了解を得れば自転車置き場も何とかなるという見通しもあるし、さらに用水路上を利用するというような案もありますので、解決の策はないわけではないわけがあります。

南側については、今のところ土地の手当てができないというような事情もあります。何とかその辺もありますので、さらに放置自転車を一掃するには、これはほかに駐車場を何とか手当てしなければできないことでもありますので、その辺の検討を重ねてもらいたいと思います。

さらに長期的に、私、市長に申し上げるんですが、あその地区センターも、あれはもう十数年建っているわけでありまして。建物も、老朽化とはいかないまでも相当、傷んでおるわけがあります。場所的に、駅前の一番いい場所に地区センターが建っている、あるいは図書館にしてもそうですが、もっとほかに高度に利用できる余地はないかというような、これは長期的に見た場合ですけれども、問題もありますし、平山地域では、ほかに何も市の文化的な施設というものは、何もないわけでありまして。その辺も検討されて、できれば何か複合施設というようなものでも、せっかくのあの土地ですから将来計画として設定するようなことも検討していただきたいと、このことを要望したいと思います。

あと、最近よく浅川親水計画というのがありますがけれども、最近、建設省で、治水対策上で河床を下げる工事をしております。今年度は滝合小学校の前、長沼橋から下流につきまして約3万立方メートルの砂利を排出して、河床を下げるような工事がここで終わりました。

その結果、どういうことになったかといいますと、滝合小の前に河川を利用して運動場が、

野球場が3面ばかりできたわけですが、それが全然なくなってしまったわけであります。

また61年度は、聞くところによりますと、平山橋の下流を同じような工事をするんだというようにも言われております。あそこの平山中の裏側の河川敷を利用したグラウンドも同じような運命をたどることが予想されております。非常に、日野市の一番遅れていることの1つに運動場が少ないということが言われております。平山地区でも同じことが言えるし、今、言ったような事情で子供の遊び場がますます減ってくるばかりであります。

よく校庭開放ということが言われておりますが、この平山小についてはどうなっているかと調べてみました。ここに「校庭開放のしおり」というのがあるんですが、それを見ますと、あそこは校庭開放の対象にもなっていない体育館も開放されていない、遊び場として指定されているんだと、こういうような実情のようであります。

平山中につきましても校庭開放と、これは体育館の開放は確かにされておりますけれども、非常に体育施設が少ない。前よりも減ってきてしまうというような状況にありますので、せんだってもナイター設備のことが予算案にものってきましたけれども、現在、一中、七中がナイター設備が施行済み……。本年度二中、来年度は三中だというような説明がありましたが、できたら平山中なり、あるいは平山小も従前と違って二幼の移転に伴いまして相当、校庭も拡張されましたので、ひとつ、ナイター設備ができないものか、あるいは校庭開放も、もっと前進できないものかという要望が強いわけでありますので、その辺について見解なり将来計画がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、私の方から御質問に対してお答えいたします。

平山小学校の校庭を主とした御質問だと思いますけれども、平山小学校は、今、御質問の中にもありましたとおり、現在は、いわゆる遊び場開放していただいて校庭を開放しております。

今まで第二幼稚園が校庭の一面に組んでおりましたので、今度60年度から新しい場所に移しました。そういう関係で校庭の面積も大分、広がってまいりました。約6,500平米になりました。ただ、平山小学校の校庭と旧第二幼稚園との間の校庭に段差がございますので、それを、ある程度整地しませんと校庭開放はできません。

したがって教育委員会といたしましても、この校庭整地をまず行って、校庭開放を行っていきたいと思っています。

それから、平山小学校の体育館の関係でございますけれども、そこには現在、便所がございません。更衣室もございません。そういう関係で体育館の解放を行っていませんけれども、この辺につきましても、いろいろと地域住民の要望もございますので、そういうふうな整備を行っていきながら体育館の開放も考えていきたいと思っています。

将来、ナイター施設につきましても、平山小学校が適当な場所ではないかというふうに教育委員会では考えておりますので、それらの点につきましても十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 確かにまだ、二幼の移転後の跡地も完全には整備されておられません。ぜひ、その辺の整備から手をつけて、将来、体育館の開放、あるいは正式な校庭開放、あるいはナイター設備までも検討していただき、実現させていただきたいということを要望しておきます。

あと、南平高校問題の事後処理の問題について幾つか質問したいと思っています。

この点については12月議会でも多少、行政保護に対する質問の中で触れておきました。時間がないのでこれ以上、この質問をするわけにはまいりませんが、何点か約束事項があるわけでありまして、まだ処理されてない問題です。藤三郎線の拡張の問題、調整区域の、市街化区域への編入の問題とか、墓地の問題等もありますし、最大の問題は排水路の問題であります。

12月の質問のとき——今いられませんが、助役がたしか「7月に出水したけれども、あそここの調整池のようなところも、あれもいっぱいにもならなかった、また、南平用水もまだ一番上までは水が行かなかった」というようなことで、「一応は安心できるんだ」というような答弁がありましたけれども、いろいろ過去の記録を調べてみますと、南平高校の開設に伴う地元との話し合いの中で市長は、この南平高校の排水問題ばかりでなく、あの地域は、南平駅の南側の地域は非常に今までも浸水事故を重ねてきた地域であるし、現在もそうであります。その辺まで含めて排水問題については協力してもらいたい、努力してもらいたいというような地域の要望があったことは、市長、今でも御記憶されていると思います。南平用水路全体についての排水計画を早く、きちんとしてもらいたいという強い要望があったわけでありまして。

ぜひ、その辺もありますし、これは南平高校ができたからという、それが原因の浸水騒ぎは、確かに助役の言われるように排水池があるので、スムーズ—問題にはならないにしても、そういう約束がありますので、ぜひ、これは、約束があってもなくても、これは市の当然の義務ではありますけれども、ぜひ、その解決に努力していただきたいと、こういうことを1点、要望して、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって6の1、地域の諸問題に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議もないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後3時14分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問7の1、パート条例の制定に向けてについての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔28番議員登壇〕

○28番（名古屋史郎君） それでは、パート条例の制定に向けてということで質問をさせていただきます。

私は、さきの昭和60年の12月議会で、パートで働く人に施策をという題で質問をいたしました。そして、その際、坂本生活環境部長、山崎総務部長から大変、前向きで、しかも懇切な御答弁をいただきました。

この問題は本来、国の施策であろうということは考えられるわけではありますが、日本での、いわゆるパート労働者の地位といいますか、実態というのは、私が、るる申し上げるまでもなく、大変恵まれない状況にあることは、どなたも御承知のことだろうと思います。先ほど申し上げましたように、この人たちに施策を行わなければいけない。しかも国の責任であるということはあるとしても、今回は、日野市議会も新しく出発をいたしましたわけですので1歩、進めた形で、私は、パート労働者に施策をということだけでなく、標題にもあるように、パ

― 条例の制定に向けてという1歩前進の姿勢で質問をいたしたいと思います。

したがって、前回以上 ― あえて前回同様と申し上げるところに特に留意をされまして、さらに1歩進めた御答弁がいただけるよう期待しております。

先ほど申し上げましたように、日本のパート労働者の現状、それから厳しい状況については、もう、るる申し上げませんが、先般の12月議会では御答弁にありましたように約8,000人、あるいは1万人、あるいは1万2,000人くらいの方が日野市でも、いわゆる、いろんな意味でのパートという形の労働に従事しているという御報告がありました。

そういう状況の中で、先ほどから申し上げているように、前回、大変前向きな検討の姿勢が示されましたので、その後、日野市で研究をされ、あるいは検討をされた結果について御答弁をいただきたいと思います。

具体的に申し上げますと、方式は、いわゆる勤労者互助会の制度の中にリンクをする方法、あるいは中退金といわれるその中で行う方法、いろいろ説明されました。そういった形で、どんなふうな検討がされましたか、伺いたいと思います。具体的に退職金の額のおよその、何ていいますか、心づもり、あるいは市負担の経費の額だとか、基金の額だとか、そういったものが検討され、いつごろ、それが実施に移されるという形になっているか、伺いたいと思います。

聞くところによると、日野市では勤労者互助会というものがありますが、他市では、三多摩では16市のみ勤労者互助会という制度がない、こういう形だということを聞いております。そういう中で、日野市の事業所、それから日野に住んでいて他市の事業所という勤務形態があると思います。そういう場合に、どう救済できるのか、他市へ行っていらっしゃる方は救済できないのかということあたり ― できないんじゃないかと思いますが、その辺ですね。

さらに、1万2,000人いらっしゃるパートの方について互助会制度という形、あるいは中退金という形でやった場合でも、いわゆる事業所の御理解がなければ、これは、ほとんど無理な方法じゃないかと思いますが、その辺、それを乗り越えるというか、カバーするような個人加入ということで、この制度を上回るような補償をするということは、まず無理だろうと思いますけれども、どんな方法が考えられるのか、参考までに伺いたいと思います。

それから前回も、これ伺ったんですが、市で、いわゆるパート労働者、200名くらい、いろんな形で採用して働いてもらっているわけですが、これは退職金の問題じゃないんですけれども、法律というか、そういったものに忠実にやっていかなきゃならない日野市で、労働基準

法ですか、こういう精神からすれば市に働くパート労働者に、いわゆる休暇をどんな形で与えられているのか、これも冒頭申し上げましたように、山崎部長から鋭意検討する、前向きに検討すると、こういう御返事がありましたので、検討の結果がどんなふうになっているかということについても伺いたいと思います。

さらに、市のパート労働者に対する休暇の問題と、退職金とは言いませんけれども、それらの方に対してどういう対処をする考えでいらっしゃるか……。退職金制度には包含できないわけですね、先般の御返事では……。100人以上の事業所ということになりますから適用できないと思います。市のパートの方にはですね。

その場合に、どんなふうな対策を考えていらっしゃるか、休暇の問題と退職金、あるいはそれに近い形のをどんなふうと考えていらっしゃるか、以上、いろいろ申し上げましたけれども、前回以上の御返事を、御答弁をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 生活環境部長お答え申し上げます。

御質問者の名古屋議員さんおっしゃるとおり、パート保護の総合政策というのは、やはり国でやるべきだろうと思います。で、パート等保護法案という法案が大分前から国会に提出されておりますけれども、それがそのままになっていると、こういうような現状を踏まえまして自治体でも考えなければいけない状況にきているわけでございますけれども、折から摂津市でグリコ森永事件にかかわるパート労働者の大量首切り事件に端を発して、条例化が進んだわけでございます。

で、私どもは摂津市にない日野市勤労者互助会組織を持っておりまして、退職金の給付以外の給付事業を行っております。摂津市の場合は、給付は退職金に限られるわけでありましてけれども、私どもの場合には退職金はないけれども、そのほかの給付は数多くある、こういう状況でございます。

したがって、この現在あります制度をそのまま生かすということが基本的な方針でございます。勤労者互助会の給付事業の中に、退職金給付を入れていく、それが基本的な姿勢でございます。その制度ができて上がるまでは、当面、市内の各事業主に対しまして中退金への加入の促進、啓発活動、そういったことについて行ってまいりたい、このように考えておるわ

けてございます。

現在、市内の中退金の加入事業所は、139事業所ございまして、1,067人の方が入ってございます。で、この数は事業所の数におきましても、人数におきましても、勤労者互助会の加入率よりもやや下回っております。

私どもが基本的に考えております勤労者互助会の制度、給付制度の中に退職金給付を入れる、この方法をとってまいりますと、中退金と、それから月掛け2,000円を例にしまして摂津市の例で見ますと、1年間、月掛2,000円掛けた場合、摂津市の条例は2万4,600円が退職金として支給されます。それが同じ掛金で中退金の場合は7,200円、さらに24カ月、2カ年掛けた場合には、摂津市の場合は5万700円になります。で、中退金の場合には4万8,000円であります。で、3年掛けた場合には摂津市が7万8,400円に対しまして、中退金の方は7万4,270円。さらに60カ月、5年を見ても摂津市の場合には13万8,200円です。一方、中退金の方は14万2,980円でございます。

で、ただいま申し上げたとおり、摂津の単独条例と中退金の支給額を比べてみますと、3年までは摂津市の方が、市の単独条例の方が給付額がよろしいわけですけれども、3年を境目にいたしまして、それ以上になりますと、これが逆転をいたしまして中退金の方が有利になります。

したがいまして、私どもが勤労者互助会の制度の中に組み込む退職金の場合、摂津市に倣って、中退金のような不利な金額でなくて摂津市並みの金額を保証できるような、そういう制度について目を向けてまいりたいと思います。

で、互助会の、この給付事業の中に入れるということでございますけれども、大前提でございますけれども、それとともに国の中退金の制度と連携が可能かどうか、こういうことについても目を向けていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、早い段階にこれを煮詰めまして、実現の方向で努めてまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎彰君） 総務部長でございます。お答えをいたします。

2点目の件でございます。市の方はどうかということのお問い合わせでございますが、年次休暇ということで、この前、12月でお答えをいたしました。

それから、現在この休暇につきましては――今、238人の、2月末現在で、パートの採用、

そうしたものを取り扱っております。それで、これは地公法第22条5号に基づくものでございます。それで、この休暇につきましては、たしか私も12月で、組合からの要求も出ておりますので、今後検討したいということでお答えさせていただきましたわけでございます。

で、この休暇制度につきましては、月、20日以上勤務した者に1日与えるということで、これは基準監督署からも、その法に基づいての措置で行うようということで、これは行政指導ではなく、既にそういう法でありますので、これらに基づきまして組合と――新年度になったばかりでございますんですが、組合との話し合いでは、これから煮詰めて早急にこれを実施していきたいというふうなつもりで、交渉にこれから当たるわけでございます。もう少しの時間を、御猶予をお願いいたします。

それから、退職金制度でございますが、これにつきましては、今、一般のパートの人々に対しまして、生活環境部の方、民間の方については、摂津の方での退職金共済条例というようなもののお話がありましたんですが、まだ、都下の各市におきましては、この制度につきましてはの支給ということはやっておりませんので、これらにつきましては、また、よりよく検討していきたいと思っております。

で、その中で私どもの方でやっておりますのは、これは退職金とは、ちょっと違いますが、割り増し金利、ボーナス制度というようなことで、これは日野市だけではありませんが、ほかの市でもやっておられるところもありますが、一定の勤務日数に基づきまして、最高、夏で24日、冬で32日分というようなことでの支給をさせてもらっておる現状でございます。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 坂本部長の方に聞くまでもないことなんですが、事業所の協力がなければそれを補うような方法というのは、自治体段階では考えられないかという点についてお答えがなかったので、さらにお答えをいただきたいと思います。

それから、早い段階でということは、来年度は発足をさせましょうという決意だろうというふうに私は解釈をするんですが、それでいいかどうかお答えいただきたいと思います。

それで、山崎部長の方は検討をしている、新年度早々であるけれども途中からでも実施したい、こういうふうを受け取れるんですが、これは組合との云々という話ですが、直接、市が英断を持ってやられれば、もう組合に提示するだけで同じ職場に働くという立場で、すんなり通るんじゃないかと思えます。

で、私、申し上げたいのは、実施されるというか、ボーナス的なことは大変結構だと思います。で、市で、いわゆる一般に対して、事業所に対して加入を、促進というか、PRをしていくんだらうと思います。で、その場合に事業所の御協力を得るのに、やはり退職金というか、市でも、パートの労働者にこういうふうに対応していますよ、事業者の皆さんも皆さんの従業員について、ぜひ、この制度に加入をしてという、大変、何ていうんですか、説得力のあるそれになると思います。

そういう意味で、ぜひ、いわゆる退職金ということじゃありませんけれども、夏、冬のボーナスということでなく、退職金相当の支給というものも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この点についても御返事をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 生活環境部長、お答えを申し上げます。

大変、失礼を申し上げます。市外の勤務者で個人会員になっていらっしゃる方、こういう方は雇い主が、もちろん市外でございますので、市のお金を持って何らかの埋め合わせをするということは、大変、難しい問題でございます。やはり、あくまでも雇い主の協力と御理解を得るように持っていかなければならないと考えております。

それから、実施の時期でありますけれども、来年度を目指してやっております。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎彰君） 総務部長、お答えいたします。

今のお話で、各事業所、これは生活環境部でございますが、そうした退職金制度をやるに当たっては来年度ということで、市では1歩、先んじて、説得力を持つためには先んじてやれというお話でございますので、それらにつきまして鋭意、努力していきたいと思っております。これは、先ほど申し上げましたように法で既に20日以上ということになっておりますので、これらについてはできるだけ、そういうもので対応できると思っております。

それから退職金につきましては、それ相当のもので、制度そのものでなく相当のもので、ひとつ、考えよということでございますので、これもまた、検討させてもらいたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○ 28番（名古屋史郎君） 大変ありがとうございました。

この二つといたしますか、パートの退職金条例、あるいは市の職員のパートについて、お2人の部長から答弁があったわけですが、市長の方から何かあれば伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） パートという雇用、あるいは労働形態に対しまして、労働法規としての制度化ということでは極めて、まだ整ってないというべきだろうと思います。またそのために、一面に自由な労働供給の側、あるいは雇用の側、だんだんと、いろんな労働の場にその状況が進んでいるということは明らかなだと思っております。

自治体として何ができるか、この点につきまして今、日野市の場合はということで、お答えをそれぞれ行っておるわけでありますが、この条例化を行うといたしまして、どういうカバーができるか、このことについては、まだまだ調査を要すると、このように感じております。

当面、この勤労者互助会によって何らかの施策が打ち出せる。これはまた、市内で事業者側からも登録をしていただく、あるいは負担を持っていただく、こういうことが成り立たないと指導としても整わないわけであります。まして市外の、日野市が施行を、条例を仮りに施行をいたしましても、どこまでそれが、この条例の施行のために市の権限が届くかということにつきましても、まだまだ我々にもよくわからない。もっと解明をする点があるように思っております。国の制度も。もちろん期待しなければなりません、地域の自治体として何が可能であり、何がまた、問題解決の何らかの役に立つかという点を、もっと勉強してみたいと、このように考えております。

男女雇用均等法の建前の問題もあるように無関係ではないように思いますし、そのあたりの整った認識が地域社会にも、また、正確に持たれるということが大切だという感じがいたしております。

不得要領かもしれませんが、今、私の言えることはその程度でございます。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○ 28番（名古屋史郎君） ありがとうございました。

先ほどの両部長の御答弁、それから市長の御答弁、確かに完全な形で救えるということは難しいと思います。しかし、1歩前を出て自治体がそれなりに努力をするということが、私は、この際は必要だろう、こういう立場から前回からも今回からも、さらに条例制定を願いつつ質

問をいたしたわけでありますので、鋭意検討されまして、よりいいものができるように心から願っているものであります。

この質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これをもって7の1、パート条例の制定に向けてに関する質問を終わります。

一般質問7の2、さらに学校給食の充実についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

○28番（名古屋史郎君） 学校給食の重要性ということは今さら申し上げるまでもないことだろうと思います。

昨年度の、60年度の議会での一般質問なども数名の方から、特に、自校方式というか、センター方式といいますか、そういう形での論議が非常に多かったと記憶しております。

きょうは私は、いわゆる安上がりといいますか、そういう経営的な形でなく、単純に今、行われている学校給食の充実ということに特にしぼって、若干、伺いたいと思います。

御承知のとおり、約30年の歴史を持った日野の学校給食です。先ほど申し上げましたように学校教育の一環として、中学校給食も、もう残すところ3校という状況になっているわけです。先ほどもちょっと申し上げましたが、臨調の答申、行革審の答申、いろんな論議があることは十分、承知しているわけですが、これまでの論議の中では、現在の日野の給食は現在の方式を堅持してやっていきたい、こういった答弁が主流だろうというふうに私は思います。特に中学校の食堂方式による給食などは、見学者が後を絶たないというような大変立派なことが行われているということは、私も誇りに思っている1人であります。

そういうことに、市長を初め教育委員会の皆さんに大変、御努力をいただいているということに心から敬意を表したいと思います。そして、特にそういう自校方式といいますか、現在の方式を維持発展させるためには、いろいろな問題があるんだろうと思います。予算上の問題、あるいはそうでない問題もいろいろあると思います。給食問題は、先ほども申し上げましたように日野の議会でも大変、いろいろ論議されてきております。先割れスプーンでいいんだろうかといったような論議だとか、食器の洗浄その他、石けんが完全に使われていないんじゃないか、予算が、なかなか、それには伴いますと、そういったような、いろんなやりとりが、これまで行われてきていること、このことも十分、承知をしているわけです。

そういう認識に立って、若干、伺いたいのは、ここに「10年の歩み」ということで自治労日野市職学校給食調理員部会というものが出しました、ひとつの運動の歴史といたしますか、そんなものがあります。

で、これは、教育委員会の方は当然見ていらっしゃると思いますが、特に職場の労働条件という形で労働基準法、労働安全衛生法、これらの立場から自分たちの職場、よりよい給食を行うために自分たちの労働条件をまず守っていかなければならない、そういう立場で出されたものなのですが、「労働安全衛生法の第三条では、使用者は単に、労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全を確保するように義務づけられています。しかし私たちの職場環境は、労働者が人たるに値する生活を営む上での最低基準である労働基準法や、労働者の安全及び衛生に関する定めである労働安全衛生法が守られず、権利や健康が脅かされています」と、こういうふうに述べて、何項目かにわたる、いわゆる不備な点、改善してもらいたい点、こういったものを出しています。

先ほどのパート労働者の問題じゃありませんけれども、やはり、法律というか条例というか、そういうもとの運営をされている自治体ですから、やっぱり、こういうものに忠実でなければ——それは、いろいろ厳しい条件があると思います、予算的な問題もあると思いますが、そういう中で何項目にもわたる、何ていうんですか、欠陥というか、違反といたしますか、これがあるということの指摘、これを、第1点としてはどんなふうを受けとめられていられるか……。

まず、知っているのか知らないのか——当然、知っていらっしゃると思いますが、特に私の勉強したところによると、その後、この指摘の事項の中に、順次、職場の要求に従って教育委員会でも努力をされて、改善といたしますか、この指摘項目がなくなっている部分も、かなりあるようです。例えば産業医の専任の問題、安全管理者、そういったような問題は、かなり改善の跡が見られると思いますが、20数項目にわたっていますので、これらを承知して、どんな状況に現在、努力をされているかについて伺いたいと思います。

で、特に労働安全法の23条には、「労働者を就業させる建設物、その他、作業場について通路、床面、階段、換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難、その他労働者の風紀、生命の保持のために必要な措置を講じなければならない」——こういうふうにあるわけですから、非常に厳しいでしょうけれども、どういう対応で現在、日野の学校の中がどんなふうな状況に

なっているかについて把握していらっしゃる範囲で、まず、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

ただいまの御質問は、日野市内の小中学校における給食現場に働いております職員の、労働安全衛生管理の現状と、それから今後、どういうふうな形で対応していこうとするのかという御質問が大きな趣旨だと思います。

確かに現在、この学校給食につきましては御承知のとおり、小学校20校、中学校5校ということで、25校が完全給食を行っているわけでございますけれども、これにつきましては給食調理員が小中あわせて133名、栄養士が――市の職員が12名、東京都が13名ということで配置をしておりますけれども、これらの労働安全衛生管理につきましては昭和59年度に――先ほど御指摘がございましたけれども、産業医を配置するというので、おくれればせながら産業医を採用いたしまして、学校給食の現場の方にも定期的に出かけていっていただきまして、職員の健康診断に応ずる、あるいはそれに対する健康診断を行うというふうな形を進めてまいります。

ただ、御指摘にもございました、いわゆる労働安全衛生管理に基づく管理規則等ができておりません。そこで日野市といたしましても昨年6月に労働安全衛生法に基づく職場の安全を期するために、日野市職場安全衛生管理規則等を定めまして、各事業所にそれらの規定を適用していこうということで規則ができました。

教育委員会の方につきましても一応、特に学校給食の現場を重視いたしまして、日野市教育委員会の中にも今年3月ではございますけれども、日野市の教育委員会の職場安全管理委員会の規定を適用いたしまして、安全規則に基づく管理委員会を設定いたしましたわけでございます。一応、教育次長が職場の総括安全管理者という形で、一応、位置づけまして、さらに学校給食を担当しております学務課長、あるいは、特に図書館が現在、職員が多いわけですので、図書館長を安全管理者、あるいはまた、職場の意見というものを十分に、この安全管理規則の中に反映していく必要があるだろうという趣旨から、各職場の代表者ということで7名の方を各職場から選出していただきまして、合計15名の一応、委員ということで組織を発足いたします。

今後は、これらの組織を十分に活用し、そして各職場におきますところの委員さん等の意見

というものを十分に拝聴し、快的な職場で働けるような環境の整備、あるいは衛生管理、あるいは職員の健康管理、そういった面につきまして鋭意努力を重ねてまいりたい、改善を進めてまいりたい、こういうふうにご考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 全職場、学校の現場に限らず、安全管理委員会ですか、そういった組織、それを通じて安全な職場環境をつくっていきたいという組織の確立の面、大変結構だと思います。

で、私は質問するに際して、若干の学校を見学をさせていただきました。先ほどの23条にありますように、特に給食の現場ですから換気、それから湿気ですね。こういったことは、これは当然、つきものだと思います。で、特に五小を見せていただいたんですが、建てかえ計画もあるわけですから全面的にということは申し上げませんが、各学校の、いわゆる施設面ですね、これは組織が確立したわけですから、どの点がどういうふうな欠陥があるんだということは、もうわかっているはずですよ。組織を確立されたことは結構ですけども、労働基準法違反的なものは、そう多くないんですが、いわゆる安全規則というか安全法の、例えば施設、設備と大きく関係することがたくさんあると思います。五小を改築するんだから、もう何も直さないということじゃなくて、例えば排水が非常に悪いといったようなことは3年後、4年後になるわけですから、即時、改修をしなければいけないとか、あるいは四小あたりも見せていただきましたが、これは学校の先生も事務職の方も、みんなそうだろうと思います。生徒数の数やその他で、そう十分な休憩室、十分な休養室、それから倉庫をたっぷり取ると、こういったわけにはいかないということはわかっていますけれども、少なくとも最低の休憩室、あるいは排水が悪い、あるいはコードがむき出しであるといったような、滑りやすいとか、いろいろな労働条件を改善しなきゃならない点というのは、かなりわかっている点があると思います。

そういう点で、それは、あちこちに、いろいろ予算がかかってということはわかりますけれども、主として予算面で、特に学校関係の、給食関係について特段、一番何をどうしなきゃいけないんだという緊急課題というかそんなことは、どんなふうにつかんでいらっしゃるか、改めて、また伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは私の方からお答えをいたします。

また、今、第五小学校の排水の問題、あるいは四小の職員の休憩室の問題等、具体的に御指摘があったわけでございますけれども、教育委員会といたしましては、できるだけ職場の方からのいろんな要求がございます。そういった面での最低必要な施設、設備の改善をしていかなくしゃいかんということで、緊急度の高いものから予算化をし、逐次、改善を行っているところでございます。

今後とも、そういうふうな労働安全衛生法に基づくいろんな換気の問題、あるいはまた湿気の問題、その他いろいろと御指摘がございましたけれども、そういう基準法、あるいは衛生管理法等に基づく施設の改善につきましては、時々、職場の意見等も反映しながら逐次予算化し、緊急度の高いものから改善していきたいと思っています。

特に、先ほどもちょっと出ましたけれども、今後の課題としては、そのほかに、いわゆる洗浄施設の中での合成洗剤から石けんの問題というような問題も出ましたけれども、それらの、合成洗剤から石けんの洗浄ということの切りかえの問題もございますので、そういった面での温水ボイラー、あるいは、また最近、特に米飯給食という問題も出てまいりましたので、これらの米飯給食も今後の給食の中に、大分、取り入れていく必要があります。そういう意味における施設、設備の中の炊飯器の問題、回転がまの問題、こういうふうな問題につきましては施設の備品等も相当、費用もかかるわけでございますけれども、逐次、教育委員会といたしましても、これらの給食の運営が円滑にできますように、年度計画を立てながら学校給食備品等の設備を整えていきたい、整うように努力していきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　大変、懇切な答弁なのですが、私が伺っているのは、組織をつくりました、それから緊急度に応じてやっていきますと、こういう返事じゃなくて、今、教育委員会としては、無理やりをお願いしてでも改善しなきゃならない施設があるんだといったような実態をつかまれている範囲のことを、ないんですかということを知っているわけです。法令に違反し、無理やりやってもらっているという面はないんですかと……。型どおり、組織をつくって緊急度に応じてという御返事じゃなくて、もう少し具体的なところを伺いたいんで

すが、特段、ないということですか、じゃ……。そう急ぐことはないや、そのうち予算でも取れたらと、こういうことですか。

例えば、石けんのあれをするためには相当、ボイラー、ブースター、そういったことをどんどん、どんどん増設していかなきゃ、とても——それだけでも、例えばボイラー1基だとしても何百万ですから、何年間かかるんです、そうすると予算の方でかなり押さえられるんで、もう、例えばボイラーをずっとあれするだけでもう、いっぱいですと……。これはもう、石けんのためには、どうしても必要なんです、それ以外は、もう、そう大したことはないんですと、こういう認識なのか、それとも、やっぱり法令に違反してということになると、いろいろ言われると、あっちも無理して直してもらわなければならない、こっちも直してもらわなければならないという緊急なものがあって困っているんですよということなのか、その辺をもう少し、何ていうんですか、率直に御返事いただければ、市長にもいろいろ御質問もできるんですが、型どおりですと型どおりにどうぞ、ひとつ、がんばってくださいと言うしかないんですけども、さらにありましたら、ひとつ、お願いします。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） 今の学校給食の現場で、特に緊急課題があるのかどうかという具体的な事例ということの御質問でございますけれども、私、今、直接——不勉強で大変、申しわけございませんけれども、この学校給食の担当でございます学務課長が、特に緊急に、これだけは、なきゃならんという問題については、特に伺っておりませんので、その点についてのお答えについては明確な答弁ができないことをお許し願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 通告質問の、通告のあり方についても問題があるかと思っておりますので、この程度でとめたいと思っておりますけれども、もう少し、こう、何ていいますか、緊急度といいますか、大変困っているんだということがあるんじゃないかという気がいたしましたので、ぜひ、ひとつ、市長とも教育委員会、討手一丸となって、予算を分捕ってがんばっていくんだという姿勢で、ひとつ、お願いしたい。

このことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これをもって7の2、さらに学校給食の充実に関する質問を終わります。

一般質問 7 の 3、健康都市実現に向けて生活保健センターの事業内容についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

○ 28 番（名古屋史郎君） 日野市は、健康都市宣言ということで、それにふさわしい行政がどんどんと行われていることを、まずもって高く評価したいと思います。

七生地区の医療施設の誘致の問題、市立病院の堅実な運営の問題、各種検診を精力的に、市民要望に応じてやっている状況、大変感謝したいような気持ちでいっぱいであります。

で、さらに、これらの施策を前進をさせるということで、今の給食の問題じゃありませんけれども、まだまだ不備な点、足りない面もあると思います。そういう意味で生活保健センターに対する市民の要望というものは非常に強いと思います。

で、予算委員会と一般質問との後先の問題もありますので——大変、予算委員会でも多くの方々からいろいろな質問がされました。で、ほぼ、生活保護センターが2年後に完成する、それについてのイメージはわいてきたんですけども、大変、一般質問が後という形で恐縮ですが、改めてここで確認をして、市民の健康を守るという立場に立った、この生活保健センターのイメージというものを確実につかんでいきたい。こういう趣旨で質問をさせていただきたいと思います。

予算委員会の中では「かしの木荘」の例が出て、できたけれども利用が十分じゃないじゃないとか、いろいろあったもんですから、老婆心ながら、特に医師会との話し合いが云々と、こういうことも聞きましたので、その後、その点がどういうふうになっているのか、十分な了解ができて、もう、この議会が終われば、どんどんその線に基づいた検討といえますか、設計といえますか、そういう形になっていっている状況かどうかということですね。

まず、その点について伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えいたします。

生活保健センターに係る医師会等との協議の問題でございますけれども、まず、市内の医師会との協議でございますけれども、一番最初、話し合いをしたのは59年の2月でございます。これは医師会側の役員から生活保健センターの計画は、どうなっている、内容について知らせほしいということの申し入れでございます。で、この時点では役所内部で、職員を中心にいたしましたプロジェクトチームが検討している段階でございました。プロジェクトチームの報

告が出ましたら、市の方から医師会の方に内容の説明をし、意見を伺いますということで別れております。

で、同年の11月でございますけれども、職員のプロジェクトチームの結論が出ましたので、この報告書を医師会に出しまして内容の説明を行いました。

で、この中で医師会に申しあげましたことは、生活と保健センターの複合施設であるということが第1点でございます。それで2番目は、保健センターの機能でございますけれども、健康管理と医療行為、この医療行為といいますのは、休日準夜の診療所でございますけれども、この機能はセンターの中に入れたい。別に市の方でつくりますということでございます。

で、これに関連をいたしまして、地域医療保健協議会からの提言といいますか、答申の中には、保健センターの中で総合健康診査をやれという報告があります。これは言いかえますと、人間ドックでございます。で、このドックにつきましては都下の各市の状況、それから市の市立病院等の関係、こういうものをいろいろ検討した結果、人間ドックは、この保健センターでやらない、市内の公、市立病院で将来、対応してもらおうということをお話をいたしました。

それから建設場所、建築面積、床面積、こういったもののお話もいたしました。最後に建設年次といたしまして、61ないし62年度に国都の補助金をいただきまして建設をするということでございます。

で、休日準夜につきましては現在、もとの消防署の建物でございますけれども、この位置に将来、建てかえをしたい。で、現在の建物の床面積が約400平方メートルでございます。

面積、それから休日準夜以外の機能については、まだ白紙でございますけれども、今後、協議した中で、その辺の内容については詰めていきたいということでございます。

で、この59年の11月の話し合いの中では、基本的には医師会は了解をいたしました。ただ、詳細については設計が固まらない段階で協議をしてほしいということで別れたわけでございます。それで、59年に設計費を計上いたしましたけれども、補助金等の関係がございまして設計に着手できないということで、急拠、基本計画の作成ということで270万執行いたしました。これは議会の方にも報告いたしまして、工期等の関係で免許繰り越しをさせていただいたわけでございます。

で、この基本計画ができた段階で医師会との協議を開始したわけでございます。これが60年の11月でございます。で、医師会とは都合、本年の2月にわたりまして3回、協議をして

ございます。それから歯科医師会でございますけれども、本年の2月に2回、それから薬剤師会につきましては、これは役員さんとの協議でございますけれども1回、それぞれ実施をいたしまして、内容については合意をいただきまして、御理解もいただいているわけでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 生活保健センターというんですから、今は、いわゆる保健の方に重点を置いて医師会との話し合いということで、1点ちょっとわからないのは設計が固まらぬ段階で話し合いをしたいと言ったことと、御了解点に達しているのかというあたりが、ちょっとわからなかったんですけれども、大体、今まで予算委員会なんかでやりとりされたことが、大体答えられたような感じがいたします。

で、私の伺いたいのは、60年の12月議会で市長は、この施設について、こう言っているわけですね。「行政施設であります」と、それは……。「しかし、行政の現場とせず行政と住民との健康、生活運動の場としたい」との答弁があったわけです。非常に抽象的といえば抽象的……。で、医師会と話し合いがうまくいってないんじゃないかなんて質問があったり、それから、いわゆる生活の方ですね。これについてのイメージの説明は、あんまりないわけなんです。

で、今の御説明でわかったのは、休日準夜診療所ですか、これの改築ということで、ドックはやりません。で、休日夜間のそれを改築のときに、それ以上、幅広いものをそこでやっていただきますと……。で、休日準夜はそこです。そこにもっと立派なものができます。そのほかに生活保健センターでは、もっともっと機能的なものができるんですと、こういうふうに理解したいわけなんです。まず、今の休日準夜の医療の本拠をつくっていただきたいという市長の言葉ですが、そこには休日準夜のほかに何がどう話し合われているのか……。防災、あるいは歯科、薬品、医師会事務所、いろいろあるというふうに聞いていますが、もう少しわかりやすく、そちらの方にはこんなふうなイメージ、それから保健センターには、こういう仕事、こういう器材。で、生活センターの方には予算からしてもこういうことをしたい、こんな器材が入って、こんな部屋ができるんですと、こういうふうに——理解が悪いのかもしれませんが、その辺、もう少し具体的に伺いたいと思うわけです。

で、もっと質問を続けますと、大体のイメージはわかったんですけれども、例えば保健セン

ターなんかの場合に有料なんていうことは出てこないのかということですね。特に、プール、プールということがよく出るんで、私も勉強したいんですが、リハビリのための医師の診断に基づくところの、ということと、中高年者にも利用していただくということ……。その場合に――あるいは予算委員会では、市民がふらっと行って利用できる場所にしろと、こういった、それもありましたね。この、ふらっとというそのあたりが、プールに限定して言えば、リハビリもやります。中高年者もやります、ふらっと来た人もプールに入れるんですか、というあたりもちょっと聞きたいんですね。

で、他市の例ですと、温水プールなどはコミセンに設置されていて、本も読めます。自由に泳ぎもできますと、こういったところもあるようですね。これは生活保健センターですから、そこまでの気楽さはないにしても――2年後ですから、まだ、これから検討していただければいいんですけども、どんなふうなプール――概念的にはわかりました、そういうふうに2本立てでいきたい……。

で、もっと具体的に言えば、例えば日野に住んでいるせがれのところに、土曜日になると親が来て、そのプールに入って、それでせがれのところで1杯飲んで泊まって帰るといったことも可能ですか、というあたりも聞きたいんです。そのイメージを今のうちに勉強しておきませんかと説明がつかみませんので、そんな細かいことですけどもね。

で、右と左に分けて、生活と保健という機能をということなんですが、もっと具体的に聞きたいのは、そのプールのことと同時に――設計段階だから答えられないと言えば、それっきりなんですが、素人的に言って、何々室というものをつくるんです、そして、どんな器材が入るんですと……。プールを除いてですよ。例えば診療行為、医療行為というようなお話がありましたね。どの程度のものが入って、どういう仕事をやるのか……。

それから、もう一つ伺いたいのは人員配置ですね。管理の部面、それから、いわゆる専門職ですね。これらのイメージがどの程度まで固まっているのか、ぜひ勉強のために伺いたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長からお答えいたします。

2点目の問題でございますけれども、現在の休日準夜の診療所の建てかえ以降の問題でござ

いますけれども、現在、具体的には、まだ医師会とは協議しておりません。医師会の方の要望として1つございますのは、医師会の事務所を設置したいという要望はございます。これにつきましては、市の公共施設、建物でございますので、短期契約によるところの有料でお貸しはできますという程度の話でございます。

その他、市内にも、歯科医師会とか、あるいは薬剤師会等もございます。今後、この建物の計画に際しましては、それらの団体とも協議しながら、市の意向も、もちろん踏まえまして準備を進めたいというふうに考えております。

それから、3番目のプールでございますけれども、プールにつきましては、活用の方法でございますが、いまして具体的に練らないと、はっきりしたことは申し上げられませんが、体育館にあるところのプールとは、おのずから違うわけでございます。中高齢者の体育の、体育といいますが、健康の保持ということが中心になり、一部リハビリも可能というところに、ねらいを置いておりますので、それらを踏まえた活用の方法を詰めていきたいというふうに思っています。

したがって、一般の体育館等にある温水プールのような形で、常時一般市民に開放するというは、まず、あり得ない施設でございます。

あと、1番並びに4番につきましては、生活環境部長の方からお答えをしていただくということをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ひとつ、流れを申し上げておきたいと思うんです。

大分前になりますけれども、地域保健協議会ができました当時、第2回目の諮問でありましたが、南部地域の医療体制についてという諮問を行いました。その際、当時の医師会では、保健所の近くに市立、市立というよりも公設——医師会が経営できるような、そういう医療機関がほしいと、こういう趣旨を含めた答申がありました。しかし、なかなか現実問題としては難しいわけでありまして、用地から準備しないと、そういうことは成り立ちませんし、また、公設で医師会経営の病院というわけには、なかなか、いかないわけでありまして、日野市には既に市立病院を持っておりますし、この市立病院を充実させるとともに、なるべく交通条件をよくして全市民に比較的高いレベルの医療を受け持つ、こういうことが市立病院の本来的なあり方だと、こういう認識に我々は立っておるわけでありまして。

そしてその後、今の旧庁舎跡が具体的な用地として存在するわけであります。南との交通関係では、一番あの場所を利用することが現実的に有意義であるということもございまして、旧庁舎のままの建物がありました当時は、生活センター的利用をしようと、そういう考えがありました。つまり、消費者運動の拠点に、いつときお貸ししようと、こういうことであります。

しかし、具体的にやろうとしますと既存不適格建物ということで、ほとんど事業が成り立ちませんので、建物は、つまり古い建物の利用ということではやめまして、新しい発想で旧庁舎跡に市民要求に一番対応できるものをつくろうと、これが今の生活保健センター構想の一番のもとというふうに思っておるわけであります。

それで、老健法がしかれまして、特に、いわゆる健康相談、健康教育、それから健康診査、主として婦人に対します健康サービス、これらのことの必要性が自治体の仕事として強められてまいりました。

そこで日野の自治体としての行政の分離であります、ひとつには市立病院がありますから、つくります保健センターには医療部分を持ち込まない。健康相談、健康診査、それから健康教育、老健法にのってありますそういう機能を実行できる場所にしようと、そういう考え方が基本に流れておるわけであります。

したがって、医師会のおっしゃるとおりの期待でありましたその医療をあ場所で関与するということではなくて、つまり、ドックとか、そういうものは病院でありますとか、あるいは民間の医療機関で、今後、より消化する、こういうことになるわけでありますから、あの場所にはどういう形にせよ、人間ドックというそういうものは来ない。それから日常的な医療の場ではないと、こういうことであります。

したがって、お医者さんは前の、現在、休日準夜をやっていただいておりますあの場所を本拠としていただきまして、医療行政、あるいは保健行政の指導をいただく。休日準夜のこともございまして、今後、また夜中になりますと、まだ応急な市民の医療要求に応えられない部分がありますから、もっと充実しなければならないということがございます。

そこで、そういう医療行為と、それから保健行政とは、これは、つまりヘルスの行政とは、道1本、境えておりますけれども、医療機関の本拠になる場所から出向いていろいろとやっていただこうと、こういうことであります。保健センターは、大体そういうことであります。つまり集団健診でありますとか、ある程度の集団的な健康教育、また日常的に市民が行かれても、

自分で健康のことを学んでいただくとか、あるいは自分で、ある程度の体を動かす体操などもやっていただけると、そういうようなことが、両方の機能の中でやっていけるようになる、そういう共用部分があるわけでありませぬ。

プールにつきましては、これは初めての試みではございますが、つまり健康増進に役立てる。一般的な健康増進という、そういう範囲でありますけれども、老人でありますとか、あるいはリハビリで既にある程度回復はできていて、あとは自前で訓練をする方々が御利用になる、こういうことは可能にすべきだと思っております。どの程度利用ができるかということにかかわることでもありますので、よく言う医師会の御忠告としては、つくったものが、より機能的に活用できない場にしてはいけないうと、これは、もちろんございます。その点も十分、詰めていかなければなりません。

幸いに、医療部門、つまり健康相談の分野では国の補助制度が受けられます。その補助制度を受けるために、いわゆる苦心をいたしまして、その部分と、それから都から援助を受けられるホール部分と、こういう複合施設があるわけでありまして、そういうことも機能的に説明ができるようにしておかなければなりません。

そういうことで、医師会の方はどちらかという、自分たちの診療行為もやる場所であってほしいという期待が多少あるかもしれませんが、それは医師会の本拠で、診療行為のできるその場所でやっていただきたい。つまり、保健所から受ける診療機関としての認可は現在の場所に置くと、こういうことであります。

それから、また、あと、もっと建物もよくして、あるいは建てかえて、そして行政と地元医師会を中心といたします両者の関係を、よりよくしようということが込められておるわけでございますので、そのように御理解をいただきたいものと、こう思っております。

それから、すなわち健康課におきましては、これのいろいろな活用のために課会を開いて検討しておるということは、これはもう当然なことではございまして、熱心にいろいろなことを考えますと、管理上からも自分たちが、つまり健康課が現場に行ってやるのがいいんではないかという意見が一段階、出るわけでありませぬ。このことも理由はないわけではないと思っておりますけれども、やっぱり行政の本拠は、この本庁に置く。それから保健婦、あるいは保健相談のできる、そういう方をあの場所には配置して、そして市民の来られる保健相談、あるいは保健教育、それから医師会には健康診査、集団的に行います地域的な健康検査、こういうことに

応じていただこうと、こういうことでございます。

今、そのあたりまで到達をしておるということです。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 大変、御親切にありがとうございました。

かなり、イメージとしてわかってまいりました。しかし、企画財政部長は、保健センターで診療行為をやるんだと言っているんですね。診療行為をやるんだと議事録に載っているんですよ、診療行為……。医療行為だか診療行為ということをやるんだと言っているんですよ。だから私はイメージがわからなくなってきたんで一生懸命、予算委員会でも聞いてきたわけなんです。だから、どんな器材が入るんですかと聞いているわけですよ。だから、そのところを一言言った言わないというのは、ここで言ってもしょうがないんですけども……。もし、あれなら、ちょっとお時間をいただいて聞いてみましようか、そこを……。だから、もしそのところを――市長は、こう言っているんです。集団健診、健康教育、小児、児童を対象にした衛生の仕事、それから部長が、診療行為、相談事業、健康管理と、こう言っているんですよ。だから、わからなくなっちゃったので何ったわけなんで、これは、言った言わないということにしておいてもいいと思います。

ただ、プールについては、何か、ぶらっとプールに入れるというのもよさそうで、衛生上もよさそうでないみたいな――保険証を持って来なきゃとか、医者 の指示がなきゃということだと、これは随分むだなあれになっちゃうのかなという気がしたり、まだ、わからないんです。さっき言ったように、ある方のところにお父さんが土曜日に来て、夕方まで泳いで来るよと……。それから1杯飲んで寝るといったことができるのかどうか……。保険証で市民という確認ができなきゃだめだとか、医師の券が出なければだめだとか、そういうことなのかという、そういう単純な、単純な質問なんです。で、これ、ちょっとまだわからない。それから、その医療行為をやるんだということ……。

それから、コミセンというか、生活センターのイメージは、大変、市長のそれでよくわかりました。

もう一度、どちらかの部長さんに、私が、何ていう部屋ができるんですか、どういう器材が入るんですか、と聞くのは、イメージをわかすために――非常に貧困な頭ですから……。例えば、今の検診事業の、こういうものはこういう部屋で、何々室というのでやる予定なんですと、

こういうふうになりやすく言ってもらえると、ああ、生活と保健とが一体して、その道のこっちに休日準夜、薬品が置かれ、医師会の事務所があつてと、こういうふうになるんですよ。それをぜひ、ひとつ、お願いします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一言だけ申し上げておきます。

とかく、診療という言葉を使いますと、まさに医療行為になってしまいます。しかし、診査とか、検診とかいう段階では、これは医療行為ではなくて検査行為、つまり保健の前提という段階で補完される概念であります。用語の使い方が、あるいは誤解を生んでいるかもしれませんが、要するに医療を行う場所ではない、ヘルスを行う場所であると、このように御理解をいただきたいと思ひます。

プールの使い方につきましては、まだ、ちょっと、そこまで到達をしております。いろいろな意見を聞きながら一番有益な方法はということかということていきたいと思っております。医者のおっしゃるのは、つまり、すべて医師の指導がなければ健康行政はできないんだというところに、ちょっと御無理があるのではないかと、こんなふうにも思ひます。その責任を持ていただくことは非常にありがたいことでもありますから、そのことをよく話し合ひまして、そして御指導をいただくということてよろしいのではないかと思ひます。

生命にかかわることでもありますから、きちんとした使用の仕方ということは、極めて重要なことだと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えいたします。

過去の答弁の中で、保健センターの中で診療するということの発言を私がしたというようなお話でございますけれども、もし、そういう発言をしておりましたら、ちょっとミスでございますので訂正させていただきたいと思ひます。

休日準夜等については、旧消防署の建物を使い、さらにはそれを発展的に建て直すということて御理解をいただきたいと思ひます。

それでは、保健センターの中の施設の内容、それから器材が、どういうものが入るかということてでございますけれども、ちょっと手元にそういう資料を持っておりませんが、ちょっと角度が変わりますけれども、このセンターの中でやる事業を申し上げますと、まず、健康教育で

ございます。で、この中身といたしましては乳幼児の健康、それから成人、高齢者の健康教室ということでございます。それから臥床老人の介護教室、栄養教室、歯科保健教室、成人病教室、その他乳がん自己検診講習等でございます。

で、柱の2番目でございますけれども、健康相談でございます。この内容といたしましては、母子教育の相談、一般健康相談、高齢者健康相談、医療相談、歯科保健相談等でございます。

3番目といたしまして、各種健康診査でございますけれども、この内容といたしましては幼児健康診査、これは1歳6カ月児の健診でございます。成人健康診査、35歳以上、老人健康診査、65歳以上、胃がん検診、子宮がん検診、結核検診、こういったものをここでを行います。

さらに4番目でございますけれども、機能回復訓練ということで、一応、機能を持たせる予定でございます。で、この機能回復につきましては、医師の診断とか、あるいは必要な資格を持った職員を何らかの方法で確保いたしまして、活用をしていくというものでございます。

5番目は、各種予防接種事業ということでございます。これは、予防接種につきましては、各地域、学校等を中心といたしまして、予防接種をしております。で、その対象者の健康の都合で受診できない方がおります。こういった者をこのセンターで一括接種をするというものでございます。

そういう事業の内容を、この保健センターで行うということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 大変ありがとうございました。

とにかく健康都市宣言の名にふさわしく、これからも鋭意検討されて、プールのイメージなどももう少し、わくように、それらのところと折衝されて立派なものができるような設計をお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって7の3、健康都市実現に向けて生活保健センターの事業内容についてに関する質問を終わります。

お語りいたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時52分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問8の1、原子爆弾被爆者に市独自の援護策をいそげについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） それでは通告に従いまして、原子爆弾被爆者に市独自の援護策をいそげという質問名で、これから市当局への質問を行います。

私は、昭和49年の9月行われました第3回定例会市議会におきまして、同じ題名で質問を行ったことがございます。そのときの市側の答弁があります。当時、田中さんという福祉部長が答弁をされております。「市の段階でできる生活の――例えばですが、生活の安定に寄与する、いわゆる何らかの援助が、市の行政の中でできる範囲では、これらをする必要はあるというふうに思います。それから、さらに被爆者援護法などが法制化されることを望んでおるわけでございます」という答弁でございました。

また、当時、森田市長も、原爆の落とされた近い方面の自治体では、あるいは何かそういうふうな施策が行われているのではなかろうか、それを調査して日野市でも何らかの形で行いたいという趣旨の答弁をされているわけでございます。それから10年と少しがたってまいったわけでございます。

皆さんも御承知のとおり、原子爆弾は昭和20年8月6日広島市に、続いて8月9日に長崎市に投下されました。原爆は、広島市では中心部の上空、約580メートル、長崎市の場合は上空、約500メートルで爆発をしたわけでありまして。爆発と同時に小さな太陽とも言える巨大な火の玉がつくれ、強烈な熱線と放射線が放出され、また強い爆風も起こりました。

この原子爆弾のエネルギーは TNT 火薬に換算して広島で約 13 キロトン、長崎では 22 キロトンと推定されております。第二次世界大戦中の最大の爆弾は、大体 1 トンでございますので、ものすごい破壊力を持っていたわけでございます。熱線は爆心から 3.5～4 キロの地点にいた人にも、やけどを負わせ、爆風は 1.8 キロまでの建物を大破、15 キロ離れた窓ガラスをも壊した状況にありました。また、放射線は爆心から 1 キロ以内では、ほとんど致死量に達したわけであります。

原爆による身体障害は、熱線と火災による熱傷、爆風による外傷、及び放射線障害の三つの要因が複雑に絡み合っ引き起こされると言われております。爆発の瞬間から 12 月末までの急性障害で死亡した者の約 60% は熱傷、熱の傷です。また、約 20% が外傷、残りの約 20% が放射線障害によるものであったと言われております。

原爆、放射線の影響は、多くの後障害を残しております。やけどの跡の肉が盛り上がるケロイド、がん障害、白血病、増血機能障害、内分泌腺の障害、肝臓機能障害や悪性の腫瘍、また疲れやすい、全身がだるい、無気力などの自覚症状、いわゆる原爆ぶらぶら病などというのが今日、なお、被爆者の皆さんを苦しめている状況にあるわけであります。

私も、昭和 49 年に質問をいたしました後、日野市内の被爆者の方々数名だけでも、お話を聞いたりしてまいりました。被爆者の方々の苦しみというのは、筆舌に尽くせないものがあります。日野市の方の例を言うのも、いろいろとございますので、私は広島の水爆禁止世界大会にたびたび参加してまいりました。その中で、広島の子供の人たちが被爆の体験を開き書きをする運動というのが進んでおります。そして、たくさんの本が、あるいはパンフレットが発行されているわけでございます。

その中で、1980 年に発行されました「生きて、生きて」というタイトルの開き書きの文集がございます。その 1 節だけ御紹介をして、今、被爆者の方々が、どういう状況にあるか御理解いただきたいと思ひます。これは中谷玉江さんという方の例でございます。中谷さんは小学校の先生をしておられる方でございます。

原爆のことを今の時点から見ていこうということは、私も賛成です。それ言うのは、私にとって原爆は決して昭和 20 年 8 月 6 日だけのことではないんです。現に、こうして話している今も私の体の中で原爆が生きとってですから……。仏壇のある座敷に落ち着くと、中谷さんは静かに口を開きました — と書かれております。

昭和20年8月6日のあとき、その一瞬前までは色の白い丸顔のかわいらしい女の子だった私が、本当に惨めな、あられもない姿に変えられてしまいました。でも、それでも終わってはいなかったんですね。23年もたった昭和43年に足のケロイドが皮膚がんになって、三度も手術を繰り返しました。それから10年余りも、毎日、うみのついたガーゼを取りかえながら、私の中に原爆が生きているということをやじゃいうほど思い知らされましたよね。——というふうに書かれております。昭和20年8月6日、アメリカは敗戦間近い日本の都市広島に、人類史上初めて原子爆弾を投下しました。続く9日には長崎に……。これによって、その年の12月末までに広島では少なくとも14万人、長崎では7万人の人々が殺されました。さらに原子爆弾からは、他の通常兵器では絶対に見られない放射線が出されます。そのため、辛うじて生き残った人々までケロイドや原爆白内障、血液疾患や白血病、悪性腫瘍、がんなどの後障害によって生命をむしばまれ続けることになりました。

足のケロイドが、いつの間にかぶつぶつ、ぶつぶつと潰瘍状になって化膿して治らないわけよ。かゆくてね、かいてもかいても谷底のように、アリ地獄のように、もう足をかきむしるような感じよ。そのうち皮膚が、ぼろぼろ取れてくる。そして大きな穴があいていくの。足を踏ん張っても踏ん張りどころのない、ずるずると谷底へのめり込んでいくような気持ちでね。ああ、とうとう本当に、いろんな人が言うとおちゃったけれど、それでもまさかと思ったことが、まさかではなかったという思いが第一に胸に来ました。それと、医者からこれは皮膚がんだ、早く手術せんといけんと言われたとき、ああ、私の人生は終わったのかということが、まず思われましたよね。そして、生きたい、思ったですよ。——生きたい、というその言葉を中谷さんは、今にも涙ぐむかと思うほどのぎりぎりの声で言うのでした。

だってね、原爆に会ってからというもの、何かすれば疲れて熱が出て、意識不明のような状態で三、四日寝るんですよ。そしてまた起き上がっては働く。あれからというもの、私も1人の女性ですから、きれいな服着て、さっそうと歩いてみたいという気持ち、ありますよね。でも腕にケロイドがあるから短いそでの洋服は着ず、疲れるからと行きたいところへも行かず、結婚もできず、ようやく生きてきたんですよ。その上に皮膚がんなんだから……。だれが私をこんなにしたのかという思いでいっぱいになりましたよね。そして、生きたいということと——というところで、まだ続きますけれども、こういう形で被爆者の方々は多かれ少なかれ、現在も生き、かつ生活をしておられるわけでございます。

こういう状況の中で核兵器を廃絶せよ、この運動が盛り上ってまいりました。そして、また、被爆者援護法を制定せよという運動も盛り上がってきたわけでございます。被爆者の皆さんが、何よりも願っているのは、核兵器の廃絶であることは私たちが疑うことのできないところでございます。

こういう中で、例えば神戸市におきましては昭和50年、市議会が決議をいたしまして、神戸港には、核兵器を積んでいないという証明書のある軍艦以外は入港させないという決議が行われたわけでございます。それまで432隻もアメリカの軍艦が入ってきていたそうですが、その後は1隻も、現在に至るも入っていないということでございます。

この神戸港の市民の運動や議会の動きが国際的にも伝わりまして、神戸方式を学べということになり、あのニュージーランドでは国全体が、核兵器を積んだ船舶を寄せつけない、こういうところになってきております。

そして、アメリカのニューヨークにおきましても、国会議員7名の地元選出の方々が、非核ニューヨーク港というのをおこそうということで、大変、大きな運動になってきているということでございます。

また、シカゴ市におきましても、最近、非核条例というのが設定をされました。これは、シカゴ市内にある企業は核兵器の設計、生産、貯蔵を一切禁止するというのを、シカゴ市議会が条例によって決定したものでございます。このようにアメリカなどにおいても反核の運動は広がってきております。

御承知のように日本におきましても、日野市が核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。当時いろいろの聲がございましたけれども、現在では全国で920以上の自治体におきまして、核兵器廃絶平和都市宣言などの動きが既に起こってきているわけでございます。この自治体下にいる人口は、日本の全人口の51%を超えまして、既に6,200万人を超えるに至っているわけでございます。

中曽根首相のおひざ元である高崎市なども、全会一致で核兵器廃絶の宣言を行っております。高崎市の地元の新聞では、高崎市政史上に残る格調高い政治活動のひとつの記念碑になると、報道したということでございます。また、朝日新聞の県版も、これは核の均衡論を否定し、それにのった現状を真の永久平和とは認めないということの意味するというふう論評したということでございます。

このようにして核兵器廃絶、あるいはまた、被爆者援護法の制定、こういうことが国内外に運動として発展をしまっていております。しかるに、いまだに自民党の政府は、被爆者に対して、しっかりとした援護法を制定するに至っていないわけでございます。

被爆者の援護法というのは、御承知のように国の責任によって被爆者の医療や生活、こういうものを国家補償として行ってほしいというものでございます。本来なら原子爆弾を投下したアメリカ政府が賠償の責任があります。しかし、これも御承知のようにサンフランシスコ条約を結んだ際、その19条で、アメリカに対する賠償責任を請求することを、日本の政府がみずから放棄をしている。そういう背景の中で被爆者援護法を政府に要求をしておられるわけでございます。

日野市議会におきましても、かつて、被爆者援護法の制定をせよということで、政府に意見書を提出してきているわけでございます。現在でも被爆者の方々が、なお、37万人、さまざまな形で苦しみ続けられているわけであります。

政府に対して要求されている国家補償の内容は、主として4項目あるわけでございます。

一つは、再び被爆者をつくらないという決意を込めて、原爆被害に対する国家補償を行う被爆者援護法を制定する。

二つ目は、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給する。

三つ目は、被爆者の健康管理と治療、療養をすべて国の責任で行うこと。

四つ目が、被爆者全員に被爆者年金を支給し、障害を持つ者には加算すること。どれを見ても極めて当然の要求ではございますが、こういう形で今、被爆者の人たちを中心に、あるいは国会で野党がそろって、この国家補償を要求している状況にあるわけでございます。

以上のような前提に立ちまして、日野市での具体的なことにつきまして質問をいたしたいと思っております。

一つは、日野市は市内に何人の被爆者がおられるか……。そういうことについては、その後——と申しますのは昭和49年以降のことですけれども、調査などをしていただいたかどうかということでもあります。

二つ目は、日野市内の被爆者が何人ぐらいいらっしゃるという中で、どういような、今、現実に医療などの手当てを受けていらっしゃるか、つかんでおられるかどうか……。それから被爆者の方々が病院での治療を受けられるわけですけれども、それに対して市内の病院の対応

状況をつかんでおられるかどうか……。また、被爆者の方々の声を直接聞くということ、その後、されたかどうか、こういうようなことにつきまして2点目としてお伺いをする次第でございます。

ほかの議員の皆さんも、いただかれたと思いますけれども、先日、私のうちに被爆者の方から手紙がまいりました。これは、去る3月の2日、日野市広報などを利用いたしまして、「日野市原爆被害者の会」というものが結成をされたというお手紙でございます。そして、その中に、日野市在住の被爆者に対して医療問題や助成金等をしてほしいという趣旨ではないかと推察をいたしますが、そういうお手紙でございました。

私も49年の質問のときに、いろいろと具体的な例を挙げて被爆者援護の策を要望したわけでございます。しかし、そのときには市当局の方は、まだ被爆者の実態をつかんでいない、そういう状況で、なかなか具体化がいかなかったわけであります。

しかし今回、私ども市会議員がお手紙を受け取りましたように、被爆者の方々も戦後40年たちまして、ようやくにして、さまざまな苦勞があったかと思えますけれども、こういう会を結成されてまいりました。私が援護策を急げというのは、被爆者の方々が大変、老齢化をされて、寝たきりという状態の方々も多い。こういう実態にあるので、そういう題にいたしました通告をしたわけでございます。

3点目にお伺いしたいことは、市当局といたしまして、物質的な援助、手当てなどを支給するとか、そういうことを考えているかどうか……。また、前回の質問のときにお願ひしましたけれども、公共施設等の優遇措置など、いろいろあるかと思うんですけれども、何か考えておられるかどうか……。また医療上の問題でも何か考えておられるかどうか、あるいはまた、被爆者の方々には指定病院というものがあるというふうに聞いております。そういう状況の中で、どこの病院でも被爆者の方が安心して医療を受けられるような、そういう努力を日野市で、していただけないかどうか……。

そして、このいただきました手紙にも書いてあります。「この日野の町を生活の中のふるさとと考えて誇りに思っています。特に、市役所、体育館、主要な駅前、公園などに十数本建設されている核兵器廃絶平和都市宣言のスローガンには、いつも勇気づけられています」となっております。そうだと思います。そういう点で今後、このようなことについて市として、さらに精神的な援助と申しますか、あるいは子子孫孫に日野市民が原爆を、あるいは核兵器を二た

び三たび絶対に許さないという、そういう語り伝えをしていくための今後の施策というようなものを考えておられるかどうか……。

以上、質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野隆君） 福祉部長でございます。

それでは、ただいまの御質問に総合的にお答えをしたいと思います。

広島、長崎の原爆投下については、その原爆の恐ろしさを私どもは痛感したわけでございます。また、原爆放射線による健康上の障害には、被爆直後の急性原爆症に加えて、白血病、甲状腺がん等の晩発障害があり、これらは被爆後、数年ないしは10年以上を経過して発生すると、こういう特異性を持っている。また、この点が一般の戦災と比べが際立った特殊性を持った被害であると言われております。

このような犠牲者に対し、国は現行の原爆二法、すなわち、原爆被害者の医療等に関する法律と、原爆被害者に対する特別措置の法律に基づき、医療及び諸手当の支給等の措置を講じております。

さらに、東京都におきましても条例を定め、さらに上乘せの措置を講じております。

原爆被爆者対策は、国家補償の立場に立って、基本的には国の責任において行うべきであるとしておりますし、また、その具体的な内容につきましては結局は、被爆者の福祉の増進を図るものとして、各地域、自治体における福祉施策が実施されてきております。

このことにつきましては、昭和55年の茅誠司氏の主催いたしました「原爆被爆者対策基本問題懇談会」の基本的あり方についての答申においても示されているところでございます。

日野市におきましては、先ほど御指摘のありましたように昭和61年3年2日、日野市社会福祉センターにおいて発起人11名をもって日野市原爆被害者の会、すなわち「日友会」が結成されました。都下におきましては13番目、東京都全体におきましては36番目の被害者の会であります。市内には、御質問の被爆者は保健所の調べでは現在、140名ということを知っております。また、日友会から市長に対しましては、結成の報告と、また、市内原爆被害者に対する見舞金及び助成金の請願も出されておりますので、今後、私どもといたしましては実情をよく調査し、他市の状況をよく勘案いたしまして、今後、積極的な対策を講じていきたいというぐあいに考えているところでございます。

また、その他指定病院等の御質問もございましたけれども、この中で考えていきたいと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

被爆者の方には、広島市であれ、長崎市であれ、あるいは東京在住の方であれ、会っていただければわかるわけです。以前、原水爆禁止運動が始まった当初には被爆者の方々が、いろいろなマスコミ等の宣伝、世間の言葉などがありまして、表に出ないという状況が続いていたわけでございます。しかし現在では、積極的に原爆の恐ろしさ、これを語り継いでいかなければいけないというふうに、動きが変わってきているように私は思ひます。

これは、被爆者の方々が年を重ねて高齢になってこられているということの理由のほかに、やはり、原水爆禁止運動や反核の世論が高まってきている、このこともあると思うわけです。そして何よりも今、核兵器が、広島・長崎のときの100万倍と言われるような状況に、たくさんつくられる、貯蔵されている、こういう事態を見て、何とかしなければいけない、こういうことで、私は、勇気を奮ってがんばり出しておられるのではないかというふうに思ひます。

広島に落とされたころは、世界中の核兵器は、たった、アメリカに3発しかなかったと言われていたわけでありまして。1発目は、最初のアラモゴールド実験場での核爆発実験に使われた。2発目が第1号核兵器で広島に落とされた。その次が第2号核兵器で長崎に投下されました。

現在、第100号核兵器という呼び名が言われているように、100種類前後の核兵器がアメリカなどで開発をされ、そしてこれが、ソ連などのそのほかの国でも製造する段階となりまして、全国では既に5万発になってきているというわけでありまして。

こういう状況にありますので私たち国民は、被爆者の方々に応えて、何としても核兵器の廃絶ということを緊急の課題として実践をしていかなければいけないというふうに考える次第でございます。

私は、そういう中で自民党の政府の態度というのは非常に許せないものであるというふうに思ひます。例えば先日の国会におきまして共産党の質問がございました。この席上で、「国連がことしの4月中に核兵器禁止の課題を国際法にも含める。その措置について各国に意見を出してくれと言ってきていますが、日本の政府は賛成ということで回答しますか」という、共産党が質問を行っております。ところが、今までも国連では、核廃絶に対しては極めて消極的で

あり、ある場合は議案に反対をし、あるいは退場をするなど繰り返してきたわけですが、今回の国連からの要請に対しても次のように答弁されております。

中平外務省国連局長は「我が国にとって非常に慎重な検討をする点多々あり、4月26日までに意見を表明するかしないかを含め、現在、検討している。」中曽根首相も「今の局長の答弁と同じです。」— こういうような消極姿勢にあります。

こういう状況の中で、先ほどありました日野市の核兵器廃絶宣言都市の運動、これが今、いかに大切かということが、ますます、一層、明らかになってきているわけでございます。

同じく、また、そのときの国会で共産党が具体的に取り上げて、中曽根首相を追及した問題があります。それは自民党国民運動本部が発行している、編集しているパンフレットでございます。「非核都市宣言は、日本の平和に有害です。核兵器の廃絶は日本の平和を破壊します」— こういうようなパンフレットを自民党員や日本の国民に振りまいている。こういうことは、私たち日本国民としては絶対に許すことができないわけでございます。

中曽根首相は、この共産党の質問にいろいろと答えておりますが、追及の中では、核兵器廃絶を私も目指しておりますというような答弁をしております。ところが、この裏で、こういうパンフレットを配っている。こういう矛盾した姿の中に、私は、やはり自民党政府は核兵器廃絶を緊急の課題にするのではなくて、核兵器にしがみついて、今後の歴史を進めていこうとする、そういう本音が、このパンフの中に出ているのではないかと思うわけでございます。

今度の市議会におきましても、予算委員会等では、せっかく市長が、市民の願いを込めて提案をした平和記念の塔に対して反対される会派などがありました。ところが、品川などでは、3月26日の日に、核兵器廃絶と恒久平和をうたう平和の誓い像というような除幕式なども行われ、今、全国的にこういう動きが活発になってきております。そしてまた、国際平和年ということで、この動きはさらに広がっていくのではないかというふうに見られるわけでございます。

そういう状況の中で、最後に私は、市長に一言お伺いしておきたいと思っております。

それは、今までも平和予算というものを組んでこられております。今回、平和記念塔については、いろいろの市議会内部の動きがありまして、予備費ということに組み込まれたわけでございます。しかし、今まで私が発言をいたしましたように、あるいはまた、被爆者の方々が心の支え、誇りとされておりますように、日野市の平和に対する施策というものは、大変、心強

いものになっているわけでございます。今度、ぜひ、市長がさらに一層、市民に呼びかけていただきたいと思うわけです。そして、広島に行けない被爆者の方もたくさんおられます。年を召された方もいるわけでございます。

こういう中で、できれば広島あたりから、広島の前爆かわらを全国の学校や、あるいは公共施設等で、広島市からいただいてきて、それを記念碑にする運動などもあるわけでありまして。また、東京の被爆者の団体の方々は、東京の木を広島に送り、広島の木を東京に送ってもらうというような形で、そういう平和の行動などもされております。

そういうところに着目をしていただいて、次回、そういう平和を祈る像など、あるいは記念碑を建設をされる際には、核兵器廃絶、この願いを込めたような、また、市民の皆さんがそういう記念碑の前で、そういうことを語り継いでいくことができるような、そういう意味も込めた、全市民が賛成をできるような形で、ぜひ、事を進めていただきたい、そういうふうにするわけでありまして。

それらのことも含めまして、被爆者援護について日野市独自の施策という点でお考えがあれば、一言お願いを申し上げたいと思います。

以上……。市長からお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　原爆被災の方が日野市においでにならないはずはないというふうには思っておりましたが、私が就任をいたしました10年以上前には、なかなか、その申し出すら予測でき得なかった、こういう状況でありました。

それが、このたび、日野市内に140数名の方がおいでになるというお話を聞きまして、本当にびっくりした、驚いた気持ちでございます。なぜ今まで、我々の自治体要請として、そこまで進んだ情報を持つ努力をなさなかったかということ、本当にざんきに思ったところでございます。市内の住民の方がみずから、いろいろな手段を通じて、その人たちに連絡をとられて、そして日野市に、先ほど答えておりましたとおり被害者の方が日友会をおつくりになられた、こういうことであります。

私は、この団体の御提言に基づきまして、早速、少なくとも他の福祉団体と同じような団体としての処遇を、まず、しなければならぬことを早速、組織に指示をいたしております。それから、その後の何をすべきか、どういう、自治体としての可能な対応の仕方があるだろうかと

いうことを、十分、当事者の方々の意見に沿いまして考えさせていただきたいと、こういうのが現在の心境でございます。

それから平和運動につきましては、これは、憲法の前文の中断から始まります「日本国民は恒久平和を祈願をして……」と、こういう表現で表明されておる部分があります。これこそ私は、憲法の、また中心をなす日本国民の精神だと、このように信じております。

したがいまして、自治体で、この平和の市民意識をいかに高揚し、また、他の自治体とも連帯をし、そして、これを世界の世論とするということによって、我々のなし得る今の核兵器の国際問題の状況が、国と国との権力では何ともしがたい。民族あるいは草の根運動と言われる全地球規模の運動によって変化をつくり出す以外にないのではないかというふうにするわけでありまして。

そういう観点に立ちまして、日野市は1個の自治体として市民の方々の総意に基づいて、この運動のはっきりした表現をしていきたいと、このように願っておるところでございます。

今後、市民の方々の御理解を得る手段をいろいろ、とりながら、市民の意識の結集に努めていくということで御質問にお答えをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

被爆者の方々というのは大変な状況にあられます。これは、49年のときに質問を私がいたしました際、東京都にお伺いして調べた数字が、当時の会議録にも出ております。特別手帳の受給者は、日野市に当時、68名でございました。それから普通の手帳が6名だったわけでございます。当時はまだ、この被爆者手帳をもらいに行くということ自身が、被爆者としてなかなか実行ができない、自分から言い出せない、こういう状況もあったわけでありまして。

人口の移動、その他もあったとは言え、現在、140名になっているわけでありまして。こうう、長くかからなければ自分たちの立場を主張できない、そういう背景を、私たち市民は理解をすることができなければいけないと思っております。市長や部長の皆さんは、もちろん、そういう立場であると思っております。医療に行きましても、日野市のお医者さんたちといえども、みんながみんな被爆者の立場に立って、医療保護等を受けられるような形での治療を積極的にやられているとは言えないわけでございます。被爆者の方々の声もあるわけでありまして、今後、ぜ

ひ、医師の方々に対しても、この問題を意識して被爆者のことを、医療の対策をとっていきように、ぜひ何らかのチャンスがありましたら日野市の方からもお話をしていただきたい、こういうふうに思います。

そして記念碑の問題で、金額の問題を言われる方があります。もちろん財政の問題がありますので、金額も適切でなければなりません。しかし、平和の問題、あるいは被爆者の願いをかなえてあげる、ひいては日本国民の平和を守る、こういうためには、私は今回、市長が一たん提案をされた金額が—そういう金額で判断しなければいけないように過度なものだというふうには考えないわけでございます。恐らく市民の皆さんも平和のことについては、もっともっと平和予算を使いなさいという強い気持ちをお持ちだと思います。既に年間予算では7,000万円前後、使っている区市町村もあるわけでございますので、今後ともそういう平和予算については、市民とともに大きな展望を持って市長が取り組んでいただくように、重ね重ね、お願いを申し上げまして、この件についての質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって8の1、原子爆弾被爆者に市独自の援護策をいそげに関する質問を終わります。

一般質問8の2、バス不便区域へさしあたっての解決策についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） それでは、通告に従いまして2番目の質問をいたします。

先日、市内バス交通対策検討委員会から答申をいただきました。この中に、日野市内にバス不便区域というふうに指定されている区域が7カ所ほどあるわけでございます。この7カ所の区域の住民の要望に応えるようなバス路線、循環バス、これを実現したいというのが答申の精神であろうかと思えます。

また、日野市当局も、その方向でいろいろの努力をされていることを私も知っております。市内循環バスの問題については、いろいろの委員会、また本会議等におきまして、他の議員からも、るる、質問がなされております。そういう中でございますので、簡潔に一、二私は質問を試みたいと思う次第です。

一つは、この答申案を実現をしていくには、大体どのくらいの年月というものを見通しておられるか、そのあたりについての考えをお聞かせをいただきたいと思えます。すべての要望を満たすためには、相当、長時間かかるというふうに私も推測するわけでございます。

そういう中で、中間的な解決策というものも当然、市で考えておられます。今回もひとつの試案が出されているわけでございます。こういう中で中間策としては、今後、どういうものを考えておられるか、お聞かせを願いたいと思います。

第3点は、私が考えている中間策でございます。これについて市当局の方は、どういうふうにお考えか、御答弁をいただきたいというふうに思います。

中間策として考えられるのは、答申にある3本の路線を一挙に市内循環バスを実現することも難しいと思います。これも道路事情、その他の状況に応じまして、やはり順序をつけて実行していかざるを得ないというふうに思います。私はそういう中で、答申にのっております第3系統については、現在、何か具体的なことを考えておられるかどうか、このことをお答えをいただきたいと思うわけです。

3番目の質問の第2点といたしましては、既存の京王バス等の路線の活用でございます。今までも出ておりますように、例えば程久保地域の場合、多摩動物園までバス路線を引っ張ってほしいとか、あるいは平山駅まで引っ張ってほしいとかいうような声などが出ております。

今回は私は、しばらくして、西武住宅近辺の方々への既存の路線を活用した解決策はないか、こういうことで質問をするわけでございます。これは不便地域で言いますと7というふうに指摘されている地域でございます。この地域もほかの地域と同様、坂道でございます。今、西武住宅の住民の皆さんは、比較的、働き盛りのころ家を購入されました。しかし現在では、やはり高齢者の方がふえてきているわけでございます。

こういう中で、だんだんと、歩いて買物に行くというようなことが大変しんどい、あるいは、もうそこまでできない、こういう方々もふえてきております。しかし、バスが少しでも通れば、いろいろ買物や、いろんなところに出かけていくことも楽になる、こういうことに相なるわけでございます。高齢者になりますと本当に程久保地域、多摩丘陵の地域は、歩いて上る、おりる、両方とも大変、肉体的な苦痛を伴ってまいります。

そういう中で現在、日野市内のバス路線を見ますと高幡不動駅から桜ヶ丘車庫行きのバス路線が一つ通っております。これは、いわゆる川崎街道を通っているわけでございます。1日に30本前後運行されております。ところが、ここは交通渋滞等がありまして、乗客数が極めて少ない状況にあるというふうに見受けられます。

この線を、例えば高幡台団地、百草団地、日本信販、西武住宅を經由して、再び川崎街道に出で通行するというような路線変更等が可能なのではないか……。そういうことによって京王

帝都側も乗客数がふえるという経営側としての得する面も出てくるかもしれません。

そういうあたりについて、市が、京王帝都といろいろと研究をしてみていただきたい。そう
なれば、今、1日100本前後通っております高幡不動駅から百草団地、あるいは桜ヶ丘駅行
き、この路線についても、さまざまな解決策が浮かび上がってくるかもしれません。それは時
間帯についても通勤時間を除いて、お年寄りの対策という形でいろいろと計画をしていく、こ
ういうことが考えられるわけでございます。そういうような例は各所に、私は見られるのでは
ないかと思うわけでございます。

そういう観点から、ひとつ、今後、日野市当局が京王帝都と密接な連絡をとっていただいて、
路線の柔軟な運行というものをやっていただきたい、こういうふうに思うわけであります。

私は住民の皆さんとともに、署名運動を去年、行いました。そして桜ヶ丘駅から高幡不動駅
へ往復するバス路線がございます。これが、運行時間が夕方早く、おしまいになってしまうわ
けであります。これを京王帝都が百貨店等の開店などの動きにあわせ、さらに時間を延ばして
ほしいという要望を、本社まで行きまして行ってきたわけです。

その結果、当時、今後とも大変だということをおっしゃっていただきましたけれども、交渉の中で、つ
い先日から1時間ほど京王帝都側が運行時間の延長を行いました。

こういうふうに密度を高めて話し合いをしていただければ、私は解決が必ずできるというふう
に思うわけでございます。本日は全市的な問題もございますけれども、以上のような部分にし
ばりまして質問を行いますので、御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えいたします。

まず1点目の、不便地域の解消の問題でございます。これはバス検討委員会の答申の中で、
バスの停留所からRを400、それから駅につきましては800メートルを取りまして円をか
いたわけでございます。その円の中からは、はずれる部分が7カ所できるという意味でござい
ます。そのように御理解を賜りたいと思っております。

で、この不便地域、この報告書の不便地域の解消は何年かかるかということでございますけ
れども、先ほどもお話ししたとおり、道路が4メートル50あればマイクロバスは可能でござ
います。このマイクロバスは車幅が約2メートルでございますので道路法上、問題がないわけ
でございます。

したがって、財政的な裏づけさえあれば、まず可能であるということが出来ます。ただ、その財政の問題が、いろいろ議論なり検討の余地があるわけでございます。現在、抱えている行財政事業を考えたときに、7,000万8,000万かけることが妥当か妥当でないか、その辺の問題をいまして検討しなければいけないというふうに考えております。

第2点目の、中間策はないかということでございますけれども、まさに今回、提示いたしました12キロが中間策というふうに御理解をいただきたいと思っております。

第3番目でございますが、第3系統、答申の第3系統についてはどうかということでございますけれども、第3系統だけやるということになりますと、第1、第2はどういうことになるかということになりまして、第3をやるということになりますれば、第1、第2の将来の見通しは、きちんとつけなければいけないというふうに考えております。現時点では、第1、第2、第3をどこからやるかという御提言には、ちょっと、整合と申しますか、ついていけない状況でございます。

3点目の、2番目でございますけれども、既存バス路線の活用ということでございます。これは、現在でも既存のバス路線の問題については、議会、それから住民から寄せられる要望等をまとめますと9件ございます。で、9件と申しますのは、ごく大ざっぱに申し上げますと旭が丘地域の問題、それから平山地域の問題、それから高幡不動、百草団地を中心にした問題、こういったものを含めますと約10件ございます。

で、これらの10件の問題について、2月でございますけれども京王帝都との交渉もしております。内容的には非常に厳しい状況だということが言えます。これらの点につきましては今後、精力的に、さらに京王帝都電鉄と交渉をしていきたいというふうに考えております。

それから西武団地、西武住宅のバス路線の設定の問題でございますけれども、現在、高幡不動から川崎街道を桜ヶ丘方面にバス路線がございます。京王線に平行した路線でございます。これは、この路線の利便性を高めるという目的よりは、桜ヶ丘営業所からバスが、高幡の方に出庫するわけでございます。その出庫するときに、出庫機構があるわけでございますけれども、運輸局の指導としては、空の車を混雑する道路を走らせることは、おかしいじゃないか、その路線の利用者の利便も図れということが、そもそもの内容でございます。そういう形で現在、路線バスとして運行している。したがって、この路線を迂回をするということになりますと、かなり問題が出てくるのではないかなというふうに考えております。御要望の趣旨はわかりま

すので、その辺の問題を踏まえまして京王帝都と交渉は、してみたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

市内の循環バス、京王側を利用するやり方、あるいは市独自のマイクロバスを運用するやり方、今回の答申も踏まえ、また市民要望も踏まえて、ぜひ、急いで実現をしていただきたいと思います。

その中で、一言、申し上げておきます。私は、答申の中の第3の路線だけを急いでくださいというふうに質問したわけではありません。たまたま、第3の路線について質問をしたわけでございますので、そういうことで御理解の上、第3の路線についての御努力を心からお願いするわけでありまして、第3系統14キロメートルの路線でございます。

それから、今の川崎街道の路線のことです。今、部長から、迂回すれば問題があるのではないかということをおっしゃいました。まず、最初に問題があるのではないかということが、幾らかわかっていても、そういうことを言うのではなくて、やはり市民の要望であり、私も関係者のいろいろの意見なども聞いた上で質問をしているわけです。ですから、一定の明るい展望もなきにしもあらずでございます。

ぜひ、積極的な立場で、もし問題があっても住民要望ですから、市が、これを実現するんだという観点で、ぜひ今後は、京王側とお話をしていただきたい。このようにお願いを申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって8の2、バス不便区域へさしあたっての解決策に関する質問を終わります。

一般質問8の3、高幡踏切の立体化促進とバス直進道路の新設についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 第3の質問に移ります。

これは、高幡の踏切の立体化の問題と、また、これらとも密接な関係がありますが、百草団地、高幡台を通りまして高幡不動尊を回り、高幡不動駅に行くバス路線の問題についての質問でございます。詳細な論議は、特別委員会等もできておりますので、その方にお譲りをしたいと思います。また、きょう、担当の部長も病気ということでもございますので、簡潔に、質問

は行ってきたいと思います。

御承知のとおり、現在も、川崎街道、それから多摩動物園通りの渋滞というのは、大変さを増すばかりでございます。こういう中で、今、高幡の区画整理と並行いたしまして、高幡の立体化についても具体化の展望が出てきたわけです。このことに対して市民も大きく歓迎をいたしております。今までも、しばしば、委員会、本会議等におきまして要望してきたわけでございますけれども、その観点から再度、質問をいたします。

一つは、今回の区画整理、それからモノレール計画、こういう中で都道2・2・11線、多摩動物園通り、この立体化について大体、もう本決まりという形で、アンダーというような方向が打ち出されてきているわけです。そういう状況の中で、この都道の立体化について今までも、しばしば意見は出ていたわけですが、これを切り離した形、区画整理事業と並行する中でも、こちらを優先する形での施行ということができないかどうか……。

あわせて、また、既に発表はされておりますけれども、区画整理事業、モノレール事業等との関連で、この立体化の見通しは大体、いつごろになるのか、このことと関連をして簡潔に御答弁をいただきたいというふうに思います。

第2点目は、最初、申しあげました直線道路についてのことでございます。これも今まで私、取り上げてまいったわけでありまして。現在、田んぼ等がございまして、このあたりに通勤の、買物道路が1本、通っております。このあたりの道路を関連地主さん、住民の参加等も得まして優先して工事をするならば、第1番に申しあげました立体化と関連をして、むだな二重投資にならないような形で、私は町づくりを進めることが可能ではないかというふうに考えるわけでございます。この点について、市当局としても検討をしていただきたい、そういうふうに思いますので、こういうことについての市側の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長です。都市整備部長にかわりまして私の方からお答えをいたします。

まず、第1点目の立体化の問題でございます。この立体化の件につきましては、区画整理事業と切り離しをしてできるかどうかということでございます。高幡区域の区画整理の目的は、駅周辺の商業地域の整備と活性化、それから、さらに周辺の住宅地域の基盤整備ということになるわけでございます。で、その側面といたしまして、高幡東踏切の立体化が出てくるわけで

ございます。

で、この区画整理と切り離しができるかということでございますけれども、ほかの議員さんで、さきにもお話を、ちょっと、しましたけれども、道路をつくる方法として、直接買収の道路事業でやる方法、それから、区画整理で用地をあけて道路をつくる方法、こういう二つがあるわけでございます。で、当初、考えましたのは、直接買収である踏切の立体化ができないかという検討をしたわけでございます。東京都といたしましては、直接買収で立体化は、まず、不可能である。これは、時間さえかければ可能でありますけれども、短期間のうちに完成ということになりますと、なかなか難しいというようなこともございまして、区画整理にあわせて立体化を進めるということでございます。

で、区画整理で、この立体化を進めるということは、現在更地の私有地、それから家がある私有地、こういったものを区画整理の手法を持ちまして、所有者をほかに換地をして飛ばしまして道路用地をあける、この道路用地を東京都が——わかりやすく申し上げますと、用地を取得しまして、区画整理事業に東京都がお金を払いまして、その用地に直接、東京都が立体交差の道路事業を行うというものでございます。

したがって、区画整理事業と道路のアンダーの工事と切り離すことは、まず、不可能でございます。

ただ、立体化の問題につきましては、市といたしましても市民からの要望も、もちろん強いわけでございますので、区画整理を進める中で、できるだけ早い時期に、この道路を先行させるような形で進めるという努力は、するつもりでございます。

それから、さらに直線道路の関係でございますけれども、これは既に都市計画道路として、2・2・13 ということで、これは幅員16メートルでございます。駅広の、3,500メートルの駅広から南に、少し斜めになりますけれども、東寄りの川崎街道2・2・12号線に当たるわけでございます。新井方面、並びに動物園方面から来たバス等の出入りは、この2・2・13をもって行うということでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） このテーマは、今までも、先ほど申し上げましたとおり、何回も取り上げられているテーマでございます。しかし、私ども市会議員の立場というのは、

住民要求の実現にあります。計画ができましても市民というのは、一刻も早い、その完成を願うわけです。また、こういう住民の声というものが都市計画にも反映をいたしまして、その後の計画の促進になっていくという例は、たくさんございます。私は、住民要求というのは、そういう点で偉大なものだというふうに思うわけでありませう。

部長の方は、この完成年度については何年という明確な答弁は、今、なかったような気がいたしますけれども、一定の年数がかかることは間違いないわけでありませう。住民も、新聞報道、あるいは市の計画等を聞いて、今、かなりの程度、ここらあたりの町づくり計画については知るところとなってまいりました。

しかし、それでもまだ、この立体化については切り離してやってほしい、あるいは区画整理に優先して工事をしてほしい、この要求は非常に切実でございます。また、ただいま申されました2・2・13の進入路につきましても、以前の高幡区画整理の設計、あるいは計画が決定したときから一定の場所に、一応、線が引かれているわけでございます。

しかし、私ども住民の立場、あるいは素人の立場から考えますと、大変、こういう中での町づくりというのは複雑なものがある。そういう中で、今、川崎街道や多摩動物園線、都道で言えば2・2・11あるいは2・2・12、この路線の交通渋滞を解決するには、私は、住民の方々がおっしゃっているのも大変、正当な要望であるというふうに思うわけでございます。今、2・2・11につきましても、優先して工事をを行う努力はするということでございますので、この点については、ぜひ、その立場をさらに一層、強めていただくように要望を申し上げておきます。

そして直進道路についても、大変、市当局の専門家としては難しい問題に見えるかもしれませんが。しかし、私は今後、やはり、この町づくりについて、この住民の意見というものを反映をさせて考えていくということも貴重なことではないかと思ひます。

それらの点をひとつ、専門家の立場から、今後、検討をしていただくようお願いを申し上げます。この件についての質問を終わる次第であります。

○議長（黒川重憲君） これをもって8の3、高幡踏切の立体化促進とバス直進道路の新設に関する質問を終わります。

一般質問8の4、グラウンド増設の促進をと問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） グラウンド増設の促進をと題しまして質問を行います。

グラウンド増設のことにつきましては住民要望が強いのは御存じのとおりです。また、先ほど質問者がございましたように、浅川の河川敷の実態なども変化をいたしてまいっております。こういう中で、ますます一層、グラウンドの増設の願いは強いわけでございます。

しかし、図らずも、私が今回、一般質問を行いましてから、スポーツ公園対策特別委員会というのができました。そしてまた、これ、図らずも私が、その委員長に互選をされた次第でございます。そういう点で、この件につきましても1言だけ質問をいたしまして、簡潔に進めたいと思うわけでございます。

今、申し上げましたとおり、グラウンド増設の要求は強いわけです。この中で陸上競技、あるいはサッカー、こういう要求も、もちろん多うございます。校庭開放の要求も強うございます。

私は今回、特にソフトボールや野球についての住民要望という立場から、1言だけ質問をしておきたいと思うわけです。それは仲田緑地を中心として、今、グラウンドの建設が進んでおります。これは立派な、400メートルのコースもできる見通しでございます。また、立派なフィールドもできる予定となっております。この中で、ぜひ、小さな野球や、あるいはソフトボール等もやらせてほしいという要求があるわけです。もちろん、ここで、芝生の上で散策をしたいという要望もあれば、ゲートボールもある、あるいは、のびのびと子供たちが走り回りたいたいという要望、さまざまでございます。この中で日野市は、特に野球、ソフトボールができる場所が少ないということから要望がございますが、これらの点については今回のグラウンドでも、利用の仕方という中で考えていらっしゃるかどうか、第1点、質問をいたします。

第2点は、多摩川河川敷をめぐりまして東光寺のグラウンド建設に関してでございます。これは、今回の予算にも測量費等がのっております。促進されることを願うわけです。ここもぜひ、野球という観点で立派なゲームなどでもできるような方向での今後の設計、そして建設については促進ということをお願いしたいわけでございます。これは確認の意味で、どのような大体、規模のものを予測しているか、期待をしているか、市当局の方の御答弁をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長、お答えいたします。

第1点目の御質問は、現在つくっております仲田公園の運動場でございますけれども、ここ

で野球が可能かどうかということでございます。詳細につきましては今後、内部検討するわけ
でございますけれども、今まで決まっている点については、オープンな使い方をしたい。で、
特定の方が使用する場については、使用許可を受けて使うということになるかと思ひます。
で、野球ということになりますと、特定の数の方だけが使うような形になりますので、そう
いう使用方法が可能かどうか、ちょっと検討をしてみたい。

それから施設の内容については、陸上競技場がメインになっておりますので、球技のうちの
野球とかソフトボールになりますと、バックネットとか、いろんな、運動場と違った施設内容
になるわけでございます。したがって、今、御質問の内容につきましては、かなり検討しないと
明確なお答えはできないというのが現状でございます。

それから2点目の、東光寺河川敷の利用でございますけれども、これは、おおよその面積で
ございますけれども、2万6,000ないし2万8,000平米の土地がありまして、一部八王子
の市域に入っているということで、この辺の問題は、ちょっと先に送りまして、東側半分を占有
したいということで本年度の予算にも計上したわけでございます。この中にも旧河川法の通称、
旧条地と称しておりますけれども、地元所有者がござひます。この所有者の同意は、一応、
得られておりますので、東半分の、あと占有許可を取りまして築造ということになるわけ
でございます。おおよその面積は、約7,500平米でございます。ちょっと、野球場としては狭い
わけござひまして、ソフトボールないし少年が使う野球場の程度というものでござひます。

周辺の問題も含め、さらに青年が使えるような、成人の野球等に使えるような、そういう施設
に努力をしたいというふうを考えております。

以上でございます。

- 議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。
- 29番（竹ノ上武俊君） それでは、ただいま申し上げましたような市民要望という
ことを、ぜひ、真剣に酌み取っていただきたいと思ひます。先ほども申し上げましたように、
この野球をするグラウンドが少ないというのが事実であります。ですから東光寺についても、
複雑な問題などあろうかと思ひますけれども、ぜひ、最大限の努力をしていただいて、ただ
いま申し上げましたような住民要求が実現すべく、面積の点あるいは建設のスピードの点、ぜ
ひ、大きな努力をしていただくようお願いを申し上げまして、質問を終わります。
- 議長（黒川重憲君） これをもって8の4、グラウンド増設の促進をと問うに関する

質問を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

次回本会議は4月7日月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後6時13分散会

4 月 7 日 月曜日 (第14日)

昭和 61 年
第 1 回定例会

日野市議会会議録 (第14号)

4 月 7 日 月曜日 (第 1 4 日)

出席議員(28名)

1 番	奥 住 日出男 君	2 番	宮 沢 清 子 君
3 番	高 橋 徹 君	4 番	土 方 尚 功 君
5 番	山 口 達 夫 君	6 番	天 野 輝 男 君
7 番	福 島 盛之助 君	8 番	福 島 敏 雄 君
9 番	中 谷 好 幸 君	10 番	小 俣 昭 光 君
11 番	川 嶋 博 君	12 番	馬 場 繁 夫 君
13 番	夏 井 明 男 君	14 番	小 山 良 悟 君
15 番	馬 場 弘 融 君	16 番	高 橋 徳 次 君
17 番	旗 野 行 雄 君	18 番	一ノ瀬 隆 君
19 番	板 垣 正 男 君	20 番	鈴 木 美 奈 子 君
21 番	中 山 基 昭 君	24 番	古 賀 俊 昭 君
25 番	谷 長 一 君	26 番	市 川 資 信 君
27 番	石 坂 勝 雄 君	28 番	名 古 屋 史 郎 君
29 番	竹ノ上 武 俊 君	30 番	米 沢 照 男 君

欠席議員(2名)

22 番	秦 正 一 君	23 番	黒 川 重 憲 君
------	---------	------	-----------

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 松波敏子君

議事日程

昭和61年4月7日(月)

午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時14分開議

○副議長（中山基昭君） おはようございます。本日は議長所用のため副議長が議長を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問9の1、行財政調査会の中間答申についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員登壇〕

○30番（米沢照男君） 行財政調査会の中間答申について質問いたします。具体的な質問に入る前に先日、簗野議員から反論を求められておりますので、あえて市議団を代表してこの機会に一言発言をしておきたいと思えます。

共産党が発行しております地域政治新聞の「明るい日野」の記事に関連して弁解、反論、批判がこの一般質問を通じて集中いたしました。このことについて一言触れておきたいと思えます。

「明るい日野」は、この日野市においては最も歴史の古い、そして伝統と権威を持った地域政治新聞であります。最初の第1号は1962年5月21日「町政報告」ということで、当時としては2色刷り「日本共産党日野町委員会」が、これが第1号でその後「町政ニュース」あるいは「市政ニュース」に続いて「明るい日野」ということで1965年5月15日に改題をされ活版刷りで全戸に配布される、こういう経過をたどってきている地域政治新聞であります。そして、当時の自民党市政にまっこうから対決をしながら、市政革新への道を切り開く上で積極的な役割を果たしてきたと自負をいたしております。その日野市の歴史を語る上でこの地域政治新聞である「明るい日野」を抜きには語るができない、こういうふうに言っても決して過言ではないと思えます。24年の歴史を誇っているわけであります。

名指しで批判された議員から、これまで一般質問を通じて弁解や反論が出されておりました。「明るい日野」で個人名を挙げて批判をする場合、必ず会議録をもって、それを引用し一言半句もつけ加えることなく、そのまま、ありのまま事実を報道する、こういう形で市民に事実を知らせる、こういう立場を一貫して貫いてきております。これが「明るい日野」の最大の特徴

であります。そして選挙中の中で展開されました宣伝戦、言論戦は投票日までに結着をつけるのが筋であろうと私は理解をしております。もし、それまでに結着がつかない場合でも、これは議会外で論戦をもってこれを結着をつける、これが筋であろうと私は思っております。選挙戦は何と言っても、何をやるのかという政策を掲げて選挙戦を戦うと同時に、これまでだれの立場に立って何をやってきたか、このことが合わせて重要な選択の基準になるわけでありますから、政党としてどの党が、どの候補者がどういう立場に立って何をやってきたか、ということ を明らかにするのは政党としての責任であります。そういう立場から「明るい日野」を通じて、それぞれの議員候補者がどういう立場でどういう言動をとってきたのか、このことを明らかにしてきているわけであります。共産党市議団は今後とも市民の福祉、市民の利益に反する言動、平和と民主主義に反する言動については、たとえ相手がだれであっても妥協なく厳しく批判していく立場を改めて明らかにしておきたいと思っております。箕野議員の道路の隅切の問題での指摘については京王本社から回答が寄せられ、それをそのまま市民に報告したということでありますので、批難には当たらない、ということ をまず触れておきたいと思っております。

行財政調査会の中間答申について質問をいたします。御承知のように昨年の8月5日、高率の施政の実現を図るため行財政改革の方策について、森田市長が諮問をいたしております。以後調査会が18回、小委員会が8回開催をされ、協議、検討が進められてまいりました。そして2月の27日に中間答申が森田市長に提出されております。幾つかの提言ということで6点にわたって具体的な提言がされております。

第1には、総合行政のための組織の活性化ということで、職員の適正配置とプロジェクトチームの対応が提言されております。

第2には、職員の資質の向上ということで職員の研修の充実が指摘をされております。

第3には、まちづくり事業に新しい視点をと、題しまして市民職員の参加による総合的な長期計画の策定が提言されております。

そして第4には、行財政運営の効率化と財政の長期的健全性の確立を、ということでスクラップアンドビルドへの積極的な取り組みが提言されております。

第5には、職員給与の見直しということで、職員給与のアンバランスの適正化が強調されております。

そして第6には、われわれが描くまちづくりのビジョンを実現するためにと題して地方自治

権の擁護のために国や東京都へ積極的に働きかけていくよう提言をいたしております。こうした具体的な提言に対して、まだ中間答申でありますけれども、これに対して事務局並びに市長の見解を伺っておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えをいたします。

行財政調査会の中間答申に対すところの市の考え方ということでございます。今議員さんも質問の中でおっしゃいましたように、非常に貴重な内容が盛り込まれているわけでございます。今後本答申を踏まえて実現に努力していきたい、というふうに考えております。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 行財政調査会に対しまして、社会経済情勢の変化に対応する高率的な施政の実現を図るために諮問を行いました。調査会では、10名の委員を委嘱してお願いしているわけですが、極めて熱心しかも集中的にいろいろな角度から市政のあるべき姿を検討していただきました。現状の認識つまり現在の行政診断、それからその診断にともなう処方というべきものが提言ということで、これから取り組むべき課題を大きく挙げていただいております。この答申を引き続き最終答申にお願いすることになっておりますので、まもなくいただけたらと思います。今後市民の皆さんにも発表し、正しく取り組んで発展の実現に対処したい、これが我々の今日の大きな役目であると、このように考えております。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 地方行革大綱への策定作業が全国的に進められてきておりますけれども、大幅にその策定作業がおくれているということから、自治省は昨年11月都道府県の総務部長に対しまして策定を急ぐように内簡を出しております。地方行革大綱に対する対応について、私は効率的、民主的な行政改革はあくまで自主的に実践して行くべきだという立場から、昨年森田市長に見解を伺ったことがあります。市長はよそからの指導なり圧力なりを受けるべきものではない。今後も自主的に主体性を保ちながら一個の完全自治体として取り組みを進めていきたい。本来の憲法に由来しております地方自治権を侵害されてはならない。こう答弁をいたしております。これまで日野市の行財政調査会は、こうした国による地方行革大綱の策定の押しつけとは全く関係なくあくまでも独自の立場でこれまで自主的、自覚的に進

めてまいりました効率的な民主的な行政改革を進める、こういう立場からこれまで取り組んできたとは私は理解いたしております。

したがって、地方行革大綱の提出は日野市の場合きっぱりと拒否すべきだと私は考えております。この点について市長の見解をこの機会に伺っておきたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 行政改革はこれは一個の自治体として絶えず市民の立場に立った観点からの改革を行うべきものだという点につきましては既に申し上げているとおりであります。時を同じくしてこれからの指導という形での行政もあるわけではありますが、これはこれといたしまして、該当できる事項あるいは該当できない事項、それぞれにつきまして、日野市は日野市としての一定の見解に基づいて取り組んでいく、ということでございます。これに対抗する必要もありませんし、また、国の指導に服従するという形ではあってはならない、このように思っております。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） この問題で最後に意見を述べて今後の取り組みへの努力を期待したいと思います。

これまで自民党政府がごり押しに進めてまいりました臨調行革路線の5年目に当たります61年度の日野市の予算案、既に可決成立をいたしておりますけれども、歳入面で国や都による福祉、医療、教育の切り捨てなど、いわゆる臨調行革路線の陰が色濃く浮き彫りにされているのが特徴となっております。共産党市議団はこれまでも機会あるごとに自民党政治による臨調にせ行政改革路線に対して市民の命と暮らしを守る立場から厳しく批判を繰り返してまいりましたけれども、今回も地方自治体と国民への犠牲と負担をしいる自民党政治に対する糾弾を抜きに60年度予算案を論ずることはできないという立場をとっております。60年度限りと約束されておりました国庫補助金の一律削減がほごにされたばかりではなく、地方自治体へのマイナス影響は一気に前年の2倍に拡大され地方財政への負担の転化が一層強化されたことは周知のとおりであります。財政当局から提出されました国庫支出金削減調べによりましても、教育や福祉施策に対する補助金、負担金の削減によって年間ざっと3億5,000万円ものマイナス影響を受けるに至っております。かって歳入総額の15%前後を占めておりました国庫支出金が60年度では9%、61年度では7.2%と歳入に占める割合は大幅にダウンをしてきており

ます。さらに東京都においても鈴木都政になって以降、福祉、教育など各種事業に対する補助金の大幅な削減が強行され、例えば保育園運営費補助等60年度までにざっと8億円もの補助金カットが強行され、その分そっくり市財政によって肩がわりさせられているのが今日の実態であります。

こうした自民党政治により地方財政と市民生活への負担のしわ寄せが一層強化されつつあるのが歳入面での最大の特徴となっております。市民の暮らしや、市財政に重大なマイナス影響をもたらす臨調にせ行政改革路線に対して、どういう態度をとっていくのか、市当局とともに市民の利益を代表する市議会の一人一人が改めてその姿勢が問われている極めて厳しい情勢のもとにあります。財界と自民党政府が進めている地方行革とは結局のところ突き詰めてみれば地方行革とは自主立法権、自主行政権、自主財政権を完全に踏みにじって国の財政破綻のつけを押しつけ、さらに軍拡と大企業奉仕のために地方自治体を政府の完全な下請け機関にしてしまおうとするものであります。まさに地方自治体にとって危機とも言える重大な事態に入っております。死活の問題であります。だからこそ市当局と市議会一人一人がするどくこれに対するその姿勢が問われているところであります。共産党市議団は臨調行革路線との対決こそ市民生活と地方自治を守る重要なポイントであると考えています。日野市政の冷たい政治の持ち込みに歯止めの役割を果たしていくことこそ、市民の信託に応えていく唯一の道であると確信をいたしております。こうした立場から自民党政府が今押しつけてきております地方行革大綱に対しては、きっぱりとその提出を拒否する立場を貫き通すべきだと、このことを改めて強調しましてこの質問を終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって9の1、行財政調査会の中間答申についてに関する質問を終わります。

続きまして9の2、南平地域のまちづくりについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 南平地域のまちづくりについて質問をいたします。

ディスカウントストアダイクマの南平への進出計画が伝えられて約3年が経過いたしております。3月24日付東京新聞、熱おびる安売り店進出の攻防、説明会が混乱、中止という見出しで記事が掲載されております。ダイクマの進出問題は第1に地元小売業者の営業と暮らしに極めて大きな影響を与えます。第2には交通問題等住環境に深刻な影響を与えることになりま

す。第3には将来へ向けての町づくりの方向にとっても極めて重要な影響を与えることとなります。市当局としてこれに対して積極的な対応が今求められていると考えております。

そこで具体的に質問いたしますが、第1にダイクマの南平進出問題が表面化しまして3年を経過したこの時点で市当局として具体的にどう対応しようとしているのかこの点1点伺いたいと思います。

第2には、多摩動物公園の裏門の開設でありますけれども、既に市として東京都に裏門開設について働きかけをしてきた経過がありますけれども、今日の時点でその後この見通しについてどういうことが言えるか、この点についてもお答えをいただきたいと思います。

第3については、南平への総合病院の誘致でありますけれども、ごくわずかな期間でありますけれども、既にその誘致を求める署名運動がざっと1,500の署名が集約をされ、さらに広範囲にわたってその署名運動が今展開されつつあるわけでありますけれども、今日の時点でこの誘致の見通しについてお答えをいただきたいと思います。

それから南平の駅から豊田の駅に通じるつり橋の架橋計画でありますけれども、今日の時点でどの程度その構想と計画が進捗しているのか、この点についても伺っておきたいと思います。

5点目といたしましては、既に61年度の市の予算に計上されておりますけれども、南平の丘陵自然公園計画、これがどういう内容のものになるのか、この時点でははっきりした答弁は期待できないかと思っておりますけれども、おおよその構想がわかりましたら、この時点で伺っておきたいと思います。

以上5点についてまず質問をいたします。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 生活環境部長1点目の御質問についてお答え申し上げます。

御質問の中にありましたように小売業者への圧迫、交通の混乱こうした影響は避けられないものであらうと私どもも理解をしておるところでございます。

大規模店の進出につきましては、いわゆる大店法の法律によりまして、その届け出が義務づけられております。設置者から届け出を受けますと国が大型店審議会という協議機関にそれを諮問いたします。そして、その会議がさらに地元の商工会の中にございます商業活動調整協議会、この会議に再諮問をいたしまして、そこの答申を待っていろいろな条件につきまして調整

をする、こういう形をとるわけでございますけれども、現在ダイクマの手続きは、まだ届け出までも至っておらないわけでございます。3年間を経過しておりますけれども、国への届け出がまだなされていない段階でございます。国の届け出をされる前に都を経由して国に届け出をするわけですが、都の方は内部的な指導の要綱といたしまして、届け出を受ける前に大方の商店会の了解を得なければ届け出を受けることはしない、こういうような意向を表明しているわけでございます。私ども市の立場といたしましては、仮にこの届け出が受けられますと大型店審議会から地元商工会の中に設置されております商調協に再審問されるわけですが、その商調協の中の特別委員として助役の職にある者が出席をいたします。この場所でもって市の態度を明らかに表明していかなければならない、このように考えておりますけれども、当面この周知されたかどうかということにつきまして、おくれらせながら61年度予算案の中にダイクマ進出における地元商店街の影響、これを調査するべく調査費を計上してございます。

○副議長（中山基昭君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 建設部長、第2点目の多摩動物公園の裏門の開設についての御質問でございますが、これにつきましては、既に文書を携えまして動物園長並びに関係課長と私の方で会いまして文書で申し出をしてございます。その際に今までも裏門はあったわけでございますけれども、開設当時は1年間に1万5,000人ぐらい裏門を使っていた。ですけれども五、六年経過いたしますと500人に減ってしまった。そういう状態が数年続いたということで裏門を閉鎖してしまっただけでございます。こういう経過が述べられているわけでございます。まあ、45年に閉鎖をしたわけでございますけれども、45年以来今年まで非常に自動車で動物園へ来る人が多いわけでございます。その辺の状態が一変しているということも説明の中に加えて、この裏門についてはぜひ開設していただきたいんだと、こういうことで動物園に来る方につきましては公共輸送機関をつかって徒歩で動物園へ来ていただいて、徒歩で帰っていただくと、こういうことを強く力説していたわけでございます。市の方の受け入れといたしましては、裏門に通じます市道七曲り1号線という市道がございます。これにつきまして、今年度予算を取りまして裏門に通じます七曲り1号線の道路を整備していくと、こういうことで既定事実をつくりまして、なお一層裏門の開設につきましては働きかけをしていきたい。かように考えている次第でございます。

それから4点目の南平、豊田駅を結ぶ浅川のつり橋の件でございますけれども、これにつき

ましては浅川利用計画の中にも組み込まれている問題でございます。私の方でも建設省の京浜工事事務所につきまして数回折衝をしてございます。11月には浅川利用計画の打ち合わせを日野市役所でやっております。これは八王子市も参加したなかでございますけれども、いろいろその中でも日野の浅川利用計画こういうふうにしたんだということで説明をしてございます。特にこれは浅川の京浜工事の担当者の話ですと、一応浅川というのは全国でも有数の急流河川ということで慎重な態度があるわけでございますけれども、主にその問題になりましたのは治水計画の件でございます。その辺につきまして打ち合わせをしたわけでございます。これにつきましては区画整理、各八王子なり日野市なりの区画整理とか公共施設をどういうふうにしていくんだと、いうふうないろいろの情報を交換したというような形でございます。その際も既に強く私の方では浅川利用計画の実現についてお願いを申し上げたところでございます。

なお、3月の7日でございますけれども、二番橋の調査、設計費が予算化の案が具体的にまとりましたので京浜事務所に行きまして、こういうことで二番橋については、ぜひ設置していただくように河川管理者の了解を求めに行ったわけでございますけれども、その際に、またいろいろと資料等も後日出してくれというような形で今話が終っております。その際にも豊田駅と南平駅を結ぶ橋につきましても話題として出しておるわけでございます。これにつきましても今後歩道橋の計画が生かれますように積極的に対応していきたい、かように考えているところでございます。

それから霞堤につきましては、たしか市内に数カ所霞堤があるわけでございますけれども、南平の霞堤につきましては61年度本年度事業で調査、設計をしまして、面的に架橋の整備を図っていきたい、かように考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えをいたします。

3点目の南平地域への病院の誘致の件でございます。この件につきましては、南平二丁目でございますけれども、調整区域内に約1万平方メートルぐらいの土地がございまして、府中市にございます慈敬会医王病院が過去に進出しようとしていたわけでございます。建築許可を取りまして昨年の1月ごろでございますけれども諸般の事情がございまして進出を中止したというところでございます。

市はこの土地に替わる病院の建設をということで、誘致と言いますが進出に努力をしてきたところでございます。現時点では市内在住の慈恵医大にお勤めの先生でございますけれども、ここに病院を作りたいということで今市と協議を進めております。当初スタートの段階から病院を考えていたわけでございますけれども、現在のところは打ち合わせの段階ではいろいろな問題がございまして、将来は病院規模にするわけでございますけれども当面は、これは3年ぐらいでございますけれども、診療所の形でスタートしたい、ということで細かい事務の詰めをしている、という段階でございます。

それから最後の5番目の南平の丘陵自然公園の計画でございます。これは所管は都市整備部でございますけれども、ちょっと私の方からかわりまして計画の概要につきまして御説明申し上げます。

これは南平高校が一部用地を使いまして、その残りがまだ市の土地開発公社が約1万7,000平方メートルでございますけれども所有をしてございます。市の考え方といたしましては、緑のマスタープラン等でも緑地の総合公園のような位置づけもしてございますので1万7,000平方メートルに加えまして、買い増しをいたしまして約4万平方メートル、4ヘクタールでございます。自然公園をつくるべく今準備をしている、という段階でございます。この緑地の整備の基本的な考え方でございますけれども、メインテーマといたしましては、人と森との調和ということで基本設計を進めているということでございます。

この公園につきましては、ハイキングコースの問題それから今御質問ございました動物園の裏門の問題もかかわるわけでございます。この辺の2点を含めまして、今後検討を進めていくということになります。

今後のスケジュールでございますけれども、当初予算にも計上してございますけれども、基本計画を昭和61年度で立てると、62年度につきましては実施設計及び都市計画決定を行う予定でございます。用地取得につきましては、62年ないし63年にかけて取得をいたしたい、整備等につきましては、昭和64年にするということが一応計画を立てている次第でございます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 再質問をいたします。1点目の答弁ですが、ダイクマの進出

について周知されたかどうかを掌握するために調査費を計上したと、こういう答弁がありました。商調協というのは進出を前提に売り場面積だとかあるいは営業時間などですね、その調整を図る、というに過ぎないと思うんですね、したがって、その申請の前段として、ダイクマの進出が周知徹底されたかどうか、その判断によって条件が整う、そのための調査費の計上ということになりますと促進の立場じゃないですか。どうでしょう。私は59年の12月にも、この問題がいかに単に南平の商店だけでなく、全市の日野市の商業にとって深刻な影響を与える問題だと、だから成り行きまかせでなくて行政として責任持ってこの問題には対処すべきではないかということを強調してまいりました。今の答弁ですと私は全く何を考えているのだろうか、こう言いたいですね。

そこで質問いたしますけれども、地元商店の営業と暮らしを守る、という立場から大規模な商店の進出、あるいは中型店舗も含めて適正に規制をしていく、このことはどうしても必要であります。したがって条例化ないしは要項によってきちっとした行政指導をやっていく、対応していく、このことが長年課題として提起をされているわけでありましてけれども、この点についてどこまで検討がされ、どういう結論になっているのか、この点まず伺いたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 生活環境部長お答えいたします。

先ほどの私の答弁は周知されたかどうかを調査するものではございません。61年度おくらばせながら南平地域の商業活動、仮に大型店が出店されるとなると、どのような影響があるかどうかの調査でございまして、決して周知されたかどうかを見るための調査ではありません。

それから、市独自の調整機能を持つべきではないかという御質問に対しては、今議会で通していただきました小企規事業者育成条例、あの中でその他商業活動に有効な施策とございますけれども、その中に含めて考えてみたい、こういう方針を持っております。しかし、国の法律以上に強力な条例というものはなかなか難しいこととございまして、国の大店法がいわゆる原則届け出の方式をとっている以上、それ以上の調整権限・権能を持つ条例等の制定については大変難しいと、こう言わざるを得ません。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 今の答弁で今度の議会で提出をされております小規模事業者育成条例だったのでしょうか、それで、この大型店の進出に対応する、ということですが具体的

には条文のどの部分でそういう対応ができるのか、ちょっと御説明いただけますか。今手元に私この条文ありませんけれども、そういう理解はととも私はできなかつたんですが。

○副議長（中山基昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 生活環境部長。今、私もその条文を手元に置いてございませんけれども、小規模事業者を育成する有効な施策という文言がたしか入っていたように私思いますので、それを使っての検討でございます。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） そういう御答弁ですと再度私は質問いたします。

私はこの大型店舗あるいは中型店舗も含めまして、過去に54年の9月14日に大型店舗進出から地元商店の営業を守る対策について質問をしてきております。さらに59年の12月議会で大型店舗規制要綱の制定について質問をいたしました。深刻な事態に対して行政側として成り行き任せじゃなくて、積極的にこれに対応して小売商店の営業と暮らしを守るそういう施策をぜひとも実施していくべきだ、とこういう立場で問題提起をしてきております。既に足かけ7年経過をいたしました。前回の59年12月の私の質問に対して、市側はどのような答弁をしていたのか、一、二紹介をして再質問にしたいと思いますが、こういうふうに答弁しております。都市整備部長、指導要綱の中で行政指導を行うということも当面の一つの方法かと思えます。また、一部要綱の改正も行いまして、一定の面積を持つ商店等の規制を行う方法もあるかと思えます。そしてさらに現在開発要綱を持っております。その要綱の一部を改正いたしまして大型店舗等がこの要綱に適用してくるような形で改正をしていく必要がある、という形でその点については、もう、既に検討してございます、ということで59年の12月の時点で既に具体的な要綱の改正について検討済みだということを答弁しているわけです。この経過からすると、今のような答弁はちょっと極めて消極的と言おうか、このときの約束が全くほごにされていると、そうとしか言いようがないと私は思うんですが、その点いかがでしょうか。部長でも市長でも結構です。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今日の日野市内の商店業者の方々の営業状態を守るということは、これも一つの大切な行政の仕事の一つだと思います。今開発指導要綱の側の、つまり都市整備的観点からの可能な指導はいたします、ということを行っているわけでありまして、そ

のことに矛盾はない、とこのように思います。それと生活環境部長、つまり産業経済行政を行う側とは多少立場が違ふと思いますので、それらの調整を十分図ってまいらなければなりません。ダイクマストアーという相当規模の大きい店が南平に進出をして来たい計画がある。このことは私はむしろ議会に請願された、つまり推進側とそれから反対側のこの請願を議会では2年間にわたって大変御苦労された、このように受け取っております。結論は両方とも不採択という結論であったと承知しております。その後は行政の出番だというふうに受けとめておるわけでありまして、つまり議会で2年間も審議をいただき、しかもどちらも不採択になったと、非常に苦しい結論であったというふうに思うわけであります。まさに日野市としては迷惑な事件ではなからうかと、このように思っております。加えて交通渋滞の心配もございまして、日野市内に関係する小さなお店に相当影響を与えるのは常識的にもわかりますので、まず市内に営業しておられる人たちの方をきちんと守らなければならない、これが先だと、こう思っております。今どのように進行するかを見守りながら、そのような立場でなるべく日野市が大きく荒らされないような形で守っていきたい。このような考え方で取り組もうといたしておるところでございます。つまり、そのために消費いわゆる商業活動あるいは消費の立場からも調査をして、一定の影響を評価して、そして判断すべきだとあるいは市民にもお答えできる根拠をつくろうというのが今年度予算計上している商業調査でございます。これをやっぱりきちんとやることから態度が定まる、このように考えておるところでございます。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） さらに質問をいたします。これは過去2回質問の積み重ねがあるわけですが、さらにそれを積み重ねる意味で質問いたしますが、私は前回こういう提起をいたしました。単に商業の振興対策こういうことだけでは不十分ではないかと、地域の住環境をどう守り発展させていくか、さらには南平の町づくりをどう進めていくか、こういう総合的な取り組みがどうしても行政側としては必要だということで、商店の活性化、地域の商業の振興、住環境を守る課題、さらには将来の町づくりの問題、それを総合的に検討進めていく必要があるのではないかという質問に対しまして、きょうは助役はいませんが助役はこういう答弁をしております。御指摘のとおりでございます。早急に内部に検討委員会をつくりまして、それに対応していきたい。いろいろ言ってますけれども、一口に言ってこういうことあります。つまり商業振興と地域の住環境の問題、将来の町づくりの問題を総合的に検討してい

くために内部に検討委員会を設置します。こういう御答弁をいただいているわけですが、その後どういう取り組みがされているのか伺っておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これまでの行政の取り組みが少し緩慢ではないか、ということだと思いますが、今度はより明確な態度を打ち出すために一定の判断を持ちたい、その調査をしたいというのが今回の商業調査であります。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） それではダイクマ進出に対しての行政側の具体的な取り組みについては、ただいまの市長の答弁に大いに期待をいたしまして、今度も取り組みの前進に積極的な取り組みを強く要望してこの点についての質問を終わりたいと思います。

それで再質問の1点ですが、最初の質問の3点目、南平への病院の誘致について先ほど御答弁がありました。さしあたり診療所でスタートをするということですが、そのスタートがいつごろになるのかこの点をちょっと伺っておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長、お答えをいたします。

南部地域の南平二丁目の診療所のスタートでございますけれども、先ほど申し上げましたように、この場所は調整区域で、さらに第一種住居専用地域でございます。将来病院をつくるということになりますと、あらかじめ都知事の許可を取りまして建設をする、ということになるわけでございます。それらの手続き、それから施設の設計その他協議を含めますと事務手続きに大体6年ぐらい、年内ぐらいは要してしまうのではないかと、で、確認がおりまして、施設の建築に移るわけでございます。これも10カ月ないし12カ月、1年ぐらいはかかるのではないかと、いうふうに考えております。そうしますと、まだ2年ぐらいはかかるのではないかと、いうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） これをもって9の2、南平地域のまちづくりについての質問を終わります。

続きまして9の3、河川グランド・ゲートボール場へのトイレの設置についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 河川グラウンド・ゲートボール場へのトイレの設置について質問いたします。これは既に事務当局の方に、それぞれ要望が寄せられている問題でありますので逐一場所その他について指摘をしなくともおわかりと思いますけれども、一つだけ例挙げますと都営新井団地の堤防沿いに河川グラウンドがあります。前々からここにトイレを設置してほしいという要望が寄せられております。ゲートボール場もしかりであります。いろいろ管理その他主管課としては積極的に取り組みにくい問題もあるかと思っておりますけれども、こういう要望に積極的に応えていく必要があるのではないかと考えております。この点について今後の取り組み、見通しについて伺いたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えをいたします。

今御指摘のごございました新井都営住宅の北側の河川敷につきましては、付近の住民の方が自由使用という形で整備をし、使っている施設でございます。河川法によりますと、占用許可の条項がございまして、洪水時に撤去できるものであれば占用許可が得られるようになっております。したがってトイレであるとか水道、水飲み場であるとか、こういったものについては河川の管理上支障のない範囲内で認められるというものでございます。

今、具体的にその新井の河川敷につきましては、今申し上げましたように自由使用の形でございます。これを占用許可を取りましてグラウンドとトイレの占用許可を取るわけでございますので、そうした場合に今の自由使用の形と変わってくるわけでございます。要するに許可を得るような形になるということで、その辺の問題がやはりあるんじゃないか、というふうに考えます。

それから一つトイレのことになりますと、管理上の維持管理の問題、それから特に防犯上の問題が管理上頭の痛いところでございます。その辺を踏まえまして地域の住民の方と相談をいたしまして今後の対処の仕方は考えていきたい、というふうに原則的に考えています。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 福祉部長でございます。ゲートボールコートに対するトイレの設置につきましては、私どもとしてはできるだけ努力をしているところでございます。これにつきましては、市として設置しているゲートボール場、これについては、御老人の事情も

ございますので設置することを努力してやっているということで御理解願いたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 河川敷のグラウンド、特に新井団地の件について質問をいたします。

今御答弁にありましたように自由使用のグラウンドということから、さらに設置については困難な条件にあるという点には私も理解をしております。それから管理も難しいということも理解しているつもりです。そこで私は河川敷に限定することはないんじゃないかと思います。小段の部分あるいは都営住宅団地の敷地も含めて設置場所についてはいろいろ検討の余地があるんじゃないか。それから、あの団地は浄化槽による水洗トイレも利用されておりますから、あの浄化槽の利用ということも考えれば、水洗トイレということも条件として可能だろうと思います。これはひとつ東京都の住宅局とその点について具体的な折衝すればなんとか実現に向けての打開ができるのではないかと私は思っている。その点についてどうでしょうかね、お答えいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えいたします。

河川敷でなくて、都営住宅の敷地内に公衆用のトイレという御提案でございますけれども、既に私の方から都の住宅局の方に敷地内にトイレの設置の要望をしております。これは住宅局の本省ではございませんで、まだ出先の段階でございますけれども、その敷地内につくる目的が河川敷利用のためのトイレということであると、なかなか難しいと。中に公園とかそういう場があるわけでございますので、わざわざ子供が家に帰らなくてそこで用が足せるような、そういうことでも理屈が立つのではないかと、というようなやりとりをしたわけですが、それぞれ人がそこを使う分については家が近いわけでございますので、そういう理屈は成り立たない、というような回答でございます。要望の趣旨は十分わかりますので、今後さらに都と交渉をしたい、とこういうふうを考えております。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） それじゃあ最後要望してこの質問終わりたいと思いますが、河川敷へのトイレの設置は多摩川を下って来ますと御存じだと思いますが、多摩でも府中、その下流もあるかと思いますが、かなり河川敷の各種グラウンドと言いますか、トイレが設置をさ

れております。ですから、そういう点では全く設置の条件がないということじゃないと思います。その気になれば私はできると思っています。そして、そういう要望をしている当事者もそのことをかなり強く言います。ほかの市でできて、なんで日野でできないんだということを盛んに言うわけです。その点ではひとつぜひ取り組みを強めて実現していただきたいと思います。

それからゲートボール場、市の設置したゲートボール場のトイレの設置ですが、努力中ということですが、ぜひ実際にゲートボール場を利用している年寄がトイレどうしているかということも、ちょっと考えていただければわかると思うんです。ぜひ実態を把握した中で実現に向けて取り組みを強めていただきたい、ということ強く要望してこの質問を終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって9の3、河川グラウンド・ゲートボール場へのトイレの設置に関する質問を終わります。

続きます。9の4、平山苑、南平台への地区センター設置についての通告質問者米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 平山苑、南平台への地区センター設置について質問をいたします。

全市的に見て地区センターの設置が強く求められている地域はここだけではもちろんありません。まだまだ適正配置ということではいけば全市的に見て相当数計画を立てて取り組まなければならない地域も数多くあると理解をいたしております。ここで表題に挙げました平山苑、南平台、逐一説明するまでもなく長い間の懸案事項になっております。例えば私の住む南平都営では260戸足らずの団地でありますけれども、集会所は2カ所設置をされております。これは要求して2カ所目が1年前にできたわけですが、都営団地などの集会所の利用状況などを見ますと、この平山苑、南平台の地区センター設置の要求というのは非常に切実だというふうには私は思います。そういう点でそれぞれ困難な条件もあるようですが、その設置に向けての取り組みの現状、見直しなどについて、この機会に伺っておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 生活環境部長お答えいたします。

平山苑地区センターの建設につきましては、御質問の中にごさいましたように非常に地元の要望が強いものがございます。これを受けまして私どもは、地区センターの敷地につきましては、従来の借り上げ方式から買収してでも建てたい、こういう方針に変更いたしまして昨年か

ら努力をしているところでございます。既に昨年度におきましては民地の3カ所につきまして交渉いたしましたけれども残念ながらいずれもその話がまとまりませんでした。昨年末から今年初めにかけては、今度は少し方向を変えまして都市計画課に協力をお願いし、都市計画課が窓口になって平山苑周辺の土地、かっような土地の物色に当たっております。相手があることでございますので非常に見通しが明るいとか暗いとか、今そういうことは申し上げられないわけでございますけれども、都市計画課の交渉に待っているこれが実情でございます。

それから南平台につきましては、周辺の地区センター、具体的に名前を申し上げますとみなみヶ丘地区センターという所が半径300メートルの範囲にほぼカバーしてございます。で、南平台住宅の方はこのみなみヶ丘の地区センターの方を現在お使いになっていらっしゃる。そしてその使用の頻度につきましては、地元のみなみヶ丘周辺の方たちよりもずっと多くて年間85%ぐらい使っていると、というようなことも私どもは把握してございます。平山苑同様にやはり南平台にも1カ所必要だな、こう考えているわけですが、当面はこの300メートルの範囲にカバーされておりますみなみヶ丘地区センターを御使用いただきたい、このように考えております。

- 副議長（中山基昭君） 米沢照男君。
- 30番（米沢照男君） これについて市長の方から答弁がありましたらお願いいたします。
- 市長（森田喜美男君） 平山苑といい、南平台といい比較的早い時期にできた団地なものですから、道路あるいは環境整備不十分なものがあるわけでございます。したがって住んでおられる方の立場に立ってなるべく、少くとも集会場ぐらいはつくって差し上げたい、このように考えております。いずれも用地がかかわりあるものですから、この用地のことを解決を図って実現をするためのこれから積極的な努力をやりたい、このように考えております。
- 副議長（中山基昭君） 米沢照男君。
- 30番（米沢照男君） 積極的にひとつ取り組んで地域の要望に応じていただきたいということを最後につけ加えてこの質問を終わります。
- 副議長（中山基昭君） これをもって9の4、平山苑、南平台への地区センター設置についてに関する質問を終わります。

お語りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前 1 時 3 0 分休憩

午後 1 時 1 2 分再開

○副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問 10 の 1、かけ声だけの、革新・森田市長の行政改革についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔 2 4 番議員登壇 〕

○ 2 4 番（古賀俊昭君） 一般質問を行います。

お役所仕事という言葉がありますが、今回出されました日野市の行政調査会の中間答申が出るまでの市側の対応と言いますか、去る過去の 1 2 月議会また前年の 9 月議会から含めて、これほどこの言葉を如実に示しているものはなかったのではないかと思います。当初行財政調査会の中間答申は、昭和 6 1 年度予算に一部反映をさしていくということで、中間答申は当初 1 0 月末を当初は予定していたわけでありました。その後、行財政調査会の検討が進むにつれて、これが 1 1 月いっぱい以後退をし、そして 1 2 月の定例議会では今議会中にはなんとか、という答弁もあったのですが、ついに年を越してしまいました。そして市長は第 4 回 6 0 年の定例会、つまり 1 2 月議会であります。私が遅くとも 1 月中には中間答申は大丈夫でしょうね、出ますでしょうね、という確認をいたしましたら、そのようにお考えをいただいて結構ですという答弁がきたわけでありました。ところが 1 月どころか 2 月の末になって 2 7 日にやっとこの中間答申は私どもの目の前に姿をあらわしたわけでありました。行革を進めるという市民の声が高まっている中で、この行政改革の方向を示す処方せんを得るための行財政調査会の運営からして、こうした何をもたもたしているのだろうという感情を市民に与えてしまっているわけでありました。私は委員の皆さんは大方一生懸命その職務を遂行するために努力をされたということは、否定いたしません。しかし、これを 9 月議会でも 1 2 月議会でも昨年指摘をいたしました、委員の選任に問題があったということをやはりこの場でも指摘をせざるを得ないわけでありました。1 0 人の委員のうち労働関係ということで三多摩地区労働組合の副議長も入っております。

た。日野地区労働組合の議長も入っておりました。これは私は再三問題にいたしました、市の職員組合の副委員長も加わるということでこの労働関係の代表3名は、いずれも行政改革に反対、つまり市長の言っておられる市民に向けての行革ということすらも、場合によっては否定をする人たちではなかろうかと思うわけであります。また学識経験者として、この行財政調査会の委員に就任をしました4人のいわゆる大学の先生方ではありますが、はっきり、例えば社会党を支持する、共産党を支持するという立場をいろいろな機会に明らかにしている方が3名まで含まれている。つまり4人のうち3人までは明らかに今、国、地方を挙げて進めている行政改革に反対の立場の人たちでありました。ほかの経済及び市民関係の代表として3名いらっしゃいますが、この方々も市民代表の方、確かに市民代表でございますが、これだけの周りを行革反対の人たちに囲まれて、果たしてどこまで堂々たる主張が堂々とこの中間答申に主張が盛り込めたか、大変苦勞があったのではないかと思うわけであります。つまり、こういったことが原因をして市長すらも12月議会には1月中には出しますと私に答えておきながら、議会で答弁をしていたにもかかわらず、2月の末になってやっと出たわけであります。しかも、新聞の表現を借りれば、腰砕けだと、腰砕けの内容で抽象論で内容もない、という中央紙の報道もありました。その内容は先ほど一般質問でも読み上げられましたので省略いたしますが、私どもが最も注目をいたしておりましたものの一つ、職員給与の見直しについては、抜本的に改めるべきであるという意見があったという記述にとどまっております。つまり審議経過を書いただけ、こうすべきであるという答申は、この中間答申の中には給与制度を見る限りどこにもあらわれていないわけであります。職員の皆さんの間でも大変不評をかい、そして職員の勤務意欲をそぐ元凶と言われております給与制度について抜本的な改革を進めるべきである、という記述ができなかったところに、この答申をまとめた委員の方の苦悩を読み取ることができるのでありますが、反対をしている人たちにとれば、してやったりだと思います。そこで市長にこれからお聞きをしていくわけでありますが、私は今の市長の、先ほどの答弁も含めてですが、市民のこれだけの声が高まっているにもかかわらず行政改革の努力が全く見られない。それはこの行財政調査会の報告を、中間答申を見ればまず明らかではないかということで申し上げたわけですが、あと質問いたしますことにはできるだけ明確に御答弁いただきたいと思います。

今、行政改革のあるべき方向を示す中間答申の内容に触れたわけでありますが、そのほかにも幾つか目下の急務であるこの行革に不熱心な市長の姿勢を示すものが幾つかございます。予

算の特別委員会の委員長報告に対する質疑等もございませんでした。できませんでしたのでここで私の一般質問と絡みますので指摘をまずしておきたいと思いますが、まずその一つは、日野市の昭和60年度の要望であります起債の額が今回削減をされたということがございます。北川原公園の用地確保に関する起債が2億2,400万円要望されておりましたが、8,000万円減額されてわずか1億4,400万円しか今回許可になっておりません。こういったことも市長の職務怠慢を示す一つの具体的な証拠ではないかと思えます。また、いわゆる特交と呼んでおりますが、特別交付税昭和60年度の交付額も日野市は減額11%ということで26市の中では最も減額率が高いペナルティを重ねているわけであります。これも昨年12月議会で可決をされました昭和60年のベア、国並みの5.74で可決をされました。国よりも1カ月早い実施時期も6月ということで、このことも特交の減額の原因の一つになっているのではないかと思います。また、期末勤勉手当においても三多摩26市の他市の支給率から見ますと、月数から見ますと、わずかに日野市はこれまたオーバーをして、いわゆる給与と退職金についての取り組み、こういった第二次指導団体にも指定されているにもかかわらず取り組みがあまいということで、これまた特別交付税も減額をされております。特別交付税はことし減額されただけではございません。額は確かに大したことはないわけでありますが、ことし11%の減額前年度に比べまして307万3,000円少なくなっております。昭和58年度から昭和60年度まで3年間連続して、この給与条項を理由に制裁を受けてきております。このことについてはやはりただ金額が少ないということだけでなく、制裁を受ける、こういった事態を招いている市の行革姿勢この態度というものに自治省並びに東京都も含めて不信をかうような原因を日野市みずからが放置をしつづけている、そういうことが言えると思えますので、この意味合いもただ金額だけではなく、大変重要な意味を持つのではないかと考えております。

では具体的に質問をいたしてまいります。この行財政調査会の中間答申先ほども市長考え方述べられましたが、市の機構組織そして制度の中で市長及び市当局がチェックすべきだと考えていたポイントというものがほとんど網羅されていると考えてよいのかどうか、市長はどのようにお考えになっているのかどうかもう一度お尋ねをいたします。

2番目にまもなく最終答申が本答申と言うのでしょうか、出されると思いますが、この最終答申をもとに日野市の行政改革大綱が策定されるわけであります。つまり次の課題となります。行財政調査会の最終答申を受けて行財政対策本部、市長を長とする対策本部で推進本部です。本

部で大綱を策定するわけでありますが、この策定に当たって行財政調査会の最終答申を尊重した内容にしていきたいというふうにお考えなのか、その点をお尋ねし同時にその時期はいつごろ考えておられるか、お尋ねをいたします。

次に退職手当であります。これも今議会で条例が可決され昭和60年度の定年退職者の支給月数が決まり、その他上級法律の改正に伴って幾点かの退職手当条例が改正されましたが、私はこの質問ではいわゆる定年勸奨長期勤続の支給の月数、これが今回0.5カ月は正計画、市長流に言えば改定計画これから後退をしているわけであります。昭和60年度の定年退職者の数と人数ですね、数を退職手当の最高支給額は幾らになっているか、合わせて勤務年数、これを教えていただきたいと思います。職名も同時に御回答お願いをいたします。これが3番目の質問でございます。

次に給与制度の見直しについてお尋ねをいたします。給与の是正であります。御承知のように給与の是正については、いわゆるラスパイレス指数の是正ということで、給与水準の見直しと給与体系制度の見直しの二つがあるわけですが、先月自治省がまとめました地方公務員給与の実態調査、昭和60年4月1日現在で明らかにされておりますが、これで全国的な流れを見ますと、地方公務員一般行政職のラスパイレス指数は105で、是正のテンポは前年度比下げ幅は0.6ポイントとなっております。昭和53年以降最高の減少率となっているわけあります。全国的に見ますと確かに水準につきましては是正が進んでいる印象を与えるわけあります。公表を避けるためつまり高給与また高過ぎる退職金の制度、こういった給与退職金の年度の是正指導を受けている、ということで自治体にとっては大変名前を公表されるのは不名誉なことでありますので、この公表を避けるために一時しのぎの対応も自治体によっては見受けられるようであります。また、日野市が採用しております通し号俸などの違法な給与体系などはそのまま放置され、根本的な改革は依然怠ったままというのが大方の現状であるようあります。

そこで日野市の実態についてお尋ねをいたします。昭和61年度の是正計画にもありますが、具体的に給与体系の是正に踏み込むつもりが昭和61年度あるのかどうか、つまりことし通し号俸制を廃止するのかどうか、この点をお尋ねをいたします。そして、日野市のラスパイレス指数、昭和60年4月1日現在の実態調査が明らかになったということ今申し上げましたが、日野市ではこのポイントは幾つになっているか確認をしたいと思います。

次に定員管理の適正化についてお尋ねをいたします。地方行革大綱では定員の縮減を図るために、つまり減らすためにその手法の一つとしてOA化等の事務改革の推進を挙げております。御承知のように日野市では昨年11月から住民答録事務の電算化をスタートさせております。つまり、この面では行政事務の効率化を進めているわけでありまして、今後も高度情報化社会に即応いたしましてOA機器を積極的に活用し、聞くところによりますと、次は税関係の証明書等も電算化されるということでありまして、このようにコンピューターの活用により事務能率化が図られていくと職員の配置も当然再検討されなければならないと思います。日野市では今後職員の定数の増員ということは、私はこのように電算化が進められているわけでありまして間違っても必要性が出てくることはないと考えておりますが、市当局の定員管理についての今後の見解をお尋ねをいたします。

次に職員の皆さんの夏期休暇いわゆる有給夏休みについてお尋ねをいたします。これも毎年お尋ねをいたしておりますが、議会の答弁とは裏腹に昨年も一昨年同様9.5日でありました。東京都並みに私はせめて近づけていくべきではなからうかと思っておりますが、ことしのやみ夏休みとも呼ばれております有給夏休みについて市はどのようなお考えをお持ちか、できれば日数等についても答えが可能ならばお願いをしたいと思います。

次に、是正計画、市長は改定計画とおっしゃっておりますが、この是正計画の内容については昨年の12月議会私が一般質問の中で内容をお聞きしたわけでありまして、東京都自治省に提出された是正計画の内容そのものを見ることはできないわけでありまして、しかしながら高過ぎる退職金や今までの給与制度についての批判は市長選挙のときでも市長は身にしみてお感じになったことだと思いますが、大変市民の関心は高いわけでありまして、どのように具体的には是正計画を日野市が持っているのかどうか。私は市民に公表をすべきであると思います。何ゆえ公表をいまだになされないのかその点をお尋ねをいたします。もし公表しても構わないということで次の広報にでも掲載していただければ私は大変よいことだと思いますが、そうしたお考えがあるかどうかお尋ねをいたします。

次に、これは私が2年にわたって指摘をし、お聞きをしてきたことで、そう大きな問題ではないわけでありまして、住宅手当の支給についてであります。御承知のようにほかの自治体でも同じだと思いますが、ペアで市役所にお勤めの方がいらっしゃる、つまりおしどり職員と申しますか奥さんもまた旦那さんも市の職員として勤務なさっている職員の方が以前お聞きし

ましたときには約70組ほどいらっしゃるということでありました。昭和59年に私が立川市でもこうした御夫婦で市役所にお勤めになっている職員の方については、住宅手当について若干の差を設けるということが決まったということで、日野市についてもそのようにすべきではないかということ指摘をしお尋ねをしました。今後職員組合にも提示をして実現を図っていききたい、というような内容の答弁があったわけですが、昨年お聞きしましたときも、すっかりわすれてましたということで、これまた大変不謹慎な答弁があったわけでありましたが、ことし昭和61年度の予算を見ても同額が支給されるようであります。果たして、この2年間市は、この住宅手当について、いわゆる世帯主とそれに準ずる職員の区別をつけるために職員組合に具体的に議会答弁どおり提示をなされたことがあるのかどうか、予算編成に当たって検討されたかどうか、職員組合との間で共働きの職員の方の住宅手当について検討されたかどうか、市の行革に対する取り組みを判断する上で大変参考になる事柄だと思いますのでお尋ねをいたします。

以上市長の見解並びに当局のお考えをお願いをいたします。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えをいたします。

前段の御質問につきまして、御答弁申し上げます。まず1番目の中間答申に関する内容でございますけれども、市がかねてから考えていたチェックポイント等が盛り込まれているかどうかということでございます。中間答申につきましては、現状の把握をした上で各委員さんの共通した意見を集約をしたということでございます。項目並びに内容の検討については一部不十分と言いますか詰め切っていない部分もあるわけでございます。本答申に向かって中間答申で答申をいたしました項目をさらに深く掘り下げ、また中間答申でない項目を本答申で答申をする、ということになっているわけでございます。したがって、この内容につきましては中間答申というよりは、本答申の中で内容の評価なり検討すべきだろう、というふうに考えております。

次が2番目の最終答申でございますけれども、議員さんの方からは大綱と言われましたけれども、私ども独自の立場で日野市の行財政改革を進めようということで、この名称が決まっているわけではございませんけれども、日野市行財政改革の推進計画というようなものを策定したいと考えております、これはもちろん行財政調査会の答申を十分に検討いたしまして、内容に反映をさせるということでございます。

それから答申の時期でございますけれども、確かに中間答申はおくれましたけれども、本答申につきましては3月末ということで各委員さんにもお願いし、努力をしていたわけでございます。3月31日現在で九分九厘できております。ワープロで全部打ちまして最終の会議を待つだけになっております。現在最終日の開催の日程調整をしている段階でございます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 総務部長です。それではあと引き続きまして6点につきまして御回答いたします。

最初に退職手当の件でございますが、今御質問のように既に0.5カ月で後退したのではないかと、というようなお話でございます。確かに数字上におきましては85ということで60年度しましたんですが、0.5ということで、この前条例でもお認めいただいたわけでございますが、これら一連の計画の中でやっておりますので、そのときにもたしか古賀議員さんから御指摘があったと思うんですが、64年度と、4カ年でございますので、これらに向かって東京都の35の68カ月という数字につきまして、それに向っての努力を各市それぞれするというので、その間の多少のばらつきは組合との交渉でありますので、あるかと思いますが、私どもも鋭意80という線で一応持ったんですが、組合との交渉の中でどうしても0.5カ月ということで85.5という結末になったわけです。なお、これらについては今後ともさらにこれを詰めていく方向で、努力していきたいと思っております。それに基づきまして退職今年度された方の最高額、あるいは勤務年数あるいは職場ということでございますので、これはこの前も古賀議員さんからやはりありましたんですが、最高と最低をお伝えいたしました、定年退職は8名でございます。そして、この内訳でございますが最高は28年です。それから、これの職名でございますが、係長が3名、それから当直員1名、用務員2名、給食調理員が2名というような職名でございます。

次に4番目の給与体系でございますが、確かに言われるとおり通し号俸制に基づく給与体系……。

最高額の金額でございますが、28年の勤続の方で3,072万4,000円が支払い手当額でございます。

次の給与体系でございますが、御承知のようにラスパイレスということで、これら年々非常

に国からのシビアな行政指導なされておりますが、56年の時点におきましては117.7カ月でありました。それが57年で116.3カ月、そして58年で116.1、そして59年度で115.4、60年度で113.1と現在なっておるわけでございます。それでこのラスパイレスのいろいろの手法ということでもっと御質問もございました。確かにそれはあるかと思いますが、59年から60年にかけて、113となった一番の理由といたしまして、やはり延伸の効果というものが出てきたと思います。6カ月延伸ですね。それから、さらに年々下っている理由といたしましては、御承知のように給与改定、ベースアップこれが行われます。そのときに例えばことしの場合ですが、60年度でございますが、5.74カ月でございますが、数字上は5.74でトータルしておりますが、実際に本俸だけを調べてみますと、国では5.74に対しましては、本俸は4.78であります。それに対しまして日野市の場合5.74であります。全体では本俸そのものは3.82ということで非常に低くベースアップするというようなことでこれらの努力もひとつ今後お願いしていくわけでございますが、常にそうした努力をやってラスの下がりを見ております。

以上のような状況を見ています。

次が定数に基づく増員それから配置、OA化に対します考え方、これはどうなる、というようにございまして。これも行政改革の定数は正などで指導ございまして。その中で今言ったOA機器化あるいは電算化に基づくそうした事務の改善に基づく人の減ということは常に行政改革であろうと、なかろうとやっけていかざるを得ない問題でございまして。しからば、それらの情勢の中で行政改革でも触れられておりますが、民間委託とか、そういう委託事業についての指導もなされております。そこで、この前の特別予算委員会でも御質問があったわけですが、定数増については極力避けていきたいということです。ただし配置転換そうしたものは行っていきたい。その中で単純労務関係については、そういうふうな配置転換そういうものもできますが、現状では事務職におきましては、非常に各施設が今まで何年来ふえてきております外部の、そうした施設に対します増というものが非常に少なかった、ということによって職員過剰時代古賀議員さんからも指摘があったかと思うんですが、昭和57年度だと思っております。そのときに全国的な各市のモデル市町村の統計の数字が出ておりました。そのときに日野市は既に57年度のときにマイナス6という数字でございまして。こうした中で非常に今事務職のしわ寄せというものが非常にあるということだけは御認識願いたいと思っております。また、そ

うした点につきまして内部努力はしながらも絶対値ということもありますので、この点について、また、議会の皆様方の御理解を得る機会もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

次が6番目でございますが、夏休暇の件でございますが、確かに御指摘のとおり日野市では59、60につきましては9.5日で最初は10日でありました。それを折衝しまして0.5でありましたがやっまいりました。その中で東京都あるいは市長会、そうした指導のもとで非常にやられたわけでございますが、東京都におきましては、6日という数字でございます。これに努力していこうということで26市の各市がこれに取り組んでおるわけでございます。今年におきまして、まだこれからの組合との交渉事項ではありますが、なんとか少しでも下げたい、というふうな努力をしていきたいと思っております。

その次の是正計画の公表につきまして、これは是正計画は御存じのように昨年の11月の23日に提出、最後出しております。これは改定計画ということでうちは出したわけでございます。その改定計画の中身の公表でございますが、これにつきましては、各市ともそれぞれ都へ提出する場合においてはまだ一般的には公表ということは差し控えておりますので、それは一応本市もそのような状況であります。ただ、組合の公表レベルにおきましては既に1月の初旬におきまして正式に提起してあります。この改定計画であります。

それからその次の住宅手当の支給でございますが、たしかに現在私の頭では73組だと思っております。それで御指摘の件でございますが、これらにつきましても、ほかの市との状況もありますが、今組合と事務折衝レベルの中でこれを載せていきたいということで多少は議題にはなっておるわけでございます。ということでこれらについて鋭意努力はいたしますが、できるだけそれらに向かって組合と了解点を達していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それでは何点が再質問をいたします。

私どもは税金がどのように使われているか、納税者市民の皆さんにかわって対処するという大切な本来の役割があるわけですので、給与退職金の問題については、これをただ機械的に下げようということではなくてですね、やはり、この日野の地域の同一地域社会に生活しておられる市民の皆さんに納得していただけるような制度に改めていきたい、額にしていきたいとい

うことが趣旨でありますので、これも重ねて表明しておきたいと思います。

まず行財政調査会の本答申ですが、61年度の予算はもう既に成立をしておりますので具体的に予算に反映させるということは、もう中間答申を含めて不可能なんです、本答申はこれも3月いっぱいには本来答申されなければならないわけですが、今最終段階のようですが、私の手元にはまだきておりません。一時が万事こういう調子だと思いますが、最終答申できるだけ尊重していただいて、どういう内容になるかわかりませんが、私ども意としない内容になっていればこれは別ですが、やはりある程度切り込んだものになってくるであろうということは予想がつきます。答申を尊重したものを行政改革大綱として策定をしていただきたいわけですが、先ほど共産党の議員の質問のときにも話が出ておりましたが、むしろ行政改革大綱を策定するなというのが日本共産党の主張であります。それを気づかってか市長は行政改革大綱という名称を使わずに推進計画という名前に何かするようであります。まあ、お互いの妥協の産物かもわかりませんが是正計画を改定計画と呼んだり、行革大綱を推進計画と呼んだり、昔、退却を転進と呼んだことがあります、あまり名称にはこだわらずに素直にやはり市民にわかりやすい名称で行革大綱を策定していただきたいと思いますが、どうしても推進計画という名称にしたいのかどうか、この点は市長のお考えにかかっているわけですので確認をいたします。

次に退職手当であります、ことし0.5カ月後退をしたということでこのことで私が危惧を表明いたしましたら、是正計画万事怠りなくやっていくつもりだ、というお話で心配無用だというお話のようですが、最初から0.5カ月狂うということは3年後になればかなり私は最悪の事態を考えればもっとおくれが出るのではないかという考えが今あるわけですので、この点を指摘したわけですが、退職手当並びに給与の面も含めまして、市長はこの改定計画ですね、森田市長流に呼べば改定計画を自治省や東京都に示したとおりやっていく今お考えには変わりはないかどうか、つまり自治省や東京都をあざむく改定計画であるのかどうか、その点を確認を求めたいと思います。

次に給与制度のことで私が端的に通し号俸制については、ことし廃止をするかどうか、ということをお聞きをいたしました、この点については回答がございませんでした。昨年の12月議会では、初めてこの通し号俸制については、是正計画の中に制度の廃止を盛り込んでいる、という答弁あったわけですが、いつそれではおやりになるのか、それが私どもにはさっぱりわ

からないのであります。この悪名高い森田市長がおつくりになった給与制度通し号俸制度を、ことしは全くいじらないのか、または廃止に向けて作業を進めて撤廃までお考えなのかどうか、その点確認をいたします。

それから日野市のラスパイレース指数の回答がございました。60年の4月1日現在で113.1ということで給与の面で是正を受け取ります団体が112以上でありましたから、今一步のところに来ているということも言えるわけではありますが、しかし、これは非常に私は先行きがあやしいのではないかという気もいたします。と申しますのは日野市は確かに今回ポイントが下がりました。113.1ですから東京都の水準110.9にもかなり近づいているわけです。しかしながら最初に私申し上げましたように、日野市は今回、昨年ベアをです、5.74%ということで国並みにいたしました。しかも実施時期を国よりも1カ月繰り上げて6月にしたわけであり、この条例改正ができましたときに私、財源を聞きましたら、3億2,000万円ということでありました。ベアの財源。ならばもう一つ期末勤勉手当についても、他市よりも0.005カ月オーバーをして昨年はボーナスを昨年度は支払っているわけです。こういうことからいたしますと、逆にラスパイレース指数を上げて113.1からです、逆戻りする可能性も出てきているのではないかと思います。是正計画では今年度は何ポイント下げようになっているか詳しく私わかりませんが、確実に昭和61年度もラス指は果たして下がるのか、場合によっては今申し上げましたように逆行してしまうのではないかという考えを持つわけですが、この点について市側の考えをお聞きいたします。

次に定員管理のことですが、今総務部長は微妙な言い方をされました。私たちは市民の感覚からすれば、コンピューターを入れてどんどん事務能率を上げていく、そして正確な事務処理ができるようにしていくということであれば、当然人員については、ある程度削減、減らしていく方向に行くのではないかと思うはずでございます。ところが非常に総務部長は注意を払って今お話しになったのですが、極力避けていきたいと。また、議会の皆様に、今、おっしゃった言葉をそのまま申し上げると、御理解を得る機会もあるかもわかりません、ということでした。私ども理解を求めるということは削減に反対をするはずは私どもありませんので、何とぞ御理解をと言われる場合には増員のことだと思います。これだけコンピューターを導入して事務効率を上げていかれるわけですから、職員配置の抜本的な見直しを行うことによって、事務量がふえている箇所には、事務量が軽減をされた職場の職員の皆さんを配転をしてもってくる

ということで、そのやりくりで定員をふやすということは避けられるのではないかとことを思っておりますが、市長からこの点についてはっきりしたお答えをお願いをしたいと思いません。

次に有給夏休みについてであります。御承知のように条例にははっきりしたこれは規定は何もないわけです。職免の条例を援用して夏休みが与えられております。東京都が5.5日ですのでできればその日数に着々に近づけていただくのが筋ではなからうかと思えますが森田市長になりましてから従来6日であったものが一挙に3日間ふやされて8日に昭和48年、8日間になっております。そして58年までに10日にこれが膨れ上がり議会の指摘等もあって59年は9.5日、60年も9.5日ということであります。少くともやはり非常にのろい歩みですが、多少なりとも日数については減らしていくべきであろうと私は思います。総務部長、今一般的な御回答があったわけですがこの点についても市長のお考えをもう一度お聞きしたいと思いません。

それから、是正計画は市民には公表する考えはない、ということでありました。私どもに先般情報公開制度の検討内容が配付されました。当然こういう制度ができれば是正計画の内容について市民から請求が出てくることは情報の開始について請求が出ることは容易に想像できるわけです。しかし、別に公表を求められなくても市の給与や退職金の見直しについてはこのように市は今後取り組んでまいります、ということのを他市が云々ということではなくて、情報公開制度を先き取りするような意味からも市長の勇断でオープンにされてもいいのではないかと思いますが、達成に自信がないからみんなに見られるのはいやだということで、どうしても隠しておかれないのかどうか、これも市長の考えをお聞きいたします。

それから住宅手当については、多少議題として職員組合と話をしているということでありました。多少議題となっているわけですので、全くやっておられないということではないんですが、やはり日野市という同じ事業主でありながら、御夫婦双方に同額の住宅手当が出るというのはやっぱりちょっとおかしいという感じはどなたもお持ちになると思うんです。もう、3年目になりますので多少の議題ではなくて、しっかりとした議題として交渉を進めていただきたいと思いません。

以上再質問終わります。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君）　私の答えるべき質問事項につきましてお答えをいたします。

自治体といたしまして、市民の税負担に依存をする財政でありますし、また、市民生活を守るための行政でありますから、絶えずみずからの政治姿勢、そして、組織、給与、行政の展開につきましてその効果はいろいろな形で反省をしておかなければならない、これが言われるところの行政改革である、というふうには私は考えております。自治体の発展経過あるいは日本の国の経済成長等のあり方におきまして、特に都市自治体では、いろいろな急膨張のためのしなければならぬ事情があったと思っておりますし、また、それを時代の変化に応じて行政効果の焦点をはかり知っておかなければならない。こういうことは申すまでもないことであると思っております。

我市の場合も、急成長のその時期の経過、今日の比較的人口急増が鎮静下した、そして新要求がかなり多面的になっておる、つまり意識の変革が進んでまいっております。そういうことにあたりまして、都市基盤の整備を図りながら、一方には文化・スポーツあるいは健康行政、これからのものを段々と広めているという情勢も御承知のとおりであります。

古賀議員からは、いつも国指導の形の内容に沿って日野市の測定をされる、というふうを受けとめておるわけですが、私は自治体の立場で市民に向ってみずからの自己革新をやっていくと、これが新しい姿ではないかと思っておるわけであります。そこで、いろいろと具体的な御質問ありました。考え方について御理解を得ておきたいと思っております。特に職員の職務のことにつきましては、確かに矛盾も発生してきておりますから、改定計画というのをみずから定めて、そして交渉にあて、一定の経過もたどりつつある、ということでもあります。そこで改定計画につきましては、これは極力これを基準として年次的に実施してまいりたいと、これは切なる我々の基本姿勢であります。それからその開示を市民に行ったらどうかということも言われておりますが、これは一定の交渉権を持つ相手があるわけですから、その信頼関係を維持するためにはどうすればいいかということはおのずから出るわけでありまして、市民の方に理解を求める、そういう開示の仕方もあるいは拒否することではないのではないか、というふうには思っております。

それから推進要項、言われております地方行革大綱であります。私どもの場合は内部的に持っております、特に今回の行財政調査会からの答申を受けまして、それに沿った推進要項、項は項目の項でよろしいのではないかと思っておりますが、そのようなものを策定をしていき

たい、こう考えております。

それから御質問の給与の中の給与制度体系の中の通し号俸制につきましては、改定計画の中で61年から63年の間に、その方向を取りつけないと、このように明示をいたしておるところであります。

定数につきましては、これは確かにOA化でありますとか、あるいはその内部の組織の簡素化等の手段もあるわけでありますので、ふやすということはなるべく避けたい、とこう考えを持っておることは事実でありますけれども、部門によりましてはそうもいかない、そういうこともあり得るわけであります。

以上のような御質問につきまして、現在お答えできる範囲でお答えいたしました。

以上です。

- 副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。
- 24番（古賀俊昭君） 夏休みはどうですか。
- 副議長（中山基昭君） 市長。
- 市長（森田喜美男君） 夏休みは、もっと圧縮をしたい。こういう考えであります。
- 副議長（中山基昭君） 総務部長。
- 総務部長（山崎 彰君） それでは一番最後の住宅手当につきまして、今御提言ありましたように3カ年やっていて、まだ多少の議題にしか載ってないので、そういうことでなく、もう少し本腰を入れてやれというようなお言葉でございますので、この意に沿いまして努力していきたいと思っております。
- 副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。
- 24番（古賀俊昭君） 私は住宅手当のことはよかったんですが、一番はっきりしたお答えをいただきたかったのは、職員定数のことと、ラスの逆戻り現象があるのではないか、という点の確認なんです。その点はいかがでしょうか。
- 副議長（中山基昭君） 総務部長。
- 総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。今、市長定数の方御説明申し上げましたが、これらの合理化そうしたものはやっていかななくてはならない、そして、現実には、一つの例を挙げれば固定資産税におきます調査ということで5人ばかり三、四年前に導入いたしました。そしてそれが終わりましたので、ここで去年の11月の異動で2人、あと今度の異動が

何かでまた2人ぐらいということで配置転換を求めていく、というような内部の操作、やりくり努力をしております。そうした中でやはり民間委託とか、そういうものも議題にのぼってきております。そうしたものを踏まえながら、先ほど申し上げました自治省とのモデル化の人数というものを踏まえながらやっていく、まだ私は頭の中に実際の細かいデータを持っておりませんが、今までの事務職につきましては非常に苦しい、そして業務量の多い仕事をさせている、というのが現実でございますので、これらについての先ほど言いました御理解というものがまた得られればということで申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

- 副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。
- 24番（古賀俊昭君） 私のお聞きしたことで一つだけお答えになってないんですが。
- 副議長（中山基昭君） 総務部長。
- 総務部長（山崎 彰君） 失礼しました。一番最後のラスパイレスが逆行するのではないか、ということでございます。

東京都の指導におきましては112ということで、それに向かっての113.1ということで努力してまいりました。そこで先ほどもちょっと申し上げましたんですが、一番のこのラスの下げ方といたしましては、それぞれ各市6カ月延伸、3カ月延伸、こういうものあるにしろ、また、それが実際行われなかったにしろ、一番の各市共通で下げられるものとしましては、先ほど申し上げました給与改定のときでございます。これらによりましてベアが上下する、その中で本俸、結局ラスと言いますのは本俸の国との比較でございます、年齢とそれから学歴とこの比較で国との基準でやっておりますので、この手法がいいか悪いか別にいたしまして、これが長年定着いたしましたラスの比較でございますので、これに基づいてやっていきますと、やはり本俸、本俸が例えば4%国が上げた場合、同じベアでありますから日野市の場合は3%に押さえるということによりまして、2ポイントの差が出ます。これがはね返りまして本俸が下がり、そしてラスが下がってくる、というような形でございますので、こうしたところの努力を今後ともやっていけば、逆行するということは今のところないんじゃないかというふうに思っています。

- 副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。
- 24番（古賀俊昭君） いろいろ市長から答弁がありました。また総務部長からも再質問に対するお答えあったんですが、行革大綱については日野市はまだ、これは名称は、まあ、

何でもいいんですが、できれば行革大綱というものにした方が別にこだわる必要ないと思いますので、素直じゃないかと思いますが、多摩の32市町村では、4市2町が既に行革大綱つくっております。武蔵野、国立、東久留米、秋川、羽村、瑞穂、こういう所は大綱もつくりおえています。また、青梅市や五日市等も、もうすぐ策定が終わる、公表されるというような、もうされたかもわかりませんが、そういうことで着々と進んでおります。日野市も日程示されましたが、また大幅におくれたりすることのないように、今後推進本部でこれを手引き書として具体的に行革に取り組むわけでありますので、一日も早い要綱の策定をお願いをしておきます。

それから退職手当、給与制度、これらはいずれも是正計画に盛り込まれておりますので、市長は、その改定計画と同時にやっていくというお考えですが、既に最初の年からですね、改定計画どおりいかなかったわけですね。ですから、やりますということでも私どもの方からすれば、大分、大ぶろしきを上げておられて効果はさっぱり上がらないと、こういうふう感じとることもできます。ひとつ改定計画、せっかくつくったものですから、私ども議会を通して直接に市民の皆さんにも公表していきたいと思いますが、できるだけ確実な実施をお願いをしておきたいと思っております。

なお、定員についても同様のことが言えるわけですが、だれでもなるべく避けたいと思うのです。そこで、ひとつふんばるかどうかということが、定員管理のときの一番要諦だろうと思うんですね。今までの部門はそのままで、コンピューター入れようとOA化しようと全くそのままがいいということはないと思っておりますので、定員の、できれば適正化に向けて削減を含めて、ひとつ組合とも交渉重ねて実現を図っていただきたい、これもお願いをしておきます。

それから、ラスパイレス指数の逆流現象はないだろうという答えですが、細かい数値をもとに、別に私は計算したわけでもありません。ただ、事務当局でどの程度の試算が行われたのか、また、やっておられるかわかりませんが、一般的に考えて、いわゆる昇給延伸というものが職員の皆さんの反対を押し切って市民会館の起債を何とか得たいと、市長選挙前に市民会館をつくってしまいたいという、市長の切なる願いから、こういう措置がとられた。そして、6カ月の昇給延伸が実施されたわけですね。ところがこれも議会で何度も指摘がございましたが、いずれ補償措置、つまり復元措置をとりますということも組合交渉の中でも市長は言っておられる、これ職員組合の市職ニュースにも書かれて現にございます。こういうことからすれば何度も申し上げておりますように、例えば60年度のベアが国よりも早く実施をして、しかも率につ

いては国と同じ、つまりラスパイレス指数をこれから改定計画に従って下げていこうとすれば、当然それなりのシビアな対応があってしかるべきだと思うんですが、ベアについてそういうことが現に昨年行われたわけです。これが復元措置かなあと私どもは思ったわけです。また、市長選挙直後の夏のボーナスでは、先ほど申しあげましたように0.05カ月、当選祝のような名目で他市よりも、恐らく数千円違うと思いますが、余計に支給される、こういうことからすれば着実に復元措置がとられつつあるなあ、というふうに私は思いました。ですから、これは結果的に是正計画とは逆行する内容になっているわけですから、ラスパイレス指数は60年4月1日現在の数字が113.1ですから、その後とられたこれらの措置を考えますと、むしろ113以上に今後は逆になるんじゃないかと、110以内にもっていかうという市長会の62年の目標の数字があるわけですが、これに近づかないばかりか、逆に離れるんじゃないかなということも単純に考えたんです。計算なされた結果そういうことはありませんという御答弁なのか、もう一度この点確認をいたします。お願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） ラスパイレスの逆流ということでの御質問でございますが、先ほど申しあげましたように、ラスにつきましての比較する数字というのが国の学歴とそれから経験年数と、いうことでやっておりますので、今御質問いただきました6月のボーナスあるいは12月のボーナスとは、これは関係ないということで御認識願いたいと思うんですが。それだけで計算されております。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 私はそういう細かい計算とかそういうのはできませんし、一般的な知識しかありませんので、他市とは足並みを、こういう点で乱れを見ましたものですか、これは結果的にラスを上げるのではないかとということで確認をしました。私の今指摘したことが危惧に終わればよいと思います。

また、改定計画のことについて一つ指摘をしておきますが、改定計画では退職金につきましては、昭和64年度に68カ月という目標があるわけです。ただし、先ほど最高、ことしの支給額の金額が示されました。3,072万4,000円ということでありましたので、着実にやはりこの68カ月を目標に進めていかななくてはならないと思うんですが、ただし国の場合、東京都もそうですが、これには調整手当が入ってないわけです。調整手当を加えますと日野市の場

合には今回、85.5カ月もかなり調整手当を含めると、もっと支給月数が上回ると思うんですね。ですから、68カ月を64年度達成ということでやっていただくことはもちろんですが、私ちょっと先ほど確認するのわすれましたが、調整手当については是正計画の中ではどのような内容になっているかですね、国と東京都と同じように最終的にはなくす内容が是正計画に盛り込まれているかどうか、この点を最後に確認をいたします。

○副議長（中山基昭君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 総務部長です。お答え申し上げます。

確かに現在の退職手当の中には調整手当10%ですね、含まれております。これらにつきましても東京都それから全国的な削減の中で調整手当を削減していくということで、やはりことしの1月に組合の方に提示しました中にもそれを載せて交渉の場に臨んでいるということです。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 市長がみずからお決めになって提出をした改定計画。いわゆる是正計画でありますので、その目標が必ず達成されるように具体的に一つ一つ細かい事項については、また、その年度を追って絶えずチェックをしていきたいと思いますが、また指摘もしていきたいと思いますがこの目標については寸分たがわぬように、やはり決めたものですから守っていただきたい、このように思うわけです。今、市長先ほど改定計画の公表については、相手もあることだから公表しづらい、というようなこともおっしゃったんです。職員組合の方に非常に気をつけて相手の了解も得なければ見せることはできませんよ、という考えだろうと思います。しかし、人件費というのは、ことしの予算案見えますと71億6,000万。大体普通建設事業と同じくらいの額が支払われているわけですね。22.6%歳出のうち占める大変大きな金額が人件費に扱われております。こういった膨大な多額の金額を使って支払っていく人件費というものはやはり絶えず厳しく見ていくということは、私ども議会ももちろんやっているつもりであります。やはり市民の皆さんにも取り組みの内容をオープンにしていく、こういった考えがあっても私はいいと思います。いずれにいたしましても、また、情報公開制度のようなものができれば、当然こういうものは市民の皆さんから要求があるかと思いますが、やはり市の広報等通してお知らせをしていく、こうした情報を市民の皆さんに提示していく、こうした取り組みを私は本来であれば指摘をされなくともですね、していただくのが筋であろうかと思っております。

名称の問題いろいろと細かいことも申し上げましたが、市民の感情というものがやはり一番もとであるかと思えます。革新政党なかんづく共産党の意に沿うような姿勢が、行政改革の推進を妨げているというふうに私は思わざるを得ません。名前をちょっと変えてみるとかですね、そういうことに気をとられるのではなくて、やはり大もとをしっかりと見据えて行政改革大綱を速やかに策定していただく、そして是正計画を計画どおりに実行していただく、このことを重ねてお願い申し上げて強くお願いをして再質問、この件については終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって10の1、かけ声だけの、革新・森田市長の行政改革についてに関する質問を終わります。

続きまして10の2、地区センター（神明、日野台二丁目）の建設についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○24番（古賀俊昭君） 地区センターの件について質問をいたします。

地区センター、市内に逐次整備をされてきております。条例を見てみますと、市民及び市民の各種団体の社会福祉活動を推進し、合わせて文化・教養の向上等諸活動の場として日野市地区センターをつくるということになっておりますので、設置目的からして地区センターの建設、設置に要望の強い箇所については、速やかに市の方で対応していただきたいわけであります。そうした考えを基本に数点確認をいたします。毎年1館ほど大体地区センターつくられております。ことし東豊田の3丁目山彦の近くに52番目の地区センターができました。多摩平東地区センターということであります。ことしの予算を見てみますと、61年度の予算でやはり1館分の建設費が1,840万円計上されております。これらの予算がどこに使われるというのが気になるところでありますので、今申し上げました地区センターを速やかに設置していただきたい、という箇所について具体的に2カ所ですが挙げてお尋ねをいたします。まず、神明地区の地区センター建設についてであります。昭和58年3月に請願第58-2号高山地区センター建設に関する請願が高山自治会長さんを代表とする皆さんから提出をされました。そして同年の6月7日に全会一致で採択をされております。市側の、日野市当局の措置として請願処理状況の中には全体計画等考慮して実現を図りたい、ということが書かれております。報告がなされております。請願については続いて昭和60年、去年の9月に請願第60-11号、仮称神明地区センター建設に関する請願、これが自治会長の松川修次郎さん他728名の皆さんから提出をされておまして、60年12月議会でこれも全会一致採択をされております。同様に

請願処理状況見てみますと当該地区への地区センター建設については、用地確保等の問題が多く現在に至っておりますが、全体計画の中で実現を図っていききたい、このように書かれております。

もう1カ所は、現状ちょっと触れてみますと、緑ヶ丘の日野台二丁目ですが、自治会館を地区センターにつくりかえてもらいたいということでこれも請願が出されております。昭和59年6月に自治会館市当局に移管に関する請願、これも59年の9月議会で採択をされております。処理状況を報告書で見えますと当該自治会館の市移管は土地及び既存建物等に関する問題について調査、検討重ね、前向きに対処していきます。このようになっております。この処理報告に書かれております土地については、その後日野自動車工業株式会社の御好意で地区センター用地として現在自治会館の建っている用地を日野市へ御寄附いただいているわけです。60年、去年の7月地区センターの用地とするということで日野市へ所有権が移転をしております。寄附をしていただいています。163.20平米、約50坪の面積であります。

この二つの地区センターを今年度できればつくっていただきたいと、こう思うわけですが、1館分の予算しかございませんのでどうなのか、先ほどの一般質問で他の地区の地区センターの建設の要望も出ておりました。このようなことで所管課であります生活課、生活環境部で建設に向けて問題点の整理、また、隘路の除去にあたっていると思いますが、現状と今後の見通しについて4点お尋ねをいたします。

まず、神明高山地区に地区センターを建設するための用地確保の見通しは、どのように現在立てておられるのか。候補地として考えられる場所が現在あるのかどうかお尋ねをいたします。

2点目は、仮称神明地区センターの建設。これは昭和何年をめどに、ことしならことしでも結構なんです、いつごろ目途に考えておられるか、設置計画の中での年次を示していただきたいと思っております。

3番目は、緑ヶ丘自治会館を地区センターに早く建てかえていただきたいわけですが、用地については今申し上げましたように日野自動車工業株式会社が御寄附くださったことで解決をみております。あとは市の対応いかにかかっているわけですが、市で考えておられる建設の時期また建物の規模について御答弁をお願いをいたします。

次に4番目最後の質問ですが、今、先ほど申し上げましたように昭和61年度予算に1館分の予算計上がなされております。この予算は神明地区に使われるのか、緑ヶ丘自治会館の建て

かえに執行されるのか、そうであれば大変ありがたいわけですが、今年度のこの予算はどこに使われるのかお尋ねをいたします。合わせて今後の地区センターの日野市全体の設置計画も簡単に触れていただければありがたいと思います。

以上4点御回答お願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 生活環境部長お答えを申し上げます。

地区センターは身近な集会施設として市民の皆さんに親しまれております。年間約30万人の方が利用されております。したがって市民ニーズの極めて高いコミュニティ施設ということは間違いなく言えるわけですが、この施設につきましては年次計画でもって整理をしております。

御質問第1点の神明高山地区の地区センターについての見通しでございますけれども、58年、60年それぞれ請願が出されまして採択されていることを受けまして、鋭意その用地確保について努力をしてきたところでございますけれども、その候補地を見つけることが大変困難でございまして、今現在まだ確保されておられません。したがって2番の御質問と関連してくるわけでございますけれども、高山地区の建設計画はいつごろということがはっきり申し上げられないような実情でございまして、土地の確保ができましたときにははっきりする問題と考えております。

それから緑ヶ丘の建てかえの時期と建て物の規模ということでございますけど、御質問の中にごさいますように日野自動車工業株式会社から、昨年の7月に御寄附がございました。その寄附の条件が地区センター用地として寄附しよう、こういうふうに特定されてございます。したがって、現在その上に自治会館としての建物が建っているわけでございますけれども、施設がある以上、ない地区の方に優先せざるを得ないわけでありまして、そうかといって、いつまでもそのままに放っておくわけにもまいりません。建てかえの時期は、非常にほかの地区センターと絡みあって微妙な問題になってまいりますが、そう遅くない時期に緑ヶ丘も取り組まなければならない、このように考えております。

それから61年度予算は、どこに使われるかということでございますが、全体計画の中でいろいろ検討いたしまして、最優先順位を考え、その条件が整いますればその場所に建てるわけでございますけれども、現在やっております地区センターの用地の交渉がまとまりますれば、

その時点でどこの地区センターと特定できるわけでございますけれども、今のところやはり61年度予算の使い道はどこということははっきり申し上げられません。ただことしの10月ぐらいいになりますと建物の完成から逆算いたしまして、10月ごろまでに結論を出さなければならぬ、このような情勢でございます。

緑ヶ丘の建物の規模でございますけれども、御寄附をいただいた面積がおよそ163平米でございます。その敷地につきましては隅切りなどを施しまして法令の定めから計算をいたしますと、大体最大でも110平米の施設が建つのではないかと、このように考えております。この110平米目標にいたしまして設計をしてみたいと思います。今後の全体計画につきましては御指摘の神明、高山地区、金子橋、四谷、新町、柴町、西平山5丁目、平山苑、そういった所が必要な場所、このように事務担当部門では考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） ことしの予算については、どこに使われるかまだはっきりした見通しがないということございました。2つの地区の要望それぞれに請願が出されて採択をされある程度時間の経過もあるわけです。当然神明地区については区画整理も終わっておりますので市がその気になれば何らかの用地確保というのは可能ではなからうかと思っております。その点見通しは全くないような御回答ございました。残念な気がいたしますが、緑ヶ丘については御承知のように今建物が建っているわけですが、大変老朽化してきているということで、よく御存知だと思いますが、大変要望も強いわけですのでこちらの取り組みもさらにお願いをしておきたいと思っております。今建物の規模、どういうものが考えられるかということをお聞きしたんですが、110平米ぐらいの施設ということでありました。大変利用度の高い所でもありますので2階建等十分そうした工夫もしていただいて、建設の折には当然地域の要望も聞いていただけたらと思いますが、建物の形についても配慮をお願いしたいと思います。

市長にちょっと最後確認しておきたいんですが、請願がそれぞれ全会一致で二つの地区とも採択をされて、特に市の庁舎に最も近い神明地区の皆さんの声が、なかなか市役所の建物を見ながら実現できないというような大変情けない話ではなからうかと思っております。特に市役所また市民会館でできましたが、肝心の身近で使うそうしたコミュニティ施設がないということで、市長のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。また、緑ヶ丘の自治会館につきまし

ても、ことし自治会館を使って老人会の20周年のお祝いの会があるんですが、早く建てかえていただいおけば新しい建物でお祝いの会もできたと思うんですけども、それがかなわなかったわけです。せめていつごろにはできますよ、というお約束をですね、過去にも市長選挙のときか新年会等にお見えになって、私の横でごあいさつされるときにもうじき建てかえます、ということをよくおっしゃっているんですがいつごろこの両地区センターについて建てかえをやっていきたいというお考えか御回答をお願いいたします。

- 副議長（中山基昭君） 古賀議員の質問時間残り3分です。市長簡潔に。市長。
- 市長（森田喜美男君） ただいま生活環境部長がお答えしたとおりの事情でございます。必ず予算の執行はしなければならない、という責任に立って処理してまいりたいと思います。

- 副議長（中山基昭君） 古賀俊昭君。

- 24番（古賀俊昭君） 年次のお約束土地がなければできないと思います。住民の皆さんから請願も出され神明地区については2回も採択をされているわけです。また、緑ヶ丘の自治会館についてはやはり年次計画をお示しいただくのが、特に老人会設立20周年の最大のお祝いにもなろうかと思ったんですが、それも御回答いただけませんでした。いずれにいたしましても地域住民の意向を十分に尊重していただいて、地域の要望を満たす地区センターを早期に設置をしていただくようお願いをして私の一般質問終わります。

- 副議長（中山基昭君） これをもって10の2、地区センター（神明・日野台二丁目）の建設に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後3時14分再開

- 副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の1、円高不況と法人税について問うについての通告質問者谷長一君の質問を許します。

〔 25 番議員登壇 〕

○ 25 番（ 谷 長一君 ） それでは通告にしがいまして質問をさせていただきます。

円高不況と市内企業の法人税について、ということで簡単に質問させていただきます。この円高の影響というのを非常に受けたのは昨年以来急激な円高デフレ効果が企業収益に明確に出てきたということでは、この61年度の一般会計予算書またはその説明書を見ましても、さらには、この部長の答弁等を伺いましても場合によってはこの円高によりまして、法人税は減額も予想される、というようなことも申されておりました。また、大蔵省が3月13日に発表した法人企業統計調査等によりますと、売上高、設備投資は全体として引き続き増加しているものの、計上利益は前年同期に比較しましてやや減、これは1.1%減ということであり、58年1月から3月以来の2年9カ月ぶりの減益ということが発表されております。このような大幅の減益というのは一体何が起因しているか、ということになりますと、やはりこれは貿易摩擦または円高、特に輸出関連の鉄鋼、電気機械等であり、大幅の増益もまたその中にもあるということでございます。これは特にどうしてかということになりますと、円高メリットと原油価格の下落ということが重っている、そのために電力サービス業、これは特に日本電信電話株式会社ですか、これらは多くの収益が得られている。それと同時に、また、明るい部分と暗い部分との格差というのは明確になってきて、その基調というのはですね、本当に日野市の企業にも及ぶということになるのではないかと考えております。このようなことを考えてみますと、一体日野市内の企業はどうなるのかということも当然議員として考えていかなければならないのではないかと私は思うのであります。そこで、この円高の打撃を受けている企業、これは企業対策というのを日野市は行政の上からも、どのような対策を加えていかなければならないか、ということになりますと、この前の小企業の育成条例ですか、これらもできたわけですけれどもこれらをどのように運用していかなければならないか、これは非常に小さい問題でありますけれども、やはりこれらの小企業も輸出とは関係ありませんけれども、やはり大企業の下請、下請、下請、というようなことを考えて見ますと、いつにか影響を受ける、いつにかではなくもう既に受けている、というふうに考えてよいということが言われております。特に私どもの住んでいる周辺には、小さな企業が、本当に小さな2人、3人の企業も家内工業的なものも散在しているわけです。それらの企業を見てみますとですね、これらの企業の後押しをする、というのがですね、また、この前の決められた小企業育成条例でもあるのではないかと思う

のであります。そのような中から、この今の円高というのを考えて見ますと、円高というのはあくまでもこれは一過性のものではなくて、これからたぶん長期に続く、いわゆる構造的なものであると思わなければならないのではないかというふうに考えます。特にこの小企業対策ということを考えてみますと、これは行政の指導も大切でありますけれども、また、企業そのものがですね、どのように転換していかなければならないか、ということもまた考えると同時にその認識も深く持たなければならぬと私は考えております。今議会で条例化されたこのような小企業育成条例、これを市はどのように活用する、またはその成果というのを私はこれからも期待していかなくてはいけない、というように考えております。また、そのことは法人税に及ぶわけでありますけれども、この現在の日野市の法人の対する課税、これは、いわゆる会計法等見ますと、これは企業会計であって、国税の企業に対する課税であって、国税の上からいくとこれは法人税であり、また、その地方税もですね、地方住民税、事業税というのが中心になって大企業の資本に対して日野市の場合、この法人市民税について、日野市法人市民税の均等割及び法人税割等の税率は下記のとおりとするというふうになっているわけです。これは議員の皆様方はよく御存じのことと思っております。そこでこの前の一般会計予算特別委員会のときの部長の答弁等また市長の答弁等聞いておりますと、これらの日野市のいわゆる法人市民税の均等割の税率、これは超過課税とも一名言われておりますけれども、これらの内容の検討もする必要があるのではないかというような市長の答弁もなされているわけです。そのような中におきまして、やはりまた新聞等にも書かれておりますけれども、企業に対する課税の軽減、これは円高または貿易摩擦等が起因になって、恐らくそれらのことが言われるようになってきたのではないかと私は考えております。それと同時にまた経済界と大蔵省とのですね、官僚との間のこれをどうするか、というような問題というのは今起きたというのではなくて、もう随分前からこの法人税に対する税金の軽減措置、これは論争の種になって今まで尾を引いて来ているわけです。そのようなものがありまして、さらに今回の貿易摩擦と円高というのが重なって、私は企業に対する税金の軽減というようなことも、言われるようになってきたのではないかと考えております。そのような中におきまして、この一体日野市の企業とその他のですね、企業との比較というのをして見なければ当然ならなくなるのではないかと思うのです。前の部長の答弁のときに八王子市の工場と日野市の工場の資本金との比較というのもですね、答弁がありましたけれども、その中におきましても、この日野市と八王子との法人税の差という

のも、この答弁から引用させていただきますと、日野市の場合は5億円、八王子市の場合は10億円と、その場合が100分の1.47というふうなことを答弁されておりました。が、しかし、いわゆる法人税というのは、何と申しますか、先ほどもちょっと申しまして重複するようになりますけれども、企業の課税は、国税の法人税と地方税の地方住民税、それから事業税が中心であり、大企業の場合は通常1億円以上というのを大企業と申しまして、その税率は法人税の内部の留保として残る留保部分に対して、税金を引かないものに対してですね、が課税所得ということになっていまして、課せられる。さらには、この地方税ということになると、これは都道府県民税、これは法人税額の5%、市町村民税というのは、ただいま日野の場合は、1,000万円以下の法人ですね、これは1億までですか、これが100分の12.3、資本金額または出支金額が1億円を超え、5億以下の法人ということが100分の13.5と、それからそれを超える法人はですね14.7%と、こういうふうになっているわけですね。そういうことを考えて、さらに今度は一体法人税が高いか安いかと、ただ言ってもですね、やはり円高とこの貿易摩擦というようなことを考えてみますと、当然今度は日本とアメリカとかアメリカとさらに今度ヨーロッパとの関係ですね、そういうことを考えてみると、フランスとか西ドイツとかさらにはイギリスというのが一体どうなっているのかということも、多少は考えてみなければならぬのではないかと私はそう思うのであります。そういうのを考えてみて、この前ちょっと調べてみますと、法人税ということになると、この実行税率これは課税所得金額ですね、西ドイツの場合は日本よりも高いわけですね、これは日本の場合は実質的な税負担率が52.9%ですね、日野市の場合は52.9%じゃなくて、この超過分だけ高くなっているわけですね。そういうようなことを考えて、日本を大体53%と考えていいんじゃないかと思うんですね。これは少しどっちだっていいです。これは、2%やそこいらはね。そうなると、やはり西ドイツの場合は56.2%、アメリカの場合は51.8%、イギリスの場合は、40%さらにフランスは50%と、こういうふうになっているわけです。確かにこれはそうなると、今度は円が高くなれば、輸出するものは安くなる、安くなれば当然今度は価格を上げなければ、これは企業としてはもっていかないわけですね。そういうことを考えますと、当然今度は外国との競争ということになると、日本の円の高騰によってですね、いわゆる製造業者や何か打撃を受けるということは明白な事実ではないかと思うんです。そういうような中におきまして、やはり今度はそうなると失業者だって出てくると思うんですよ。やはり今までの失業者っていうのは2.4

%ぐらいだと言ったのがですね、やはりもう既に2.7から2.8%になる、ということになるとやはりその民生の安定、そのあたりも考えて、これはいかなければいけないんじゃないかと思うんです。これは単に日野市の市議会ということだけで片づけられる問題ではなくてですね、やはり貿易摩擦円高ということになりますとですね、非常に世界的な観点、または日本の国の中においての日野市の位置づけ、または法人税をどのようにこの税率を決めていったらいいか、というようなことになるわけですね。市長になった方は、どなたがなってもこれは考えざるを得ない、いわゆる法人税率ということになってくるのではないかと思うのです。やはり、この円高という非常な突発的な事件ではありますけれども、そのしわが、じわ、じわ、じわ、じわ、これは寄って来るわけでありまして、企業もそうなると予算特別委員会ときに部長が発表されましたように当然法人税のいわゆる減額補正をしなくてはならないということ予想されるのは当たり前のことです。そのような中におきまして、私は日野市の法人税を納めている企業数がどのくらいあるかと、これは細かくいきまして、まあ、本当に家内工業的な小さなのを見てですね、奥さんと2人だとか、またはそのほかに幾人かいて、本当に、もう、個人にも等しいような企業もあるわけですね。そういうようなことからいきまして、法人税を納付している企業の数ということで、いわゆる納付金額が10万円まで、100万円まで、1,000万円まで、または5,000万とか1億、1億以上というような納付金額を示して質問をするわけです。そのような企業が一体どのくらいあるかということ、これが第1点ですね。

それで第2点ですね、歳入面より見ると市税の占める割合、いわゆる収入は、個人、法人でこれは67.1%になっておりますけれども、いわゆる市税のうち法人税の占める割合は、どのくらいかということでもあります。まあ、私が先に計算しちゃったんですけどね、これを見ますと一応これは予算全体の316億3,311万6,000円ですかね、それからいくと、これは市の部長さんの方から答えていただきます。市税を100として見ると個人の市民税これが46.8%ですね、それで法人税が15.3%、それから固定資産税が25.4%、これは0.1%ぐらいは四捨五入がしてありますから違っているかもわかりませんが、その点はひとつ御容赦を願いたいと思います。その他が14.6とこのようになっているわけですね。そうしますといわゆるこの次に出てくるのがですね、いわゆる法人税は60年度と比較して61年度の伸びは少ないと、この少ないというのは一体何の影響、円高の打撃を受けて少ないのかどうか、ということ質問せざるを得ないのであります。これが第3点であります。

それから第4点として、61年度の法人税の伸びは、どれくらい期待できるかと、いうことはですね、質問するわけですが、これは、ちょっと期待できるかということは通告質問が逆さになっちゃったわけで、部長が法人税につきましては、従業員の減とかですね、円高等によりまして補正減額等も予想される、という答弁をいただいておりますけれども、予算委員会のごとき。ちょっと時間がありますので、その点につきましてはまた再度お伺いいたします。

それから日野市の企業の中で円の高騰によって打撃を受けている、もうかる。もうかってもいいですよ。打撃はね、必ずしも損をするのが打撃じゃないんですから。そうなんです。そういうことを考えますと、いわゆるもうかっているという企業もあつたら、特に発表していただいて、または、もし悪い打撃を受けている企業がありましたらその救済措置等は、どのような面でお考になっているかということをご第5点目としてお伺いいたします。

その次は法人税に対する依存度。これは前にも議員の方が質問なさったときに部長が答弁しているんですよ。が、しかし、やはりその時代の答弁と現在の答弁は相当変わってきているんじゃないかと思うんです。それらを含みまして、この法人税に対する依存度とひとつ考え方ということで御答弁を願いたいと思います。それで特にこの法人税ということを考えてみますとですね、先ほども申しましたように貿易摩擦または円高等それらの景気によって非常に影響受けやすい、そういうところからいきますと、先ほど申しました、この個人の市民税については不況や何かがあつたときも、日野市の場合は順調に伸びてきているわけですね、そういうことを考えて見ますとですね、いわゆる給与所得は、好況とか不況とかに案外左右されないで着実に伸びていくと、私は今までの予算書を見まして、そういうふうなことがここで明確に言えるわけです。それでいわゆる法人税を見てみますと、いわゆることは伸びが減っているわけですね。そうすると、やはり景気の変動によって、変動の振幅の差、これが大きければ大きいほど、もうかる場合には、うんともうかる。または損する場合には今度は納めるのが少なくなると、損というのはちょっと言葉が悪いかも知れませんが、そういうふうになるのではないかと思うのです。そのようなことも、よくお含みになって私の質問に答えていただきたい、ということをお願いして、部長にお尋ねをいたします。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 谷 長一君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君） それでは市民部長でございます。御質問に対しましてお答

えさせていただきますと思います。

確かに、円高の不況というものは昨年の秋ですか、特にことしに入りまして、輸出企業を主体といたしまして産業界全体に情勢を悪化したということはおっしゃるとおりでございます。それで御質問の点数でございますけれども、1点目から私ども知ってます範囲でお答えをさせていただきますと存じます。

まず、第1点目の法人市民税を納付をしている企業の数の御質問でございますけれども、これはおっしゃる10万円までから1億円以上ということでございます。10万円までにつきましては1,362社でございます。それから100万円までにつきましては276社、それから1,000万円までにつきましては115社、それから5,000万円までにつきましては18社、それから1億円までは4社、それから最後に1億円以上につきましては同じく4社と、いうことでございます。これは61年の3月15日現在の実績で申し上げたわけでございます。さらに10万円までの1,362社の中には均等割のみの社が801社含まれております。これが第1点目の回答でございます。

続きまして第2点目でございます。歳入面で見ると税収入が割合何パーセントかと、法人市民税の占める割合は何パーセントになるかということでございますけれども、議員さんがおっしゃられましたとおりございまして、法人市民税は32億5,573万9,000円でございますので、予算総額316億3,311万7,000円、それから割り出しますと10.3%に当たるわけでございます。なお、おっしゃいましたように税収総額に対する割合につきましては、15.3%ということでございます。

それから3番目の御質問でございます。法人市民税は60年と比較して61年度の伸びが少ないんだと、円高の打撃をいわゆる受けているのかという御質問でございますけれども、61年度予算につきましては、予算委員会ของときにもお答えをしたと思いますけれども、当初前年対比で7.2%の伸びを見たわけでございますけれども、これは御承知のとおり昨年12月に1億6,000万円補正を行っておりますので決算見込みの上から見ますと法人税割は60年度決算の見込みからはマイナス14.9%の予算計上いたしてございます。おっしゃるように大手企業のよその県への転出あるいは61年度予算編成時点で200円程度の円高というのを見込みまして、このときの各企業の経常利益を前年度対比ゼロで計上した結果でございます。円高影響を見込んだ予算を計上させていただいたというものでございますので、売上高と経常利益

の前年度の比較から判断いたしますと、円高の打撃を受けている、というふうに私どもは考えております。

続きまして4番目の61年度の法人市民税の伸びを期待できるのかという御質問だったと思いますけれども、これにつきましては、大手輸出関係企業が受ける、ことしに入ってから急激な円高、ある企業では輸出の減少とあるいは重点機器の売上げの減あるいは需要の伸び悩み等の悪材料が多いようでございまして、実際問題といたしましては、6月末に提出をされる決算の申告を待たなければ私どもといたしましては、的確な数字が出せませんが、現在予測されていますところでは今後相当額の減額が予想されるのではなからうか、ということを担当といたしましては現段階で考えております。全く予想もつかない次第でございまして、その点に今後が心配、私どもは非常に懸念をしているということでございます。したがって61年度につきましては、非常に厳しい状況であるということをご認識をしておるところでございます。

5番目の円の高騰で打撃を受けているのではないかと、市は救済策を考えておるか、御質問でございますけれども、急激な円高によりまして各企業、特に輸出産業の大手と関連中小企業は打撃を受けておるものと思っております。救済策につきましては、私どもの方といたしましては、まず地方税法の第15条の規定によりまして、事業の廃止または中止及びその事業に著しい損失を受けた場合は、税の徴収を猶予することができるよ、というふうに定められております。したがって円高の影響を受けて事業が不振に陥った、あるいはこの条項の規定を適用されまして納税を猶予することができるかと考えております。あるいはまた、この納税猶予のほかに納税義務上の指導としましては分納の制度も認めております。したがって市税条例の施行規則等に基づきまして、実情に合わせて適切な処置を講じてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

それから6番目最後になりますけれども、法人税に対する依存度と考え方、非常に難しい問題でございますけれども、当市の場合には59年度の決算から見まして、歳入総額に占める法人市民税額の割合は13.4%、これは近隣各市と比較いたしましても、法人市民税の依存度は非常に高いというふうに私どもは考えております。それだけに議員さんのおっしゃいましたように円高に限らず景気の好・不況、それらによる財政面における影響は大きいものだというふうに私は考えております。担当といたしましても、したがって予算面での歳入、特に法人

税の見積りについては、毎年のごとでございませうけれども、非常に難しいということが申し上げられると思います。

以上私の方といたしましては、実情をもってお答えをさせていただいた、かように思います。

○副議長（中山基昭君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） 再質問をさせていただきます。

これは第1点の法人税の納付している企業の数というところで、この10万円までの1,362社のこの均等割、801社ですかこれについて前に監査報告が出されていたと思うんです。これはどのようなことかと言いますと、いわゆる赤字法人に対しての課税は妥当性が欠けているのではないかというようなことですが、この点につきまして再質問をさせていただきます。

その次はですね、いわゆる、この円の高騰によって打撃を受ける。市は救済等考えているかということですが、この受けているということですね。そうなるんですね、当然この、救済策ということになりますと、地方税法第15条の規定を適用すると、適用しなければならぬということになると、この納税の猶予または分割制度ということで適切な措置をとるということですが、そのあたりにつきまして、さらにできましたら説明を加えていただくと同時にですね、その説明たるものは現在そのような法人があるのではないかとと思われると同時に、また発生するという事も考えられるわけです。これらを踏まえて部長に答弁をいただきたいと思ひます。

○副議長（中山基昭君） 市民部長。

○市民部長（佐藤智春君） 市民部長でございます。お答えをいたします。

第1点目の均等割801社ということですが、これは3月15日現在で、ただ単純に実数を調べたものでございまして、内容までは私正直なところ、それぞれ調べてございませんで、もしそういうことで内容の調査をさらによく調査をさせて回答させていただきたい、このように考えております。

それから救済策でございますけれども、地方税法の15条の規定あるいは市税条例にもございますけれども、まず猶予、これは2年間最低でございます。さらに先ほど申し上げませんでしたけれども、延滞金の減免措置もございませう。これらの措置もございませうので、いずれにいたしましても、その会社の実情というものをつぶさに内容をよくお聞きいたしまして、担当課は

納税課になるわけですが、よく調査をあるいは内容よく聞かしていただきまして、実情にあった方法で考えていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） 赤字法人税に対しての今課税しているやつですね。それが妥当性が欠けていると私は思うんですけども、そのあたりについて、答えられれば答えていただきたいと思うんですけども。

○副議長（中山基昭君） 市民部長。

○市民部長（佐藤智春君） これ第1点目の御質問のときにちょっと触れたわけですが、この赤字の法人税というもの、これらもよく内容を調査していただいでですね、それなりに内容調査させていただきまして判断をさせていただきたい。このように考えております。

○副議長（中山基昭君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） それではですね、円高の高騰を受けまして、法人が受ける打撃。これは確かに深刻なものがあると思います。そこで、この市民税の67.1%というのを見ますと、やはり全体から日野市の予算からいきますと個人が34.1%、法人が10.3%それから固定資産税が占める割合というのは17%、その他が8.4%ということになるわけです。そういうようなものをよく考えまして、最悪の事態が発生したときには、この地方税法の15条の適用、これを受けるようになるわけですが、それらを考えると同時に、この法人税の税率の引き下げ等は、市長は検討する余地があると言ったのかなあ、検討に値すると言ったのかね、どっちかを言っていると思うんです。そういうことになりましたと、そのあたりにつきまして市長のお考えをここでたださねばならぬというふうになるんですけども、その点につきまして、この資本金額または出資金額が1億円以下の法人、これはもうずっと言いますけれども、12.3%と13.5%、それから14.7%。これは確かに高いと、この不均一課税高いというけれども、他市と比較して見ると、高いとは必ずしも言えないようですけども、法人としたならば、やはり多少は、前にどなたか質問になったけれども、日野市の企業はよそへ転出してしまうと、そんなようなことも合わせ考えてみると、確かに法人税制をですね、税率が高いから逃げていくとか何とかということではなくて、やはりいろいろなものがあるんじゃないか

と思うんですけれども、私はよそに転出するということについては詳しくわかりませんが、このあたりにつきましては市長さんは非常によく精通なさっていらっしゃると思うんです。それですから、精通なさっているところでそのあたりにもひとつ触れていただくと同時に、この法人税割の税率を下げようというようなお考えを持っているのか、または前にですね、やはりこれも議員が質問なさいましたけれども、ちょっとはずれますけれども、いわゆる都市計画税はですね、武蔵野市長は選挙公約ということで0.05下げているわけですね、あれは特別立法か何か条例化してですね、あれ3カ年ということで期限をつけて下げたと思うんです。それですから、そのようなことがこの法人税の税率の割合というのはですね、市長さんが特にこういうふうにやるんだと、いうことになれば、これは直ちに変更もできるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりにつきましても、ひとつ質問をいたしてみたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、この経済政策については、あまり高い知識は持っているというわけではありませんが、円高不況というふうに言われております。円高は国がとった政策のつまり自然発生の現象ではなくて政策的措置あるいは政策的効果を目指したものがあるといふ、その源のことをよく承知する必要があるように思います。

日野市の場合には輸出依存型の生産企業がたくさん立地しておられる。こういうことがこれまで市の財政に潤いとして大きい影響があったということも、これもまた事実であります。したがいまして日野市の範囲と言いますかあるいは日野市の立地している条件が企業にも有利である。つまりこれを私の言葉を用いれば集積の利益というふうに言われるわけですが、つまり教育施設を初め企業が立地されるいろいろな条件のためにも、また役立てるそういう町づくりの姿が現実にあるわけですから、両々相まってカバーし合い責任を分かち合うということが大切である。このように思います。

それで、円高の異常現象が増高しましたのは、この1月あたりからでありますから、果たしてどういう影影が定着するような形で推移するか、ということはもう少し、しばらく見定める必要があるんじゃないかと思えます。

御質問の税率について、つまり法人税率について、検討をする必要があると申し上げましたのは、日野市は1億円、5億円、10億円以上という3段階になっておりますのを、他市では

5億円以上と、それから10億円以上と、そのような2段階制になっていることを聞きましたので、そのあたりは、つまり1億円という規模の小さい方につきましては検討する余裕があると、こういう意味で申し上げたつもりでございます。まだ結論を持つまでにはなっておりませんが、一度検討に取り組みたいと思っております。

それから、もう一つ私は日本経済にこれから大きく影響するのは、ことしの春闘相場ではなからうかと、こう思います。つまり、もう既に言われているごとく、国際摩擦を生ずる輸出だけでは日本はこれから国際社会から尊敬をされる地位は保てない、こういうことが言われております。したがって、今まで一生懸命に生産に励んできていて技術開発をし、世界的な経済の優位を占めていることは事実であります。この好影響をやっぱり国内の民需の拡大という方向で、大きく吸収すべきではないかということが言われております。私もそうあるべきだなと感じるわけでございまして、そのあたりがまた国内の需要を高めて経済バランスをとるために必要な政策ではないかと、既にその方向が一部論議をされて転換されつつある、このような感じもいたします。日野市が法人市民税に依存する度合も他市より大きいわけでありまして、そのあたりを十分見極めて、経済が衰微するような形じゃなくて地域社会に貢献していただくことはもちろんでありますけれども、ますます生産性の高い企業として立派に存続をしていただく、これまた基盤づくりをするというのが地元の行政のまた責任であると、このように考えております。

○副議長（中山基昭君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） ただいま市長の答弁によりますと、日野市の中に点在する企業は輸出依存型の企業が多いということであります。また、市長流に考えるとですね、いわゆる企業にも有利な方法ということをただいま申しておりました。これはどのようなことかという、有利の集積の利益というようなこととおられましたね、それがために真に貢献度が高かったと、それで学校教育、その他いわゆる普通建設事業等にも大きく貢献したというようなことも申されておりました。

それからですね、この法人税率については確かに検討すると、この検討については3段階を2段階にと、いうことでもありますけれども、1億円ということで小さい方に対して検討するというようなことをおっしゃっておられました。確かにこの民需の拡大というのは図らなければいけないんですけれども、やはりこれは社会の趨勢、世界の趨勢等を考えてみますと、なか

なかこれは難しいもんですね、これはどうしてかと言いますとですね、今、61年度一般会計性質別経費構成というのをですね、ここで今ちょっと市長が答弁なさっているときに見せてもらったんです。そうしましたら、やはり人件費というのは71億6,200万それで普通建設事業費というのですね、73億5,700万ということになっております。このようなことを合わせ考えてみるとですね、やはり企業もですね、とにかく、いわゆる設備投資というのですね、先ほど申しましたけれども、わずかには伸びているんですね、が、しかしですね、やはり企業のみには依存することなく、この、いわゆる人件費も押さえなければいけないんですけども、やはり国内の需要の増大を図るまたは国内産業の活性化を図るということになりますと、人件費もまたこれは非常に大切な需要面の一つであると同時にですね、また、この建設事業費等もですね、日野市もですね、これからも積極的に補正等をしまして、これは無理なことです、私の言うのは、どうしてかと申しますと法人市民税はですね、大幅な減額をせねばならぬかもわからぬと、いうことを部長さんが答弁しておる中で、このようなことを申すということは非常に裏腹でありますけれども、やはりその努力だけではですね、してもらいたいということをお願いすると同時に、そういうことによって市民生活が安全で、しかも快適で健康でいくことができるんですね。ぜひそのあたりにも周到の準備と注意を払って、やっていただきたいということをお願いしまして私の質問終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって11の1、円高不況と法人税について問うに関する質問を終わります。

一般質問12の1、市立老人ホームの建設についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員登壇〕

○20番（鈴木美奈子君） それでは市立老人ホームの建設についての質問をただいまから行わせていただきます。

私は、昨年12月議会でも福祉に関する緊急5カ年計画を実施せよ、ということで質問させていただきました。その中にもこれから質問いたします老人ホームのことも触れさせていただきましたけれども、またこの問題取り上げてまいります。厚生省の推定によっても、65歳以上の人口が非常に多くなって35年後の2020年、これでピークを迎えて約2,800万にのぼる、国民の5人に1人はお年寄り、と、こういう状況がこれから迎えられるわけでござい

ますけれども、今国の方がなかなかこういうお年寄りに対する補助金をカットしてきたり、そういう中では自治体もこれを推進するそういうところでは大変な事態になっている中では、企業がこれをこの老人人口にかかわる、こういういろんな問題を事業としてやっていこうという、こういうことが今出されてきております。大手の不動産会社の話でも、年金制度が充実してきているなど老人市場には魅力がある何をやるべきか検討している最中。こういうふうにおっしゃっておりますし、高齢者向けのスポーツ教室や老人用のお総菜をお宅まで届ける。また、老人家庭に向けてお元気でいるかどうか安否を確認する、こういう事業やあるいはまたお年寄り対象の海外ツアーいろいろとあるわけですが、お元気な方はこれで私はいいと思うんですけれども、本当に老人の方たちが安心して老後を送っていただきたい、これはどなたでもお思いだと思います。有料の老人ホームも今いろんな所で作られておりまして、約老人ホームの人口が20万のうち3万6,000人が民間の老人ホームに入っている、そして寝たきりの方が13万に達するのではないかと、ということがこれは60年度こういう資料があるわけです。私はそういう中でぜひお年寄りの皆さんが安心して暮らせるためにもこの日野の中で老人ホームを建設していただきたい、これが多くの皆さんの願いでもあるわけです。日野市では、ことしの61年度の予算の中にも至誠デイホームの建設費にも予算つけましたし、またアゼリヤ会特養老人ホームの建設費、これにも予算を乗せておりまして、予算も可決されました。そういう中で需要としても20名、そういう人数の中では私はぜひこの日野市の中でもっとたくさんの方々がこの中で老人ホームをつくってほしいという、こういう要望があるわけですから、ぜひこれをつくっていただきたい、ということで質問させていただきます。質問の中身は表題どおりでございますので、どうぞ福祉部長の方から御回答お願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 福祉部長でございます。お答えいたします。

御指摘のとおり21世紀は本格的な高齢化社会となります。高齢社会で注目しなければならぬ側面の一つは、老人数の増加、とりわけ高齢者の増加でございます。特に介護を要する老人が著しくふえると見込まれております。特にその中でも重介護を要する老人、これが65歳の人口の約3%の発生率とされているところでございます。老後住みなれた家、地域の社会の中で生活するという事は老人の願望であるというぐあいに理解しております。今後も老人福祉対策といたしましては、在宅福祉に最大の重点がかかってくると考えられます。しかしな

から御指摘のとおり、いかに在宅福祉対策を充実して介護を要する度合が進行した方を介護していくということが問題になってきております。このような重介護を要する老人に対する福祉施策の拠点が必要になっております。そのために施設整備も必要だと考えられるところであります。現在61年4月におきまして、福祉事務所において入所待ちは19名となっておりますけれども、数字的にはアゼリヤ会の20名で対応できる数字でございますけれども、これは61年度でございますので現在この方が待っておられる、ということでございます。今後の対策といたしましては、地域にできるだけ小規模、大きくない特養老人ホームの建設を推進していきたい、こう考えております。しかしながら現実には国の基準は50名以上が認可基準でございますので東京都に対しては基準に特例を設けるよう要望しているところでございます。

また、御質問は市立の特養老人ホームの建設という御意見ですけれども、市立で特別養護老人ホームを建設いたしますと所定の国の補助はまいりますけれども、都の上乗せ補助はまいりません。また、都が福祉法人の特別養護老人ホームに併設を指導しておりますケアセンター補助も期待できません。したがって、東京都におきましては市立よりは社会福祉法人立が主流となっているということは、申し上げておきたいと思っております。今後とも地域福祉の拠点といたしましての特養老人ホーム必要だと考えておりますので、今後とも精いっぱいこの建設には努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（中山基昭君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ただいま部長の方から入所待ちが20人ということございましたけれども、これはまだ潜在的にたくさんの方が入りたいと、いうことで福祉事務所の方にそういうお話があったのは20人かもしれませんけれども、もっとたくさんの方たちが入りたいという方がいらっしゃるはずで。全国でも有料の老人ホームがありますけれども、これは、もう、お金を、そんなことを言ったら悪いですけども、お金のある方、そしてまた営利的にやる方、そういう方ありますので入るだけでも非常にお金がかかりますね。全国有料老人ホーム協会が調べた入居志望者アンケートによっても、1人1,500万、2人の場合では2,500万。御夫婦で入られる場合ですと2,500万のお金は、私は本当に用意できるお金というのは、わりと少ないのではないかと思います。私の周りを見ましても、先日も体のぐあい悪くなって入院しなければならぬけれども、その場合の差額ベットの問題も触れられましたし、また、看護する場合、付添いの方にも1万円がかかる場合、本当にお金がかかってお恥ず

かしいけれども手元は500万しかないけれども、なんとかありませんかという、こういう御相談を受けている中では、本当に有料老人ホームに入れるというのは、本当に一部のお金持でなければ入れないのではないかと思うのです。そして、また、こういう企業の方たちが、もうけ本位のこういうシルバーサービス、これはこれからどんどん、どんどんふえていく。これが今のこれからの実態だと思いますし、国の方も、今までやっていた国のものを地方自治体におろしてきて、地方自治体に責任を負わせる、そういう形で地方自治体としても、それはやっぱりやらなければならない点もありますけれども、本当に本来だったら私が見るべきことだというふうに思います。そういう点ではぜひこれからも日野市の中で、こういう希望があるわけですから、ぜひこの希望にかなえられるようにお力添えをお願いしたいと存じます。この問題についての市長のお答えを再度お願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 全般につきましては福祉部長がお答えをしたとおりに考えるわけですが、具体的な需要に応えるために小規模のつまりあまり広い土地を要しない施設というよりも中は家庭的な雰囲気がある、そのような老人施設が成り立たないものだろうかといろいろと考えてみておるわけです。したがって市立という形がいいのか、公設のような形がいいのか、あるいは補助制度等によって法人格でやっていただくことがいいのか、その法人格の場合には基準規模が50名だというふうに言われておりますので、もう少しそれを砕いて考えることにならないだろうか、ということをお当局にも、ひとつ探ってお願いをしてみようと思っています。まとまった土地というよりも、市が持っておりますある程度の用地をそういう形で利用できるということが可能になれば、かなり積極的に取り組めると、このように思っておりますので、まず、その段階のことを具体的に考えていきたい、ということであります。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） それでは、私はぜひ寝たきりのお年寄りの方を見ているのは、お嫁さんあるいはまた長男の奥様であるとか、あるいは配偶者の方々が31%、この前も私お話いたしましたけれども、寝たきりになる方というのはお年寄りが多いわけですから、そのお年寄りの配偶者もまた年をめしていらっしゃるわけですから、この配偶者の方が31%もこの方たちを見ている、あるいはまた、息子さんの奥様の介護を受けている、こういう方た

ちも3分の1以上いる。その中で私ぜひこの日野市の中で老人ホームをつくっていただいて、老人ホームだけでなく、今いろいろとお年寄りに対するサービス行政がこの三多摩だけでもいろいろな自治体で行われておりますけれども、安心して私は老後をこの日野市で送っていただきたい、そのことをぜひ要望してこの点についての質問を終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって12の1、市立老人ホーム建設についての質問を終わります。

続きまして12の2、老人介護センターの建設についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） 引き続きまして老人介護センターの建設について、ちょっと聞きなれない言葉かもしれませんが、これも健康な方あるいは少し健康を害されても1日この保育所という形で託老所とあるいはまた保育所これでもどちらでも名前はいいわけですけれども、こういうものをつくってここに送り迎えをして御家庭の皆さんがあるいは自営業の方あるいはサラリーマンの方いろんな方たちが安心してお仕事ができる、こういう老人の介護するセンター、これをつくっていただきたいという、こういう質問の中身でございます。このことにつきましても、私は前回もいたしましたけれども、やはりもう一回質問させていただきます。前回も紹介いたしましたけれども、小松市でこのことが行われて非常に好評でございます。私ども本当に若いころポストの数ほど保育所をとということで保育所の運動が非常に多くあったわけでございますけれども、今では保育所は定員割れ。そういうふうな児童の減りの中では今度はお年寄りの皆さんを看護するあるいはまた毎日見ていただく、こういう託老所、老人看護センター、これを地域の各地域でたくさんつくって、これは体の悪い方も行く、あるいはまた健康な方も行く、これは立川の至誠デイホームセンターでもやっておりますけれども、これを日野市の中でつくっていただきたい、こういうことでの質問でございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 福祉部長でございます。お答えいたします。

先ほどの御質問にもございましたように老人ホームの整備につきましては重要な課題でございますし、また、老人ホームの入所を必要とする寝たきり老人等の発生も重要でございますけれども、発生の入所も重要な問題でございますけれども、その発生を予防するということが、よ

り重要な課題であるというぐあいに思っております。寝たきりになる恐れのある疾患にかかった場合に一刻も早く回復できるような医療体制や機能回復訓練、そのための施設を地域に利用しやすいようにつくっていく。これは託老所とおっしゃいましたけれどもまた言葉をかえまして東京都の施策の中にはケアセンターの問題として出ているところでございます。このケアセンターにつきましては、先ほど申し上げましたように東京都が特別養護老人ホームに併設するよう指導している施設でございまして、内容としては老人に対するデイホーム事業、これは先ほどの託老所的なものでございますし、また、ショートステイ事業、リハビリテーション事業、その他相談事業等がでございます。

私どもといたしましては、現在在宅福祉には国の補助は3分の1から2分の1という具合に補助率も高くなってまいりましたし、国の方向といたしましては、施設福祉に対する措置率が低下すると同時にその分が在宅福祉の方に大きく転換されてきている、こういう実情もございまして、大きくはこれからそのような施設がますます必要になってくるだろう、また、これに対応する施策も、ますます緊急性の高いものになってくるだろうというぐあいに考えておるところでございます。そのような老人社会、高齢化社会に対応する総合的な施策をつくっていききたい。そのように考えて、今後鋭意検討してまいりたいという具合に考えているところでございます。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 在宅福祉ということですからけれども、本当に在宅福祉というのが、今これから大事なことだというふうに思います。ぜひ私は立川のデイホームでやっておりますショートステイであるとか、あるいは今部長がおっしゃいましたことも承知しておりますけれども、この日野市の中でやってほしいという、それが私の願いでもございます。名前を変えただけということですからけれども、私はぜひ横文字でなくて日本の言葉で言えればいいわけですから、老人介護センターこれを日野市の中でつくっていただきたい、その点について市長の方から答弁お願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 時代の要請としては、だんだんその必要性が高まってくるものだと思います。今伺いますと老人ホームに併設することも、なるほど意味があるなという感じがいたしました。そのようなことで今後検討を進めてまいりたい、とこのように思ったとこ

ろでございます。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 部長も市長も検討いたしますということですので、私はぜひこのことを早急に実施していただきたいと思います。本当に笑いごとでなくて国の方の61年度の予算を見ましても保育所であるとか、老人ホームや障害者の施設などへの国庫補助金が大幅に削られているわけです。そしてまた、（「出てくるぞ」と呼ぶ者あり）出てまいります。渡辺通産大臣が言った言葉。皆さんも本当に出てくるだろうというくらい私はやはり批判しなきゃならないと思うんです。「働かない老人がいつまでも生きておって21世紀は灰色の世界」こんなことを私は許してはいけないと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり） 本当にそうなんです。お年寄りの皆さんが、この日本をつくってきたわけでありますから、本当に国の予算を削るのではなくてね、こういうお年寄りの事業にはもっとお金をつけるべきだというふうに思います。ですから、この日野の革新市政のもとで市長も部長も検討いたしますというお約束をいたしましたので、日野市の中でも本当に高齢者の方たちが多くなっていく中でいろんな運動もありますし、また元気に生きていただきたい、そういう意味。また健康を害された方が安心して暮らせるように、こういう老人介護センターも必要ですし、先ほど質問いたしました老人ホームも必要ですのでぜひ御検討いただきたい、そのことを申し上げましてこの質問を終わりといたします。

○副議長（中山基昭君） これをもって12の2、老人介護センターの建設についてに関する質問を終わります。

続きまして12の3、40人学級の早期実施をはかれについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） 引き続きまして今度は40人学級の早期実施をはかれ、教育問題について質問させていただきます。

40人学級の早期実現、このことは本当に多くのお母様、お父様また先生方の声であると思います。革新市政だからそれができているわけです。国会の決議、これも全会一致国会で学級定数を40人とする、この決議が1982年に行われまして、そして2年間は児童数の減少地区で実施する。こういうことで行われましたけれども、行政改革、このあおりをくって凍結されてしまいました。でも、その後本当にたくさんの運動の中で父母も教師も学校も一緒に協力

し、都内でも足立、葛飾、これは全部の小学校学年区で実施されましたが、江戸川は見送られました。三多摩の中でも二・三の市が実施されましたが、日野市はことし1年生から実施される、そういうことの中では私は実施できる学校とできない学校、この格差が生まれることについてはやはり東京都を批判しなければならないと思います。私もことしの1月ですけれども、東京都の教育長交渉を行いました。40人学級を早期に実現してほしいという、この交渉をやったときに、テーブルの横にダンボールに積まれた箱が山ほど積まれていたわけです。何かしらと思ってお聞きしましたら、40人学級を早期に実現してほしいという100万の署名なんです。それだけの署名がうず高く積まれていた、これだけ切実に多くのお母さんたちが40人学級を望んでいるわけです。私は東京都庁が新宿に移転するために3,400億のお金があれば183億、これがあればすべての小・中学校で実施されるわけですから、私はこれをぜひやっていたきたいというふうに思います。将来があり、そして、また未来に向かって可能性がある本当にすくすく育っていく子供たちが一人一人の子供たちを本当に行き届いた教育をやるには能力を生かす、そして40人以下の学級をつくるのがこれは本当の子供たちを伸ばすことでも必要だというふうに思います。(発言する者あり)お黙りなさい。一番前にいて。黙って聞きなさい。そういう中で私はぜひ質問を行わせていただきますけれども、日野市の中で各学校の現状、そしてまた実施の見通しがどうであるか。その点についてまずお尋ねをいたします。

○副議長(中山基昭君) 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長(小山哲夫君) それでは私の方から御質問にお答えをさせていただきます。

ただいまも鈴木議員さんの方からもお話が出ましたとおり40人学級につきましては、昭和55年度から66年度の12年間にわたりまして現在の45人を40人にいたしましょうという計画が文部省にございました。確かに55、56年度につきましては、一応児童減少市町村で小学校を新設する市に限定いたしまして40人学級を実施しました経緯がございます。57、58、59は凍結という次第であります。昭和60年度につきましては、先ほど御指摘ございましたとおり、東京都下におきましては10区、それから7市町村。これが減少市町村ということで東京都から指定受けまして、小学校につきましては昭和60年度につきまして、減少区市町村のみに小学校一学年の学年進行ということで60年度は944区市町村。そこで日野市の実情はという御質問でございますけれども、これにつきましては、今年度は東京都下市町村につきまして、特に人口の減少している市町村、児童の減少している市町村に限定するというので、

さらに枠を広げました。一応日野市の場合は児童数も減っておりますので、先般私どもといたしまして、昭和61年度の小学校学年進行につきましての申請をいたしました。これはあくまでも仮認可の申請でございますけれども、これにつきましては許可が下りました一応。日野市につきましては小学校の1年生について一応61年度は学年進行により40人学級にするという予定でございます。なお、62年度以降につきましては、今の予定でまいりますと、62年が2年生、63年が3年生、64年4年生、65年が5年生、そして66年度の最終年度が6年生ということで、学年進行によりまして一応40人学級になる予定でございます。一方中学校の関係でございますけれども、これにつきましては、一応減少市町村の指定した区市町村に限定いたしまして、特に18学級以上の中学校で空教室の余裕がある学校につきまして、一応61年度につきましては1年生に限って学年進行で40人学級と、こういうことでございます。

日野市の場合、今の予定でいきますと減少市町村に指定しておりません。したがって今の予定でまいりますと、中学校につきましては、64年度に1年生、65年度が2年生、66年度の最終年度が3年生という形の中で学年進行によりまして40人学級に移行と、こういうことでございます。なお、教室等につきましては、若干の余裕もございますので十分に対応できるということでございます。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ただいま教育次長の方から答弁がございましたけれども、一年生は学年進行という形で、でもこれから66年までかかるわけです。6年生が40人学級以下になるには、本当に随分かかるなあと思います。中学校はまだでございますので、ぜひこの点については東京都の方に働きかけていただきたいと思います。

現行45人の学級がもし1クラス二つに分けましたら、40人学級になったら、22人、23人。これが2クラスということで本当に子供たちの先生が、子供たち一人一人に目が行き届くこういう教育ができるわけですから、私はぜひこれを都の方に働きかけていただきたいと思いますが、先ほどの答弁では東京都の方にかなり働きかけもされているようでございますので、ぜひこれをもっと積極的な働きかけをやっていただき、この40人学級が早期に実現していただくようぜひお願いしたいと思います。

それから、私ども、ぜひ、いつも言っていることは軍事費を削って福祉教育に回せと。このことを国会の中でも、また、中央の所でも言っているわけですが、先月3月の税金を納

める申告のときに、吉永小百合さんが税金の使い方を考えてほしい、戦闘機や戦車を買うよりも、福祉や教育に回してほしいという、そういうところにお金を使ってほしいという、こういうことを、ちょうど竹下大蔵大臣とお会いしたときに税務署でおっしゃいました。女優さんであるから、こんなふうに取り上げられましたけれども、私はこれは庶民の気持だと思うんです。ですから、私は本当に40人学級の問題でも軍事費を削ればできるわけですから、このことも私はぜひ要請したいというふうに思います。都議会でも西田ミヨ子議員が、40人学級の問題を取り上げてやっておりましたし、国会の中でも私どもやっております。小・中学校一斉に実施するためには183億のお金があれば全部できるわけです。そしてまた中学校だけ、全部の一年生だけでも29億あればできるわけですから、私は先ほど申し上げましたように超デラックスな庁舎を建てるよりも、本当にこの教育の方にお金を回す、このことが必要ではないかと思えます。ぜひこのことを皆さん方にお聞きもしたり、あるいはまたぜひ教育委員会の方としても再度東京都の方に働きかけをしていただきたいと思います、そのことをもう一度確認したいと思います。

○副議長（中山基昭君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは私の方からお答えいたします。

御承知のとおり児童、生徒の教育につきましての教師の配置につきましては、これは義務教育費国庫負担法という法律に基づきまして、国が2分の1の人員費を持つ、都道府県がその半分を持つ、そういう規定がございます。したがって、40人学級に移せば当然職員の数がふえてくるということで財政事情によりまして、やむをえずそのような措置をとったわけでありま。教育長会の東京都下26市の教育長会でございますけれども、その中でも東京都の方に、これ早急にこの40人学級ができるように、また、差別ということをしなくて全市町村が一律に40人学級ができるように常日頃要望してまいっております。今後とも教育庁にお願いいたしまして働きかけにつきましては十分に配慮してまいりたい、そういうふうに考えております。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） それでは、ただいま教育次長の方から答弁がございましたので、ぜひ日野の子供たちのために、また日野だけではなくて、すべての東京都に学ぶ子供たちのために40人学級を早期実現していただきたい。そのことを要請いたしましてこの質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君） これをもって12の3、40人学級の早期実施をはかれに関する質問を終わります。

12の4、いじめ対策についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） それでは引き続きまして、いじめ対策について質問をさせていただきます。

いじめによる自殺、昨年1年間で9件、文部省の発表でも昨年の4月から10月まで、この半年間だけでも15万5,000人を超える。これだけのいじめが報告されております。これは表明だけですから、もっと、もっと中の方にはたくさんのいじめがあるのではないかと、いうふうに思います。日野市の先日、予算委員会。私は予算委員ではございませんでしたけれども、特別委員会に出席したときに資料がわたされましたので、それを見ましたところ、日野市の中でも60年の4月から10月まで183件、もう、本当にこれは驚きました。たくさんの全国のこういういじめが発生している。これは私たちどうしてもこのことを解決する。そのことが必要だというふうに思うわけです。私もいろいろとお母様方からいじめの問題で相談を受けますけれども、聞く方もまた話をする方も、お母さんたちが二、三人集まると私の子供がいじめを受けたのよという話だとかあるいは、また、その解決のためにやむを得ず転校させたという、そういう話を、もう、お互いに泣きながらやるわけですね。ですから私は、ぜひ、こういういじめの問題、今本当に社会的な問題になっておりますけれども、今までのいじめと違って今日のいじめというのは陰湿であって残忍なんです。そして、それが登校拒否につながって、そして、自殺にまで至るといって、とっても深刻なこういう中で、私はこれをぜひ解決していくことが行政の仕事でもあり、あるいはまた、父母や学校の責任でもあるかというふうに思います。こういうことを生み出してきた原因いろいろあると思います。マスコミの退廃文化の影響もあります。子供たちに深夜にはテレビを見せられないという、こういう、もう、恥ずかしい場面もテレビなどでも報道されておりますし、あるいは、また生活苦によって家庭が崩壊する。あるいはまた能力の差による差別と選別の教育、こういうものも行われたり、また、落ちこぼれあるいは落ちこぼしというふうにも言われておりますけれども、こういうこともあるわけです。また教師の方でも、自由で創造的な教育が奪われて管理や統制が強められる、こういう中で本当に学校の中で非行や校内暴力も多発し、そして、また、これが警察の介入、学校教育に警察まで介入する、こういう事態が強められております。私このことも問題だというふうに思います。

子供たちが、一人一人本当に人格を持って毎日を生きているわけですから、この子供たちを本当に一人一人伸ばすそういうことをぜひやっていく、そして自殺などさせる、こういうことのないように子供の人権を守って、そして人間らしく生きていく、そして発達する、そのことを私はぜひ伸ばしていきたいというふうに思います。そういう点で、(「抽象論」と呼ぶ者あり)なぜ抽象論ですか。いじめについての私は教育委員会の基本的な姿勢について今どういうふうな対応しているか。また、あるいは解決に向っているか、そのことについての質問をまず行わせていただきます。

○副議長(中山基昭君) 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長(小山哲夫君) それでは私の方からいじめに対しましてのお答え申し上げます。

御指摘にもございましたとおり、最近いじめの問題が非常に大きな社会問題として取り上げられ、大変嘆かわしい毎日を送っているわけでございます。当日野市のいじめの問題につきましても、先ほど御指摘もございましたとおり、昭和60年の状況の中で昨年11月に調べた状況によりますと、小学校の場合64件、中学校の場合につきましては119件、これは7月から10月までの間でございますけれども、そういういじめの事件が発生しております。

いじめの問題につきましては、これはいろいろと主観によって大分違って来るわけでございますけれども、遊びのつもりが、それがいじめられるというふうにとる人もいますし、相当これは主観と客観によっていじめという問題、非常に微妙関係にあると思います。

東京都におきましてのいじめという問題につきましては、自分よりも力の弱い者を精神的、肉体的に繰り返し攻撃を行い相手に深刻な苦痛を与える、これがいじめの定義になると思います。特に児童、生徒につきましては、先ほど申し上げましたようにいろいろといじめの定義がなかなか理解できないと思います。それだけにいじめの問題がですね、非常に発展してきました非常に大きな深刻な打撃を与えるという場合もございます。そういう意味で、特に学校現場に携わります教職員につきましては、児童・生徒の日常の生活活動、行動というものを真剣に観察いたしまして、早期発見、早期指導、これを行うことが一番大きな役割だと、そういうふうに考えます。

教育委員会といたしましても毎月定期的に校長会、あるいは教頭会等開きまして、このいじめの問題につきましてはの指導を行っているところでございます。本年2月の定例校長会におき

まして、日野市内におきます小・中学校のいじめの実態というものを全校一斉に調査をしてみました。そういうことで現在小学校、中学校の校長会を中心といたしまして各学校におきますいじめの実態を調査する。そして、その調査の結果に基づいてどういう形でいじめが行われているのか、その背景というものをつぶさに調べてみる。その原因が発見されましたならば校長先生がリーダーシップをとりながら、全教職員一致協力しながら職員会を開く、あるいは学年会議を開く、あるいはいじめられている子、いじめている子の父兄を呼び出す。そういった形の中での対応をしているところでございます。

それから、これにつきましては、いじめに関する指導書もきてございますので、こういう指導書を各学校の教職員に一冊づつ配付できるような形の中で各学校に配付をし、それに基づく指導を考えております。特にいじめのひどい場合につきましては、学校で対応できなかった場合には、直ちに教育委員会の方に知らせてもらいたいということで連絡取っております。それで教育委員会といたしましても、指導室が担当でございますが、指導室長はじめ主事あるいは教育相談員もおります。そういうことで現地に派遣する、あるいは学校当局に派遣する、場合によっては家庭にも指導員向けまして十分な連携を取りながら、いじめの問題を早期に解決するというところで取り組んでおります。

今後とも日野市といたしましても、大きな事件発生しておりませんけれども、この問題につきましては、人権問題がかかわってくる問題でございます。そういう受けとめ方をいたしまして、いじめの問題を廃絶するように最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ただいま教育次長の方から対応についてのお考えをお聞かせいただきましたが、今までも日野市は割合そういうことはなくて、自殺までにはいかなかったのではないかというふうに思いますけれども、ほかの所では本当に自殺の事件やあるいは、また、そういう非行の問題など取り上げて警察が介入してくる、こういう例が割りと最近出てきております。私はそういう点では、いじめに関連して警察から呼び出されて調書や指紋を取る、そして、生徒を犯罪者扱いにする、こういう警察の常軌を逸した捜査活動などもあるというふうに聞いておりますけれども、日野市の中ではそういうことはないと思いますけれども、ちょっと、その点の確認と、それからもう一つは、この資料によりますと、小学校でまだいじめが継続している、指導継続中が16件、中学校がまだ10件継続中でございますけれども、

この26人の子供たちについて、どういうふうに関解決の方向に向かっているか、中身はいいですけれども、本当にいい方向に向っていけばそれでいいわけです。具体的な中身に触れなくてもいいですけれども、この26件が本当にいい方向に向かっているかどうか、その点を確認したいと思います。

○副議長（中山基昭君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは御質問にお答えいたします。

第1点目の問題につきましては、いじめの問題が警察当局の方との兼ね合いの中で現在対応しているかどうかという御質問だと思いますが、いろいろといじめの問題につきましては特に指導室の方にいろいろと学校当局の方から訴えがございまして、特に学校内での解決できない場合には先ほど申し上げましたとおり指導室長はじめ指導主事等あるいはその相談員が伺った中で、なるべく警察当局に訴えないで解決するように努力をしているところでございますけれども、今のところ警察当局の方に依頼をしてですね、いじめの問題の解決策についてお願いしているケースはございません。

それから第2点目の先ほど申し上げました昭和60年度の10月までのいわゆるいじめに対する未解決の問題でございますけれども、小学校につきましては、いじめが64件に対して約75%が解決しております。中学校につきましては、119件中91.2%、約92%が解決しているわけでございます。残った部分につきましては現在継続をしながら、いじめの問題につきまして解消するように努力していると、こういうことでございます。特に問題点はないと思っておりますけれども、今後ともそれがゼロになるような形の中の指導してまいりたいと考えております。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） どうもありがとうございました。私は市長にお尋ねしたいと思いますが、非行の問題ではかの市ですけれども、子供たちの顔写真入りで警察に届けられたという事件がいろいろの所で、特に東北の方の学校であったわけですが、最近そういう話は聞きませんが、私やはり、こういういじめの問題などについて警察が介入してくることは行き過ぎだというふうに思いますし、その点については市長の方から一言。どういふふうに対応していくか。また、行政としてこの問題、いじめの問題で私今質問しておりますけれども、本当に40人学級を早期実現することや、また、私学助成の問題あるいはまた父母負

担の軽減とか、あるいは中学浪人を出さない対策とか、いろいろ教育問題についてはあるわけです。行政の問題として、このいじめだけでなく、いろいろとやるべき問題があるわけですので、その点について市長からお言葉いただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、青少年健全育成のための日野市の協議会がございませう。

その自治体の長は、その会長という立場で関係機関の、日野市では40数名の委員さんによって組織されております協議会がございませう。それから、生活環境部を中心といたしましてコミュニティ活動を進行するための生活課でありますとか、あるいは文化、スポーツ等にかかわっていくための組織もだんだん強めて、いわゆる地域社会の中で地域の教育力を高める、こういう論議をし、多くの市民の方々の関心のもとで結論としては堅実な地域社会、まじめな人間性が尊ばれる、そういう社会風潮。そういう中にもいろいろあると思っております。モラルやマナーがお互いに守られる社会、いろいろと理由がそれなりにあると思っております。その青少協と言われておりますもとの組織の中には委員として警察の署長、あるいは少年センター、もう一つ少年相談所ですか、警察関係の方も入っていただいております。情報として大人が委員になっていただいております組織の皆さんの大人が情報として、あるいは社会傾向として一定の認識を持つと、こういうことは、また対策をつくり出す上に極めて重要だと思っております。ただし学校の教育現場、これはまさに校長を中心とする教職員にゆだねておるところであります、直接的な手段で一般行政やそれから警察行政が介入するということは控えるべきだと、このように思っております。

したがって、地域社会には家庭のことももちろんありますし、それから、要するに大人が一生懸命にまじめに生活のためと言いましょうか、整った生活態度によって直接子供の教育をする形をとらなくても、子供をいい社会人として一緒に育成をしていく方法があるに違いない、こう思います。それこそが本物であり抜本策だというふうに考えますので、そのような努力を努めてやっていきたいと、すべての社会の浄化の目標あるいは健全な地域社会をつくらうとする目標は、これをすべて行政目標にかなうものでありますから、そのための努力こそ、また全市がうって一丸になって、その方向を目指すことが、狭い範囲をとりましても問題を解決するに一番の源になるに違いない。無限なふうにとれても、それこそがやっぱりもとのいい社会の中の子供を育てる方法だと、このように考えております。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

いじめの問題も私やはり教育条件をよくしていく中で解決していくことではないかというふうに思います。40人学級を早く20人あるいはまた30人にする、そして、小学校から学力を低下させない、こういうことをやっていくことも必要ですし、マンモス校、まだ日野の中では3中がそれに当てはまるかもしれませんけれども、このマンモス校を解消して過密な学級を早く解消することや、また教職員の定数をふやして、子供たちを本当に一人一人行き届いた教育あるいはまた私学助成、そして、父母の負担を軽減させることやあるいはまた、ことしも中学浪人がたくさん出たように聞いておりますけれども、この受験地獄の緩和など本当に行き届いた教育をやるのが、私は本当にいじめをなくすることにもなるのではないかというふうに思います。

アメリカを視察なさったある大臣、もう、おわかりだと思いますけれども、20人学級をいじめの起きる余地はない。こういうふうに褒められましたけれども、日本では40人学級がまだ実現していないわけですから、私はぜひ、このことを一日も早く実現させて、そして、いじめの問題でも行政と一緒に取り組んで、父母や小供たちのそのいじめの点について一緒に解決していく、このことをぜひ私はやっていくことを皆さん方にお訴えして、そしてこの質問を終わりといたします。

○副議長（中山基昭君） これをもって12の4、いじめ対策に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

続きまして12の5、学校給食の民間委託に反対し、自校方式を守れについての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） それでは最後に学校給食の民間委託に反対し、自校方式を守れという、こういう質問をさせていただきます。

この学校給食の問題は、本当に非常に今深刻な事態を生み出して、足立区では、このことをやろうとして区民の方たちの6割近い方たちが反対の署名をして議会にも請願出したり大きな運動となってきております。1,615万人以上のこの子供たちが学校給食によって、昭和29年これから始められましたけれども、約93%に対するこういう小・中学校また夜間の定時制、障害のある学級、こういう所で今行われておりますけれども、この民間委託に反対し自校方式を守れということは、前回は私一般質問行いましたので、ぜひこのことを私確認の意味で再度質問したわけです。

小平でも802人の方に学校給食いいか悪いか、民間委託になってどうかという質問したときに、よかったという方が約8%です。そして食事の中身もまずかったと、いう方が70%不衛生だという方が63%、40%の方たちが異物、汚いものが入っていたという、こういうことを子供たちのアンケートの中にも言われているわけです。そしてまた府中市でも、つい最近です、食中毒が起きている、こういう実態もあるわけで、私はぜひ日野市の学校給食というのは、全国から本当に視察も見える、東京都内の学校からも視察に見えると、こういう中では、私はぜひ業者のもうけの対象となる、こういう学校給食じゃなくて子供たちが本当に安心して学校給食を受けられる。栄養士さんもまた調理士さんも心のこもったこの学校給食が行われるように、これは確認の意味で再度質問いたしましたが、自校方式を守るかどうか、この点について教育次長の答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど御質問の中にもございましたとおり、昨年の3月の定例市議会だと思っておりますけれども、鈴木議員さんから同様の趣旨の御質問ございまして、その際私どもの教育長から答弁がございました。その答弁の趣旨は要するに日野市の学校給食につきましては、既に自校方式が定着しており、小・中合わせまして28校中25校が既に完全給食、自校方式をやっておる。したがって、今後残る所につきましても自校方式を堅持していくというふうに答弁してございます。

したがって、そのお答えのとおり教育委員会といたしましても今後とも自校方式を堅持していくように考えております。

御承知のとおり、あと3校と言いますと、二中が今年度一応9月30日ごろには完全給食の施設が完成いたします。四中につきましては、61年度の債務負担行為の中で62年度に完全

給食の施設が完了する予定でございます。三中につきましては62年度に基本設計、実施設計等を予算計上いたしまして、63、64年度の2カ月間にわたる債務負担行為によりまして完全給食の施設をつくるという予定でございます。

なお、これら給食の施設につきましても相当数のお金をかけておりますし、給食職員も33名おりますので、そういった中での大きな経費をかけておりますので、それらを含めまして、特に人件費が相当かかっているわけでございますけれども、この点につきましては、なるべくコストを上げぬよう、質を低下しないように最少の経費で最大の効力が発揮できるような形の中の自校方式を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 教育次長の方から自校方式を守るという、そういう答弁がございましたので、私はぜひこのことをずっと貫いていただきたいと要望してこの質問を終わります。

○副議長（中山基昭君） これをもって12の5、学校給食の民間委託に反対し、自校方式を守れに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で参集を願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時00分散会

4 月 8 日 火曜日 (第15日)

昭和 61 年
第 1 回定例会

日野市議会会議録 (第15号)

4 月 8 日 火曜日 (第 15 日)

出席議員 (29名)

1 番	奥 住 日出男 君	2 番	宮 沢 清 子 君
3 番	高 橋 徹 君	4 番	土 方 尚 功 君
5 番	山 口 達 夫 君	6 番	天 野 輝 雄 君
7 番	福 島 盛之助 君	8 番	福 島 敏 雄 君
9 番	中 谷 好 幸 君	10 番	小 俣 昭 光 君
11 番	川 嶋 博 君	12 番	馬 場 繁 夫 君
13 番	夏 井 明 男 君	14 番	小 山 良 悟 君
15 番	馬 場 弘 融 君	16 番	高 橋 徳 次 君
17 番	旗 野 行 雄 君	18 番	一ノ瀬 隆 君
19 番	板 垣 正 男 君	20 番	鈴 木 美 奈 子 君
21 番	中 山 基 昭 君	23 番	黒 川 重 憲 君
24 番	古 賀 俊 昭 君	25 番	谷 長 一 君
26 番	市 川 資 信 君	27 番	石 坂 勝 雄 君
28 番	名 古 屋 史 郎 君	29 番	竹ノ上 武 俊 君
30 番	米 沢 照 男 君		

欠 席 議 員 (1名)

22 番 秦 正 一 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育次長	小山哲夫君
下水道課長	坂口泰雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 川久保友子君

議事日程

昭和61年4月8日(火)

午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○議長（黒川重憲君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問、13の1、青少年の健全育成についての通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔1番議員登壇〕

○1番（奥住日出男君） おはようございます。それでは通告に従いまして青少年の健全育成につきまして御質問をさせていただきたいと思っております。

今さら私どもが申し上げることもないわけでございますけれども、よく政治とは次の世代に何を残すか、こんなふうによく言われるわけでございますけれども、私どものこの日野市でも基本構想をつくりましてそれに従ってまちづくりが推進をされておるわけでございますけれども、残念ながら多くの課題を抱えている割にはどうも足踏みが長いような気がいたしております。こんな感じがするわけでございます。もちろんこういった諸施策を遂行するには財政面なり、あるいはいろんな面で多くの問題が伴うことは重々承知をしておるわけでございますけれども、将来、日野市をこんなふうにつくり上げていきたいんだというようなビジョンを立てたならば少なくとも社会あるいは経済的な大きな情勢の変化がない限り目標に向けて計画的に、しかも効率的なむだのない行政を推進していくことが大切ではないか、こんなふうに考えるわけでございます。

本議会の冒頭に市長が所信表明の中で馬場弘融議員の質問に対しまして都市型感覚でこれまでも行政を推進してきたというような発言がございました。そういう感覚で今後もひとつぜひ行政を推進していただきたい、とこんなふうに冒頭お願いをするものでございます。

このような視点に立ちまして青少年行政につきまして2点御質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、青少年の教育のあり方についてでありますけれども、御案内のように青少年の人間形成というのはこの基本構想にも盛り込まれておりますように家庭、学校あるいは地域社会、こういった三者が一体となって努力をするべきものであるというふうに私も思うわけでございますけれども、とりわけ地域社会というのは家庭や学校では得ることのできない体験を

積むことができる大切な教育の場である、このように考えるわけでございます。したがって当日野市でも意図的あるいは組織的に行われております社会教育活動をさらに充実、強化させていくことが青少年の健全育成に結びついてくる、こういうふうに考えるわけでございます。

そこで質問内容でございますけれども、まず1点目は、市当局では青少年の生きがいをどのようにとらえておられるのか、この点をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは私の方から1点目の御質問に対しましてお答えいたします。

確かに現在、青少年のいわゆる健全育成をめぐりましていろいろと大きな社会問題として取り上げております。そういった中で今御質問がございましたとおり青少年の健全育成につきましては家庭それから学校、地域社会、その三者が一体となり協力し合うことによって初めて青少年の健全育成の目的が達成できるというふうに考えております。家庭教育学級、家庭教育につきましましては特に最近の家庭教育機能の低下というような問題もございます。そういった中で教育委員会といたしましては特に家庭教育の機能の充実を図るという意味におきましていろいろと就学前の児童生徒 — 保護者に対しましては家庭教育通信講座の発送、あるいはまた幼児教育の相談、あるいはまた小中学校の児童生徒に対しましては毎年家庭教育学級というものを各小中学校にお願いいたしまして行っております。また、特に家庭教育学級等に参加できない方々に対しましては毎月の広報の中での家庭教育をめぐる専門委員あるいは小中学校の校長先生方、教育に携わる者たちからいろいろと教育問題に関しましての原稿等を広報に載せまして広く一般市民に家庭教育の振興につきましまして呼びかけをしておるところでございます。それから、学校につきましましては当然のことながら学校におきます教育等につきましましては学校の責任でございます。そういう意味におきまして校長先生方がリーダーシップをとりまして青少年の健全育成、特にいじめの問題等が最近大きな問題になっておりますので、これらの問題につきましましては教育委員会と一体となりながら学校教育におきましての指導をしておるところでございます。それから地域社会の問題につきましましては特に子供たちのいわゆる地域社会においていろいろと問題を残しておりますので、これらの問題につきましても子供会等の育成を図りながら集団生活の中における子供たちの健全な生活ができるように、また青少年問題協議会等の中での地区委員会を各中学校単位で設けておりますけれども、そういった中に地域の皆様方

が協力しながら子供たちの、校外活動につきましての指導をしておるということでございます。

今後ともこの学校、家庭、地域社会、この三つの強化を図りながら青少年の健全育成に向かっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 重ねて質問申し上げますけれども、今教育次長の方からこのような教育をしているというようなお話があったんですけれども、私がお聞きしたいのは、生きがいをもどどのようにとらえておるのか具体的にお聞きしたかったわけでございますけれども、少なくとも行政の基本的な部分であります、何かやる場合に今青少年がこんな感じをもって生きがいを感じているんで、それに対してどう対処したらいいのか、こういったことが私は行政のイロハではないかというふうに感ずるわけでございます。そのような観点からお聞きしたわけでございますけれども、少なくとも私が把握しております青少年の生きがい、いろんな面で価値観の多様化というような時代になりましたんでそれぞれ遊びとか、あるいは何かゲームをやるについても相当広範囲にわたっておるわけでございますけれども、一番手っ取り早いと言ふと語弊がありますけれども、私はその青少年の育成のためにはスポーツが一番有効な意義を持っているのではないかと、こんなふうに考えておるわけでございます。

そういう観点から青少年のスポーツ団体に対する市の考え方、これは将来構想も含めてで結構ですけれども、その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは私の方からお答えいたします。

青少年のスポーツ団体に対する市の考え方、あるいは生きがい対策に対する御質問でございますけれども、いわゆる青少年のスポーツ、いわゆるスポーツ団体になりますとこれは社会教育法に基づきいわゆる任意団体というふうに私どもは理解しているところでございます。つまり自主的に団体をつくり自発的に活動していくという、そういう民主的団体というふうに考えております。したがって、これに対しましての教育委員会としての対応といたしましてはあくまでもこの任意団体——スポーツ団体等、青少年団体等に対しましてはそれぞれ求めに応じましての指導、助言を行ふということ。あわせまして、それらの団体が自主的に、自発的に、継続的に発展いたしますように特にスポーツ団体等に対しましてはいろいろと運営費等の経費がかかりますので、そういった面に対しまして一応法律上は財政的援助をすることができるという法律

がございますので、教育委員会といたしましてはそれらのスポーツ団体が一応自立できるまでの間、毎年予算化いたしましてそれらの団体の育成、補助という形で補助いたしております。

今後とも特にスポーツ団体の育成につきましては非常に大きな課題でもございますし、特に健康増進等に非常に大きなつながりがございますので、それらの団体に対しましては適切な指導と、それらに対する財政援助をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 限られた財源の中であれもこれもというのはどだい無理がありますけれども、少なくとも今教育次長がおっしゃられたようなことは今後ともぜひ大きく育てていただきたいというふうに思います。

スポーツ団体に対する考え方ということで、そういった費用の面がありましたけれども、少なくとも基本構想の中では、そういった場所を与えて何とか強力的に推進をしていきたいというようなこともうたっておるわけでございます。私どもも、そういった健全育成する場所が余りにも日野市には少な過ぎる、というような観点から、これまでも多くの市民から請願も出されておりますし、また、この議会でも複数の議員さんから質問が出されておることも承知しております。しかしながら、そういった御回答を聞きますと、あるいはそういった議事録を読みますと、何かいつも同じような回答に終始をしているんじゃないか。10年間という長期ビジョンの中で大変短い期間ですから、グラウンド一つつくるにしても相当なお金がかかると思っています。過日の竹ノ上議員の質問で、東光寺の河川敷のグラウンドの話が出されておりましたが、あれももう相当長い間かかってやっと何とかここで日の目を見るような感じになったわけでございます。

日野市でもスポーツ団体いろいろありますけれども、とりわけ少年野球を中心に年々スポーツが盛んになってきている。大変結構なことだと思っておりますけれども、しかしながら、こういったグラウンドが非常に少ない。立川あるいは八王子から日野にグラウンドを借りて来たことはまずないと思っておりますけれども、私ども日野市では、立川あるいは八王子にグラウンドを借りに行くことはままあるわけでございます。

今、少年野球の関係で申し上げますならば小学生、いわゆる、これは学童と言っておりますけれども、小学生、中学生合わせて約80チーム近いチーム数がありまして1,600弱の部員が

それの中に入っておるわけでございます。そういう中で市が管理されているグラウンド——多摩川の河川敷あるいは浅川、多摩平、こんなところで本当に数少ないわけですが、一昨日ですか、日曜日にちょうど森田市長が多摩川の河川敷で今行われております少年野球の大会をごらんになっておりました。ちょうど私もそこにいたわけでございますけれども、今、この公式戦というのは3月の末から11月の末まで年6回開催されておるわけでございます。この間、各地域の大会とか、あるいはリーグ戦等々でほとんど毎週どこかのグラウンドでやられている。非常に長い期間やっておるということです。本来ですと11月の後半になりますともうシーズンオフでございます。しかし、グラウンドが不足しておりますから、そういった期間までフルシーズンやらないと消化できない、こんな実態にあるわけでございます。

市長にお伺いいたしますけれども、過日のああいっただ情景をごらんになりまして3月から11月まで、寒い時期から寒い時期まで本当に砂ぼこりの中で、あるいはもう11月末になりますと霜もおりて非常に寒い。そういう中でも一生懸命、今子供たちがスポーツに汗を流して精神面を鍛えておるわけでございますけれども、この辺の感じをどうとらえておられるのか、あるいはグラウンドを将来構想でも結構ですからどんな形でもって今後つくっていくのか、お考えがありましたらちょっと御回答願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先日の日曜日に、朝の時間はちょうど緑化月間が始まりました、ことしは窓辺の草花ゼラニウムの苗の配布をしたわけでありますが、例年、樹木の苗を配った、そういう日でしたが、その後で仲田に今造成しつつありますグラウンド、その状況を視察をし、続いて多摩川のグラウンドを見て回り、また万願寺区画整理の中の淡水区の跡、次いで豊田の第二小学校に近い河川敷のグラウンドとあちこちグラウンドの状況を見て回ったわけであります。ちょうど少年野球がまさにたくさんのチームを集めて指導者の方々が熱心に御指導いただいておりますで大変うれしかった次第でございます。

かねて、この青少年、特に少年に対します健全育成はスポーツと、それから児童館等を中心いたします文化的な指導の場、こういうことが最も積極的な有効手段であるということはお申すまでもございませぬ。そういう意味で各団体も保護者の方もこぞってそういう役割を果たしているわけですが、私どもの、つまり行政の責任というのはそういう場所を、つまりそういう市民活動あるいは少年のスポーツやいろんな団体活動の場を潤沢に提供する、不自

由なく提供する、これこそが一番重要だというふうに平素者えております。

それで、それぞれの市で創意工夫をするわけでありますが、相当地形的に、あるいは社会的に恵まれた市もありますし、日野市はどのあたりになるか、ちょっと比較はできませんけれど、河川敷ということを利用すればかなり可能性があるわけでありまして、その他の手段では、非常に古くからの公共用地というようなものに恵まれていない。区画整理という手段によって公園をつくり、その公園にスポーツの場をつくっていくというようなことをやるものですから、大変時間がかかります。そういう意味で、何とか今日のニーズにこたえる一番近い方法を河川敷等で、市がつくった所もございまして、それから近い団地でありますとか、あるいは青少年組織によって、青少年の団体によって自主的に河川の敷地を利用してつくってもらう。こういうことで辛うじて最小限の整備ができておる、こういうのが現状でございます。したがって十分とか、それから伸び伸びとかいうところにはまだ到底至らないわけでありまして。

今日の仲田のスポーツ公園、これがことしじゅうに、61年度じゅうに完成いたします。これは子供というだけが対象ではありませんが、フィールド400メートルトラックを持ち、フィールドを持ち、そのフィールドでは子供のサッカーでありますとか、あるいは婦人のソフトボールでありますとか、そういうことは可能である、こういう開放型のグラウンドを進めつつあるわけでありまして。それから次いで将来つくり得るグラウンドとして東光寺を今までも一生懸命に東光寺にやはり国の河川敷を借りてつくることを目指しておるわけでありまして、複雑なことがいろいろとありまして、なかなかそこまでまいりませんでした。ようやく国の提防の進行に合わせて予定してはいたのはかなり広い面積だったんですが、民地等があるものだから、とりあえず国から借りられる範囲でやろう、というのが、ことしの測量予算をお願いしておるものであります。次いで建設省河川当局の許可をいただいて、できるだけ面積を確保して造成をしていこう。将来はもっと本格的な拡張をしよう、というのが、かねての東光寺グラウンドであります。

それから、この議会でも冒頭のころ申し上げましたとおり淡水区の跡地は今万願寺区画整理で将来の中学校用地として想定をしているわけでありまして、これをむしろ早期に確保してグラウンドとして、あるいは広場として提供していこう、こういうことを考えを進めておるわけでありまして。今、土を堆積してありますから、すぐにとりわけにはまいりませんが、何か一つ早速利用できるようにしたいと思っております。

将来のことを考えますともっと東に、あるいはもっと西にもということも考えなければなりませんけれど、図画整理の手法で公園を確保しながらということでは、かなり時間を要しますので、もっと積極的に農地でも借りて仮設的なものでもいいからなるべく広場を確保しよう、そして青少年の健全育成のスポーツの場に提供しよう、こういう考えを多面的に持っているということで、問われるところの考え方、というふうにお答えをさせていただきます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 今市長が辛うじて最小限の設備しかないというような御答弁がなされました。まさしく現状を十分に把握をされている御回答だというふうに思うわけでございます。積極的にこういった子供たちのためになるようなグラウンドをぜひ早い時期に整理をしていただきたい、また整備もしていただきたい、というふうに思うわけでございます。

それと、多摩川の河川敷のグラウンドでございますけれども、あそこに行く交通手段としては車か自転車、これしかないわけでございます。近くの方は歩っても行けないことはないんですけれども、ほとんどの方が子供は自転車、大人は車と用具を積んでいく関係もございまして、こんな形でできておるんですけれども、グラウンドができておればいいというものじゃなくて、あの辺の周囲の環境整備、これももう少し力を入れていただきたい、というふうに思います。ちょうど多摩川河川敷の土手の下に、いつも日曜日になりますと車が大渋滞いたします。あの先にちょうどダンプが絶えず稼働しておりまして、いつも交通渋滞で相当ダンプの運転手さんにどなられながら、ひやひやししながら、駐車をしておるわけでございますけれども、ちょうど森田市長もあの日に、あの光景を見ておりまして、ちょうど有刺鉄線の横に空き地があった。あれは市の保有地でございますので、あの辺も何とか駐車場にならないかな、というようなお話もちらっとされておりましたけれども、この辺について、それが駐車場ができるのかどうか、またつくってもらえるのかどうか、ちょっとその辺の見解をお聞かせしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 多摩川グラウンドの堤防と道路を境えまして根川という日野市でつくった日野市内の雨水排水の幹線になるものがあるわけでありまして、その根川は、過去40年初めのころに新井共有地というのを日野市に寄贈していただいた。相当な4,000坪ぐらいだったと思っておりますけれども、その敷地がありましたから、根川が好都合にできたわけでありまして、今あそこで見ますところ、つまり根川に沿っては、浅川流域下水道の敷地に

なる、浅川の処理場になる敷地でございますが、その根川を境えに堤防側に多分、市の土地だと思われる雑草のままで土地が残っておりますから、あそこ、あの場所をよく確認をいたしまして、これまでは流域下水の関係の敷地ということで、それぞれ用途が決まっていますけれど、その部分に、駐車場をつくる部分が可能であれば、そういう法があるな、ということを知っております。調査をして、なるべく必要な駐車場を確保したい、このように考えます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 駐車場の件はぜひお願いをしたいと思います。

それと2点目でございますけれども、先ほど教育次長の方から御答弁がございましたように、子供会を初め、多くのサークル団体が日野市にありまして活動を展開しておるわけでございますけれども、さらにその活動をスムーズに運営をしていくために、1点目と若干関連はございますけれども、質問をさせていただきたいと思います。

中身については公園あるいは児童館、こういった整備、拡充についてでございますけれども、日野市の公園というのは、当初の予定よりはまだまだ少ないというような状況にあるけれども、ほかの市に比べると、そんなに見劣りするようなものではない。この辺は、私も十分承知をしておるわけでございますけれども、（「小さい公園ばっかだ」と呼ぶ者あり）問題は、その使われ方でございます。児童公園、数多くあるんですけども、最近、場所がないためか、非常に老人のゲートボールが盛んに児童公園で行われるようになっております。過日も、私ちょっと誤解を招きまして、この件で住民の方にしかられたわけでございますけれども、要は、公園でゲートボールやるなどか、そういうんじゃなくて、やはり児童公園ですから、それなりに市の管理もされていますし子供たちも思い切り遊んでおるわけですけども、お互いが被害者というような立場で、何となく今ぎくしゃくしているような光景が至るところで見受けられるわけですけども、こういった公園の問題について、ゲートボールをやられていることが果たして市当局としていいものなのか、あるいはやむを得ないものなのか。将来、これは公園なんだからゲートボール場は別にどこか借り上げてつくろうとしておるのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは児童遊園についてのお答えになろうかと思いますが、お答えいたしたいと思います。

日野市には私どもの福祉の関係で管理しております児童遊園、子供広場、児童運動広場合わせまして32カ所ございます。これは児童福祉法の第40条に、児童厚生施設としまして児童遊園、児童館等の児童に健全な遊びを与えてその健康増進をし、情操豊かにすることを目的とする施設ということを規定いたしてありますが、これに基づきまして設置をしておる公園あるいは遊園地でございます。ここにおきまして、最近ゲートボールが盛んになりました関係で、御老人が使用させてくれ、こういうことでの申し入れがございます。これにつきましては、基本的には児童の立場での施設でございますので、大人をまず排除し、子供が駆逐されないように、そういう立場で使用しているわけでございますけれども、たまたま時間帯等が、老人が朝早く、子供が午後、こういうような活用の仕方ができるような場合には、お互いに譲り合っておりますけれども、あくまで優先すべきは児童、児童の健全育成というぐあいに考えておりますので、児童の健全育成に、児童の使用にかかわりがありますような場合には、優先的にそちらを使用させる。また老人なり大人なりが入ったために子供が駆逐されないような、子供を庇護する立場で使用しております。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 当然そういった、午前中は子供とか、あるいは午後は大人とか、そういうことで地域ではやっておるわけでございますけれども、やはり絶対数が足りないんじゃないかと思うんですね。そういったゲートボール場が不足をしているんじゃないか、というふうに考えるわけでございます。

条例によりますと、ゲートボールの内容については、民間でそういう貸していいというような申し出があれば、市では助成金を出して整地をするというふうなこともなっているようでございますけれども、やはりその辺がうまくいってないような気がいたします。

午前と午後、そういう利用の仕方は結構ですけれども、子供に、小さい子供におまへは午後だから、きょうは午前中出てきちゃだめだとか、あるいは逆の場合を言った場合に、果たしてそれで承知するものなのかどうか、この辺をちょっとお聞きしたいんですが……。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 先ほど御指摘のありましたようにゲートボールコートが3面という状況ではやはり不足しているということも事実かと思えますし、今後ともこのゲートボールコートの設置については鋭意設置に努力をしていきたいと思っております。

実は児童遊園と老人との競合というようなことが起きないように私も考えておりますし、また事実そのようなことが起きれば、あくまで子供を優先して、御老人なり大人なり、大人が利用するという事はもうほとんどありませんけれども、もしも、そういうようなことがありましたならば、お断りをして、あくまで子供に優先的な権限を与えていく、こういう使用の立場で管理をしていきたいというぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 児童遊園のことにつきましては、わかりました。

あと児童館の件でございますけれども、これも話に聞きますと、旭が丘の方に近々建設が予定をされているというふうに聞いておりますけれども、分布を見ますと、何かうまく配分をされておるならば結構ですけれども、何となくちょっとアンバランス的な感じがしないでもない。こんなふうに見受けられるわけですけれども、児童館の建設等について、将来どんなふうに考えておるのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 児童館の設置についての御質問でございますけれども、児童館につきましては、現在4館設置しております、5館目を旭が丘に設置する計画で、現在設計を進めておるところでございます。これができますと5館できるわけでございますけれども、基本的には1中学校区に一つの児童館という方針で進んでおまして、現在、まだ中学校の数ほどできておりません関係で若干分布的には片寄っている面もあるかもしれませんが、今後とも努力をしていきたい、設置については努力していきたいというぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 児童館というのは、大変お金もかかりますし期間もかかるということで、その程度で了解をしたいと思います。

最後に1点だけお聞きしたいんですけども、河川敷のグラウンドの話から始まりまして、いろいろと今児童遊園あるいは公園等々のことをお聞きしたわけですけれども、ちょうど多摩川の河川敷のグラウンドの横に、かなりまだ空き地があるんですけども、あの辺をもう少し整備をして、公園にできないかな、こんな感じでよく耳にするわけでございますけれども、実は、ちょうど河川敷のグラウンド等で何かをやる場合、これは大人も含めてでございますけれども、真夏の物すごいときに、子供たちが、非常に今の子供たち、体力的に弱いようござい

まして、日射病で倒れる子供が毎年何名かおるわけでございます。そうしますと、その子供たちをどうやって運んで寝かせるか、ということでもいつも苦勞するわけですけれども、あの辺に隣接して公園等があれば、ちょっとしたテントでも持って行って、簡単にその辺に寝かせておけば涼むこともできるし、体力も回復できる、こんなふうに常々考えてきておるわけでございますけれども、現在の多摩川の河川敷の所に隣接して、そういった公園等ができないか、あるいはつくる考え方があるかどうか、最後に1点だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えいたします。

現在、多摩川の河川敷につきましては調整区域になっておりまして、都市計画の上ではさらに緑地に指定がされております。一方、建設省がもうかなり前になりますけれども、多摩川の河川敷の利用計画を定めております。この利用計画の内容は、スポーツ施設として活用するもの、それからさらには自然の状態に置いて野鳥とか、あるいは植物等の観察に使う。そういうような形で利用計画が定めてございます。河川の占用許可につきましては、建設省はその利用計画に整合させるような形で今指導しているというのが現状でございます。

御質問の多摩川の河川敷の隣接地の公園の整備でございますけれども、御承知のように、現在の多摩川の河川敷のグラウンドの上流部分でございますけれども、都市計画道路1・3・1号線が通るわけでございます。架橋をされまして、一部グラウンドが割愛されるということでございます。将来的にはこのグラウンドを多摩川の環境管理計画といいますか、その利用計画に整合しないわけでございますけれども、東にずらすような形をとらざるを得ないのではないか、というふうに考えております。これはグラウンドを東に移動させるということで公園をつくるということではございませんけれども、そういう考えを現在持っております。

それから多摩川一帯につきまして、ただいま申し上げましたように、緑地の指定をしておりますので、市として将来どういう形で利用するか、今後十分検討し整備をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） わかりました。

家庭における青少年の養育とか教育というのは本来親の責務であるわけでございますけれども、やはり、そういうことになると、行政は直接関与しなくてもいいということになる。しか

しながら、青少年のその発達段階に応じて、こういった青少年育成の原点でもある家庭に対して、必要な支援を行うことは青少年行政の重要な柱であるというふうに思いますし、また現時点においては緊急的な課題であるというふうに考えるわけでございます。

市民は本当にどんな気持ちで税金を納めているのか。あすの生活を夢見ながら健康で文化的な生活をしてみたい。いろいろな面の施策もあろうかと思えますけれども、少なくとも、そういった市民の立場に立って市長は行政を展開するというようなことを当然ながら言うておるわけでございますので、今後とも、こういった構想を絵にかいたもちにしないように、ぜひとも計画的に展開をしていっていただきたい。

このことを最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって13の1、青少年の健全育成に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午後 1時19分再開

○副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。午後より議長所用のため副議長がその職務を務めてまいります。よろしく御協力のほどをお願いいたします。

一般質問、14の1、憲法について市長の考え方を問うについての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔15番議員登壇〕

○15番（馬場弘融君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

その前に、昨年の第4回の定例会、前期の最後の議会であったわけでございますが、そのときに私は男の美学ということでお話をいたしまして、男の美学は別れの美学だと言うやつがいるけれども、私はそうではない。再会をして初めて男の美学が完成をするんだという話をした

と思うんですけども、大変厳しい選挙戦ではございましたけれども、無事に乗り切りまして、何とか皆様方と再会をすることができた。さらにはまた新しい皆様方ともお会いすることができたということで、素直に喜びたいと思います。相変わらず今期も引き続き15万4,000日野市民のために、よりよい日野市をつくるために、頑張ってまいりたいと思います。未熟な発言が多いかと思いますが、市長を初め理事者諸兄の御指導を重ねてよろしくお願ひしたいと思います。

今回は2期目の最初の質問ということでございますので、原点に戻りまして森田市政の基本のところを伺いたいと思います。

市長は、すでに4期13年にわたって日野市政を担ってこられたわけでありまして、当初より憲法を市政に生かそう、こういう言葉をよく使ってきております。これは恐らく市長としてのトップスローガンではないかと考えます。中でも平和、基本的人権、自治等についての条文の引用は、非常に多いわけでございます。例えば、この3月1日の広報ひのの市長室からという文章の中にも、具体的に地方自治に関する日本国憲法第8章、92条、94条、95条、これらを取り上げまして、地方自治は可能性の宝庫である、このようなことを書いているわけでございます。

さて、日本国憲法には今市長がよく使う部分だけではなくて、前文、前の文ですけども、及び11章103条から成っているわけでありまして、市長が余り触れない部分もかなり残されているわけでありまして、そこで憲法全般について市長が一体どのような考えを持っているのか、具体的に5点に分けて伺いまして、あわせて今後の市政運営の基本姿勢を確認をしていきたい、というふうに思います。

まず第1点は、日本国憲法の制定のいきさつ、これについて伺いたいと思います。つまり、この憲法は、日本の国民が自主的に自分の意思で制定をした憲法だとお考えでしょうか。それともマッカーサーをヘッドとするGHQの押しつけの憲法だとお考えでしょうか。これをお答えをいただきたいと思います。

第2点は、日本国憲法第1章には天皇というところがあるわけでありまして、国民主権の日本でありながら、第1章に今、天皇があるということで、具体的に申しますと、第1条で象徴、天皇制を規定し、第2条では皇位は世襲であるという言葉を使っております。これらについて、市長はどのようにお考えになっているか、お答えをいただきたい。

第3点は、第2章、第9条、戦争の放棄並びに前文にうたわれております国際平和主義について伺います。具体的には自衛権が認められていると考えているのか。さらにはまた現在ございます自衛隊というものに対して、市長はどのように考えているのか、これをお答えいただきたいと思います。

第4点、これは改正についてであります。第9章、第96条には、日本国憲法の改正についての具体的な規定が設けられておるところでございますが、この憲法については、市長は永久に改正をしてはいけない、このように考えているのか。それとも社会情勢が変化をしたり、そうした状況が起これば改正をすることもあり得る、このように考えているのか、お答えをいただきたい。

そして最後に第5点といたしまして、まとめたような形で、これまで13年にわたって地方自治を担ってこられた市長が、憲法全体的に、どのような考えを持ってきたのか。一貫して当初から全く変わらない憲法認識と申しますか、考え方で来たのか、あるいは多少なりとも考え方が変わってきたのか、その辺のところをお伺いをしたいと思います。

以上、5点について伺いましたけれども、あとはお答えに応じまして再質問をいたします。お願いします。

- 副議長（中山基昭君） 馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。
- 市長（森田喜美男君） 御質問にか答えをいたします。

まず、この間4月1日、日野市の新しく採用いたしました職員31名に対して、これは毎年の例であります。サービスの宣誓というのを行います。そのサービスの宣誓には、これは日野市の条例にも制定をされているわけでありまして、つまり地方公務員法から援用されてきておる条項であります。その文章をちょっと読み上げておきたいと思うんですが、「宣誓書、私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。年月日、氏名。」こういう表現であります。

私も同じ地方公務員、特別職ではありますが、地方公務員でありますから、まずこれを職務の第一の基準としてわきまえておくということが大切と考えまして、私の机の上のガラス板の下にはいつでもこれが読めるように置いております。

そうして、今御質問のことにお答えをするわけではありますが、就任後、またあるいは就任前の公約として、憲法を市政に生かそう、このスローガンこそ私の日常の地方自治に臨む、つまり日野市政に臨む基本姿勢である、ということから始めたいと思います。

今の御質問でいろいろ疑問点を持っておられるようで、そのことに対する私の態度を聞きたい、ということだと思しますので、基本的にそういう考え方で日野市長という職務を日々執行しております、ということをはっきりとお答えしておきたいと思します。

憲法制定のいきさつ、つまり自主的憲法か、とこういう質問の趣旨だと思いますが、憲法制定の時は、まさに日本は占領下にあった。そのことは事実であります。しかしながら、最も日本人が日本人らしく戦争の反省を全国民が行って、そうして二度と再びこのような間違った戦をしてはならない、あるいは過去の圧政があってはならないということを反省をした、という重大な時期であったわけであります。そのときに平和主義、そうして国民を主権者とする民主主義、また個人の生活の権利を最も尊重する人権主義、それに我々は地方自治という新しい概念、新しい思想を日本にしっかり定着させた。これが第8章、地方自治の章の四つの条章である、こういう認識であります。したがって最もこれに正しく認識をしているつもりであります。

私も人生経験におきまして、いわゆる海外に侵略をしたその側の一員であった。軍人ではありませんでしたけれど、やはり日本戦略の侵略の一部を担った。これは当時の満洲開拓であれ、あるいは中国農民に対します平和部隊といいますが、農業あるいは振興、産業振興の役目の一端を担ったということでありまして、当時の私の考え方は、まさに地域の住民に一生懸命に当時新しい秩序をつくるんだという、そういう思想の中で、地域の住民の方の産業の振興あるいは意識の改革ということに携わったということでありまして、それが後になってみますと、侵略主義の一環の仕事であった、という認識を深くいたしました。

そうして、生命は保ち得たわけではありますが、いわゆる総引き揚げという貴重な経験をいたしました。つまり日本人が侵略をして得たその向こうの主権者から、追い戻されたということでありまして。しかし、生命を保ったまま、日本では引き揚げと、こう言っておりましたけど、帰還できたということは本当に向こうの人たちの温かい人間性の最もすぐれた、そういう配慮によるものである、ということを感じていたしました。そうして日本に帰りまして、その当時の状況を経験をしながら自分の生活の再建を図ったわけでありまして。

特に憲法が発布されて、そうしてその戦争の悲惨を顧みた前文、憲法のその前文であります。これを当時の考え方で読む際に、本当にすぐれた平和の思想、それから日本がこれから再建をする、そういう基本になる、国際社会における地位の確保の考え方であるということを痛感できるわけでありまして、そもそも国政は——国政は、これを市政に読みかえるとちょうど当たると思います。国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。こう書き上げられてあります。つまり再建日本が最も反省をして、そうしてここからスタートをした、こういうことであります。私はそのことに対して心から同感をするものであります。同感をした次第でもあります。その次から、日本国民は、恒久の平和を祈願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。こういう決意をはっきりいたしました。日本国民の本当に反省に立った上の心からの決意であったものであります。

こういう私は人生経験、基本的認識に立っておりますので、この日本国の憲法がどのようなもとに制定をされたにせよ、そうしてまた当時の日本を憂える先輩の人たちがどのような決意を持ってこの憲法の制定に参画をしたか、あるいはリーダーシップをとっていったか、ということとは如実に同感できる、とこういうものであります。憲法の制定のいきさつということにつきましては、いきさつというものは占領下でもあったけど、しかし、日本国民自身が自主的に制定をしたと言える内容である、とこのように考えております。

それから、あとのことは、つまりあなたの私の思想を調査しようという、そういう発想のようにもとれるわけではありますが、（「一般質問で通告してやっているんだから」と呼ぶ者あり）私の考えも言ってもいいはずであります。（「そうだ」「早く質問に答えろ」「関係ないでしょう」と呼ぶ者あり）

憲法を尊重するということは、第1章の天皇の世襲制度を定めてありますから、このことももちろん尊重するわけであります。

一番何といたしますか、日本国民の今の迷い、これは第2章、9条の（「第1章どうしたの」と呼ぶ者あり）だから第1章、（「第1章は天皇」と呼ぶ者あり）まだあるんですか。天皇の世襲でしょう。憲法制定のいきさつ。2番目は天皇。3第目は、（「答えたんですか、今」と

呼ぶ者あり)第2章、9条。(「答えているよ」と呼ぶ者あり)答えました。世襲制度ははっきりとこの憲法に書いてある、このように答えてあります。(「よく聞きなさい」と呼ぶ者あり)憲法を尊重するというは内容を全部信頼をするということでもあります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それから3番目の第2章、9条。これが最も今日本人の迷っている条項だと思います。その国際平和主義の中で憲法に立脚すれば、立脚することによって国際平和主義が私は可能である、このように考えております。

伴って自衛権の問題ということがあるわけでありまして。憲法の解釈で自衛権は固有にあるということははっきり言われております。ですから侵略ということはもちろんあってはなりません。自衛権というものはあるべきである。このことについても私は別段異存は持ちません。ただ自衛隊のあり方というのは手続として整っていない。これがよく違憲性の言われるところではないかと思っております。

それから4番目が第96条、つまり改正ということについてであります。私は憲法の理念をいずこの部分でも後退させないで、なおよいものであるならばこの改正条項もあるわけありますから、過去の憲法のごとく不磨の大典、こういう認識は持たなくてもいいと思っております。

それから、13年間地方自治の責任の掌に当たって終始一貫この憲法は市政に生かそうというスローガンのごとく微動だもしない、こういうことでもあります。(「いいぞ」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山基昭君) 馬場弘融君。

○15番(馬場弘融君) ある部分は非常に丁寧に、そしてある部分は余り触れたくないようにさらっとという形で、お聞きをいただいた皆さんも市長のお気持ちがある程度わかったのではないかという感じがするわけですが、そのお答えを踏まえまして再質問に入りますが、大変にぎやかな方についての関連したお話をいたしますが、第1点の制定のいきさつのことですね。さらに詳しく申し上げますと、これ、実は市長も十分御承知だと思いますけれども、初めに弊原内閣のもとで松本大臣が自主的なといいますか、古色蒼然なといいますか、保守的な変化のない憲法草案をつくったんですね。これをマッカーサーに出したところが拒否をされて、もうすぐにマッカーサー草案を逆に出してきたわけですね。このマッカーサー草案というものが下敷きになりまして余り大幅な改正点もなくこれは国会を通過している。

これが実態の日本国憲法の制定のいきさつでございますが、これについて一言申し上げておきたいのは、21年の8月から10月にかけて国会、当時は旧憲法における国会ですから貴族院、衆議院、この審議が行われたわけですね。さらに枢密院というのもありました。このときに日本共産党はこの今の日本国憲法に反対をしているわけですね、国会の決議の中で。このときは野坂参三さんが代表質問といいますが、代表演説に立ちまして反対討論をしているわけですが、その中で幾つか論点があるんですよ。

四つ申し上げますと、野坂参三さんの要するに共産党を代表する今の日本国憲法に反対するという論旨は、一つは天皇制があるということなんですよね、一つは。第2点は私有財産制、財産制があるということですね。第3点は参議院、これは必要ない、こういうことを言っているんですね。それから第4点はこれ今市長はちょっと、後ほど言いますけれども、自衛権の問題に絡んでくるんですが、当初、これは日本国憲法の制定当初の立法者の意思は、自衛権も含めた戦争反対、完全なもうお手上げの、今で言えば社会党あたりの主張でしょうかね。完全にもうちょっとした軍備すらいかん。軍備とちょっとでも考えられそうなものすらいけないというふうな考え方であったわけですね。それに対して野坂さんは、第4点で自衛権も放棄をすることには反対だ、こういうことを言っているんですね。この点だけはちょっと私も評価できるんですけれども、残りの天皇制への反対、財産権への反対、参議院への反対といいますが、こういうものをもって国会で反対討論をしているんですね。

市長は常に御自分の選挙のときに共産党さんの大変強い御支援をいただく中で当選をしてきているわけでございますけれども、この制定当時のいきさつの中で、おたくを支持してくれる共産党は、今の日本国憲法に反対をしたんだ、ということについて御承知でしょうか。あるいは、これを今もし初めて知ったのであれば、どのように考えているでしょうか。お答えいただきたいと思います。（「そんなの国会の場でやりなさい」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お答えをする必要もないことですが、私はどこの、どの政党にも拘束をされることは一つもないわけでありまして、私の信念に立って私の自分の思想を持っておるといことでお答えをしておきます。

○副議長（中山基昭君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 自分は自分だと。自分を支持してくれる政党は政党だ、とこ

ういうことでしょうけれども、一応、私は市長を支持している政党はこういった考え方でいるんだ、ということをお知らせをしたい、という意味を含めまして質問をしているわけでございまして、もうしばらくおつき合いをいただきたいところのございですが、さらに第2点の天皇について、市長は一番初めの答弁の中で、何となく言いにくそうに全体の条文全部を承認するといえますか、支持しているんだから当然それもいいんだというふうな、具体的に余り言いませんでしたけれども、そういうふうにとれる発言だったと思うんですが、やはり、これも一度繰り返しますが、日本共産党なんですよね。これは日本共産党の60年という本の中にも、繰り返し言っているんですけども、天皇の地位その他の反動的条項を持っている、こういうふうな記述があったり、あるいは不破さんは、今、委員長ですか、かつて国民を一人に象徴させ、世襲制度をとることは、アナクロニズム——時代錯誤である、このような発言もしております。赤旗の主張等を読みますと、天皇制は個人を国民の上に置くものだから、国民主権とは相入れない制度である。共産党は結党以来60年間一貫して天皇制の廃止を主張している、こういうことを言っているわけですね。

それで市長にお伺いをしたいのは、これについて天皇制の廃止を主張しているという、こういうことを共産党は言っているわけですが、これを私流に言えば憲法をかえる、憲法を改正をする、こういう意思を共産党は持っているんだということになるんですね。これについては、これについては、市長は現在の憲法を守っていくんだという一番初めの答弁の中で職員に対する宣誓ですね、それを引用されて護持する立場にあるというふうなことをおっしゃったけれども、さらに質問いたしますけれども、天皇制の廃止、つまり憲法の改正も十分あるんだ、かなり基本的な問題についての憲法の改正もあり得るんだというふうに考えている人の支持を受けている。このことについて重ねて御意見を伺いたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全くナンセンスの質問という以外にありません。

憲法19条には、思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。はっきり書いてあるわけでありまして、私の思想と良心の自由を立てて私が市長としての職務をいただいておりますから、どなたがどうということと直接に関係することは無いというふうに御理解下さい。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山基昭君）　馬場弘融君。

- 15 番（馬場弘融君） それぞれが自分の立場、自分の御意見を持っているということとは、それは結構だと思うんですが、自分が公職としての立場に立ちたい。それについてある政党の支持を受ける。こういうことについてはかなりその政党が持っている政策、基本的な考え方、この認識を踏まえて支持を受ける、あるいは支持を取りつける、こういうことが当然あると思うんですが、その点については全く市長は関知をしてないというふうにお答えになっているんでしょうか。どうでしょうか。
- 副議長（中山基昭君） 市長。（「国会でやりなさい」と呼ぶ者あり）
- 市長（森田喜美男君） 憲法を最も信奉しているということがすべてでありますので、余計なことは申し上げない方がいいと思います。
- 副議長（中山基昭君） 馬場弘融君。
- 15 番（馬場弘融君） なかなか一番の聞きたいところが、市長の口から出てこないんですけれども、第3点目に移りますが、自衛権については市長は自衛権までは否定するものではないというふうなことははっきりおっしゃったけれども、自衛隊については余り明確ではなかったんですが、しからば、この自衛隊というものは戦力だと考えておりますか。お願いします。
- 副議長（中山基昭君） 市長。
- 市長（森田喜美男君） 議長にお願いしますが、私が答えなきゃならないことはすでに答えておるつもりであります。
- そうして侵略を。（「侵略なんて言ってませんよ」と呼ぶ者あり）侵略をしてはいけないということが日本憲法の平和の一番の基本でありますから、したがって侵略を受けるという（「侵略なんて私言ってません、自衛隊は戦力かどうか」と呼ぶ者あり）黙って聞いたらどうですか。（「答弁中だよ」と呼ぶ者あり）侵略に対してはそれは自衛をする、ということは当然であるというふうにお答えをしているわけであります。それ以上のことは、もうお答えする必要はないと思います。
- 副議長（中山基昭君） 馬場弘融君。
- 15 番（馬場弘融君） 議長、私は今自衛隊は戦力か、どういうふうを考えているか、ということを知りたいんです。自衛権の問題はさっき答えてくれたんですよ。それを聞いているわけなんです。（「そんなこと聞いてどうするんだよ」「やめなさい」「これから聞くこと

だ」と呼ぶ者あり)市長のお考えを聞いているんですよ。

○副議長(中山基昭君) 市長。

○市長(森田喜美男君) 私の考えていることを聞いてどういうふうにあれですか。私ははっきりと憲法を遵守します。そんな細かいことまで一々問われるいわれはない、こういうふうに言っているわけであります。(「意味がないんだよ」「答弁済みなんだよ、もう」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山基昭君) 馬場弘融君。

○15番(馬場弘融君) 細かいことまでということをおっしゃいましたね、今市長ね。(「どんなことでも答えるのが市長だよ」と呼ぶ者あり)憲法というのは全体が1本じゃないんですね。各条文条文の中がそれが積み重なって憲法、日本国憲法になっているわけで、市長はそういう部分に余り触れたくないかもしれないけれども、それぞれの細かい条文についてどう思うのかなということをおしは知りたいんですよ。どうしてかと言えば、市政運営の基本に憲法を市政に生かすんだということをおっしゃっているでしょう、市長。だから、その憲法というのはトータルの憲法という面もあるけれども、それぞれの一条一条がまた憲法なんですね。だから市長が余り触れたくないかもしれないけれども、あえて私が触れているのは市長が自分で言っているからなんですよ。憲法という言葉。(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)

もう一回聞きますよ。自衛隊は戦力というふうにおっしゃっているんですか、それとも考えていませんか。どうですか。

○副議長(中山基昭君) 市長。

○市長(森田喜美男君) 私は軍事専門家ではありませんので(「何を言っている」と呼ぶ者あり)軍事力であるならば戦力と言うべきでありましょうし、軍事力でないというならば非戦力だというふうに解していいと思います。(「市長はどう思っているんだ」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山基昭君) 馬場弘融君。

○15番(馬場弘融君) 参考までに申し上げますけれども、ずっと予算書の中には都の支出金、委託金の項目の中に自衛官募集事務というものがあるけれども、入っているわけですね。市長のお答えでありますと戦力かどうかということはなかなか触れたくないようですね。(「関係ない」と呼ぶ者あり)関係なくない。関係あるんですよ、これは。

自衛権を認めるとして、じゃあ一応市長は毎年度の予算の中にこの自衛官の募集事務ということですから、入れているわけですから自衛隊も認める、こういうふうに私だけ判断をしましょうね。これに対して、じゃあ社会党や共産党がどういうふうな考え方をしているか。つまり社会党のおっしゃる主張というのは非武装中立ですね。あるいは、ひところ今、違憲、自衛隊は違憲だけれども、合法的なものだ。法手続上は合法的なものだ、こういうふうな論を、これ今でも生きているんでしょうか。言ったこともあります。一方、共産党につきましてもは武装中立論ですね。今の自衛隊というものはアメリカに従属した軍隊のようなものだからよくない。いずれ日本の国民の意識がかわって、例えば共産党が天下をとれば自主的に新たに自衛力を整備をする。外国の侵略に対抗してそれなりの整備を持つ。こういった考え方が共産党の考え方だと思うんですね。

この二つの政党ですね。市長を支持するやはり今2大政党といいますか、一番の基本となる政党だと思うんですけども、市長はどちらの考え方に自分の考え方が近いというふう想着て、自分の考え方がどちらの考え方に近いのか、お答えをいただきたいと思います。（「そんなものは政策協定に書いてない」と呼ぶ者あり）

- 副議長（中山基昭君） 市長。
- 市長（森田喜美男君） 先ほどお答えしたとおりであります。要するに今日の自衛隊を軍備力と、軍事力とみなすならばこれは違憲である。自衛権の範囲だということならば一応合憲である。そういう迷いの中の存在だということが言えるのではなからうかと私は考えております。
- 副議長（中山基昭君） 馬場弘融君。
- 15番（馬場弘融君） 迷いの中にあるということは、一番初めに市長がおっしゃった憲法のすべての条文をよしと考えているからこれを守る立場にいるんだ、ということと矛盾しませんか。どうですか。
- 副議長（中山基昭君） 市長。
- 市長（森田喜美男君） 一番わかりいいのは第9条が、つまり示しているとおおり、交戦権は、軍備力を持たないということと、国際間の紛争を戦争手段によって解決することはないと言っておるわけでありますから、そのとおりでよろしいのではないかと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山基昭君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 少し論点をかえますが、今の第9条に関連をしまして、前文のところ、市長も先ほど自分で朗読をされたところの中にもありましたけれども、非常に重要な文章があるわけで、日本国民は、恒久の平和を念願している。そして平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した、ということがあるんですね。これが非常に問題になるんですけれども、果たして現在、日本を除く諸外国の民といえますか、諸外国は信頼するに足るか。つまり、とことん自分の身を預けて我が日本が安心だというふうに考えられるかということなんです。

さらに具体的に申し上げますと、これは外国の憲法をあちこち見てきたんですけれども、例えば——どこからいこうかな、順番ですからアメリカからいきますかね。アメリカの憲法も、これは連邦憲法ですけれども、これははっきり軍隊を募集することも規定してありますし、戦争の宣言の経過も規定してあります。ベルギーの憲法にも公の兵力という名前での規定があります。イタリアおよび西ドイツ、これは両方とも第2次大戦の敗戦国でありますけれども、兵役の義務、イタリアにはあります。西ドイツでも18歳から兵役の義務というのがあります。連邦は軍を設けるという規定もあります。もっとも西ドイツの場合には侵略戦争及びその準備は違憲性があるというふうな規定はもちろんあるわけでありまして、徴兵制がある。さらにフランスにはやはり軍隊及び戦宣告、こういった規定がありますし、ソ連、ポーランド、中共、こういった社会主義諸国の憲法をいずれ見ましても、特に社会主義諸国のこの憲法につきましても、この辺がかなり強く規定をされておまして、ソ連の場合は、軍は戦闘態勢を保つ義務がある、という規定があります。さらに祖国防衛は市民の神聖な責務である、こういう規定もあります。軍隊は市民の名誉ある義務である、こういう規定もあります。ポーランドの憲法を見ますと、これはポーランドの憲法というのは、実は少し余談になりますけれども、非常にかわいそうな憲法で、やはり日本とは立場は全くかわってましても、ソビエトの赤軍に占領された後、この憲法がつくられているんですけれども、その前文、前文にはっきりソ連共産党のおかげをもってこの国ができるんだというようなことが規定をされておまして。大変かわいそうな国だな、という気が改めていたしますけれども、そのポーランドの憲法にもソ連の憲法と同じように祖国を守ることは市民の神聖な責務である。兵役は市民の名誉ある愛国定な義務である。こういう規定があるんですね。中共でも、中国ですね、中国にもやはり祖国防

衛は公民の神聖な義務である。兵役は公民の光栄ある義務である。こういう規定がある。

こういった憲法の規定だけを見ましても、すべて今取り上げたみんな大きな国といたしますか、力のある国ですね。こういう国は軍を持っている。兵役の義務を持っている。戦宣ということも含めて規定をしている。こういう世界の国々がある中で、そしてまた戦後40年間の歴史を見れば日本の近辺では朝鮮半島を除けば比較的平和である。ところが、世界各国ではいまだに戦争、内乱が続いているわけですね。

こういう中で、この日本国憲法に言われている、前文に言われている、平和を——ちょっと待ってください。（「よく覚えておけ」と呼ぶ者あり）いっぱい引用しますんでね。——平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼をする。平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して自分たちの安全と生存を保持する。こういったものが、こういった文言が果たして十分達成できるんだろうか。私、非常に疑問といたしますか、不安に感じる面があるわけですが、これについて、この前文についての考え方と、今の自衛権の問題等も絡めて、再度市長のお考えを伺いたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 敗戦の中から立ち上がった日本がこの憲法を心から喜んで制定をした。それはまさに侵略者であったことをみずから恥じたというはずであります。したがって、その際、よそを信頼しなければよそからも信頼されない。これは相互のやっぱり一つの原理だと思います。そういうふうを考えればおのずから自明の理でありまして、他を信頼をし、他からも信頼をされる。それが日本の生きる道である。原則的に私は極めてはっきりしたことだと、こう思います。

○副議長（中山基昭君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 確かに信頼をしなければ相手も信頼してくれない、これはわかるんですけども、くどくなるかもしれませんが、どうも市長は自衛隊というものに対する考え方というものを余り明確に述べたがらないといたしますかね、そういうところがあるわけですが、つまり揺れ動いているという意味は、できれば自衛隊も全部やめちゃって、そういうものをなしにして裸のといえますか、諸外国みんな軍備を持っている、兵役の義務を持っている国も非常に多い。そういう中で、日本だけはそうしないで、何もそういう軍備に関連するようなものは一切持たないでやっていった方がいいのではないかな、こういう感じにもと

れるわけで、そうしますと、ただ言葉上だけで信頼をしている、外国を信頼しているから我が国は守れるかといいますと、そうではないんじゃないかな、こういう感じがするわけです。そういう点でお伺いをしているわけでございます。

いずれにしても、市長の憲法についての考え方、余り具体的には浮かび上がってこなかったんでございますけれども、ただ、いずれにしても市長は憲法を市政に生かす、生かそうという言葉非常に多く使っているわけでございまして、この憲法ということについては、今私が取り上げたような天皇を初めとする市長が余り触れたくない面もちゃんと規定してあるわけですね。ですから、この辺も踏まえて、日本国憲法なんだ。もし憲法を守ろうと言うのであれば、この辺も踏まえて守る。この辺の覚悟を、ぜひしておいていただきたいと思うんですね。一部の政党が言うように、天皇制を廃止するだというふうな気持ちを持っているのであれば、憲法を守るという立場にはなりません。

そういうことをぜひお考えをいただいた上で、これからも日野市政を運営をしていただきたいというふうに思いますし、さらにはまたこれまで触れておりませんが、憲法を市政に生かすと言っているながら、これまで過去4年間の私の経験だけからしましても、幾つかの場面で、例えば条例違反、条例を無視した行政運営というものが見られたように思うんですね。やはり憲法を市政に生かすというのは、すべての条文を含めて、憲法の規定どおりにやっていく。憲法に基づく法律がある。法律に基づいて条例が制定をされる、あるいは規則がつくられる。そういうものに基づく行政、地方行政でなければいけないと思うわけでありますが、そういうことを再度きちっと確認をしていただいて、憲法を市政に生かす市政をこれからも運営をしていただきたい。

このことをお願いいたしまして、大変雑駁になりましたけれども、この件の質問を終わりたいと思います。

○副議長（中山基昭君） これをもって14の1、憲法について市長の考え方を問うに関する質問を終わります。

続きまして一般質問14の2、行政コストと市民サービスのあり方についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○15番（馬場弘融君） 日野市行政調査会がこの2月の27日に提出した中間答申、これを見ますと基本的認識という項目の中に、ちょっと読んでみますけれども、次のような文

章があります。日野市の財政はやや長期的な視点から見ると今大きな曲がり角にある。――途中を飛ばしますが、文化的雰囲気の高い魅力ある都市環境を整備するためには区画整理事業、下水道事業だけをとってみても20世紀末までには1,000億円を超える事業費が予想される。その他の諸施設を含めると市の一般会計負担はもとより膨大な額に上る起債の元利償還費も長期にわたって市財政に一段と大きな影響を及ぼすであろう。さらに法人住民税の将来の伸びについては必ずしも楽観はできない。それゆえ、これからの都市基盤整備等に要する巨額の財源を長期にわたって十分賄い、まちづくりを円滑に進めるには今後一層行財政の計画化と効率化を図る必要がある。

中を飛ばし飛ばししながら引用いたしましたけれども、非常に市財政の将来について、これは的確な指摘だと思います。実際、担当の課の説明を受けましたところ、土地区画整理事業については、およそ、概算でありますけれども、総事業費が618億円、下水道事業については414億円である。合わせて1,032億円であります。しかも、これは昭和59年度の単価による数値でございまして、人件費を一切含んでおらない、いわば裸の事業費であります。さらに、この内訳を見ますと、起債が254億円となっているけれども、これが償還をするときには、397億円に膨らんでしまう。この二つの事業を例えば15年計画と仮定をした場合、たしか市長は先般下水道は75年を目途にというふうなお話をしておりましたので15年ということを出したんですけれども、15年計画と仮定をして計算をしまして、年ごとの費用を見ますと、初年度、これはすぐに大きな事業がぱっと始まったと仮定をしますと、37億円の出費、それから10年目ぐらいまでは大体少しずつふえていくんですが、10年目が49億円の負担になります。さらにふえていきまして15年目、これがピークになるんですが、57億円、それから15年たちますと後は償還金だけになりますから少し減ってきますが、20年目から30年目まで償還のみということで約23億円、毎年かかってくる。これら非常に今後30年にわたって毎年毎年莫大な支出増に見舞われることになってくるわけでありまして。

さらに、今申し上げたのは土地区画整理と、下水道だけです。これ以外に現在計画中の各種の施設の建設ですね、この費用にはやはり担当の方の説明によりまして約200億円かかってくる、ということでありまして。まさにこれらを考えますと、これから15年後ぐらいの日野市の財政負担というものは、気が遠くなるような巨額の、毎年も巨額でありますけれども、それがしかも長期にわたるということで、これは大変なことになるな、ということを感じ

た次第でございまして、なぜ、今、日野市も行革をやらなければいけないのか、ということ、この必要性を痛感をするところでございます。国の借金財政は決して対岸の火事ではないわけでございます、いずれ、我が日野市にも必ずやって来る事態だと思います。中間答申も具体的に述べておりますように、今のうちに財政の各般にわたる見直しを行い、行政体としてのゼい肉をとっておかなければいけないと思います。

このような観点から今回の質問を取り上げた次第でございます。それで、行革を推進するためのポイントは3ポイントぐらいあると思うんですが、一つは内部コスト、つまり人件費をどれだけ削減できるかということだと思うんですね。これについては昨日の古賀議員ですが、の質問にもございましたけれども、職員給与あるいは退職金等の是正、こういう努力が一方にはありますし、一方では職員の定数ですね。数を減らすといいますか、ふやさない、こういう努力が必要である。これが第1のポイントだと思うんですね。それから第2は、これは市長もことしの施政方針の中でおっしゃっておられましたけれども、スクラップ・アンド・ビルドによりまして、住民サービスのシステムを見直していく必要があると思うんですね。3番目は行政の守備範囲の見直し、大きく分けてこの三つぐらいのポイントに集約をできるかと思うんですけども、これらのポイントをそれぞれを踏まえまして、これから具体的な施策の中で、非常にコストが高い行政分野3点を挙げてまいりますので、それぞれについて市長の今後の対応策ですね、これについてお伺いをしたいと思います。

第1点は、学校給食の問題であります。これは、59年度の決算のちょっと数字を申し上げますが、現在20校全部小学校は給食をしている。中学校については4校ですか、しているんですけども、総額が、公費の総額、公費負担分の総額が8億5,100万円、59年度の決算ですね、になっております。これを小学校の児童と中学校の児童に分けて、年間児童1人当たりは日野市は一体幾ら学校給食をやるために負担をしているだろうか、という数字を出してもらったんですが、小学校の児童が給食をやるについて、1年間1人当たり日野市は4万6,753円の公費負担をしています。これは材料費は別でございます。公費負担分だけでございます。中学校の生徒1人当たり1年間日野市は2万5,175円を負担をしております。この莫大な負担を、今からいろいろ議論はありますけれども、自校方式で始まっている日野市の給食制度でありますから、今さらセンター方式にしようということは無理ですね。また、やめるわけにもいかないだろう。とすれば、一体どういうふうになれば、このコスト、しかもこのコスト

の非常に大きな部分が、人件費になっているわけでありますけれども、このコストを一体どのようにすれば下げることができるのだろうか、一体どういうふうな今後の見通しを持っているか、ということをお伺いをしたいと思います。ぜひ、これは一番初めに申し上げた今後15年、20年先といいますか、莫大な他の社会資本投資に伴う費用負担、こういうのが具体化したときに、こういう負担を残しておいて、果たして日野市の財政力で耐えられるのかという面も含めて、今後のコスト削減についてのまずお考えを伺いたいと思います。

それから第2点は、保育所、保育園、学童クラブの問題であります。保育所は市内に公立が12園あるわけですね。この12園の運営コスト、人件費を含む運営コストは、これは61年度の予算でつくってもらった数字なんですけれども、総額で13億2,100万円日野市が負担をするということであります。これに対して、個人の負担分は、つまり保護者の負担分が約、2億8,000万円。それで1人当たりのやはり公費が、園児1人当たり月額で申しませうかね。どのくらい公費を負担をしているかという数字を見ますと、例えばゼロ歳児を1人1カ月日野市の保育所が、日野市立の保育所が預かるとすれば、公費の負担分は31万5,000円という数字になってくる。ゼロ歳児を1カ月預かると31万5,000円の負担。ところが、今の料金表によりますと、料金表といいますか使用料といいますか、措置費ですか、負担金ですか、これは最高限度いただいても1カ月2万9,000円です。市の負担分は31万5,000円。3歳児で見ますと、市の負担分は1カ月1人当たり7万4,515円。これに対する個人負担の最高額は1万5,500円。大体ゼロ歳から5歳いますから平均なべてみますと、平均月額で公費負担分は8万8,000円ぐらいになってくると思うんですね。

このような膨大な負担をしているわけですが、問題点が幾つかあるのは今申し上げましたようなゼロ歳児というふうな者に対する、つまりこれはごく一部の人に対して、本当にその方がどうしようもなく困っているという状況にある方ばかりであればいいんですけども、恐らく大部分は夫婦共稼ぎで働いて、かなりいい月給といいますか、そういうものをいただいている方が多いかと思うんですが、そういう方が多いにもかかわらず、公費としてゼロ歳児を1人預かると1カ月に31万5,000円の負担になってしまう。この辺については、少し今検討をする必要があるんじゃないか、ということがまずあります。

さらに今3歳児、4歳児、5歳児につきましては、幼稚園というものと保育園というものに対する見方といいますか、が余り変化がないと思うんですね、親ごさんの見方に。多少保育園

の方が長く預かってもらえるからそちらの方がいい、というふうな感じでお預けになる親ごさんが多い。保育園でもやはり幼稚園と同じように教育をしてくれ、というふうな考えの方が多いですし、内容的には余り変化がないと思うんですね。そこで幼稚園に対する公費の負担、これを見ますと、公立の幼稚園が6園あります。（「7園と呼ぶ者あり」）7園。ごめんなさい。1人当たりの公費の負担額が年間で――月額で見ますかね、先ほど月額で申し上げましたから月額で見ますと2万4,892円、2万4,000何がし、2万5,000円ぐらいですね。の負担を公費で負担をしている。そうすると保育園に対する公費の負担分、先ほど申し上げました平均ですと8万8,000円ですからね。これと随分差が出てくるわけですね。こういうのを見ましても、この保育所に対する公費の負担の割合というものが、余りにも多過ぎる。もっとこれは削減をすることができないだろうか、というふうに感じるわけでございます。つまり、もう一回繰り返しますけれども、ゼロ歳児の保育の料金と申しますか、負担金ですね、これの形は今のままでいいのだろうかということ、幼稚園と保育園の負担の落差を見ると、果たして公費をこれだけ保育所という保育園というものにかけていいのだろうか、という気がするわけです。

さらに三つ目としては、保育料が少し全般的に低過ぎるかな、正直申しまして低過ぎるかな、という感じがいたします。日野市の場合には、昭和56年以来据え置きということになっておりまして、国基準の保育料からすると、約43%になっておりまして、保育園にかかる経費総額の約2割しか負担をしてない、ということでございます。

この辺について、今三つほど申し上げましたけれども、一体どのような考え方をお持ちなのか、将来についてのお考えを伺いたいと思います。

それから学童クラブの問題であります。これは総枠としては1年間に1億7,500万、1年間ですね、ぐらいでございますから、保育所とか学校給食と比べれば、総額としての負担は少ないんですけども、これは今すべて正規の職員でやられているんですが、これこそパート化の最もしやすい分野ではないかと思うんですね。コスト削減の際には、パート化し得る分野だと思っておりますが、この可能性はないのか、あるいは、そういう検討をしているのかどうか。さらにはまたこれはもともとかぎっ子対策と申しますか、放課後の子供さん、共稼ぎのお子さんを預かるというふうな形でやってきたものでありますから、もう少しこれも父母の負担の適正化に努めてもいいのではないかな、という気がするんですね。

具体的に申しますと、今、月に3,160円が個人の負担であって、これに対する公費の負担分は2万451円というふうになっております。これについても、将来に対するお考えを伺いたいと思います。

それから第3点は、老人福祉を中心にしました全体としての福祉施策についてのことなんですけれども、特に老人福祉について、日野市は、例えば敬老の祝い金5,000円ですかね、1人当たり。それから健康管理手当1万円、それから老人に対する理美容券、これを現金に換算をいたしますと、割れば約1万円ぐらいになりましょうかね。こういった皆さんからいただいた税金をお金でお返しをするという行政がかなりとられているわけですね。確かにこれをいただくお年寄りからすれば、ありがとう、ありがたいことです、というふうに感じるかもしれないけれども、私は行政のやり方としては、最もまずいやり方ではないかなと思うんですね。やはり行政が市民にサービスを与えるためには、市民の皆さんからいただいた税金を、何らかの市民サービスにかえた上で、現金ではなくて、行政サービスとして与えていくという、そういう行政が一番いいと思うんですけれども、そういう点で今の老人福祉施策、もちろん今申し上げたようなサービス分野の施策もありますけれども、かなり、こういった現金給付の施策が目立っている。これは、これから先の高齢化社会、私は長寿社会というふうに言った方がいいと思うんですけれども、皆さんが長生きをする社会に向かいますと、なかなか厄介なこれは負担になってくるだろうと思うんですね。

先ほど申し上げた三つだけでも、1億5,000万ぐらいの金額を毎年負担をしている。今は年間6,500人ですかね、人数、対象者は、これ、どんどんふえていくと思うんですね。これからさらに老人医療の無料化を求める声も非常に強いわけで、これもまた、じゃあその部分も1万円負担ましょうというふうなことをやりますと、際限なしにこういった現金給付の行政分野というものが、老人福祉の分野で広がっていくおそれを抱くわけでございます。そろそろこういったものを見直しをしないとまずいのではないかな。あるとき突然カットする、というふうな事態が起こらないとも限らないと思うんですね。

実は、きょうの朝の朝日新聞を見ましたら、これは暮らしと市政という多摩版のシリーズものがあつたんですが、この中で東村山の市議会が、市内の身体障害者20人もが傍聴席で見守る中、施設の入所者への障害者手当を廃止する条例改正案を可決した、こういうことが書いてあるんですね。よくよく読んでみますと非常にここは経常収支比率が高くて、97%を超えて

いるんですね。なるほどなと思うんですね。恐らく、これは過去のいろんな都市基盤整備に要した起債ですね。起債の償還で首が回らなくなってきているということで、そういうことで初めて傍聴者がいるにもかかわらず、カットをせざるを得ない。議会も非常につらいと思うんですけども、こういう事態が現実には東村山で起こっているわけですね。

この中で各市の、多摩26市の起債状況のグラフがあるんですが、これを見ますと、日野市の起債額、総額としてはそれほど多い方ではないただけれども、下水道が今ほとんどないわけですね。その下水道がない市の起債額というものを、地方債の現在高を見ますと、圧倒的に日野市が現在高がもう多くなっているんですね。具体的に申し上げますと日野市は、今、これを、この新聞で読みますと、259億の地方債残高、60年度末現在259億円。今ほとんど下水道がない秋川、稲城、この地方債の残高は75億、71億。国債が118億。こういうふうになっているんですね。これを見ますと、日野市はまだ下水道というかなり大きな地方債を抱えなければならないのに、もうかなりすでに地方債の残高が大きいということですから、一番初めの議論ですけれども、東村山とまではいかなくとも、かなりこれに近い状況が15年後になるか、あるいは十何年後になるかわかりませんが、来るのではないかという気がするんで、そういうことが、繰り返しになりましたけれども、そういうことを考えますとこの老人福祉の施策の中で特に現金を差し上げるというやり方、こういうものはなかなかこれをカットするのが苦しいと思うですよ。ですから今後の先行きの財政状態の厳しさを考えれば、この辺について、そろそろ抜本的な見直しが必要ではなかろうか。こういうふうを感じるんですけども、この辺についての、これは市長のお考えかもしれませんけれども、見通しといいますか、考え方を伺いをしたいと思います。

以上、3点でしたかね、3点について伺いをいたしました。お答えをお願いしたいと思います。

- 副議長（中山基昭君） 馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。教育次長。
- 教育次長（小山哲夫君） それでは御質問の第1点目の学校給食費のいわゆる経費の削減の問題につきましての今後の見通しについての御質問に対しましてのお答えをいたします。

先ほど馬場議員さんの方から、昭和59年度の決算額をとりまして、小中学校1人当たりの年間の公費負担額につきましての御提言がございました。確かに59年度の決算を見ましても、小中学校の1人当たりの1食の公費のいわゆる単価でございますけれども、244円40銭と

いう単価でございます。その中の75%、つまり185円50銭が大体人件費に相当いたします。したがって残りの25%が光熱水費その他運営費という形になるかと思えます。そういうことからいたしますと、確かに御質問の中にもありましたとおり、人件費が相当の割合を占めておるわけでございますので、今後給食を進めていく中での職員のいわゆる配置問題等について、今後、相当検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

現在の日野市の小中学校に入っております給食調理員の配置基準につきましては、東京都のいわゆる給食調理員に対しましての配置基準がございます。これは、東京都下26市中12市が完全給食をしておりますけれども、これらの12市もすべて東京都の給食のいわゆる調理員の配置基準に基づきまして、配置をしているわけでございます。それでまいりますと、特にこれは食数によって調理員の配置をしているわけでございますけれども、小規模校については、割合調理員の配置数が多いわけございまして、大規模校はむしろ少ない、という、こういうアンバランスがございます。したがって教育委員会といたしましてはできるだけ現在置いております調理員の配置基準ということを見直す必要があるかと思っております。したがって、現在その見直しにつきましますの作業の準備をしておるところでございます。

それからもう一つは、御承知のとおり小学校の児童は昭和55年度から各学校とも児童数が減っております。中学校につきまします昭和61年度をピークといたしまして62年度以降は生徒数が減ってきます。そういたしますと、当然のことながら調理員の数も浮いてまいります。

それらの二つのことを考えながら、今後、完全給食といたしましては、御承知のとおり二中、三中、四中の3校が残っているわけでありまして、現在、それにつきましますの給食施設につきましますの施設整備を行っているところでございますけれども、この3校が、完全給食を実施した場合に、現在の生徒数から予想いたしますと、大体3校で20名前後の給食調理員が必要である、というふうに予想がされます。したがって、当然この数をもとにすれば、定数条例の改正ということが、当然必要になってくるわけでございますけれども、できるだけ、今申し上げたような給食調理員の現在の配置基準の見直し、児童生徒数の減っていく中での調理員の減という中で、できるだけ調理員の定数をふやさないように最大限の検討を加え、そして、これは当然労働問題に関するところでございますので職員組合との話し合いも必要でございます。そういった中で、一応了解を得ながら定数をふやさないように最大限の努力を払い、かつまた給食の質、量の低下を招かないような形の中で、最大限の人件費の削減につきましますの努力を

してまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは保育園及び学童クラブの御質問にお答えをしたいと思います。

まず保育園のコストの問題についてでございますけれども、まずゼロ歳児につきましては、経費といたしまして、資料を差上げたわけですが、31万5,000円ほどかかるということでございます。また3歳児につきましても7万4,000円ほどかかる。これは経費として算出したものでございます。この負担の内訳といたしましては、それぞれの父母が約15%。それで、このそれぞれのゼロ歳児及び3歳児につきましても、この経費の内訳といたしましては、人件費が平均といたしましてゼロ歳から5歳までの経費の平均の比率は人件費が79%でございます。それから園児の処遇費でございますが、これは13%、維持管理費、修繕等でございますけれども、これが7%、その他の経費が1%ということでございます。このようなことで経費の大半は人件費ということでございます。その中で特にゼロ歳児につきましては圧倒的に人件費。これは3歳児あるいは5歳児と比較しますと保母の対応の数がふえてきますし、またそのほか給食作業員あるいは栄養士、保健婦等の加算がございますので、それぞれ人件費を含めたものが非常に高くなってくる、こういうことでございます。

そういうことですが、実際にその経費負担といたしましては、国及び市町村で負担をしている額といたしましては、国が8.6%、東京都が16.8%、市が58.8%、保護者が15.3%、その他受託分が0.5%ということでの比率となっております。そういうことで、先ほど指摘のありましたように、父母負担が少な過ぎる、こういう点も御指摘がございました。国基準といたしまして、現在の保育料は43%という状況でございますので、これらにつきましては、今後とも保育料の総体的な比率を高める努力も当然必要だ、というぐあいに考えております。

保育料等諮問委員会からの御答申をいただいております内容といたしましては、国基準の50%、こういう目安が一応提示されておりますので、それに向けての努力は当然私どもとしてはいたさなきゃならん、こういうことで考えているところでございます。

また学童クラブについての御質問でございますけれども、パート化できないかということでございましたが、現在は実質的には臨時職員——半分を正職員、半分を臨時職員で対応するというのが事実上の形態になっておりまして、1名は正職、1名が嘱託という時間パート、これ

が約半日間の勤務ということでの対応、こういう形で対応しておりますので、ここのところは、私どもとしてはかなり正職化の時期において努力をしてきたつもりでございますし、今後ともこの努力は続けていきたい、こういうぐあいに考えております。

またゼロ歳児につきましては私どもは、日野市でゼロ歳保育をやって来た経緯等を考えてみますと、実際には十五、六年前には日野市ではゼロ歳保育をやっておりませんでした。これが無認可施設でゼロ歳児の受託をしております、いろいろとかなり劣悪な条件の中で子供が預けられている、こういう状況がございました。その中で記憶いたしておりますのは、たまたまある無認可施設での死亡事故、これを契機といたしまして、私どもとしては、公立なり、あるいは公的な認可施設での受託が必要だ、こういうことで逐次、公立または民間でのゼロ歳児の受け入れを実施してきている、こういう経緯もございます。現在は公立と民間で、それぞれでゼロ歳児保育を実施しておりますし、それぞれやはり保育園の状況は、都基準でやっているということで、民間、公立の区別なく実施しているという状況がございます。

- 副議長（中山基昭君） 3点目。（「3点目は市長でしょう」と呼ぶ者あり）福祉部長。
- 福祉部長（高野 隆君） それから老人福祉につきましては特に最近、この1985年の年は福祉の見直しが盛んに言われた年でございます。私どもといたしましては、現在、やはり福祉の見直し、または公立、私立——ともども力を合わせて今後の社会福祉に対応していく必要、これについては検討しておりますし、今後ともいろいろな面で効率化、コストという形ですとあれですが、効率化という形でのやはり軽減をやはり考えていく必要がある、こういう点については頭の固い対応ではなくて柔軟な対応が必要だ、とこういうぐあいに考えているところでございます。（「もう、ないかな。市長、ないですか」と呼ぶ者あり）
- 副議長（中山基昭君） 時間がありませんから——馬場弘融君。
- 15番（馬場弘融君） 市長のお考えも伺いたかったんですけども、時間がないようですから要望だけ申し上げておきますが、市民が現在自分が受けているサービスについて、日野市は一体どれだけ負担をしてくれているのか、という数字がわかるように、あらゆる公共サービスの分野について、公費負担はこれだけなんですよ、ということをぜひ今後広報等を通じて教える、伝える努力をしてもらいたいと思うんですね。そうしませんと、あるとき突然もう実は日野市は首が回らなくなりましたからこれを切ります、というようなことになりますと、

きっとびっくりされる市民の方が非常に多くなると思います。そのことを強く要望しておきます。

それから、この間、月刊福祉という本を読んでおりましたら翁 久次郎さんという方かな、この方が福祉の専門家だそうですが、こういう文章がありました。ちょっと読みますけれども、日本の福祉の不幸は、それが政治に悪用され過ぎたことだ。福祉、福祉と言って政治をやる人が、与えなくてもいいことまでやる。それを世間では過剰福祉と言っているが、その陰で訴えることもできず、受けるべき福祉サービスを受けない人が、ますますふえてきている。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ここなんですね。日本では余計な福祉がかえって福祉を毒している。この文章は実に今の日野市の福祉行政のかなりの分野に当てはまるような私は気がするんです。本当にその福祉のあるサービスを欲している人にはぜひやってほしい。しかしながら、いや、うちにもこういう物が来ちゃったんだよ。せっかく来たんだから使うよ、というふうな、そういう感じの福祉施策はぜひやめていただきたい。（「やめましょう」と呼ぶ者あり）そうしませんと、これから先の厳しい財政運営の時代を乗り切れないのではないかな、という気がするわけでございます。

最後に、先般、地域保健医療協議会に出席をしたときに、あるお医者さんがこのようなことを言っておりました。つまり老人医療の無料化という問題についてなんですけれども、無料化というのは本当にいいことなのか。その方の、つまりお年寄りの精神的な破壊を呼び起こしはしませんか、ということを強く訴えておりました。これは私の言葉ではありません。あるお医者さんがそのようにおっしゃったんです。自分で自分の健康を守るんだという気持ちではなくて、安易にそこまでの必要がない人までばっと頼って来る。そういうふうにお年寄りの精神的な破壊を呼びはしませんか。その辺のことも踏まえてこの老人医療の無料化という問題は考えていただきたい、そういう発言をされたのが非常に私の印象に強く残っております。

このことを申し上げまして今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君） これをもって14の2、行政コストと市民サービスのあり方に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後3時14分再開

○副議長（中山基昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、15の1、公共施設の建設に当たり基準の策定について問う〈道路（市道）、小公園、地区センター、図書館等〉についての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔27番議員登壇〕

○27番（石坂勝雄君） 議長からお許しが出ましたので、通告に従いまして公共施設の建設に当たっての基準の策定について問います。これは決して私、市当局、行政当局にこういう基準があるとかないとかということは私は余り深く考えないで、私が、こういうものがあればいいのではなかろうかな、という観点に立っての、いわゆる質問でございますので、あらかじめ御理解いただきたい、こう思います。

先ほど我が会派の馬場弘融議員が、憲法問題、そして何というか行財政改革の中で保育園の問題、幼稚園の問題を冗費をいかに節約するか、こういう格調高いのがありましたので、私はごく身近な、いわゆる泥臭い問題を取り上げてまして理事者から明快な御答弁をいただきたい、こういうことで質問に入らせていただきたいと思っております。

今、私が表題に申し上げました、こういう公共施設の建設に当たって、こういう何かの一定基準が、特に道路というのはもちろん市道です。それから多少管理はしている水路の問題も含めていただきたいと思っております。それから地区センター、小公園、図書館というのはマスタープランというような問題がその中にあるんで、こういうのもそういうプランの中でいわゆるできるか、できないかということなんで、余り図書館の問題は深く私はお聞きする気はございません。あらかじめそういうことも申し添えておきます。こういう計画はありますか、ということでもずお願いしたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） お答え申し上げたいと思っております。

今の道路等河川、水路の関係につきましての基準があるのか、ないのかという御質問でございますが、これにつきましては、まず道路関係でございますけれども、昨年の3月でございま

したですか、市の道路の見直しを行っております。現在、市道の延長が40万メートルございますけれども、それらを1級、2級道路等に格づけいたしまして、生活道路としての役割の大きい住区幹線とか、それから市内幹線等の見直しの案ができましたので、これを内部資料といたしまして、これから検討してまいりたい、かように考えております。

それから河川につきましても一応計画はございますけれども、非常にこれはこういうことを申し上げますと国事になりますけれども、計画がございまして実際に現地の方に説明に参りました。そういう場合に非常に境界の問題が問題になっております。そういうことで境界の関係で、ついこれが遅れるというような考え方もございますけれども、なるべく計画に沿って私の方は進めてまいりたい、とかように考えたわけでございます。

根川等につきましては、10カ年計画で60年度で終わった、こういう例も申し上げて内部的には資料として持っております。こういうことを申し上げます。

○副議長（中山基昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答え申し上げます。

地区センターにつきましては御案内のとおり半径300メートルに1館を基準としております。さらに、それに地理的条件を勘案して、現在まで配置をしましてまいったところでございます。全体計画につきましては55館ということになっております。開発行為で整備された地区もあり、整備を要する地区はさらに今後数カ所を予定してございます。今後につきましては全体の配置計画を見ながら、配置状況を見ながら規模、機能の充実を図りながら、そして重点的な配置を進めてまいりたいと思っております。現在まで配置いたしました地区センターの1館当たり世帯数、平均1,073世帯、それから1館当たりの人口2,970人、こういったものも今後新設の場合には十分考慮しなければならないと考えております。

○副議長（中山基昭君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えいたします。

公園の基準でございますけれども、現在、日野市の場合、児童公園が一番小さい公園になるわけでございます。最低面積180平方メートルというところに基準を置いております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 今、建設部長に私の聞き方が悪かったかしらんが、何かの

道路を広げたり新設したりというときに、何かのきちっとした基準に基づいておやりになっているんですか。あるか、ないかだけを答えてくれと言えばよかったです。ちょっと先にいろんなつけ加えのお話が出て恐縮なんです。私はいわゆる一つの基準というのはないのではなからうか、という前提、決めつけちゃって申しわけないんだが、そういう前提に立って質問したい。

それから地区センターなりの方は一応目安としては1,200軒ぐらいの世帯にという、あと半径という問題が出ているようなんですが、ここで私、小公園に対しては児童公園が一番小さくて180平米だと。私、かねがね私も12年間議員をやらせていただいて、特に区画整理をやっていない地帯、特に旧七生地区というんです。この旧七生地区で早くから開発行為をした平山の何というか、いわゆる今の造成法に、今の都市計画法に基づく造成がされてない地帯とかいうのは、非常に危ない地帯、特に三沢にある梅ヶ丘団地だとか程久保の京王線等の明星前あたりの造成地というの、全く何というか、今では考えられない道路状況下に置かれている。こういうものも、20年なり30年お住まいになって、今後、市はこのままの状態に置くのかということが1点。

それから、いま一つは、そういうことを申すとしかられるかもしれんが、こういう所にお住まいになった人はまだ何ていうかお買いになるときに道路状況も非常に悪かったり、そういうことを承知でお買いになったんだからやむを得ない、こういうこともあるかもしれんけど、旧、昔から道路にしても1.8メートルの道路の中でいわゆる大八車を引いたり、リヤカーを引いて住んでおった人が、今なおいわゆる4メートルの道路にも拡幅されない、こういうことでは、先ほど馬場弘融議員の質問にもありましたが、私は市税を公平に使っていただきたい。こういう観点から立って、何かの準備を設けて、一つの例を挙げれば利用度の問題、いわゆるそれから、そこに土地所有する地主が、ある単価ならいわゆる道路の拡幅に対する提供をしてもやぶさかでないとか、こういうもろもろの問題をある程度飲んでいただけるんなら、市は何かの基準を持って何ていうか改修なり新設をしていかなかったら、昔のままに曲がっている所は曲がりっ放し、狭い所は狭いっ放しでいくんではなからうか。さもなければ、私いま一つ申し上げたいのは、都市計画の用途地域が指定、市街化区域が指定されている中で、区画整理を何ていうか、計画がない。今度、今万願寺のをやっております、高幡と豊田の南口は行われます。そのいわゆる計画すらない、こういう地帯の何か地区計画というんですか、そういうものを出

さないと、一つ例を挙げれば百草の駅の周辺の用途地域をだんだん人口がふえてきて、商業地域がもう何か限られた面積だ、用途地域を変更してもらいたい。こう言ってもなかなか都は、今までのように用途地域の変更はいたしません。どうしてもその地区計画を持って来なさい、こういうことが言われているというように聞き及んでおります。

そういう点で、これは地域の所有権者がこういう地区計画というのをつくるのか、さもなければ市が行政という立場で指導していくのか、指導されるのか。こういうことをまずお聞きしたいと思うんです。

さきに申し上げたような点なり、今一番まだ一つの基本の問題になるのは、市が管理している道路ですね、少なくとも住宅地に、私はできれば畑の農道まで民民との境の公共用地の査定が行われればいいが、しかし、なかなか口ではそこまでやるのは大変であろうと思います。少なくとも住宅に供している、いわゆる住宅地に行く、通ずる道路、これは市が管理しているものを公共用地の査定がどの程度行われているのか。さもなければ、これを全部実施するとシリヤ何年ぐらいかかるのか。こういうイロハのイの字をやらなければ、昔みたいに1尺ぐらいどっち引っ立てもいいというようなこの都市化の中で、しかも土地単価が高い中で、なかなかそういうことの理解をされる、何ていうか、所有権者というのはいないではなからうか。少なくとも民民との境をきちっとしていくべきではなからうか、こういうもので担当の建設部の管理課で、どの程度年々公共用地の査定だとか、いわゆる査定をしたときのくい打ちだとか、いろんなことの手算は出ているんですが、私、じっと見ているとこれでは20年かかるか30年かかるかわからないのではなからうか。こういうことで行革の中で非常に何ていうか、人員等のいわゆる何か配置転換、そしてしかも何ていうか、人員増をさせない、こういう中であるけど、必要なところはどうしても確保していただいて、抜本的に進めなければ少なくとも行財政改革にも答申されているように、日野のまちづくりはもうハードの面の基盤整備はないんだということがこの答申の一語に尽きているのではなからうか。教育費も、今、人口が鎮静されて、少なくともきょう教校建設というのはまず数年ないではなからうか。こういう中でこそ今基盤整備をしなければならぬんじゃないか、こういうことをうたっていられると思います。あとはむだなところなり、節約できるところはうんと冗費を節約しなさい、これがいわゆる答申をされている骨子ではなからうか、こういうふう理解しております。

そういう中で、どうですか、担当のいわゆる建設部の管理課で、私が言うイロハのイの字の

いわゆる公有地と民民の境の公共用地の査定を、これは都の査定官というのは都がいわゆる今おやりになっているんですが、いわゆる市でやる場合には、ある程度市がやって、査定官なり査定官をやるのは都が来るかしらんけど、ある程度市でやれるというふうに私は理解しているんですね。ところが、あとのいろいろなおせん立てをするのは民間に委託というような形をとっているにしても、いわゆるここだというところの立ち会いはいわゆる地主さん等の立ち会いは、市の職員がやらなければならないんで現状の中で、こういう方もいわゆる人員配置でできるのかどうなのか。また、こういうことはいつまでも放置しておいてもいいのかどうなのか、ということ踏まえて、まずその点から御回答願いたいと思います。この問題、道路の問題、水路の問題は。— ちょっと待ってください。

それから地区センターの問題なんですが、先に私、不服を言いますが、地区センターの建設に対しても半径何ぼ、人口何ぼという一つの目安はありますが、どうも何ていうか、私、市の大きな公共用地ですね。この神明上には庁舎があって中央公園があって、今度いわゆる市民会館ができた。いわゆる七生地区には七生公会堂だけができておる。いわゆる大きな地区センターとしても新井なり平山なりにはあるけど、ない所は極端に、また率直に申し上げます。落川という所には療護園という、あの養護施設ができたからあそこの落川という所に地区センターというか、いわゆる集會の場ができたんではなかろうか、こう思います。あとは皆無だということ申し上げます。その点では百草地区の方は開発行為があるから、日本信販の造成で行われた南地区センターなり、あとはうちの方の八幡神社のお宮のそういうものを使っている。それで、新しく人口密度としては非常に少ない百草地区センターをつくっていただいたんで私はまあまあだというふうに理解しております。そういう点では落川というのは、いわゆる日野療護園というんですか、その中へつけたのが非常に何ていうか、落川としても片寄った地帯にあるわけですね。本当、本来ならば駅周辺につくるというのが、いわゆる利用するにしても、人口密度から言っても一番高いわけです。この肝心な駅の周辺の整備もできなければ公共施設もない。だれかが、ここにはいないからいいけれども、3期も議員に出ていて何をしているんだと言われるのが現状です。(笑声)どうか、そういう点を市長もお察し願って何かの形でこういうところに対する抜本施策をお願いしたい、というのが私のいわゆる今度の質問です、地区センターに対しては。

しかし、地区センターに対しても古賀議員なり米沢議員の質問で、平山でも欲しい、神明上

でも欲しい。(「本町にも欲しい」と呼ぶ者あり)いわゆる本町でも欲しい。(笑声)いわゆる日野台でも欲しい。これはもう市民のニーズにこたえる要望はもう山積しているんですね。それだからこそ、何かの基準を設けて、請願政治でやるのか、いや、市民のニーズにこたえて市民要望にどうこたえていくのかという何かのきちっといわゆる基準が必要ではなからうか。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)力の分配をしっこならどうしてもまたそういうことにならざるを得ない。しかし、そういうことは余にもいいことではないのではなからうか。

私は、森田市長が先ほど我が馬場弘融議員と憲法論争をやられましたが、私はそういう論争はいたしません、こういう問題はぜひ市長に理解してもらいたい。ぜひ、ほかのいわゆる自分のことは申しません。はっきり申し上げます。3期もやってあの百草の周辺が(笑声)何も整備できなかったとか、いわゆるここにいられますけれど、自転車置き場はおれがつくると言うけど、自転車置き場といえども簡単に道を入れなかったら百草のいわゆるあそこに行けるといことならつくっていただきたい、というのがむしろ私のいわゆるお願いする立場ですよ。何としても所有権者の理解があって、市が抜本的に考えなければ、あの百草駅の周辺の整備というはできないのではなからうか、こう思います。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

以上の点を踏まえて、いわゆる御答弁をいただきたいと思います。

○副議長(中山基昭君) 市長。

○市長(森田喜美男君) 基準をどこに置くかという観点からの御質問をいただきました。内部的に建設部からは道路でありますとか、水路の整備については一応の基準を持っている。このようなお答えをいたしました。都市計画的に言いますならば、造成の際に、最小限こういう、指導要綱でありますけど、こういう公園の設定を義務づける、こういう基準があるということをお答えいたしました。

確かに公平な説明のよくできる地域地域で理解をされるためには、一定の基準があり、実施計画が伴っておれば、かなり理解がしていただけるわけではありますが、それをそのとおりにはいかないという面があるものですから、いろいろ御迷惑をかけておるわけであります。

そこでもうちょっと広い範囲で御質問にもありましたとおり、西からは平山苑あるいは南平台。そうして日本電建の明星団地、それから梅ヶ丘、これらが我々が指導要綱を持つ前にできた団地なものですから、今日住んでおられる方にいろいろと不便がある。これをいかに解消すべきということをいろいろと検討してまいりました。現在、明星団地では、ようやく地元の結

束もありまして、現状の道路をもって道路とする、公道とする、こういうことで作業が進みました。今、梅ヶ丘あるいは下程久保におきましては、地元の今後に残す財産上のこともあると思いますし、公道化の問題でいろいろ御苦勞をしていただきまして、今到達しておりますのは、国土調査法という法律に基づいて東京都の指導を仰ぎながら基準点などをつくりながら公道の部分と、それから宅地部分をはっきり分けていこう、こういう作業が、作業というよりも考え方が地元で生まれてまいっております。

そこで今担当が今の現状ではとても無理だろうという御意見もありますが、かなり能力のある体制をつくりまして、それに取組もうということを進めつつあります。引き続き、あとに残ります南平台はやや公道化ができたわけでありまして、平山苑住宅につきましてもそのような手法で今後取組んでいく、こういう大きな課題でございます。

それから百草の駅の周辺の地区計画、つまり現状その公道の問題もありますが、公共施設がなかなかつくりがたい、こういうことにつきまして都営住宅が建て直す機会でありましてか、なるべくその機会を見て、狭い範囲ではありますけど、正確な公道とともにまた地区センター等の公共施設をつくっていく、こういうことで進みつつあるわけでございますが、なお地元の立場から考えられますと、確かに御指摘のとおりのことがあると思っております。十分地元と意見交換、意見調整をさせていただきます、なるべく市内全域に公平感が保てるような、そういう仕事をしていかなければならない、とこのように考えております。とりわけ下流地域になるものですから程久保川の改修によります地積の余った部分もありますし、それからもう一つは、これは日野の範囲でありますけど、根川の改修等ができて東部にもそういう水難、水の心配はやや解決ができた、こういう状況もございまして、逐次道路の問題に取りかかっているといかなければならない、こういうことが現在の情勢だというふうに考えております。

一応、以上のとおりお答えをいたします。

- 副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君。
- 27番（石坂勝雄君） 建設部長に、今、市長は総括的なお答えを願ったんですが、私が言っている市が管理している1.8メートル以上の、もっと狭い道路もあるかしらんけど、少なくとも1.8メートル以上の道路の中で、いわゆる公共用地の民民との境の査定はあとのくらいあるのか。さもなければ市が管理している道路で一番広い、何ていうか、例えば1.8メートルの道路から一番広い道路は、もちろん道路というのは歩道を含んでですが、どのくらい

の広い、例えば16メートルがあるのか、20メートルがあるのか。それで大ざっぱな、そういういわゆる何メートルから何メートルあって、あとの細かい延長どのくらいあるというようなことは後の私、何か資料で結構ですから、そういう点をお答えしてもらいたい。

それから少なくとも、公共用地の査定をやるとした場合にどのくらいの年数がかかるのか。それから今の現有の市の管理課の職員の配置の中でできるのか、できないのか。いかに、かなりのものは委託に出すんだけど、根本の何か決めるときにはもう市の職員が行かなければ、都が代行するたってできないのではなからうかと思えます。それが特に民間でやった場合にはいわゆる査定はしてもらえても、いわゆる石くいは市からぽっと出されても石が植えてなければ、またいま一回何かやらなきゃならんというようなことで、私は少なくとも何十年と、少なくともいわゆる税金、国定資産を納めている場合には、そういう公共用地の査定をした場合には、一部は市が出されるのが日野のマークが入ったんだから当然ですが、ある場合にはケース・バイ・ケース、いわゆる開発行為をやるようなときには、これは業者が当然やるんだが、少なくとも住民との境をした場合には、例えばその申請が個人であってもいまして市がいわゆるそういうくいをいける手間代というんですか、日当というんですか、そういうものもある程度補助をするなり、見てやる制度をしなければならんんじゃないかなというように思うんですが、その辺、担当として、どのようにお考えになっているか、ひとつお答え願いたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 先ほど市道の見直しをしているということで申し上げたわけでございますけれども、市道につきましても、1級と2級というような格づけがございます。1級に今格づけされておりますのが市道では13メートルですね。これが一番大きい道だと思いますけれども。それから一番狭い道といいますと、やはり今御質問のような旧赤線で6尺道路、こういうものもあるわけでございます。それらを全部内部として見直していこう、こういうことでとりあえず生活に関連します道路については見直ししまして内部資料として、それを計画をもって進めていく、こういうことでございます。

それから人員の配置の件でございますけれども、これは現有の人員で最大限の努力をしているわけでございますけれども、1年に200件ぐらい来ております。それで、この境界査定につきましても、都の方からも査定官が来るわけでございます。それから地主さん方の立ち会い

も必要だ、とこういうことで、日程等に相当な難しい面もあるわけでございますし、また、先ほど申し上げましたように、地価が上昇してまいりますと1平米、2平米というような小さな、小さなと言うと申しわけないんですけども、面積についても地主さんの御理解が得られない。こういふような場合にはその境界査定が流れてしまう。そういふことで、また改めてやっていくといういふ非常に複雑な事務がございます。それにもめげずにまた担当職員は一生懸命やっているわけでございますけれども、昨年の消化は約200件でございます。

これは、これから将来何件ぐらいあるのか、といういふ御質問でございますけれども、これはちょっと想像がつかないほど件数が多いいふではないか、こういふことが言われるわけでございます。その一つの解消方法としましては、いわゆる道路台帳が必要なわけございまして、これも49年度から毎年道路台帳の整備を進めているわけでございますけれども、これらの整備もやはり急いでいかないと、境界査定等の問題についても、非常に難しい問題がありますし、また時間が食う、こういふことが申し上げられるわけでございます。

それから最後の3点目でございますでしょうか、境界の關係のくいの問題につきましても、これは官民の場合には委託して石ぐいだけを出しているわけでございますけれども、この辺につきましても検討させていただきたいと思ひます。

それから地積の關係につきましても私の方、ちょっと不勉強でございまして、これは都市計画課の方が担当しておりますので、その辺につきましても御質問の趣旨を都市計画課の方に伝えたいと思ひます。以上です。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） どうも何か一問一答のようで、きょう私もこういふ質問をしたのは今度初めてなもので恐縮なんです、建設部長ね、道路台帳の作成というの、56年から大体2メッシュというか、何かさっき見て来たんですが、あの二つぐらいでやっていくと、膨大な年限がかかるというんですね。それで予算が1,361万。1万円ずつずっと57年も2メッシュで、58年から道路台帳整備事業という形でやっぱり1,420万ぐらいずっと組んできて、ことし61年がやはり土地台帳に1,300万。こういふふうにして見ていると何か私、べらぼうに何ていうか、担当の管理課の課長さんに聞くと、少なくとも日野は不交付団体だからいいけど、本当はこういふ土地台帳というのはきちっと整備されていかなければ、一つの基準財政需要額だか何かにする場合にはもういけないだ、といういふことを恐る恐る私に言

っていたんで、私もそのような専門知識というのはわからないんですが、そこで建設部長ばかり何か質問しても恐縮なんで、市長に、どうしてもなかなかこの辺のところを担当が非常に何かある程度の人員がいて、しかも、ここまでは市の職員がやって、あとは委託に出すと言うなり、ここまで委託に出しておいたものを締めくくりは、いわゆる市の職員がやるというようなことをしないと何か膨大な年数がかかるやに思えるんですが、市長、その辺のいろんなお話を聞いていただけるか、さもなければ市長はどうお考えなんですか。それをちょっとお答え願いたいと思うんです。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の件は一番悩みの問題でございます。家をお建てになる、あるいは何か土地の所有権の変更等に伴って官民境の明確ないわゆる石入れが必要になってくる。これが民の側から市に求められるか、あるいは市の側から民に求めるか、その関係が非常に難しい点であると思います。必要があって求められる際に初めてそれを受け付けて官民境の査定をする、こういう順序で今までやって来ておりますが、これはその土地のその必要があって初めて生まれる、求められるわけでありまして。市の方から求めた際に、そのあたりがどういうふうを受けとめられるか、これもなかなか予期しがたいことであります。しかも、それは線の面、線でいきますと相当長いものでありますから、何個という箇所も特定しがたい、このような問題でございますので、待つてその処理をする、ということが今までのやり方です。求めて、行政の方からそのことを打ち出して出る、こういうことになればまた一つの方法かと思っておりますけど、そのあたりに担当者の最も苦慮している問題がありますし、それから作業的にも時間を要する、こういう状況でございます。

何か方法を考えてもっと基本的な処理ができるような、そういう取り組みが必要だということとは感じておるところでございます。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） いま少し市長に私聞きたいんですが、先ほど私が通告質問した、ようやく核心にきたんですが、少なくとも、今例えば今年度の予算で土木費が63億ですか、初めて教育費が43億ぐらいですか、49億ですか、土木費の方がはるかに上回ってきたということはいかに市としても下水道なり、こういう基盤整備に前向きな姿勢を人口の鎮静化によってしてきたということを考えている点から見て、やはりそれは全部を私もういわゆる民

民との境なり、そういうものを市が先にやれというようなことは申し上げません。少なくともそれだからこそ利用度なり人口のやはり密度なり、それからどうしても長年いて、あそこの道路の曲がっている所は直さなきゃならんとか、こういうものを持っていった場合に、少なくとも公共用地の査定がしておいてなければ、いわゆる地主さんにどっちへ曲げてくれと交渉して、それで地主が例えば交渉に応じなければおたくのところはランクで1番目の、いわゆる道路改修の1番目だったけど、悪いけど10番目にいきますよという説明がつかますけど、市が何かいつでも市民要望から出てこなければ立ち上がらない。これも今まで開発行為の問題があるから、私も今まではいわゆる人口の急増のときはやむを得んではなからうか、という理解をしてきたが、もう、その待ちの行政ではいけないのではなからうか。少なくとも市の方がこことこことこことに対しては日野で言えば少なくとも5カ年ぐらいの、1年に5カ所ずつやるなら5カ年25カ所なり、1年に10カ所やるとするなら50カ所ぐらいのいわゆる一つの基準に設けた、いわゆるランクをつけてそれで交渉してみたけど、あそこはどうも地主さんが応じなかったとか、いわゆる公共用地の査定も同意してくれなかったと言うから3番だけれど、今度は逆に15番に持っていった。こういうことならその地帯の市民も納得するのではなからうか、こう思うんですね。

それだから私、何かの基準を早く設けて少なくとも後の質問に聞きたいんですが、少なくともその地帯の理解というか、いわゆるだれが出ておっていつでもできないとか、いわゆる税金を納めてばかばかしいんじゃないか、というような不満が鎮静化されるのではなからうか。また理解し得るのではなからうか、こう思うんですね。その辺、市長、どうなんでしょう。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　おっしゃることはよく我々も理解できるわけでありますが、例えば南平の用水を整備、雨水対策として整備しなきゃならない、こういう非常に高い事業、高いレベルの事業があるわけでありまして、それを今度は地主さんのところに持ち出した際に、地主の方で公民境を決めがたいと言われるわけでありまして、それで処理に困ってしまう。そうすると全体的な公共事業がおくれをとる。どちらが責任かということとはなかなか難しいわけでありまして、そういうことにぶつかることは極めて今多いわけでありまして。何か法律でもできて抜本的な、公共のためには優先であるというふうになれば別でありますけど、今なかなかそうならないのがまた日本の私権を守る大切なことにもなっておりますので、やはり待

ちといいですか、待っていて求めに応じて処理をする。それ以上に踏み出すことが果たして可能かどうか、このあたりに例えば先ほどの調査法というような法律を使ってやろうという、まとまったところはむしろそういうことで可能性が生まれてきた、こう思っております。何かいい方法の一つどうしてもつくっていかなきゃならない、こう思います。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 後で要望を、余り長い取り引きをしても、質疑をしてもどうかと思うんで先に進みたいと思うんですが、その次は公園と、特に私が限定します。百草駅の周辺というのも非常に何ていうか、地主さんが貸してくれなければ公園用地もない地帯です。いわゆる市の用地もあるわけでなし、いわゆる区画整理も今の段階では計画もないんで地主さんから何ていうか、固定資産を免除してもらえば5年なり1年貸すということ以外にはあの地帯を確保するというのは非常に大変な地帯だ。こういう、ただ私は程久保川の利用計画というすばらしいあれも八十何億だかかるといふプランは出ていますが、さっきもちょっと市長が触れてましたけど、あそこのいわゆる何ていうか、程久保川の旧河川を利用して何かされるならいいけど、ほかの民地に対してのいろんなスポーツ公園なり、いろんないわゆる緑の公園なりをつくっていく計画が、いわゆる絵にかかっているといふか、プランにのっています、これとてなかなか私、いわゆるさっきのあの地帯のもう限られた面積の中で難しいんだらう。そういう点でいけば私はやや可能なのは、私は提言にしたいと思うんですが、百草駅のすぐ東側は電源開発の、いわゆる高圧線が通っているんですね。その下はいわゆる地益権というのは設定されていますが、いわゆる公園という形で使うんなら、この間のような雪で切れたというようなことじゃ大変かもしれんけど、普通ではまず私は考えられない。こういうことを何かやっぱり市が地域の所有権者なり、それから地域のもちろん議員も協力するに私はやぶさかでない。こういう、いわゆる共産党さんでもあそこの代表している、いわゆるエキスパートな議員さんもいられるし、公明党さんにしてもすばらしい議員さんが、あの地区を担当されているし議員さんがいられるんだからこういうのは、超党派で和を持ってやれば必ずできないことはない、（「そうだ」と呼ぶ者あり）こういうふうには私は断ぜざるを得ない。こういうことの中でひとつ、この音頭をとるのはやっぱり行政であり、またなくてはならんのではなからうか、こう思うんですが、その辺をひとつ踏まえて、地区センターにしても、いわゆる落川の地区の地区センターがないというのは、今何年かかっているか知らないが、そんなことを言うと遺跡調査の

人にしかられるかしらんけど、都営住宅の用地をまだ遺跡調査をされているわけですね。ずっと何か前のもう六、七年も前にあそこへ都営住宅ができれば、いわゆる一角なり、一角の何か建物建った1階を使わせるなり、さもなきゃ別途の100坪なり、地区センターをつくってやるというような内々の約束はなっているんだけど、どうも余り延びちゃって地元も心配になってきているし、逆に都でも何かさめちゃっているような感じで、少なくとも何か日野にも日野選出の都議会議員もいられることなだから、あそこの所有地だということは間違いないんだから百草の駅の周辺はどうしても土地がなくて大変だというんなら都へ市長さんが、私も市長の後をお供して行きますから100坪や150坪出してもらおうじゃないか。そういう点でこそ超党派で押しかけて都に頑張ってください、こういうことぐらいやる必要があるんではなからうか、というのがあの地域の住民の願望ですよ。もう石坂さん、待ち切れない、こう言うわけですよ。つくる、つくるって、いつのことなんだと。いわゆる千草苑につくるんだって今いっているあの千草苑ぐらいなもので全体のいわゆる落川全体がつくるには日野療護園、行くのはどうか知らないけど、あとの者は行く所がないんだ、こういうのがあの地域の願望のようです。ひとつ、その辺のことも、今地区センター。

それから小公園は私、私の提案だからいわゆる必ずしも要を得てないかしらんけど、線下の利用等を考えて百草の駅の何ていうか、地区計画、こういうようなものをこれは市でお考えになるのか、所有権者がおやりなのか。その件もあわせてお答え、公園の問題とあわせてお答え願いたいと思うんです。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 地区センターにかかわりまして、都営住宅の建てかえに約束をしておる用地あるいは施設のことがあるわけでありますが、これが埋蔵文化財の調査のために大変おくれておる。地元の期待に待ち切れなくなっているということは、よく理解できます。早速都とも交渉いたします。

それから電源開発と言われました線下の利用、これにつきましてもひとつちょっと私の頭に浮かびませんので御案内をいただいてその利用について早速調査をさせていただきたいと思えます。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） それでは、この問題はいいよ最後に私もしたいと思うんで

ですが、ただ最後にお聞きしたいのは、今高幡台団地、それから百草団地の何ていうんですか、団地と団地をつないで多摩まで行く道路の歩道が、今で言うコミュニティー道路というんですか、人権尊重の立場から、素晴らしい歩道ができてますね。私はそういう面でいけば、車の社会から、この間の中谷先生のお話ではないが、人間尊重の時代にきて素晴らしい時代だ、こういうふうに私も全く同感です。

ただ、私がちょっと心配するのは、こういう、いわゆることは市要望で、例えば歩道を、私は一つのこの基準を聞きたいと思うんですが、さっき建設部長が1.8メートルの道路から市が管理している道路が13メートルまである。百草団地の両わきというのは通称16メートルとさんざん言ったんだから歩道を含めば16メートルあるではなかろうかと思うんですが、こういうことの歩道を広くしたり、いわゆる車道を何ぼにするというのは、どこでどなたがお決めになるのか1点。

それから、いま一つ、いわゆるそのころの状態の中で、それに接続して道路があるわけですね。いわゆる幹線道路が逆に車道が7メートル50なら7メートル50になって接続されている道路がいわゆる車道が11メートルある。非常に何ていうか私なんか素人が見ると不合理で、こういう所はいつおやりになるのかな、という静かな疑問が出てくるわけですよ。こういう点のときのいわゆる管理者はどなたがどういうプランでおやりになっているか、まずその点をお聞きして、この問題の最後にしたいと思います。お願いします。

○副議長（中山基昭君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 高幡台団地から百草団地にかけます道路につきましては現在住宅・都市整備公団が管理しているわけでございますけれども、それが市道に移管する、こういうことで管理課の方で一応移管する場合の整備をした後で、市道として移管を受ける、こういうことで今まで交渉をしていたわけでございます。

それで、今の歩道と、道路の関係、車道との関連でございますけれども、これにつきましては道路構造令という道路法の委任された構造令がありますけれども、その中に今何メートルの道路についてはどのくらいの構造にしろというように規定があるわけでございます。それに準じましてやっている、こういうことでございます。

それから、それに接続します道路の整備の件につきましては、先ほどから申し上げますように一部日本信販からずっと多摩市の方へ行く道でございますけれども、たしか延長が千何メ

ートルあると思うんですけども、そのうちの400メートルについては整備がされているわけでございますけれども、その以降、以東の道路につきましては、一応、先ほどから申し上げておりますように市道の見直しの中に入れて、そこで整備を進めていく、こういうことでございます。以上です。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） これで最後にこの問題、いわゆる公共施設建設に当たり基準の策定をしていただきたい、という私の何ていうか意見を踏まえての中で御要望申し上げておくのは、いろんな点で、確かに市が待っている中で今までのようなパターンで査定をするのか。私は少なくとも、いわゆるある場所に限って少なくとも年間例えば5カ所なり7カ所ぐらいは、逆に市の方が積極的に公共用地の査定をやったり、これはこういう拡幅をする計画というのをランクづけをして、しかもその地域の所有者なり、いろんな者の話を通してやるという姿勢をぜひ市で打ち出してもらいたい。その協力態勢というのはもちろん議員というのは日野全体の議員であります、その知り合いの人はみんなこれにバックアップする、こういう形であれば私はまちづくりはできないのではなからうか。あいつがやっているから足を引っ張っちゃまおう、なんていうことではできないのではなからうか、ということ意見を付して、まずぜひそういう形の中でやってもらいたい。

それから歩道に対しては、これは私特にいわゆる4メートルぐらいきりない、4メートル50なら4メートル50きりない道路に対しては、水路をなんかふたかけするなり、いわゆる道路ののりをきちっと整備するなりして、少なくとも、いわゆる小学校の特に通学路になっているのは、1メートルぐらいの何か歩道ができるような態勢をとっていただきたいということを強く要望して、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（中山基昭君） これをもって15の1、公共施設の建設に当たり基準の策定について問う〈道路（市道）、小公園、地区センター、図書館等〉に関する質問を終わります。

続きまして一般質問15の2、児童、生徒の校外での生活指導について問うについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

○27番（石坂勝雄君） 2番目の質問は、小学校の児童なり中学の生徒が校外の指導、いわゆる生活指導というものをどういう形で何ていうのか地域社会の大人というんですか、地域社会の者がやっていくのか。こういう点では市長の昨年10月ぐらいですか、広報にも地

域の教育力の向上、私は非常にすばらしい構想ではなかろうか、こういうように思っております。そういう中で何か、これは私が言っている — 私も教育に対してはそんなに深い造詣があるわけではないので少し申し上げますと、今の何ていうか、家庭がやることを学校に押しつけたり、学校でやらなきゃならんことを何ていうですか、学校では見過ごしていると言うと学校の先生にしかられるかもしれんけど、何か互いに言葉では自主性を持った子供が育っているとか、いわゆる連帯があったり、いじめっこをしなかったり、そういうことをする我慢と思いやりの気持ちを備わっていると言うけど、現実にはどうも教育の荒廃の中で臨時教育審議会というのが発足しているけど、ある政党から見れば、あれは何か全くのにせ教育改革だと言うし、私は静かにこういう問題も検討を加えてもいいのではなかろうか。ただし、いわゆる戦後のようなああいう大変革でもなければ教育というのは簡単に改革はできるものではない。どんなにいわゆる立派な先生が言っても決め手になるというものはないのではなかろうか。ただし、いわゆる児童、生徒というのは社会の環境が変わっても子供であり、いわゆる何ていうか、そういう幼児である者というのは、全く昔も今もそう何ていうか、変わっているのではないのではなかろうか、というのが私のこれは持論です。

そういう中で、どうもさっきの給食の問題を私少し言いたいんですが、ちょっと今の学校給食というのは私も戦後すぐ復員 — 半年間軍隊に行ってきた帰って来てすぐ21年のときに、学校のPTAをつくるというときに、青年団の一員として幹部として参画しました。そういう点ではPTAをつくることから、PTAのいわゆる会則をつくることから参画して3人の子供たちを小中を出したんですが、そういう中で、今自分の子供が、自分の子供を今小学校へ上げています。だから私はもう何か言わない立場だが、じっと見ていますが、全く今の子供は、我々のときの教育と違いますか、両親の後姿を見て少なくとも育っているのではなかろうか、というのがこれも私の持論です。親が朝起きて雨戸もあけなければ、横のものも縦にしないで座っていて、子供にあそこの雨戸をあけなさい、玄関の靴を何ていうかぼんと上がってこないできちっと向きを返してきなさいなんて言っても、なかなか今の子供は、それほど素直な子供ではないんですね。ただし、また一面見ると、何ていうか、ちゃんとしつけをやれば、お父さん、お母さんがつくってくれたおいしいお弁当ありがとう、こういうこともきちっとできます。朝のごあいさつもできます。それからちゃんと帰りのさよならのあいさつもできます。ところが、肝心な幼稚園でしつけても、いわゆる小学校へ行っても、もうすぐできなくなる、というのが今

の現状だということを、私は余りじかに先生に聞いているわけじゃないけど、おろそかになっていく。

私、この前にも言ったことがあるんですが、教育委員会の指導に当たっている指導主事の人が、公立の学校じゃ云々とか、少なくとも私立の幼稚園では、朝子供たちが出てくれば、ちゃんと先生が迎えておはようございます、というような形で迎えて、帰りはきちっと、さよならという形で送っていると思うんです。そういう、そのところで私ひとつ、この間もちょっと少し長くなるから私はこれは取りやめたんですが、今のいわゆる給食にしても、子供は本当に喜んで給食を食べているということより、親の方が、どうも給食に魅力を感じているんですね。私はこれは私がこれを言うんじゃないんですよ。ほかの人がいろいろなことを意見の中で聞くんですね。それは、親が手抜きをしたい、お弁当をつかって、いわゆる親の手づくりのお弁当をつくるのは、時間がかかったり朝早く起きなきゃならないんだ。こういう形の中で、手抜きをしたいんだが、子供はむしろお母さんのいわゆる愛情のこもったお弁当の方が欲しいんだ、という気持ちもあっても、親が給食をやめるなんていうのは、もうすぐくじらを3本ぐらい持ち上げて(笑声)大騒ぎする、こういうことだ、ということを私も、私の持論じゃありません、これは。(笑声)私は聞いております。(「本音だよ」と呼ぶ者あり)

そういう中で、今の子供というのは、何か私が聞き及ぶところによると、学校を出て家に入る前まで、いわゆるだから学校の校門を出て来て家の玄関に入るまでが、一番楽しい。いわゆるお友達と帰ってくるのが一番楽しい時間だ。家に帰ってくれば教育ママがお勉強だ、お勉強だ、やれ水泳に行け、音楽に行け、とこう言う。学校じゃ、今言うとおりの、何ていうか、昔は悪いいたずらをしたときに、きちっとした叱責制裁を受けました。たたかれたことも、私もいたずら坊主だったからあります。ところが、どうも二・三日前の読売新聞の家庭欄にも出ておりましたが、ところが、今勉強ができないとか、いわゆる何か忘れ物したとか、全く考えられない理由で、先生がたたくやに聞いておるんですね。そういうことだと子供というのは素直にならない、ということを知っています。そういうところで、私は昨年10月か11月の市長の教育力を、地域の教育力の啓発だ。これはすばらしい構想が出たと私は考えているんですね。(笑声)その中で、どうか社会教育の一環で、こういうリーダーの先生が、過日の市川議員の質問に、最初は五・六人だったが、今度はもう三十何人とこれからどんどんふえてもいいんだという形で、少なくとも暴力なりいじめなり非行化の問題を防ぐために、この地域の者が連帯感

の中でやる必要がある。その拠点が小学校であり地区センターである、ということが必要ではなかろうかと思えます。

何かそういう点で、恐らく市長も地域の教育力の向上ということをお考えになっているので、恐らく教育委員会のきょうは教育長はお休みなもので、次長が非常に何か精力的にお答えになって、余り次長に聞くのは恐縮なんです、次長に恐らくよい名案があるのではなかろうかと思うんで、そういう構想をお聞かせ願いたい。これが私の今回取り上げた質問の骨子なんです。よろしく願います。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。（「すばらしい答弁をお願いしますよ」「難しい質問だな」と呼ぶ者あり）教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは私の方からお答えになるかどうか知りませんが、ちょっと御質問が出ましたのでお答えをさせていただきます。

非常に御示唆に富む御質問だというふうに承っております。特に児童、生徒の校外指導というのは非常に大切だと思っております。教育委員会といたしましても、特に地域の教育を高める、地域に開かれた教育をしていきたい、というふうに考えております。そういう意味で、61年度の教育委員会の事業といたしまして、教育委員会も各地域に出かけて行きまして、地域の皆様方のいろんな意見というもの、こういったものを反映し、そして児童、生徒の健全な育成というものを図っていく必要があるだろうということで、実は日野市のPTAの協議会がございまして、協議会の方にも御相談申し上げまして、ことしは各中学校単位である日程を決めまして地域の方に直接出かけて行きまして、地域の父母の方々、あるいはその父母の健全育成等に携わっております関係者の皆様方といろいろ懇談会を開きまして、そういった中で地域の教育の活力を図る、地域に根差した教育を図っていききたい、そういった中で児童、生徒の指導を特に校外指導としての充実を図っていききたい、というふうな考え方を持っております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 最後にもっと恐らく教育次長も何ていうか、すばらしいプランがあると思うんですが、私も何かちょっときょうは勝手なんです、時間を急ぐんで、後日次長のいわゆるデスクに行って、高い理想もとの地域教育力のいわゆる活力あることの内容と、その地域の人材の人のお話を聞かせていただきたいと思うんですが、最後に要望をちょっ

と申し上げますが、私、何か今の学校の先生を決して私は批判をしているんじゃないんだが、これも私が言っているんじゃないんだが、私も感じていることは事実なんです、今の学校の先生は、これは全部とは言わないが、いまだ地域と、一つは地域に住んでないということも言われるんですが、地域と密着した、地域の教育力ですね。密着した何か活動に入ってもらった方がいいんじゃないか。その点では、もし遠くの方にお住まいになっているんならば居留という、家の住宅事情等も難しいが、そういうことをやっぱり教育委員会でも配慮すべきではないか、ということが1点要望します。

それからいま一つは、少なくとも何ていうか気骨のある教育者で60歳で停年になって、家にお休みになっていると、むしろかえって弱くなるんで、そういう人を何か立派な人を人材を埋もらせることなく、安い、何ていうか、ボランティア精神で相談員というか、いろんな形の中でこういう人も、いわゆる地域の教育力の向上のために活用される、活用という言葉はいけないかもしれないが、いわゆるお骨折り願えば、さらに日野の地域の教育力の活力が出てくるんじゃないか、そういうことに教育委員会も鋭意御努力願うことを最後をお願いいたします、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君） これをもって15の2、児童、生徒の校外での生活指導について問うに関する質問を終わります。

一般質問16の1、下水道年次事業計画についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔10番議員登壇〕

○10番（小俣昭光君） 16の1、下水道年次計画について質問させていただきます。

今、市民の一番の要望は下水道の整備であります。さきの市議選でも下水道問題が大きく取り上げられてきました。また昨年の上野市長選挙でも大きな争点として取り上げられました。この中で自民党や保守の人たちからは、下水道がおくれているのは、革新市政だからだ、と自民党市長時代のことを市民が知らないともいうように、市民に振る舞ってきました。自民党市長時代は、すでに三多摩の各市では、下水道計画を立て早くから事業を進めてきました。日野市では計画すら立てずに放置してきました。48年、革新市政・森田市長が誕生して早速革新都政の、都の流域下水道計画とあわせ、日野市の下水道事業基本計画をつくり、53年、発表しました。これにより、日野市の下水道計画は、南多摩処理区、浅川処理区、秋川処理区と三つ

の処理区に分けて公共下水道を整備することが決められ、動き出したのであります。ところが、日野市の大部分を占める浅川処理区の処理場建設に事実上反対する、流域下水道事業計画に反対する請願が地元から出され、自民党議員がこの紹介議員となってきました。

このように、革新市政が下水道計画をつくること、これに反対しておきながら、市民に対しては下水道のおくれは革新市政のせいだ、と言っている自民党や保守派の人たちは、無責任だと言われても仕方がありません。

このような経過を経て事業は進められ、南多摩処理区11ヘクタール、昨年12月に供用開始になったのであります。市民の期待の中で開始であります。まだ4カ月しかたっておりませんが、今のところでの問題点があれば、お答えいただきたいと思います。これが第1のマル1でございます。

第1点目の第2番目は、南多摩処理区の11ヘクタールを除いた面的整備についてどのような状況か、いつまでに整備できるのかをお答えいただきたいと思います。

第2点目のマル1としては、浅川処理場建設について今どこまで進んでいるかをお聞かせいただきたいと思います。

そして2点目として、浅川処理場建設についての処理区の、各処理分区の年次計画について、下水道はいつ使用できるかをお聞かせいただきたいと思います。

第3点目の一つとして、秋川処理場建設について、今どこまで計画が進められているかをお聞かせいただきたいと思います。

そしてやはり2番目として、各処理分区の年次計画について、これも浅川処理区と同様にお聞かせいただきたいと思います。

第4点目の多摩平処理場が秋川処理場の処理区の整合とあわせ、処理場をいつまで使用するのかをお聞かせいただきたいと思います。

そして、その多摩平処理場の悪臭対策をどう進めるのか、この辺についてもお聞かせいただきたいと思います。多摩平処理場の周辺、東豊田の人たちは、自分たちが使われていない処理場に対して悪臭だけの被害を被っている、このようなことを言われております。ぜひ対策を立てていただきたいと思います。

そして、この処理場の跡地の利用計画がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

以上、大きく分けて4点、各第1について二つから三つありますのでお聞かせいただきたい

と思います。

○副議長（中山基昭君） 小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君） 本日は都市整備部長が欠席しておりますので、かわりにお答えいたします。

第1点目の供用の開始に当たっての問題点でございますが、昨年12月1日から大栗2号処理分区、これは百草、落川地区の一部でございますが、約11.1ヘクタールについての供用の開始がなされました。現在、順調に水洗化が進んでいるところでございます。61年3月末の処理人口でございますが、874人、世帯数にいたしまして約300世帯でございます。そのうち、すでに、失礼いたしました。現在の水洗化人口でございますが、300人ということで水洗化率は34%に達しております。私ども、年度末の見込みといたしましては13%を見込んでおりましたが、かなりこれを上回る水洗化率になっております。また水洗化に当たりましてはその改造資金に対する資金の融資のあっせん制度を設けましたところ、すでに40件、金額にいたしまして1,232万円という申し込みがなされ、もうすでに金融機関から実行されているところでございます。これらによりまして、今後とも水洗化の促進を図り、投資効果を図っていく考えであります。いずれにしても供用の開始の区域に当たっては、さほど現時点では問題点はございません。

次に2点目でございます。南多摩処理区の面整備、いわゆる11ヘクタールを除く区域について、いつごろ供用の開始がなされるのかという御質問でございます。御承知のとおり南多摩処理区につきましては、昭和57年7月に事業認可を受けまして、工事に着手してきましたが、昨年の12月1日から、今申し上げました一部地区については、供用の開始がなされ、現在、水洗化が進んでいます。そのほかの地域につきましても、現在鋭意整備に努力しておるところでございますが、62年度末におきましては、大体都道から北側の60ヘクタール、これらについては、すべて面整備は完了し、供用の開始がなされるという予定であります。また、都道から南側、いわゆる信販、倉沢、この付近でございますが、これらについても、63年度末には全域の整備が終わり、供用の開始に入っていける、という予定で、現在整備を他の処理区に先駆け、最優先で整備を進めているところでございます。

次に浅川処理場の建設についてでございますが、流域下水道の終末処理場の状況はどうか、ということでございますが、処理場予定地16ヘクタールのうち、約12ヘクタールについて

は、民有地でございます。これの買収につきましては、59年度から3カ年計画で現在進められているところでございます。60年度末で約5.1ヘクタールの買収が完了しております。また施設の建設につきましては用地の買収後建設に取りかかるという計画で、現在その施設の実施設あるいはボーリングによるところの地質調査等を実施しておるところでございます。施設の建設につきましては、昭和62年からおおむね4カ年で整備が進められるということでございますので、したがって、昭和66年度中には処理施設の稼働が見込まれるところでございます。

次に浅川処理区の年次計画でございます。浅川処理区につきましては、59年ですか、万願寺区画整理地内を含む160ヘクタールの事業認可を取りまして整備に入っているところでございます。そのほかの区域につきましては、61年度に事業認可を取りまして、61年から浅川の右岸——旧七生地区ですね、これらの地域から整備に取りかかる予定であります。右岸の処理分区は、第1処理分区から第9処理分区まで分かれております。これらは地形的な問題がありまして、そのような理由から九つの処理分区に分かれ、約630ヘクタールの整備に61年から着手に入りたい、というふうに考えております。この前段として現在事業認可を得るための準備に入っているところでございます。一応事業認可上の計画事業年次は、61年から65年度末を予定しているところでございます。

それから浅川の左岸処理分区のうち、万願寺区画整理地内160ヘクタールを除く813ヘクタールについては、これは御承知のとおり、公共下水道の幹線が幹線の大部分が都市計画道路等に設定されております。1・3・1の浅川の中央幹線あるいは2・2・11の多摩川の中央幹線あるいは2・1・1の都市計画道路に設定されております矢ノ山幹線、こういうものが都市計画道路が現在できておりませんので、これから都市計画道路の動向等を見極めた中で検討を加え、場合によってはルート等の再検討も必要ではないかというふうに考えております。

次に秋川処理場の建設についてでございます。流域下水道の終末処理場、八王子処理場でございますが、これも浅川処理場と同様に昭和66年度稼働を目指しまして、現在予定地内の買収交渉に入っているところでございます。一方、八王子処理場につきましては地域の環境整備事業ということで、東京都を初め関係する4市3町の負担金により、昭和59年度から環境整備が進められているところでございます。

また、この秋川処理区の各処理区の年次計画でございますが、昭和60年5月に事業認可を

受けまして多摩平単独処理区を除く273ヘクタール、これの整備を60年度から着手いたしました。現在日野台の四丁目あるいは61年度予定しております日野台二丁目、これらについて、事業実施をしていくわけでございます。これについても認可上の事業年次といたしましては60年から65年ということでございます。いずれにいたしましても、秋川処理区につきましては、流域幹線の大和田幹線あるいは石川幹線に接続する地域の下流部分から整備に着手していきたいというふうに考えております。

次に多摩平処理場の廃止ですか、これにつきましては、御質問のとおり将来的には多摩平単独処理区の大部分は、秋川処理区に編入されるわけでございます。私ども、現在およそ10年先には秋川処理区に編入されるという見通しを立てております。多摩平処理区につきましては、面整備がすべて完了しておりますので、一部幹線の施工だけで秋川処理区に流入できる、また切りかえが可能である、ということでございます。

それから多摩平処理場の悪臭対策でございますが、これは御指摘のとおり、もう長年付近の住民の方には御迷惑をかけているところでございますが、建設当時の昭和33年当時におきましては、付近にはほとんど人家はございませんでした。そのようなことから、当時としては、処理施設としては最適の立地条件だった、というふうに考えられるわけでございますが、最近では御承知のとおり、住宅街の真ん中に処理施設がある、というような現状になっておるのが事実でございます。そんなことで、悪臭対策については、非常に苦慮しているところでございます。処理場の施設につきましても、昭和33年に建設され、その後幾回かの改修工事を行っておりますが、これらは、すべて老朽化した施設の改修ということに追われまして、なかなか抜本的な悪臭対策ができなかった、というのが実情でございます。

それで、この悪臭の発生源は、主に現在初沈といいまして一番最初に流入してくる槽がございますが、ここがカバーをされていないということと、もう一つは貯溜槽あるいは脱水機室等、汚泥処理施設等が悪臭の発生源になっておりますので、今年度—61年度に施設の改修工事を見込んでおりますが、その中で抜本的な対策にはならないかもしれませんが、若干でも悪臭を減らすような施設の改善をやっていきたい。具体的には自動的にスカムの解消を図るとか、それによりまして将来的にはカバーをやっていく、あるいは特に悪臭の発生源になっております、先ほど申し上げました施設については、活性炭方式といいまして、簡易式の脱臭装置、こういうものも現在検討して、できればこういうものについても61年度につくっていききたい、

というふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君） 再質問をさせていただきます。

南多摩処理区の11ヘクタール、市の計画より60年度末で34%、市民の期待が高まっているこのあらわれがここにあらわれてきているのかと思います。私は、全体の下水道計画、特に国の下水道計画の、下水道事業の補助金カットが進む中ですので、積極的にその辺……（「制度があるうち、やらなければだめだよ」と呼ぶ者あり）市民の要望を受けて進めていただきたいと思います。

そして4点目の多摩平処理区の跡地の処理場の悪臭の問題、まだ10年も利用する、こういうことですので先ほど言いましたように、周辺の人たちは、実際には自分たちがそこの処理場を使っていないわけですので、そういう点では、悪臭だけが被るということですので、早急に覆蓋だとか脱臭装置を設置していただいて、そして悪臭対策を一刻も早く進めていただきたいと思います。そして、この跡地の利用計画について先ほどまだなかったみたいですけど……。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 考えられますのは公園として、つまり遊水池に近い場所でありますから親水公園というふうな位置づけて利用されるものだというふうに構想を進めております。

○副議長（中山基昭君） 小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君） 先ほど言いましたように、自民党政府の地方自治体に対する補助金カットは1兆2,800億円で、そのうち下水道1,100億円も削られています。日野市では事業が拡大されますが、補助率は59年度が10分の6が1割削られ61年度は10分の5の補助率となっております。全国市長会なども、補助金カットに反対を表明しておりますが、市民とともに補助金カットに反対の声を盛り上げ、補助金の増額を要求して、市民の要望に積極的にこたえる姿勢を堅持していただくようお願いいたします。

また公共下水道を早めに整備することにより、66年、処理場完成と同時に下水道が使用できるよう積極的に仕事を進められるよう早急に事業計画（「できないよ、66年なんて」と呼ぶ者あり）財政計画を再検討していただけるよう強く要望いたします。

市長からも下水道事業を進める決意をお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

- 副議長（中山基昭君） 市長。
- 市長（森田喜美男君） 下水道事業、すなわち流域下水道の処理場の建設、それから公共下水道としての面的整備を最重点事業として位置づけ、取り組んでいくということは、もうすでに御承知をいただいております。財政問題につきましても、懸念なしということではありませんが、国に対して、あるいは国からも内需拡大の一つの大きな布石として、下水道事業を重点にしたいという政策も進められておりますので、全国市長会あるいは6団体等で、そのことにつきまして今最大限の運動を展開しつつあるところであります。以上です。
- 副議長（中山基昭君） 小俣昭光君。
- 10番（小俣昭光君） 処理場の建設が66年に一部が完成するということになっております。これですべての面的整備ができる、処理する能力がそろったわけではありません。3分の1程度の処理能力であります。せめてその3分の1の、66年の処理場完成と同時に、それを処理できる能力いっばいの面的整備をそれまでにさせていただきたい。そして引き続き残りの面的整備も処理場完成と同時にできるようにお願いしたい、ということをつけ加えまして、質問を終わらせていただきます。
- 副議長（中山基昭君） これをもって16の1、下水道年次事業計画に関する質問を終わります。
- 一般質問16の2、西平山、東平山地域の町づくりについての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。
- 10番（小俣昭光君） 西平山、東平山地域のまちづくりについての質問をさせていただきます。
- 西平山地域は東京都また住宅都市整備公団の二つの区画整理事業が計画されましたが、地元の協力が得られずに実現できない、こういう地域であります。地元の人たちは区画整理に対して減歩や1・3・1道路の問題について少なからず疑問を持っております。また区画整理の計画があるからと言って長年にわたり西平山地域のまちづくりが進められず生活道路の整備が進まないでいます。そのため地元の人たちは日野市の行政の恩恵を受けてないとか、市役所に行くにも一たん八王子に出てから行くと嘆いています。また地元の人たちは、日野のチベットだとも言っている人もおります。公共施設も学校と地区センター、学童クラブ、保育園といったところであります。

そんな地域でありますから、長年地域の自治会の役員の人たちは、集まってバス路線の実現を目指し、運動も進めてきました。そして市立病院や市役所に、お年寄りや病人が気軽に行けるよう、市にも議会にも要請してきました。また、今度は市で区画整理を計画していますが、西平山地域のまちづくりも、特に生活道路やバス路線などの計画を、先取りとして進めていただけをお願いいたします。

具体的に次の要望をお願いいたします。

第1点目は、生活道路の整備の問題であります。長沼橋から豊田団地に行く畑の中を通過しているこの南北の道路、朝夕の交通が激しいので、この道路を拡幅をしていただきたいと地元の人たちがっております。

2番目は、西平山四丁目の13の未舗装の道路があります。ここは1年に1回ぐらい砂利を入れていただいておりますが、ここの未舗装の部分について(「私道だよ」と呼ぶ者あり)舗装をしていただけないかお聞きしたいと思っております。

3番目としては、西平山一丁目の八幡様の南側の道路、七生病院の所からテニスクラブに行く通り、道路が大分傷んでおりますので、ここの改修と側溝をつけていただきたい。また八幡様の所から東平山二丁目の三川屋さんの所の交差点までの道路の拡幅をお願いできないか、こういう要望が寄せられております。今のは道路整備の問題であります。

そして第2点として西豊田駅の開設について、予算委員会でお話があったかと思っております、市の取り組みをお聞かせいただきたいと思っております。

第3点目は、用水整備についてであります。西平山五丁目、八王子境の用水、大雨が降るとあふれると言われております。この整備をどうなっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

第4点目は西平山五丁目バス路線の延長についてであります。豊田駅から平山工業団地のバス路線が旭が丘五丁目まで延長してほしいという、長年住民の人たちから要望が出されております。私たち共産党市議団も京王本社と交渉し、旭が丘五丁目バスのモータープールをつくる場所があれば延長したい、こういう約束を取りつけてきております。その後、市もこのモータープールについての場所探しを積極的に行った、ということを知っております。ですが、いまだにこの場所がありませんのでバス路線延長がされておられません。私は、この1月に京王と話し合う機会がありました。豊田駅からの平山工業団地のバス路線を旭が丘五丁目を経由して

西平山五丁目、豊田団地であります。この都市計画道路予定地で折り差し地点をつくり、ここにモータープールをつくることによって西平山五丁目までのバス路線の延長を申し入れてきました。京王もそのような所があれば検討したいという返事をいただいております。本来、折り返し地点——モータープールは京王がつくるのが当たり前ですが、長年の市民要望でもありますので、市でも積極的に協力していただきたいと思っております。これについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

第5点目は京王線の長沼駅の問題であります。行政区は八王子であります。長沼駅の改築がされています。どのような計画か、また自転車置き場など、どうなっているのか、八王子市と相談できないのかをお聞かせいただきたいと思います。この長沼駅は西平山の二丁目や三丁目の、また四丁目の人たち、多くの人たちが利用しております。そういう点で、日野市でもどのような方向になっているのか、八王子と相談し、また京王とも相談して計画をお聞かせいただきたいと思います。

以上、大きく5点に分けて質問させていただきました。お答えをお願いしたいと思います。

- 副議長（中山基昭君） 小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。建設部長。
- 建設部長（伊藤正吉君） 最初に道路関係の御質問でございますけれども、長沼駅から豊田団地に至る市道の問題でございます。これにつきましては道路の整備につきましては、都市計画によるものと、それから区画整理によるもの、その他市で単買で行うものと、この三つにおりに分かれるわけでございます。この地区につきましては区画整理の予定地も入っておりますので、2点目の区画整理でやっていただくような方法がよりベターではないか、かように考えておるところでございます。

それから西平山四丁目の未舗装の道路につきましては、これは市道でございます。そういう意味で地主さん等の、地主さんにも一応、隣接の地主さんですね、話をしまして何とか舗装だけでも了解していただくような努力をしてみたいと思っております。

それから西平山のテニスクラブの前と、それから八幡道路の拡幅の件でございますけれども、テニスクラブの前の道につきましては、たしか60年度で改修したという記憶がございますけれども、なお現地をよく見させていただきたいと思っております。それから八幡道路の拡幅についても、よく現地を見て、それでそれに対応していきたい、かように考えます。

次に水路の整備の件でございます。これにつきましては平山15号の用水路でございます。これにつきましては下流から、下流につきましては56年度に実施したわけでございます。それから平山五丁目の上流につきましては、平山の五丁目から、30番地から上流でございますけれども、これにつきましては延長が約350メートルぐらいあるわけでございますけれども、これについて3カ年計画で改修していきたい、かように考えております。なお、この問題につきましては、非常に56年度から時間がかかっているわけでございますけれども、これにつきましては隣接の地主さんの御理解がようやく得られました。この理解を得られた背景には、自治会の会長さんを初め、いろいろな人の努力もございまして、市の方ともいろいろ協議をして進めていったわけでございますけれども、そういったことが実を結びまして、61年度から3カ年計画で改修していく、こういう計画でございます。

それから長沼橋の自転車置き場の件につきましては、八王子市の所管に入るということでございますけれども、八王子市では現在北側に長沼橋の、失礼しました。駅の周辺に有料パーキング方式の駐車場をつくったようでございます。1日1回100円ということで200台収容の能力があるそうでございますので、現在はそう支障は来していない、こういう八王子側の回答でございました。以上でございます。

○副議長（中山基昭君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えいたします。

まず2点目の西豊田駅の件でございます。この豊田駅—西豊田駅の新設につきましては、昨年の12月に国鉄の西鉄道管理局の方に協議の申し入れを文書で行いました。近く、今月でございますけれども、事務的な折衝を行うということになっております。

それから4点目のバスの問題でございますが、この件につきましては、かねてから地域からの要望があるわけでございます。京王帝都も折り返し場が見つければ延伸をしてもいい、ということになっております。現在、バスの運行はワンマンでございます。運輸省のワンマン基準ではUターンをしなければいけないということでスイッチ担当の、いわゆるバックを認めないことになっております。そうしますと、現在の道路と、それからその道路に隣接した土地を確保しないとUターンができないわけございまして、都市計画道路2・2・6号線の旭が丘小学校の近くに私どもも京王帝都も土地の物色をしたわけでございますけれども、地主さんの了解が得られず、現在に至っているということでございます。

旭が丘の公園の、西の方でございますけれども、一部市有地もございます。その辺も京王帝都の方にあっせんをしたわけでございますけれども、幹線道路から中へ入りますので、バスのUターンをする場所としてはふさわしくない、ということで実現しないわけでございます。今後、一層の努力をいたしたいというふうに考えております。以上でございます。

- 副議長（中山基昭君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（中山基昭君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。小俣昭光君。

- 10番（小俣昭光君） 第1点目の道路の整備の問題でございます。区画整理で道路を拡張していきたい、というようなお話であります。先ほども言いましたように、この地域、さきは東京都住宅局が区画整理を計画を予定した。そして、これが実現できなかった。その後、今の住宅都市整備公団がやはり計画して、そして住民の皆さんに説明会などして、かなり具体的にになった地域であります。そして、これも実現ができなかった。確かに今度日野市でも市で市の施行の区画整理、今年度、調査費、予算を組みましたが、この地域でこの区画整理も実現するのに相当の年月がかかると思われます。それまで、この地域の人たちが今の道路事情、生活にも支障を来すような道路事情で、この先何年も住んでいく、ということではいけないと思います。そこで、積極的にこの区画整理と整合して、あわせて道路の拡張をぜひ実現していただきたいというように思います。

また4点目のバス問題であります。旭が丘の五丁目においては、先ほど言われたような方向で、市も積極的に土地を探して、モータープールの場所を探しておりました。実際に、この五丁目で、旭が丘の五丁目では見つからなかったわけでありまして。そこで、先ほど言いましたように、京王とも話をして旭が丘五丁目では見つからないのですから、さらにこれを延長させることによって西平山五丁目まで延長することによって、バス路線、バスのモータープール——折り返し地点が見つかるのではないか、このような話を京王としてきたのであります。京王も、西平山五丁目でもそういうモータープールがあれば、延長してもよい、このような返事をしていただいております。その上で、きょうのこの質問をさせていただいているわけでありまして。西平山五丁目の都市計画道路の予定地、あるいはその線上にあります。今資材置き場になっ

ておりますが、ここを地主さんの協力をいただいて、先行的に取得するなりして、モータープールを確保していただきたいと思います。そのことについてもう一度お答えいただきたいと思います。

なお予算特別委員会の席上で、市の連絡バス、これらもバス路線についてのことも聞いておりますが、それらを市の方向を聞いた上でも、ぜひこのバス路線、実現していただきたい、というように思っておりますので、お答えいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） それでは第2点目のバスの件についてお答えいたします。

私ども、2・2・6号線の折り返し場につきましては、八王子地域分まで含めまして検討したわけでございます。バスの折り返し点が別に日野市内でなくてもいいわけでございますので、その沿道について、用地の確保の努力をしたいということでございます。空き地もあるわけでございますけれども、なかなかバスが折り返しをするに必要な面積の借用がなかなか難しい、ということでございます。

都市計画道路の問題が出ましたけれども、この都市計画道路も道路だけでUターンができるわけじゃございません。一部民地を借用しないと折り返しができませんので2・2・6号線にいたしましても、南に行く道路の、今行きどまりの道路でございますけれども、そこを使うにしても、一部民地の確保をしないと無理である、ということでございます。

○副議長（中山基昭君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 道路の買収の件でございますけれども、先ほど区画整理地域になる予定でございますので、その区画整理で道路をつくった方がいいんじゃないか、ということを御回答したわけでございます。実際に道路のあの地域の買収になりますと、非常に道路が狭い上に家が相当立て込んでいるわけでございます。そういう意味におきまして、やはり地主さん、あるいは家主さんのやはりこの道路の買収にかかりますと、非常に敷地がなくなってしまふ、こういうことで容易に賛成が得られない、こういうこともあるわけでございますので、これにつきましては区画整理でいきますと、いろいろな換地その他で適正な敷地が確保できる、こういうことでございますので、その辺まで待つてやっていただくのがやはりよろしいんじゃないか、と私の方では思うわけでございます。以上です。

○副議長（中山基昭君） 小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君） 要望をして終わらせていただきます。

先ほども言いましたように西平山地域、区画整理が行われるということですが、それを待ってられない住民の人たち、たくさんおります。そういう点で、積極的に生活道路の改修をしていただきたい、というように思います。

それとバス路線の問題であります。西平山の人たちは、八王子に行く方が早い。このようなことが出されております。そして今度、日野市で連絡バス路線を6月から実施したいというようなことが言われておりますが、これについても、評価は大きくできるわけですが、何分本数が少ないということで、市民の人たち、この連絡バスを大いに期待をしておりますが、何としても本数をふやしていただきたい、ということが言われております。

そして、これとあわせて出されました、市役所の動く窓口車の廃止の方向が言われた、と聞いております。これについては豊田団地の人たち、あるいは東平山の武蔵台住宅、ここの2カ所に西平山、東平山地域では動く窓口車が参りますが、ここの人たちは税金を納めるにも、この西平山、東平山では金融機関も郵便局もない所であります。そういう点でも、この動く窓口車を廃止することに対しては、住民の意見をよく聞いていただいて、そして納得していただくよう、あるいは納得できなければ存続を要望いたします。

そして西平山地域に地区センターだけではなく、例えば福祉センター、「（児童館）」「図書館」と呼ぶ者あり）日野方面に中央福祉センター、そして高幡団地に湯沢福祉センターという2カ所があります。ぜひ西平山地域にも福祉センターを建設していただきたい。住民の多くの人たちがこの福祉センターについて計画をぜひ立てていただきたいという要望があります。

ぜひ、この問題もあわせて要望して、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君） これをもって16の2、西平山、東平山地域の町づくりに関する質問を終わります。

一般質問16の3、保育園、学童クラブの充実についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○10番（小俣昭光君） 保育園、学童クラブの充実についての質問をさせていただきます。

中曽根内閣は（笑声）にせの行政改革で攻撃を集中しているのは、一番弱いお年寄りと子供

にその福祉の施策であります。61年度、地方自治体への国庫負担金1兆2,800億円を削減し、老人福祉費、施設運営費補助1,028億円、保育所措置費856億円も削り、お年寄りと母と子を直撃しています。日野市でも予算委員会の資料を見ますと61年度、老人保護措置費負担金8,600万削減され、保育所措置負担金は3,170万円、日野市全体でも3億5,000万円も削られております。このように中曽根・自民党政府は、地方自治体に負担を押しつけ、国民の生活を押しつぶそうとしています。革新市政は、市民の生活と命を守るために、悪政と対決するその防波堤として、踏ん張ってきております。

政府の家計調査で、勤労者世帯の状態を見ましても、ここ15年間、物価上昇分差し引いた実質可処分所得は1.28倍と停滞しています。また春闘は11連敗と言われるように、賃上げが低く抑えられたこともあり、勤労者の家計も大変になり、働く婦人の増加は、とりわけ働く婦人既婚者の比率の高まりが挙げられております。

女子の就業者は2,263万人に上る、就業者の全体の39%となっています。ゼロ歳から5歳の幼児のいる婦人は39%で、6歳から11歳までの子供のいる婦人は56%もあり、子供の数は減少しているが、保育所や学童クラブの必要な子供は増加しているのが実態であります。

そこで次のことをお聞きいたします。第1は、日野市では地域的に常時保留児のいる保育園、特にゼロ歳から3歳までの子供で保留になっているところの保育定数の拡大をお願いいたします。こういうところがあるのではないかと思いますので、お答えいただきたいと思います。

そして保育園に預けられた子供に対しても、特にこの4月からゼロ歳児の月齢が6カ月から3カ月に下げて実施してきておりますが、特例保育がゼロ歳に対して認められておりません。ゼロ歳児に対しても、特例保育を父母会なども強く要望されていると思いますので、これの実施について、お聞かせいただきたいと思います。

そして1歳児のクラスについてであります。新しく措置された幼児に対して、今日野市では、充実保母として4月から6月まで保母さんを1人ふやしておりますが、この1歳児の中でも、1歳児になったばかりの子供や、あるいは2歳に近い子供も一緒にいるわけでありまして、特に、この年齢の差は子供によって大きく違いがあります。おむつをしている子や、そして飛び回っている子、そういう子供たちを、保母さんが見ているわけでありまして。そういう点で、これの充実保母さんを9月まで延長できないのか、この辺についてもお聞かせいただきたいと思っております。

そして三つ目としては、今、保育園に子供を連れて来るときにも、例えば旭が丘保育園についても、車で子供を連れて来るお母さんやお父さん、非常に多くなっております。特に自分の家の近くの保育園に措置されていればいいわけでありますが、旭が丘や大久保保育園については、ゼロ歳や1歳の希望者が多いわけであります。そうすると、旭が丘の方から高幡の保育園に子供を預けなければならない、こういう事情が生じております。ですから、どうしても車も必要になってきているわけであります。そして、それから会社に歩いて行き、あるいは勤め先に出勤するわけでありますから、そういう点では、1時的にでも子供を預ける時間、あるいは引き取りに行く時間に駐車できる場所が特に保育園の場合は必要だと思います。ぜひ駐車場を設置してほしいと思います。

学童クラブのことについてお願いいたします。今、日野市では1学校1学童クラブを目指してきております。学童クラブによっても全員入所できないところが幾つかあります。こういうところでは、抜本的な対策として、学童クラブ、二クラスのクラブをつくるとか、あるいは1学校2学童クラブを検討する時期に来ているのではないかと思います。具体的に言いまして滝合小学童クラブ、3年前に請願が出され、これが採択されてきております。学童クラブの増設をお願いしたい、こういう請願でありました。請願が採択されましたが、増設もされておられません。ぜひ、この辺で学童クラブを2クラスの学童クラブや、あるいは学校と離れた所に学童クラブが設置されているところがあります。こうところではその反対側の方向にでも学童クラブを設置していただき、1学校2学童クラブを実現していただきたいと思います。

学童クラブについては、先ほど指導員をパート化にしないで、このようなお話もありました。今、市では指導員を正職化にしてきております。そういう点では、もう1人の臨時職員の指導員をぜひ正職にする。そのことによって子供たちに安心して指導ができる、あるいは責任を持って、今でも責任持っていると思いますけれど、さらに責任を持って指導ができるよう、よりよい保育のためにもぜひ正職化をお願いしたいと思います。

そして最後に学童クラブの条例化についてであります。学童クラブをぜひ条例化させていただき、そして市の要綱ではなく、条例化で運営できるように実現していただきたいと思います。

以上、学童クラブの方では3点（「一体費用はだれが負担するんですか」と呼ぶ者あり）保育園の方でも数点お聞きしたいと思いますので、以上、お答えいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君） 小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それではお答えいたします。

まず保育園の定数の拡大についての御要望がございました。保育園の定数の拡大につきましては現在は質的な見直し、すなわち高年齢児を減らして低年齢児をふやす、というようなニーズに対応した見直しが必要になってきております。60年度におきましては、民間保育園が2カ所改築工事を行いまして、61年度からゼロ歳児の受け入れが18名増加しております。また公立保育園につきましても、先ほど御指摘のありましたように、地域的な格差、またそれぞれの低年齢児のいないための格差、その辺の事情を反映いたしました是正の必要、というようなことにつきましては、感じております。しかしながら、現在の施設のままでは、低年齢児の定数をふやすということは、困難でございます。これにつきましては一定の施設の拡大なり、あるいは改築なりを必要といたしますのは、認可定数の改善につきましては、老朽化している保育園の改築の時点で定数の見直しを行ってまいりたい、こういうぐあいに考えているとでございます。

また2点目の保育園のゼロ歳児の3カ月保育からの対応につきまして、特例保育を認めてほしい、こういう御要望でございますけれども、これにつきましては、その保育の状況を見ながら今後は検討してまいりたい、というぐあいに考えております。

また3点目の通園の際の駐車場の設置の御要望でございますが、具体的には旭が丘保育園だろうと思いますが、その問題につきましては、旭が丘の福祉文化ゾーンの中に幼稚園または障害者施設もございます。そこにあります駐車場を相互に活用いたしまして、譲り合いながら解決してまいりたいということで、先般、それぞれの施設担当者が集まりまして、その辺のところについては今後は解決していく、ということになっておりますので、その辺のところについては、そのような形で、混乱のないようにやってまいりたいと思います。

また二つ目の学童クラブの問題でございますけれども、1学区1学童クラブということで、現在進んでおります。まだ設置されていない学校2カ所ございます。今後、このような学校に設置をするか、それとも御要望にありましたような形での対応をするかということについては、検討してまいりたいと思いますけれども、原則といたしましては、1学区1学童クラブ、この原則で現在進むつもりでおります。

また2点目の指導員のパート化の問題、パートを正職化せよ、こういう御注文でございますけれども、これにつきましては、先ほどもお答えしたとおりでございます。なかなか現在の

職員の増ということとはなかなか難しい。組合からもこの辺のところについても要望もございませぬけれども、これは大変困難な問題だというぐあいに私どもも考えております。今後、現在の体制で行かざるを得ないんじゃないか、こういうぐあいに考えているところでございます。

3点目の学童クラブの条例化の問題でございしますが、これは児童館の中に学童クラブを設置する、という形で条例化しております。今後とも、やはり東京都の施策は、児童館の一施設として学童クラブを包含する、これは変わらないだろうと思います。これは国で制度化していませんので、東京都としては、その中に、児童館の中に包含した形で補助金等も考えていく、この方向は変わらないと思いますので、この中でやはり私どももやっていかざるを得ないだろう、こういうように考えているところです。

○副議長（中山基昭君） 小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君） ゼロ歳から3歳までの低年齢児の定数が不足してきております。そういう点でも先ほど福祉部長が言われましたように、改築などして、その際にふやしていきたいというようなことが言われております。

そこで具体的に、今度改築するところは、高幡保育園が終わりまして、次は豊田とか高幡保育園とか——多摩平保育園という話も聞いております。具体的にどこが今度改築されるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

2点目のゼロ歳児の特例保育であります。1歳児以上の子供は、朝7時半から夕方6時まで保育されております。また土曜日と同じようにされております。ところが、ゼロ歳児だけは朝8時半から夕方は5時までとなっております。土曜日は午前中12時までであります。そういう点で、このゼロ歳児の子供さんを持つお母さんは（「かわいそうだな」と呼ぶ者あり）子供を実際には二重保育させて、これを切り抜けてきております。子供がかわいそうという声も今ありましたけれど、実際には一つの保育園でやはり7時半から6時まで見ていただければ、安心して子供も任せられるわけであります。そういう点では、近所の人にお世話をいただいて二重保育をする、こういう実態になっております。ぜひ、このゼロ歳児の特例保育、一刻も早く実現していただきたいと思っております。それによってゼロ歳児の希望者がさらにふえる可能性もあります。

ですから、そういう点では、先ほど言いました次の改築の保育園、必要となってきておりますので、ぜひ、この問題については、実現していただきたいというように思います。

学童クラブの問題であります、先ほど滝合小の学童クラブ、ことしも52人が申し込んだと聞いております。去年から45人から5人ふやしまして、50人の受け入れをしたと聞いております。1年生、2年生が申し込んできているわけですけど、特に3年生になると、うちの子供が申し込むと1年生や2年生が入れない子供が出てくる、ということで、お母さんは子供に言い含めて学童クラブに申し込みをしない、というお母さんもおります。そういう点では、子供の責任を大人が見なければいけません。子供に学童クラブの増設の問題、子供が言うわけでありません。そういう点では大人の責任として、子供のかわりに責任を持ってその辺とらえていかなければいけないと思っております。そういう点でも、どうしても抜本的に学童クラブの2クラスの学童クラブをつくるなり、あるいは二つの学童クラブ、ぜひ実現していただきたいと思っております。この点については市長からお答えいただきたいと思っております。

それでは、先ほどの保育園の——それともう一つは、駐車場の問題であります。駐車場の問題、旭が丘だけではありませんので、特に高幡の保育園、ここでは保育園の父母会が駐車場を借りて、2台置けるように借りて運営している、というように聞いております。そういう点でも旭が丘や、そして高幡の保育園の駐車場はぜひ実現していただきたいと思っております。旭が丘のお母さん方、いつ幼稚園から断られるかどうか、こういうことが必配だと訴えております。その辺ではっきりと駐車場として銘打てる場所が欲しい、こういうようなことも言われておりますので、この辺についてもあわせてお答えいただきたいと思っております。

○副議長（中山基昭君） 福祉部長。

○福祉部長（高野隆君） それでは、まず1点目の次に建てかえをやるのはどの保育園か、ということでございますけれども、私ども、公共施設整備計画に沿ってこのような整備をしております。次は多摩平という計画は持っておりますけれども、これはあくまで計画でございますし、あくまでこれについてはまだ先の話で、来年すぐやるということではございませんし、あそこの地域につきましては、いろいろとあのすでにある公共施設についての論議もされている地域でございますので、この辺との絡みの中で解決していかざるを得ないだろうというように考えております。

また2番目の特例保育についての御要望は、これは組合との関係もございまして、今後、組合との交渉も出てくるだろうと思っておりますし、今後やはり状況に応じて私どもは考えていかなくちゃならない。一定の要求も出されますのでなかなか私どもとしては厳しい点を迫られる、

こういうぐあいに思っております。

またもう一つ、ちょっと先ほど落としましたけれども、1歳児対応の問題でございますけれども、これにつきましては、現在4月から6月まで3カ月間、臨時職員をつけておりますが、これは1歳保育園の7園、これについてやっているわけですが、実際にはこれで間に合っているんじゃないか、というぐあいに私も考えておりますが、今後その状況をよく勘案しまして、また考えていきたい。当面は4月から6カ月ということで対応しておりますので、これで十分じゃないか、というぐあいに考えております。

それから4番目の駐車場でございますけれども、この駐車場については、市の職員もやはり自分で借りてやっている、こういうことでございますし、やはり今、市の公共施設の中に駐車場が設置されていればいいんですが、それを改めて、特に高幡付近につきましては非常に土地が狭隘でございますので、そこに無理をした建て方で高幡保育園つくっておりますので、かなり無理だろうと思っております。これは御理解賜りたいというぐあいに考えております。

○副議長（中山基昭君） 市長。

○市長（森田喜美雄君） 学童保育、これは先般関東市長会に上げて、国において制度化をしてほしいということを三つの要望の事項の中の一つとして当市から提出をいたしております。それほどに、つまり未熟といいましょか、制度化に至ってない窮余の一策ということであります。したがって、今できるだけ1小学校1施設ということで進んでおりますが、一応到達度に近い状況になったというふうに承知しております。

滝合小の学童クラブがやや定員に対して超過である。このことも承知はしておりますが、その父母の方あるいは子供の理解をいただいて滝合橋を渡って平山の、図書館にあります平山保育園というのがありますので、ここでは相当まだ余裕があります。そういうことでひとつ何とか落ちついていただけるような考えでおります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

幼児、特にゼロ歳児、ゼロ歳児の6カ月から保育園で受け入れておりましたのを、今度3カ月より始める。一步前進をいたしました。それに伴いまして、特例保育をということもまた聞いておりますけど、本来、この運動は、育児休暇の期間を長くするということが労働問題としては正当な運動の方法である、このように思います。

したがって、ゼロ歳児の乳幼児のために余り無理のないような保育をするということの方が、むしろ安定の状態ではないか、このように考えております。以上です。

○副議長（中山基昭君） 小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君） 学童クラブのことで、今、滝合小だけを私取り上げて言っておりましたが、さくら第二、七小学童クラブなどが定員をカーパーしておりますので、そういう点では滝合小だけではありませんので、日野市全体にかかわってきておりますので、その辺も含んでお願いしたい、というように思います。

それと平山学童クラブに通う、これも3年前に確かにそういう方向がとられて、一時やってきました。実際には子供の集団、滝合小学校と平山小学校、運動会やいろんな行事、違うわけです。そういう点では、やはり1人2人がほかの学童クラブに入るということでは、なじみが出ない。あるいはその子供の集団としての役割が果たしていけない、ということでもあります。そういうことで、やはり一度そういうことをやって、これではよくないということは父母会の人たちも感じて、ぜひ増築をしていただきたいという要望が出されております。そういうことですので、ぜひ検討をしていただくようお願いいたします。

そして、保育園についても、特別保育や、そしてゼロ歳から3歳までの子供、特に多摩平だと中央線の北側の子供たちが定数オーバーとして入れない、と言われております。そういう点では豊田保育園、駅前近くで子供たち、通勤するのにもお母さんなどの通勤にとっても、大変に便利な所です。ですから希望者が集中されます。豊田保育園や多摩平保育園、ぜひ早期に改築をして、そして低年齢児の定数をふやしていただけるよう強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君） これをもって16の3、保育園、学童クラブの充実に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10より開議いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）時間厳守で御参集をお願いします。市川資信君。

○26番（市川資信君） ただいま議長が午前10より開会というようなことを言われましたが、先ほど市長の方から、あした所用があって11時ごろになるんだというようなことを言われておりました。この点については別に問題はないのでしょうか。

○副議長（中山基昭君） 特段、明日11時という御連絡はただいま時点ではいただいておりません。（「市長の方に御確認をいただきたいと思うんですが、……」と呼ぶ者あり）

一応、現在議長としては、そうしたことを承知しておりませんので、明日の会議は10時から開催というふうなことにしたいと思えます。よろしいですか。市川資信君。

○26番(市川資信君) 議長の見解は私、それなりに結構だと思うんですが、現実には市長が欠席される中で一般質問を開会するということは、事実上不可能ではなかろうかと思うんですが、その点の議長への御連絡、申し入れはなかったのでしょうか。

○副議長(中山基昭君) ただいま現在は承知しておりません。市川資信君。

○26番(市川資信君) 恐れ入りますが、また市長もこの席にいらっしゃいますので、一応御確認をいただくというわけにはいきませんか。

○副議長(中山基昭君) 明日10時ということで進めていただいて、さらにその後、今御指摘のような状況が市長の方からお話ございましたら、明日、開議前にそれなりの対応をしてみたい、というように思えます。したがって、そういうことで御了解を願いたいと思えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時42分散会

4月9日 水曜日 (第16日)

昭和61年
第1回定例会

日野市議会会議録 (第16号)

4月9日 水曜日 (第16日)

出席議員 (29名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝雄君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

22番 秦正一君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 小野口純子君

議事日程

昭和61年 4月 9日(水)

午前 10 時 開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

一般質問に入ります前に、開会前に議会運営委員会が開かれましたので、議会運営委員長の報告を求めます。市川資信君。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（市川資信君） 本日、午前10時30分より議会運営委員会を開会いたしまして、議事日程の一部変更について、協議いたしました。

御存じのように、一般質問は本日限りという日程でございましたが、御存じのように、本日の議会の諸般の事情を勘案いたしまして、一般質問の、本日は2名、あと4名残っておりますので、2名を明日に持ち込むということで、決定させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） ただいま議会運営委員長の報告のとおりで、今後進めたいと思います。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問17の1、日野市の長期基本ビジョンを立てよについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔26番議員登壇〕

○26番（市川資信君） ただいま議長より、日野市の長期基本ビジョンを立てよ、という通告質問のお許しをいただきましたので、これより通告質問をさせていただきます。

この件につきましては、実に多くの議員が、過去に、いろいろの角度から指摘してまいったことは、議員諸兄もよく御存じのとおりであろうと思います。私も、昭和56年から今回まで、この質問は3回目でございます。福島敏雄議員、石坂勝雄議員、馬場弘融議員、中山基昭議員、夏井明男議員、古谷太郎議員、その他の議員もおられるかもわかりませんが、これらの議員が指摘しております内容は、それぞれ個々に多少の違いはありますが、基本的には、目的は同一であろうと思うのでございます。

昭和57年、第1回の定例議会の一般質問におきまして、私は、日野市の基本構想と教育行政という議事録を、先般、再読いたしました。そして、指摘いたしましたところの正当性と、

極めて早急なその必要性を感じたのでございまして、あえて再々度の質問を取り上げさせていただいた次第でございます。

すなわち、昭和46年7月9日、第1次日野市基本構想を制定いたしまして、目標年度を昭和55年度としたものでございます。当時の市長は、御存じのように、古谷 栄市長でございました。

本来、基本構想の制定の義務づけとした目的は、当然のことながら、その自治体の置かれた将来のあるべき姿、その姿を描き、その実現に向かって、基本的施策の大綱を示し、一貫した総合的、計画的行政を推進せしむるのが目的であろうと思うのでございます。これは、日野市のみならず、近隣自治体も同様でありまして、社会情勢の変化、急激な人口増と、市街化、都市化が進み、将来展望の策定が非常に難しい。いわゆる思いつき行政、人気取り行政、市長が変わるたびに、継ぎはぎだらけの行政の弊害を阻止するものが本来のねらいと考えるのが、妥当であろうと思うのでございます。

したがって、この基本法にのっとって、年次的に年度予算を編成し、長期計画、中期計画をして、さらに実施計画に移していかなければ、糸の切れたたこのように、まして今日の市民要望の多用化している中であって、継ぎはぎ行政の術中にはまる危険性が、極めて高いと思うわけでございます。

地方自治法第2条第5項に、「市町村は、その事務を処理するに当たって、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るため基本法を定めなければならない」——このようになっております。明文化しているわけでございます。しからば、日野市の現状の中に、基本構想にのっとった長期計画なるものがない。そこに、今日の日野市の行政施策の中で、ちぐはぐの面が表面化してきておると指摘したいのでございます。

かつて私は、昭和56年当初予算について、一般質問で、昭和56年度当初予算、市長の基本姿勢について、また昭和57年度第1回定例議会において、同じく一般質問で、日野市の基本構想と教育行政について、質疑を行っております。

その中で、昭和56年度当初予算は204億6,397万円、昭和55年度の一般会計予算が201億1,827万2,000円となっておりますが、その伸び率が1.7%でございました。市長選が行われるために、いわゆる留保財源として、3億円は別途確保されてはおりましたけれども、余りにも消極予算の組み方ではないか。人口が沈静化した今日、今まで行い得なかった

都市基盤の整備、社会資本の充実に向かって、他の25市が積極的にハード面、ソフト面のバランスを取りながら、行政指向の転換を図りました。

ちなみに、このときの日野市を除く25市の平均予算は、伸び率が一般会計対前年比9.1%でありました。東京都が、対前年比8.8%、国の伸び率が9.9%であったわけでございます。馬場弘融議員も、同じく59年第4回定例議会において、次のように指摘しております。

「森田市政の最大の欠陥は、歴史の中に現在の市政を置く、こういう観点を持たなかったという点にあると思います。以前にも申し上げたことでございますけれども、都市の発展段階には三つの時期がある。いわゆる第1期が人口の急増期である。第2期が人口の伸びが緩やかになる時期。第3期が、いわゆる人口の伸びがとまる時期で、この3段階である」と指摘した上で、「森田市政の12年間は、この三つの段階のうち、いわゆる人口急増期がようやく終わりその人口の伸びが緩やかになる時期、つまり、第2期に当たっていたと思います。そして、この時期に、日野市の取り組むべき課題は、既に言い古された言葉ではございますけれども、下水道とか、道路、あるいは公園などの、いわゆる都市基盤の整備、つまりハードの面の施策であったはずであります。ところが、森田市政は、施策の順位を全く逆転させ、早くから、次の時期、第3期に行うべきソフト面の施策面に、重点を移してしまいました。」

以上は、馬場弘融議員の発言を、まことに要を得た指摘でございましたので、私はあえてここに引用をさせていただいた次第であります。これらの指摘でも、大方の大意は、おくみ取りいただけたかもしれませんが、ただ、単に、形式だけの第2次基本構想では、意味がありません。これに基づいた長期計画、中期計画、そして実施計画の策定というものが、いかに大切であるか、必要なか、いま少し詳しく申し述べてみたいと存ずるのでございます。

いわゆる、長期計画を立てないための行政のむだの面、あるいは、遠回りしなければならない面、あらゆる角度から視点を照らしても、現在の日野市にとって重要なことは、ないものと信じます。

例えば、現況の道路網の問題点でございます。先般も申し上げましたが、人口変動の規模は、安定期に入ってきております。今後、急激な市街化拡大は考えられず、市民のニーズも定住、安定意識に伴う物質的要求からメンタルな方向へ、アカデミックな方向へと移行され、それらに伴う行動範囲も、当然広がるのでありましょう。方向もまた多方面となり、細密化され、交通手段も多用化されてくるものと思うのです。既に、公共交通機関である鉄道及びバスの依

存度から、自動車、原動機付自転車、自転車等の利用が大幅にふえ続けていることは、御存じのとおりでありまして、駐車場、駐輪場の供給のおくれは、本市議会においても再三の御指摘どおり、大きな社会問題にもなっております。

骨格がほぼ決まった日野市の道路網は、今後、地域住民のニーズにこたえるべく、生活環境を改善し、安全な居住空間を確保する上で、細密な道路網整備が、重要な課題であろうと思うのであります。

また、日野市の道路の骨格は、都市計画決定によるものであり、現況整備状況は38%と半分にも満たなく、慢性化が進行している道路混雑を避け、都市機能をフルに発揮するためにも、早急な全線開通が望まれるところでございます。今後の交通需要の傾向からも、道路網の整備は早急に対処すべき課題であり、業務率を高め、沿道住民のゆとりある生活環境を確保する上でも、重要な比重を占めているわけでございます。

それでは、現況道路の問題点はいかがかといいますと、日野市は、比較的早くから土地区画整理事業が行われ、その地域は並行して道路整備が進められてきたのでありますが、日野市全体では、狭い幅員道路が多く、道路率を高め、また、近代都市機能を活性化に導くためにも、連続した道路網構成にしなければならないと思うのであります。

それには、主たる課題は、骨格となるべき都市計画道路の早期開通、道路混雑の緩和を図ること。2点目に、交通不便地域と消防困難地域の除去。3点目が、広域避難路の明確化と整備。また、4点目として、歩道、自転車専用道路の設置等によるコミュニティー圏域の安全確保。5点目として、交通不便区間の早期改善等であると思うのであります。

無秩序な土地利用を避ける上でも、やむを得なかったかもしれませんが、市民行政に対する要望の中で、道路及び交通についての要望は根強く、そのためにも早期改善を望み、かつ独自の財源確保が必要であろうと思うのであります。

また、現況の道路整備の中で、特に重要とされる拡幅に当たっては、現在では、一般権利者から寄附による道路敷地とする受け身の方向が主であったわけでございますが、今後は、市の財政が許す範囲で買収方向を取り入れ、積極的な姿勢で整備を進めていく必要があるかと存じます。その点についての、担当部局あるいは市長のお答えをいただきたいと存じます。

また、防災上から見た道路の点についても、触れさせていただきたいと思います。消防活動に必要な最低道路の幅員は、路肩を含めた有効幅員で4メートル以上であります。障害物等

を考慮すると6メートル程度と思うのであります。消防活動で支障となる道路では、そのほとんどが4メートル未満であり、農道をベースとした道路が多く、すみ切りがないために、現在ある消防水利が使用困難、もしくは使用不可能な状態にあるところも、数多くございます。将来は、都市計画道路整備、土地区画整理等により改善されることがあるでありましたが、しかし、現段階では、早急に整備を要する場所もあり、特に西平山地区、豊田南地区は問題箇所も多く、これらの計画を考慮に入れたとしても、現状打開を図らなければならないと思うのであります。

次に、広域避難場所と道路。日野市の場合、広域避難場所としての多摩川、浅川の河川敷に頼っているわけでございますけれども、公園、学校等の運動場が狭く、小規模でやむを得ないのでございますけれども、避難場所としての河川敷付近の道路の整備が、非常に立ちおくれしており、避難路としての計画がなされていないのが現状でございます。市民の安全を確保するためにも、緊急震災時における住民意識の中に、的確に避難経路を認識させ、避難地への誘導を、混乱を来さないようにしなければならないわけでございます。そのためにも、道路整備が早急に必要であろうかと思えます。

次に、2点目として、安定財源確保の努力と行財政の改革についてを申し上げたいと思えます。

まず、基本構想に基づいた長期計画の策定に当たっては、当然のことながら財政の安定的確保の見通し、その裏づけされた事業計画がなければならないと思うわけでありまして。

日野市行財政調査会の中間答申にも記載されておるとおり、日野市は立地条件の点では、既存の大企業と、それを取り巻くベンチャービジネス群がハイテク産業として発展を図ってきた。高速道路、多数の鉄道等、交通の便もよく、近隣には大学を中心とする教育研究施設の展開も見られる等、有利な面とともに、地価の水準が高く、新しい工場立地の余地はなくなっているという不利な面もある。したがって、市内の既存の企業が、生産化時代のため施設を拡充するに当たっては、市域外にその敷地を求めることも考えられるから、市内の企業施設は、研究所を中心とするものの比重が次第に高まることも予想される。ハイテク産業の発展に伴って、市財政の基盤が強化されるかどうかについては、一概に楽観をできない、と報告されております。

この中間答申にも示されておりますとおり、日野市の財政基盤を支えてきた、財源の安定的確保が歴年続いたからこそ、今日まで行政全般を心配することなく、遂行することができたわ

けであります、先般の予算委員会でも進言しましたように、2大手の市外移転計画等が現実化したときの、市の財政基盤を根本的に揺るがしかねない問題であろうと、推察するのであります。これらの件についても、真剣に展望を検討して、長期計画立案時の貴重な資料として組み入れ、考慮をしなければならない問題であろうと思います。

また、特別交付税の、昭和60年度の交付額について、3月21日の日刊紙によりますと、60年度特別交付税の交付額が、26市合わせて24億9,302万7,000円で、対前年比8.4%の増でございますけれども、特別交付税額の総予算額は11.2%伸びているのにもかかわらず、多摩地区は2.8%も抑えられておる。特に日野市は、11%も減額されておる。

新聞によりますと、国の支給率を上回る期末勤勉手当や、高給与是正策が講じられていない、事実上のペナルティーであると報じておるわけでございます。国家公務員の60年度の期末勤勉手当4.9カ月、秋川市を除く24市が5.155カ月、日野市が5.160カ月でございます。60年度ベアは、昭島、町田市など4市を除く22市は、国並みの5.74%で妥結しており、ほとんど高給与是正措置を講じていない。このため、自治省財政課は、特別交付税減額対象としての考慮要因になっておる、と指摘しているのであります。

予算総額が伸びた関係上、ほとんどの市が対前年度よりふえているわけでございますが、その中で減額されたのは、日野市、調布市、青梅市の3市で、特に日野市の削減は最高で、これは期末勤勉手当が他市よりも高い上、60年度ベアも昨年12月に早々と国並みで妥結、実施時期を、国を上回る6月とした。これが事実上の制裁措置としてあらわれたものと見られると、このように書かれておるわけであります。金額は、2,494万8,000円、マイナス11%。さらに、先日の朝刊によりますと、北川原公園用地買収費の起債制限8,000万円の制裁措置も、今、申し上げた事実関係から受けたものであらうと思うのであります。

これらの、日野市の歩むべき進路は、容易ならざる厳しい道のりが待っております。下水道事業、道路整備網の拡充、仲田緑地の第2期買収計画、農林水産省跡地の買収計画、あるいは公園の増設、郷土館の建設、また、高齢化社会へ向けての諸施策、また、生涯教育の中で、社会教育施設の充実など、内にあるは行財政の改革、事務事業の合理化、職員の活性化は言うに及ばず、これだけ厳しい国からの指導と起債制限措置を受け、交付税の制裁等を受けるときに、考えるときに、一自治体の職員の優遇が、15万市民の迷惑に及ぶような事態は、許されないことであらうと存ずるのでございます。まず、職員にも話し合って、この事態をよく理解

していただき、理事者も真剣に対処していただきたい。

また、外にあっては、当然のことながら国とのパイプなくして事業の遂行することは、不可能でございます。国及び都とのパイプを強化するには、一体どうすればよくなるのか、じっくり考え、取り組んでいただきたい。

保谷市の都丸哲也市長は、3月11日、全国でただ一つ残る完全通し号俸を、職務給の導入の給与体系に改める条例改正案を、同市議会に提出した報道が、3月15日、朝日新聞に掲載されておりました。御存じのように、革新市政であります。

また、府中市議会においても、3月定例議会総務委員会において、60年度ペアを国並みの5.74%引き上げ、7月実施にするなど、市職員の給与に関する条例改正案を可決し、また、高給与是正の妨げになっていた、通し号俸制から職務給へ移行することも、明らかにしたと報道されております。

なおかつ、八王子市の波多野市長は、職員組合が要求する60年度ペア分国並み5.74%のベースアップ分を認めるかわりに、61年4月から3カ月間の昇給延伸を図り、給与体系全体の見直しを図り、職務給、責任給等の導入することで合意に達したことが、3月11日付読売新聞にも報道されておりました。

これら近隣自治体が、次々と行財政改革給与制度の見直しを積極的に取り組んでいる中で、本市の現状はどうなっているのか。いわゆる高度経済成長時代肥大化した体質が、低経済成長の定着した今日、当然のことながら体質の改善、減量経営、ぜい肉を落としてスリムな体質改善に対処しなければならないと思うのであります。なかなか思うように、それが進行していない。

先般、日野市の――昨日ですか、古賀議員からも、また、その他の議員からも御指摘がございましたように、日野市の行財政調査検討についての中間答申の原稿が、61年2月27日に、中間答申の形で報告されたわけでございますけれども、私もこの中間答申を一読させていただきました。私見を述べさせていただきます。まず、私が私見を述べるよりも、日刊紙の、いわゆる中央紙の、中間答申に対する新聞の記事を引用させていただいた方が、より中立性、的確性があると思いますので、引用させていただきたいと思います。

まず、見出しは、「行革の勧め日野腰砕け、行財政調査会、抽象論で内容なし。3カ月おくれの中間答申」「市政の効率的な運営の推進を目指し、日野市が森田喜美男市長の諮問機関と

して昨年7月に発足させた行財政調査会（座長、肥後和夫 成蹊大学教授、委員10人）がようやく中間答申を発表した。調査会は、これまで委員会の意見の対立が深刻化、一時は肥後座長辞任説も出たほどで、今回の中間答申も抽象論に終始し、内容ないものになっておる。調査会は、昨年12月中旬、中間答申を出す予定になっていたが、委員の間で、財政問題と職員給与問題についての考え方が全く食い違い、提出できなかった。まず、財政問題では、ふえ続ける起債を、財政全体の何％に抑えるかなど、数字を具体的に示すかどうかでもめた。次に、準通し号俸制で、通し号俸制を単に4等級に区切っただけのもの、このため、森田市長は、現行給与制度を改めることを繰り返し言明してきたが、委員の間には、給与問題で具体的細目まで含まず、総論的記載にとどめるべきだとの意見が続出、調査会は空中分解の危機さえ生まれた。委員10人のうち3人までが、労働組合の関係者、さらに4人の大学教授のうち3人が、自治労顧問など、労組に深く関係しておる。給与問題では、この6人が総論的起載を主張、残る4人のうち2人は中立的な立場、あとの2人は座長と、実業界出身の委員だけが具体的改正内容を盛り込むよう主張したといわれております。3カ月おくれで出た中間答申案は、総合行政のための組織の活性化をと、組織機構の柔軟な再編と効率化をといった抽象的な表現が目立ち、具体的な表現はほとんどなされていないお粗末な内容になっておる。また、注目された給与制度に関しても、現行の準通し号俸制、退職金特殊勤務手当を、職務と責任に応じたものとして、市民の理解を得られるよう抜本的に改めるべきである、という意見があったという、単なる審議の報告にとどまっておる。肥後座長は、3月中に最終答申を必ず出すと明言しておる。しかし、現在のような、地方行革を願っているのか、疑わざるを得ない委員構成で、最終答申の中身は、果たして、期待できるであろうか」と結ばれておるのでございます。

私どもが、日ごろ指摘しております、このいわゆる日刊紙も述べておるわけでございますけれども、私は、前年度、総務委員会のときに、委員会において日野市の行財政調査会の予算審議のときに、この構成メンバーはどのような方が、だれの指名で組織されるのか、質疑を行った経過がございます。自治省の通達に従って設置されるものだ、というぐらゐの答えて、具体的答弁は得られなかったわけでありまして。が、一体、この委員の任命は、どなたが行ったのか。当然、森田市長の諮問委員会でありますから、市長の任命であることは間違いのないであろうと存するのでございますけれども、委員会のときの自治省の通達に従って、とのことでありましたので、私は、国、都から構成員も数名ぐらい参加するのではないかと、憶測しておったの

であります。これらの、いわゆる私の指摘した参画者は1人もいなかったわけでありまして、一方で森田市長は、現行給与制度を改めることを主張し、一方で、委員10人のうち3人までが労組関係者、4人の大学教授のうち3人が自治労顧問など、労組に深く関係しておる。おまけに、残る4人のうち2人は中立的立場である。これでは、まるで猿芝居ではございませんかと、私は訴えたいのであります。近隣他市が連日のように、地方行革に真剣に取り組んでいる中で、当日野市の中間報告を見る限り、行革に取り組む姿勢を疑わざるを得ないのであります。

次に、教育行政について御質問させていただきたい、かように存じます。

教育行政は、ひとときも息の抜くことのできない、最窮余施策の一環であります。近年、一般会計に占める教育費の比率等から勘案してみますのに、学校教育分野にあっては、量から質への転換期であることが、明瞭に知ることができると思います。すなわち、この10年間の一般会計の教育費の数値を、少し述べさせていただきたいと存じます。

昭和52年度に、一般会計に占める教育費の割合は、36.9%でございました。53年が28.4、54年が26.5、55年が30.7、56年が21.9、57年が23.6、58年が20.5、59年が19.0、60年が15.7、61年が15.7。いわゆる、ただいま申し上げました数値のように、今年度の教育費は、一般会計に占める割合が、いわゆる過年度の一時期の、半分以下になっているわけでございます。

また、一方で、人口割合の数値から見ましても、本年1月1日現在、15万4,447人、これを5年さかのぼって比較してみますと、昭和56年に14万4,200人、さらに5年さかのぼりまして、昭和51年は12万6,816人、すなわち51年度から56年度の5年間では、1万7,384人、13.7%の増加であり、次の5年間では1万247人、7%の増加でございます。昨年同期の人口は、15万2,130人ですから、この1年間に限ってみれば、わずかに2,379人にすぎず、過去にも申し上げましたことはございますけれども、人口急増期には90%近くは社会増であり、また、自然増は、したがって10%ぐらいであったわけでございますが、近年のこの数値は、自然増が9割、社会増は1割ぐらい、日野市の人口は安定の時代に入ってきていることがうかがえるわけでございます。

行政を執行するに当たっては、人口動態状況を的確に掌握して、それを基本にした計画を打ち立てなければならないことは、今さら申し上げるまでもございませんけれども、人口が安定してきた現在、今後の行政全般について長期計画の中の位置づけ、お考えをお示しいただきた

いと存じます。

人口増強を掌握する必要性については、先ほども申し上げましたけれども、行政によっては、人口構成の状態を見きわめる必要性、重要性がさらにあると存じます。特に教育行政にあっては、学校教育、社会教育の分野において、対象人口の掌握は欠くべからざる要素であろうと存じます。統計ひの'85によりますと、おおむね幼稚園から中学校までの対象者は、60年1月1日現在、人口15万2,068人に対し、3万3,454人となっております。約22%に当たります。5年前の同期には、人口14万2,240人に対して3万7,131人、26%でございます。いわゆる、学校教育対象人員は、逆に3,677人、10%減少しているのでございます。

したがって、体育を含んだ広い意味での社会教育、生涯教育という言葉で象徴されておりますように、時代の流れとともに、対象人員の面でも、社会教育行政に占める割合が、非常に大きくなっていることは、先ほどの数値が示すとおりでございます。これらの長期計画の中の位置づけ、あるいは当面の具体的施策があれば、お伺いしたいと存じます。

先般も申し上げましたけれども、教育行政は、学校教育の分野にあっては、量より質の時代に移る。教育内容の充実を図っていく。また、施設については、整理、統合を行うときが間もなく来るでありましょう、こう指摘したいと思います。むしろ、今後は生涯教育を目指して、重点を社会教育に移行していく方向転換が、望ましい姿であろうと考えるのでございます。近隣市と比較いたしましても、社会教育関係支出並びに予算が、非常に乏しいことを憂える者の1人ですが、昭和58年5月21日、日野市教育委員会より、日野市における社会教育活動推進のための振興策について、生涯教育の観点から、今後の社会教育のあり方とその施策についての日野市社会教育委員会に諮問を受けました。

当時、文教委員長でございました私と、副委員長でございますが、川嶋 博議員が、社会教育委員として参画いたしまして、昭和58年10月31日付、教育委員会委員長に答申をいたしました。これが、当時の答申の資料でございますけれども、読むと長くなりますが――現在の社会においては、価値感の多様化と都市文明型の生活様式が急激に普及する等、社会構造の変化は極めて著しいものがあります。こうした変化に対処するため、市民はあらゆる機会を利用し、自主的な学習により、個性や能力を啓発し、教養を高めるとともに社会への連帯を高めることが必要となってきます。――と、これらに基づいて、まだ多少あるんですが、ぜひ答申を出してほしいということで、私どもは3分化会に分かれました。

いわゆる答申が、青少年健全育成の推進について、2点目が、成人期における充実した過ごし方について、生きがいある高齢化社会の実現に向かって、また、社会教育施設の整備について、社会教育行政と公民館のあり方について、最後に、学校教育施設の活用についてという、6項目からの答申を行ったわけでございます。

生涯教育の観点から、今後、社会教育のあり方とその施策について、これらの答申に基づいた社会教育の諸施策の充実、あるいは小中学校にあっては、空き教室等の利用を抜本的に考えるべきであり、市民が手軽に利用できるような学校施設の開放を行う等、現状を十分踏まえた上で、基本計画を検討するプロジェクトを早急に発足させるよう、提案するものでございます。教育問題については、非常に関心が深くお持ちの市長の御意見も、この件について承りたい、かように存するものでございます。

以上は、質問を行いながら、通告質問の表題のとおり、基本構想に基づく長期計画の策定を早急に打ち立てよ、この点を訴えたいのでございます。質問かたがた、この表題を常にローリングしながら訴えてそるわけでございますけれども、森田市長は、昭和61年度、所信表明の中で「市の進むべき大局を見定め、展望に誤りのないよう深慮しているところであります。昭和48年、市長に就任して以来、人間尊重の基本理念に立脚して、憲法を市政に生かし、市民の生命と暮らしを守ることと、緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくることを、市政推進の中心テーマと考え、そのまちづくりのために専念してまいりました。」—このことの理念は、よく理解できるのでございますけれども、この理念は、日野市の基本構想と同一理念であろうと考えるわけであります。

いわゆる絵画的であって、抽象的、総論的であって、現実性のない理念にすぎないと思うのであります。今日まで継ぎはぎを繰り返しながらも、よく持続できたものだと思うのでございますが、いわゆる思いつき行政、継ぎはぎ行政、ばらまき行政の中で、その大きな基因は、日野市のずば抜けた財政力に支えられたことだと思うのでございます。

しかし、日野市のすべての行政分野を顧みるときに、長期的財政の展望、下水道事業の本格的進展する中での財政の問題、区画整理事業、いわゆる万願寺、高幡、豊田南口の財政問題、大幅に立ちおかれておる、先ほども指摘した市内道路整備網、及び市買収による道路拡幅計画、社会教育の将来展望、その財政支出、また、桑園跡地、仲田緑地の農林水産省跡地の買収の財源、特に仲田緑地の第2期買収計画の中で、いわゆる公団住宅と総合体育館建設計画等は、長

期計画を持たない無制限の発想と言わざるを得ないのであります。

また、浅川南部地域に、総合病院誘致計画、希望が失われたことが、今年度一般会計予算委員会において、市長の答弁で明らかになりました。それにかわるものとして、市立病院の近代化を図るとのことでありましたが、果たして現在の狭小の用地の中で、どれだけの増改築と近代化を図ることができるのか。15万市民の対応を図ることができるのか。

また、行財政を唱える改革推進の中で、事務事業の合理化、職員の削減問題等、一口で言うはやすく、一体事務事業の合理化を具体的に推進するに当たって、職員の啓発と、それに対する研修制度をどうするのか、予算等も含めてであります。削減に伴う職員の配置問題、また、能力開発を進める上での具体的施策の推進はどうなるのか。

また、福祉政策の面についても、特に、高齢化に向かっての市の行政の対応は、今後、どのようになっていくのか。まだまだ、例を挙げれば枚挙にいとまがないのが現実でございます。いわゆる市長の所信表明のように、観念的、理念的行政運営が限界に来ておる。図らずも、先般、予算委員会において、与党第一党の共産党の米沢議員が、浅川利用計画に関連して、これまでの行政は、計画性のないままずるずると進んできた。プロジェクトチーム、構想専門職員をつくっていかねければ、継ぎはぎ、思いつき行政になって、一貫性がなくなってしまうと、私どもが常日ごろ指摘していることを、図らずも提言いただいたのでございます。

これに対する市長の答弁は、「担当部署が不明確は私の責任であった。自己批判する。今後、積極的に取り組む」との答えでありました。きのうも、馬場弘融議員の質問にもありましたように、現在の日野市の経常収支比率は、72.9であります。公債費比率11.3、地方債残高60年度末で259億、61年度起債予定額41億円、縮めて300億円になります。

4月4日朝日新聞、61年度予算に見る地方債欄の東村山市の起債総額が355億円、このうちの3分の1が、下水道建設費であると指摘しております。経常収支比率59年度決算で97.4%と、財政硬直化の主要因になっているとありました。

日野市においても、下水道事業費を見ますと、59年度単価による試算であります。事業費41.4億円。そのうちの内訳は、国費13.7億円、起債25.4億円、市費2.3億円です。この起債償還を20年計算にしますと、39.7億円となり、今後の起債予定額を算入すると、1,000億円ぐらいの借金自治体に入っていくのではないかと、推定できるわけでありませう。

東村山市が、経常収支比率97.4%、起債総額355億円、その3分の1が下水道建設、残りの起債の半分は、義務教育整備費関連事業となっております。日野市の起債比率とかなりの共通部分があるように思います。

先ほども申し上げました北川原公園の8,000万円の起債制限のカットも高給与是正を図れなかったわけでありまして、市民の直接の被害であります。市職とのなれ合い行政も、市民に直接影響が出たのでは、思いつき行政の限界であろうと、再度申し上げたいのであります。一日も早い計画部ないし計画課の創設と、担当部局の頭脳集団を網羅したプロジェクトチームを編成して、今後の日野市の財政の収支の見通しと、各事業の長期計画を策定し、さらに優先順位を明確にした青写真を、市民の前に御披露いただきたいのでございます。

以上を申し上げまして、これらの点について御回答を賜りたいと存じます。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 御意見を含めた質問ということですから、むしろ、承っておくべき御意見だというふうに、聞いたところでございます。

日野市の発展の経過のことも、一度思い出していただきたいと思うわけであります。いわゆる基本構想、昭和47年に定められた基本構想の当時にも、まさに人口増大がどういう形でこれから攻め寄せてくるか、こういう時期でありましたので、御指摘のようにビジョンというものなかなか立てがたい。したがって、その財政計画とか、人口規模に基づいた施策、あるいはハードにしましても、ソフトにしましても、なかなか明確な推測を持った、そういう計画をつくり得なかった、こういう事情があるわけであります。とりわけ、下水道のごときは皆無であった。これからつくろうという時期でございましたが、ようやくそれらに到達をして、レールを敷いて、まさに、そのレールの上に計画を進めようということが、ほぼ整ったのが現在である、このように私は認識をいたしておるところでございます。

市政施行20周年に当たって、市議会にもお認めをいただいております第2次日野市まちづくり基本構想、これは、いわゆる基本構想でございますから、これに伴う長期計画、あるいは中期計画、こういうものが伴っていることは、まことに望ましいことではありません。

したがって、これまでも申し上げておりますとおり、3年、5年の計画は、行政内部としては持ち得ておりますが、これらをどのようにローリングさせるか。それから、その先の、特に

都市基盤の整備、そして市民要求の、あるいは市民意識の変革に伴いますところの、文化行政への取り組み、それからスポーツの施設、こういうことをだんだんと進めてきておるわけでありまして、ようやく、ある程度の年次計画を持った、その計画が見通せる、こういう時期に到達をしたというふうに考えておりますので、中、長期計画につきましても整えていきたい、こういうふうに申し上げておるところであります。

どなたもおっしゃる、いわゆる財政面の心配、これも当然でございますので、恵まれた財政環境のありがたさもよく承知しながら、これをいかにむだなく、効率的に運営をしていくかということに、過去もそうでありましたし、また、現在、将来も、そのような考えでございます。

人口の急増の状態は、それに対応する手段が、いろいろ急速に必要でありますから、そのことをもって継ぎはぎ、あるいは思いつきとおっしゃるならば、これはまさに当たっていない、このように私は思うわけであります。その都度その都度、生きた行政をしなければならない、こういう面もございまして、今日まで大局として、かじ取りに誤りはなかったと、私ははっきり自信を持って申し上げるところであります。

行政改革に対します中間答申も、ようやくいただいておりますし、全体の最終答申もいただくわけでございますので、それに基づいて、これから、いわゆる行政改革の要綱も定めていこうと思っておりますし、言われるところの、確かに給与の面の改定も必要でございますので、それに取り組んでおる。これが今日の状況でありますし、既に御承知のとおりだと思います。

人口の見通しということは、ほぼ見通せる状況になりました。日野市は、人口推定を一応20万というのを限度に考える。過密という状態を避けるには、その程度が適当である、こういう考え方であります。これは、どなたも既に理解をされておるところでありまして、下水道計画も、水道計画も、その他の学校設備計画も、それに準じて行い、進めてまいっておるわけであります。

しかし、今の日野市の交通上の利便性、あるいは町の環境のよさ、こういうことを考えますと、任意に放置すれば、もっと大きい人口になりかねない、そういう背景があるということは、十分考えておかなければならないと思っております。多少の活力を保つために、ある程度、地域によっては中高層の建物を導入するということも、適切な措置ではなからうかと思っております。学校は、そのために、これまでつくったものが十分対応できる、こういう考えでございます。

住民の意識が文化的に、あるいは定住の中の、アメニティという言葉が近ごろ使われておりますが、つまり、よい環境を求める、優れた環境をつくろう、こういうことですので、日野市は、まさに今までやってきたこともそうでありますし、そういうことについては十分配慮ができる可能な町である、このように期待ができるわけであります。

生涯教育、あるいは、生涯教育の中の社会教育、これは、当然住民の求める文化的環境、あるいは文化が身近にある、あるいはみずから文化をつくり出す、こういうことに当たることですので、教育行政の位置づけということにつきましては、最も重要な位置づけをする、こういうことに私も同感できるわけでありますし、このようにやってまいったつもりであります。

総括いたしまして、財政問題を中心とするまちづくりの当面の事業、中、長期計画の中の事業に上るべき、その事業との関連において、いろいろ御心配をいただくわけでございますし、我々も戒めて、財政の背景のある中で、計画を持つといたしておりますので、意見等問われれば、そういうふうにお答えをさせていただくわけであります。

欠落している部分はあるかもしれませんが、考え方におきましては、私も市民生活を守りつつ、市勢の、つまり町の力、町のエネルギーの発展を期するということにおいては、どなたも同感だというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 私の今回の質問は、今申し上げたとおり、表題は、日野市の長期ビジョンを立てよという表題でございますが、それは、なぜそうしなければならないかということ、具体的に指摘しながら、今結んでいったわけでありまして、いわゆる道路整備を具体的には五、六点申し上げてありますし、また行財政の改革についても、2点ばかり質問に入っておりますし、また、教育行政についても、今日の教育行政の中の、いわゆる長期計画の位置づけ、あるいは今後の生涯教育、またプロジェクト等をどうするんだ、というようなことも、お尋ねしているわけですから、これらの点について、いまいし具体的にお答えをいただかないと。

よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 道路網の整備についての御質問につきまして、お答えしてまいりたいと思います。

道路網の整備につきましては、私どもの方で、今回、新たに日野市道幹線道路網の見直し調査、こういうものを実施しているわけでございます、その路線等につきましては、いわゆる生活道路的な意味合いの非常に強い住区幹線、あるいは市道の重要な道路、こういうものを一応、相当数の路線がございますけれども、135路線につきまして絞ったわけでございますけれども、これらにつきましての、今、見直しの資料ができました。これをもとに部内討議を重ねまして、計画化してまいりたい、かように考えるわけでございます。

もちろん、この計画の見直しの中にも、先ほどの御指摘のような都市の防災面とか、空間面、そういったものも加味した中で、これから計画を立案してまいりたい、とかように考えているところでございます。

それから、道路敷の買収の件についてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、部内で検討を加えました。こういうことで、今後はこのようにしていこうということで、いわゆる建築基準法上の42条の2項道路、これは敷地延長ということでございますけれども、このセットバック部分とか、それから道路に面している土地についても、やはり積極的に買収していこう、こういうことの方針が決定しておりますので、今後は、この線に沿いまして取り組んでまいりたい、とかように考えます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 今後の行財政改革につきまして、お答えをいたします。

ただいま御質問がありましたように、昭和61年2月27日付で、日野市行財政調査会の中間答申が出ております。この中で、中間答申でございますので、项目的にまだ欠落する部分、それから内容的には、まだ表現が不足している部分があるわけではございますけれども、具体的な提言として、幾つか載っているわけでございます。

代表的なことをちょっと申し上げますと、総合行政のための組織の活性化ということが、一つの柱になっております。この中身といたしましては、行政に長期的な視点をとということで、この中では、市の行政の今後の計画を立てまして、市民が誇れる、豊かな、成熟した文化都市

を創造するべきであろうということが、第1点目でございます。

それから、2点目は、まちづくりのためのよりよい情報ということで、これはまちづくりのコミュニティーのような形で、市内を幾つかに分割をいたしまして、その分割したコミュニティーの中で、市の今後の行政なり、まちづくりの意見を出してもらうことがいいのではないかと、ということが2点目でございます。

3点目は、組織機構の柔軟な再編と効率化ということでございます。これは、三つばかり中にごさいますけれども、行政機構の各ライン部門に幅広く権限を委譲し、職員の配置を適正化して、職場討議を盛んにする。要するに、市の職員から、いろんな行政の施策になるような、そういう配慮をしろということが1点目でございます。

それから、2点目は、縦割り行政を改めろということでございます。これは、組織の横断的なプロジェクトチームをつくりまして、ライン相互間の協力を図るということでございます。

3点目は、組織のスクラップ・アンド・ビルドを行え、ということでございます。

それから、2点目は、大きい柱の2点目でございますけれども、職員資質の向上ということで、この中では、今後の市民のニーズを踏まえて行政をする上で、お仕着せの研修も必要だけれども、自主的研修に、制度的な工夫が必要であろうということでございます。

この意味は、現在、庁内で研修を行っておりますし、また、東京都の職員研修所、これは市町村で設立したところでやっているわけでございますけれども、こういう研修のほかにも、職員が自発的な研修をするような、そういう制度が必要ではないかということでございます。

言いかえますと、大学を出て、その大学の知識を役所内で発揮できるのは、せいぜい10年だろうと。長くて10年だろうと。それ以降の知識といいますのは、みずから勉強したものである、というふうな言い方をこの中でされているわけでございます。そういった、研修の啓発をするようなことが必要ではないか。

それから、3番目の大きな柱でございますけれども、まちづくり事業に新しい視点をとということで、これは、緑、福祉、保健、市民施設、ショッピング、情報、交通等のネットワーク化が必要ではないか、ということでございます。

さらには、都市基盤整備として、区画整理、道路網の整備、この道路網の整備については、南北をつなぐ道路の建設、市下水道の推進、駅前再開発及び商店街の改造、公園緑地等の公共施設の取得、こういうことに重点を注ぐべきであろう。

それから、4番目といたしましては、行財政運営の効率化と財政の長期的健全性の確立というところでございます。ただいま申し上げましたように、日野市は、将来、都市基盤整備、高齢化の問題、それから福祉、教育の維持向上、こういったものを考えますと、かなりの財政負担がかかるわけでございます。その辺を踏まえまして、1から七つ、7番目まで具体的な提言がされているわけでございます。

5番目として、職員給与の見直しということで、前段には、人材の確保を図り、合理的な行政を展開するため給与、待遇については客観的に公正な体系化を目指した制度の検討がされるべきである、というふうにうたってございます。これらにつきましては、既に市も着手をしているわけでございますけれども、今後、一層の努力をしなければいけない、というところがございます。

以上、5点にわたって、中間答申で述べられているわけでございます。今後、本答申を踏まえまして、内部で検討いたしまして、その答申を踏まえた実施要綱をつくり、今後、集施をしていくということになるわけでございます。

最後に、計画の問題で、いわゆる財政計画を含めた長期計画ということでございますけれども、これは、市長がお答えしたとおり、61年度の内部の予算編成方針の中にも、長期計画をつくるということで、表明をしている次第でございます。昭和61年度、取り組みたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、私の方から、教育行政につきましての御質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

ただいまの御質問は、これからの教育行政のあり方について、人口、児童生徒数が減っていく中での教育内容の充実を図ったらどうかということで、広く言って、学校教育の面と、社会教育の面と、二つの面に分けての御提言だったと思っております。

確かに、御提言がありましたとおり、児童数も、生徒数も減ってきておりますので、これからの学校につきましては、施設を新しくつくるといことは、今のところないと思っております。これからこそは、まさに教育内容の充実ということに重点を置かなきゃならぬというふう考えています。

その一つは、やはり教育施設の内容充実ということで、大分傷んでいる学校がございますので、そういった老朽化された建物の補修、あるいは備品の補充、あるいはまた、教材費、備品、消耗品、こういったものの充実を図る必要があると思います。

もう一つは、学校のメンタル的な面でございますけれども、特に教職員の資質の向上という問題が、大きな問題として挙げられると思います。そういった意味で、教職員の研修を深めるということ、それから、いろんな機械、器具が出ておりますので、そういうパソコンその他新しい機械の実験等も行う研究、あるいは教材の研究、こういった面の研修、研究を強力にお願いし、その研究した成果というものが、児童生徒の教育に返ってくるわけでございますから、そういった面の充実を図ってまいりたいと思っております。

もう一つは、いろいろと最近、いじめの問題、その他非行化される中での、いろんな教育相談の問題が、教育面の方にも、いろんな問題で相談の申し出がございます。そういった意味での教育相談の活用というものを充実していく必要がある、こういうふうに思っています。

御案内のとおり、今年度は、その一環といたしまして、従来、個々ばらばらにやっておりましたそれらの相談、研修というものを、潤徳小学校の空き教室を利用いたしましての、教育研究資料室というものを、予算化お願いしてございますので、そういったものを中心といたしましての、教育の内容充実ということ、とりあえず考えてまいりたいと思っております。

それから、もう一つは、社会教育行政の問題についての御提言でございますけれども、確かに従来は、ややもいたしますと学校教育の施設という面に、教育費が使われてきたということで、決しておくれではおりませんけれども、学校教育と比べてみて、やや劣っておるといふ現状が起こっていることは、先ほど議員さんが御指摘したとおりでございます。特に、現在の社会情勢を見ますと、核家族の問題、あるいは余暇時間の増大の問題、高学歴化社会の問題、あるいはまた、これからの高齢化社会に向かつての生きがい対策の問題、あるいはまた、国際社会に向かつての日本人の資質の問題、その他のいろんな社会教育、社会情勢というものが、目まぐるしく変化をしてきております。

そういった中で、市民一人一人がそれぞれの年齢に即した、しかもこれが継続して自己開発をしていくという、生涯教育が必要な、非常に大きな重要な事項として叫ばれておりますので、そういった意味におきまして、先ほど市川議員さんのお話にございましたとおり、教育委員会の諮問機関であります社会教育委員会に對しましての、これからの日野市の社会教育構想のあ

り方につきまして、6方向に分けて御諮問をいただいているし、そしてそれに対する答申をいただいたわけでございますので、今後は、その答申を得ました中をよく検討いたしまして、これらの答申内容が、予算あるいは事業に反映できるように、財政当局、あるいは理事者の方にもお願いして、社会教育の一層の充実を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、もう一つ、最後に出ました空き教室の問題でございますけれども、社会教育委員会の答申の中にも書いてございましたけれども、確かに空き教室の有効利用ということは、考えていくべき必要があると思います。

ただ、御案内のとおり、現在、いわゆる40人学級の移行の問題もございます。これが昭和61年度から、小学校の場合は1年生から学年進行によりまして、40人学級に移行するという予定も組んでございますし、中学校につきましては、60年度から学年進行によりまして、45人から40人学級だということで、教室も大分ふえてくるということも予想されますので、そういった中で、なおかつ空き教室があくということであれば、特に社会教育という場での、住民が一番利用しやすい学校施設でございますので、学校教育の支障がない範囲内で、これらの問題につきましても、十分社会活動に使えるような方向につきましての検討は、これからも進めてまいりたいと、いうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 一、二、再質問させていただきます。

まず、1点目は、市長及びそれに関連して質問させていただきます。

市長、ただいまの、いわゆる過去13年間行政に、トップに携わってきたかじ取りに、大局的に誤りはなかったというお答えをいただきました。確かに市長の、いわゆる私どもに言わせれば、継ぎはぎ、思いつきというものは、今までも過去に何例も指摘してまいりました。いわゆる下水道の事業認可の件、市民会館の建設の件、浅川利用計画の件、あらゆるものがまだまだ大挙しておりますけれども、例えば、きのう小俣議員の一般質問の中で、下水道に反対した自民党議員、というような言葉が含まれておりました。私は、余りにも勉強をしないというか、もっとそういう、この議場において発言をするならば、そのいきさつがどういう形で出てきたかということ、認識していただきたい。土方文二さんから出された請願であります。

あれは、都市計画決定をしてしまったならば、この用地はもう売ることも、家を建てることも、どうにもできなくなってしまうんです、地主さんは。そういう計画決定をする前に、きちんと、もしそういう計画があるならば、一体この用地は幾らで買ってくれるんですか。うちは賛成なのか、反対なのか、そういうものを詰めて、その上で初めて納得して計画決定、事業決定に行かなければならない。その計画決定を、何の話もなしにいきなりしようと思うから、反対請願が出る。まず、請願の前に、要望書が市長のところは何通も行っているわけでありまして。そういう経過も知らないで、反対した自民党の請願とは、一体どういうことなのか、良識を疑うのであります。

それと、今、市長が、大局的に誤りがなかったと。これは私も、それなりに一生懸命かじ取りしてきた、これは認めます。しかし、私がきょう申し上げたのは、いわゆる今後700億から1,000億の、日野市が借金財政を抱えようとしているときに、今までの行政の進路、かじ取りでは、もう限界があるんだ。早くそれらに立ち向かうシステムというもの、プロジェクトチームというようなもの、場合によたらば企画部というような、いわゆる計画部というようなものを創設していただきたいというように、非常に重要な提言でありますし、そういったことは、非常に市長、うまく答弁、回りくどくずっとやられるものですから、つくるのかな、やるのかなというような、どうもやるらしいような返事はいただいているんですけども、具体的にびしっとした、なかなか答弁がいただけないんで、1点お答えいただきたいと思います。そして、結びに入っていきたいと、かように存じます。

それから、市長にもう1点は、病院のお答え、いただけなかったわけです。南部地域に、いわゆる過去において、南平台のみなみヶ丘のところに医王病院が来るということ、166ベッドでしたか、来るということで、あの地域の一時的な病院計画は、それで賄えるからよかったなと思ったら、今度、石川さんという方が、それに取りかわって、建設する予定であるという病院が、19ベッドであるという、4科目19ベッドである、余りにもその差が開き過ぎておる。

現在の市立病院を、私どもがいわゆる利用しようとしても、次から循環バスは動きますけれども、しかし、現在のいわゆる15万市民を対象とした市立病院にしては、先ほども申し上げましたように、用地が余りにも狭小ではないでしょうか。もう、あれ以上高層化しようと思っても、日影条例で高層することもできない、建て増しすることもできないという現状の中で、で

は、一体どのように市立病院を具体的に増築し、近代化していくのか、そういった点についても、簡単に結構です、時間がありませんので、お答えいただきたいと存じます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いわゆる中長期計画は、取り組もうというふうに申し上げておるところでございます。これまでも、なかったわけではありませんが、より具体的なものを指針としてみずから持とう、こういうことであります。

それから、病院は、南部の医療体制の充実ということは必要でありますので、病院の誘致とあわせて、市立病院のこれからの地域に対します中核病院としての位置づけに基づく、そういう充実策をとっていかう、とこのように考えておるわけであります。そのための調査費も、今回計上しておる次第でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） やりとりは、まだいろいろやりたいんですけれども、各議員が今回の選挙で、こういう新聞のことを大変熱心に討議されております。私も、行革を唱える以上は、ぜひこの問題も一言触れずには、この壇を下りるわけにはいかないんであります。

「中曾根にせ行革の15億円もの補助金カットを容認、福祉、教育を切り捨てる自民、公明、新自由クラブ、大企業派」とあって、そのトップに「国庫補助金が2億ぐらい減額されて、一体何が困るんですか、60年3月市議会、自民党市川議員」と、こういうことが書いてあるんです。どうですか、これは。

厳粛なる、厳正なる日野市議会の議員の選挙であります。多くの議員が、今回の一般質問で、この問題を取り上げて、指摘しておりました。私は、60年3月議会で、確かに1点だけとらえれば、そうでしょう。1点だけをとらえて見る像は、虚像であります。実像ではありません。目の見えない人がゾウの足を見て、ああ大きな木だなと、こう言ったそうであります。1点だけ見れば、そうだと思うんです。

私は、そのときに、いわゆる富士通ファナックが、59年、山梨県忍野村に引っ越される。以前から、この移転計画を阻止するために、少なくとも本社だけでも日野市に残っていただきたい、こういう要請を市長に早くしていただきたいと、要請しているのであります。それを早くから要請しているのであります。57年から。市長は、1回もあいさつに来ない。こういう、市長が直々に言うんですから。もう市長があいさつに行ったというときには、既に全部が決定

してしまった後、後の祭りのときにお伺いしているんであります。

その結果、どういうことが生じたのか。いわゆる当初私が積算、いわゆる企画財政に聞いたときの59年度の富士通ファナックの法人市民税が24億だということを知らされました。では、一体24億が、富士通ファナックが移転したならば幾らになるのかと言ったら。概算見込額6億円だということを知らされたんです。幾らの減額になりますか。そういうことを放置したんです。

市民会館を建設するについて、28億のうち3億円は防衛施設庁の補助金がいだける。それを、自分の市長選挙のために、自我のために、その補助金をわざわざ取り下げってしまった。こういうむだ遣いをするよりは、むだ遣いをしないようにすれば、1億や2億の減額になっても何でもないじゃないか、こういう指摘をしたんであります。

それを、今のような書き方をしたら、いわゆるフライデー、フォーカスと同じであります。私はカメラマンであります。よくスターとか、議員とか、スポーツ選手が、あたかも4畳半で2人だけで飲んだり食ったりしているように、現実には周りに3人も、4人も、5人もいます。2人だけをぱっとカットしてやれば、簡単にそのスクープはできるんであります。今の共産党の指摘は、まさにそれではありませんか。（「そうだ。許せない」と呼ぶ者あり）こんなばかな新聞が、世の中に通用するのでしょうか。そして、この神聖なる日野市議会に堂々と、勝つためには手段を選ばずというようなことが、果たして、この民主主義の世の中に許されるのかどうか。私は、あえて強く指摘するんであります。

それと、私は、行革の中で、なぜそのようなことを言わなければならないかといいますと、市長の市政方針演説の中に、市長はそういうことはないと思いますけれども、ちょっと、やはり一言申し上げておきたいのは、こう書いてあるんです。

国の財政危機に伴う地方への責任転嫁、自治体の機関委任事務における国の代執行権の強化などにも見られるように、地方自治の存立基盤が大きく揺り動かされようとしていることを、私は憂慮をいたします。申すまでもなく、自治体運営は、地域住民と行政の責任において運営されるべきものであり、行財政の改善につきましても、自治体の主体性によって取り組むべきであると思います。国と地方の間で、適切な役割分担の見直しが必要なことは言うまでもありませんが、それは、地方自治拡大の方向で進められるべきものであると考える。

確かに、市長のおっしゃられる気持ちは、私は、地方自治体の長として、市長として、私は

お認めし、また、その危惧の念も理解できます。しかし、先ほど申し上げましたような、一地方自治体の市長が、思い余りのうちに、余りにも与えられた権限の莫大な中に、思い上がり、あるいは市民不在というべき、先ほど指摘したような高給与の改善を図れない。これらは、15万市民に直接かかわり合いのある問題であろうと思うのであります。

したがって、本道という、常に森田市長の背後には15万市民が存在するんだ、市民がいるんだ、一部特定の政党、一部の職員だけの市長ではないんだということも、肝に銘じていただいて、私の今申し上げました、指摘いたしました件が、一日も早く軌道へ乗り、15万市民のために行政運営が図れることを心からお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって17の1、日野市の長期基本ビジョンを立てよに関する質問を終わります。

一般質問17の2、専用水道都一元化に伴う市の対応を質すについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

○26番（市川資信君） ただいま議長より、2点目の、専用水道都一元化に伴う市の対応についての通告質問を出しておきましたが、同じ質疑を共産党の中谷好幸議員がされました。同じ重複の質疑になりますので、恐縮でございますが、取り下げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これをもって17の2、専用水道都一元化に伴う市の対応を質すに関する質問を終わります。

お諮りいたします、議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 0時39分 休憩

午後 2時33分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の1、学校教育（教育行政）の充実と課題についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔12番議員登壇〕

○12番（馬場繁夫君） それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、教育の専門家ではありませんし、一市民として、また、父親として、21世紀を担う青年をどう育成していくかが、日本の将来、ひいては世界の将来を決定づける生命線であると思いつつ、質問をさせていただきます。

「このままじゃ生き地獄」の悲痛な遺書を残し、中野区立富士見中学校2年生の鹿川裕史君が自殺をした事件は、社会に大きなショックを与えました。広島県では、中学2年生の女子生徒が、同級生に棒で殴られ、たばこの火を押しつけられたり、大阪府におきましても、中学2年生の女子生徒が同級生に殴られ、髪の毛を引っ張られたり、裸にされ、ろうそくの火でやけどをおわされました。徳島県におきましても、中学1年生の男子生徒が、半年間にわたって、持ち者を隠したり、殴られたりして、ついには精神障害を起こしました。これらの事件は、氷山の一角であります。去年は、全国で9人の中学生がいじめに耐えかねて、自殺をしております。死を選ばないまでも、登校拒否を行った子供はどれだけいますか、わかりません。

文部省の調査によります、いじめについての初の全国実態調査によりますと、学校がいじめと認めました事例は、60年4月から10月までの7カ月間で、15万5,066件とされております。発生した学校数は、小学校が1万2,968校、全体の52.3%に当たります。中学校におきましては、7,113校で68.8%となっております。特に、中学校の発生率の高さが示されております。

発生件数の中で、小学校では9万6,457件、中学校におきましては5万2,809件とされており、発生校1校当たりの件数では、小学校、中学校とも、それぞれ7.4件となっております。学年別によりますと、小学6年生が最も多く2万1,000件余りで、小学校全体の22.2%に当たります。中学校では1年生が多く、2万100件余りとされております。さらに、体罰につきましても調査報告がされており、小学校929校で1,206件、中学校につきましても、1,032校で、1,322件の体罰が起きております。

今回の調査に際しまして、文部省がいじめの定義を明確に示さなかったもので、さらに、教師等の大人の目にも触れた数字でありますので、まさに氷山の一角であります。子供の遊びやふざけあいの中に潜在するいじめが事件等になったり、エスカレートして、初めてわかるなどのケースが多いとされております。実態とはほど遠いことを指摘されているのも事実であります。潜在的ないじめにつきましても、調べようがなく、客観的にすべてを把握することは不可能とされております。

科学万博見学を兼ねた修学旅行先の宿舎で、生徒に殴る蹴るなどの体罰を加え、死亡させた事件がありました。この、教諭に対しまして、卑劣きわまりない体罰をくれたのは、教育的懲戒とは無縁のものであり、社会的に与えた影響も大きいと、懲役3年の実刑判決が言い渡されました。教師が児童、生徒に体罰を加えることは、学校教育法で禁じられています。一定の限度内で許されたという判例もあるとされておりますが、殴打するような行為は、その限度内には入っていない。まして、生徒を死なせるほど殴った教諭が責任を問われるのは、当然であります。これを、特別な教諭が起こした、例外的な事件として考えられてはいないだろうか。今、学校には、そこまでいかないまでも、生徒に手をかけることの心理的な歯どめがなくなりつつあるとの意見も、聞かされております。

文部省の全国調査によりますと、59年度に体罰問題で懲戒処分、訓告処置などを受けた教諭は120人にも及び、前年度の倍になっております。さらに、60年度におきましては、30%程度上回るのではないかと、推定もされております。日教組の国民教育研究所がまとめました教職員の意識調査によりますと、6割ないし7割の教師が、体罰には一時的に抑えることはできても、教育効果は期待できない。子供の人權や心を傷つけるから、してはならないと否定的な考えを持っております。3割ないし4割の教師が、指導方法の一つであり、特に過大校、過大学級におきましては、やむを得ないという考えもあります。

学校教育の現状、子供の実態を前にいたしますと、そんな悠長なことばかり言うてはいられない。体罰がいけないのならば、しなくてもよい環境を教師に与えてほしい。親が家庭でもっとしっかりしつけをすべきであるとの意見もあります。親の側にも、子供をどうしつけをしたらいいかかわからない部分もあり、学校でびしびし教育をしてほしい、少しぐらい、時と場合によりましたら、体罰を行ってもやむを得ないといった考えもあります。

体罰の是非を問う世論調査によりますとも、ある程度の体罰は結構であるとの考えも、かなりの数を占めております。子供の成長を願う教師のやむにやまれぬ愛のむちとして、理解してしまうようなわけにはいかない、と指摘する声も、ますます強くなってまいりました。そこで、何点か、質問をいたします。

質問第1点目としましては、60年の11月に実施されました、いじめの実態報告によりますと、日野市で、小学校では48件、1校当たりの平均は3.2件、中学校におきましては119件、1校当たりの平均が14.8件となっておりますが、この数字について、どのようにお考え

になって、さらにどういうふうな指導及び対策を行っておりますか。

第2点目といたしましては、この調査を行う時点、文部省によりますと、いじめの定義が不明確でありました。この分につきまして、日野市では調査する場合、いじめについてどのような定義を行い、この調査を行いましたか、教えていただきたいと思えます。

また、第3点目の質問といたしまして、学校別にはどのような数値になっておりますか、差し支えない範囲の中で、お教えください。

質問4点目といたしましては、小学校におけるいじめにおきましては、6年生が22件、34.37%を占めております。中学校におきましても、男子生徒が85件、全体の71.4%を占めております。このような実態の中では、具体的に小学校6年生、または中学生の男子が、いじめが比較的多い状況につきまして、どのような対策をとられていますか。また、それについての考えをお聞かせいたします。

第5点目といたしまして、体罰の実態につきまして、日野市の状況といたしましては、どのような状況であり、どう指導されていますか。また、体罰につきましての、教育委員会の基本的な考えをお聞かせください。

東京大学医学部精神科の調査によりますと、小中学校50校の調査の結果を見ますと、児童生徒の死にたいと思うかとの設問に対しまして、よくある、また、少しあるとを合わせた数値が、小学校6年生で29%、中学2年生で、何と35%とあります。そのうち、よくあると答えた生徒は、小学6年生で3.2%、中学2年生で5.8%となっております。また、よくあると答えた方の中の50%の児童生徒が、悩みの一つとして、仲間外れにされたり、いじめられたことを挙げております。

この調査の結果から見ますと、死にたいと思うことのある子供が、すぐに直接行動に移るわけではありませんが、社会的、家庭的に、学校的な中での問題がきっかけとなり、自殺に走るのではないかと見られております。特に、よくあると答えた子供に対しましては、相当の問題もあると思うのであります。特に、大人、教師が耳を傾け、生きがい等の持てるような指導をしていくことが、大事であろうと思えます。

死が、遊びに入ってまいりましたのは、昭和30年代後半が最初とされております。50年代に入りますと、「死ね」「死刑」という言葉が、子供たちの間ではらんしたとも言われております。現在は、死んでしまえという言葉が、日常的に飛び交っているとも言われておりま

す。東京都の教育研究所の調査によりまして、子供にとって死のイメージは限りなく軽くなっているとの指摘もございます。

そこで、質問6点目といたしまして、小中学校におきまして、死んでしまえ、死にたいと思うといったことが、日常的に行われているとの指摘もありますが、市内の小中学校における状況は、どのような状況でありますか。また、その対策についての、何かありましたら、お考えをお聞かせ願います。

さらに、教育委員会といたしまして、生命の尊さについて、どのようなお考えを持っていますか。また、日常どのように御指導をされていますか。

以上、6点についての答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、6点の御質問が出ましたので、私の方から順次お答えをさせていただきますと思います。

第1点目の御質問につきましては、60年の11月に、文部省の方の指導によりまして、日野市の、いわゆるいじめの問題についての実態調査の中での状況、並びにそれに対する対策はどうかという御質問でございます。

これにつきましては、先ほども御質問の中にございましたとおり、60年の11月に、日野市内の小中学校28校の、4月から10月にかけての7カ月間のいじめの実態調査を行いました。それにつきましては結果の数字でございますけれども、小学校につきましては、先ほど48件とおっしゃったと思いますが、64件でございます。1校当たり平均3.2件という数字が出ております。それから、中学校につきましては、御指摘がありましたとおり、合計119件でございます。1校当たり平均いたしますと、14.9件という発生状況でございます。

これに対しましての指導、対策はどうかという御質問でございますけれども、教育委員会といたしましては、このいじめの問題につきましては、非常に児童生徒の人権にかかわる大きな問題だという観点に立ちまして、いじめの問題の対策に対しては、これをなくすように、指導をしているところでございます。

昨年11月1日現在の状況を申しますと、小学校におきましては、大体75%が解決をいたしております。中学校につきましては、約92%が、いじめの問題は解決されております。したがって、残っております小学校の25%、中学校の約9%につきましては、現在も継続いた

しまして、いじめをなくすように教育委員会並びに学校当局、そしてまた父母等と十分な連絡、指導をとりながら、いじめ対策について、解消に向けて鋭意努力中でございます。相当数、この中で解決しているやに、私どもは伺っております。

それから、それに対する対策でございますけれども、一番大きな問題は、いじめという問題につきましましては、非常に難しい問題でございますと同時に、なかなか発見しにくい面がございます。そういう意味で、教育委員会といたしましては、本年2月に校長会を開きまして、各小中学校におけるいじめの実態というものを、校長が中心になって、各担任の先生方を中心として、各校内におけるいじめの実態というものを総ざらいし、調査をしてもらいたい、こういうことで、点検をお願いしてございます。

そういった点検につきましましては、当然のことながら、どういう背景でこういういじめが起きているのか。いじめの背景、実態というものを、校長先生を中心といたしまして、各学年の担任の先生方を全部招集いたしまして、全体職員会議、あるいは学年会議を開きまして、それぞれ全職員が一致協力することが一番大切でございます。そういう意味で、全職員等の協力と、それから当然のことながら、いじめられている子供の父兄、あるいはいじめする側の方の父兄、こういった方々を招集いたしまして、いろいろとこれに対するいじめの解消に向かって、努力をしているところでございます。

それから、当然のことながら、特にこの場合に、学校同士で、当事者間で解決できないような場合がございますけれども、そういう場合には、教育委員会の指導室がその担当になっておりますので、指導室の方にも御報告をいただき、指導室長を初め指導主事、あるいは教育委員会に教育相談員がおります。そういった者を学校に直接差し向ける。場合によっては、各家庭の方にも差し向ける。そういうことで、先生、子供、親、そして指導員、そういった者がひざを交えまして、いじめの対策につきまして、何とかひとつこれを解消するようにということで、鋭意努力をしているところでございます。

なお、各小中学校の教職員に対しましては、いじめに関する指導書をつくってございます。こういった指導書も、各教職員に1冊ずつ行き渡るような形で渡しております。そういう指導書をよく読んでいただきながら、各学校の実態に合わせたいじめ対策について、現在、指導をしているところでございます。

それから、こういういじめの問題につきましましては、ただ単に学校とか、あるいは教育委員会

だけでは、とても対応できない場合がございます。そういう意味で、場合によっては児童相談所、あるいは地域の方々の協力という意味で、保護司とか、あるいは青少年委員であるとか、民生指導員であるとか、あるいはPTAだとか、そういう地域の方々の御協力もいただきながら、このいじめの問題を、地域社会の中でも行うような形の中の指導も、行っているところでございます。

それから、第2点目の、いじめの実態調査をするに当たって、いじめの定義というものがはっきり示していないんじゃないか、文部省においてはいじめの定義をしないまま調査したんじゃないか、というふうな御指摘がございました。確かに、文部省の方の、このいじめの実態調査に当たりましては、いじめということに対する定義が、はっきりしておりません。そこで、東京都の方では、このいじめの定義につきましては、こういう定義をしています。

つまり、自分よりも力が弱い者に対して、精神的あるいは肉体的な攻撃を繰り返し行い、相手に深刻な打撃を与える問題行動、これがいわゆるいじめの定義という形で定義づけております。今回の日野市の、いわゆるいじめの実態調査につきましても、こういう定義のもとでの実態調査をしたということでございます。

それから、第3点目は、先ほど申し上げました日野市の、昭和60年11月に調査をした、全体の件数は出しましたが、これに対する各学校別の内訳ということでございますけれども、この点につきましては、現在、手元にございませぬし、また、いろいろと学校関係の問題が出てまいりますので、大変恐縮でございますけれども、後ほど馬場委員さんの方に、個人的にお教えするという事で、御了承を賜りたいと思います。

それから、第4点目は、特にこれ、いじめの昨年度の実態調査の中では、小学校については6年生、中学校については3年生、つまり高学年においてたくさん事件が発生しておることでございますけれども、これに対する原因、あるいは対策はどうかということでございます。これについては、いろいろと分析もしておりませぬけれども、特に高学年、卒業期を控えてのいろいろと、いわゆる後輩といいましょか、低学年の児童に対してのいじめという問題が、ちょいちょい起こる例がございます。

そういう意味で、卒業期を控えての中で、高学年の児童生徒に対しましては、特に学校の担任の先生、あるいは生活指導主事の先生、校長を含めまして、こういう高学年に対するいじめの件数が多いわけですから、卒業期を控えてのこの問題の解消に、鋭意努力をしておることでございます。

それから、第5番目が、体罰の実態に対する御指摘をいただき、体罰に対する教育委員会の指導は、一体どういうことをしているのかという御質問に対するお答えでございます。

先ほど、馬場議員さんからの御質問の中にもございましたとおり、体罰につきましては、学校教育法の第11条によりまして、体罰は禁示されております。特に、学校規律を維持する場合において、時に厳しい、規律を維持するために、児童生徒に対する指導が必要でございますけれども、体罰を与えるということは、みずからの教育の理念を、先生みずからが失うわけでございます。同時に、体罰を受ける側の児童生徒にとっては、体罰が暴力というふうに受け取られるわけでございます。また、先生方の不用意な発言というものが、時に生徒に対する心理的な打撃を与える場合が多いと思います。そういうことで、先生の言動に対しては、非常に、児童生徒を指導するに当たりまして、細心の注意を払う必要があるかと思っております。

そういった意味におきまして、教育委員会といたしましては、特に最近の実態の例からも、先ほど全国調査の中でも、体罰も出ましたので、体罰につきましては、毎月開催いたします校長会、教頭会、あるいは学校担任、主任会議、あるいはまた学校訪問等も、定期的に教育委員会の指導室、あるいは指導主事等が回っているわけでございますけれども、そういった中での教職員の会合の中におきまして、体罰は絶対やってもらっちゃ困る、こういうことでの厳しい指導をしております。

特に、教師と子供たちの信頼関係にもつながってくる問題でございます。常に学校教育におきましては、教師と児童生徒の温かい人間、信頼関係が必要でございます。そういうことを失わないためにも、体罰はなくさなきゃいかぬという観点に立ちまして、指導をしているところでございます。

それから、第6番目の、いわゆる児童生徒の校内における遊び、あるいは校外における遊びの中で、いろんな、先ほど中野区富士見中学校の鹿川君の例を出されて、遊びの中で子供たち同士の、死を招くような言動、そういったものが日野市内で実際に行われているのかどうか、こういう意味の御質問かと思っております。

我々も、子供たちの遊びの中の、一々の行動というものは、なかなか観察しにくい面がございますけれども、確かに子供たちの遊びの中には、時にそういうふうな言葉が使われるかもしれませんが、それがために日野市内において、深刻な打撃を受け、あるいはまた登校拒否をするとか、そういうふうなことについては、学校当局から直接教育委員会の方に、報告を

受けておりません。多分そういうふうな、死という問題を、日常の言葉の中に使ったために、大きな打撃を児童生徒が受けているということは、まずないだろうと思います。そういうふう
に御理解を賜りたいと思います。

なお、そういう問題が発生した場合には、言葉というのは非常に大切な問題でございますので、そういうことのないような指導を、今後とも十分に学校当局の方に指導してまいりたい、
こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

東村山市の教育委員会で、社会問題にしていますいじめにつきまして、実態を調査いたしました。それによりますと、小学校におきましては、小学校4年生、6年生を各1クラスずつ、
中学校におきましては、中学2年生を2クラス選びまして、調査を行いました。この調査は1
週間にわたりまして、無記名方式で行われた調査でございます。内容的にも20項目の内容で
行われまして、特にいじめの基本となります5項目につきまして、非常に多くの小学生、中学
生が、いじめの基本である5項目につきまして、行っているというような実態が、報告されて
おります。

そして、この5項目につきまして、全然体験はしていないという生徒数は、全体のたった7
%しかないというような状況であります。また、いじめも、友達と一緒にやるとい
う、1人でやるよりも一緒にやるといじめの行為をするというような部分が、圧倒的な多くの数に
なっております。自分ではしたくないんだけど、友達がやるので、自分もやらないとやられ
てしまうというような中で、主体性がなく、一緒にいじめの側に加わるという実態も、この中
では浮き彫りにされております。

また、小中学校の教師に、579人に対する調査も並行して行われまして、その中に、
687件のいじめが発生されたと報告されております。いじめも、日常化、長期化しており、
実態は非常に深刻である。再度、教師、親等も、いじめについて十分考えてほしい。さらに、
教育委員会におきましても、現場に入って、その実態を詳しく知る必要があるんじゃないかと
いうようなことも、言われておるわけです。

朝日新聞の60年の11月によりますと、日野市の第二中学校の中根勉教諭が、多摩地区の

ある中学校、1年、2年、3年生716人を対象とした、アンケート調査をされております。

その結果によりますと、いじめられた体験のある生徒、3年生につきましては50%と、大変多くなっております。2年生の男子が32%であります。また、いじめられたことがあるというような質問に対しては、3年生女子が56%、1年生男子、女子とも52%、3年生の男子が51%と、2年生の男子を除いて、ほとんどがいじめられない者を上回っているというような数値になっております。

また、中学生になると、いじめられた子が特定化していく。生徒や、先生や、親に言えずに、加害者もいじめに加わり、一種の快感を覚えているのが現状である。ひどくいじめる子は学力が劣っている傾向があり、学校で活躍の場をもっと与えてほしい、加害者ももっと救うべきである、というような結論づけもされております。

先ほどの日野市の実態の報告を見ますと、確かにある程度の数値は上がってきておりますが、現状のいろいろな分析、またいろんな調査の内容から見ますと、まだまだ実態は隠れた部分で、数多くのいじめが存在している。また、いじめにつきましても、いじめる側の論理と、いじめられる側との間に大きな食い違いがありますので、いじめられる側の認識をただ考えますと、相当、数も実際は多くなっているということが言えると思います。

このような状況の中で、調査された数値に甘んじることなく、この実際を教育委員会みずからが、現場に調査をしていただきたい。さらに、先ほどのいじめの定義にもありましたけれど、この定義をもう少し内容的にも、いじめられる側の論理というものを踏まえた上でのいじめの定義というものを、日野市の教育委員会としての考え方をまとめていく必要があるのではないかと。その中で、いじめの実態も把握するためには、一番基本となりますので、先ほどの答弁にありました、学校別に全力投球して、実態の状況を把握していくんだ、というような答弁がありましたけれど、この部分について、さらに積極的に、現状によりふさわしいような調査のほどを、よろしく願いいたします。

特に、問題になりますのは、死んでしまえ、死にたいと思う、というような調査によりますと、例えば、先ほどの東京大学の医学部の調査を、単純的に日野市の小学校6年生に、当てはめてみますと、これは59年度の生徒数からまいりますと、6年生が2,712名、このうち3.2%が死にたいと思うと考えている方が、86.8人という数値になります。そのうちの50%、すなわち悩みの一つとして、仲間外れ、いじめられたりすることによって、深く死にたい

と思うというようなことになっておりますので、43.4人が、時と場合によって、このような条件がそろえば死を選ぶというようなことも、この数値から見えてまいります。

また、中学2年生に対しましては、2,317名、5.8%、134名、このうちの50%の方、67.2名の方が、小学生と同じように、いじめられることによって、また、家庭的にいろんな現象の中で死を選ぶ最も多い可能性がある、というような数値になるかと思えます。

また、中学校全体で言いますと、203名の方が、そのような可能性があるというふうな数値に上がってまいります。また、たまたま日野市におきましては、自殺したケースはありませんが、今後いつ起こるかは、このような数値から見ますと、わかりません。このことを十分踏まえながら、いじめの問題、体罰の問題を、取り組んでいっていただきたい。

最近では、いじめについての商売も行うようになりました。あなたの子供は危ない、もはや他人事ではない、学校教師はかつての力を失い、もはや耐えることはできない、というふうな宣伝の内容で、商売が始められております。このように、いじめにつきましても、大変大きな問題になっております。

また、小学校でいじめられた方は、そのまま中学校に行ってもいじめられてしまう。同じ学校の生徒が中学校に参りますので、このような問題も、実際出てまいります。この部分についても、十分、教育委員会では対応をお願いしたい。

それと、最近特に言われておりますのは、東京都の教育委員会におきまして、小中学校の児童生徒に、賞を多く出すようにというような指導があると、お聞きいたしています。小学生、中学生の卒業式、または修業式等におきまして、子供たちのよい点、優れた点を見つけて表彰していこう、そのことによって、少しでも子供たちにやる気を起こしていく、また、いじめの一つの解決にこのこともあります。日野市の状況の中で、賞を出すというような部分につきましては、どのような状況になっているか、教えていただきたいと思えます。

また、非行のはしりというような中に、中学生の喫煙の問題があります。また、たばこやシンナーや、お酒という問題も、最近は大きな問題になってきております。たばこ、またシンナーの害の恐ろしさ等を、ビデオテープにいたしました教材を活用して、少しでも非行のはしりになる防止に、力を注いでいただきたいと思えます。

さらに、書き初めのことでございますが、小学校の授業の中で、書き初めを提出するというようなことの中で、ある書道の師範の先生から、このような声を寄せられました。書き初めを

提出する場合、大変に子供がいじけてしまう。習っていないというような声が、大変多く聞かれる。心が傷がつく場合も大変多い。書き初めを書く場合、もう少しそのような、子供たちに傷がつかないような形の中で、対応はできないのか、もし、教育委員会が主催をしていただいで、書き初めの、書く練習をするような場をつくっていただければ、ボランティアとしてどんどん応援もしていきたい、との声を聞いております。今は、学校の授業の一環としての書き初めにつきまして、今後、何かの対策がとられていただければ、大変ありがたいと思います。

それから、中学校のクラブ活動の件でございます。いじめの背景となる場合は、同じ学年の中でのいじめが、圧倒的に多いとの指摘の中で、防止的な部分を踏まえますと、学校での校外活動、クラブ活動、この一つの対策になろうかと思う意見もあります。大阪府と高知県におきましても、このような観点から、種々な施策も行っておるところでございます。

日野市のクラブ活動は、比較的活発性に欠けるというような意見も、聞き及んでおりますし、クラブ活動の担当の先生がいらっしゃらない。また、先生がいないため、専門外の先生にお願いする。最悪の状態の中では、教頭先生がクラブの顧問となってやっている、というような状況もあると伺っております。このようなクラブ活動の実態の中で、教育委員会として、さらにクラブ活動を積極的に取り入れながら、いじめの一つの対策ととらえていただければありがたいと思いますけれど、お考えのほどお願いいたします。

以上について、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

第1点目の問題の中で、特に子供たちの遊びの中で、その子供たちの言動の中での、死を選ぶような言動があったために、児童が自殺するケースがあるということをおっしゃいました。

確かに、子供たちの日常交わす遊びの中でも、死んでしまえとかというような言葉を使う場合も、時にはあると思います。そういったことが、児童に対する非常に大きな精神的なショック、負担になって、これが死に結びつくというような場合も、往々にしてあるわけでございますので、私ども教育委員会といたしましても、各学校の先生方にも、この点につきましては特に、日常の先生の指導の面から離れる場合が、往々にしてあるわけでございますので、その点につきましては、子供たちあるいは父母の方々にも、そのような言動がないように厳しく注意をしていますし、今後とも、それに対する対応につきましては、一層厳しい態度で指導してまいり

たいというふうに考えております。

それから、最近、いわゆる卒業式、修業式に際しまして、学校によっては、特に卒業する際に、卒業生の中で、特に善行行為があった、あるいは人を見て、客観的に見て、本当に褒めたたえるべき児童生徒がいる。そういう場合に対しての表彰、賞状を出すというケースがあるということに対しての、日野市の教育委員会としての考え方はどうか、ということでございます。

現在、日野市の小中学校におきましては、それぞれ卒業式の運営については、各小中学校の校長先生の判断に任せております。そういった意味で、現在におきましては、日野市内の小中学校におきましての、いわゆる賞状、それに対する表彰を行っているということは、現在の段階ではございません。確かにそういう意味の、人を褒めたたえるということの必要性は、十分理解できます。そのような意見があったことも、一応私ども承りまして、その点につきましての今後の検討課題ということで、この点については、教育委員会として校長会等にお話してみたいと思っています。

それから、第3番目は、いわゆる喫煙とか、あるいはシンナーの遊び、あるいは飲酒関係についての、問題についての指導方法はどうかという御質問でございます。

昭和60年度に、私ども学校から上がってきました、いわゆる喫煙、シンナー遊び、あるいは飲酒関係の件数でございますけれども、昭和60年度におきまして、8件の件数が、学校当局から教育委員会の方に上がってきております。これは当然、喫煙等につきましては、子供たちの肉体的、精神的な面の健康を害するということはもちろんでございますけれども、これは、特に個人的に飲酒するという場合、あるいは喫煙するという場合もありますけれども、往々にして、いわゆる非行グループ、不良グループの、グループの中での行為が多いわけでございます。

そういうことで、これが喫煙が他のいろんな非行につながってくるという問題にもなりますので、特に教育委員会といたしましても、学校当局といたしましても、これらの非行グループの解散といいたしましうか、こういった面での校外指導、特にそういうたまり場への、先生方が直接昼間なり、あるいは場合によっては夜出かけて行って、こういう喫煙問題についての指導を行っております。

また、親にも当然呼びかけまして、中には親の会というものも、各学校でつくっているところもございます。そういった中で、直接そういう喫煙等をしている父母にも呼びかけをして、

親たちが自主的に自分たちの子供たちを教育していくという、そういう作用を、一応することも必要であるということで、指導しております。

なお、学校の中での喫煙問題、これにつきましては、保健体育の授業の中で、喫煙の害というものについての指導というものも、学校教育課程の中の一環として取り上げ、指導しているところでございます。今後とも、これらの点につきましては、学校当局に厳しく指導するように、教育委員会としては対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、第4番目は、書き初め展についての御指摘がございました。これにつきましては、各小中学校ともに、年度の初めに当たって、各小中学校児童生徒全員でございますけれども、書き初めというものを一応年度当初にやっております。これは、お互いに競争意識を持つということではなくて、児童生徒が、年度当初に当たっての決意といいますか、その年の決意を意思表示するということとあわせて、お互いの今まで学習してきた書き初めというもの、書道というもの、そういったものを、児童の作品ということで、お互いに提出して、そのよい点、悪い点をお互いに学び合う、よい点を吸収して悪い点を捨てるという、そういう意味における一つの学習の共同活動ということに解釈いたしておりますので、この点につきましては、やはり全体の児童生徒が、そろって書き初めを出すということが必要ではないかと思っています。

そのほか、ボランティアとしての塾等におきます先生方の、日常の活動の中における指導という問題もございましたけれども、これにつきましても、一つの御意見ということで、承っておきたいと思っております。

それから、一番最後の、クラブ活動の問題でございます。

これにつきましては、特にクラブ活動の中でのいじめの対策が、解消できるんじゃないかという御提言だと思います。クラブ活動の場合は、御存じのとおり、中学校の場合には、クラブ活動が一つの必須科目になっております。教育課程の中で、必ず生徒は一つのクラブに属さなければならないという、こういう一つの教育課程がございまして。したがって、各生徒は、一つの必ずクラブに、これは文化系もございまして、体育系もございましてけれども、それぞれ生徒の希望に合ったクラブに所属するという形になっております。

確かに、議員さんの御指摘の中にもありまして、クラブ活動というのは、本当に子供たち同士がお互いに、集団の中での競技を競う、あるいは健康増進を図る、あるいは親睦を味わう、あるいは、クラブ活動を通して一つの社会的ルールを学ぶ、規律というものを学ぶとい

うことで、非常に生徒たちは、このクラブ活動に対しては、大変喜んで加入しておるとい
ことでございます。

これに対して、教職員の指導の問題が、御質問の中にございましたけれども、ここで、学習
課程の場合のクラブ活動は教育課程の中で行われるわけでございますので、当然クラブの担当
の先生がおるわけでございますけれども、今、議員さんがおっしゃったのは、多分放課後の自
主的なクラブ活動の、という御質問だろうと思います。

これにつきましては、確かに時間外という形の中で、大体午後4時ごろ各学校、授業が終
るわけでございますので、授業が終わった段階で、各部活動がございますけれども、その中
で、特に先生の御都合がつく方は、そのクラブの中の顧問という形の位置づけの中で、生徒等の指
導に当たっているということでございます。中には、教頭が当たっているということがござい
ます。これは、当然時間外の中の教職員の関係になってまいりますので、それに対する時間外
勤務手当、その他いろんな問題が出てくるわけでございますので、特に、熱心な方をお願いを
しておるといことでございます。

今後とも、クラブ活動は大変、いじめの問題もさることながら、生徒たちの親睦の場にもな
りますし、体力、健康増進にもつながってくる問題でありますので、この点につきましては、
今後、クラブ活動が積極的に各学校において、継続的に行われるような指導というものを、教
育委員会といたしましても、今後とも考えてまいりたい、こういうふうに考えておるところで
ございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 以上の施策につきまして、十分御配慮のほどよろしくお願
いします。

続きまして、中野区富士見中学校の2年生の鹿川裕史君が、いじめを苦に自殺した事件で、
東京都教育委員会は、葬式ごっこに加わった担任の教諭ら4教諭に対し、自殺に追い込んだ葬
式ごっこが行われた際、立場を忘れて色紙に署名を行い、また、校長、教頭がいじめの問題に
対し、適切な対応を怠ったり、教職員への指導徹底が不十分だった点を重視し、藤崎教諭が事
実上の懲戒免職に相当する、退職金なしの諭旨免職、残りの教諭につきましても、減給や戒告
とされたり、厳しい結果となりました。校内暴力等の発生している学校は、必ずといってよい

ほど、校長を中心とした教師の団結が余りよくなく、生徒指導につきましても、事なかれ主義が横行している場合が大変多いとの指摘が、マスコミ、父兄、PTA等からも言われております。

さらには、団結できない理由の一つには、校内における校長、組合員、非組合員の教師の対立があり、この姿を毎日見ております生徒たちが、校長、教頭、教師等の指導を受け入れないのは、当然だとも言われておるところでございます。校長、教頭の力量を発揮することにより、問題解決した事例も、数多くあるとも聞いておりますし、教師に対しても、中学生が教師に望むことの中で一番多いのが、ともかく生徒の話を聞いてほしい。

2番目といたしましては、若い先生は、案外時代感覚や話題のずれはありませんが、特に年輩の先生にはかなりのずれを感じます。もっと先生にも時代感覚をしっかりと身に着けてもらわないと、話がかみ合っていきません。さらには、先生はもっと生徒一人一人の状況を詳しく知ろうと努めてほしい。考えてくれなければ、信頼できません。この先生には何も話せないと思います、との中学生の意見もあります。

読売新聞社が、61年2月実施されました教育に関する世論調査によりますと、現在の学校教育に満足していますか、の設問に対しましては、不満足28%、どちらかといえば不満足44%、不満組が71%あります。その具体的な内容につきましても、いじめ56.7%、教師の質ということで53.3%とされております。

小中学校の教師の仕事は、質的にも高度であり、量的にも膨大であります。その多忙さは、体験した者でないと理解できないほどであるといわれております。答案用紙の採点、指導計画の作成などの仕事は、家庭にまで持ち込まれることが現状であり、授業時間以外にも子供との触れ合いや、生活学習の個人指導など、やることがたくさんあります。こうすれば子供たちがよくなる、また、伸び伸びすると思っても、時間の不足でできない場合もあります、との教師の多くの意見もあることも、十分理解をしております。この点から、何点か質問いたします。

今まで、日野市に新規採用されました教師につきまして、いかなる研修を行っておりますのか。さらに、10年、20年のベテラン教師については、どのような研修の制度がありますのかを、お聞きいたします。

2点目といたしまして、61年度に潤徳小学校の空き教室を利用して、日野市教職員研

究資料室の設置がされますが、父母、子供たちのための教育相談、電話相談、さらに教員の研究、研修を総合的に、効率的によく行うとの予定であります。運営的な内容、特に教員の研修計画内容につきまして、従来よりもどのような充実されていく予定がありますのか、お聞きいたします。

3点目といたしまして、道徳教育につきまして、種々の意見、考え方もありますが、現在、どのような方法によって行われているか、お聞きいたします。さらには、道徳教育、いじめの早期発見、対策につきまして、教師が自信を持って指導、実施できるような副読本の配布、先ほどの答弁に少しありましたけれど、さらに深い角度からのいじめについての資料を、教師の皆さんに提供していく部分について、どのようにお考えになっておりますか、お聞きいたします。

質問4点目といたしまして、生徒の望む教師像につきまして、どうお考えになり、御指導をされておりますか、お聞きいたします。

5点目といたしまして、地域の声をよく聞き、教育行政に反映させるために、中学校単位の教育行政懇談会を、今年度より開始する予定であります。父母、教師、地域社会の方々から意見を聞く計画の中で、具体的にはいつごろから、また何回ぐらい、どのような方法の中で行われますか、内容の点について、お聞きいたします。

以上、5点について答弁をお願いいたします。時間がありませんので、簡潔にひとつ、よろしく申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

第1点目の、いわゆる教職員の研修の問題に絡みまして、第1点目の御質問は、いわゆる新任職員の研修はどうやっているかということでございます。特に、教職員の資質の向上を図ることは、とりもなおさずその結果が、児童生徒の指導に結びつくわけでございます。そういう意味におきまして、教職員の研修は、非常に必要でございます。今回の臨調の答申の中間報告を見ましても、教職員の資質の向上を図れということが、厳しく要求されております。そういう意味におきまして、新任職員の研修は、毎年日野市の方でやっております。これは、先輩の教職員も入りますし、それから校長、あるいはまた大学の先生、その他教育の専門家を呼びまして、講師の直接の研修、あるいはまた夏になりますけれども、夏休みを利用いたしまし

ての宿泊研修も行っております。

それから、中堅職員についてはどうかという御質問でございますけれども、これにつきましても、特に中堅職員は、将来は学校で中心になってくる教職員でございますので、これらにつきましても、研修、あるいはまた事業研究、あるいは事業委託の中での、いろんな研究委託等をお願いしながら、中堅職員の研修を行っているのが現状でございます。

それから、日野市の、今度61年度で予算化をお認めいただきました、潤徳小学校の空き教室を利用した教職員の研究資料室についての問題提起の御質問が出ました。これについての内容でございますけれども、特に、御指摘にございましたように、教職員の研修、あるいは教職員の研究のための研究室、あるいは教育相談、そういったものを充足するために、一応空き教室を利用して行うわけでございますけれども、その際の教職員の研修でございますけれども、ここには当然研修室、会議室もございますので、必要に応じまして、先生方の御都合をいただきながら集まっていたいただき、必要な講師等を招き、いろんな意味の教職員の研修を、これからもやっていきたいというふうに考えております。

それから、道徳教育の問題が出ました。各学校で、どういう方法で道徳教育を実施しているのかという御質問だろうと思えます。

道徳教育につきましては、いわゆる学校教育課程の中で、明確に位置づけをされております。各小中学校とも、年間におきます道徳教育の時間につきましては、35時間ということで定めております。したがって、各小中学校の学年におきましての道徳教育は、実施をいたしております。

そこで、その内容についてでございますけれども、内容につきましては、特に各学校の学校教育目標というのを、毎年年度初めにつくります。あるいは、各学校の実態という問題もございます。あるいはまた、その地域の父兄からの道徳教育に関するいろんな希望が出てまいります。そういったような問題を含めまして、各学校の実態に即した道徳教育の時間を設けて、実施をしておるのが現状でございます。今後とも、いじめの問題等を含めましての道徳教育は、非常に重要な課題というふうに言われておる中で、この問題につきましても、十分配慮をしてみたいと考えておるところでございます。

それから、教師等の、その点、ちょっと御質問がわからなかったのですが、教育行政懇談会につきましては、後からお答えいたします。この前の御質問がございました。ちょっと意味が

よく理解できなかったんですが、教えていただきたいと思います。（「生徒並びに教師像」と呼ぶ者あり）

児童生徒の教師像でございますけれども、当然のことながら、児童に信頼され、生徒に信頼されるような、生徒と教師との間の温かい人間関係を結ぶということ、これは大変必要なことだと思います。そういう意味における理想像というのは、大変必要なことだと思いますので、各学校ともそれに向けての実施をいたしておりますけれども、今後ともそれらに対する教師と、子供たちの人間関係、信頼関係というものは、やはり充足していく必要があると思います。信頼される教師になるような体制が必要だというふうに考えております。

それから、最後の、教育行政懇談会についての、一体いつ、どういう方法でやるのかという御質問でございます。これにつきましては、今年度、61年度の新しい教育委員会の施策という形の中で、日野市のPTA協議会の方とも御連絡をとりながら、進めていきたいと考えております。

目的は、教育委員会の方針といたしましては、特に地域に根差した教育、地域に開かれた教育ということ、を、標榜いたしております。そういう意味におきましては、直接教育委員会が各学校等に出かけて行って、教育委員会で行っているというのは、一体どういうことを行っているのか、また、何を行おうとしておるのか、あわせて、各地域内の市民の皆さんが、教育委員会にどういうふうなことを要望するか、意見を持っているか、そういうことを、こちらからも投げかけ、同時に相手からも伺いするという、そういう形の中の行政懇談会を、考えているわけでございます。

一応、予定といたしましては、各中学校単位にやっていきたいというふうに考えております。一応、回数につきましては、とりあえず、できることならば七生中学校からの要望が、最初にやってくれという要望が強いものですから、七生中学校の方からを皮切りに、各中学校に、できれば年1回は最低巡回できるような、懇談会ができるような方法、こういうことを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 教育懇談会の件でございますけれど、現在、なかなか父兄の方から、各学校の先生に、いろんな懇談がありましても、なかなか言えない。自分たちのお子

さんが学校に行っている関係上、大変その辺が難しいのが現状でございます。そういう関係上、なかなか学校側を通じての、いろんな諸問題が教育委員会に届くということは、かなり問題が大きくなってからになってしまうケースが多いということも、聞いております。

その中で、教育委員会が地域の中に積極的に入ってまいりまして、地域の皆さんの声を聞く、また、教育委員会について理解をしていただくというふうなことは、大変重要なことであり、歓迎すべき点でございます。この懇談会が、本当に地域の方々から、どんどん意見が寄せられるような内容に、また、本当に雰囲気的にも、父兄たちが多く参加をして、ふだんいろいろ学校の中で感じている問題を、安心して話ができるような懇談会を設置していただきたい。

さらに、日野市の教職員の研究資料室の設置の中で、父兄の皆さん、また子供たちが教育問題について、また、いじめについても相談をする。この場合、このような研究資料室が設置されたことが、十分市民の方に知っていただくようなPR、啓蒙というものを十分対応していただきたい。

また、特に中学生、小学生が、いじめ等の諸問題に遭いまして、先生に話ができない、また自分たちの両親にも話せないという中で、かなり悩んでいるという、そういうような児童生徒が電話をしたり、直接来て話ができるような、小中学生に対するPR、また、小中学生が来やすいような状況をつくっていただきたい。

さらに、道德教育という観点の中で、それぞれいろんな意見もあります。その中におきまして、教育の流れも、与える教育から学び取る教育への時代とも言われております。このような状況の中で、自発的に、自由意思で、直接本人が体験を通じて学んでいく、ボランティア学習の導入という部分も、最近は重要な部分との指摘も多くなりつつあり、このボランティア学習の導入も行っている学校も、ふえてきております。今後の道德教育の一環の中に、ボランティア学習の導入を考える時期にも来ているのではないかと思いますので、それらの意見についても、お聞きいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、お答えをいたします。

教育行政懇談会についての、いろんな問題の中で、PRの問題がありました。今後、PRはぜひ必要だと思っておりますので、市民に対しましてのPRは十分に行ってまいりたいと考え

ております。

特に、懇談会に来やすい状況、そういう場をつくるべきじゃないかということでございます。その点につきましても、十分に配慮をしてみたいと考えております。

それから、確かに学習については、自主的、自発的学習、それが継続されて学習することが大変望ましい。それから、将来にわたって学習することが望ましいということでございます。そういった意味での学習は、ぜひ必要なことだというふうに、私は理解をいたしております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 最後に、市長にお尋ねいたします。

現在、教育委員会の中での、教育行政懇談会の開催というものを計画された中で、地域の教育力を考える懇談会ということで、総務部庶務課が担当されて、市長も出席されてこの問題を行っております。確かに地域の協力を考えていく、地域についてのスポットを当てるということは、非常に大事な問題であります。教育委員会とのかね合いもありますし、市長は、どのような意図の中で、この問題を積極的にとらえているのか、市長の意見をお伺いいたします。簡単明瞭にお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私どもの市長部局といたしましては、教育にかかわるのは、主として教育の施設づくりということで、責任を持っておるわけでありまして。教育の総合的な、行き届いた現場を整えるということが、一つの大きな仕事だというふうに思っております。

そこで、今御質問の、いろいろとございましたように、学校教育の、いわゆる学校の中の情報というものは、どちらかというと極めて遠いわけでありまして、それらの直接的な行政は、教育委員会が担当しておられる。お任せをして、信頼をしておるわけでありまして。

ところが、最近のいろいろな情報で得るものは、日野市内ということではありませんけれども、一般的に言って、かなり深刻な、非教育的な状況がある。あるいは、非人間的な状況も、教育現場の中でいろいろな事件の形となってあらわれているということ、承知するわけでありまして。

やっぱり教育というのは、我々の経験から考えてみますと、自然環境の中から一番基本的に学ぶもの、あるいは人間関係から学ぶもの、社会関係から学ぶもの、つまり地域そのものが一

つの教育力という、総合的な力を持っている。これが一番大きな影響力を与えるのではなからうか、このような考えに立ち至っております。

教育委員会が、教育行政懇談会を中学校区に出向いて行われるということは、大変結構なことだと思っていますし、私もも前に、中学校区程度を単位とする市民会議を開こうということ、やりかけたこともありますけれど、必ずしも成功いたしませんでした。今後、そういうコミュニティーの観点から、健全社会をつくるということを目標として取り組もうというのが、地域の教育懇談会の考え方でございます。幾らこういう問題はダブっても結構だと思います。大いに、いろいろな姿で、学校は学校として、また教育委員会も教育委員会として、また、それらを総合する市長部局が積極的に取り組むということも、この時宜にかなうことではなからうか、ということでございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 市長の今の御答弁と、随分、日野広報に市長の御意見が載っているのとは、若干食い違いがあるようなニュアンスもあるように感じられます。

特に、教育委員会の準公選制度の導入というものが、どうも裏に存在しているような部分が多く、市長の広報ひの載っている部分を見ますと、そういうものが十分意図とされるような雰囲気も感じられます。やはり準公選制度につきましては、十分市民の多くの方からの盛り上がりの中で、このような制度をつくっていくという中では、十分理解もできます。

現在は、それよりまず教育のいじめの問題等を含んだ、大きな社会問題になっております部分を、まず最優先をいたしまして、その問題解決のために、教育委員会を中心といたしまして取り組んでいくことが、重要な課題であり、時期であると考えられます。地域の市民の皆様、教育についての誤解、また混乱が起こらないような行政の賢明なる対応を、市長に十分望んで、また強く御要望をしておきます。

これをもちまして、この問題を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって18の1、学校教育（教育行政）の充実と課題に関する質問を終わります。

一般質問18の2、国際平和年と地方行政の役割についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○12番（馬場繁夫君） 激動の21世紀も、あと15年を残すだけになりました。政

治経済、文化等のあらゆる分野での変革は、まさに激動にふさわしいものがあります。特に、科学技術の進歩は、著しいものがありました。しかし、輝かしい進歩、発展の歴史とは裏腹に、2回にわたる悲惨な戦争の体験もいたしました。人類の歴史は、戦争の歴史といってもいいと言われております。

特に、第2次世界大戦末期におきまして、核兵器が登場し、広島、長崎に使用され、多数の犠牲者を出しましたことは、決して忘れることはできません。核兵器の出現は、従来の戦争の様相を一変させました。今では、全人類を何十回となく殺りくできる量の核兵器が存在し、さらにその数は、増加の一途をたどっていることは、周知の事実であります。ついには核兵器追撃手段の進展から、スターウォーズ計画まで登場し、宇宙も米ソ軍核の場となろうとしております。米ソ核超大国による核軍縮競争は、とどまることを知りません。今現在、核戦争につながる武力衝突が発生したならば、人類は21世紀を待たずして滅亡することは、明らかであります。人類は、まさに生存か、滅亡かとの重大な岐路にも立たされているのが、現状でございます。

人類が直面している課題は、核の問題だけではなく、人口増加、砂漠化の進行、海洋汚染等の環境破壊の進行、南北間の経済格差の増大、さらには南アジアやアフリカを中心とする飢餓人口の増加等、直ちに解決を迫られる深刻な問題が、山積みしております。このような諸問題の中で、何といても最優先、最重要課題は、平和の問題ではないでしょうか。核兵器の現在にありましては、平和なくして全人類の生存はあり得ないことは、周知の事実であります。人類の繁栄、なかんずく21世紀の扉を開くためにも、戦争のない、平和な世界を築くことが大切であります。

昨年秋に開かれました、国連創設40周年記念総会におきまして、ことしを国際平和年と定めました。そして、国際平和年を記念してのイベントといたしまして、聖火を手にはマラソンで地球を一周する、第1回アースランが計画されております。世界各国のランナーたちが、9月16日国連本部前を出発して、12月31日までの間、世界に平和を訴えながら、6大陸39カ国を走り抜く。各ランナーが通過する39カ国、米ソ両国を初め各国が、全面的に協力を約束されております。

なお、閉会式と永遠の炎の点火式の模様は、全世界に宇宙中継されることになっております。日本にも、11月7日ごろ聖火が到着し、福岡、東京間を聖火ランナーが駆け抜ける予定になっ

ております。真の平和とは、単に戦争のない状態だけを言うのではなく、人類が生存し、その一人一人が尊敬し合って、人間らしく生活していく状態を言うのであります。市民一人一人、自治体、国が相互におのおのの立場で、たゆみない努力をそれぞれ続けていくなれば、平和の構築は、決して不可能ではないと信じたい気持ちであります。

さらには、核兵器という人類共通の敵を目前にして、市民こそ平和を確保する主役であり、また、主役であろうとする自覚を生み出し、深め、恒久平和への展望を市民自身の手で築くかは、これからの課題であります。その平和への市民の流れを手助けするのが、市民と直結した公的の最小単位としての地方自治であります。これからの新たな課題でもあると考えております。この観点に立ちまして、数点、提案的になりますが、質問させていただきます。

まず、第1点目としては、国際交流平和基金制度の設置でございます。国際交流等の促進を図るために、当面は5,000万円ぐらいの出資、もしくは寄附金等の金額をもって、この基金の運用によって生ずる収益を利用いたしまして、市民が国際親善の意義を深めていく。また、関心を深めつつ人的交流を推進し、未来を担う少年たちが、平和への推進ができる平和都市建設のために、昭和57年10月8日に、全会一致でされました日野市核兵器廃絶・平和都市宣言事業の、経費の一部にも充てていくというような観点から、基金の制度の設置についてのお考えを、お聞きいたします。

第2点目としまして、国際交流の情報の提供ということでございます。外国人、もしくは留学生が交互に市民との交流の場を提供していく、また、外国人等につきまして、情報も提供していく。そのような観点からの国際交流を推進していく情報の提供ということで、小さい国際交流センターの小規模版的な部分の設置という部分のお考えを、お聞きいたします。

それから、姉妹都市コーナー、日野市はレッドランズ市と姉妹都市を結んでおります。また、図書館との提携を結んでいることもあります。このように、日野市以外の国際的な都市との状況を、お互いに濃いものにするためにも、日野市の中央図書館を中心として、図書館の中に姉妹都市コーナーを設置するお考えを、あるか、お聞きいたします。

さらに、青年フェスティバルは、社会教育課の担当の中で、既にことは10回を迎える中で、毎年テーマを定め、地域の青年が自主的に企画、運営を行っております。ことは、国際平和記念という部分の中で、国際平和記念青年フェスティバルというような位置づけの中で、青年フェスティバルを挙行するようなことはできないのか、それについてのお考えをお聞きい

たします。

以上4点、時間がありませんので、簡単明瞭にお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。

なお、あと5分しかございませんので、簡潔に答弁をお願いいたします。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えいたします。

第1点目の、国際交流の基金の創設の問題でございます。これは、他市でもやっているところがございますけれども、特定財源をもちまして、この特定財源といいますのは、寄附金等でございますけれども、基金条例を設けて、その運用資金を充てるということでございます。この基金といいますのは、長期的に事務事業を円滑に運用するということに、意味があるわけでございます。そのようなケースがあった場合には、前向きに基金の創設をしたいというふう考えております。

2点目の、国際交流についての情報の提供でございますけれども、非常に難しい問題がございますので、一応提言として承り、今後、検討いたしたいというふう考えます。

以上。

○議長（黒川重憲君） 教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは、第3点目のお答えをいたします。

レッドランズ市との姉妹都市の提携の中での、図書館のコーナーの設置の問題でございます。現在、日野市立図書館におきましては、レッドランズ市に対しまして、市からの図書をここへ送っております。同時に、レッドランズ市からの図書も、こちらの方へ、ひとつ提供してもらうようお願いしてございます。現在、数は少ない状態でございますけれども、たくさん集まりました段階におきましては、ぜひコーナーを設けたいというふう考えています。

もう1点の、いわゆるサンスフィールドという、レッドランズ市のそばにあります市でございますけれども、これにつきましては、市という形じゃなくて、日野市の図書館とサンスフィールド市の図書館と、姉妹都市を結んでおります。これは、59年9月に結んでおりますけれども、これにつきましてはの図書等の交換もやっております。これにつきましては、現在、相当数、サンスフィールド市からの図書が集まっておりますので、集まり次第、これにつきましても同様の趣旨のコーナーを設けていくように、考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） あと、時間が2分ぐらいで、市長、平和について何かありましたら。特に、市民の側に立つということを原点として、ひとつお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 国際平和年という情報を、私どもは昨年10月の下旬に知りました。つまり、国際連合創立40周年記念日、10月24日だということですが、その日に、この平和年を正式に宣言する、こういう資料を持っておるわけでありまして、国際連合広報センターというところから、関係資料を一応もらっておるわけでありまして、これに伴いまして、日野市で国際平和年に当たる有意義な行事を設けたい、とこのようなことを、今検討中でございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君） 以上で終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって18の2、国際平和年と地方行政の役割に関する質問を終わります。

次に、一般質問19の1、行政改革についての通告質問者、高橋 徹君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げといたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時3分 散会

4 月 10 日 木曜日 (第17日)

昭和 61 年
第 1 回定例会

日野市議会会議録 (第17号)

4 月 10 日 木曜日 (第 17 日)

出席議員 (29名)

1 番	奥 住 日出男 君	2 番	宮 沢 清 子 君
3 番	高 橋 徹 君	4 番	土 方 尚 功 君
5 番	山 口 達 夫 君	6 番	天 野 輝 男 君
7 番	福 島 盛之助 君	8 番	福 島 敏 雄 君
9 番	中 谷 好 幸 君	10 番	小 俣 昭 光 君
11 番	川 嶋 博 君	12 番	馬 場 繁 夫 君
13 番	夏 井 明 男 君	14 番	小 山 良 悟 君
15 番	馬 場 弘 融 君	16 番	高 橋 徳 次 君
17 番	旗 野 行 雄 君	18 番	一ノ瀬 隆 君
19 番	板 垣 正 男 君	20 番	鈴 木 美 奈 子 君
21 番	中 山 基 昭 君	23 番	黒 川 重 憲 君
24 番	古 賀 俊 昭 君	25 番	谷 長 一 君
26 番	市 川 資 信 君	27 番	石 坂 勝 雄 君
28 番	名 古 屋 史 郎 君	29 番	竹ノ上 武 俊 君
30 番	米 沢 照 男 君		

欠 席 議 員 (1名)

22 番 秦 正 一 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育次長	小山哲夫君
下水道課長	坂口泰雄君	都市計画課長	平井忠君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 佐久間竜美君

議事日程

昭和61年4月10日(木)

午前10時開会

日程第1 一般質問

(請願上程)

日程第2 請願第61-2号 程久保662番地地域山林緑地保存に関する請願

(継続審査議決)

日程第3 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

- 日程第 4 スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 5 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 6 廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- (議案上程)
- 日程第 7 議員提出議案第 1 号 地方自治否定の機関委任事務裁判ぬき代執行に反対する意見書
- 日程第 8 議員提出議案第 2 号 40 人学級即時完全実施に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 6 まで

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問20の1、ゴミ問題の解決を目指してについての通告質問者、一ノ瀬 隆君の質問を許します。

〔18番議員登壇〕

○18番（一ノ瀬 隆君） おはようございます。革新クラブ日本社会党の一ノ瀬です。一般質問をさせていただきます。

私は、3年間自治会長をやりました。この間で会合のとき、最も多く出されたものがゴミ問題でした。自治会長をやめる機会に、このゴミ問題の質問を通告した次第であります。

通告してからきょうでちょうど1カ月、この間ゴミ問題について、私なりに調べてみました。

そして改めて感じました。日野市のゴミ行政は他市と比較しても凶抜けていて、非常に立派であるということを改めて感じた次第であります。（「そのとおり」「歯が浮いちゃうよ」と呼ぶ者あり）これは何と言っても、森田革新市長の指針が素晴らしいということだと思いますが、加えてとびきりの部長、ずば抜けた課長がいるからとも思いますし、担当職員のたゆまぬ努力があったからだとも思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

さらに、ゴミの事業を行うための委託先の従業員も含めて、大きな協力があったからだとも私は考えます。（「言うことなし」と呼ぶ者あり）

私の把握した日野市のゴミ行政の他市より断然すぐれている点を挙げてみます。順不同ですが1点として、ゴミ処理のための費用が隣の八王子市などに比較しても比べものにならないくらい安く、全体を比べても下回るのに、きめのこまかい行政が行われ、大きな効果を上げている。

2点として、「ゴミは正しく出しましょう」のカラーのわかりやすい立派なチラシがつくられ、このチラシですけれども、これがまた、きめ細かく配られている。

3点目、年末年始のゴミ収集の休みの期間のために、袋が配布され、正月の町の美しさが保たれている。

4点目として、清掃モニター制度をとり、市民の意見を見事に吸収し、市民参加の清掃行政

が実現できている。

5点目、ゴミの収集を年末ぎりぎりまでやり気持よく新年を迎えられるようにしている。

6点目、施設の面をことごとく充実させ、し尿処理等の汚水を3次処理までやっており、汚泥の肥料化を行ない市民に喜ばれている。などなどでありまして、まだまだ日野市のゴミ行政、清掃行政のすぐれた点は多くあるのだらうと思います。

そういえば、このようなすぐれたゴミ行政ですので、問題の指摘も少なく、過日の一般会計予算委員会でも清掃費に対する発言はほんのわずかだったと聞いています。750万円も出して、初めてリサイクル事業を行なうということに対しても、全く質疑もされなかったということでもあります。こと、「ゴミ行政」に関してはすべてお任せ、森田市長を、清掃部を、全く信頼しきっているのだからだと、私は理解いたしました。このような、微動だにしない日野市のゴミ行政に盾突いて、問題の解決を目指して、と質問を通告した自らをうしろめたく感じています。「解決しなければならぬ問題なんて全くありゃしない」と言われそうであります。しかし、せっかくの通告でありますので無理にでも解決したい問題点をしぼり出して、ひねり出して質問をさせていただきます。

まず、最初に、序論に相当する質問をさせていただきます。

1978年、ゴミ減量研究会がダストボックス廃止の提言を行い、1982年、昭和57年、市が全市的にボックスを廃止して、袋収集にする計画を公表しました。これに対して、団地の住民などから反対があり、実現することができませんでした。ダストボックスが道路上に置かれて交通障害になり、住民相互での配置のトラブルが生じていることなどを考えて、私はこのときボックス置き場が確保されている地域、団地ではボックス収集のままでもいいが、それ以外の地域は袋収集に切りかえるのがいいのではないかと考えたのでした。その後効率のいい、安全な、クレーンパッカー車が開発され、これによって、ボックス収集はそのまま持続されていくように聞いています。しかし、いかに立派なクレーンパッカー車が開発されても、ダストボックスが道路に置かれているなどの問題は解決されないのではないかと考えます。これらの点について、どう考えているのでしょうか。これが質問1です。

2点目、ボックス廃止についての全市民の理解はどうだったのでしょうか。改めてお聞きします。

3点目、クレーンパッカー車による収集はどのように進んでいくのでしょうか。本格的にい

つから始めるのかということですが。

4点目、容器、袋による収集地域のボックス収集への変更希望、ボックスの収集にかえてもらいたいという声は、今どのようなのでしょうか。というボックス収集への変更希望の現状はどのようなのでしょうか。

5点目、ポリ容器を自己負担している地域の市民の不公平感はなくなっているのでしょうか。まず以上を質問させていただきます。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） お答えさせていただきます。5点にわたる御質問でございますが、1点目、2点目、それから4点目につきましては、そういう関係がございますので、関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきたいと存じます。

まずこれをボックス収集と袋収集に関する御質問でございます。現在、ボックスを使用しております地域でございますけれども、これは約8割、それから袋収集をしております地域が2割でございます。これに対応いたしますゴミの収集車輛を確保いたしまして、現在配備をしているのが現状でございます。今後収集方法の全般的な見直しを行っていきたいと思っております。交通上の問題、収集作業場の問題等いろいろボックスの配置が好ましくない地域につきましては、市民の、地域の皆さんの合意を得た上で袋なりまた、ポリ容器等の収集方式をとっていきたいと、このように考えております。

それから袋収集地域でもすでに定着している地域でございますけれども、これはあえてボックス収集方式に変更していく考えは、いまのところございません。

なお、ボックスの配置が許される地域におきましては、住民の強い要望がございますれば、それに見合った収集方式をとってまいりたいと、このように考えております。

したがって、地域の特性に見合ったゴミの出し方と、収集方法の整合性を見きわめた上で、決定づけたいと、このように考えております。

それから、3点目のクレーンパッカー車についての御質問でございます。いつから、ということでございますけれども、このクレーンパッカー車につきましては、作業の安全性、それから衛生性、さらには収集の効率性ということを追求めたものがクレーンパッカー車でございます。これを、昨年の5月から実験稼働をいたしております。この5月でちょうど1年になりますので、この時点で実験の結果をあらゆる各度から総点検いたしまして、クレーンパッカー車

の採用を結論を出したいと、このように考えております。

それから、5点目の自乙負担をしている、ポリ容器との、不公平感はないかという御質問でございますが、袋、または、ポリ容器の収集いたしましても、ゴミの出し方の違いがあるだけでございますので、とくに不公平はないと思っております。ポリ容器の収集が他の地域と比べまして、回数が少ないとかそういうことであれば、清掃行政のサービスの不公平ということがあるかと思えますけれども、そういうことは全くございませんので、とくに不公平感はないと、このように考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） いまお答えいただいたことを土台にしまして、10の問題にわけて引き続き質問をさせていただきます。

まず、1番の質問は、ダストボックスの配置へのトラブルをどう考えるかであります。これは私の自治会でも一番大きな問題でした。ボックスを自分の家の前に置くのは、絶対に認められないということから出発しています。今、公園に接して4つのボックスが置かれているが、これとて、直近のすぐ近くの家は何年も置かれては不満が募ります。何年も置かれ、収集の都度掃除をし、現実、周遍の汚れに悩まされ、夜はふたを閉じるうるさい音に憤っています。市が袋収集を打ち出したとき、これらの人たちは一番喜んだのでした。これらの現状について、市ではいかに考えるかであります。一定期間ごとに交代で自分の家の前に置くなどの方法の指導はできるはずです。そして先進的な自治会での情報の提供も市としてやるべきだと思いますがいかがでしょうか。

2番目の質問は、ダストボックスの正しい使用法についてであります。私どもの自治会でボックスの配置の次に大きな問題なのは、ボックスがいっぱいになってもさらにゴミを置くことです。ボックスのふたがしまらないように入れたり、ボックスの上に、さらに、ボックスの付近に置いたりするのです。これらは非常に街の美観を損ねます。近くのものにとっては全く迷惑です。ボックスがいっぱいだったらゴミを持ち帰り、家に保存し、ボックスのゴミが収集されるまで待つことがどうしても必要なのであります。

私の自治会でもこのような指導もしましたが、外部の人が持ってきて置くというようなこともありまして、なかなかきれいになりません。収集業務に当たっている委託先の働く仲間にとっては、このボックス外に置かれたゴミの始末が非常に大変であると聞きました。自治会によ

ってはダストボックスの使用が適正に厳格に行われているところもあると聞きます。私の聞いた範囲では南平二丁目のみなみヶ丘、九丁目の日鉦団地、東平山三丁目の国鉄アパートなどで、ここの自治会はボックスの回りがちらかっているということは一切ないということでもあります。これら先進的な自治会のやり方を把握し、これを全体に広めていく努力をすることは、行政の大切な仕事であると考えます。すべてのゴミの問題についても、もっともっと自治会に入って、住民の意見を聞き、住民を指導、啓蒙する必要があるのではないかと考えます。

以上、申し上げたダストボックスの使用法についてどう考えているかを質問します。現状をどう把握しているか、今後どう考えるか。

さらに、ダストボックスに投入されるゴミの中身についてもつけ加えていただきたい。つまり、グリーンボックス、オレンジボックスへのゴミの投入が決められたとおりなされているかどうか、これについての対策などもあわせてお答えいただきたいと思います。

3番目の質問はダストボックスの数の適正化についてであります。同じ地域でもゴミがあふれ出ているボックスと、それほどゴミが入っていないボックスがあるように見受けられます。特に不燃ゴミのオレンジボックスは、全体的に絶対数が不足しているのではないかという話を聞きましたし、配置のアンバランスが指摘されていると思います。絶対数も含めた配置の見直しが必要ではないでしょうか。可燃ゴミの収集は週3回ですので、これ以上の回数は現状考えられないとして、ボックスの数の増加か配置がえ、利用世帯の見直し、だれがそのボックスを利用するのか見直しですが、これによって解決すべきであると考えます。

不燃ゴミのオレンジボックスの収集は週1回ですので、全体的にボックスがあふれるとしたら、ボックスの数をふやさなくても収集回数をふやすことによって解決することができます。

現状、グリーンボックスは15世帯に1個、オレンジボックスは30世帯1個と配布されていると思います。この世帯数による配置は変動しないのか、変動させる必要はないのでしょうか。これは世帯当たりのゴミの排出量はここ何年も大きく変化はしていないのかということでもあります。

私は、ダストボックスに使用する世帯名を記入し、その責任者も明確にしたはり紙をしておくのがよいのではないかと考えます。それによって使用世帯のアンバランスも是正されるでしょうし、責任をもってボックスの清掃維持が行われるのではないかと思うのです。

以上申し上げ、ダストボックスの数の適正化についてどう考えるかを質問します。

4番目として、粗大ゴミについてふれておきます。1982年、4年前から粗大ゴミの排出方法が市民の申告による戸別収集に切りかえられました。それまで各所で乱雑に置かれ、どうにもならなかった粗大ゴミ置き場の問題が解消され、地域の環境美化が大いに促進されたと考えます。この戸別収集への決断は大成功であったと私は思っていますが、これについてどう考えられているのか。粗大ゴミの収集の現状はどうなっているのか。以上4点目として質問します。

5点目は有害ゴミについてであります。「ゴミは正しく出しましょう」の、色刷りのビラによりまして、有害ゴミとして乾電池、体温計、蛍光管があげられ、有害ゴミは「回収協力店」の表示のある電気店、スーパーマーケット、市役所本庁、七生支所、多摩平支所、地区センターに設置してある回収容器に出して下さいとあります。この一般ごみと一緒に焼却すると有害な水銀を排出するとして問題となった乾電池などのこれらのゴミについて、地方自治体の76%が分別回収を行っていると聞きます。この分別回収の問題をめぐって、昨年7月24日、厚生大臣の諮問機関である、生活環境審議会の適正処理専門委員会が、「環境保全上問題はない。したがって分別回収の必要もない、使用済乾電池は他のゴミと一緒に処理しても問題でない」という見解を示しました。これに対して8月2日の朝日新聞によりますと、早速、町田市が、国のこの校全宣言は疑問だとして、有害ゴミの分別回収を続ける、今後も継続することを公表しました。

日野市の有害ゴミはいかに処理されているか。国の疑わしき安全宣言に対していかに対処したかをお答えいただきたいと思います。

6番目として、ゴミのリサイクル運動について質問させていただきます。

昨年11月4日の東京新聞に、ゴミも活用すれば立派な資源に生まれかわるという町田市のゴミリサイクル運動の記事が載っていました。成果上々4年目で軌道に、埋め立て量半減、空き缶など売り上げ年間5,000万円、という見出しがつけられておりました。全国各地の自治体のほか、アメリカ、フランスなど海外からも視察団がこの先進的なごみ対策を実施している町田市を訪れるとありました。

先月3月30日のサンケイ新聞には、埼玉県川口市のことが載っていました。ここにはゴミのリサイクル運動が町づくりの核にとあります。ゴミのリサイクルで稼いだお金で町内会館を六つも建てたとありました。そして、この運動には行政の積極姿勢が大切、市長の意識が問題ともありました。

日野市でも衛生処理場、いや、市民センターでのごみの中からの有価物の引き抜きや資源回収団体の活動が行われてきています。そして、本定例会で審議された、昭和61年度予算には約750万円のリサイクル事業が組み込まれています。予算委員会では質疑がなかったようですので、従来からのこの活動の経過と現状を加え、このリサイクル運動について詳細に御説明いただきたいと思います。

1カ月前の3月7日の読売新聞に、日野市の衛生処理場、ゴミについての記事が写真入りで載っていました。古新聞や古雑誌の値下がりが激しく、古紙回収業者にこれが渡らずに可燃ゴミの中にどっと入ってきた。ゴミがふえてその処理費がふえて、自治体が悲鳴を上げている、というものでした。

しかし、いくら古新聞が安くなっても、わざわざそれを焼却するよりは再生する方がいいことは間違いないと思います。何らかの方法で古紙の回収は続けるべきですし、さらに充実させることが望ましいのだと思います。この記事によると紙類はよく燃えすぎて焼却炉を傷めるマイナスもあり、古紙の回収性は高いと考えます。

私は、新聞読売や朝日新聞ですが、この集金のときに持ってくる新聞紙を入れる紙袋、ニュースパッケージとか呼んでいるこの袋に捨てるべき書類、紙片を入れておき、ゴミ箱には入れないことにしています。書類がことのほか多く集まり、何もしないと、すぐ机の上がいっぱいになってしまいます。したがって捨てる紙片も多いのであります。郵送されてきた封筒も、日社協に持っていく切手が切り取った後、ニュースパッケージに捨てます。したがって、ゴミ箱には入れずにこの袋に入れるわけでありませうけれども、この袋、パッケージに入れた、これらの紙くずにしない、紙の行くえはグリーンボックスに行くことはありません。ちり紙にかえることはいたしませんけれども、処理費を少なくし、焼却炉の傷みを少なくするのに役立っているはずですよ。全市民がこの私のようにやっていただくとき、そのプラス面が目に見えてくると思います。それには、グリーンと、オレンジでない色のボックスも考えていいのではないかと考えるところですよ。

ゴミのリサイクルについての質問に以上のことを付言しておきます。

次に7番目として、清掃パトロールについて簡単に質問しておきます。

昨年度の補正で出発した清掃パトロールについて、その活動状況、その成果、今後の考え方について御説明をお願いします。非常な大きな成果を上げていると思いますが、この際御説明

をお願いしておきます。

次に、8番目として、年末ぎりぎりでのゴミの収集について質問いたします。

元日の朝、元旦ですけれども、あたりを見ると、非常に静かで、きれいに清掃されている状態で、すがすがしく感じるところです。私は暮のうちすべてを片づけて整理し、新年に期待するこの日本の風習が大好きです。

それだけに静まり返っていて、整頓された町の中にダストボックスがあり、ボックスの回りにはやたらとゴミが置かれている光景を見ると幻滅を感じます。せめて正月だけは、新年だけは、元日だけでもきれいにありたいと願う心と、裏腹に正月だけが特にボックスの回りにゴミが多いという現実が毎年続いています。市の担当と委託先の関係者の大きな努力が払われ、年末ぎりぎりまでの収集が行われてきました。これをさらに努力していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

9番目の質問といたしまして、事業系のゴミについて若干ふれておきたいと思います。

日野市清掃部が事業の対象としているのは、家庭ゴミのようではありますが、事業系、特に日野市民である中小企業者に対しては、可能な限り要望を満たしてやるべきだと思います。もちろん、有料ということになるはずですが、このことについての現状、今後の方針についてお聞かせいただきたいと思います。

家庭ゴミのダストボックスが事業系のゴミによっていっぱいになってしまうケースも見受けるところですが、これについては市からも何らかの方法で注意を喚起していただきたいと思いますがどうでしょうか。あわせてお聞かせいただきたいと思います。

10番目、最後の質問といたしまして、委託料についてふれておきたいと思います。

家庭のゴミを処理するという清掃業務は市の固有事務であり、この業務は本来委託でなく市の直営でやるべきものであると私は思います。しかし、ここではこのことを言及するつもりはありません。現実に清掃業務の大きな部分が委託されています。

委託によってゴミを家庭から収集する作業は大変な仕事だと思います。どんなに寒い風の日でも、雨の日でも、猛暑の中でも、仕事は続けられます。この仕事にタッチする方々に御苦労さんの念を抱くのは私だけではないと思います。クレーンパッカー車ができて、安全や清潔な面で大分前進はすると思いますが、大変なつらい仕事であることには変わりないと思います。この大変な、そして市民のために最も大切な仕事をしてもらうための委託料についての現状は

どうなのか、各市との比較によって説明を願いたいと思います。

以上、10点の質問をまとめました。よろしく願います。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） それでは順次お答えをいたしたいと存じます。まず第1点目でございますが、ボックスの配置へのトラブルをどう考えるかという御質問かと存じます。現在はゴミの集積所の配置の設定でございますけれども、これは、各自治会を単位といたしまして、利用者、利用される皆さんで決めてもらっているのがほとんどでございます。利用者どうして配置につきましてトラブルが出たときでございますけれども、連絡をいただければ市の方から調整に出向きまして、解決を図っております。これがいままでのケースでございます。

それから2番目でございますが、ゴミの出し方とボックスの関係でございますけれども、確かに議員さんのおっしゃるとおり、この分別と言いますか、ゴミの出し方につきましては、清掃部といたしましても苦慮しているところでございます。先ほども、ゴミの出し方につきましては、広報等を通じまして、年6回程度P・Rをしております。また、色刷りのゴミの出し方というチラシもですね、年1回これは年末ですけれども、特別に配布してございます。また転入される方にも転入の手続のときに見えますときに窓口で手渡して、ゴミの出し方のP・Rをいたしてございます。ゴミの出し方につきましては、最終的には個人個人のモラルの問題になるかと思っておりますけれども、ゴミの出し方につきましては、ルールとマナーということでこれをぜひ守ってもらいたいと、このように考えております。したがって、ボックスがいっぱいであれば、これを持ち帰るぐらいの姿勢を期待いたしたいところですが、今後、さらにP・Rに努めてまいりたいと、このように考えております。

それから確かに、きれいに整理整頓清掃等も、ボックスをしていただいている地域の方が約8割だと思います。あとの2割が御指摘のとおり若干みだれがあるということで、さらに、この清掃がきちんと行われるような、管理がきちんと行われるような方向を全市的に要請していきたいと、P・Rに努めたいと、このように考えております。

それから、3点目でございますが、ボックスの配置の件でございます。特にオレンジボックスの数が、適正化がなされていないんじゃないかという御質問でございます。これにつきましては、御承知かと思っておりますけれども、ゴミの排出量は季節、それから天候等によっても、大きな変化がございます。それに見合った、確実な収集作業につきましては、大変な努力と工夫が必

要かと存じます。現在ボックスの配置数は可燃用が2,800個、不燃用が2,000個配置して
ございます。これは現状では適正に配置していると、このように考えております。

したがって15世帯に1個の不燃、それから30世帯に1個のグリーンボックス、これにつ
いては、特にいまのところ変更する考えはございません。特にオレンジボックスでございます
けれども、不燃のゴミ用です。これにつきましては、この収集車は4月から1台増車してござ
います。計5台ということでございます。この5台で対応しておりますので、ボックスからの
あふれ度は相当解消されているのではないかと、このように考えております。

それから4点目の粗大ゴミでございます。以前はゴミの捨て場となっておりました300カ
所の粗大ゴミの置き場がございました。これを57年の9月に廃止をいたしまして、戸別収集
に切りかえたわけでございますが、すでに3年半を経過しております。現在順調な収集作業が
行われておまして、市民の好評を得ているところでございます。ちなみに収集件数を申し上
げますと、58年度は7,480件、1日平均25件、59年度につきましては1万281件、1
日平均34件、60年度につきましては1万427件、1日平均35件、このように年々増加
しているところでございます。

それから有害ゴミの5番目でございますが、有害ゴミの処理でございます。社会的な大きな
問題がありましたけれども、厚生省で安全宣言が出されましたけれども、日野市でも10月1
日号で市民の皆さんに引き続き分別収集をするということでP・Rをしてございます。協力を
お願いしております。

この有害ゴミにつきましては、58年の11月から乾電池、蛍光管、体温計181カ所で容
器による回収を行っております。現在毎月平均乾電池は1.5トン、ドラム缶にいたしまして6
本分、蛍光管は0.8トン、ドラム缶で4本分でございます。現在のところ収集が落ちていると
いう傾向はございません。これの処分でございますけれども、北海道にございます野村興産と
いう工場がございます。ここに委託いたしまして適正に処分をさせていただきます。

それから6点目でございます。ゴミのリサイクルの現状と、今後の対策でございますけれ
ども、現在、資源回収団体は200団体近くございます。全市的に広がっているところでござ
います。59年度の実績でも回収量は929トンと成果を上げているところでございます。クリ
ーンセンターに運び込まれました粗大ゴミ、及び不燃ゴミにつきましては、手選別と機械選別
によりまして、鉄とアルミ等を取り出しまして、これを別途売却し、再利用を図っております。

そこで今後の対策でございますけれども、現在、不燃ゴミの中にビン類ですね、カレットと言われておりますけれども、ガラスくずでございます。このカレットでございますけれども、この数は約総量の全体の約1割700トンと推定されております。

このカレットにつきましては、現在破砕機にかけられまして、こまかく砕いて、これは日ノ出町の処分場に埋め立てております。100トン入ってくれば100トンそのまま埋め立てているというのが現状でございますので、とりあえず今年度から製ビン工場、これは相模原にございますけれども、ここと提携いたしまして、本年度から別途回収の方向でこの資源回収団体にも呼びかけまして、回収量に応じた奨励金を支払うということで、市民の皆さんの協力を得たいということで、現在準備を進めているということでございます。

それと、市民のゴミの意識の効用、それからゴミの減量、資源化等の一層の推進を図るということで本年度から高齢者事業団によります、高齢者事業団が運営いたします、リサイクル事業事務所、これに対しまして必要な助成を行いまして、これと一体となってこの事業を推進してまいりたいと、このように考えております。

なお、古紙の関係でございますけれども、ただいま御提言をいただきましたけれども、その点も今後、検討してまいりたいと、このように考えております。

それから、7番目でございます。清掃パトロール車でございますけれども、これは昨年7月から稼働を開始してございます。不法投棄物がよくボックスの回りにございますけれども注意の呼びかけのステッカーをこれに張りつけたり、ゴミの集積場所の監視、それから指導、それから駅周辺の美化推進ということで、これらを重点にパトロールを行っております。一般収集のゴミ収集と合わせまして、ゴミの不法投棄、防止と、いろいろと対策を図っております。非常に効果があると、このように判断してございます。

それから8番目でございます。年末年始のゴミの収集の件でございますが、年末年始のゴミの収集につきましては、いままで中5日の収集の方を休んでおります。これを基本にいたしまして、現在対応しております。したがって、年末の収集は30日までといたしまして、31日は午前中を見直し収集ということで対処してございます。

なお、毎年でございますが、年末年始用のゴミの保管袋を一般家庭を対象に配布しております。

また、清掃モニターのアンケートの結果でも、市民の大方の理解と協力を得ているものと考

えております。

それから9点目でございます。事業系のゴミの処分でございますが、事業系のゴミにつきましては日常の収集委託業務の中で、収集しています、食堂等のゴミ、それから収集許可業者が扱う多量に排出させる企業等のゴミ、それから自己の責任で搬入されるゴミと、この3つが搬入されております。いずれも有料でございます。59年度につきましては2,059トンと、総量の、ゴミの量の約5%でございます。

なお、御質問の、これらの市内から排出される一般廃棄物につきましては、全量すべて受け入れの体制を整えております。

それから10点目でございます。ゴミ収集の委託料の関係でございますけれども、59年度の実績を見ますと、1トン当たりのゴミの収集比でございますが、近隣19市、これは委託をしている市でございますけれども、この平均は9,791円でございます。当市は9,504円となっております、約3%ほど低い収集委託料ではございますが、また他市と比べましてそれほど大きな開きはないと、このように考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 懇切な答弁をいただきましてありがとうございます。ただいまの答弁を踏まえての質問は後ほど市長に、最後に市長にさせていただきたいと考えます。

ゴミ問題の質問ですから、当然のものとして清掃部長にお答えいただきました。しかし、この問題についてあれこれ調べていくうちに、ゴミ問題に入れていいと思うものでありながら、他の部長に答えていただくものにもぶつかりました。このような質問を三つばかりまとめて質問させていただきたいと思っております。

私どもの自治会は2カ月に1度、日曜日に自治会一斉清掃の行事を行っています。この一斉清掃の主体としているものは、道路の側溝の清掃であります。側溝に入り込んだゴミや土砂を取り出す作業で日曜日の午前中会員の多くが参加し、地域の人々のふれ合いの場としても大変有意義だと思っています。側溝から取り出し道路上に置かれたゴミ、土砂は建設部土木課で回収にこなっています。私どもの地域は毎月第4週にこなっていることになっていましたので、一斉清掃は第4日曜日にすることにしています。

そこで、建設部長にゴミないし清掃の問題として質問しておきます。一斉清掃の場合土木課とも連絡はその都度とることにはしていますが、私どもの、すぐに、できれば翌日は回収しては

しいという希望はそのまま入れられていないのが実情のようです。自治会の範囲で一斉に土砂が道路に置かれているわけですから、すぐにでも回収してほしいと思っています。

質問1として、日野市の全体として、この道路の側溝の清掃の方針はどうなっているのか。

質問2、自治会への依頼指導はどう行われているのか。

質問3、側溝から汲み上げられた、取り上げられた土砂の収集方針はどうなっているのか。

質問4、自治会で一斉に行った場合の特別の配慮はなされないのか。

以上が、建設部長に対しての質問であります。

次に2問目、3問目は恐らく生活環境部長にお答えいただくことになると思います。

先ほど、ゴミのリサイクル運動で質問し、お答えいただきました。まだ、十分使用することのできる、家具や電気製品なども、これをもう使わないからといって、捨てればゴミになります。捨てないでゴミにしないで、だれかに使用してもらえばいいと思うのは多くの人の考えることだと思います。あなたの不用になったものを私が使う、私のいらなくなったものを、あなたに利用してもらおう、こんなことから不用品交換所が考えられることになるのだと思います。不用品交換所を考えた場合、ゴミにしないで、不用品を、さらに利用することですから明らかにゴミの減量であり、この点については先ほどのお話にありました、今年から新たに行われるリサイクル事業と同じであると考えます。そこで不用品交換所についても質問を取り上げた次第です。かつて旧庁舎が提供されて、不用品交換所が開設されていた時期もありました。それより先、1977年第3回定例会で私は、市民の不用品を生かす施策を進めよ、と題した一般質問を行い、ゴミ減量につながる不用品交換所の常設を主張しました。ゴミ減量の一助となる不用品交換所ですが、この施策に関与するところは消費生活の立場から生活課になるのだろうと思います。そこで質問をいたします。

生活センターもできることになっていますが、不用品交換所ないしはこれに類似した施策についての今後の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、のら猫対策についてであります。袋や容器が出されているゴミ、ボックスからあふれているゴミをかみ散らかし、街を見にくくする犯人にネコがいます。この、ゴミに関するだけでなく全般的にのら猫の増加についての苦情をよく聞きます。この際質問をしておきたいと思います。のら猫がますます増加する現状をどう考えているか、この状況は何とかならないか。

以上3問、ゴミ、清掃に関係して担当は清掃部でない質問です。どうぞよろしく願いいた

します。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 道路の側溝に関する御質問4点にわたっていると思いますけれども順次お答えをしてみたいと思います。

まず、道路の側溝につきましては、道路施設ということで基本的には市が直接清掃するのが妥当と思っておりますが、自治会活動の一環ということで清掃をお願いしているというのが実態でございます。

また、地域によりましては、家庭の雑排水等が、側溝に流されている、こういうことで路面と一体化した側溝がございますけれども、これにつきましては、ちょっと清掃ができませんので、本年度、61年度に新たに予算化をいたしまして、この路面と一体化している側溝については、高圧洗浄によりまして清掃してみたいと、かように考えているところでございます。

それから、2点目の自治会への依頼指導はどうなっているかということでございますけれども、定期的に自治会で清掃していただくものと、それから年に数回自治会が自主的に行っている地域がございます。それにつきましてはその都度収集をしていただいているということでございますので、通報等もしていただくと、そういう実態でございます。それからそのほかに、自治会が行っていない側溝につきましては、市の中で土木課にございます車等でパトロール中にみつけたり、あるいは、周辺の住民の方から清掃というような形がございますれば、その都度市の方として清掃を行っている、とこういう実態でございます。

それから3点目の側溝から取り上げた土砂の収集の件の御質問でございますけれども、市内では定期的に清掃を実施している自治会、68自治会ございます。これらの定期実施については1台の車輛で3人が1班となりまして、収集に当たっているわけでございますけれども、御指摘の第4週目の清掃が行われている自治会というのは9自治会でございます。それで、非常に範囲が広いものですから、そういうことで、翌日収集というのが1日か2日ぐらい延びると、こういうのが実態でございます。これらにつきましてもやはり何とか早く、収集はするように私の方では努力してみたいと、かように考えます。

自治会で一斉に行った場合の特別の配慮ということでございますけれども、これは定期収集の対応につきましては、先ほど申し上げました車輛一台職員3人が1班となりまして収集をしているわけでございます。一斉に収集が広域にわたります場合には、作業者が3台あるわけで

ございますけれども、それを動員しまして実施すると、こういう対応もとってございます。そういうような形で常に側溝をきれいにしていきたい、と、かように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えいたします。不用品交換所、あるいはこれにつながる事業とのお尋ねでございますけれども、生活保健センターの事業の中に位置づけたいと私ども考えております。すでに具体的な設置要領案について検討を加えているところでございますけれども、検討の骨組みは三つございます。その一つは広域物の中の価値あるもの、有価物品の展示、あるいは販売、それから、リフォーム品の展示、あるいは販売、これは古い衣類などを使ったファッション、再生品でございますが、そういったものも考えております。

二つ目は情報を提供する、必要なもの、あるいは不要なもの、こういった情報をそれぞれの立場から提供してまいりたい。

三つ目につきましては、これらの情報に基づいた不定期に交換市を開いてみたい。いずれも営利行為でない範囲の事業として考えてございます。

それから2点目の、のら猫の件でございますけれども、動物の適正な飼い方についての指導及び、犬、猫などの引き取りにつきましては、東京都のいわゆるペット条例という条例によりまして、日野保健所が行っているところでございますけれども、市の健康課、予防係におきましても、この犬、猫の正しい飼い方について、折りを見て啓発活動を行っております。この条例上、のら猫につきましては、野犬のような捕獲ができないということにひとつ問題がございます。保健所で引き取るのは、負傷した猫でありますとか、あるいは病気にかかっている猫、それから、動物保護の上から保健所が収容しなければならないもの、小さい子猫などがございますけれども、そういったものに限って、保健所は収容している。それも指定された日に保健所へつれていかなければならない、そういうようなことがございまして、のら猫を積極的に収容するということは現在のところございません。しかも、条例上猫は犬と違いまして登録制ではないということにして、飼い主に係留しなければならない義務というものがございません。加えて、猫は習性として、つないで飼うことができません。つないで飼いますとそれをいやがりまして、自分で自分の首を締めてしまう、そういうようなこととなりますので、いろいろ問題点がございますが、おっしゃることは私どももよく認識をしております。今後、保健所と、この件につきまして話し合いを進めて、適正かつ有効な方法をとってまいりたいと考えており

ます。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 次に最近の新聞記事からゴミに関する記事四つを取り出しました。それぞれ自治体の新しい試みなどが載っていますが、これらについて日野市ではどう考えてきたのか、どう対応しようとしているのかお聞きしたいと思います。

昨年の11月26日の読売新聞には、「生ゴミ利用の土壌改良剤」「収量が上がり花の色鮮やか」「試用（こころみ用いる）の農家など好評」との見出しで町田リサイクル文化センターの研究が載っていました。これは台所から出る生ゴミを資源として役立てたいと研究を重ね、生ゴミ利用の「土壌改良剤」が酸性化した土壌をアルカリ性に戻し、作物や花を育てるのに優れた効果のあることを発見したものです。この改良剤はコンポストと呼ばれて、生ゴミと水分調整の役目をする古新聞、段ボールを7対3の比率で混ぜて3次にわたって発酵させてつくるといふものです。生ゴミである残飯や野菜くず、魚の骨などは土壌に必要な窒素、リン酸といった成分を含んでいるということから、このまま焼却してはもったいないということで、研究が始められたもので、農家からはこのコンポストを使ってハウレンソウ、モロコシなどの収量がぐんと高まった。学校からは花壇へ肥料がわりに使ったところ、花や葉の色が鮮やかになり市のコンクールで入賞したということでした。この新聞記事が伝える生ゴミ利用の土壌改良剤について日野市としてはどう考えてきたのか、何か考えることはないのか、実行したのか、するのか、をお答え願いたい。と思います。

新聞記事その2は、今年に入って1月20日の東京新聞の記事であります。ここには西多摩郡瑞穂町のゴミ対策が掲載されています。この記事の中での特にお聞きしたい瑞穂町の具体的施策は、農家用たい肥製造容器のあっせんです。これは台所の生ごみについても少しでも減らそうと、昨年夏から実施している施策でこのたい肥製造容器は高さ70cmのポリエチレン製のバケツを逆さにしたようなもので、これを庭に置いて生ゴミを入れる仕組みになっているものだということです。1個、6,000円で半額を町で補助していて、いままで瑞穂町7,700世帯のうち1割が利用しているというものです。これについてこの施策についてどう考えるかをお聞きしておきます。

3番目のゴミに関する最近の新聞記事は先月3月7日の日本経済新聞のもので、千葉県習志野市の施策であります。

習志野市は産業機械メーカーと提携し、プラスチック、ビニール、などの不燃ゴミから固形燃料をつくるリサイクル事業に乗り出すというものです。固形燃料製造装置を持ったリサイクルセンターを4月半ばに着工し、来年3月に完成させようとしている、とあります。

習志野市では1日当たり20トンの不燃ゴミが出るが、このうち、鉄、ガラス、アルミなどが回収されてプラスチック、ビニールなどの5トンが固形燃料の原料となるというものであります。このプラスチック、ビニールなどの原料を加熱、ガス抜きなどをして固形燃料をつくるのだそうですが、この習志野市の不燃ゴミから固形燃料製造の実用施設建設情報を得て、日野市としてはいかに考えいかに対処したかを質問します。

最後に一昨日の新聞4月8日の毎日新聞の記事についてであります。燃えるゴミか燃えないゴミなのか、紙おむつに都が困った。というものです。東京都が困っても日野市はちっとも困らないという答えを期待しての質問となります。

ここ数年、猛烈な勢いで使用量がふえている紙おむつに対して、日消連が「紙おむつはプラスチック製」と言い、主婦から「紙だと思って可燃ゴミに出していたが、どうしたらいいのか」との問い合わせが多い。今紙おむつは不燃物と可燃物の両方に出されているのが実情であり問題である。というのが一昨日の毎日新聞の記事です。

このことについて、市としてどう考えているのか、問い合わせはなかったか、日野市民にどう答えているのか、今後答えていくのか、これに対してお答えいただければ幸いです。

以上、四つの新聞記事に関連しての質問であります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 4点の御質問でございます。

まず、1点目でございますが、生ゴミからの肥料ということでございますけれども、これについては、特に検討はしてございませんけれども、確かにおっしゃられるとおり、ゴミの有効利用という面から問題もございますけれども今後検討してみたいと、このように考えております。

なお、日野市では、し尿の汚泥肥料として緑を仮り販売いたしております。これも好評ですので、あえてここで付言しておきます。

それから第2点目でございますが、いわゆるコンポストと言われている容器でございます。この使い方によっては良質なたい肥というようなこととなりますので、現在清掃部でも実験し

ております。これを具体的な、具体化の方向で検討してまいりたいと、このように考えております。

それから、プラスチックの固形燃料化ということでございますけれども、現在、高分子系のゴミは埋め立て処分をしておりますけれども、資源の再利用という面で今後検討してまいりたいと、このように考えております。

それから、最後に4番目でございますが、紙おむつの処理の問題でございます。特に清掃部につきましてはこの問い合わせはございません。今のところございませんけれども、新聞紙上で見ますとおり、紙ではない紙のようでございますので、現在東京都でも結論は出てない状況でございます。これらの東京都の対応にも注目してまいりたいと、このように現在考えているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 最後に市長に質問をいたします。日野市のゴミ行政、清掃行政全般についての市長の抱負をお聞かせいただければ幸いです。

今までの清掃部長の答弁の不足している点なども補っていただければありがたいと思っております。もちろん、最初の清掃部長の答弁の中にあつたグリーンボックスとオレンジボックスの数を逆に言ったことなどは補っていただかなくても結構であります。また、ゴミ問題と自治会活動とは大いに関連があると思っておりますが、この点について市長はどう考えているか。さらに、清掃部長のお答えだと、日野市のゴミ回収の費用、すなわち委託料は他市の平均よりも低いということですが、これらを前提として委託料についてもどう考えるか、以上つけ加えて、市長のお答えをよろしく願ひいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市民生活に一番密着をした清掃作業並びに清掃行政、全体をまとめましての清掃行政日野市ではかなり緻密に対応いたして、一定の成果を上げておるといふふうに考えております。ゴミボックスも一つの例をとりますと、確かにゴミを出す側から言いますと、それで縁が切れますので、処理としては非常に望まれるわけですが、そのボックスの設置そのことが、本来は道路交通法違反ということになるわけでありまして、そのところを行政の上で、最も合理性のたったものにする必要がある、と、つまり、永久の事業でありますから、そのあたりをはっきり法的にも根拠づけておかなければならない、こういう感じが

いたしております。一方のこの家庭雑排水は、これまた仮りに、道路側溝にそれが流されるとすれば、これも本来は違法であります。しかし、それを認めなければ生活が成り立ちませんので証人という形で将来の下水道が普及するまで対応する以外ないというわけであります。日常生活に密着しているだけにそういう、この行政の問題は論議の外に置かれているわけですが、行政としてはそのあたりを最も法的な根拠も成り立つようにしておかなければならない問題だということになるかと思えます。

ある、秋川の上流の方の市町村の団体が要するにこの家庭の浄化槽汚泥を不法投棄していたということが近ごろ問題になっております。つまり、不法投棄、あるいは違法性は、これは別の言い方をすれば自治体の長が法的に摘発されるというぐらいな問題でございますので、このあたりを最も厳正に対応しておかなくてはならない、それほど重要な課題だということでございます。一応この日々の生活廃棄物の循環の形で、いわゆるリサイクルが成り立っておるわけであります。資源化するべきもの、あるいは埋め立てにもっていくもの、また水の浄化をして河川に返すもの、それから、最終的には焼却をいたしましたり、肥料化しておる、こういうことであります。市民も一番日常生活に伴うことでありますからよく理解をされまして、安定した形が求められているわけでございますので、トラブルの少ないように努力をすべき、まさに自治の根幹の問題でもあるわけでもあります。

今、終わりに質問がありました、収集したゴミの中の生ゴミのコンポスト化ということは、検討はどうとらえるのか、検討なさるとおり当然経過をしている問題でありまして、日野市の場合は、グリーンセンターの地籍が狭いものですから、コンポスト化ということは完全に成り立たない、場所がないということでございます。

それから、家庭の生ゴミのコンポスト化、これは農協で容器が売られておりますので、これまでもたしか、広報で紹介したことであると思っております。

私も自宅ですべてございまして、一応その気になればあるいは地面があれば、ある程度のたい肥の自給ができる、こういうことも可能でございます。

それから、高分子物質の固形燃料化ということもひとつのアイデアとして、国立市において、あるいは習志野市において、報告があるわけでございます。また、これの本格的な対策というのは持ち得ておりません。一番大量にまとまってビニールまく等が出てまいりますのは農業関係が大きいわけですから、これは、むしろ農協で収集してもらって、その系統において再

利用される、固形燃料化も結構でありましょうし、また、再生産も結構だと思うわけでありまして、農協にはそのことをお話したことがございます。どうなっているか最終的にまだ存じませんが、なお、このルートをもう一遍、解決の手段とすることが適切かと思っております。紙おむつの件は今確かに東京都がどういう対応をされるか、メモっておかなければならないと考えております。全般を通じまして、根本的にというところはまだ到達していないかもしれませんが、日々のゴミの収集、焼却、あるいはリサイクル化、これは日野市の特徴と言えるほど、かなり成功しておる状況でございます。市民も特にボックスを評価されて、日野市の予算の一つに上げられておる、こういう状況でございますので、常置できるところはなるべく存続をしたいと思っております。その他、粗大ゴミの処理も一応解決という段階にあると思っておりますし、これからリサイクル事業再利用、狭いリサイクルですが、これを事業化いたしまして、これに成功が得られるならば、一歩前進ということになると期待をしております。そのつもりで取り組んでおります。清掃行政に対します、きめこまかな質問に対しまして、一層行き届いた仕事をしていくのが市民サービスのひとつの第一歩である。このような考え方でございます。

自治会にはいろいろとこのゴミを中心にしてボックスの置き場、あるいは環境の清掃ということで御苦労かけておるわけでありまして、これがまた地域の連帯の大きな動機にもなるし、また、お互いの何と言いましようか、自治を高める手段になっておるということで高く評価もするし、また自治会によくお願いをして、そうして安定した清掃行政、そうして地域の清潔化が成り立つようにやってまいらなければならないと思っております。委託料が他と比較をしてちょうど妥当なところにあるような感じでございますが、なおまた委託料そのものが、すべて働く人の賃金の原資でありますので、無理のないように、そうして安全衛生が行き届いて事故が起きたりすることのない、そういう配慮こそ清掃行政のまた一面の重要部分だと、このように認識をいたしております。今後そのつもりで働く人たちにも激励をいたしたいと考えております。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） どうもありがとうございました。

他市をリードしている日野市のゴミ行政の更なるリード発展を願って質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって20の1ゴミ問題の解決を目指してに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前 11時30分休憩

午後 1時48分再開

○議長(黒川重憲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の1、10年先を目標とした町づくりを考えようについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

[8番議員登壇]

○8番(福島敏雄君) それでは通告に従いまして、質問をいたします。

10年先を目標とした町づくりを考えようという立場で市長並びに担当部長の考え方を聞きをいたしますので、御答弁は積極的にお願いをいたします。

私は、初めて議員になった昭和57年3月議会で、日野市の将来を展望した町づくりと題しまして市民要望を解決するための基本構想に基づく基本計画、実施計画の必要性を訴えました。市側からは基本構想は早急に提案する、基本計画は基本構想が決定次第作成するというふうな回答でございました。

さらに昭和58年3月の議会では、第2次基本構想に基づく長期計画を早く策定せよ、とこのように題しまして、昭和57年12月に決定をされました、昭和58年度を目標にした第二次基本構想に基づく長期計画はいつできるのか、という質問をいたしました。回答は、昭和59年の早いうちに長期計画を策定するという回答でございました。

次いで、昭和59年3月議会では、21世紀を展望をした日野市の長期計画が策定を、と、このように題しまして、市民の要望は地域、年齢、趣味の違いなどからきわめて多様であり、これらに対応するにはそれぞれの事業をどこまで実施するかという目標を設定するとともに、いかなるステップを踏んで実施するかという年次計画、さらには財源との整合性を裏づけとした計画が必要ではないか、とこのように聞きをしました。

これに対しましては、これからの日野市は、ハードな事業とソフトな事業を同時に均衡をとって推進するがハードな事業については、長期計画と年次計画を今年の10月から11月、こ

れは昭和59年を意味いたしておりますが、に策定し、60年度予算編成から生かしていきたくと、こういう答弁でございました。そして、昭和60年の9月の議会では、住むことが喜びであり、誇りである町をつくろうとこういうふうに題しまして、市民要望に沿った町づくり、日野の特徴を生かした特色のある町づくりの必要性を訴えてまいりました。これにつきまして市側からは、できるものから中期計画、実施計画に盛り込んでいきたいとの見解を得ているところでございます。以上紹介をいたしましたように、私は、1期4年間のうち、毎年1回は、この市民要望をどのような方法で解決するのか、というプログラム、言いかえれば長期計画と年次の必要性を訴え、その立案と作成を求めてまいってきたところでございます。私がしつこいくらいに長期計画の必要性を訴えておりますのは、現在の日野市がどうしようもない町だから、というふうに考えているのではなく、むしろ、市民意識調査でも明らかなように、84%の人が日野は住みよい、これからも日野に住みたいと、こう答えていますように、私自身もこの町が大好きであります。大好きだからこそ、この町をもっと良くしようという立場で発言してきたわけでございます。自然があって、静かでゆったりした町だと市民は評価をしておりますが、一方でまだ多くの改善してほしい内容ももっておるわけでございます。この改善してほしい内容を行政ははたして取り上げてくれるのか、取り上げてくれるとすれば、それはほぼいつごろになるのか、市民はこうした行政からの回答を望んでいるのだと私は思います。市民意識調査を実施して、市民の改善してほしい内容については、地域別に行政は把握をしております。さらに今議会でもいろいろな議員の方々から提言がありましたように、議会での議員の発言からもこれから実施をしなければならない事業について理事者、あるいは担当部課は、大綱承知をされているわけであります。私が「10年先を目標とした町づくりを考えよう」というテーマを持って質問をいたしますのは、こうした市民要望なり、議員の発言、さらには学識経験者の提言、こういうものを踏まえて、この10年間のうちでそれぞれの事業をどこまでも実施しようとするか、また、年次毎の事業計画を決めておおよそ、10年後の日野市はこのようになるという、青写真と言いますか、これを市民の前に提示しようではありませんか、というのが質問の趣旨でございます。

市長は今定例会の中でも夏井議員の質問に答えて、3年ないし5年間の財政計画との整合性を持った事業計画を昭和61年度は作成する。こういうふうに答えております。私はこのことは評価をするわけでございますけれども、この言われているような、3年ないし、5年の計画

というのは、いままでも作成をしておりました公共施設整備計画とあまり変わらないのかなというふうに受け取っているところでございます。むしろ、市民が知りたいというか欲しいというふうに思っているのは、たとえば下水道の事業であれば栄町四丁目なり旭が丘二丁目、これ供用開始になるのはおおよそいつごろでありましょうか、ということでありますし、児童館についても議論がありますけれども、1中学校区に1児童館の設置という方針があることは市民の皆さんわかっているんですけども、それならたとえば大坂上中学校区の児童館はいつごろできそうなのか、というような、具体的な展望を示してほしいと、こういうふう考えているのだと思います。2年ほど前、中山議員からは、請願陳情のない行政をいう意味の一般質問がございました。大変示唆に富んだ指摘であったと思います。請願、陳情を先取りした行政が必要だという趣旨の一般質問だったと思います。請願、陳情を先取りするには、市民のそうしたニーズを把握し、素早く事業計画に織り込むことが必要だというふう考えるわけでございます。森田市長誕生以来13年間に、この間は人口急増の時代でありましたが、特に学校建設などの教育環境の整備、あるいはお年寄り、体に障害を持った方々の施策の充実などを中心に、市民本位の民主的な行政を展開され、多くの市民が評価をしているわけであります。しかし、高度経済成長から低経済成長に大きく様変わりした今日さらには、人口急増が一段落し、新しく日野の住民になった人も、日野市民としての期間が長くなってきたきょう、今日です。こうした市民の行政に求める内容も大きく変わってきているように感じるわけであります。高度経済成長の終えん、これは税収の伸びの鈍化という形で地方自治体に影響を与え、このことから高度経済成長期に確立されたというか、決定された制度の見直しを余儀なくされているわけでございます。職員の給与制度、退職金制度などは、まさに代表的な事例であるわけであります。納税者である民間企業、あるいは、中小企業に働く人たちは、すでにオイルショックの、いまから10年前から、低成長経済の中で生きるための、生き伸びると言いますか、ための努力をしてきているわけであります。したがって、効率のよい行政を求める市民の声は、これからはますます増大してくるわけであります。そうした市民の声にどう答えるか、行政は何をしななければならないかを、大胆に論議を深め、実践してほしいわけであります。

市長は所信表明の中で、時代の変化に対応できる市政の推進に情熱を持って邁進する、さらに高齢化、高度情報化、意識の多様化など社会の変化に即応できる、機能的、効率的な行政システムをつくり上げる、そのためには国に対しては地方への権限の委譲を求めるとともに中に

向っては自主的、かつ積極的に都市教営体としての自己革新に努めなければならない。具体的には職員の能力開発、事務処理の機械化などを一層推進し、新たな行政課題に対処し、健全財政の堅持と、スクラップ・アンド・ビルドの自主的な行政改革を進める。と、こういうふうに述べておられます。

そこで、私は、市民の要望する新たな行政課題、あるいは21世紀を展望した中での新たな行政課題の幾つかをここで取り上げて市側の見解を承りたい、こういうふうに思います。

質問は大きく分けて5項目になるわけでございます。

質問の大きな第1点目は、都市基盤の整備についてでございます。市長が数年前から、人口急増が一段落した今、日野市が一番力を入れなくてはならないのは都市基盤の整備である。との方向づけをいたしました。公共下水道の建設、都市計画道路の建設、生活道路の整備などに財源を振り向け、努力していることは理解をするわけでありますが、うちの前はいつできるのか、という素朴な質問に対し、市民に回答できる資料がないわけでございますので、こうした資料をつくる必要があるのではないか、というふうに考えて質問をするわけです。そうした資料をつくるためのひとつの考え方として3点ここでは質問をいたします。

一つは、公共下水道の建設についてお聞きをいたします。今、日野市の公共下水道の普及率は11%であります。三多摩は61%であります。聞きたいのは、この10年先を展望した町づくりの中で、10年後には普及率は何%になるのか、ということ、やはりある程度市民に示す必要があるんじゃないか、と、いうことで、今どの程度かということについて質問する、10年先には何%になるか、と、こういうふうに質問することは非常に酷なこともかもしれませんけれども、これからの行政を進める上で、ぜひ、そういうことを示してほしいという意味で、10年後には、その下水道普及率が何%になるか、これをお聞かせをいただきたい。

さらには、この下水道事業の財源につきましては何人かの議員さんから、具体的な数字がこの議会でも示めされておりますけれども、本当にこの100%にするために、総費用としては幾らかかるのか、このことについてお聞かせをしていただきたいし、これも大別して、日野市の負担として幾ら用意しなくてはならないのか、その辺のところも明らかにしてほしいと思うわけでございます。

それから、2点目は都市計画道路の建設についてお聞きをいたします。日野市内の都市計画道路は国が3、都が9、日野が13の計、25本だそうでございます。計画の総延長が5万

7,000メートル、このように聞いております。このうち、2万1,000メートルがすでに完成をしている。と、完成率は38.2%と聞いているわけです。こういうふうになりますと、62%がまだ完成をしていない、こういうことが言えるわけであります。

質問ですけれども、この残る62%については、市はどのような方針をもって臨もうとしているのか、これをお聞かせしていただきたい。たとえば、順位づけがあると思えますけれども、順位を決めるときには、どういう判断基準をもってその順位を決めようとしているのか、その辺についてのお考えを教えてください。

さらには、この表題が10年先のテーマでございますので、38.2%の今の完成率が10年後には何%になるのか、何%程度の方がいいと思えます。何%程度になるのか、これを教えてください。

それから、3番目が生活道路の整備についてお聞きをいたします。この問題につきましては、過日石坂議員の方からも質問がございました。統計日野85によりますと、市内の市道の総延長は40万2,414メートル、約402キロでございます。そのうち4メートル未満と言いますか、未改良の道路が、12万543メートル、120キロでございます。私は昭和57年12月の議会で、市民の命と財産を守るという立場から、少なくとも消防自動車、あるいは救急自動車、あるいは救急自動車の入れない地域をなくすための生活道路の拡幅整備、これを進めるべきであろうということで、都市計画、土木課、管理課、公害防災課、あるいは消防署、こういったような部門から形成をするプロジェクトチームをつくって、どの生活道路を整備しなくてはならないかということについてまとめてほしい、これを57年12月の議会で提言をいたしました。このときは、その趣旨に沿ってやります、こういう回答がございました。先日の石坂議員さんの質問に対する答弁も、恐らくそれがまとまった中での答弁だったように感じをしております。そこで質問でございますけれども、1番目は、そういうふうにして調べた日野市の生活道路として、最低限拡幅しなければならない市道の総延長は何メートルになるだろうかということが第1点です。そのうち、私はこの生活道路の整備も区画整理と買収による拡幅というのがあるんだと思えますけれども、そのうち区画整理に計画されている部分は何メートルなのか、要するに道路の改善をしなくちゃいけないのが何メートルあって、そのうち区画整理で組み込まれているのが何メートルあるのか、ということでございます。その残された区画整理にも計画がないその生活道路について、10年後にはおよそ何メートルが拡幅整備されるの

か、このことについても、そういうメートルを示しての質問というのは大変厳しい言い方になるかもしれませんが、やはり、質問の前提として申し上げましたように、私の家の前の狭い道はいつごろなるんでしょうかという質問に答えるには、行政としてはこの程度の、やっぱり目標を持って進めないといけないのではないか、という感じがいたしますので、この質問をいたします。そうした意味での御回答を求めたいと思います。

それから、大きな2番目はコミュニティ施設についてお聞きをいたします。市民の定住化の指向の高まり、定住化と言いますか、そういうものの高まりを背景として、文化施設、さらにはスポーツ施設に対する住民要望は非常に増大をしているわけでございます。私は、57年9月の議会で中学校区単位に複合文化施設の建設をしようという、一般質問をいたしております。私が言う複合文化施設とは、要するに福祉センター的な機能、あるいは集会施設、図書館、分館、児童館等の機能を持った施設のことを言っております。このことについては、以前馬場弘融議員も提言をしておられます。いま、日野には市民会館を核にして地区センターが52館配置されているわけですが、市民会館と、地区センターの中間的施設で、幼児からお年寄りまで地域の人々が触れ合える施設と言いますか、こういうものが必要であると考えerわけがあります。この質問を通告してから中間答申を読みましたらば、その基本的な考え方の中で、そうした集会施設の必要性を特に具体的に訴えていますので、このことについて1番目は複合文化施設の必要性、設置計画について、これをお聞きをいたしたいと思います。

2番目は、今、仮称東部会館が建築に着手されようとしておりますし、旭が丘の児童館も建設に着手をするわけでございます。私はいま申し上げたような観点からいきますと、そうした地域につくろうとしている東部会館なり、旭が丘の児童館こういったようなものはもし複合文化施設構想というのが出てくるのであれば、それに合わせた形での建設と言いましようか、そういったものが考えられるのではないかと、思うように思うんですけれども、この辺についての市側の見解をお聞きをしたいと思うんです。

さらには、3番目は、これも具体的な内容ですけれども、栄町二丁目神綱電機の跡地に地域住民はいろんな集会施設がほしい、あるいは文化施設がほしい、こういう要望があるわけでございました。ここにはやはり、児童館も図書館の分館もない、公共施設がない、そこにやはりそうした意味で考えますと、ひとつ広げた形での複合文化施設という位置づけで、あの都営住宅の用地の中にそうしたものをつくっていくんだという発想はできないかどうか。これについ

てお聞かせをいただきたいと思います。

ここでは、通告では体育館、プールについても通告をしてありましたけれども、予算委員会なり本会議で非常に論議をされておりましたので、このことについては省略をし、取り下げることにいたします。

大きな質問の3点目ですけれども、老人福祉、障害者福祉についてでございます。このことについても、10年後にはどのようなたたずまいになっているのかなという視点からお尋ねをいたします。

1番目は、老人福祉でございますけれども、1人暮らしのお年寄りに昭和61年度から給食サービスを実施するということになりました。私は59年の3月議会、さらには59年の9月の議会の二度にわたって一般質問をしています。私のお願いしている趣旨は、日野市も高齢化が進行して、一人暮らし、寝たきり、ほけ老人が増加をしてきている。そして、このことはさらに間違いなく進展をする。そうした高齢化社会の中で、弱い立場に立たされた老人、そして家族に対して、行政は血の通った福祉施策を展開していかなければならないのではないかということから、二度ほど一般質問をしているわけであります。特に具体的にはお年寄りに対して、非常に核家族化が進行していて、お金はあっても体が動かない世帯というのがかなりふえている。こういうようなことを考えますと、いろんなサービスがほしいということになるのではないかと思います。具体的にはそうした観点で食事サービス、あるいは家事サービス、それから病人の看護サービスこういったような、武蔵野市で実施しているサービスを提供をしていかなければいけないのではないかというふうに考えて、問題を提起したことがあります。この辺について、今年食事サービスをやっていこうということになって一歩前進なわけですけれども、この10年ぐらいの中で、やはりそうしたサービスは拡大をしていくべきだと私は考えるわけですけれども、市側の見解をお聞かせをいただきたいと思うんです。

それから、老人ホームも鈴木美奈子議員の方から質問がございました。同じような趣旨になるかもしれませんが、市内にその配置が必要ではないかと、さらに配置が必要ではないかということでございます。昭和61年度予算では市外の施設建設に助成金を出すということで枠を拡大する方向をとられたわけです。このことは確かに市民の、施設に入りたいという人がそれだけ、20名だけ余分に入れるということで、この努力に対しては評価をするわけでございますけれども、はたして、もう10年先を展望したときに、どういう老人ホームの配置な

り、どう考えていかなければならないか、これは市長の方からは50名のところを、という法人の50名以上というのをさらに少なくした形で働きかけていきたいという答弁もありますから、そういうことで、市側は、これつくっていくんだということの意思表示というふうに私は受けとっておりますけれども、簡単でいいですからこれについても御答弁をいただきたいと思えます。

それから、障害者の仕事場の拡大でございます。このことも大変おさらいするようで恐縮ですけれども昭和57年の3月議会、59年の3月議会の2回、一般質問をしております。質問の趣旨は、市内の障害者の、障害を持った方々の自立、こういうことに向けて、行政は努力をさらにしていくべきだろうという趣旨で質問をしておりました。今回具体的には、訓練施設を備えた作業所の建設、これがつばさ学園、開設をされました。それから61年度の予算では、日野共同作業所を建てかえて、はくちょう学園としてスタートするというので、日野市の努力をこうした面では評価をするわけでありましてけれども、私の狭い活動の範囲の中でも、その養護学校を出て、その先行き場がないんだけど、というのが、まだ、そういうことを聞く機会があるわけでございます。そうしたことを考えてみますと、やはり、これからもそうした障害を持った方々の仕事場と言いますか、自立の道の拡大、これを行政がやっぱり手助けをしていくということが必要だろうというふうに考えるわけですけれども、日野共同作業所の建てかえ、というところまでできましたわけですけれども、さらにこの辺について、こうしていくんだと、いう方針があれば承っておきたいと思うんです。

それから、市民サービスの向上、という観点で4点目にはお聞かせをいただきたいと思うんです。あるいは市民サービスの向上、あるいは公正化と言いますか、そういうふうに関連をして質問をいたします。この頃では、そうした意味で循環バス路線の拡充、さらには南部地域への病院建設の質問を通告をしておりましたけれども、本会議、予算委員会で論議をされていまして、ここでは取り下げます。しかしながら、ここでは、このことにつきましても、市側の一段の努力を要請をしておきたいと思えます。特に循環バス路線につきましても、あるいは、南部地域への病院建設につきましても、10年後にはこの程度になるんだというような構想をですね、1日も早く市民にお示しをしていただきたい、ということをお願いしておきます。市民サービスの向上の1点目はオンラインシステムによる遠隔地域住民への窓口サービスの向上ができないか、ということでございます。昭和61年度一般会計予算特別委員会では動く窓口車、

多摩平支所等がスクラップ・アンド・ビルドの論議の中で、どうもスクラップの対象になっているように私は受けたわけでございます。私は将来方向として、こうした動く窓口車、多摩平支所、等がいろいろな経過を経てスクラップをされるということについては、このことについてはどうも思わないわけでありまして、スクラップするには原則として市民サービスは低下をさせない、むしろ、便利な代替と言いますか、代替を示した後にスクラップするという考え方が私はスクラップ・アンド・ビルドの中では必要ではないか、というふうに考えるわけです。特に市民サービスについては、行政の中の機構のスクラップ・アンド・ビルドというのはこれ、市民に直接関係ないわけですから、それはそれとして、特に市民サービスについてのスクラップするということについては、代替をよく検討して、むしろ、いままでよりも経費も安くなり、市民サービスも向上するんだと、こういう形で、スクラップ・アンド・ビルドをぜひ進めていただきたいというふうに思います。そうした観点から、大変不勉強で申しわけないんですけども、今、窓口サービスの面から言えば、本庁、多摩平支所、あるいは七生支所から遠いところ、ここの地域にいかにもサービスをもっと向上させるかということがむしろ市民要望ではないのかな、というふうに私は判断をしております。支所をつくってほしい、と、こういう要望は恐らく市長の対話集会でもかなりの発言があるのではないかと、こういうふうに思います。支所を廃止したいという、こうした方向の中で、住民は場所によっては支所をつくってほしいという要望がある、こういう要望にこたえるには、私は本庁と公共施設を結ぶオンラインシステムの活用、このことが考えられるのではないかと、こういうふうに思います。そうしたことで10年後を目標にして日野の町を想像した場合に、先ほど申しあげましたように1中学校区に一つの複合文化施設があって、そここのところの一カ所に市民がいけば本庁とオンラインでつながっていて、そこに行けばいろんな市民サービスが、窓口サービスがそこで受けられる、というようなことを私はイメージとして描けば、非常に今の市民要望も解決するのではないかと、というふうに思っているわけでございます。先ほどの質問の複合文化施設のドッキング、の中でこのオンラインシステム、というものを考えていったらどうかというふうに考えているんですけども、この辺についての見解をお尋ねいたします。

それから、市民サービスの向上と言うか、医療施設の充実と言うか、こういう問題でございますけれども市立病院の充実についてでございます。300万円をかけて、市立病院のマスタープランをつくるということですので、10年後の市立病院のたたずまいについては、マスタ

ープランを見せていただきますので、きょうは質問をいたしません。

私の質問の趣旨がそれぞれの部門に長期計画なり、年次計画を示してほしいということであり、市立病院が将来構想を検討するということを具体的に始めるということについて、非常に評価をいたします。

質問ですけれども、1点、市民の中で人工透析を市立病院でできないか、という声がございます。大変日野市にはないということで、よその市へ出掛けていって週何度か、多いと3回か、4回とかあるそうでございます。そういう声について、構想とは切り離してどう考えているか、できないのか、どうか、このことについて1点質問をさせていただきます。

それから、大きな5番目が行政の効率的運営についてでございます。今後の日野市行政の効率的運営を進める手引書と言いますか、これは今議会でも論議になっておりますけれども、行財政調査会が検討し、まとめた答申書、報告書になると私は思います。私どもにはすでに中間答申が配布をされておりますし、今議会で夏井議員あるいは米沢議員の質問に答えられて、企画財政部長は貴重な提言である、市長もほぼ同調できるものである、と、今後市民にも発表し対処したい。とこういう見解を述べられておりますので、中間答申に対する市側の基本見解についての質問はここではいたしません。ただ、中間答申を読んでみますと、その提言の中で、行政に長期的視点を、ということがまず一番初めに述べられております。転換期を迎えた日野市の町づくりは、市民、職員の参加によってつくられた総合的な長期計画が必要であるとの必要性が強調されております。きょう、私が質問をいたしましたのは、日野市の行政の本当の一部だと思います。いままでの質問の中で、したがって、ぜひ行政の全分野にわたって、今、何が課題なのか、将来に向けて何をしなければならぬか、ぜひ討議を深めていただいて、総合的な長期計画を一日も早く市民に明らかにしていただけることをここで要望しておきます。

ここで質問は、私がそうした総合的な長期計画をつくって、効率的な行政を進めるということの中で、気になることが一つあるわけでございます。それは、市民、職員の参加でつくられた、総合的な長期計画が必要だと中間答申は述べております。しかし、これは、まず、たたき台としては、これ、いつも言っていることですけれども、職員がつくることになるんだと、私は思うわけでございます。私は職員1人1人の潜在能力は非常に高いというように思いますが、いままでこうした仕事、要するに、総合的な長期計画なり、何々プランというようなものは、学者なり専門家に委託をされてきているために、こういう仕事がなれていないのではないかと

うふうに思うわけでございます。中間答申でも、多様な価値観をもった市民ニーズを適確に受けとめるとともに、時代の変化を先取りし、これを行政施策に反映できるよう、市職員の意欲と資質の一層の向上を図り、その専門的能力の開発に努めるべきであると、こういうふうに書いてあります。簡単に言えば、職員の能力開発の必要性和行政分野毎の専門家と言いますか、スペシャリストと言いますか、その養成が必要であるというふうな指摘ではないかと、私は判断をするわけです。そうした意味で職員の研修制度につきましては、以前もお聞きをいたしましたけれども、研修制度、さらにはスペシャリストの養成ということについて、2点お聞きをいたします。

1点目は研修ですけれども、職員の研修には私は大きく分けて二つに分類できるというふうに思います。一つはオフザジョブトレーニングと言いますか、これ、仕事を離れて自治会館なり研修所なりに行って、基礎的な訓練なり、一般的な研修を受ける、こういう研修、いま一つはオンザジョブトレーニング文字通り仕事の上、あるいは仕事を通じて、あるいは仕事と密着した専門研修、こういった研修があるんだろうと思うんです。私は、この二つの研修がうまくかみ合って研修の成果が出てくるんだと、こういうふうに理解をするわけでございます。日野市でも恐らくそうした形で行われているんだというふうに思いますけれども、そういう考え方で研修が行われていると思いますけれども、失礼な質問になるかもしれませんが、どのような形で、その辺を、基礎的なものが多いのか、あるいは、日常の仕事を通じての研修もかなり行われているのか、その辺についても教えていただきたい。こういうふうに思います。

それから、2番目は、スペシャリストの養成についてお聞きをいたします。「武蔵野方式」先ほど話をしましたけれどもこれを提言し、福祉サービスを確立した人というのは武蔵野市役所にいるわけですけれども、その前10年も福祉の仕事に携わっていたと私は聞いております。一つの仕事に一定期間携わることによって問題が何なのか、どう解決しなくてはいけないのか、こういう発想も出てくるのではないかと、こういうふう思うわけです。さらに「好きこそもの上手なれ」という言葉もございます。スペシャリストの養成は個人での努力も必要でございますけれども、これが好きなんだと思う仕事のある期間やらせてもらう、こういう人事政策と言いますか、どうしても必要な気がいたすわけでございます。そこで質問でございますけれども、好きな仕事を職員から聞く制度といたしましては、私は自己申告制度があるというふう理解をしているわけですけれども、よく人事異動が行われますけれども、自己申告に基づ

くものがどの程度の割合を占めているか、その辺のところをお聞かせをいただきたいと思いません。

さらに私は、ちょうど議員になって4年経過をするわけでございますが、職員が一つの職場にいる期間というのが非常に人にもよるんでしょうけど、大変短いというような感じがいたします。やっぱり、スペシャリスト、専門家、特にこれから高齢化社会に向けてのそういったようなことを考えると、あるいは幼児教育を考えると、いろいろ法で決められていない、日野市独自の課題と言いますか、そうした地方自治の拡大というような意味からも、考えて、そうした分野においては、スペシャリストはどうしても必要な気がいたしますので、そうした意味でいままでの異動の中でも、スペシャリストを養成していくんだというような意味で、人事配置をされてきているのか、どうかその辺の人事異動の考え方についてお聞かせをいただきたいと思えます。ここでは効率的な行政ということで、さらに経費の削減について通告をしてありましたけれども、予算委員会でこまかく質問をしておりますので、ここでは省略をいたします。

以上、大綱5項目にわたりますて質問をいたしましたので、御回答のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君） まず公共下水道の計画の大綱の策定と申しますか、長期計画あるいは実施計画、第1点はそのような御質問の趣旨ではないかというふうに考えております。

2番目といたしまして、普及率100%にするための必要な財源、特に、一般財源の持ち出しはどのくらいになるのか、また、3点目といたしまして、10年後には普及率が何%ぐらいになるのか、という、大きな3点の御質問だというふうに理解しております。

まず第1点の計画の大綱の策定でございますが、長期計画あるいは、年次計画でございますが、公共下水道の総事業費は財政規模をはるかに超える大規模事業でもあり、また、非常に長い時間を要する事業でもあります。このため、事業の進捗は国の財政に左右される部分が非常に大きいわけでございますが、昭和56年からスタートいたしました国の第5次下水道整備5カ年計画におきましても、この影響を受けまして、その達成率は70%強にとどまっているのが実態でございます。また、事業に対する国の補助率等見てまいりますと、補助率が10分の6

であったものが昭和60年度には10分の5.5、それから、今年度、昭和61年度においては2分の1とさらに引き下げが行われております。このようなことで非常に財政状況も厳しい中にあるわけでございます。このような財政の動向の中、また不確定要素の多い中で、長期の事業計画を策定するには非常に厳しい一面もあるわけでございますが、前年度をもちまして、市内全域の施設設計が完了いたしましたので、本年度からこれをもとに財政計画、並びに事業の実施計画の策定に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、2番目の御質問でございます、普及率100%達成のための必要な財源でございますが、昭和54年に策定いたしました基本計画においては、目標年次を昭和70年、その事業費総額は658億円になっております。このうち、優先すべき汚水事業費は279億円と試算されているところであります。しかし現在すでに事業を実施しております南多摩処理区あるいは秋川処理区の状況から試算してみると、当時の試算額をはるかに超える事業になることは明らかであります。普及率、普及面積にいたしまして、100%に対する必要建設費は概算ですが、一定の仮定のもとに算出したものでありますので、この辺御理解いただきたいと思っております。

まず、事業計画区域は2,360ヘクタール、このうち多摩平、百草、高幡西部、京王平山あるいはみなみが丘等、いわゆる合併処理方式で処理している地域、こういうところは、一応整備がなされているというふうに解釈いたしますので、実際の計画区域は2,055ヘクタールといたします。

それから、事業年次20年、あるいは15年いろいろあるわけでございますが、一応20年というふうな仮定で、また建設単価は59年度単価、国の補助率は現在は2分の1と引き下げられておりますが、一応10分の6、起債におきましては50年据え置き30年償還、年利は7.5%といたしまして計算いたしました。この汚水のみ建設費は約414億円にもなり、この財源内訳は国費が137億円の33.1%、起債が254億円、61.4%この起債の場合には一般財源というふうなみなし方をいたします。その他一般財源といたしましては、23億円、全体の5.5%となっております。この起債の254億円の支払子でございまして、およそ、397億円にも達します。したがってこれら総事業費は、建設事業費の起債の償還とを加えますと800億を超える建設財源となるわけでございます。このうち、市の持ち出します一般財源、これは当然下水道の使用料も含まれるわけでございますが、この一般財源の支出は420億

円程度になります。なおこれとは別に、流域下水道の建設負担金、これは流域下水道の認可事業費ベースでいきますと、日野市としては51億円負担する。この51億円につきましても、ほとんど記債等で賄われるわけでございますので、この51億円に対する利子はやはり30年償還いたしますと、120億円の利子になるということでございます。

それから、第3点目の10年後の普及率は何％になるかという御質問でございますが、現段階での見通しは非常にむずかしいのですが、他市の状況等を見ますと、年間およそ4％から5％程度の普及率の伸びを示しております。これらを勘案いたしますと、10年後にはおよそ1,027ヘクタール、この程度の整備がなされるのではないかと、また、これにプラス、先ほど申し上げました団地等の、整備済の区域等を入れますと、大体10年後には面積にいたしまして、全体の56％程度、このぐらいが整備されるのではないかというふうな推測ができるわけでございます。以上、概略的にまた、推測を交えましてお答えいたしましたのですが、いずれにいたしましても国の財政に左右され、また、ほかの都市計画事業等の関連を受ける事業でございますので、長期の計画を立てるということは非常にむずかしい面があるわけでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 都市計画課長。

○都市計画課長（平井 忠君） 御質問の都市計画道路の建設についてお答えを申し上げます。御承知のように、都市計画道路は昭和36年10月に都市計画決定が行われまして、25路線の2万7,557メートルで、現在に至っているわけでございます。これに対しまして、多摩地域における都市計画道路は現在558路線ございまして、その総延長は1,300キロと言われておりまして、その整備率は、当初の整備率36％に対しまして、平均が34％という、遅れている状況であります。これらの状況にあって現在、東京都では多摩地域での都市計画道路の事業化を促進するため、既定計画をここで検証をし、問題点を整理をする必要があるという認識に立ちまして、多摩地域都市計画道路基本計画の基準と方針について案を策定し、今年の2月にその検討に入ったわけでございます。この中で、当市の道路網についても、これからその検証が行われる予定でございます。この答申案においては、都市計画道路の計画を実現していくこれからの整備方法として、基本目標を都市機能の確保、地域環境の保全、都市防災の強化、都市空間の確保の四つとしてこれを広域的に達成するため、東京都と関連する市町村が協力して整備していこうというものでございます。

その事業手法といたしましては、道路事業を主体といたしますが、地域の実情に応じまして区画整理事業や市街地化再開発事業等を活用することでございます。

また、その施行に当たっては、沿道環境保全の施策を講じて、歩行者や、あるいは自転車のための空間を拡大し、適切な交通規制を行い、住環境の保全に努めるということでございます。

いま申し上げました整備方法の考え方に立って、これからの事業の順位が定めていくことになるわけでございますが、その際の基本的な考え方としましては、5点ほどございます。その第1点が、都市の骨格を形成する道路で、交通処理上、有効な機能を有する道路と、既存道路の混雑緩和に有効な道路である。

2点目が、バス指定駅の拡大に有効のある道路。

3点目が、居住環境区域の外郭を形成する道路。

4点目が、災害時において、消防活動困難区域の解消に有効な道路。

5点目が、モノレール、下水道等の都市公共施設に必要な道路、これらの5点の項目を総合的に検討いたしまして、その見込まれる投資量に照らして、概ね、15年ぐらいを単位として計画の実現を図っていかうというものでございます。

そこで、この基本的な考え方にに基づきまして、当市の道路網についてその考察を申し上げますと、すでに、道路事業及び土地区画整理事業等で全路線が整備されたものが8路線ございます。この延長は1万1,302メートルであります。また、部分的に整備された路線としましては、6路線で延長は9,873メートルであります。

この整備済みと部分的に整備された路線の合計は14路線で、その延長は2万1,245メートルで、これが全体の36.9%に当たるわけであります。

次に、事業中の路線といたしましては、道路事業として施行されているものが、3路線で1,669メートル、そして、万願寺地区完成事業関連で3路線の3,283メートル、これらの6路線の延長が4,952メートルでございます。今後、事業区が決定されている路線としましては、豊田南、高幡の土地区画整理事業関連で7路線、道路事業として2路線の9路線で延長が2,894メートルでございます。

したがって、これらのことを踏まえて事業化の順位を検討することになるわけですが、すでに事業中のものや、あるいは事業化路線として位置づけられている線は当然最優先となるわけですが、日野市の全体的な道路網から見て、主要幹線となります。1・3・1、

1・3・2、1・3・4の3路線1万4,300メートルと、モノレール路線でもあります、2・2・11の2路線、6,100メートル、そして、地域幹線である2・2・3、2・2・5、2・2・9の3路線、4,910メートルがその対象であり、この事業化にとりまして市内の環状の幹線、東西、南北の幹線がさらに整備されると考えている次第でございます。

これらが整備されますと、現在の整備延長2万1,245メートルが、2万704メートルほど増加いたしまして、4万1,949メートルとなりまして、全体に対する整備率は72%となることが予想されるわけでございます。したがって、今後は、さらにこれらの点について技術的、経済的検討を加えて国及び東京都の協力を得まして、この目標達成に努力する所存でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 3点目の生活道路の整備につきましての御質問につきまして、3点ございました。それを順次お答えしてまいりたいと思います。建設部の方といたしましては、ここで日野市道の幹線の道路網の見直しの調査をしております。これは、まだでき上がったばかりでございますので、これから庁内討議を経まして、計画化していくわけでございます。その中で生活道路ということで19幹線、あるいは都市幹線、こういったものを拾い出しまして135路線について拾い出したわけでございます。

その中で1級路線と2級路線区分けしてございます。1級路線につきましては主に都市計画道路、あるいは、それに準ずる道路ということと、それから2級道路につきましては、4メートル未満の道路とこういって区分けしているわけでございます。これから拡幅していかなければならない市道という中で、いろいろ資料がございます。1級につきましては4,144メートル、2級につきましては10,084メートル、合計で14,228メートルということでこれを拡幅していくような内部資料でございます。

それから、ロの2点目の区画整理に計画されている部分でございますけれども、これにつきましても、1級、2級と区分けしてございまして、1級につきましては2,893メートル、それから2級につきましては、2,301メートルと合計で5,194メートルと、こういってございまして、これは、すでに区画整理が計画決定されている区域でございます。

それから、3点目の10年後にはおよそ、何メートル拡幅整備されるかという御質問でございます。非常にむずかしい問題でございまして、買収に際しましては、買収の意思決定から境

界査定、説明会、そういうふうな過程を経るわけでございますし、また、相手方もございます。これにつきましても今申し上げた整備路線、区画整理以外の、これから計画が整備されるのが、必要とするものが9,000メートル近くあるわけでございます。これらにつきましては単なる計画に終わらせることなく、これから逐一この計画を内部討議を経まして、実施の段階に移していきたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えいたします。

2点目のコミュニティ施設及びスポーツ施設についての御質問でございますが、そのうちの1番目の、複合文化施設の必要性、設置計画についてでございます。御質問の中にもございましたように、日野市行財政調査会の中間答申の中にも長期的な総合計画、それから行財政の計画化、それから地域の生活環境資料の作成、さらには市民施設のネットワーク化ということがうたわれてございます。この市民施設のネットワーク化と言いますのは、つきつめて考えますと、議員さんが指摘しました複合施設の整備ということにつながるのではないかと、というふうに理解をしております。

この問題につきましては日野市としての新たな検討課題でございまして、中間答申を踏まえて、今後の計画の中で検討していきたい、というふうに考えております。

それから、2点目の仮称東部会館、及び旭が丘の児童館の建設に関しまして、複合施設としての位置づけということでございます。

まず、東部会館でございますけれども、この施設につきましては、浅川流域の処理場の付近住民への環境整備の施設として、整備をするということでございます。したがって位置づけとしてはこのような形になりまして、この1番目で申し上げた総合的な問題になりますと、新たに地域を割りまして、生活環境仕様なり、総合計画の中で、このような施設の位置づけをするということになるわけでございます。

それから、旭が丘の児童館でございますけれども、この件につきましては、昭和60年度で基本設計をし、61年度に実施設計という形で進んでおるわけでございます。現時点での方向転換はちょっと無理かと思えます。

3番目の栄町二丁目の神綱電機の跡地の都営住宅の件でございますけれども、この土地に複合文化施設を考えられないかということでございます。

この件については、落川の都営住宅と同様用地の確保はしてあるわけでございますけれども、この中間答申でもありますように、長期計画あるいは生活環境仕様、こういったものの位置づけをきちんと考えて、その施設の内容を定めたい。その上で東京都に協議をするということで現在考えております。

それから、4番目の市民サービスの向上と公正化の中でいわゆる、総合的な文化施設をつくりまして、そこにオンラインをひきまして、窓口のサービスができないかということでございます。議員さんの御指摘のありました同様のケースといたしましては、現在府中市がやっております。

これは総合のコミュニティ施設ということで、市内に5館設けてございます。施設の内容は公民館、福祉センター、児童館、図書館、コミュニティセンターということで、名称としては文化会館というようなことで、この全体の施設の管理をする職員が正職員が4名、パートが1名でございます。今申し上げました公民館とか、児童館、図書館、これにはまた、別なそれぞれ職員がついているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それで、この施設の中で、いまお話のありましたような窓口のサービスをオンラインでしております。オンラインの内容は、住民登録、戸籍、印鑑証明の証明等でございます。税金等は扱っておりません。

この利用状況でございますが、59年度の実績は、1日平均25件でございます。ですから、住民票で1枚ないし、2枚というのがございますから、枚数にすればいまいし多くなるというふうに御理解を賜りたいと思っております。経費でございますけれども電算の端末機の賃借料とか、あるいは電話回線の借料、保守、それからファクシミリの借用、こういったものが1日、約5,600円、私どもの試算ではかかるようでございます。

さらに人件費でございますけれども、正職員4名パート1名のうち、1人が担当していると、これは実質的には1名はいらないと思うんですが、住民登録等のプライバシーの問題がありますので、きちんと正職員がついているということでございます。これを、少し給与としては少ない金額でございますけれども、仮りに平均500万円の給与を払ったということになりますと、300日勤務ということにしますと、これが失礼しました、約550万に見まして300日勤務にしますと、1日約2万円になるわけでございます。合わせますと、1日当たりの経費が2万5,600円になるわけでございます。これを1件当たりコストを分けますと、25件

で割るわけでございます。証明等の交付に要するコストが約1,024円、約1,000円でございます。それから、この人件費を除けば1件当たり224円、ということになるわけでございます。このようなことを考えますと、地域の住民の要望、それからこのサービスの提案、こういったものを考えますと、非常にいいわけでございますけれども、総合的な行政の立場から考えてこのような経費が妥当かどうか、その辺を踏まえないとこの事業については着手できないのではないだろうか。議員さんの提言は10年後ということでございますので、たとえば、このシステムなり、それからソフトがかわってより発展してくる。市の職員がいなくても、住民の方が自分のカードを持ってきて、一定のお金を払えば、自分の証明を出せるというような、そういう方向になれば、経費の問題はクリアーできるのではないかと、というふうに考えております。いずれにいたしましても、先のコミュニティ施設のからみもございまして、十分検討いたしたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野隆君） それでは第3点目の老人福祉の今後についてのお答えをいたします。御質問の要旨は、老人の在宅福祉、または地域福祉をどうするかと、こういう御趣旨ではないかと思っております。昭和61年度の厚生省は、老人ホーム、保育所等の措置費の8割から5割の減額に対しまして、地域福祉予算は3分の1から5割という拡大をしております。ここには特徴的にあらわれていますのは地域福祉の拡大でございます。

そこで、私どもは、地域福祉の問題といたしましては、一つは人的要員の確保の問題が一つはあるんじゃないかと思っております。施設におけるサービスは、これは組織的な積み重ねでできるわけですけれども、戸別に地域にサービスすることになりますと、その人の技量なり、あるいは能力なりがかなり問われるわけでございまして、その辺の人材の養成なり、あるいは習練、そこにやはりかなりウェットがかかってくる、また、人材の確保、そこら辺のところ今後問題がひとつはあるんじゃないか、とこういうぐあいに考えております。

また、もう一つは、やはり総合性の問題といたしましては、やはり、紙おむつなり、ばんそうこうなり、ビニール袋なり、入浴サービスなり、ショートステイなり、総合的な要求があるわけでございますけれども、1人1人の要件をどのように把握するかというニーズの把握の問題と、それを総合的にどう展開するか、無料、有料を含めて、今後ともやはりその辺のところを総合的にどういうぐあいに展開していくか、という総合的な計画の立案、その辺のところ

今後の大きな課題ではなかろうか、と、思っております。

日野市におきましては、高齢者福祉対策協議会、を設置しておりますし、老人の実態調査等も行っており、福祉ニーズの把握に努めているところでございますけれども今後そのような総合的な計画の策定に取り組むべきというぐあいに考えているところでございます。

それから、さらに今後、有料、無料を含めて必要サービスを展開する上では日野市福祉事業団の活用、また、61年度からは老人給食も始めるつもりでございますけれども、また、さらに社協との役割分担を明確にした上での地域サービス、こういうようなことも今後課題として考えていきたい、というぐあいに考えております。

それから、最後に、3点目に障害者福祉の御指摘がございました。日野市につきましては、現在、つばさ学園において、精薄者のための授産施設をつくって進めておりますし、今年度からは、はくちょう学園をつくりまして、更生施設として、職業指導、また、生活指導をそこでやっていく、と、こういう計画で今後とも進むわけでございますけれども、総体的にやはり、雇用の促進ということになりますと、やはり、事業所での雇用、あるいは、所得の確保そこの辺のところは今後大きな問題になるだろう。そこで、やはり自立させるための施策としては、やはり所得の確保なり、それなりの保障なりを考えていく必要がある、そこにおける、やはり低賃金の問題があります。作業所、福祉作業所での所得はつばさ学園では月々大体3,000円という現状でございますので、その辺の格差をどう埋めていくかという問題がかなり大きな問題、そのところでの保護的な契約、雇用なり、保護がさらに必要になってくる、これはさらに国の施策でもやはり考えていただかなければならないというぐあいに思っているところでございますけれども、市としてもできるだけの努力はして、障害者の生活安定のために、自立のために今後とも努力をしていきたい、というぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君） 病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君） それでは私の方からは市立病院の充実について、ということのお答えをいたします。市立病院としましては、医療機械の整備については、59年度はX線テレビ装置の設置、それから昨年はCTスキャナーの導入、それから本年度は予算をお認めいただきまして、眼科用の治療器のレーザー光凝固の整備をしたところでございます。

市立病院として、ある程度の市民のニーズにこたえた医療を行うべき、という考え方から、先ほど御質問がありましたように、今後は人工透析の医療が必要だというふうに考えておりま

す。ただ、人工透析の治療の場合には、治療面積が大幅に必要でございますので、現在の施設では狭隘でございます。そういうことで、今後施設全体の利用計画の検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは最後の5点目の大きな項目のところでは2点御質問をいただいております。研修と、それから、人事異動ということでございます。

研修につきましては、先ほども言われております中間答申、そうしたものを踏まえてこれからしていくわけでございます。その前です。地方公務員法に基づきまして、これを受けさせる義務があるということになっております。研修です。そうした観点に立ちまして、日野市では御指摘のように二つの方法、オフ・ジョブとそれからオンザ・ジョブこの二つのお話をされましたんですが、オフ、言いかえれば離れたところということで自治会館、それからオンザにおきましては庁内の研修というふうな二つの研修を主体にしましてやっております。

それで、研修の目的といたしましては、御承知のように公務員としての倫理感、使命感、責任感の涵養を図るとともに、高度な知識技術を修得させる。という目的で、いま言ったような市町村研修所に派遣し、あるいは市独自の研修を実施して、職員の研修に当たってきたのが現実でございます。

それで、今後の問題といたしましては企業との交換研修も一つの方法でございますが、機構開発による研修の積み重ね、これはやはり、受ける職員1人1人が自分を開発していくんだという、その気構えこれがなければ、研修はただ題目に終わるということでその能力開発をここに求めて、今後、さらに重点的にやっていきたいというふうに考えております。

それで、それらのもとになります、59年度の実績をちょっと申し上げますと、全部で受けた職員が2,486ということでございます。

これは1,411の定数で割っていきますと、1.76という回数で、非常にほかの市よりも、いま言いました職場を離れた研修、あるいは庁内研修含めましてのトータルということが、非常に研修では回数は多いというふうに思っております。さらに、これを今御指摘のようなスペシャリストというような方向に向けてのまた研修の方向、しかたというものも十分に盛り込んでいきたいと思っております。

それから、2点目の異動の必要性ということにつきましては、職員の能力をよりふさわしい

部門でより、積極的に活用する。それから職員のマンネリ化による能率の低下を防ぐ、それから、職員の流動を通して組織の若返りを図る。組織の活性化ですね。それから職員の過不足を調整してそれらの、あるいは病弱者、そうした者に対しての人間関係の解消を図っていくというのが大きな必要性でございます。そこで、現在行われております、異動の基準といたしましては、人事異動が民主的に、かつ公平に実施されるということで、適材適所を図るためにこれらの基準で当たっております。一応の目安といたしまして、一般職については、同一職場におきましては4年、それから出先機関におきましては3年というようなことで、異動の対象にしております。

それから異動に対します自己申告の利用度はどうなのか、というお話でございますが、確かに自己申告につきましては毎年9月、それぞれの自己申告をちょうだいしておるわけですが、これらの自己申告も、年数回の人事異動にそれをからませまして、行っているわけですが、現在のところ約60%の希望どおりの人事異動を行っている次第でございます。

それで最後にスペシャリストとの関係でございますが、それは研修を通じてのスペシャリストということはひとつ言えると思うんですが、行政職を見ました場合、やはり、どこの市役所でもそうでございますが、大体事務については二、三年マスターしますと、それで新しい職場、あるいはそういうものに変えていくということで、この、二、三年がはたしてその人にスペシャリスト専門的なものになるか、どうかということは、やはり自己開発、そうしたもので取り組んでいくべきことでありまして、日野市におきましても、これだけの組織でございますので、そこに一定期間のスペシャリストということを、そして深く行政ができる機能と、研修を積んでいきたい、というふうな考え方にたってやっているわけでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野隆君） 一点落としましたのでお答えをつけ加えます。老人ホームの建設を市内にということでございますけれども、これにつきましてはすでに鈴木議員にお答えをしたところでございまして、いろいろな意味での、地域サービスをする上での拠点としてもやはり重要だということに考えております。

また、現在立川市と協定をいたしまして、至誠老人ホームのサービスも受けておりますし、今後はまた八王子側の方の分についてもやはり、今後そのような形のものも考える必要があると、いろんなことを考えながら小規模あるいはいろんな形でのサービスの展開を考えながら、

老人ホームの建設については前向きに考えていきたいと、こういうふうを考えております。

○議長（黒川重憲君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） どうも大変答弁ありがとうございました。ここで特に、都市基盤整備の中で公共下水道、10年後には非常に不確定要素もあるんだけれども、56%程度の普及率になって、さらに都市計画道路については、15年後になりますけれども、完成率は72%を目標に、と、こういった具体的な数字を示していただきました。こういう質問のしかた、大変意地が悪いかととられるかもしれませんが、（「悪くないよ、いいんだよ」と呼ぶ者あり）こういうことについて、ぜひ、いま都市計画の課長なり、それから下水道課長が話されたような仕事の進め方というか、こういうことが、いろんな部署でぜひ浸透してやっていただければ、非常にわかりやすいというか、市民も非常にわかりやすい。それで請願を出そうとしても、この地域はこういうものか、というようなこともわかりますし、家の前はどの程度になるか、というものもこういうことでわかってくるのではないかと思います。

ですから、要望にこれからなるわけですけれども、公共下水道、あるいは都市計画道路、こういったことにつきまして、ぜひ、内部資料としてのものじゃなくて、ぜひ市民と言うか、にわかる資料としての公開と言いますかね、そういうものをぜひ進めていただきたいと思います。

私は、こういったそれぞれの行政課題ごとに10年を展望したものができれば、それを合算すれば、一つの日野市の長期計画、10年後はこんなようなことがわかります、と、いうことができるんだと、何もむずかしいことじゃないなという感じがいつもしているわけです。これはやはり市民の要望にいつこたえるのか、それはこたえないものなのか、その辺をはっきりさせることにもなるし、そうした中で現状の課題をそれぞれが行政の中でまとめていただいて、それをどう解決するか、という討議を、ぜひ起こしていただきたい、と思うわけです。そういう意味で、私はさらに要望するんですけれども、結局、何と言いましても職員がやってもらう、立案するのは職員だと私は思うんですね。そういう意味で、職員の能力開発についての質問をしたわけですけれども、ひとつは、やっぱり、総務部長の御見解で両方の研修をよくやっていますというのはよくわかります。ただ私は時代がかわっていますから、生きた研修というか、そういうものをぜひやっていただきたいと思うんですね。たとえば、この近辺の私もよくわかりませんが、神奈川県政、こういったようなものについては非常に研究、それぞれの行政分野毎にの研究というか、そういうものは非常に盛んだというふうに聞いておりますし、そ

ういったような実態を神奈川の人から報告を、説明を聞くとか、それはみんな集まって、係長以上は聞いてみるとか、そういったオンザ・ジョブ・トレーニングをあんまり仕事から遊離させないで、ぜひやっていく必要があるんじゃないか。

それから私はこういった議会の一般質問というのは、恐らく私は担当の職員なり、あるいは係長の人は必ず聞いていただいている、というように思っていますけれども、私はやはり、ここで議員がいろいろ足りない面があるかもしれませんけれども、自分なりに考えて、あるいは調べてここで提言をする、とそれを部長さんが帰ってよく報告をしない、とは言いませんけれども、言っていることを活字で見ると、また聞きで聞くとじゃなくて、やっぱり、それぞれの行政分野の一般質問があれば、担当の分野の質問があれば、それは中で聞いてみるというのは私はこれは、非常にオンザ・ジョブ・トレーニングの中ですぐできることだと、いう感じがしております。

そういったようなことからいきますと、私は、それぞれのテレビの前にくぎづけになるというのは市民の皆さんにも悪いことになるかもしれませんので、課長さんなり係長さんなりの机のそばには、イヤホンでもあって聞けるとか、そういったようなことが議会と行政、あるいは係長さんまで議場に参加をしていただくというようなことがやられたら、非常に私は議会と行政とのつながりが一段と深まるような気がいたします。

そういったことを要請をしておきたいと思います。そういった意味で、毎年毎年同じような課題を申し上げて大変恐縮なんですけれども、市民の皆さん方の要望を、それは取り上げてくれるのか、取り上げてくれるんならいつ取り上げますという回答はしなくてはいけない、と思いますので、そういった意味での、10年先の町づくりを考えようというテーマで質問をさせていただきます。

時間がないようですけれどももし、市長の方から何かありましたら見解の表明をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　10年後を展望して、計画をもとと、こういうことでございます。できるだけそのとおりにいたしたいわけでありまして、今日、御披露一部をしたとおり、内部的には相当通ったものをもってはいるわけでありまして。ただ、一面の財政の裏づけとなると、極めて不安定と言いましょか、確実性が必ずしも確保できない、この恨みがあります。

それは国の補助金等がだんだんと薄くなる、こういうこともございますし、このことが一番困るわけでありまして、とりわけ、下水道や、都市計画事業につきましては、積極的な財政負担をしていただく、こういうことをいつも市長会等を通じてお願いをしている状況でございます。つとめて、物ごとを計画的に取り計らっていく御指摘には今後一層努力をすべきものだというふうに認識をいたしております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） ぜひ、そうしたことで職員参加、そして市民参加で、市民の要望する町づくりに向かって行政も一段の努力をしていただきたいことを要望して、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって21の1、10年先を目標とした町づくりを考えよう、に関する質問を終わります。

これより請願第61-2号、程久保662番地地域山林緑地保存に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第61-2号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第61-2号は、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第3、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、

閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第4、スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・公園対策特別委員長より、スポーツ・公園に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第5、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決しました。

次に、日程第6、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午後 3時20分休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項及び日野市議会会議規則第 8 1 条の規定により署名する。

日野市議会臨時議長 旗 野 行 雄

日野市議会議長 黒 川 重 憲

署 名 議 員 一ノ瀬 隆

署 名 議 員 高 橋 徳 次

署 名 議 員 奥 住 日出男

署 名 議 員 宮 沢 清 子